規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和5年6月19日	令和5年9月13日	不動産登記オンライン申請で、申請物権の入力が不動産番号と具体的所在で異なる場合の救済措置	不動産登記申請では、1.不動産番号を入力する方法と、2.具体的な所在や種類等をすべて入力する方法とがある。／不動産番号を入力すれば具体的な所在等の入力は省略できる規定になっているけれど、法務省は不動産番号を入力するときは具体的所在等も入力するよう行政指導をしている。／では、不動産番号と具体的所在等とが一致しない場合はどうなるのか？／この点、書面申請による場合は申請書に記載されたすべての不動産を受け付けなければならないから、不動産番号が記載された不動産と、具体的所在等が記載された不動産とが共に受け付けられ、その後に不要な申請物件について一部取下げ手続により訂正することになるだろう。／しかし、→	→オンライン申請においてはシステム上、不動産番号が優先され、具体的所在等などのように入力しても反映されないらしい。／そうすると申請情報としての補正も不可能であり、申請全体を取り下げるほかない。／もっとも、司法書士のブログ（https://tokuoyan-siho.hatenablog.com/entry/2020/11/20/102616）では不動産番号の入力を間違えたオンライン申請でも補正可能であったとするものがある。／そもそもデジタル・ガバメント方針からすれば、こうした単純ミスをなくすべく、オンラインソフトに不動産番号と具体的所在との整合性チェックを組み込むべきであろう。／そして、オンラインシステムがこうした機能を備えていない現状では、書面申請と同様、受付担当者による確認作業が必要であると考える。／現在のオンライン申請システムが受付作業を自動処理していると思っているのは、申請人側への影響を考慮していない政府の傲慢である。／オンライン申請において不動産番号と具体的所在とが不一致の場合、受け付けられていない申請不動産について書面申請と同様に受付担当者に受付義務を課し、訂正をさせるべきである。／オンライン申請との受付タイムラグが生じることになるが、これは書面申請において申請不動産の受付遺漏が生じた場合と同じである。／法務省がオンライン推進の立場を取るならば、入力間違いや申請人側の自己責任として押し付けるのではなく、まずもって入力間違いが起こらないプログラムの設計をすべきであり、それができないのであれば書面申請と同様のマンパワーで対応すべきではないか？	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記においては、書面申請であってもオンライン申請であっても、申請情報に不備がある場合は原則として却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には補正の機会が設けられています。	不動産登記法25条、不動産登記法25条ただし書き、不動産登記事務取扱手続準則31条4項	事実誤認	制度の現状に記載のとおり、オンライン申請であっても、申請の不備が補正をすることができるものである場合には、補正の機会が設けられています。 なお、申請用総合ソフトにおける物件入力の機能として、令和2年1月から登記事項証明書等にQRコード（二次元バーコード）が追加されたことに伴い、当該QRコード（二次元バーコード）を読み込むことで、不動産番号及び物件情報双方を自動反映させる機能を実装し、申請人の入力誤り等を減らす策を講じています。 また、令和5年4月から新たに開始したかんたん登記申請については、不動産番号を入力し、「所在・地番／家屋番号反映」ボタンをクリックすることで、当該不動産番号に対応する物件情報が自動入力される仕様となっています。そのため、不動産番号と具体的な所在の情報とが異なった状態で申請がされることは想定されません。	
2	令和5年6月19日	令和5年8月24日	実質的な被用者である個人事業主への労務管理	外食チェーンや小売業、ネット通販などの企業は超過勤務手当等の労務管理にかかるコスト負担回避を目的に、社員との雇用契約を業務委託契約に変更し残業や休日出勤が発生しても社員の自己責任として処理することが多くなっている。これは最近のトピックではなく生命保険会社における保険外交員でも用いられている手法で半世紀程度の歴史がある。言い換えれば それだけ の期間、制度について見直しが図られなかったことになる。 契約内容から推定し被用者だと認められるような個人事業主に対しては、契約主に労務管理の義務が発生するのだと明確にしてもらいたい。	これらの個人事業主には共通して売上額や配達数の厳しいノルマが課されており、それの達成状況により業務委託契約の継続可否が決定されるためそれの達成目的に長時間の労働を恒常的に行う。そのため健康への影響が出るのは不可避で、毎月過労死ラインを超過することが当り前となっている。しかし契約主（雇用主）となる企業には業務提携相手のトラブルであるため、労働安全衛生の確保義務が生じないどころか企業活動が滞ったことによる賠償請求を起こせる。 保険外交員に関しては、会社の健康保険・厚生年金および雇用保険には加入し給料天引きだが、住民税は特別徴収されず自身で納付書で払わなくてはならない。また年末調整も行われないため確定申告を行わなくてはならず、個人的に税理士や会計事務所と契約を結ぶ保険外交員も少なくない。 我が国における業務提携は本来の意味での業務提携とは程遠い内容のものが多く、長期的視点で見れば労働力の損失となっている。また長時間労働により家庭を空けることが多くなり、子供のヤングケアラー化など親からの養育を十分受けられない子供が今後も多く出ることが危惧される。	個人	厚生労働省	労働基準法の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいいます。 これに該当するかどうかは、事業に「使用される者」であるか否か、その対價として「賃金」が支払われているか否かについて、形式的な契約の形にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断しています。こうした判断の結果、労働者と認められる場合には、業務委託の形式になっていても、労働基準関係法令の適用があります。 このような労働者性の判断基準について は、令和3年3月に策定した、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」において明確化したところであり、引き続きこの周知を図ってまいります。	労働基準法第9条	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	不動産登記権利者の住所欄に住民票通りのスペースを登記すること	不動産登記における住所の記載は、住民票にスペースが記載されている場合であっても省略される取扱いになっている。／例外として、マンション名末尾の数字と部屋番号の数字との連続になる場合等その表示が不明確になる場合のみ、スペースを「_」で代替している（根拠不明）。／紙の登記簿に手書きしていた時代であれば、地面師さんたちが間賀時に登記簿の無断書換えを行っていた背景から、その空白に別の文字を加筆されない予防策として機能していたと思われる。／しかし、登記簿がコンピュータ化されそのリスクがなくなった現在、住所のスペースを省略する合理性はないと考える。／住所欄だけでなく氏名欄についても住民票に記載されている→	→スペースが省略される取扱いであるが、商業登記において商号にスペースが登記されているときはその まま不動産登記の氏名欄にもスペースを登記されている。／これは法務省が商業登記において登記しているからと説明されるけれど、そもそも商業登記の商号にスペースが登記可能になったのは平成14年の取扱変更からである。／すなわち、この時点から登記上のスペース徒省略の原則はルールとして撤廃したいえる。／また、不動産の住所変更登記業務化の先には自動化が必要であると考えるが、なぜそこまでしてスペースを省略することにこだわるのか？／住民票通りに登記しない弊害として、登記記録の閲覧者がこの変換ルールを理解しなければならないだけでなく、住民票とは別の箇所にあるスペースで区切られた2つの住所がスペースを省略されることによって区別できなくなるという不合理も生じ得る。／上記改さんリスクにしても、登記事項証明書には行末記号が表示されないから、行末に文字を書き加えて改ざんすることは現在でも容易である。／また、登記事項証明書の氏名欄は一律にスペースが表示される仕様になっているから、その間を別の文字で埋めることも容易である。／不動産登記制度が自治体が発行する住民票という制度の上に成り立っているのだから、どうしてもスペースを無くしたいのであれば、住民票を所管する総務省から通達を出して住民票のスペースを無くすところからルールを作るべきではないか？／情報を劣化させて転記している取扱いは、行政効率という点でも縦割り解消という点でも、プログラムによる自動処理時代を見据えたデジタル・ガバメントの価値観と相反するものであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	登記名義人の住所を登記する際、スペースは用いておりません。	なし	対応不可	不動産登記において、登記名義人の住所を登記するに当たっては、不要な空白が用いられることによって、住所が不正確に公示されることがないよう、スペースは用いないこととしていますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	
4	令和5年6月19日	令和5年7月12日	サ高住および見守りサービスの対象に65歳以下の障害者（および難病患者）を加える	障害者単身であっても安心した居住体制を構築するため、サービスの利用対象を拡大する。また難病患者はそのステータスをオープンにすると障害者以上の高確率で賃貸契約を結べないため、障害者手帳の有無にかかわらず不利益を被る状況となっているため同時に利用対象に加える。	サ高住は65歳以上の高齢者を利用対象としているため、それ以下の国民は障害者であっても利用することができない。障害者は非常時の連絡体制が担保されていない等の理由で民間の賃貸住宅や公営住宅への入居契約を拒まれていることが多い。しかし家族が高齢もしくは死亡により身寄りがいなくなり、単身生活を余儀なくされる障害者が今後多く出る見込みであり、それに対応した住居の確保が喫緊の課題だ。障害の種類や程度によっては介護による人的な見守りが常時必要な場合もあるが、それ以外の障害者に対しては本提案のサービスを利用し一定の自立を検討した生活を送れるようにしていただきたい。 見守りサービス（緊急通報装置）は民間及び自治体事業が主なので国が乗り出すことではなさそうだが、万が一の連絡体制が担保できれば賃貸契約を結ぶ家主や不動産仲介業者が増える可能性があるので遊休物件の減少につながり賃貸不動産市場の活性化にも寄与する。	個人	厚生労働省 国土交通省	サービス付き高齢者向け住宅の入居の要件につきましては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条に て、60歳以上の者または介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた60歳未満の者と規定しております。また、地域再生法第17条の7第1項に規定する認定市町村が、地域の実情に照らし、同法第17条の24第1項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、同法第5条第4項第10号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合には、当該要件に該当する者も対象に加えることも可能となっております。 また、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の給付又は貸与を行う緊急通報体制等整備事業については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業であり、地方公共団体により取り組まれております。 なお、障害福祉分野においては、グループホームを含む障害福祉サービスについて各市町村が地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定してその計画的な整備を推進しています。	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第二号） 第三条	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国民年金保険料の学生納付特例制度の更新手続きについて	紙で更新手続きをしているが、それをオンライン申請に変更する。 新たに在籍校を変更したときは、紙で申請し、在籍校が変わらないときはオンライン申請にする。	大学を変えて新たに学生証を提示しなければならないときは紙で更新する必要性は理解できる。しかし、同じ大学で、新たに学生証を提示する必要もないのにわざわざ紙で再度申請するのは、行政コストがかかるだけと思います。 また紙で申請する必要性を感じられない。しかもその紙には、年金の個人番号や住所、氏名、電話番号など個人情報が記載されており、郵便職員が紛失したときに個人情報が流出したときのデメリットが大きい。 申請をオンラインに変えた後の評価方法については、アンケート調査によって満足度によって判断すればいいと思う。	個人	厚生労働省	同じ学校に在学中である場合の2回目以降の申請については、卒業予定年月まで改めての学生証の添付は不要としております。 また、学生納付特例の申請については、令和4年5月11日より、マイナポータルからのオンライン申請を開始いたしました。オンライン申請においては、学生証を撮影し画像データを送付することで手続きが可能です。 なお、マイナポータルでの申請各等に対しては、次年度の申請が必要となる時期にあわせ、マイナポータル上の「お知らせ」あてに申請のお知らせをお送りしています。	国民年金法第90条の3 国民年金法施行規則第77条の4	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
6	令和5年6月19日	令和5年9月13日	適用事業報告の廃止について	労働基準法施行規則第57条第1号において、様式第23号の2による報告、適用事業報告をしなければならないと定められている。労働者を使用した場合に所轄労働基準監督署長宛てに報告しなければならないものである。 この条文は不要と考えるので労働政策審議会に廃止の検討をしてみてはどうかと考える。	労働基準監督機関が事業場を把握するためのものとして定められたと思うが、労働者災害補償保険法によって、労働者を使用する場合には労災に強制加入させられており、労災保険成立届を提出しなければならないため把握することは困難とはいえず、事業主に二重の手間をかけている。労働基準監督署に対して、これを提出していないことで行政指導をしたことや搜査をしたことがあるのか尋ねるとないと回答された。そもそも厚生労働省のウェブサイトでは様式のダウンロードしか案内しておらず、岩手労働局などの地方労働局がウェブサイトで法令の趣旨を説明しており、厚生労働省本省が重要視していないことは明らかである。 建設現場等は労働安全衛生法令で特定元方事業の開始報告が義務づけられ、監督機関が把握できると思われるし、そもそも厚生労働省のウェブサイトで労災隠しほど提出を徹底するように呼びかけているとは思えず、民間企業のウェブサイトが上位に来ていて積極性を感じられない。 廃止しないのであれば労災保険成立届の提出することでこれを提出したということで労働基準局長名で各労働局長宛てに通達してほしい。 これが実現した場合には会社に二重負担がなくなり、行政への問い合わせや手続きの時間や手間が削減できる。	個人	厚生労働省	適用事業報告は、労働基準法第104条の2及び労働基準法施行規則第57条第１項第１号の規定に基づき、事業を開始した場合にその報告を求めるものです。	労働基準法第104条の2 労働基準法施行規則第57条第1項第1号	その他	適用事業報告は、労働基準法の施行に必要な行政監督のために求めているものであり、労災の保険関係成立届とはその用途が異なるものと考えております。 また、適用事業報告の様式第23号の2においては、労災の保険関係成立届では把握できない、満15歳未満の通勤・寄宿別の男女の労働者数や坑内労働者を使用する場合の労働者数の情報も含まれており、労災の保険関係成立届を届け出る必要がない事業に関する情報を得ることも可能であるため、廃止した場合に支障が生じうること等を踏まえて慎重な検討が必要となりますが、いただいた提案につきましては今後の参考とさせていただきます。	
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	定款で定める会社の本店所在地の最大区画を市町村から日本国内とすること	会社法27条3号は、定款の絶対的記載事項として本店所在地を定めている。／根拠不明であるが、実務上、定款の本店所在地として市町村まで明記しなければならないとされている。／しかし、会社法制定以前の商業登記法旧27条で同一市町村内での同一商号が禁止され、商法旧233条で株主総会の招集を本店所在地とするとされていた時代であればともかく、会社法制定によってこれらの規定が削除された結果、本店所在地を市町村単位で定款に規定する意義は失われている。／会社の商号を株主が決定する前提として同一商号規定に抵触しない市町村を株主が選択する必要があったにせよ、その規制が撤廃された現在、営業の本拠地がどこにあるかは→	→営利事業に出資する者にとって本質的要素ではないからである。／実務上も、創業の地に登記上の本店所在地を残し、事業の拠点を大都市に移転している企業が多数あり、営業の本拠についての規制は事実上空文化している。／法務省は旧規制改革49回答で支店の実体を有しているにも拘らず支店登記をしない場合は会社違反になり得ると指摘しているが、そうであれば登記を移さずに本社機能を移転した大企業も同様に会社法違反であろう。／登記と実態との乖離を解消するには、取締役会の判断で両者を一致させられるようにすべきである。／この100年で経済活動の広域化は著しく進み営利法人として迅速な意思決定が求められる企業経営において、100年前の想定で市町村をまたい片本店移転についてまで株主総会の決議を要求するとするのは日本企業の国際競争力という観点から時代錯誤である。／特に会社法自体が迅速な意思決定という大義名分で株主自身の持分を希薄化させることまで取締役会に権限移譲を認めているにもかかわらず、本店所在地の市町村を株主総会の専決事項としているのはバランスがとれていない。／株主総会をオンラインで開催できる時代に、事業の本拠にどのような意味があるのか？／もちろん、株主が本店所在地を厳密に定めたいとの希望があれば市町村でも番地でも細かく定款に規定すればいい。／しかし、世界的に活動している企業さえ事業の本拠を取締役会の判断で移せないという現在の規制は無益である。／法律の規定としては、会社法の規制が及ぶ内国法人であることを取締役裁量の限界とすること、すなわち定款の本店所在地規定の最大単位は「日本国内」とすべきであると考える。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、株式会社の定款には、「本店の所在地」を記載又は記録しなければならず、定款変更には株主総会決議が必要です。	会社法27条3号、466条	対応不可	会社の本店は、会社の住所（4条）、専属裁判管轄（835条1項、848条等）、登記の管轄（911条1項、915条等）、各種重要書類の備置き場所（定款（31条1項）、株主名簿（125条1項）、株主総会・取締役会の議事録（318条2項、371条1項）、計算書類等（442条1項）等）等、多数の重要な法的効果と結び付けられていることから、会社法はこれを定款への記載事項とするとともに、その変更には株主総会決議を必要としているものです。 このような本店所在地の意義に鑑みると、会社の本店の所在地の最大区画を「日本国内」とすることは相当ではないものと思料します。	
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制について、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止し、営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）に見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法（2021年11月22日施行）において、銀行本体の付随業務として、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への一層積極的な取り組みを進めていくため、銀行に課されている業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止していただきたい。 ○営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）となれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たせると考える。 ○また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内閣総理大臣の認可を得る必要がある。 ○さらに、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は発知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23 銀行法施行規則第17条の3、第34条の16	対応不可	2021年11月に、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、業務範囲規制等の見直しを行った改正銀行法等が施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスク上の問題はないと考える。 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を含めた事業承継の相談が多く寄せられている。また、銀行が提供する遺言信託および遺産整理業務の申込者・相続人からは、相続人名義の不動産の売却・整理等を含めた相続の相談が多く寄せられている。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項、第52条の23第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	2. 不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取り扱いが認められていることは不合理である。 ○2002年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフッティングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念することで等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや提案に応えられないケースがある。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することには問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しいや、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２－２(４) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－４－２－２(４)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念することで等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（「その他の付随業務」の範囲）と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２－２(４) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－４－２－２(４)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念することで等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（2021年8月30日公表）においては、継続的顧客管理について、2024年春までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされるまたはなされた機会をとらえて、随時に取引時確認を行うことにより、（中略）義務を顧客等に課すことができる」と回答しているが、特定取引（注）がなされる機会は限定的である。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ることを含めて、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされており、当該機会における取引時確認だけでは不十分なケースもある。 （注）200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引。 また、警察庁・金融庁は「約款において、本人特定事項に変更があった場合または特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨およびこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことで可能」と回答している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」とされ、同ガイドラインのFAQにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な状況になった場合、当該顧客に対してどのような制限を行うことが必要かということを、リスクに応じて、総合的に検討する」とされる中、顧客からの回答がないことのみをもって取引制限をすることは困難である。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じることとされています。 また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、 ・取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること等を含めた、継続的な顧客管理を実施すること ・必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること 等を求めるとともに、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設け、各業態団体を通じて、各金融機関等に態勢の整備を要請しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条、第7条 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（Ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	現行制度で対応可能	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えております。 これらの点については、特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができるほか、その他の機会に顧客に質問する場合でも、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなると考えております。 また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」にもあります通り、「調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずること」により、顧客からの回答がないという事実をもって顧客リスク評価を見直すことも可能と考えます。同FAQにおいては、「調査に応じてもらえない場合や、郵送物が届出住所に到達しない場合には、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえて、例えば、顧客リスク評価を高リスクとすることが考えられ」るとしており、回答のない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示しておりますので、ご参照ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
14	令和5年6月19日	令和5年7月12日	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることを可能とする。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・実質的支配者情報が変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。 ・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されている。 ・法人が実質的支配者リストの写しを銀行等に提出する制度であり、銀行が商業登記所から直接受け取ることができない。 ○行政が全法人の実質的支配者情報（出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2～4号に規定する類型）を含む）を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。 ○昨年度要望に対し、法務省・財務省・警察庁・金融庁は「法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、（中略）マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省 警察庁 財務省 金融庁	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。 この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。 この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定・公表した行動計画（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）	その他	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努めてまいります。 また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させるものもあるとされており、今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定です。 なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。	
15	令和5年6月19日	令和5年7月12日	8. 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される情報（基本4情報＜氏名、生年月日、性別、住所＞）に氏名読み仮名を追加する。	○2016年1月より、行政機関等に限られていた公的個人認証サービス（注）の対象が民間事業者へ拡大され、銀行も同サービスを活用することで、初回取引（口座開設等）の際に、申込者の実在性、および基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を正確・確実に把握することが可能となった。 （注）マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を活用した本人確認手段。顧客は、ICカードリーダライタやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信。民間事業者は、顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行う。 ○また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）により、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定であり、これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすることなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる。 ○現在、法制審議会では、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることについて検討が進められている。これが実現した際に、公的個人認証サービスで取得可能な情報として、氏名の読み仮名が追加されれば、銀行の顧客情報データベースの精度が向上する。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省 デジタル庁	本人同意に基づく最新の住所情報等の提供においては、氏名、生年月日、性別及び住所を提供しており、氏名の振り仮名は提供されていません。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第7条第3号、第18条第3項	対応	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第4条の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日より、署名用電子証明書の記録事項として氏名の振り仮名が追加され、本人の同意に基づく最新の住所情報等の提供においても、氏名の振り仮名が提供されることとなります。	
16	令和5年6月19日	令和5年7月12日	11. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。	○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備えた生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」と回答している。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォンアプリ等による完全非対面で契約が完結する保険等では、圧力販売は生じ得ないと考える。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。 2019年7月16日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靭化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。 (b) 融資先（従業員50人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。 (c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する 特例地域金融機関（注）は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 （注）特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下（特例地域金融機関でない場合50人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。 (d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する 非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
17	令和5年6月19日	令和5年7月12日	12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。	○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すら できないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより、顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「11. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
18	令和5年6月19日	令和5年7月12日	13. 保険募集先における影響遮断および保険募集先の確認に係る口頭説明の許容	保険募集における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 　書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注)銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、義務的な契約まで他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、あらかじめ、顧客に対し、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことが求められます。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、銀行等による優越的地位の不当利用を禁止する等の観点から、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことを求めるものであることから、口頭説明のうえ事後の書面交付を認めることについては慎重に検討を行う必要があります。 なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取り扱うことはできません。	
19	令和5年6月19日	令和5年7月12日	14. 銀証間の情報授受規制の撤廃	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有については、事前の同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資促進にもつながるため、政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものと考える。 ○金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の中間整理（2022年6月22日公表）において、中堅・中小企業や個人顧客に関する規制の取り扱いについては引き続き検討していく課題である、とされており、今後も前向きな検討を期待する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第4号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行いました。 中堅・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのように つながり得るかという観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
20	令和5年6月19日	令和5年7月12日	15. 確定拠出年金運営管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	確定拠出年金の加入者等の安定的な資産形成を図る観点から、加入者等からの求めに応じて、確定拠出年金運営管理機関が個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とする。	○確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運営管理業務を行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供は行えるものの、個別の運用商品の推奨は禁止されている。 ○現状、確定拠出年金運営管理機関である銀行において、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的にどの商品で運用するかについて相談に応じてほしいとの声が寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に応じることができない状況にある。 ○確定拠出年金運営管理機関が加入者等の適合性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことが可能となれば、運用相談に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、当該加入者等の安定的な資産形成を図ることにもつながる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという確定拠出年金運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	運営管理機関は、確定拠出年金法第100条第6号において、金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除き、特定商品の推奨を行うことは禁止されています。	確定拠出年金法第 100 条第6号、第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第2号	対応不可	現行法制の下でも、客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分モデルを複数示すことのほか、それぞれの商品区分にどのような運用商品があるかを提示（複数ある場合は複数）することは特段問題ありません。 その上で、確定拠出年金運営管理機関（いわゆる金融機関に限らず）が、個別の運用商品に係るアドバイスを可能とすることについては、例えば高い信託報酬手数料の商品を優先的に推奨するといった顧客本位でない商品提案がなされる可能性もあるところ、慎重に検討する必要があります。	
21	令和5年6月19日	令和5年7月12日	16. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7年）を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納業等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない（現場の混乱を招いている）。 ○税金・公金・公共料金の支払いが テロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年度から納付書に地方税統一QRコードが付される予定である。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より国または地方公共団体に対する金品の納付または納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニにふる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由を明確に示していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。対応の概要欄において「法」といいます。）第4条の特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第22条、第23条及び第24条	対応不可	国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い（以下「公金納付等」といいます。）であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があります。 また、公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。 FATF勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し、迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところです。 したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えております。 なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないところですが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要であると考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和5年6月19日	令和5年7月12日	17.「無責任な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下の取引について、「無責任な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「無責任顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「無責任顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「無責任顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「無責任顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。 幼稚園の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁 文部科学省	金融機関等の特定事業者は、顧客との間で特定取引（10万円を超える現金送金等）を行う際には、原則、本人特定事項の確認（取引時確認）を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小学校等に対する入学金、授業料その他これに類するものの支払に係る取引は、無責任顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条、第6条及び第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条、第7条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第1号）第4条	対応不可	(a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が定められており、生徒の実在性が担保されていることから、無責任顧客管理が認められております。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定がなく、他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていないことから、無責任顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知しているところです。 (b) 幼稚園については、法令上、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、学齢簿の作成や義務教育学校の卒業等を入学資格とする他の学校と比較して園児の実在性が担保されていないことから、無責任顧客管理を認めることは困難です。	
23	令和5年6月19日	令和5年7月12日	18. 個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○2021年5月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布（ともに3年以内施行）された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。 ○また、政府において、①引越しワンストップサービス（注1）、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み（注2）、③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み（注3）について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めることにより、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報（住所・氏名等）を更新できるようにしていただきたい。これにより、顧客が取引のある銀行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 （注1）引越しの際に必要となる行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越しポータルサイト」（民間事業者が提供）で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象手続きの拡充等の検討が進められている。 （注2）「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）において盛り込まれた（2年以内施行）。 （注3）「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（2021年5月19日公布）において盛り込まれた（3年以内施行）。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 ①引越しワンストップサービス 「デジタル・ガバメント実行計画」（2020 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、デジタル庁において、引越しに伴う電気・ガス・水道・金融機関等の民間手続及び自治体への転出・転入等の行政手続き、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス（OSS）」の推進に取り組んでいます。 民間手続については、2021年度は、ポータル・プラットフォーム事業者等の公募を行い民間の引越し手続における①マイナンバーカード（特に公的個人認証）の活用、②データ標準、③マイナポータルとの連携等について、意見交換等を行っている所です。 ②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができることとされました。 ③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み 「マイナンバー制度及び国と地方の デジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項（氏名、住所及び生年月日）及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第48条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項 ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第9条	対応	引越しワンストップサービスについては、引き続き、関係省庁や自治体、民間事業者等と連携しつつ、推進して参ります。 最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和5年5月よりサービスを開始しております。 また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、令和6年度中の運用開始に向け、準備を進めております。	
24	令和5年6月19日	令和5年7月12日	19. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況に変更があった場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これについて内閣総理大臣への届出等を行っており、確定拠出年金運営管理機関となっている銀行は、重複した行政手続きを行っている（「No.32」参照）。 ・認定経営革新等支援機関は、事務所の所在地や役員に変更がある場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、認定経営革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（「No.33」参照）。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・経済産業省・厚生労働省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 経済産業省 厚生労働省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）では、法人系のベース・レジストリにおいて、登記等の基本情報を共有することによる変更手続省略等、申請者や書金者の負担軽減に向けた制度やシステムの検討を進めることとしています。 また、法人・個人事業主向け共通認証システムであるGBIZ ID について、連携行政サービスの拡充を進めるとともに、商業登記電子証明書や民間サービスとの連携について、整理・検討を進めることとしております。	なし	検討を予定	制度の現状欄で記載したとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向け、引き続き取り組んでまいります。	
25	令和5年6月19日	令和5年7月12日	20. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答を電子化する。	○2020年4月の民事執行法改正において、強制執行の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産に関する情報を、債務者以外の第三者から取得できる手続きが新設された。 ○本手続きにおいて、裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により行わなければならない。 ○これらが電子化されれば、ペーパーレス化による債権者・裁判所・金融機関の書面取り扱い負担の軽減、回答の迅速化に資すると考える。 ○本年8月5日、法制審議会の部会において、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられており、今後、民事執行等に関する手続のIT化に向けた具体的な検討が進められるものと理解している。この検討の中で、本要望の実現に向けた検討も進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	御指摘のとおり、債務者の預貯金債権等に係る金融機関（銀行等及び振替機関等）の情報の提供は、書面でしなければならないものとされております。	民事執行法第207条、第208条	対応	令和5年6月6日に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）が成立し、民事執行法が改正されました。この改正によって、裁判所から金融機関（銀行等及び振替機関等）に対する債務者の預貯金債権等に係る情報の提供の命令及び金融機関から裁判所に対するその情報の提供は、インターネットを使用してすることができることとされ、電子化されました（改正後の民事執行法第19条の2、第20条、民事訴訟法第109条の2、第109条の3）。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
26	令和5年6月19日	令和5年8月24日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担（現物保管、期日管理等に係る負担）が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (a) 税務署からの納税に係るロ座振替依頼 国税の振替納税（注）については、納税者がロ座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行のロ座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 （注）納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税（申告所得税、消費税等）を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 しかし、申請期限を超過したロ座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されている。 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係るロ座振替依頼 高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係るロ座振替依頼については、一部の年金事務所から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。 (c) 自衛隊からの各種振込依頼（委託国庫送金の書面での依頼） 自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される（委託国庫送金の書面での依頼）。 (d) 防衛省共済組合からの各種振込依頼 防衛省共済組合からの各種振込依頼については、銀行の営業店に対し、書面で送付される。 (e) 戦没者等の遺族等に対する記名国債（特別弔慰金国庫債券）の交付 戦没者等の遺族等に対する弔慰金は、記名国債（特別弔慰金国庫債券）をもって交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記名国債の交付や償還金の支払いに係る事務負担が重くなっている。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。また、戦没者等の遺族等に対する弔慰金が記名国債の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、受取人（遺族等）の利便性も向上すると考える。 ○なお、(a)の昨年度要望に対し、財務省は「検討を予定」としつつ、「書面の納付書を送付しているのは、振替対象件数が少ない消費税中間分等である」と回答しているが、銀行にとっては、オンラインでのデータ交換方式を導入している場合でも、消費税中間分等については例外的な対応が必要となり、懸勢整備が負担となっている。早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	財務省 厚生労働省 防衛省	【デジタル庁・厚生労働省・防衛省】 デジタル手続法において、処分通知等をはじめとした国の行政手続を、最初から最後までデジタルで完結させるための基本原則を明確化しております。 【財務省】 国税のロ座振替に係る納付書は、データ交換方式（DVD又はe-Tax）と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残りの約3%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。	【デジタル庁・厚生労働省・防衛省】 デジタル手続法第2条 【財務省】 国税通則法第34条、34条の2	【デジタル庁・厚生労働省・防衛省】 現行制度下で対応可能 【財務省】 検討を予定	【デジタル庁・厚生労働省・防衛省】 デジタル手続法の基本原則に基づき、各個別手続についてはその性質を踏まえつつ所管府省等においてデジタル化を検討・実施していると承知しております。 【財務省】 現在、紙の納付書を送付している消費税中間分についてオンライン化を検討しており、今後、金融機関と当庁間でのテストの実施、導入可否や導入時期などについて金融機関の皆様にご意見を伺いつつ、検討を進めていくこと存じています。 なお、データ交換方式の⅔もDVD方式については、2024年4月以降の物流業界の動向（いわゆる「2024問題」）により、DVDの搬送期間等への影響が生じる可能性があるほか、DVD方式で使用しているDVDの取扱業者が減少するなどDVD方式の継続が困難になる可能性があります。 このため、当庁においては、こうした課題に対応するとともに、ロ座振替に係る納付書の送受付事務のオンライン化を進める観点から、従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組んでおりますので、ご協力いただきますようお願いします。	
27	令和5年6月19日	令和5年7月12日	22. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。 特定業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。	○小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○これらの共済制度の実施主体である中小企業基盤整備機構や勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○昨年度要望に対し、経済産業省は「中小企業基盤整備機構では、（中略）契約の申込手続きは令和5年度中にオンライン化を実現するために調達に向けた準備を進めている」と回答しており、実現に向けて着実に準備を進めていただきたい。勤労者退職金共済機構の実施主体である中小企業退職金共済制度についても、同様に申込受付のデジタル化に向けて検討いただきたい。 ○また、特定業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジーまたはロ座振替）による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省 経済産業省	【厚生労働省】 【中小企業退職金共済制度について】 ○　中小企業退職金共済の掛金は、共済契約者の口座からの引き落としにより納付いただくことから、新規加入を希望される事業主の方には、新規申込みと同時に金融機関届出印の押捺された口座振替依頼書を提出いただいているところです。このため、申込みのオンライン化につきましては、書面以外の方法による口座振替依頼への対応と併せて検討する必要があります。今後金融機関側で、届出印が必要とされていることについて見直し等の動きがあれば、それに対応した取組を検討していきます。 ○　特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への証紙貼付の方法を設けています。建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかったところです。 　また、建設業以外の特定業種についても、電磁的方法を導入する場合、システムの構築及び運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要となります。 【経済産業省】 中小機構では、オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年10月25日）を踏まえ、令和5年度中に小規模企業共済・中小企業倒産防止共済の加入手続きおよび掛金月額変更等の異全手続きについて、令和7年度中に共済金の請求その他すべての手続きについて、オンラインで申請ができるように準備を進めています。	【厚生労働省】 中小企業退職金共済法第44条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日厚生労働省告示第191号 【経済産業省】 ・小規模企業共済法施行規則 ・中小企業倒産防止共済法施行規則	【厚生労働省】 その他 【経済産業省】 対応		
28	令和5年6月19日	令和5年8月24日	23. 利子補給事業における各種申請書等への押印の廃止等	利子補給事業における各種申請書等への代表者印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。	○①新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における「利子補給金交付申請書 兼 実績報告書」（一部の地方自治体）や、②内閣府の「総合特区支援利子補給金」および厚生労働省の「雇用創造プロジェクト関連利子補給」における利子補給契約書で代表者印が必要となっている。また、これらの書類は郵送による提出が求められている。 ○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の代表者印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととすることで、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。 ○昨年度要望に対し、内閣府・厚生労働省は、「契約の法的安定性を図る」観点で押印が必要であるとしている。しかし、内閣府・法務省・経済産業省は、「押印についてのQ＆A」（2020年6月19日公表）において、「契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない」との解釈を示し、民間に押印慣行の見直しを促している。行政機関と民間との契約についても、本Q＆Aの考え方と同様、必ずしも押印は必要ないと考える。 ○また、昨年度要望のうち、新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における利子補給金交付申請書の押印廃止については、回答が示されておらず、早期に回答を示すとともに、実現に向けて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	経済産業省 内閣府 厚生労働省	【経済産業省】 ご指摘の新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資について、国としては押印を求めておらず、一部の自治体が金融機関に求めている状況です。 昨年度、本事業の基金設置法人である中小企業基盤整備機構を通じて自治体に押印を求めないよう協力依頼を行っております。 【内閣府】 総合特区支援利子補給金 利子補給契約書について、電子契約での取り交わしを可能とするため、令和5年3月3日付けで「総合特区支援利子補給金交付要綱」を改正し、電子により契約書を作成する場合の取扱いを明記しました。 これにより、令和5年4月以降に貸付を実行し、内閣府に総合特区支援利子補給契約の申込みを行う際、電子契約書による利子補給契約締結を選択することが可能となっており、この場合、契約書への代表者印の押印は不要となります。 なお、利子補給契約書以外の利子補給事業に関する全ての提出書類については、令和4年1月に押印を廃止し、電子データによる提出が可能となっております。 【厚生労働省】 （地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）及び地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）について） 　地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）及び地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）関連融資利子補給金）における各種書類のうち、利子補給契約書については、押印をすることとしており、郵送での手続きをお願いしております。 一方、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、押印を廃止するとともに、電子メールによる提出が可能となっております。	【経済産業省】 なし 【内閣府】 ・総合特別区域法 ・総合特別区域法施行規則 ・総合特区支援利子補給金交付要綱 【厚生労働省】 雇用保険法施行規則第140条の2第2項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則	【経済産業省】 現行制度下で対応可能 【内閣府】 対応 【厚生労働省】 対応	【経済産業省】 国としては押印を求めていないため、現行制度で対応可能。 すでに本事業の基金設置法人である中小企業基盤整備機構を通じて自治体に協力依頼を行っております。 【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 （地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）及び地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）について） 　利子補給契約書について、電子契約での取り交わしを可能とするため、今年度中に「地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」及び「地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱」を改正し、電子により契約書を作成する場合の取扱いを明記する予定です。 　これにより、令和6年度以降に貸付を実行し、上記交付要綱に基づいて厚生労働省に利子補給契約の申込みを行う際、電子契約書による利子補給契約締結を選択することが可能となるため、この場合の契約書への代表者印の押印は不要となる予定です。 　なお、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、代表者印の押印を廃止するとともに、電子メールによる提出も可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。	
29	令和5年6月19日	令和5年7月12日	24. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 ―　2011年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている（会社法上は、2005年の改正により措置された）。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行（例えば、銀行持株会社傘下の銀行）。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書（大会社の場合）を公告するのみであり、中間事業年度や連結の決算公告を求めていない。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、廃止は困難である」旨の回答が示されている。しかし、銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公衆縦覧に供しており、十分な情報開示を行っている。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、その中間事業年度ごとに中間貸借対照表等を作成し、また、その事業年度ごとに貸借対照表等を作成し、それらを公告する必要があります。 なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に依ることとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、預金者等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
30	令和5年6月19日	令和5年9月13日	25. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 ○総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請（注）を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地方自治体から出納（収納）取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。 （注）2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業（以下、重点事業）について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。 ○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。 ○昨年度要望に対し、総務省は「今後も、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく」と回答しており、本要望も含めて対応を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	(1) 地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。 (2) 地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の2第3項 (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3第2項	(1) 対応不可 (2) 検討を予定	(1) 指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必要と考えています。 御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができて、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより確実に損害へ充当することが可能となるものです。 なお、担保提供義務のない指定代理金融機関、収納代理金融機関が破綻した場合においては、指定金融機関が責任を負うこととなっています。 (2) 一方、地方公営企業に係る金融機関については、複数の金融機関を指定することができることとされ、それぞれの金融機関が個別に責任を負うこととなっています。 現行制度においては、これら全ての金融機関に対して担保提供義務を課しているところ、収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討してまいります。	
31	令和5年6月19日	令和5年7月12日	26. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 ― 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日（公示日・告示日）および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める（届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする）扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ― 2019度要望に対する総務省の回答は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。（中略）立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができなくなる」。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化（代理店での供託事務の廃止）も検討していただきたい。 ○なお、2020年度要望および2021年度要望ともに回答が示されておらず、早期に回答を示すとともに、実現に向けて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。	公職選挙法 第86条、第86条の2、第86条の3、第86条の4、第92条 公職選挙法施行令 第88条、第88条の3、第88条の5、第89条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされています。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなることから、提案への対応は困難と考えます。 なお、供託者が遠方の日本銀行本支店・代理店に往訪する負担を軽減するほか、現金取扱いに係る行政手続コストを削減するため、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進する必要があると考えており、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しているところです。	
32	令和5年6月19日	令和5年7月12日	28. 業務報告書等の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものであればオフサイト・モニタリングで徴求可能である。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行っていく」と回答しており、例えば、以下の簡素化について早期に検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況等）を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称（事業報告、有価証券報告書等）を記載するのみでよいこと（参照箇所の記載を不要）を明確化する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条	検討を予定	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることや項目を削減することは困難です。他方で、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行ってまいります。	
33	令和5年6月19日	令和5年7月12日	29. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役が、グループ内の会社の常務に従事する場合の認可を不要とする。	○銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ○他の一般の会社の常務に従事する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制としていることは理解できるが、グループ内の会社の常務に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「利益相反等の観点から、措置は困難」との回答が示されたが、別途、銀行法において利益相反管理態勢の整備が求められていることを踏まえれば、認可制は過剰な規制であると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされています。	銀行法第7条、第52条の19	対応不可	銀行の取締役の兼職については、本業専念による効率性の発揮や利益相反防止等の観点から制限がかけられているものです。取締役の兼職がグループ内会社であってもその趣旨は当てはまるものであるため、こうした観点を含め、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 また、銀行持株会社の取締役の兼職についても、法令上、認可を受けることが前提とされていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスが不要とまではいえず、措置は困難です。	
34	令和5年6月19日	令和5年7月12日	30. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知（候補者の氏名、選任理由等を記載）を金融庁に送付することで、代替可能であると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第3号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
35	令和5年6月19日	令和5年7月12日	31. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。	○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。 ○当該届出書には、「営業所の新所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。 ○特に、「新営業所の概要」(土地の面積、建物の延面積、営業室の面積等)、「開発費用」(土地取得費、建物建築費等)、「業績実績・予想」(預金・貸出・損益・人員の実績と予想)の作成負担が重く、記載事項の簡素化(削減)を検討していただきたい。 ○店舗内店舗方式の移転の場合は、既に届出を行っている支店内への移転となるため、上記に加え、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」の記載および変更後の営業所の場所を示した地図・営業所の略図の添付も不要としていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第8条第1項 銀行法施行規則第9条第1項、第2項 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-1、別紙様式4-2、4-2の2	検討を予定	銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みたものでありますが、銀行における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか検討を行います。	
36	令和5年6月19日	令和5年7月12日	32. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の兼職状況」および「役員の電話番号」の届出を廃止する。	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があり、この申請書には、「役員の兼職状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職状況」の記載を不要としても問題ないと考える。本届出の廃止、または、「No.19 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。 ○また、登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名や当該銀行の役員の兼務状況等を記載する必要があります。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ること規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	その他	確定拠出年金運営管理機関の役員の兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とはその内容が異なることからご提案に対応することは困難です。 なお、登録申請書に添付する役員の履歴書の記載事項とされている役員の電話番号については、廃止する予定です。	
37	令和5年6月19日	令和5年7月12日	33. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所の所在地、(b)役員、(c)統括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 (b) 役員 銀行は、役員の選任・退任について、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、本件届出は不要と考える。 (c) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえると、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。 ○本届出の廃止、または、「No.19 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 経済産業省 金融庁	以下のように、現状、「事務所の所在地」「役員」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に、届出を行う必要があります。 まず、銀行は、「事務所の所在地」「役員等」等の変更について、内閣総理大臣に届出を行う義務があります。 また、経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所の所在地」「役員」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」について申請書に記載して提出する義務があるほか、この認定を受けた以降にこれらの事項について変更が生じた場合は、届出を行う義務があります。このため、銀行が、経営革新等支援機関の認定を受ける場合には、当該申請書を提出する必要があり、この認定を受けた以降にこれらの事項に変更が生じた場合には、変更の届出を行う必要があります。	銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第35条第1項、 中小企業等経営強化法第31条第1項、第3項及び第4項、中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第2条及び第3条	検討に着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略＝ワンスオンリー(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステムの論点の検討を進めております。 【デジタル臨時行政調査会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/ (第7回) 資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗と デジタル臨調の今後の検討課題(p11,12) 【デジタル臨時行政調査会作業部会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/ (第18回) 資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第19回) 資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第20回) 資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第21回) 資料1 ベース・レジストリと制度的課題について 具体的には、現状は、法人の各時や本店所在地、役員が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を求めているこち、制度間で共通する情報について行政間がバックオフィスで情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的な法整備やシステム整備の検討を進めています。 ご指摘いただいている点は、中小企業等経営強化法の変更届出等において共通する項目については、届出等の省略ができるのではないかという御要望であると認識しております。 また、統括責任者、統括責任者を補佐する者に関するご指摘については、認定経営革新等支援機関制度の適切な運用を担保するため、統括責任者、統括責任者を補佐する者として、専門的知識及びこれまでの業務経験により、当該法人の中核となって、自らの監督と責任の下に、下部組織を活用しながら法定業務を担うことができる人材を配置することが重要であると考えており、統括責任者や統括責任者補佐についての届出を求めているものです。このため、統括責任者及び統括責任者補佐の登録等に係る届出について直ちに廃止することは困難であると考えておりますが、いただいた御要望については、今後の制度設計において参考としたいと考えています。 デジタル庁としては、これまでの検討も踏まえ、制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談してまいります。	
38	令和5年6月19日	令和5年7月12日	34. 役員名簿の任意提出の停止	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を停止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で提出を依頼されているものではあるものの、役員名簿をそれぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況表等で確認することができるため、停止しても問題ないと考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。規制報告一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一される予定です。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の適格性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難です。	
39	令和5年6月19日	令和5年7月12日	35. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し(簡素化)	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。	○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目(「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等)のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要とし問題ないと考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	経済産業省	登録包括信用購入あっせん業者は、事業年度終了日現在において所定の様式により作成した財産に関する調書、その事業年度の貸借対照表等及び事業報告書を、毎事業年度終了後遅滞なく主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならないとされております。	割賦販売法施行規則第136条	対応不可	財産に関する調書は、信用購入あっせん業者としての事業規模や財務の健全性等を確認することを目的として、様式として必要な科目を定めているものであり、主たる事業の業種にかかわらず提出を求めているものです。信用購入あっせん業に関した様式に基づき、登録事業者及び業界全体の監督を行っております。ご提案の、計算書類や有価証券報告書の提出に加え、これらの資料には記載のない費目を個別に事業報告書に記載する方法は、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報を把握できないため、代替手段とすることは困難と考えます。	
40	令和5年7月18日	令和5年8月24日	建築物内に設置する危険物屋内貯蔵所の要件の緩和	危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)第10条第3項において、建築物の一部に設置する屋内貯蔵所について規定されているところですが、一定の条件のもと壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物以外への設置を許可する運用について提案します。	危政令第10条第3項において建築物の一部に設置する屋内貯蔵所について規定されています。 しかし建築基準法上、耐火建築物の義務がないために危政令第10条第3項第1号に規定する「屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の一階又は二階のいずれか一の階に設置すること。」という耐火構造要件がハードルとなっているケースが考えられます。 一方、危政令第19条第2項では、建物の一部分に対して耐火構造や排水溝等を求めることで、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局限化し、もって危険性を低減させるとともに、そこから建物内の他の部分への漏えい、延焼がないようにすることを規定し建築物の一部に一般取扱所を設置する特例が定められておりますが、建築物全体の構造についての規定はありません。 「令和3年中の危険物に係る事故の概要 第5表」等の統計資料からも、屋内貯蔵所の危険性は一般取扱所と比較して低く推移していることからも、建築物の一部に屋内貯蔵所を設置する場合、一定の条件のもと建築物全体の耐火構造要件に対して危政令第23条を適用して、一般取扱所同様に準耐火構造や不燃構造の建築物の一部に設置することを認める運用の可否を示すことを提案します。 例) 特例を受けるために講じる措置として、高引火点危険物のみを5倍以下で貯蔵、屋内貯蔵所に警報設備、避難設備、防爆機器を任意設置、屋内貯蔵所以外には自動火災報知設備と屋内消火栓を設置する等。 一定の制限の下、柔軟な運用を認めることで無許可貯蔵を防ぐとともに事業者の自主的な防火保安体制の構築が推進されると考えます。	(一社)国際防火管理機構	総務省	建築物の一部に屋内貯蔵所を設けることについては、貯蔵する危険物の量が指定数量の20倍以下の場合にのみ認められるものとして、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第10条第3項に基準が定められており、同基準においては、屋内貯蔵所以外の用途部分への被害の拡大防止等の観点から、屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはり(以下「壁等」という。)が耐火構造である建築物の1階又は2階のいずれかに設けることとされています。また、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所について、政令第10条第5項に特例基準が定められていますが、建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合については、被害の拡大防止等の観点から、当該特例基準の対象とはされていません。 一般取扱所については、一般的に、取扱う危険物の量や形態等は屋内貯蔵所とは異なることから、その取扱う危険物の量等を踏まえ、延焼のおそれのある外壁を除き、壁等を不燃材料で造ることで足りることとされており、耐火構造とすることまでは求められていません(政令第19条第1項で準用する政令第9条第1項第5号)。また、一般取扱所のうち、危険物の取扱いの形態等を類型的に分類できるものについては、その形態等に応じた特例基準が定められています(政令第19条第2項)。当該特例基準は、その形態等に応じ、建築物の一部に一般取扱所を設ける場合を想定したものとなっています(危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第10条第3項に基準が定められており、同基準においては、屋内貯蔵所以外の用途部分への被害の拡大防止等の観点から、屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはり(以下「壁等」という。)が耐火構造である建築物の1階又は2階のいずれかに設けることとされています。また、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所について、政令第10条第5項に特例基準が定められていますが、建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合については、被害の拡大防止等の観点から、当該特例基準の対象とはされていません。 一般取扱所については、一般的に、取扱う危険物の量や形態等は屋内貯蔵所とは異なることから、その取扱う危険物の量等を踏まえ、延焼のおそれのある外壁を除き、壁等を不燃材料で造ることで足りることとされており、耐火構造とすることまでは求められていません(政令第19条第1項で準用する政令第9条第1項第5号)。また、一般取扱所のうち、危険物の取扱いの形態等を類型的に分類できるものについては、その形態等に応じた特例基準が定められています(政令第19条第2項)。当該特例基準は、その形態等に応じ、建築物の一部に一般取扱所を設ける場合を想定したものとなっています(危険物の規制に関する政令第28条の55から第28条の57、第28条の60から第28条の60の4)。 危険物の種類、数量その他の状況等によって、一般的な基準を適用しなくても同等以上の安全が確保される場合には、市町村長等の判断により、基準の特例を認めることができることとされています(政令第23条)。	消防法第10条第4項、危険物に関する政令第10条第3項及び第23条	現行制度下で対応可能	建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合は、屋内貯蔵所以外の用途部分への被害の拡大防止等の観点から、当該建築物の壁等は耐火構造とすることが求められるものであり、当該建築物の壁等を準耐火構造等とすることで足りるものとする緩和を一般的に認めることは難しいと考えます。ただし、個々の施設ごとに講じられる安全対策上の措置の状況等を考慮し、市町村長等により一般的な基準を適用しなくても安全が確保されると判断される場合には、政令第23条を適用して基準の特例を認めることは、現行制度下でも可能となっています。 なお、屋内貯蔵所は、建築物内に大量の危険物を貯蔵することを目的とした施設であり、火災時の被害の拡大防止等の観点から、壁等を耐火構造とすることが求められているものです。一般取扱所については、取扱う危険物の量や形態等は屋内貯蔵所とは異なることから、屋内貯蔵所に係る事故の統計資料と一般取扱所に係る事故の統計とを比較し、屋内貯蔵所の基準の運用等に係る見直しの根拠とすることは適切ではないと考えます。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
41	令和5年7月18日	令和5年8月24日	高速道路でのトラック走行帯区分の徹底（令和3年度規制改革ﾎﾞﾘｭｰﾑ第2次答申）への回答を受けての再提出	前回同様。 高速道路の車種車線別通行方法について次の考え方に変え、免許取得や更新時の交通教本等にもこの主旨を明記し運転者に講習、標識や道路ペイント制設などによる車線規定の強化。 ・片側3車線以上高速道路はトラック最右車線走行禁止標識」を新設して明確にトラックの最右車線走行禁止としてトラックにとっては中央車線を追越車線、最左車線を走行車とする。 ・片側2車線高速道路はトラック左車線走行指定と右車線は追越など最低限のみ走行を認める「トラック右車線走行準禁止標識」を新設。 その違反について警察は厳格に「通行帯違反」を適用し取締り指導を行う。 ・諸外国と比べ低すぎる50km/hの最低速度引き上げ。	回答の、トラックが最も右側の車両通行帯を通行することは原則禁止されている、とする根拠の道路交通法20条第1項は「車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない（以降略）」で、これは現行の片側3車線以上高速道路のトラック最左車線通行指定標識での規制の法拠の事で、他の全ての法規でもトラックの最右車線走行の禁止を規定する内容は現状全く存在しません。 もともとこれは平成25年の大型トラックに対する80km/hスピードリミッター義務づけから端を発している問題です。 最高100km/h高速道路のみの時期はトラックが最右車線を占拠してもこの速度差車線車種混在から来る問題は少なかったのが、120km/h高速道路が出て来て顕著化しています。 ならばトラックに対するスピードリミッター装着を無くして以前の様に戻せば解決するという考えもあり、実際運送業界はそれを求めています。 しかし警察庁がトラックの事故多発状態に戻るので断固反対なのであれば、前回提案の様に高速道路のトラックの最右車線走行の禁止と片側2車線場合の右車線車走行禁止の法規(新設標識等での規制)の明確化と罰則規定設定がどうしても問題解決に必要です。 諸外国の例で、ドイツでもトラックへ同様のスピードリミッター装着が義務化されていますが、速度無制限のアウトバーンでは低速度側車線を明確にトラック専用と規定し、全てのトラックがその専用車線を必ず走行し、それ以外車線を走っているのを見ないほどに極めて整序した実情で、日本の様な縦り走行が一切発生しません。他欧米諸国や中国等も同様です。	警察庁	個人	＜車両通行帯について＞ 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下、本欄及び対応の概要欄において、「法」といいます。）第20条第1項において、車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯（以下、本欄及び対応の概要欄において、「第一通行帯」といいます。）を通行しなければならないとされており、自動車は、当該道路の左側部分に三以上の車両通行帯が設けられた道路については、最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならないとされています。 この規定は、法第20条第2項が規定する指定車両通行帯がある場合や、法第20条第3項が規定する例外的な場合を除き、車両通行帯を通行する大型貨物自動車等を含む、車両又は自動車について適用されるものです。 また、法第20条第2項は、車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならないとされています。この規定に基づき、都道府県公安委員会は車両通行帯の設けられた道路において、大型貨物自動車等の通行を第一通行帯に指定する交通規制を実施することができることとされています。 そして、法第20条の規定にそれぞれ定められた通行区分に違反して通行をした車両の運転者は、5万円以下の罰金に処せられ、過失によりこの罪を犯した者も、同じく5万円以下の罰金に処せられることとなります。 ＜最低速度について＞ 法第75条の4に於いて、自動車は、高速自動車国道の本線車道においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあってはその最低速度に、その他の区間にあっては政令で定める最低速度（五十キロメートル毎時）に速しない速度で進行してはならないとされています。この規定に基づき、都道府県公安委員会は交通の安全と円滑を図るために必要がある場合には、五十キロメートル毎時を超える最低速度を指定することができることとされています。	＜車両通行帯について＞ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第20条第1項、第20条第2項、第20条第3項、第120条第1項第3号、第120条第3項 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第9条 ＜最低速度について＞ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の4 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第27条の3	現行制度下で対応可能	大型貨物自動車等に関し、片側2車線の高速道路において通行すべき車両通行帯を第一通行帯に指定し、第二通行帯は追越し等の最低限の走行のみを認める道路標識を新設する旨の御提案がありましたが、法第20条各項の規定により、車両通行帯の設けられた道路において、大型貨物自動車等を含めた車両が最も右側の車両通行帯を通行することは、指定車両通行帯がある場合や同条第3項に規定する例外的な場合（追越しを含む。）を除いて現行制度上禁止されていますので、御提案のような新たな道路標識は必要ないと考えています。 また、大型貨物自動車等に関し、片側3車線の高速道路において通行すべき車両通行帯を第一通行帯に指定し、第二通行帯は追越し車線とし、第三通行帯は走行禁止とする道路標識を新設する旨の御提案がありましたが、上記のとおり、車両が最も右側の車両通行帯を通行することは原則禁止されていることに加え、法第20条第2項の規定により、都道府県公安委員会が大型貨物自動車等が通行しなければならない車両通行帯を第一通行帯に指定するなどの必要な交通規制を実施していることからですので、御提案のような新たな道路標識は必要ないと考えています。 最低速度については、現行制度上、必要な場合には、都道府県公安委員会が五十キロメートル毎時を超える最低速度を道路標識等により指定しています。 引き続き、交通の安全と円滑に配意した必要な交通規制の実施に努めるとともに、各種講習における運転者教育や交通指導取締りを推進してまいります。	
42	令和5年7月18日	令和5年8月24日	ビル火災など遺言者・証人が全員死亡し遺言書が消失する場合の危急時遺言にオンライン動画遺言を認めること	民法の危急時遺言は、死亡の危急に迫った者が証人に遺言内容を口授し証人がその内容を遺言書として作成する手続を規定する。／遺言者自身が遺言書を作成するのが原則であるが、死亡の危急に迫った状況では遺言者自身が遺言書を作成できない場合があることによる。／極めて原始的な方法であり、この制度は100年前から変わってない。／しかし、証人の生存を前提とするこの手続は、飛行機の墜落、船の沈没、ビル火災など証人が遺言者もろと死亡する状況においては無力である。／仮に証人が死亡する前に遺言書を作成できたとしても、飛行機墜落やビル火災では遺言書が焼失するリスクがあるし、船の沈没では船から流出して見つからない危険があ→	→る。／これでは遺言制度の意味がない。／そもそも遺言書が残る状況では危急時であっても自筆証書遺言を作成できるから、遺言書を作成できない状況は文字を書けない者と一括して規定すればよい。／上記のような大規模災害では証人自身も死亡する危険があるのに、おちおち他人の遺言を聞いている暇もないだろう。／すなわち真に必要な危急時遺言は、遺言者と証人とが全員死亡し遺言書が消失する危険がある状況でとどのように義務の意思を他人に伝えるかである。／そこで、通信手段の発達した現代社会においては携帯電話回線等を利用した動画遺言を認め、サーバー上で遺言を保存する制度を構築すべきである。／たとえば遺言アプリを政府が公開し、利用者は危急時に動画を撮影してサーバーに送信する。／動画を保存するサーバー使用料は携帯電話料金に上乗せして徴収すればよい。／動画であれば自筆よりも本人確認方法として優れている。本人が携帯する携帯電話からのアクセスであれば本人である蓋然性も大きいであろう。／少なくとも筆跡よりは正確に本人確認できる。／もちろんデジタル・デバイドが真ん中な手段で国民全体が利用できないにしても、少なくとも100年前の技術水準を前提とした遺言手続の行き止まりを打開する方法になるだろう。／より利用対象を拡大するとすれば、緊急通報のようにすべての携帯電話からアクセス可能にして使用料金を政府が立て替え、携帯電話料金に上乗せして支払わせればいい。／仮にどうしてもでも、争族で貴やされる行政コストより安くつく。／デジタル本人確認が整備されつつある現代、なぜ遺言制度のみ100年前と変わらぬ筆跡による本人確認手段に固執するのか？	商業登記ゲンロン	法務省	○　御指摘のような状況下における特別の方式の遺言として、民法上、死亡の危急に迫った者の遺言、船舶遭難者の遺言が規定されています。 ○　死亡の危急に迫った者の遺言については、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言しようとするとき、証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、遺言をすることができます。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならないとされています。さらに、この遺言は、遺言の日から20日以内に、証人の1人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じません。 ○　船舶遭難者の遺言については、船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者が、証人2人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができます。この遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の1人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じません。	民法第976条、第979条	その他	○　遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じるとされているため、その最終意思を明確に特定し、確定できるものである必要があります。このような観点からすると、遺言者の最終意思を確保することとともに、遺言の偽造・変造等を防止することは、遺言制度における重要な要請であるといえ、そのため、民法は、遺言について一定の方式を定め、これを満たすもののみを有効とすることで、遺言の有効性に関する信頼を確保してその効力をめぐる紛争の発生をできる限り予防し、その法的安定性を図ることとしているものと考えられます。 ○　御提案いただいた遺言の方式については、デジタル技術の発展等の状況を踏まえつつ、遺言の偽造・変造等を防止する観点、遺言の円滑な執行を確保する観点等から慎重な検討が必要であると考えられます。 ○　いただきました御意見は、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	
43	令和5年7月18日	令和5年8月24日	時短勤務18歳まで	男女雇用機会均等法が施行されましたが、欧米と比較すると女性が働くための環境が整っておりません。経験のあるA子が永く働くという選択肢は、企業や行政にとってメリットだと思います。 また、先行してヨタが18歳まで育児期間取得を制度として組み込んだように、法制化すれば、一律に女性の雇用の機会が確保されます。 つきましては時短勤務18歳までの法制化を希望します。	女性管理職の割合は欧州と比較して、著しく低くなっております。また、男女で賃金格差が広がっております。 これは、育児でキャリアを積むことを諦め、仕事を辞めてしまう方が多いからだと推察しています。 ・女性が継続して安心して働けるようになれば、労働人口の問題も解決します。 実際のところ 小学校に通う子どもに対し、学童もありますが、フレックスがなくテレワークができない業種もあります。近くに祖父母がいない家庭もあります。 子供との時間を大切にしながら、働くことはいけないことなのでしょうか？育児時間取得に関する年齢がトヨタのように18歳までに引き上げない理由が分かりません。少子化対策にも繋がると考えています。	個人	厚生労働省	事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる、所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）を講じなければなりません。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項	対応不可	女性正社員については、こどもが生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高いものの、3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方（出社・退社時間やフットの調整、テレワーク）を希望する割合が高くなっていきます。また、男性正社員についても、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合がこどもがどの年齢でも約4～5割と高いです。 こうしたことから、こどもを育てる労働者が、男女ともに希望に応じて仕事と育児を両立できることが重要であるので、こども未来戦略方針においても、 「○　こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加することを検討する。 ○　また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方について、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」）の創設を検討する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除（所定外労働の制限）について、対象となるこどもの年齢の引上げを検討する。」 とされています。 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、育児期の男女が共に希望に応じて仕事と育児の両立を可能とする仕組みについて、引き続き検討してまいります。	
44	令和5年7月18日	令和5年8月24日	光回線等による共聴サービスにおける区域外配信について	光回線等による共聴サービスについては、その地域におけるCATVの再送信を認めているチャンネルや当該エリアで受信できる地上波放送については同様に再送信ができる規定とする。	共聴サービスについては、放送事業者の同意がないと区域外再送信はできないものとされています。 放送サービスが多種化する中で光回線を利用した再送信は無域を基本としたものとなっており、生活圏に対応したチャンネルとはなっていない現状です。 それらを阻害する要因として、区域外再送信は他の放送事業者の許可が必要というルールがあるためと考えられます。 配信等が進んでおり、区域外再送信を拒否する積極的理由は少なくなっている中で、当該規定があることにより、国民のための電波ではなく、事業者のための電波と言わざるを得ません。 そこで、すでに再送信を認めているCATVのエリアや受信が現にできるエリアに限って光回線等の再送信を認めることで、事業者の競争を確保できるだけでなく、国民のための電波として有効に活用できるものと思われます。	個人	総務省	放送法第11条は、放送事業者が他の放送事業者の放送を受信して再放送する場合、放送番組の一部が無断で改変されること、放送の品質が大きく変更されること、放送時間帯の変更や前後に広告放送を配置すること、放送事業者の放送番組か他の放送番組かが混乱することなどにより他の放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があることから、このようなことが生じないよう当該放送事業者の同意を得なければならないとされています。 本規定における「再放送」は、区域内再放送であるか区域外再放送であるかや同時再放送であるかを問うものではありません。	放送法第11条	対応不可	制度の現状に記載したとおり、放送法第11条は、区域内再放送であるか区域外再放送であるかを問わず、共聴施設に限らず、ケーブルテレビ事業者も含めて、放送事業者が他の放送事業者の放送を受信して再放送する場合、他の放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲することが生じないよう当該放送事業者の同意を得なければならないと規定しており、ご提案への対応はいたしかねます。	
45	令和5年7月18日	令和5年8月24日	商工会の合併・組織変更の簡素化	商工会が組織再編しようとする場合に、合併規定や組織変更規定が整備されていないため、一度解散しなければならず、手間とコストが膨大にかかります。 商工会と商工会議所の合併規定や、商工会から一般社団法人への組織変更が容易になるようにしてください。	当県には、平成の大合併前の市町村を区域にした商工会が残存しています。会員組織率も低下し単独存続は困難なため、同一市内の商工会議所と合併あるいは商工会法上の設立要件は満たさないとして一般社団法人等の準則主義の法人に組織変更をしていくべく関係者と議論を重ねているのですが、ここで一度解散をしなければ合併も組織変更できない点がネックになっています。 まず、目的が似通った法人として商工会議所がありますが、商工会と商工会議所の合併規定がないため、消滅する側の商工会が解散するしか方法がありません。 また、中小企業等協同組合には他法人への組織変更規定がありますが、商工会法にはそのような規定がありません。 これは、商工会の組織再編、行政のスリム化を進めていく上での大きな障害になっています。	個人	経済産業省	商工会同士及び商工会議所同士の合併については、商工会法及び商工会議所法において合併に係る種利義務の承継が規定されていますが、商工会と商工会議所の合併については、そのような法的措置は取られていません。 また、商工会法では、組織変更に関する規定がないため、他法人へ組織変更する手続は定められておりません。	商工会法第44条、52条～52条の2	その他	商工会・商工会議所の合併についての法的措置については、日本商工会議所と全国商工会連合会の共同の検討会※1において、地域の状況の違いにより、両団体に求められる役割等が異なっているため、「両団体の合併については整備を行うこと」については、提案である「合併」という内容の報告書がとりまとめられている旨を承知しております。また、同報告書では、両団体において、「相互の支援機能を補完しながら地域経済の向上に資する」、「相互の特長・強みを活かしつつ事業連携を積極的に推進する」との方針が示されております。 そのため、当該報告書で示された方針を尊重し、両団体において、引き続き地域の実情や求められる役割を勘案しながら事業連携等の取組や議論が自主的に進められていくことが重要であると考えています。 また、商工会は、地区内の商工業一般の振興を目的とする地域的総合経済団体で、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。会員組織であるものの、地域団体であるので、その地区内のすべての商工業者の発展を推進する公益的な性格を持つ団体です。営利団体のみならず、単に非営利を目的とする団体とは、性格、目的を異にするものですので、組織変更の規定を入れ込むものでは無いと考えています。 ※1　＜参考＞中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会 全国商工会連合会と日本商工会議所は、平成20年に「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
46	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記申請で使用する収入印紙の再使用申出書に実務上も押印を求めないこと。	再使用申出書の様式については民事局長通達である不動産と商業の準則に様式が定められており、そこでは申出者の押印は求められてない。／たとえば、不正登記防止申出書には丸字に印と表示されているため、これが表示されていない再使用申出書では押印が不要である。／この取扱いは最近の押印廃止ブームの遥かは前である(H10.12.21民三2456号依命通知)によって押印廃止に変更されたもので、その解説では「申出人の押印は本人確認の意味を持たないし、申出意思の担保が重要性を持つ場面でもないことから、押印を廃止し、記名又は署名のみとしても差し支えない」とする。／しかし、実務上は押印が廃止されておらず、各法務局が公開→	→している見本では押印が求められている。／たとえば、名古屋法務局の商業登記用申出書(https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/content/001323374.xlsx)や旭川地方法務局の記載例(https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/content/000129713.pdf)には押印箇所が追加されている。新潟地方法務局(https://houmukyoku.moj.go.jp/niigata/static/saisiyoumouside.doc)に至っては「申請書に押印した印鑑を押印してください」と明記している。／これでは政府方針として押印廃止を決定した意味がないし、この経緯を知らない担当者は押印のない申出書を通達に反して受理しないであろう。／法務省は民間制改革607提案において、実務上一般的に行われている代理人による登録免許税還付金の放棄の取扱いについて「承知しておりません」と回答しているが、登記官に広範な裁量を認めている登記法で登記官がすべての法令通達を知悉しているはずがなく、またすべての法令通達を遵守できるはずもなく、当然にそれと矛盾する慣行があり得るとなぜ認めないのか？／むしろこれは本官と建前の使い分けであり、霞が関の横並びで通達を出したければ「実際には廃止できないから、法務省は「承知しておりません」で現場に押印をさせていこ枚舌ではないのか？／こうしたガバナンス不在のマネジメントが東海村臨界事故のような想定外の事態を引き起こすリスクを承知すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	再使用証明申出書には押印をする必要はありません。	平成10年12月21日付け法務省民三第2456号民事局第三課長依命通知	検討に着手	再使用証明申出書への押印の取扱いは、「制度の現状」に記載のとおりですが、法務局ホームページに記載されている様式については、修正を検討します。	
47	令和5年7月18日	令和5年8月24日	法定経営指導員の要件の解釈について	法定経営指導員の要件として、商工会・商工会議所の役職員、であることが求められていますが、この役職員には、雇用契約以外の契約形態で従事する者も含まれ得ることを明確にしていただけないでしょうか。	令和4年提制改革354番の回答を知り、提案いたします。 当該番号の回答は、対応不可と分類されていますが、事実誤認か現行制度で対応可能の間違いではないでしょうか。 なぜ、そのように考えるかといいますと、令和元年改正法に伴って作成された経営指導員要領では役職員の定義を置いていますが、ここでは雇用契約に限定されていません。当時の経済産業省の説明でも、雇用契約に限定されないとのことでした。 なぜならば、商工会連合会から派遣されている職員、交流人事で人材を提供いただいている地域・信金の専門人材が、商工会で経営指導員として業務従事している実態があり、雇用契約に限定すると、このような人材が法定経営指導員になることができないためです。また、商工会議所でも委任契約・委託契約による専門指導員があり、同様に、雇用契約に限定すると、このような人材が法定経営指導員になることができないためです。 もし解釈変更がなされたのだとすると、同じ定義を用いている事業継続力強化支援計画においても法定経営指導員の要件を満たさなくなる者が生じ、計画認定の取り消し等が生じてしまいます。 解釈変更がないのであれば、354番の回答を修正ないしは適切な表現・分類に改めていただきたいですし、仮に解釈変更をしたのであれば、県庁にも通知・説明をしてくださいますようお願いいたします。	個人	経済産業省	法定経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員を指しております。現状の制度としては、法定経営指導員になれる者の要件として、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第7条第1項から第5号のいずれにも該当することが要件とされており、そのうち第1項にて「商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者」であることが要件とされているものとなります。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第7条第1項第1号 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第19条第1項 ・中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項第1号	その他	経営指導員要領（令和元年9月2日施行）の第2条(3)では、役員又は職員とは「商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体（以下、「商工団体」という。）と契約関係にあり、当該契約又は当該契約を締結した者の指示に基づき役務を提供する自然人をいう。」とされており、必ずしも雇用契約などといった個人と商工団体が直接契約を結ぶものと限定しているものではなく、他の組織と商工団体が契約を結んだ上で、当該契約に基づき個人が商工団体で働く場合（出向契約、派遣契約等）も含まれると解釈しております。 なお、令和4年規制改革354番については、その提案理由にありました顧問契約、業務委託契約で従事している形態に対して、現状の制度である役職員の要件には該当しないとの趣旨で回答させていただいたものです。	
48	令和5年7月18日	令和5年8月24日	在留資格「経営・管理」への変更申請中の経営管理活動の許容	外国人経営者の在留資格審査が非常に長期間に渡っている現状に鑑み、外国人が安心して起業し、また対内直接投資を増加させるため、在留資格「経営・管理」への変更申請中は、報酬を得て経営活動に従事することができるように、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの申請人に資格外活動許可をする運用とするなどの対策を講じて欲しい。	現在、東京出入国在留管理局における在留資格「経営・管理」の審査が非常に時間がかかっています。ある例では、令和4年11月7日株式会社を設立し代表取締役に就任、同年12月16日、「経営・管理」への在留資格変更許可申請を東京出入国在留管理局に申請したものの、3カ月経過しても審査が終わりませんでした。このように審査が長期間に及ぶと、申請人は役員報酬を伴て経営活動に従事することができず、予定どおりの事業計画の遂行に大きな障害となり、最悪廃業せざるを得なくなります。日本政府は、令和12年までの早い時期に対内直接投資額を約100兆円にすることを目指していますが、外国人経営者の在留資格審査にこれほどの時間がかかっている現状に鑑みると、日本は制度安心して投資できる環境にはなく、対内直接投資のための大きな障壁です。 たしかに、在留資格「経営・管理」の審査では事業計画書などを精査する必要があり、他の在留資格に比して審査に時間がかかる実状も理解できます。この点、入管庁の公表資料では、令和5年1月から3カ月許可分の審査処理日数（在留資格変更許可申請の場合）は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が48．7日であるのに対して、在留資格「経営・管理」は65．3日となっています。しかし、審査期間中に申請人が報酬を得て経営活動に従事することは、資格外活動であり刑罰の対象となります。 そこで、在留資格「経営・管理」への変更申請中は、報酬を伴て経営活動に従事することができるようにするため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの申請人に資格外活動許可をする運用とするなどの対策を講じて欲しい。	行政書士林幹国際法務事務所	法務省	出入国管理及び難民認定法第19条2項において、「出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。」と規定されています。 そのため、「経営・管理」への在留資格変更許可申請に及んでいる方から、報酬を得て経営活動に従事するとして資格外活動許可申請があった場合には、行おうとする活動が、現に有する在留資格の活動を阻害しないものであることを前提として、当該申請の許否を判断することとなります。	・出入国管理及び難民認定法第19条第1項 ・出入国管理及び難民認定法第19条第2項	対応不可	資格外活動許可申請に当たって、新たに行おうとする活動が、現に有する在留資格の活動を阻害しないものである必要があるところ、報酬を得て経営活動等に従事するとして「経営・管理」への在留資格変更許可申請に及んでいる方が、同様の理由で資格外活動許可申請をする場合、資格外活動の範囲を超え在留目的が実質的に変更されていると考えられるため、経営活動等を目的とする資格外活動を許可することは困難です。 なお、在留資格変更許可申請における標準処理期間は2週間から1か月と公表しているところ、当該期間内に処理できるよう努めます。	
49	令和5年8月21日	令和5年9月13日	証明書関係の電子化について	行政手続きの電子化が進んでいる。住民票や所得証明書を電子申請しても、受け取りに役所へ出向かなければならない。（役所によっては、郵送対応しているようだが個人情報流出が懸念される。） PDF形式やURL形式で取得する事ができ、役所窓口に足を運ぶ必要がないようにできないか。	申請の電子化は進んでいるが、結局の所は役所に行かないといけないのでデジタル化の効果が薄れると感じる。 PDF形式やURL形式で取得する事ができれば、役所に行く時間も無駄にならず、自治体職員も窓口業務が大幅に減る事が想定される。 さらに、窓口業務のコストが削減できるため発行手数料についても減額や無料化も可能なのではないかと考える。	個人	総務省	マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス（コンビニ交付サービス）を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや所得証明書等を取得することができ、令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。コンビニ交付サービスの導入に要する経費について特別交付税措置を講じるなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。		対応	御提案の住民票の写し、所得証明書のPDF形式やURL形式での交付は、改ざん防止の観点や情報漏洩の防止等の課題があると認識しており、引き続き検討してまいります。	
50	令和5年8月21日	令和5年9月13日	一般道路における法定速度の引き上げ	現在の一般道路における法定速度60キロメートル毎時を70キロメートル毎時に引き上げる。	一般道路において片側2車線の道路や北海道などの郊外路において実勢速度と法定速度で乖離があり、またドイツなど欧州諸国においてはそのような道路の法定速度は80～100キロメートル毎時である。 また、制定当時の昭和35年より車両、道路の両方が性能が大幅に向上しており法定速度を引き上げる事は可能だと考えています。 現在法定速度を上回る実勢速度で流れている道路が多々あるが、自動運転が普及していくと法定速度以上で運転しない自動運転車が交通の流れを悪くすると考えられる。 また実勢速度を下回る速度での取り締まりには不公平感があり、日本の速度規制に対してドライバーは信頼性が無いと感じている。 この事を解決するには昭和35年から変わらない法定速度を引き上げて、より道路、環境に即した速度規制をする必要があるための法定速度の引き上げを提案いたしました。	個人	警察庁	道路交通法（昭和35年法律105号）第22条第1項は、車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならないとされており、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下、対応の概要欄において「令」といいます。）第11条が、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度を自動車にあっては60キロメートル毎時と規定しています。	道路交通法第22条第1項、道路交通法施行令第11条	現行制度下で対応可能	令第11条が規定する最高速度は、�まで道路標識等によりその最高速度が指定されていない道路における最高速度であり、都道府県公安委員会は、道路標識等により、その道路の最高速度として60キロメートル毎時以上の速度を指定することも可能です。 都道府県公安委員会・都道府県警察は、各道路の交通実態を的確に把握・分析し、現行規制速度が実勢速度と乖離している道路においては、適切な規制速度となるよう検討するなど、適切な最高速度規制の実施に努めているところです。	
51	令和5年8月21日	令和5年11月15日	各法務局が定める建物課税標準価格認定基準表の「附属家」の適用範囲を全国で統一すること	R3行政改革181提案は、各法務局で定める認定基準表の運用がバラバラであるため全国的に統一すべきとするものである。／認定基準表は全国のすべての法務局で同一の様式で公開され、構造と種類ごとに単価が設定されて公開されている。／これは不動産登記法の運用としては国の行政として全国統一であるのに対して、建物価格は地域格差があるために各法務局で基準単価を設定しているものと思われる。／国税不服審判所H14.11.22裁決事例によると認定基準表自体は各法務局長の通達に根拠があるようだが、全国の法務局が全く同一の様式を使用している点からしても、そこには法務省の組織的な統制が働いているはずである。／181提案→	→では認定基準表の3つの問題について問題提起をしたものの、すべてナントカ話法の返り討ちにあったため、そのうちの「附属家」について限定して再提案する。／認定基準表はこのように全国統一した様式になっているにもかかわらず、その運用は全国的に統一されておらずローカルルール廃止の政府方針と矛盾している。／たとえば、また建物の種類が「居宅・車庫」である場合の車庫部分については、横浜では「附属家」として認定し、「地下車庫と登記手続き2」（横浜の司法書士安西雅史のブログ）、名古屋では「倉庫」として認定するらしい（「評価証明書・評価通知書」（司法書士法人ひびきグループ））。／ちなみに、横浜法務局が「建物の種類別の認定基準対応表」は同一で、車庫は「附属家（又は倉庫）」としている。／しかし、法務省は自治体での登記申請を提案した R3規制改革597回答で、「高度な法律的知識・能力が必要とされる登記事務について、全国統一した運用を確保することができず、地域ごとに異なった判断がされることになりかねない」とする。／では、「車庫」が横浜では「附属家」になり名古屋では「倉庫」と評価されている現状は「地域ごとに異なった判断」ではないのか？／ナントカ話法を回避するために繰り返すが、地域ごとに単価が異なることは否定していないし、「新築建物課税標準価格認定基準表により難い場合は、登記官が個別具体的に認定することとされている」ことも否定していない。／個別具体的ではなく、主たる建物の「車庫」を一律に横浜は「附属家」とし、名古屋は「倉庫」とする取扱いを「全国統一した運用」と呼ぶのは矛盾である。／取扱いを統一すべきだ。	商業登記ゲンロン	法務省	登録免許税の課税標準たる不動産の価額については、固定資産税課税台帳に登録された不動産価格（以下「評価額」という。）とされていますが、評価額のない建物については、各法務局が定めている新築建物課税標準価格認定基準表により算出した価額が課税標準となります。 また、当該基準により難い場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとされています。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、各法務局が定めている新築建物課税標準価格認定基準表により難い場合は、登記官が個別具体的に認定することとされているため、統一的な基準を設けることは困難と考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
52	令和5年8月21日	令和5年12月13日	解散登記をする法人が残存抵当権一覧表を請求できるようにし、抵当権者とともに抹消登記をするように促す	R4規制改革423、424提案は、金融機関が清算結了する前に登記が残っている抵当権を調査し、抹消後でなければ清算結了させないようにするものである。／不動産登記法改正により不動産所有者が単独で抵当権抹消登記を申請できることとなったが、もともとが権利者の自己申告で抹消するというリスクの高い仕様であるため、弁済期から30年かつ抵当権者の解散から30年という使い勝手の悪い制度にしかならなかった。／この制度的な矛盾の原因は、商業登記で清算結了する会社は残存財産がなく抵当権も附従性により消滅しているにもかかわらず、不動産登記手続が分離しているため抹消されていない抵当権がいつまでも残ってしまうことにある。／→	→この問題は、商業登記手続として不動産登記を調査すれば解決する。／これに対して、法務省は「登記官が、個別の法人について、法人情報を収集することを可能とする」ものであるから困難であるとする。／今回の法改正では不動産の名義せが可能となったが、この機能がこれまで実装されなかったのは、昭和末期のコンピュータ化当初からプライバシーへの懸念がされていたからである。／しかし、法人のプライバシー、しかも解散する法人の公開されている抵当権についてそこまで配慮する必要があるのか疑問である。これを抹消するために真実性を担保する共同申請を放棄した上で30年以上という非現実的な案件を隠すくらいなら、制度設計の発想を根本から転換して、法人の解散登記からアプローチした方が優れていることは明らかである。／この手続は難種で行うことが最適であると考えるが、それが無理であれば、抵当権者から登記されている抵当不動産一覧表を請求できる上り制度を改正すればよい。／清算結了後に抵当権抹消登記を申請されれば元清算人が引っ張り出されて個人の印鑑証明書を要求されるという尊めを受けるのだから、抵当権者にとっても抹消されていない抵当権を清算結了前に抹消しておくインセンティブがある。／一覧表を取得した抵当権者は残存抵当権設定者に対して通知を送るなりして、可能な限り、清算結了前に抹消登記を申請するだろう。／不動産登記の真実性の確保という観点からは義務者の単独申請さえ認めていない抹消登記を権利者単独でするより好ましい。／緩割り110番での法務省の回答をつなげていくとこういう制度になるはずなんだが、辻褄が合っているのはどこでしょう？	商業登記ゲンロン	法務省	解散登記をする法人が残存抵当権一覧表を請求することができる制度はありません。	－	対応不可	御提案の内容は、登記官が、個別の法人について、法人情報を収集することを可能とするものであり、その実施については極めて慎重な判断を要することから、対応は困難です。	
53	令和5年8月21日	令和5年10月18日	根抵当権の債務者を変更する場合に係る登記における権利者と義務者とを明確にすること	根抵当権の債務者を変更する場合、通常は設定者が義務者となって登記識別情報を提供する。／この取扱いは、債務者を変更すれば被担保債権の履行可能性に変更をきたし、それによって不利益を受ける設定者の意思確認が必要であるという考え方であろう。／では、根抵当権の債務者がA、BからAのみになる場合はどうか？／登記研究405号は、通常の債務者変更と異なり、根抵当権者を義務者としている。／他方、仙台法務局と東京法務局の職員が寄ってたかって書いた「Q＆A権利に関する登記の実務X」によると、「登記の実務では、一律に根抵当権者を登記権利者、設定者を登記義務者とする取扱いをしています(昭和46・10・4民事甲→	→3230号通達第四)。」(p105)とする。／登記事務ではこの種の矛盾した取扱いが多数あり、以前に提案した未登記建物譲受人による所有権保存登記の抹消登記でも、担当する登記官によって添付書面が全く違う取扱いが行われている。／法務省はこうした問題について担当する登記官の判断によるとしているけれど、根抵当権変更には登記義務者の登記識別情報を提供する必要がある。／必要な登記識別情報が逆転すればそれ相応の準備に時間がかかり、場合によっては事前通知でその後のスケジュールが変わってくる。／登記識別情報の提供は法令で直接規定される手続であり、一登記官の判断に左右されるのは法令の解釈として逸脱している。／不動産登記法の権利者・義務者の概念は当該登記によって不利益を受ける当事者を義務者とするのであって、各登記の権利者と義務者は当然に明確であるというフィクションを前提として制度が組み立てられている。／しかし、根抵当権の債務者A、BをAのみにする場合は根抵当権者にとって被担保債権の範囲が狭まり不利益であるとも言えるし、債務者変更は設定者に不利益であるとも言える。／そこで、巻、根抵当権の債務者変更をすべての場合に貰くか、弐、債務者の相続的変更のみは設定者を権者とするか、参、いっそのこと権利者義務者概念から除外するか、全国で統一した処理をすべきである。／法務省は緩割り110番の回答で、巻、申請に必要な要件は法令で規定されていますとか、弐、具体的な処理基準は登記官の判断によりますとかしているけれど、それは役所内部から見て自明なだけで、申請人側から見れば全く不透明な手続でしかないことに、いい加減気づくべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	根抵当権の債務者の変更の登記は、根抵当権者が登記権利者、根抵当権設定者が登記義務者となって申請します。ただし、担保すべき債権の範囲が縮減されることが形式的に明らかな変更については、この限りではないとされています。	昭和46・10・4民事甲3230民事局長通達	事実誤認	「制度の現状」に記載のとおりです。	
54	令和5年8月21日	令和5年9月13日	超高層建築物(60m以上)や免震建築物の建築に必要な国土交通大臣の認可にかかる期間の短縮	建築基準法第20条1項の規定により、60mを越える超高層建築物や免震建築物などの建築には、国土交通大臣の認可が必要になる。専門家による委員会での審査が終了した後、国土交通大臣の認定を待つ間に約2か月の期間がかかる。認定権限を、建築主事を置く特定行政庁または各地の地方整備局長に移譲する、国からの法定受託事務にするなどし、短縮を図って欲しい。	大規模な開発では、土地取得から開発まで2～3年かかる案件もある。建築確認申請ならば70日以内で対応すると法令で決まっているが、超高層建築物や免震の建築物の場合、書類を提出して専門家による委員会の審査を経て大臣認定を取得するまで、通常6～9か月かかる。開発事業者には、認定を待つ間も人件費や土地取得費用の金利といった負担が生じる。認可権限の移譲などによりこの期間を短縮できれば、開発が迅速化し、経済効果が大きい。	公益社団法人 関西経済連合会	国土交通省	建築基準法第 20 条 1 項第一号による建築物の場合、国土交通大臣の認定を受ける必要があり、当該建築計画の際には、同法第 68 条の25に基づく手続きを求めております。	建築基準法第 20 条 1 項第一号、第 68 条の 25	現行制度下で対応可能	建築基準法第20条に基づく大臣認定は、高度な計算方法や特殊な材料等を用いた計画が、建築基準法に定めた性能を満たすことを個別に検証し、認定するものです。建築確認と異なり、審査方法を定型化することが困難であること、件数が限定されることから、大臣認定の審査に当たっては、国土交通省本省において、一元的に審査する体制を構築し、審査業務の合理化・効率化を図っているところです。 ご指摘の地方整備局長への委任や特定行政庁への委譲は、このような大臣認定の審査業務の性質から、かえって効率性を損なうものと考えております。 国土交通省においては、大臣認定の申請手続きのオンライン化を図っているところであり、こうした取り組みを通じて引き続き手続きに要する期間の短縮を図って参ります。	
55	令和5年8月21日	令和5年9月13日	獣医師免許等に関する国家資格等情報連携活用システムの活用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表を改正し、獣医師等を国家資格等情報連携活用システムの活用対象とするとともに、獣医師法施行規則等においてマイナンバーを提出させることとすることにより、添付書類の削減や飼動物の現況確認、マイナンバーカードによる免許証明環境を構築する。	国家資格等情報連携活用システムは、国家資格に関して、マイナンバー管理を行うとともに、住民票情報や戸籍情報と連携して添付書類の省略や、マイナンバーカードによる免許証明等を可能とするシステムである。 先般の国会にて、医療関係免許を対象とする改正が行われ、かつ、本年の法案にて教員免許等の医療関係免許以外の免許にも拡大する改正が行われたところである。 他方、獣医師についてはその対象となっておらず、師業において対象としていないのは、獣医師、家畜人工授精師、愛玩動物看護師と、農林水産省関係の免許のみとなっている。 農林水産省は、獣医師免許手続について、eMAFFによる電子申請手続きを整備しているが、eMAFFは住民基本台帳情報と自動連携するわけではないため、国家資格等情報連携活用システムを活用すれば、住民票情報や戸籍情報との連携が行なえ、住所変更時や死亡時届出の添付書類削減が行えるほか、住所変更、死亡手続漏れをしている場合にも、情報連携によりそれを把握することが可能となる。 また、医師や歯科医師等の免許がマイナンバーカードによる証明ができるようになる中で、師業として獣医師が対応しないのは、同じ師業として遅れを取ることにもなる。 国家資格等情報連携活用システムは、既存のシステムとの連携を行って対応できることにもなっており、eMAFFを構築しつつ、国家資格等情報連携活用システムに対応することも可能であるため、二重投資とはならないことから、手続簡素化等の観点から、獣医師、家畜人工授精師、愛玩動物看護師の手続き（少なくとも獣医師のみでも）をマイナンバー制度に組み込み、対応すべきと考える。	個人	農林水産省 環境省 デジタル庁	獣医師及び家畜人工授精師は農林水産省の所管する免許となり、愛玩動物看護師は環境省と農林水産省が所管する免許となります。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表	検討を予定	御提案ありがとうございます。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとされており、個別資格については関係省庁がデジタル庁と協議の上、検討を進めていくこととなっております。 具体的には、①医師等約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、②社会保障等以外の分野を含めた約 50 の国家資格等につきましては、2023年(令和5年)に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能とされたところです(令和6年度中からの運用を目指す予定)。 御指摘の獣医師、家畜人工授精師及び愛玩動物看護師につきましては、上記の先行搭載資格での取組状況、各免許手続の運用状況・利用者数、システム間の連携には一定のコストがかかることを踏まえて、検討していきたいと考えております。	
56	令和5年8月24日	令和5年10月18日	9. 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し	本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手書きを廃止する。	○住民票、印鑑証明書、健康保険証等は、発行主体によりフォーマットが区々である（例えば、住所について、協会けんぽが発行する健康保険証は裏面に記載、国民健康保険被保険者証は表面に記載の違いがある）。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。 ○こうした本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省 厚生労働省	【住民票】 住民票については、住民基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示ししているところですが、あくまで例示であることから、各自治体がそれのレイアウトでこれを作成し、住民に写しを交付しているところです。 【印鑑登録証明書】 印鑑登録証明書については、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために技術的助言として「印鑑登録事務処理要領」を作成しており、印鑑登録証明書についても、記載すべき事項等について市町村に通知しています。 【被保険者証】 健康保険の保険者は、健康保険法第39条第1項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき等において、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付することとされています。被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができます。 また、国民健康保険の保険者においては国民健康保険法第9条第2項及び第22条の規定により被保険者証の交付の求めがあったとき、様式第一号による被保険者証を被保険者に交付しています。規則の書考により、被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができます。	【住民票】 住民基本台帳事務処理要領 【印鑑登録証明書】 印鑑登録事務処理要領 【被保険者証】 健康保険法施行規則様式第九号 国民健康保険施行規則様式第一号	【住民票・印鑑登録証明書】対応 【被保険者証】対応不可	【住民票・印鑑登録証明書】 住民票の写し、印鑑登録証明書については、住民記録システム標準仕様書、印鑑登録システム標準仕様書においてフォーマットが示されており、これらのシステムの標準化後においては、様式が統一されます。 【被保険者証】 被保険者証は被保険者等が医療機関等において保険給付を受ける資格の確認を受けるために、保険者が被保険者に対して交付しているものです。 このため、 ・各被保険者の加入する医療保険によって資格の確認に必要となる情報が異なること ・交付を行う各保険者の判断で、被保険者証の記載について所用の変更又は調整を行うことを認めていること ・また今和6年秋以降マイナンバーカードと保険証の一体化が始まり、マイナンバーカードへの移行もあること から被保険者証の記載内容を統一することは困難であると考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
57	令和5年9月22日	令和5年10月18日	法人が抵当権抹消で事前通知による本人確認をする場合は、電子証明書と実印で代替できるようにする	事前通知は、不動産登記手続で権利証を提供できない場合の本人確認手段の一つである。／法務局が義務者に書留郵便を送付し、義務者の代表者が登録印と同一の押印をして返送する。／オンライン申請では事前通知もオンラインでされるが、代理人によるオンライン特例方式による申請では郵送で「できる」とされる。／登記義務者が代理人を介して申請した場合、事前通知を義務者にオンラインで直接送信できないからである。／しかし、事前通知を郵送で行うのはデメリットが多く、申請方法にかかわらず電子証明書を付した権利書証明で代替したほうがよい。／（問題）巻、解決による事前通知では迅速な処理が求められる不動産取引において時間ロスが→	→大きい。／電子証明書であれば金融機関の内部連絡により本社が一括して対応できるため、金融機関の事務処理としても効率化するであろう。／弐、本人限定受取郵便が原則の事前通知制度は法人に対しては手続が緩和され、書留郵便で行われる。／しかし、受取印のみでは誰が受け取ったかも分からず、より確実な本人確認手段を用いるべきである。／参、委任状と同一の押印を返送しても印鑑そのものの不偽造している場合には意味がなく、結局、弐に挙げた住所で確認しているに過ぎない。／四、法務局としても発送、返送期限管理、印鑑の照合手続を省略でき、事務の自動化が進む。／五、3Dプリンタの精度が上がれば印鑑の偽造はますます容易になり、いずれ目視による確認が意味をなさなくなるだろう。／偽造印にだまされた場合、法務省は登記官の過失を認めないから、そのプロセスをできるだけ省略すべきである。／（代案）そこで、書面申請であっても権利証のかわりに義務者が電子証明書で本人性を証明した場合には、事前通知を省略する制度を設けるべきである。／これを登記オンラインシステムに送るのか別の窓口を設けるのかは措くとして、電子証明書を付した権利書証明は登記所名と受付番号でどの登記申請の添付情報であるかを特定して送信すれば仕分けを自動化できるから、オンライン申請における補正手続と同様の処理が可能である。／さらに一歩進めると、電子証明書を登録した会社には事前通知は必要ないから、電子証明書のみに指定できる制度が望ましい。／法務省は不正な登記申請で権利を失うことはないとするけれど、そんなトラブルに巻き込まれることがリスクであると認めるべきではないか？	商業登記ゲンロン	法務省	申請人が㋐（登記識別情報を提供することができない場合における本人確認の手段として）、事前通知の制度と㋑資格者代理人による本人確認の制度があります。 ㋐については、登記義務者が法人である場合、登記官は、事前通知書を当該法人の主たる事務所に宛てて送付しますが、申請人から、代表者の住所宛ての送付を希望する申出があったときは、応じて差し支えないとされています。 事前通知に対する申出の方法としては、①電子申請の場合は、電子署名を行った上、登記所に送信する方法②書面申請の場合は、記名押印の上、登記所に提出する方法又は、申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出した場合にあっては、登記義務者が、申請の内容が真実である旨の情報に電子署名を行い、これを記録した磁気ディスクを照会書面とあわせて登記所に提出する方法があります。 また、㋑については、資格者代理人による申請の場合、当該代理人から登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、その内容が相当と認められる場合には、事前通知の制度を適用せずに登記の実行をすることができます。	不動産登記法第23条第1項、第4項 不動産登記規則第70条第5項	対応不可	登記申請において、申請人の本人確認は重要であり、制度の現状欄に記載した方法以外の方法による本人確認を認めることについては、慎重な判断を要するため、対応は困難です。	
58	令和5年9月22日	令和5年10月18日	精神障害者保健福祉手帳と障害年金で同症状の診断書などの等級判定が異なるのを解消	精神障害者保健福祉手帳と障害年金（精神）の等級基準は同一ですが、年金が手帳より等級が下がる判定が出ています。審査する機関によって異なる判定が下りるというのは変だと思います。審査基準だけでなく主観部分も合わせていただきたいです。	私には精神疾患があり、新潟県へ診断書を添えて手帳を申請したところ2級の手帳が交付されました。精神障害は手帳と年金で基準が変わらないと聞いたことがあったので、年金用の診断書を医師に書いてもらい年金事務所へ年金の請求をしましたが3級の判定で厚生年金部分の給付しか受けられませんでした。 障害年金の判定には現在の年金加入状況を見られていると社労士から聞きました。私は身体障害者手帳も持っており、それで障害者雇用で働いているので厚生年金に加入しています。しかし私が雇われている理由は障害者雇用の法定雇用率の数合わせであり、一日中デスクに座っているだけで仕事が与えられません。 給料も時給制で最低賃金であり、そこから社会保険料が天引きされると手取りは10万円に満たない月が毎年6か月ほどあります。 医療・福祉従事者でも「障害者年金」と障害者であればそれ年金をもらっていると誤認している人が多いるため、それ以外の職種や社会全般でそういった誤った解釈をしている人が多くいると思われます。年金用の診断書は作成料が総じて高いうえ、社労士を介して年金請求しないと受給に結びつかないため、その初期投資のハードルの高さから断念する障害者が少なくありません。	個人	厚生労働省	【障害年金について】 障害年金は、障害による日常生活の困難さや稼得能力の喪失に対して所得保障を行うことを目的としており、日常生活能力や労働能力の著しい制限といった観点に着目して、障害等級を定め、それに応じた所得保障を行っているものです。 障害年金の認定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき日本年金機構の障害認定診査医が医学的知見により判定しているところですが、客観的な検査数値等で障害の程度が判断できない精神障害及び知的障害に係る認定ついては、地域差による不公平が生じないようにするため、「国民年金・厚生年金保険　精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定し、当該ガイドラインを参考に障害等級の認定を行っています。 また、社会保険制度である障害年金制度は、障害という保険事故に対して、①初診日において当該請求人が加入していた年金制度、保険料納付要件を確認したうえで、②障害認定日における障害の状態を確認し、支給決定することとされており、障害認定日は原則として初診日から1年6ヶ月経過した日とされています。 【精神障害者保健福祉手帳について】 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としております。 障害等級については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に規定する精神障害の状態に基づき決定されますが、その判定については、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（厚生省保健医療局長通知）に基づき、精神疾患の存在と精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態を確認の上で、精神障害の程度を総合的に判定することとしております。 また、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に必要である医師の診断書は、初めて医師の診療を受けた日から起算して六月を経過した日以後における診断書に限ることとしております。	国民年金法第30条 厚生年金保険法第47条	対応不可	制度の現状に記載のとおり、 ・精神障害者保健福祉手帳と障害年金は制度の趣旨・目的が異なるため、それぞれの制度趣旨を踏まえた認定基準が定められており、それぞれの認定基準に基づいて障害等級の認定を行う必要があること、 ・精神障害者保健福祉手帳と障害年金では障害の状態を確認する時期が異なっており、提出された診断書に記載されている障害の状態が必ずしも同一内容であるとは限らないこと、 などから、異なる障害等級認定されることもあり得ますのでご理解いただきますようお願いします。	
59	令和5年9月22日	令和5年10月18日	国外運転免許証　有効期間、免許証のサイズ、そもそも論	1. 現在、有効期間は1年間であるが、元の国内運転免許証が失効するまでの期間である。 2. 免許証のサイズが、昔のパスポートと同じであり、かつ三つ折りの紙製であるが、国内免許証と同じサイズ、丈夫な素材、1枚とする。 3. そもそも元の国内運転免許証に国外運転免許についての記載を付ければ国外運転免許証は不要となるのでそうすれば良い。	1. 有効期間1年間では、毎年更新に行かねばならないから不便、無駄である。コストも高くなる。 2. サイズが大きいと携帯に不便であり、紛失や盗難に遭いやすい。紙製だと濡れると使えなくなる。 3. そもそも英語表記があれば、国外運転免許証など不要である。合衆国では州毎に運転免許証を発行し、様式も全く異なるが、各住地以外で運転するときに国内運転免許証など要求されない。1980年代には日本免許証とその翻訳があれば合衆国で運転できたが、今は国外運転免許証を要求され不便になった。	個人	警察庁	日本の運転免許証をあしらい者でも、道路交通に関する条約（以下、この欄において「ジュネーブ条約」という。）に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転することができます（道路交通法第107条の2）。 公安委員会が発給する国際運転免許証は、他のジュネーブ条約締約国が発給する国際運転免許証と区別し、「国外運転免許証」といます（道路交通法第107条の7）。 国際運転免許等の有効期限は、ジュネーブ条約において定められており、発給の日から1年間となっています。条約上、有効期間の延長に関する規定はありません。 国際運転免許証のサイズ等の様式についても同条約の附属書10に定められています。	道路交通に関する条約第1条第2項、同第24条第1項・第2項、同附属書10 道路交通法第107条の2、同第107条の7、道路交通法施行規則別記様式第22の7	対応不可	公安委員会が発給する国外運転免許証（国際運転免許証）は、日本が批准している道路交通に関する条約に定める要件に合致するものであり、具体的には道路交通法等の法令により定められています。 同条約において、その有効期間について、「1年をこえない」こととされ、サイズを含む様式についても「附属書10」に明記されており、その他の部分についても発給国の運用により変更することはできません。 国内ではその国の運転免許証を取得するのが原則であるところ、国際運転免許証制度は短期旅行者等の利便性を目的とした制度であるため、国内免許証に英文を併記したようなものを発行しても、相手国で有効とは認められません。	
60	令和5年9月22日	令和5年10月18日	リチウムイオンバッテリー使用製品の正しく捨てる手段の確立	製品評価技術基盤機構（NITE）は、リチウムイオンバッテリー使用製品の誤った処分により、発火などの被害が生じているとして、注意を呼びかけています。ゴミに混入した製品の発火などによる被害額は、2018年度～2021年度の4年間でおよそ111億円に達するそうです。これは、確実にリチウムイオンバッテリー使用製品を正しく捨てる手段がないため、不燃ごみやプラスチックゴミとして、ゴミ出しするしかない場合があるからだと思います。小型家電の回収ルートに乗せることが出来れば、状況は改善するはずです。	リチウムイオンバッテリー等の二次電池の廃棄の扱いは、とてもひどいです。これでは、燃えないゴミやプラスチックゴミとして出されて当たり前です。小型家電の回収ルートに乗せることが出来れば、状況は改善するはずです。 (1) 環境省：自治体の指示に従ってください。 (2) 自治体: 回収する自治体もありますが、メーカーか回収協力店（電器店）の指示に従ってください。 (3) メーカー: 倒産している場合は回収できません。古い機器は回収しません。 (4) 回収協力店: 電池単体になるまで分解してください。リサイクルマークがないものは回収しません。	個人	経済産業省 環境省	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しており、分別回収の方法は市町村の状況に沿って決められております。リチウム蓄電池等についても、市町村の収集・処分体制に応じた回収方法がとられています。 収集・運搬については、市町村が自ら行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と いう。）に基づき許可や委託を受けた者が実施できます。 これに加えて、廃棄物処理法に基づく「広域認定制度」の認定を受けたリチウム蓄電池等の製造・販売メーカーは、自社製品のリチウム蓄電池を回収・処理することができます。 また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく再資源化事業計画の認定を受けた者は、同法施行令に規定する28品目について、リチウム蓄電池を内蔵した小型家電を回収・処理することができます。	廃棄物処理法第7条第1項 廃棄物処理法第9条の9 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（環境省告示） 小型家電リサイクル法第10条 小型家電リサイクル法施行令第1条 資源有効利用促進法第26条 密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	対応	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しております。また、資源有効利用促進法及び広域認定制度による製造・販売事業者による自主回収や小型家電リサイクル法の認定事業者による回収が実施されています。 廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるよう国の責務に基づき、環境省では、リチウム蓄電池等を原因とした火災発生状況や、市区町村における先進的な対策事例等をとりまとめたリチウム蓄電池等処理困難物対策集を令和4年4月1日に公表しており、例えば、公共施設において小型家電の回収ボックスを設置するなどの回収事例や、JBRC回収対象外製品は他の乾電池等の回収と併せて水銀含有廃棄物処理委託業者へ引き渡している事例等の紹介をしています。今後は各市町村が普及啓発のために使用するポスター及び動画を作成し、普及啓発ツールとして各市町村に配布する予定であり、これらの取組を自治体において活用したげるよう横展開を図っております。	
61	令和5年9月22日	令和5年10月18日	労災保険「中小事業主等の特別加入」制度の改正について	労働者災害補償保険法第33条（特別加入）第1号に「厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）」 と規定されています この規定を 「厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。）の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）」 と改正して頂きたい。	現行規定では、中小企業に分類されるということのみで、自ら労働保険事務の処理を行うことができるにもかかわらず、事業主が労災保険に特別加入するには労働保険事務組合へ労働保険事務の処理を委託しなければならないことになっている。 多くの中小企業の事業主は、労働者と同様に作業に従事し、労働災害の発生が危惧される状況にある。中小企業の事業主にとって労災保険に特別加入する必要性は高いものがある。 しかしながら、中小企業といっても300人に近い労働者が働いている事業所から、一人二人の労働者が働いている零細事業所まである。管理部門を設け日常的に労働保険事務を行っている事業所から、事務処理を全面的に外部に委託している事業所まである。 個別の事業所の労働保険事務処理状況を考慮することなく、全て労働保険事務組合に労働保険事務を委託しなければ労災保険への特別加入ができないという事は不合理と考えられる。 労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託する必要性のある事業所は委託をし、自ら労働保険事務処理を行うことができるものは、直接労働局長へ申請できるようにして頂きたい。 現行では、労働保険事務組合へ事務処理の委託を必要としない事業所も労働保険事務組合へ事務処理に必要な諸資料を届け、さらに労働保険事務処理の事務委託手数料を支払わなければならない状況にある。直接労働局長へ申請できるようになれば、このような無駄な時間と無駄な事務委託手数料を支払う必要が無くなる。	個人	厚生労働省	労働者災害補償保険法第33条第1項は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主に労災保険の特別加入を認めるものです。	労働者災害補償保険法第33条第1項	対応不可	労働保険事務組合は、中小事業主の労働保険事務負担の軽減を図ることで、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るために設けられているものです。 中小企業事業主の特別加入にあたっては、当該事業場の労働保険の適用促進及び労働保険料徴収の確保を担保するため、法令上、事務組合の加入を要件としています。 これにより、保険制度としての確実性を高めているものであり、制度の円滑な運営のためには必要不可欠であるため、ご要望への対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
62	令和5年9月22日	令和5年10月18日	登録免許税の再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために流用することを禁止する	R4規制改革420提案は、登録免許税として納付した収入印紙を再使用証明した場合に同一代理人が別の申請人のために流用する取扱いは業務上横領であり禁止すべきとしたものである。／これに対して、法務省は「再使用の証明の付された領収証書又は印紙を他人から譲り受け、自己の登記申請に使用することはできませんし」という理由で「事実誤認」であると回答した。／一見もっともな回答をしているけれど、提案の趣旨は「実務として認められている再使用印紙の流用を禁止すること」であり、「通達として認められているかの確認」ではない。／すなわち、法務省が通達の解釈として印紙の流用を認めようが認めまいが、実務として代理人が同一→	ーであれば別の申請人のために流用することが認められているから禁止すべきであるという趣旨である。／そのため、R3規制改革607回答にある「御指摘にあるような「1000円以下(未満)?であれば、登記官による職権還付を拒否して放棄できるという取扱い」は承知しておりません」という知らぬ存ぜぬの立場を取れないように、現職法務省職員が出版した解説書でもその旨が記載されていると説明したのである。／もっと具体的な記述が必要なら、「再使用証明の申出は代理人によってもすることができますが、その代理人がする登記の申請であれば、前の申請人とは別の者の代理人となる場合でも、この領収証書又は印紙を再使用することができるとされています。」p62(藤谷定勝・著+清水凓・監修「不動産・商業等の登記に関するQ&A登録免許税の実務」日本加除出版 2009)を読めばいい。／元民事局長や法務局長ができるとまでいうのは、法務省の見解にもかかわらず現場の登記官は再使用を認めているということである。／それが事実であれば、法務省は、登記官が加担した業務上横領の事実を、行政機関の法令遵守として調査をすべきではないか？／すなわち、違法行為あれていないなど「事実誤認」をしているのは法務省自身である。／もっとも、縦割り回答では「制度の現状欄に記載した再使用証明に関するこれらの例等は、いずれも、再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために使用することを認めたものではありません。」という、あたかも他人のための再使用を認める別の通達があるかのような書き込りをしていなから、別の通ぢ通が用意されているのかもしれない。	商業登記ゲンロン	法務省	訂正の上再提出する予想のもとに登記申請を取り下げ、貼付用紙の未使用証明を受けた収入印紙につき、事情の変更により再提出を中止した場合、同一登記所でこれを別の登記申請に使用してもさしえ支えありません。／／／

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
68	令和5年9月22日	令和5年10月18日	病院や処方箋薬局で受け取った薬の残薬処理について	病院に行く薬をもらいますが、飲みきれなかったりシーズンによって飲まなくてもいい薬などが残薬として余ってしまいます。どこかに売るか何らかしたいなと思いましたが、薬事法では薬の個人売買は禁止されており、調剤薬局では残薬引き取りはしてくれるものの、買い取りや返金はしてもらえません。 薬を個人間の売買するのはいろいろと危なそうなので、せめて処方箋薬局や信用できるネットショッピングサイトなどで残薬を買い取りできるよう、法律を変えてほしい。	私は花粉症用の飲み薬が大量に余っており、1年分くらいはデッドストックがあります。しかし期限切れになるともったいないので、どうにか再利用というか必要な人に販売できないかなと思っています。 食料品ではフードバンクという無償引き取り制度がありますが、薬は食料品のように安価ではないことから、消費者心理としては中は1錠金額したいと思うのが普通だと思います。私も花粉症用飲み薬がおよそ1年分の残薬がありますから、処方箋薬局では保険適用されても1万円は軽く超すくらいの金額を支払っています。加えてOTC薬でもあるので、同じものをドラッグストアで購入すると10日分で1000円以上するような薬です。これを無償で提供するのは抵抗があります。 ただ無尽蔵に個人間での取引を可能にしてしまうと、偽薬や危険な薬が世に氾濫することになるので、やはり自分が薬の処方を受けた処方箋薬局、あるいは政府が認証したネットショッピングサイト限定で医薬品の買い取り販売を行うようにするのが安全かと思います。買い取った後の医薬品は定価の〇〇割引きで販売し、買い取った先発品の医薬品＝ジェネリック医薬品くらいの金額くらいで販売するのが妥当かなと思います。 医薬品が自由に売買できるようになり、家庭内の残薬が換金できるとあらば、私だけでなく全国の子どもからお年寄り、老若男女問わず、家庭内に眠る無駄な医薬品を劇的に減らすことができると思います。特に高齢者は湿布薬を大量に保持している人が多いと思います。まだ使えるのに捨てたり、無償で処方箋薬局に引き取ってもらうのももったいないので、本当に必要な人に薬が安く行き渡るようどうにかしてほしいです。	個人	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて、薬局又は医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の許可を有していない個人が所有する医薬品を販売することは、品質や有効期間の管理が十分になされないおそれや、偽造医薬品が流通経路に混入するリスクがあり、公衆衛生上危険を生じるおそれがあるため、個人が業として医薬品の販売を行うことは禁止されています。また、平成29年に個人が卸売販売業者に持ち込んだ「ハーボニー」配合錠の偽造医薬品が薬局に流通した事案を踏まえ、薬局等は医薬品の取引時に取引相手が必要な業許可を有する事業者であることの確認等を行い、業許可を有しない個人から医薬品を購入しないよう必要な措置をとることが求められています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条、第24条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第14条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、ご提案の趣旨である残薬の削減に当たっては、残薬が生じないよう医療機関、薬局で対応いただくことが重要です。残薬がある場合には、残薬の状況を含む服薬状況について医師、薬剤師に相談し、処方、調剤される数量等の適正化を図っていただきますようお願いいたします。	
69	令和5年9月22日	令和5年10月18日	移送取扱所の移送基地内配管等の構造に関する規制合理化	移送取扱所の配管等の構造は、製造所、屋外タンク貯蔵所等の配管の基準よりも厳しいが、移送基地内に限ってはその他の危険物施設の構造基準と同じ基準への合理化を要望する。	<障害・不具合の内容> 1)則第28条の5第2項第5号 配管の最小厚さの基準に適合する為、使用条件が同じプロセスでも、移送取扱所用の特別規格を持つ必要があり、設備管理が複雑になっている。 2)則第28条の16第7号　配管の周囲に確保する維持管理上必要な間隔を適合させるため、現設備からの改造が難しくなっている。取替え補修に関しても、一部ルートを変えたい状況となっても、適合できずに実現が難しくなる。 その他ポンプ設備や配管の非破壊検査等、通常の危険物配管より上乗せの基準があり競争力の低下を招いている。 〈要望に対する保安担保・向上の根拠〉 1)製造所、屋外タンク貯蔵所等その他の危険物施設で使用している配管も、使用条件に満足する技術的根拠を持った構造の物を使用している。また、異常現象（特に漏洩）が発生しても移送基地内では他の危険物施設で発生するその影響は変わらない。 2)設備の維持管理は、移送取扱所もその他危険物施設も同じレベルで管理しており、基準が緩和されても設備管理上は保安を担保していると考える。 〈要望実現によるメリット〉 ・特別規格が無くなると設備管理がシンプルとなり、規格間違いがなくなり、規格管理の労力も軽減され、競争力の向上となる。 ・補修時の手続きが不要、または軽微な届出レベルとなり早期の工事着工から運用再開が出来、競争力の向上となる。	石油化学工業協会	総務省	〇移送取扱所に求められる基準について 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備により危険物を移送する移送取扱所は、その配管が当該移送取扱所を保有する事業所等の敷地のみならず、第三者の敷地等を通過するものであり、危険物の漏えい又は火災が発生した場合には、社会的影響が高いため、事故防止の観点から必要な技術上の基準を定めているものです。 ・危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第28条の5第2項第5号に規定する配管の規格について移送取扱所の配管は、第三者の敷地等を通過することから、配管の最小厚さの規格値を明示していますが、他の危険物施設と比較して特に厳格な規格値を定めているものではありません。 ・危規則第28条の16第1項第7号に規定する維持管理上必要な間隔について 維持管理上必要な間隔とは、点検等に必要な間隔であり、当該規定は、他の危険物施設でも当然に必要とされているものを明確にしているものです。 〇危険物施設における変更許可等の取扱いについて 消防法第11条第1項の規定により、所有者等が製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする場合には、事前に市町村長等へ変更許可申請が行われ、技術上の基準等について確認していますが、保安上の問題が生じないものについては、変更許可の手続きを要しないことを運用通知で示しています。 ただし、移送取扱所の配管等の変更工事については、現状、軽微な変更工事に該当しないものとしています。	規則28条の5第2項第5号 規則28条の16第1項第7号 消防法第11条第1項 平成14年消防危第49号	検討を予定	移送取扱所は、第三者の敷地等に設置され、万一、漏えい又は火災が発生した場合、当該敷地に与える影響が大きいため、安全上の観点から、技術上の基準を定めており、他の危険物施設と同様の規制とすることは適切でないと考えます。 一方、移送取扱所の変更許可等の取扱いについては、保安上の問題が生じない変更工事について整理を行い、軽微な変更として許可を要しないものの範囲について検討します。	
70	令和5年9月22日	令和5年10月18日	石油コンビナート等災害防止法　自衛防災組織の設置事業所における、消防法　自衛消防組織の設置免除	石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織を設置している事業所に対して、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織（防火対象物）の設置の免除を要望する。 なお、消防法第14条の4に基づく自衛消防組織（危険物）は石災法第43条にて設置を免除されている。	<障害・不具合の内容> 石災法上の特定事業所においては自衛防災組織を編成している。一方、事業所内の防火対象物の総面積が法定値を超える場合、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織（防火対象物）の設置も必要となり、同様な組織を2つ編制することになり各種講習や届出を二重に実施している状況である。 〈要望に対する保安担保・向上の根拠〉 ・自衛防災組織も自衛消防組織も罰重（名称）が違うだけで、編制自体は同じなので、石油タンクや大規模な危険物施設を対象としている石災法の自衛防災組織を設置しており、自衛消防組織を免除しても保安上問題ない。 ・消防法の自衛消防組織は一般地区の大規模防火対象物（高層ビル・マンションやイオン等の大規模商業施設）を前提としており、客として防火対象物内にいる不特定多数の人の避難や救護を主目的としている。一方石災法上の特定事業所においては構内にいるのは従業員と協力会社員や請負作業員であり、入構時に避難場所等の教育を実施している。 〈要望実現によるメリット〉 ・防災体制上は同一の機能を持つ自衛防災組織と自衛消防組織が一本化されることにより、組織を2重規制する必要が解消される。 ・各種講習や届出を二重に行う無駄が省かれる。	石油化学工業協会	総務省	石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛防災組織は、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所において、災害の発生は又は拡大を防止するために必要な防災業務を行うために設置を義務付けているものです。 また、当該自衛防災組織には、石油等の貯蔵量等に応じた化学消防車等の防災資機材等を備え付ける必要があり、配備する防災資機材等に応じた必要な数の防災要員を配置する必要があります。当該防災要員については、講習を受講する等の資格要件はなく、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもって充てるとされています。 なお、消防法第14条の4に基づき、危険物を大量に取り扱う一定の大規模な事業所に自衛消防組織の設置が必要となりますが、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛防災組織を設置しているものについては、自衛消防組織を置くべき目的が十分に達成されるため、消防法第14条の4の規定は適用されません。 一方、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織は、百貨店、ホテル、オフィスビルや工場など日常的に多数の者が出入りする大規模な防火対象物において、火災その他の災害発生時において応急活動を実施するため、当該防火対象物の従業員等から構成される人的組織であり、その設置を義務付けています。 また、自衛消防組織は指揮命令系統をもって活動を行うこととなるため、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く必要があり、統括管理者には自衛消防の業務に関する講習の課程を修了する者等をもって充てなければなりません。	石油コンビナート等災害防止法第16条、消防法第8条の2の5	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛防災組織については、大量の石油等を取り扱う事業所において火災が発生した際の化学消防車等を使用した消火活動や、石油や高圧ガスの漏えい事故に対する応急措置や回収作業等の防災業務を行い、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織については、多数の者が出入りする大規模な防火対象物において、火災等の発生時における在館者の避難誘導や初期消火等の自衛消防活動を行うものであり、基本的には、それぞれに、体制や消防機関が把握するための届出が必要であると考えます。 しかしながら、双方に一部共通する事項もあると考えられることから、火災時等の対応に支障を生じない範囲において、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛防災組織の防災要員と消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織の要員が兼務できる業務の範囲や、それぞれの法令に基づく届出書に記載する内容の精査等について、実態を把握の上、必要な検討を行うことといたします。 なお、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛防災組織の防災要員は、同法において講習の受講は必要とされていません。	
71	令和5年9月22日	令和5年10月18日	耐圧、気密試験における基準圧力の統一	設備の定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれの耐圧・気密試験の基準圧力の呼称統一による耐圧・気密試験の簡素化を提案する。また常用の圧力相当を基準圧力に統一する方向で、最高使用圧力（MAWP）基準となっている労安法においても、この考え方を採り入れていただきたい。	<障害・不具合の内容> 設備の定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれの耐圧・気密試験の基準圧力は、"常用の圧力"、"最大常用圧力"及び"最高使用圧力"であり、試験圧力の考え方及び、基準圧力の呼称共に異なるため、実務上煩雑である。 〈要望に対する保安担保・向上の根拠〉 設備新作時は"設計圧力"基準での耐圧・気密試験により、製作の良否判定を行う必要がある。一方、設備供用段階においては、常用の圧力及び最大常用圧力（一運転中に作用しうる最大の圧力）を基準に同試験を行うことで、最も厳しい運転条件に対する健全性を評価できると考えられる。 〈要望実現によるメリット〉 設備の定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれの耐圧・気密試験の基準圧力の取違いを防止できる。	石油化学工業協会	経済産業省 総務省 厚生労働省	【経済産業省】 高圧ガス保安法コンビナート等保安規則第5条第1項第17号は、耐圧試験について規定するものであり、圧力試験のための圧力については、「常用の圧力」（通常使用される状態の圧力をいう。）を基準となる圧力（例えば、「常用の圧力の一五倍以上」といった表現）として規定しています。これは、「常用の圧力」におけるガスが高圧ガスであるか否か等によって、法の適用の有無を判断し、高圧ガスを製造しようとする者は、その「常用の圧力」を前提として許可を受けることから、実態として「常用の圧力」による制約が法的に措置されることになるためです。 【総務省】 危険物を取り扱う配管については、実際に使用する条件下で十分な強度を有する必要があることから、危険物の規制に関する政令で定める配管の圧力試験において「最大常用圧力」に対して十分な強度を有することを求めています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、設備の供用段階で実施する性能検査において、目視やファイバースコープ等で容器の割れなどを確認することができない貫流ボイラー等の一部のボイラーについては最高使用圧力を基準とした耐圧・気密試験（水圧試験）を実施することが定められていますが、それ以外のボイラーや第一種圧力容器については、耐圧・気密試験（水圧試験）を実施することは定められていません。	【経済産業省】 コンビ則第5条第1項第17号 【総務省】 危険物の規制に関する政令第9条第1項第21号イ、第11条第1項第4号、第13条第1項第6号及び第15条第1項第2号 【厚生労働省】 圧力容器構造規格 第63条、ボイラー構造規格 第61条	【経済産業省】事実誤認 【総務省】規行制度下で対応可能 【厚生労働省】対応不可	【経済産業省】 耐圧試験等において使用する圧力について、その基準となる圧力に係る用語（提案主体記載の「呼称」）の問題ではなく、その意味するところに係る問題と認識しております。各法令の条文の理解・認識促進に努めていただくとが、高圧ガス保安法上、自主保安に取り組む姿勢として重要なものと考えています。 なお、提案者として、用語の改正を要する以前に、高圧ガス保安法における「常用の圧力」について取り違いをされているような実態がありましたら別途ご教授いただければと思います。 【総務省】 危険物を取り扱う配管については、実際に使用する条件下で十分な強度を有する必要があることから、危険物の規制に関する政令で定める配管の圧力試験において「最大常用圧力」を用いることは、適切と考えます。 【厚生労働省】 高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法の3法令のいずれの適用も受けるのは第一種圧力容器のみと認識しております。 労働安全衛生法では、第一種圧力容器については、設備の供用段階で実施する性能検査において、耐圧・気密試験（水圧試験）を実施することは定めていません。このため、ご提案の点については、不整合は生じていないものと認識しております。	
72	令和5年9月22日	令和5年10月18日	海外防爆認定分析機器の使用に関する規制合理化	国内化学プラントにおいて、海外防爆認定を受けている分析機器類の使用を可能にすることを提案する。	<障害・不具合の内容> オンライン・インラインの分析機器は、海外の防爆認定は受けているものの、国内の認定は受けていないものも多く、現状では、そのような機器は防爆エリアに設置することができない。そのため、機器の導入自体を断念せざるを得なかったり、機器を防爆エリアから離れた場所に配置し、通信ケーブルを長距離敷設して対応するなど、余計なコストがかかることがある。 〈要望に対する保安担保・向上の根拠〉 近年、化学プラントにおいて、製品品質の安定化や運転の効率化を目的として、オンラインやインラインの分析機器のニーズが高まっている。国内の認定は受けていなくとも、国際的な規格検査に合格し、安全性が確認できるならば、それらの機器を導入し、化学プラントの更なる品質安定化、運転効率化を図ることが出来る。 〈要望実現によるメリット〉 機器の導入費用の削減を図ることが出来る。	石油化学工業協会	厚生労働省 経済産業省	【経済産業省】 高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則6条第1項第26号及びコンビナート等保安規則第5条第1項第48号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備について防爆性能を有するものとする旨が規定されています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、防爆構造電気機械器具については、安全に使用するため構造要件を定めており、厚生労働大臣が定める構造規格に適合していなければ販売等をしてはならないこととしています。また、構造規格に適合するか否かの確認は専門技術的な能力を有する機関において実施する必要があるため、当該機械器具の製造、輸入にあたっては、厚生労働大臣が定める要件を満たし登録を受けた型式検定機関が行う型式検定を受けなければならないことを定めています。 外国の認証品を輸入する際は、外国に立地する登録型式検定機関が行う型式検定に合格した場合は、国内で重ねて型式検定を受ける必要はありません。また、指定外国検査機関でもあるExCB（IECExの認証機関）の適合証明に基づき、型式検定における実機試験の省略を認めています。	【経済産業省】 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第3号、第26号、コンビナート等保安規則第5条第1項第14号、第48号 【厚生労働省】 労働安全衛生法第44条の2	【経済産業省】対応不可 【厚生労働省】対応不可	【経済産業省】 防爆性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令上で認められたものを使用するものと考えています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、防爆構造電気機械器具については、その危険性に鑑み、使用段階のみならず、製造、輸入、販売等の段階においても欠陥を有する機械を排除するため、登録型式検定機関が行う型式検定を受けなければならないことを定めています。 当該検定が公正適切に実施されることを担保するため、労働安全衛生法では、登録型式検定機関については、厚生労働省職員の立ち入り、厚生労働大臣による命令・要請、厚生労働大臣に対する業務規程の届け出、検定の応諾義務業務等を規定しています。 厚生労働大臣の登録を受けていない外国の認証機関については、このようなを担保がないことから、外国の認証機関の認証を受けていることのみをもって一律に型式検定を不要とすることは認められませんが、外国立地の登録型式検定機関の型式検定や、指定外国検査機関でもあるExCBの適合証明の活用により、輸入者の負担を軽減する措置を講じています。 IECExではIND（国による相違）は認められており、諸外国においてもINDのある国においては外国の認証品をそのまま使用できる制度を持つ国は基本的になく、諸外国に比べ閉鎖的ということはないと承知しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
73	令和5年9月22日	令和5年10月18日	産業保安のスマート化の推進及び防爆規制の更なる柔軟化	第二類危険場所において携帯型の電子機器の使用に関する規制合理化。第二類危険場所については、IECexやATEX等の海外の防爆認証を受けた携帯型の機器であれば、その使用を許容していただきたい。	<障害・不具合の内容> 経産省の「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域の設定を改めて検討したが、弊社製造所の場合は 放出源の周辺に危険区域が多数残存する結果となった。現場の作業箇所に応じて防爆/非防爆機器を使い分けること、または「一律0mは接近禁止」等のルールを設ける等の対応方法が挙げられるが、これらの運用は実態として困難で、防爆機器を使わざるを得ない状況にある。 <要望に対する保安担保・向上の根拠> IECexやATEX等の海外の防爆認証を受けた携帯型の非防爆機器であれば、第二類危険場所においては、その使用を許容して頂きたい。まず海外の防爆認証により安全性が確保されている為、本質的な問題はない。次に第二類危険場所（通常の状態において爆発性雰囲気を生成する可能性が低い）に限定されるので、事故に至る確率が低い。更に常設設備でないため、爆発性雰囲気となる前に人の退避で携帯されるので、安全性は更に高まる。 <要望実現によるメリット> 製造現場におけるIoTやAI、ドローン等の海外発の新技術の速やかな活用が推進され、産業保安のスマート化を通じた、コンビナート競争力の維持・強化の促進が期待される。	石油化学工業協会	厚生労働省 経済産業省	【経済産業省】 高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則6条第1項第26号及びコンビナート等保安規則第5条第1項第48号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備について防爆性能を有するものとする旨が規定されています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具については、可燃性ガス等が存在して爆発が生ずるおそれのある場所のうち、通風、換気等の措置を講じても、なお、可燃性ガス等が爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具（電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械、器具その他の設備のうち配線及び移動電線以外のものをいう。以下同じ。）を使用するときは、当該蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならないと定められています。	【経済産業省】 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第3号、第26号、コンビナート等保安規則第5条第1項第14号、第48号 【厚生労働省】 労働安全衛生規則第261条、第280条	【経済産業省】 対応不可 【厚生労働省】 検討に着手	【経済産業省】 防爆性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令上で認められたものを使用するものと考えています。 なお、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン（経産省）」に関しては、厚生労働省の「工場電気設備防爆指針」等を解説したものですので、単独での見直しは困難と考えております。 【厚生労働省】 令和5年度現在、IEC（国際電気標準会議）においては、非防爆ポータブル機器の危険箇所への持込みについては、当該団体の基準等においては認められておらず、検討が進められているところであると承知しており、これまで情報の収集を行っています。当該動向を踏まえつつ、国際的な基準等の整備状況を踏まえ、国内導入について引き続き検討してまいります。	
74	令和5年9月22日	令和5年10月18日	高圧ガス認定事業所の設備管理部門に関する要件に合致する資格制度の新設	高圧ガス保安法の認定事業所基準のうち、設備管理担当組織（コンビ則適用事業所のみ）に属する者の50%以上が製造保安責任者免状又は非破壊検査技術に関する資格を有していることが条件となっている。このうち非破壊検査技術に関する資格は当該告示の質疑応答集にて（社）日本非破壊検査協会が認定するNDI2種以上の資格」が指定されている。一方で設備管理担当の組織員が実際に検査作業を行う場合はかりだけでなく、主に検査の計画や結果の判定を行っている場合もある。後者の場合は、現に検査を行う技量を認定する資格とは別に、非破壊検査の計画及び結果判定の能力を認定する資格制度を設け、その資格取得者を有資格者と認めて欲しい。	NDI2種は非破壊検査技術者(NDI)レベル2への制度変更により10年毎の再認証試験時にも実技試験が行われるようになった。 本再認証試験は非破壊検査の実務者に対する技量維持に重点が置かれており、日常的に検査実務を行っている者でも合格が難しく、複数回の受験が必要となる場合もあるのが現状である。 よって、認定事業所の設備管理を担当する組織員のように主に検査の計画や検査記録による判定の業務を行っている者は、法令の要求を満たす知識・能力を保有しているが、検査技量そのものは未熟なことから再認証試験の合格が難しく、法令で求められている役割と資格の間で要件に差があるべき状況と考える。 「高圧ガス保安法認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制を定める告示」では設備管理を担当する組織の役割として「高圧ガス設備を目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること」とし、非破壊検査作業そのものを実施する事は必須ではなく、協力会社等に依頼する事が許容されている。 よって、設備管理部門所属者にNDI2種資格者と同等以上の知識、検査結果判定能力があれば、「検査方法を定める」「検査結果の判定を行う」等の法令の要求を満たすことが十分可能と考えられる。 溶接士と溶接管理技術者の資格が異なるように、非破壊検査を実施する技量が必須ではない設備管理を担当する組織に所属している者については非破壊検査技術者資格のうち10年毎の再認証試験時を免除して頂きたい。 高圧ガス認定事業所の設備管理部門の有資格者の確保が容易となり業務効率が向上する。	石油化学工業協会	経済産業省	本基準は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に対して、高度な保安の実施体制として、高圧ガスに関する法令及び保安技術面での知識を有する者を確保するべく、製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していることを一定数以上求めているものです。	高圧ガス保安法 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示86号）10条2項4号ハ、コンビナート等保安規則別表第五の上欄三イの項下欄第六号、同規則別表第六の上欄三イの項下欄第六号、同規則別表第七の上欄三ロの項下欄第三号、同規則別表第八の上欄三ロの項下欄第三号	事実誤認	配管類の検査を行う者については、非破壊検査技術が要求される資格も保安上有用であると考えられるため、NDI2種も認めることとしています。 一方、非破壊検査を実施する技量が必須ではない設備管理担当者については、製造保安責任者免状を取得すればよいと考えております。	
75	令和5年9月22日	令和5年10月18日	育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題の解消	男性育休取得率の公表企業を拡大するなど、国として育休を推進する立場だと思いますが、育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題があります。この問題の解消も推進していただきたいです。	保育所は保育に欠ける児童を保護するための福祉施設であるからといって、育休終了時に子が保育所に戻れる保証が無いにもかかわらず、育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題が解消されません。少子化対策として全体を俯瞰して見るようにすれば、育休中だからといって子を保育所から追い出すようなことは発生しないはずです。 総合的な判断ができるよう、国から指導・通達するようにしてください。	個人	こども家庭庁	ご指摘いただいているように、保育所は、保護者が労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき子について保育を必要とする場合において、利用が認められるものです。 一方、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等 を利用していたこどもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、こどもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やそのこどもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能である旨を、通知でお示ししています。 また、育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合や、育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合などについては、優先利用の対象となる事項として考えられるものである旨を、通知にてお示ししております。	児童福祉法第24条第1項 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号、同第3号 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号 平成26年9月10日府政共生第859号通知	対応不可	左記のとおり、保護者が育児休業を取得している場合、当該保護者のこどもが既に保育所等を利用しており、育児休業期間中も引き続き保育所等を利用することが必要であると市町村が認めるときは、継続利用を可能としています。 また、育休終了時の再入所の際の利用調整の考え方についても、左でお示しした通り、通知を発出しているところです。	△
76	令和5年9月22日	令和5年10月18日	「登記識別情報の暗号化」の包括委任を認め、委任状を原本還付すること	R3規制改革702提案は、分筆新地の登記識別情報が分筆元地と同じであるため、いずれか一筆についてだけ理人に登記識別情報を提供すれば他の土地についても明らかになり、登記名義人が登記識別情報を秘匿する意味がなくなるから別個の登記識別情報を発行すべきであるとしたものである。／これに対して法務省は、この場合の不利益は代理人による不正使用によるものであり、登記識別情報制度自体には問題ないとする。／すなわち、本人から代理人へ登記識別情報を教えることは行政として関知するところではなく、代理人から登記所へ提供するプロセスにおける委任事項としてのみ証明する必要があるという意味であろう。／そうすると、本人から受付→	→された委任状に独立した項目として「登記識別情報の暗号化」の旨の委任があれば、それは当該登記申請のために作成された委任事項ではなく、他の登記申請にも流用し得る独立した委任事項として委任状の原本還付が可能になるはずである。／委任事項としては「上記登記申請に関し登記識別情報を暗号化すること」という表現もあり、こちらは当該登記申請に限定していたため原本還付はできない。／他方、こうした特定をせずに委任すれば、委任者の意思は「今回は上記登記原因証明情報に基づく登記申請に付随して暗号化も委任するけれど、暗号化については包括的に委任する」という意思であるとも読める。／不登規55条1項は「当該申請のためにのみ作成された」場合は原本還付できないとしており、その反対解釈として、「当該申請のためにのみ作成されたと場合であると断定ができない場合は原本還付できることになる。／たとえば、大使館等が住所証明書として発行する在留証明書には使用目的欄があり、たとえそこに「不動産登記申請のため」と記載されていても原本還付は認められる。／これは当該不動産登記申請のみでなく、他の登記申請にも使用するかもしれないという可能性を前提にしているからであろう。／在留証明については「当該登記申請のため」と断定されないにもかかわらず、暗号化の委任については登記実務では委任状の原本還付が認められていない。／むしろ、私的自治が支配する委任契約のほうこそ行政が画一的に判断できない書面ではないか？／したがって、抵当権設定等で当該申請に限定されず「登記識別情報の暗号化」の委任事項がある委任状についても原本還付できなければ辻褄が合わない。	法務省	商業登記ゲンロン	不動産登記法第55条第1項において、「書面申請をした申請人は、申請書の添付書面の原本の返付を請求することができる。ただし、当該申請のためにのみ作成された委任状については、この限りでない。」とされています。	不動産登記規則第55条1項	対応不可	申請書の添付書面として提出された委任状が、不動産登記規則第55条第1項ただし書の「当該申請のためにのみ作成された委任状」として原本還付されるべきかどうかは事案ごとに判断されるものであり、一概にいうことはできません。	
77	令和5年9月22日	令和5年10月18日	保険証廃止に伴う銀行手続きの法規制緩和	銀行での口座所有者の連絡先住所変更を本人確認書類によらず任意の住所に変更できるように規制緩和すること	本邦においては銀行口座の(1)所有者住所とcorrespondence address が同一になるように義務付けられ(2)本人確認時には本人確認書類に記載の住所にのみ住所変更が可能、になっている。 この結果、海外駐在における日本転出時において、邦銀は非居住者に対する口座の取り扱いなど各種規制などの種々の国の制度の予扉を回避するため、口座の所有者を実家に設定するように勧め、(3)保険証の住所を実家の住所に手書きで書き換えることを通じて書類確認の規制回避している。近年まではパスポートでも同じような対応が取れたがいよいよ手段がなくなっている。 このため、(1)のように口座所有者と連絡先住所を分離して住所のない本人確認書類をもってcorrespondence 住所を実家等に登録できるようにしたり、(3)のように弾力性のある本人確認書類を残すか(2)のように住所記載のない本人確認書類で手続きできるようにするかのいずれの規制改革が必要となる。 銀行に様々な条件を課し、海外転出者が銀行口座を実質的に維持できないようにしている仕組みを改めても良い。	個人	金融庁 警察庁	銀行は、顧客が口座開設等を行う際、取引時確認として顧客の「本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）」を確認することとされており（犯罪収益移転防止法第4条第1項）、また、確認した「本人特定事項」の情報を最新の内容に保つための措置を講ずることとされています（同法第11条）。 顧客が住所変更を行った際、銀行が顧客に改めて本人特定事項の確認を求めるのは、上記の法律の規定を踏まえた措置となりますが、当該措置の具体的な方法については規定されておりません。また、所有者住所と連絡先住所（法第4条第1項の規定による取引時確認の一環として送付する文書の送付先を除く。）について一致させなければならないものとする規定はございません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項及び第11条	事実誤認	各銀行における外国居住者向けのサービスについては、当該銀行に個別にご確認願います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
78	令和5年9月27日	令和5年10月18日	画像生成AIの問題	段階的な規制として、まず免許制の実施 1.著作者への著作物使用許諾及び使用料提供義務。学習元の開示義務。それに伴う責任問題追求としての罰則の定立。 2.AI誤表示義務。確認記録としての出力記録提出。 3.デジタルデータに変換可能な分野すべてに影響があることを考慮した各分野ごとの規制立法措置。 より具体的には高橋しょうご氏の提言を参考にしてください。	無断学習を無制限に許容すると著作権侵害、ディープフェイクやなりすまし、犯罪捜査への影響や責任問題、その他の権利侵害を救済することができなくなる。また、生成AIの重度的性質から社会的リスクを大幅に増大させる。既に事件が世界中で起こっており、裁判事例は枚挙に暇がない。日本も例外ではなく、被害者は泣き寝入り状態である。 既に著作物や声等、クリエイティブなものが大量に学習され、市場の販路を阻害しており、尚且つ学習元の開示義務がないため、立証側の立場が弱い故に救済されない。 提案が実現された場合、核技術と同じように適正利用が保持され、規制のもとでの健全な革新が促進される。医学的利用や発電は課題と向き合いながら進められてきた。同様に、生成AI&問題の切り分けと研究開発と利用にかかる規制議論をすすめていけば、問題解決と革新を両立できる。医療用画像解析や素材開発などが良い例である。 技術の用いられ方次第で規制が生じるのは至って普通のことである。 クリーンな技術であれば、一般の人も気兼ねなく利用できる。chatgptにしろ画像生成AIにしろ、現在はどのアンケート結果によっても過半数以上が懸念を示しているのが実情である。何故なら被害が生じているからである。需要と供給の均衡を破綻させ、創作の芽を摘むような生成AIの推進は禁止すべきである。	個人	内閣府 文部科学省	【内閣府】 生成AIの普及などの動向を踏まえて、生成AIに関する多岐にわたる課題への対応を検討すべく、令和5年4月に、関係省庁による「AI戦略チーム」と有識者による「AI戦略会議」を立ち上げ、議論を重ねています。 【文部科学省】 著作権については、著作権法第30条の4において、AI開発段階における情報解析などの「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」については、原則として著作権者の許諾なく著作物の利用が可能とされている一方、同条では、著作権者の利益を不当に害することとなる場合などについては、適用されない旨も定めており、著作権者の利益に配慮した規定としています。 また、生成AIによる生成物の利用の段階において、既存の著作物に類似し依拠したものを、著作権者の許諾なくそ利用した場合は、著作物の通常の利用と同様に著作権侵害となるかが判断されます。	【内閣府】 なし 【文部科学省】 著作権法第30条の4 （著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）	検討を予定	生成AIに関する多岐にわたる課題について、AI戦略チームやAI戦略会議にて、議論を重ねているところです。 引き続き、関係省庁による連携のもと、AI戦略会議の「AIに関する暫定的な論点整理」などを踏まえつつ、AIへのリスクへの対応や利用促進、開発力の強化に向けた検討を進めて参ります。	
79	令和5年10月20日	令和5年11月15日	携帯が義務付けられている免許証等（自動車等の運転免許証、電気工事士免状等）についてのマイナンバーカードへの一体化	法令等に基づき携帯が義務づけられている免許証等（自動車等の運転免許証、電気工事士免状等）について、マイナンバーカードへと一体化する。 また、マイナンバーカードを読み取りその場で所持している免許等を表示できるシステムを整備する。	工事従事者等に工事に係る免許等を確認しても携帯していないことが多々ある。その場合は一度工事を中断させ、免許等を確認してから工事を再開させることとしているため、工事が遅れることになる。 免許等を携帯していない工事従事者が悪いのは言うまでもないが、携帯すべき免許等が多すぎて携帯しづらい制度となっているのも事実である。電気工事だけでも、電気工事士免状はもちろんのこと、自動火災報知設備の工事があれば消防設備士免状、現場まで車で行くのであれば自動車運転免許証、ユニックや高所作業車を運転するのであれば技能講習終了証等、携帯すべき免許等は様々であり、どれかいつを忘れてしまうことは容易に起こりえる。 これらの免許等をマイナンバーカードへ一体化することで、不携帯となる恐れが低くなり、工事への影響も抑えることができる。 しかしながら、関係者（工事発注者等）が免許等を確認できなければ意味がないので、マイナンバーカードをその場で読み取り、所持している免許等を表示できるシステムが必要である。現在はスマートフォンが普及しているので、マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンと合わせて携帯することを義務付ければ解決できると思われる（スマートフォンを所持していない者は従来通りの運用とする。）。	個人	デジタル庁 警察庁 経済産業省 総務省 厚生労働省	各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者において管理している状況です。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。	【デジタル庁】 （マイナンバーの利用及び情報連携について） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第9条第1項、第19条第8項 【警察庁】 法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第1項、第3項及び第7項（未施行）	【デジタル庁】 その他 【警察庁】対応	当該計画に基づき、令和5年度（2023年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、その後、各種免許・国家資格等の個別システムにおいても、資格情報連携等に関するシステムとの連携のための必要な検討等を行い、これら手続きのデジタル化を進めてまいります。 運転免許証については、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号、以下本欄及び右欄において、「法」といいます。）において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。 改正道路交通法においては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者から申請があった場合に、運転免許の情報をマイナンバーカードに記録することができ、自動車等を運転するときは、運転免許証又は免許情報が記録されたマイナンバーカード（以下「一体化カード」といいます。）のいずれかを携帯しなければならないことされています。 また、一体化カードを保有する者が、自身のマイナンバーカードに記録された免許情報を確認できるようにするために、警察庁において国民向け読み取りアプリを開発することを検討しております。	
80	令和5年10月20日	令和5年12月13日	法定相続情報証明制度において任意代理人の制限を撤廃すること	法定相続情報証明制度では任意代理人を親族または特定資格者に限定している。／これは任意代理を無制限に認める「代理人に成りすました者からの申出がされるおそれ」があり、「証明書の正確性が害されるおそれ」が生じるからだという（民事月報Vol.72.5 p18）。／また、「実際上申出の代理の委任をするニーズが高く、「戸籍謄本等や資格を証する書面といった客観的な書面から本人とのつながりを容易に確認することができる」からだとする（同）。／相続登記促進のために創設された制度が、なぜこのような理由で利用制限を正当化されるのか全く理解できない。／まず、戸籍謄本を取得する場面では無関係な者からの請求を排除する→	→ため、代理人資格を厳格に運用する必要がある。／不正請求が報道されるのはほとんど有資格者の職務上請求である気がする。／これに対して、その厳格な手続を経て取得された戸籍謄本の提出を前提とする法定相続情報制度では、戸籍謄本を所持していること自体が適法に戸籍謄本を取得した本人からの委任を受けていると推定できる。／手続では本人の身分証明書も必要になる。／戸籍謄本を所持していても本人のつながりが推定できないならば職務上虚偽請求などによる戸籍謄本の不正取得の問題で済って、職務上不正請求をなし得る有資格者を代理人と認めている時点で矛盾だろう。／また、実際上のニーズを理由に代理人資格を制限するが、過疎地で所有者不明土地が広がっているのは、高齢者だらけで有資格者がおらず、親族も都会に出ていったからではなかったか？／そうした地域で相続登記を促進しようとすれば、親族関係にとらわれない地域のつながりに頼るしかない。／この原因を無視して代理人資格を制限するのは問題解決の方法として矛盾している。／法務省は法定相続情報が戸籍謄本の代わりである点を強調するけれど、そうであるならば、なぜ戸籍法ではなく不登法に規定するのか？／相続登記では代理人資格が制限されていないから、法定相続情報を相続登記で活用するには不動産登記法の代理人規定に合わせなければ意味がない。／偽造変造した戸籍謄本は、法定相続情報を介さず、直接相続登記で利用すれば同じことだろう。／それでも不正取得のリスクがあるなら、密行性の問題が生じない法定相続情報では、申出時に確認用封筒を添付させて本人に通知すればいい。／代理人の本人確認も徹底して。	個人	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出をすることができるとされています。 同条第2項第2号に基づき、当該申出は代理人によることも可能とされているところ、当該代理人は、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者に限るものとされています。	不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第2項第2号 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項	対応不可	法定相続情報証明制度においては、戸籍謄本等と同様の個人情報を取り扱うことから、代理人に成りすました者からの不正な申出を防止するため、申出人を制度の現状に記載した者に限定しているものであり、これを撤廃することは困難です。	
81	令和5年10月20日	令和5年12月13日	自転車の防犯登録抹消について	自転車の防犯登録抹消についてマイナポータルを活用したり、住所変更もしくは、転居先で抹消可能という機能を付与して欲しいです。	自転車の防犯登録には住所変更 という機能が現行なく、購入元の店で防犯登録の抹消をし、別途、防犯協会（？）へ別途ハガキを送付しないといけない。 お店の営業時間を気にしなくてはならなく、いつでも手続きが出来ない。 また、抹消には1週間近くかかるとの事で、引越しする人には手続きの為の外出や別途投面しなければいけない手間が発生し優しくありません。もっと便利にならないかと思い投稿させて頂きました。 【期待出来る効果】 接触機会の軽減、ハガキや申し込みに使う紙の削減、環境負荷の削減。 ご検討の程、よろしくお願いします。	個人	警察庁	自転車の防犯登録については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項により、自転車を利用する者は、都道府県公安委員会が指定する者（以下「指定団体」という。）が行う防犯登録を受けなければならないこととされています。 防犯登録に関する手続については、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）の規定を踏まえ、指定団体等において実施されております。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項	検討を予定	防犯登録に関する手続については、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則に定める指定の基準や、各都道府県公安委員会による指導により、指定団体等において実施されているところです。頂いた御意見を参考としつつ、適切な運用に努めて参ります。	
82	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国民年金保険料に関する手続きの簡略化	国民年金保険料学生納付特例申請書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料追納申込書等の届書をデジタル化し、納付猶予や追納申込に係る手続きをインターネットで完結できるようにする。	届書をデジタル化することにより、書類の管理コストを削減するとともに年金事務所の窓口業務の負担を軽減する。	個人	厚生労働省	国民年金第1号被保険者に関する申請・届書等の手続きのうち、学生納付特例の申請、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、第1号被保険者の資格取得の届出については、令和4年5月からマイナポータルからのオンライン申請を開始しています。	国民年金法第90条の3 国民年金法施行規則第77条の4 等	対応	個人の方向けの電子申請は利便性を踏まえて順次拡大しており、学生納付特例申請書等については令和4年5月からオンライン申請を開始しています。 国民年金保険料の追納申込については、現在e-Govにおいてオンライン申請に対応しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
83	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止もしくは除外事項の規定を行う改正	現行の刑法175条は、わいせつ物の頒布や公然陳列を犯罪としていますが、保護法益が不明瞭であり、被害者の明確な存在が認められない「被害者なき犯罪」の性質を持っています。法律が罰則を定める際、その背景には明確な被害者や社会的危害が存在するべきですが、175条はこの基準を満たしていないと言えます。何を「わいせつ」とするかの基準は非常に主観的で、これにより不当な逮捕や起訴のリスクが高まります。このような法律が存在することで、芸術家やクリエイターの創作活動にも影響を与え、表現の自由を損なう可能性が考えられます。このような背景を考慮し、刑法175条の廃止を強く提案いたします。	1. **表現の自由の確保** 　－ 刑法175条は、何を「わいせつ」と判断するかの基準が主観的であり、多様な表現活動に対する制約となっています。この法律の存在は、クリエイターや芸術家たちの自由な創作活動を妨げる可能性があります。その廃止により、より多様で豊かな表現活動が促進されるでしょう。 2. **経済的効果としてのクリエイティブ産業の振興** 　－ 表現の自由が確保されることで、映画、漫画、文学、アートなどのクリエイティブ産業が活発化する可能性があります。これにより、関連する産業の成長、雇用の拡大、消費の促進が期待されます。 3. **法的リスクの低減とコスト削減** 　－「わいせつ」の基準が不明確であるため、現在、多くの企業やクリエイターが法的リスクを回避するために自主規制を行っています。これが創作の制約となり、無駄なコストを生む場合も考えられます。法律の廃止により、このようなリスクやコストが削減されるでしょう。 4. **国際的評価の向上** 　－ 表現の自由を確保することで、日本のクリエイティブ産業の国際的な評価や受容が向上する可能性があります。これは、海外展開を考える企業やクリエイターにとって大きなメリットとなるでしょう。 6. **社会的効果としての多様性の尊重** 　－ 表現の多様性を尊重することで、社会全体が多様性を受け入れる文化を築くことができるでしょう。これにより、よりオープンで包括的な社会を実現するための基盤が築かれるでしょう。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止又は改正する必要性はないと考えます。	
84	令和5年10月20日	令和5年11月15日	成人向け表現の無修正化	現状成人向け内容を含む作品を発表する際、刑法175条によって性器を直接描写できず、該当箇所をモザイクや黒塗り等で修正することが事実上必要とされる。 上記の修正をせずとも成人向け表現ができるように刑法175条の撤廃を求めます。	1．自由な性器描写が可能になることにより成人向け作品の表現の幅が広がり、新規作品の流通とその消費が見込めます。 2．修正作業という手間・コストが削減できます。 特に一度に何百何千枚というイラストが出力可能な生成AIにおいて、1枚ずつの修正作業が必要となくなるのは大きな時間短縮化となり、AI分野における発展にも繋がります。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	
85	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止	刑法175条の廃止	本法律ではわいせつ物とされる表現物を無根拠に取り締まり、国内のクリエイターの表現を不当に委縮させている。これは明らかに憲法21条に反する違憲な法律である。 政府が掲げるAI成長戦略においても障害となる法律である。 また、本法律が法益とする性的道徳というのも、性の多様化社会において非常に時代錯誤なものであり、無論憲法第19条に反するものであるとも言わざるを得ない。 さらに、G7加盟国の中で性器無修正のポルノを規制しているのは日本だけである。このまま「性＝悪」という道徳観を法律で強制することはむしろ国民の正しい性教育を著しく妨げることとなる。 もし175条が撤廃されたら、クリエイターのより活発な創作活動が実現されることとなり、より豊かな文化活動が期待される。 また、海外では日本の伝統的奉国をはじめ、近代のポルノメディアも文化として高く評価されているため、本法律が撤廃されれば経済活動も活発になるだろう。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、また、同条は、憲法第21条等に違反するものでもなく、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	
86	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条廃止に関する要望	主にアダルトコンテンツにおける性器表現の多重規制をなくすための要望になります。 性器表現については成年向け指定としてゾーニング(区分け規制)されているにも関わらず、実写・漫画(イラスト)・アニメーション等を問わず、全ての表現物にさらなる規制(モザイクや塗りつぶし)を強いる無駄な作業をなくし、『時代の流れ、そして世界の標準に合わせた表現の自由』を実現することを目的とし、当要望案を提出するに至りました。	「性器描写が無修正だと悪影響を及ぼす」といった科学的根拠や論文が国会図書館の調査ですら発見できていないにも関わらず、曖昧な定義かつ匙加減によって拡大解釈することも可能な多重表現規制を100年以上に渡ってクリエイター(作家・制作者)へ強いている現状をクリーンな環境へ変えるために当要望を提案させて頂きました。 インターネットが広く普及した昨今の日本において、海外の無修正アダルトコンテンツを簡単に閲覧できるようになりました。 海外では性器表現に対してゾーニング済であれば自由な姿勢をとっているのに対し、日本は1907年(明治40年)に制定された法律が未だに存在し続けています。 このことにより、クリエイター側の負担を大きく増やしているのみならず、本来であれば日本国内の会社や個人・団体のもとに支払われるはずだったお金が無修正表現を可としている海外の企業へ流れているという現状が発生しています。 矢野経済研究所が発表した2016年の国内アダルト市場の経済効果は46兆9,763億円と算出されています。 仮に刑法175条による性器表現規制が廃止された場合、クリエイター側はより多くの創作物を早く、自由に生み出せる環境を創出することができ、更なる経済効果が見込まれます。 結果的に、それらの多額のお金が日本の経済を飛躍的に成長させる起爆剤にもなり得ると考えております。 刑法175条の規制緩和(成人指定済であれば性器表現は自由)へ向けて、本当に真剣な議論をして頂きたいと切に願っております。 何卒、関係省庁、議員、警察、自治体等の方を交えた本格的な議論を行って頂きますよう、よろしくお願いいたします。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	
87	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止について	刑法175条を廃止する。	現在、刑法175条の存在により、アダルトコンテンツにおいて性器を無修正で載せることは大人同士のやり取りに限定する等、レーティング措置の有無も関係なく違法とされています。ただし、基準が明確でないため、例えモザイクをかけていたとしても、状況次第では違法となり逮捕案件となっています。 また、インターネット上では同様の法律のない諸外国より無修正のアダルトコンテンツが見られる状況であり、日本だけ修正をかけることについて疑問もつ海外の方もいます。 さらには修正にかかる手間・コストやコロコロ変わるプラットホームの自主規制基準への確認にかかるコストも大きくなっており、経済効果としても低下しています。(さらには一般コンテンツにも波及しており、おかしな自主規制のために不自然な表現になっているものすらあります) 仮に刑法175条を廃止したとしてもアダルトコンテンツが一般(特に子供)向けに大量に出回る可能性は極めて低く、先述のコストも削減でき、海外との競争にも追いつくことが出来る物と考えております。 また、当件は参議院にも請願が出ていることと、インターネット上で「刑法175条廃止」活動に対する賛同者が増えていることも付記します。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	
88	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法第175条の廃止し、いわゆる「無修正」を解禁することに関する提案	刑法第175条(わいせつ物頒布等)を廃止し、いわゆる「無修正」を解禁してほしい。	刑法第175条(以下、175条)は、「猥褻物＝性器を隠蔽していないポルノコンテンツ」を規制する法律である。しかしながら、この法律の存在意義には多くの問題がある。 1 「性器修正に関連する意識調査」「性器修正の必要性があるかどうかを分析した実態調査」は存在しない(https://note.com/stopcc175/n/n42ad69ed0b63b)。このため、猥褻物の社会に対する影響が不明であり、175条の保護法益に疑義が生じている。 2 現行運用では、性器を隠蔽していないポルノコンテンツが猥褻物とされているが、その隠蔽手法や範囲について、警察・法務相はいづれも「明確な基準はない」と回答している(https://note.com/stopcc175/n/na12928f01d16)。つまり、警察による事実上の検閲と恣意的な摘発を許すものである。 3 上記理由により、175条は憲法第13条・第21条に違反している可能性がある。 4 175条は海外には適用されないため、海外サイトにアップロードされている「無修正」コンテンツは野放しである。国内からそれらを閲覧することが可能であるため、175条は形骸化している。 5 我が国のアダルト向け市場は約47兆円規模であり、175条による規制を撤廃すれば、さらなる拡大が見込まれる。 6 近年は画像生成AIの発展が著しく、政府は基本的に推進する立場である。しかしながら、画像生成AIモデルはその性質上、「無修正」の画像を生成する可能性を排除できない。このため、175条によって国内のAI産業の発展が阻害され国益を損なう可能性がある。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、また、同条は、憲法第21条等に違反するものでもなく、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
89	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条を廃止してほしい	この提案は、現在日本での表現の自由を最も強く脅かしている。 刑法175条の廃止を提案するものです。	現行の刑法175条には大きな問題があると考えています。 まず取り締まりの具体的な基準が存在していません。裁判官や警察官が“わいせつ”だと判断すれば違法とされてしまうので、国民の表現が著しく委縮しています。 また、具体的な法益が示されていないにも関わらず国民の自由な表現が規制されています。(ろくでなし子事件など) そして、性表現の規制の根拠となるような研究や調査結果が存在していません。 諸外国(台湾・アメリカ等)において性表現に関する規制はありません。 日本にのみ刑法175条による規制が存在しています。 これは世界有数のアニメ産業を持つ日本にとって、市場における大きな機会損失となっており、産業の成長を著しく妨げています。 この法律を廃止することにより、今まで販売された検閲済みの作品を無検閲版として再販することが可能になり、再販した商品が購入されれば一定の経済効果があると考えています。 そして、現状この規制を回避するために海外などに拠点を持つ日本人のクリエイターが日本で活動できるようになります。このようなクリエイターが日本で活動できるようになれば彼らは日本に税金を納めることが可能になります。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいうと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。	
90	令和5年10月20日	令和5年12月13日	複数の別件申請を一括して返送する場合の要件を明確化すること	R3規制改革601提案では、還付書類等を送付の方法による交付を希望する場合に、連件申請以外でも一括して返送できるようにすべきであるとした。／これに対して法務省は、「申請書の添付書面の原本の還付や、登記完了証及び登記識別情報の書面での交付を送付の方法により行う場合に、申請人が申請ごとに返信用封筒を添付するよう求める規定はありません。」として「事実誤認」の回答をした。／しかし、一括返送が認められていないから認めるべきだと提案しているのみで、それを認めない規制の撤廃を求めてはいないのだが。／縦割り110番でおなじみの、「提案者に対してマウントを取るための『事実誤認』回答」でしょ。／いい加減、→	→こういう回答はやめませんか？／不動産登記法上、申請ごとに封筒を付ける義務はないならば、全国どこの登記所でも一括返送が可能なはず。／法務省は、出先機関の地方務官抽象の際には、登記事務について全国で統一的な処理の必要性を強調していたから当然だろう。／しかし、現実には還付書類の一括返送を認めない登記所があるわけで、だったら「申請書にこういう記載をすれば、どこの登記所でも可能」な方法を教えて下さいよ。／まず、ニ択しかない「登記所での交付」か「送付による交付」か、どちらを選択すればよいのか？／「送付による交付」という分類は安直である。／十中八九、返信用封筒が添付されていないという理由で電話連絡がくる。／一々そんな対応をすることは双方にとってムダである。／ならば、「登記所での交付」か？／この場合は、封筒を添付した申請に「要ったと書類をまとめて返送してください」とでも書いておけば、通常の窓口で受け取る還付書類を嵌こそぎ返信用封筒にぶら込んで送付すればよいから、法務局側の事務処理として簡単である。／ただし、それ以前の申請の還付書類については登記完了後に「登記所での交付」を「郵送による交付」に変更することになり、そうした取扱いを認めない登記所が出てきそうである。／しかしは、最初から「送付による交付」を選択しておいて、「封筒は後で送るのでまとめて返送してください」とでも書くべきか？／しかし、それはそれで「受付番号何番と何番の申請をまとめて送ればいいのか」という確認する登記所が出てきそうな予感。／全国不統一な事務をなめてはいけない。／とにかく不毛なのでは法務省でやり方を示してくれ。→	商業登記ゲンロン	法務省	書面申請をした申請人は、申請書の添付書面について、原本の還付を請求することができるとされており、登記官は、当該請求があった場合には、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないこととされています。また、申請人から申出があり、申請人が郵便切手等を提出した場合、原本を送付する方法によることができるとされています。 不動産登記において、書面申請された場合には、登記官は、登記名義人となる者に対して登記識別情報を、申請人に対して、登記完了証を、それぞれ書面により交付することとされていますが、これらの者から申出があり、これらの者が郵便切手等を提出した場合、これらの書面を送付する方法によることができるとされています。	不動産登記規則第55条、第63条、第182条、商業登記規則第49条	対応不可	申請書の添付書面の原本の還付や、登記完了証及び登記識別情報の書面での交付を送付の方法により行う場合に、申請人が申請書ごとに返信用封筒を添付するよう求める規定はありません。	
91	令和5年10月20日	令和5年11月15日	特殊車両通行条件C条件廃止	特殊車両通行条件のC条件を廃止し、特殊車両の運転時については新たな道路交通法（C条件の後方誘導車の内容を除いたもの）を策定することで、輸送効果の向上とCO2削減、減少するドライバー不足の解決を実現する。	国土交通省では、車両の大型化での輸送効率向上を目指している。一方で特殊車両の通行許可制度により走行するルートが限られ、通行できそうなルートであっても走行できない、または誘導車が必要なケースが多い。誘導車の費用やCO2排出量が増え、結果として車両の大型化をした分の効率が失われ、手続きが増えているだけになっている。 2023年度のトレーラー国内需要は2022年度と比べ4%増の8600台となっており、需要拡大が見込まれている。 全日本トラック協会トレーラの大型化による輸送効率化促進ハンドブックより 物流ニーズが一層高度化、複雑化するなかで、トラック運送業界には、より効率的で質の高い物流サービスが求められ、さらに安全で安定的な輸送サービスの提供が今日の社会的な要請になっています。また、ドライバー不足が深刻化するなかで、優良なドライバーの確保・育成が課題となり、長時間労働をはじめとする労働環境の改善が急務であり、地球温暖化などの環境問題への の対応なども引き続き重要テーマとなります。 また、国においても経済の再生と成長を支えるための物流システムの構築を目指しており、ムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現を図ることとしています。（総合物流施策大綱（2013～2017））。さらに、深刻化するドライバー不足に対応して、「物流分野における労働力不足対策アクションプラン～仕事満足度と効率性の向上に向けて」（平成27年3月）を公表し、事業用トラックの大型化などにより輸送能力を向上させることを目指しているほか、いずれも大型トラック等への車両の代替を支援する施策を積極的に推進しているところです。	個人	国土交通省	道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、その規格を超える車両については、原則道路を通行することができませんが、道路管理者は道路法に基づき、道路構造の保全又は交通の危険防止の観点から、特に重量又は寸法の大きい特殊車両が通行する際は、徐行をすること、誘導車の配置や夜間の通行を義務付けるなどの条件を付して通行を許可等することとしています。	道路法47条の2	その他	重量又は寸法が大きい車両が通行する際には道路の構造への影響や他の交通の危険の防止上、必要な条件を付しており、道路の構造への影響や他の交通の安全の観点から、一律に誘導車の配置等の通行条件を廃止することは困難です。 一方で、物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、令和3年3月より、これまで特殊車両の前後に1台ずつ誘導車が必要であった条件を、道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、横梁などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能とするなどの合理化の措置を行っているところです。 また、政府として、物流分野においては人手不足等の課題に対応するための働き方改革の推進に向け、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」をとりまとめ、その中で「ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間帯条件の緩和等を行う」ことが位置づけられており、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間帯条件等の緩和を検討しているところです。 ＊記載に誤りがあったため修正（令和5年11月21日）。	
92	令和5年10月20日	令和5年11月15日	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式統一化	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式が都道府県(都市)別で定められているので統一化してほしい。	・販売拠点が様々な都道府県にある場合、変更事項があった際は、必要な様式を集めるところから作業を始めなければならず、変更届作成に時間がかかる。 様式が統一化されれば様式を集める時間が短縮できる。 ・様式が様々あると、様式選択ミスの可能性があるが、統一化されればそのようなミスはなくなり、提出側も受領側も円滑に作業が進むことが想定される。	株式会社八光	厚生労働省	高度管理医療機器等販売業は、都道府県知事等に対して届出を行い、許可を受けることにより販売が可能となります。登録事項に変更がある場合も、都道府県知事等に対して申請を行います。	（新規）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項（変更等）同法第40条第1項において準用する法第10条第1項	現行制度下で対応可能	高度管理医療機器等販売業の申請様式については、当初の許可申請について施行規則第160条に様式87として、許可後の変更等申請について施行規則第174条に様式6としてそれぞれ規定されており、各地方公共団体には、施行規則で定められた様式により提出を行っても差し支えない旨周知を依頼しているところです。	△
93	令和5年10月20日	令和5年12月13日	分筆新地について同一オンライン申請で登記識別情報を提供する場合は1個の土地のみの入力を可能にする	不動産登記では、登記義務者に登記識別情報の提供を求めるものがある。／書面申請では書面に記載して提出し、オンライン申請ではオンラインで送信する。／登記識別情報は不動産ごと所有者ごとに発行される暗号で、一旦発行されたものが更新されることはない。／そのためパスワードとしての秘匿性が求められる一方で、分筆によって分割された場合は元地の登記識別情報がコピーされるため、複数不動産で同一のパスワードが使用される。／すなわち、一の登記申請で分筆した複数の土地について申請する場合、同一の登記識別情報を不動産ごとに入力することになる。／規則67条に規定される登記識別情報提供の省略については、連件申請の前件で発行→	→された登記識別情報については後件で省略できるとしているのみである。／他に省略規定はないらしい。／もっとも、不動産について前件で提供した登記識別情報を、後件で省略できるとするのが実務上の取扱いである。／同一の登記識別情報を提供するのだから当然であろう。／しかし、この理由は分筆新地についても当てはまる。／同一の登記識別情報であることが明らかな場合まで申請人に全部の不動産について同一の内容を入力させることは無駄である。／これが書面申請であれば、登記識別情報を記載した書面に複数の地番を記載すれば済む。／なぜオンライン申請のほうが手間がかかるのか？／提供された登記識別情報の正否はシステム上で照合されるため、提供された登記識別情報と発行された登記識別情報との一致は自ずと明らかになる。／したがって、プログラムで総当りに照合するのが不登法の審査手続である。／ここで総当りのセキュリティ・リスクを問うことは意味がない。／分筆登記で同一の登記識別情報を発行することがセキュリティ以前の問題であるし、合筆登記がされた不動産について合筆前の登記識別情報を提供する場合は地番や順位番号を特定する必要がないとされているからだ。／実するに、不登法の設定では義務者であることを確認する簡易な方法とされており、当初からその程度のセキュリティで運用される制度だからである。／縦割り110番の回答でも、法務省は「申請人の負担」や「事務の効率」といった理由によって底弱なセキュリティを正当化しているから、その基準からすれば分筆新地についてはその提供を省略できるという取扱いも同様に扱われるべきではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他登記名義人が政令で定める登記申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者の登記識別情報を提供しなければならないとされています。	不動産登記法第22条	対応不可	登記識別情報は、不動産ごとに提供する必要があることから、分筆により登記識別情報が同一である場合も不動産ごとに提供する必要があります。	
94	令和5年10月20日	令和5年12月13日	登記事項のオンラインでの閲覧制度を創設し、メールで送る。要約書制度は段階的に縮小、廃止する	R3規制改革655提案は、登記の要約書を廃止すべしというものである。／法務省は要約書制度をコンピュータ化によって廃止された閲覧制度にそれぞれのものとして皆輸登録所でしか請求できない制限を設け、なおかつ、閲覧制度にそれぞれのものとしながら基本情報のみ表示する制度にしている。／オンライン請求で窓口受取の証明書であれば、管轄を問わず、すべての登記事項が表示されるのにその手数料は480円と、要約書より30円高いだけである。／同回答で「令和2年は約2100万件で、あるため、相応のニーズがあるものと承知しております。」とするが、統計を見ればほとんどが不動産登記で、この価格差でも限られた情報のみ取得するのは手数料を→	→免除されている公的機関であろう。／これを「相応のニーズがある」というのは本末転倒である。今後は登記情報連携によって減少が見込まれる。／そこで、純粋な閲覧制度に代わるものとして、オンラインでの証明書請求と同様の手続で請求し、メールで登記情報ファイルが送送される電子閲覧制度の創設を提案する。／物件特定と手数料納付までのプログラムは流用できる。あとは登記記録をPDFかhtmlファイルなどを登録メールに送信するだけのシンプルな制度である。／もともと要約書が導入された閲覧制度の廃止にしても、586の関会答弁では「ブラウン管にディスプレーをいれまして、そしてそれを見ていただく方法が検討されていた。／当時はディスプレイが高かったため実用化されなかったけれど、個人がパソコンやスマホを持ち歩く現在ではこの方法こそが閲覧制度にそれぞれのといえる。／この点、登記情報提供サービスと内容が重複するのは、R3行政改革179提案で措置した サービス運輸化と同義になる。／法務省はその難点として「相応の経費をかけてシステムの改修を新たに行うとなります」とするが、民事法務協会の運営収入は年間17-18億円で、システム運営費用であろう業務委託費は5億円弱しかない。／協会に利益が出ているから国が同じ業者に委託しても黒字になし、登記情報連携システムに機能を追加するだけならもっと安くつく。／そして、閲覧のオンライン請求で証明書と同額安くなるとしても、閲覧が330円になって、登記情報提供サービスより2円安い。／「既にキャッシュレス化が実現している」のはオンライン請求も同じである。／スルーせずに反論できる？	商業登記ゲンロン	法務省	何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（登記事項要約書）の交付を請求することができることとされています。	不動産登記法第119条第2項、商業登記法第11条	対応不可	登記事項要約書は、登記事務がコンピュータ化される前の紙媒体の登記簿の閲覧制度に代わるものとして、登記情報の概要を記録した書面を交付するものであり、その利用件数は、令和2年は約2100万件、令和3年は約2060万件、令和4年は約2000万件であるため、相応のニーズがあるものと承知しております。 御提案の件については、上記のニーズ及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、現時点では、登記事項要約書の交付を廃止することは困難と考えます。	
95	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不動産登記申請情報に権利者の住民票コードを必要的記載事項とし、義務者の本人確認情報として使用する	不動産登記では権利者の住所証明として住民票コードの添付が可能である。／住民票コードは転居によっても番号が変わらず、行政手続で本人確認に利用されてるとか。／これを直接登記簿に記録できれば本人確認が容易になるけれど、制度的には目的外利用となるため無理だろう。／そこで、登記申請書の必要的記載事項として、改正後に登記識別情報を取得した者は申請書を参照することで本人確認ができるようにすべきである。／すなわち、登記義務者が登記識別情報を提供できない場合は、登記義務者は住民票添付して住民票コードで同一性を証明すればいい。／これをコンビニ発行の住民票に限定すれば、登記手続では御法度のマイナンバーカード→	→による本人確認も事実上可能になる。／行政手続で本人確認制度にバラツキがあるのは歴史的な経到り行政の弊害だろう。／不登法の本人確認制度は、旧法から変わらず「権利を取得した申請で登記された本人らしい」とという推測に過ぎない。／権利取得時の権利者の動静を追跡できないために、前将や住所氏名の一致をもって登記官が本人と信じたことを正当化している。／換言すれば、現在の本人確認制度はどこまでも善然性を模擬としているために、本質的に代替的手段である。／仮に確認事項に生年月日を加えて確度を高めても、スポーツの国際試合で年齢詐称が発覚する国から来日した外国人が通称名を使用した場合はやはり無力である。／これに対して、権利を取得した登記申請書に記載された住民票コードを個人IDとして利用すれば、当時の権利者が現在の義務者であるという同一性証明として間違いが起こらない。／申請書の調査はオンライン申請についてはサーバー上で検索できるし、書面申請であれば権利証が発行される場合の本申請書の権利者欄をスキャンしてサーバー上で保管すればいい。／法務省は、不動産登記申請書を全新電子化すべきとするR2規制改革153提案に対し、年間1000万件以上ある登記申請書をスキャンするのは不可能であると回答しているけれど、上記のような限定をすれば不可能ではない。／この方法であれば、事前通知のようなムダな時間がかからないし、資格者による本人確認のように無駄な費用もかからない。／何より確実である。／見られたら終わりな暗号を使いまわしたり複写したりするくらいなら、さっさと失効させて迅速で低コストな代替手段を利用したほうがいいでしょ。	商業登記ゲンロン	法務省	登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他登記名義人が政令で定める登記申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者の登記識別情報を提供しなければならないとされています。 登記官は、申請人が登記識別情報を提供することができないときは、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは、その旨の申出をすべき通知をしなければならないとされています。	不動産登記法第22条、第23条	対応不可	御提案の内容は、登記義務者が登記識別情報の提供ができない場合に、事前通知制度に代えて、住民票コードにより登記義務者の本人確認をすべき、ということである思われます。 事前通知は、単に本人確認をするためのものではなく、登記があった旨及びその申請の内容が真実であることの確認も行う制度です。御提案の住民票コードでは、登記申請意思の確認を行うことは出来ないため、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
96	令和5年10月20日	令和5年12月13日	建物の分割の登記において建物図面と各階平面図の提出を不要とすること	建物の分割の登記とは、主たる建物の附属建物として登記されている建物を独立させ、別個の主たる建物として登記することである。／これは建物の現況には何らの変化もなく、附属建物を独立した取引対象とするために所有者の意思として分割する創設的な登記である。／すなわち、どちらの建物の位置も床面積も既提出図面で明らかで、現況公示には何らの支障もない。／ところが、不登令別表16は建物の分割登記の申請に新たな図面の提出を要求している。／この取扱いと対称的に、附属建物を抹消して主たる建物のみ残る点が共通する附属建物の滅失登記は図面の提出が不要であり、同様に、主たる建物のみ抹消して附属建物のみ残る附属建物を主たる→	→建物に変更する登記も図面提出が不要である。／どちらも既提出図面を職権で訂正する手続で、取り壊した建物には×印が付けられる。／この取扱いの違いは、建物の分割では家屋番号が2つになる結果、新設家屋番号に建物図面と各階平面図を登録することが理由であると思われる。／図面には家屋番号を記載するため、1組しかない既提出図面は2つの家屋番号に使用できず、分割した旧附属建物用に新たな図面が要求されるのであろう。／しかし、この取扱いは紙の図面を薄板に綴じ込んでいた旧法の発想であり、地図情報システムに図面を登録する新法の取扱いとは相容れない。／コンピュータ上で図面を管理していれば、その図面のコピーを作成するか、建物ごとにレイヤーを重ねるかして1枚の図面を複数の家屋番号に流用できるからである。／当円以上を投じた登記情報システムでは申請人の利益を考慮せず、旧態依然とした取扱いを続けている。／建物の分割は所有者の意思を反映させる創設的登記とされているから、本来は、所有者が容易に附属建物を独立した取引の対象とすることができるようにしなければならない。／しかし図面提出という申請障害があるため、所有者の意思に反して土地家屋調査士への依頼を事実上強制されてしまう。／法律と政令との間の矛盾である。／法務省HPの説明では遅くとも平成23年には全国で地図情報システムが稼働していたらしい(「不動産登記制度における地図」、／全国で既提出図面のデータ管理が可能になったにもかかわらず、制度がなぜ10年もレガシーシステム基準なのか？ このタイムラグは、添付書面省略という デジタル・ガバメントの方針以前の問題じゃないですか？	商業登記ゲンロン	法務省	建物の分割の登記は、効用上一体として利用される状態にある数棟の建物、すなわち主たる建物と附属建物のように数棟の建物が1個の不動産として登記されている建物について、主たる建物から附属建物を分割して独立した建物とする登記であって、建物に物理的変更を加えることなく数個の建物とすることであるところ、その際の添付書面として、「建物図面」及び「各階平面図」が求められています。	不動産登記令第2条第5号、第6号、別表16添付情報欄イ 不動産登記規則第127条	対応不可	建物の分割の登記は、附属建物の滅失登記などとは異なり、それぞれ分割後の建物が独立した権利の客体となり、登記記録も完全に分離することになるものです。そのため、新たに「建物図面」及び「各階平面図」の添付を求めることでは、各建物において、建物の位置や各階ごとの形状を明らかにするとともに、権利の保全、取引の安全と円滑を図っていることから、その添付を不要とすることは、相当ではないと考えます。	
97	令和5年10月20日	令和5年11月15日	「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」にオンラインで作成した書類のスキャン処理を加えること	R3規制改革652提案は、行政手続一般のルールとして、申請書や添付書類をオンラインで作成しPDFを生成するウェブサービスを提供すべきであるとしたものである。／申請人がオンラインで必要事項を入力して生成された書類を印刷して署名押印すれば、サーバー上には印刷したPDFデータが保存されているため、署名押印された書類を提出してスキャン処理をすることで審査過程を劇的に効率化できる。／文字認識をせずに生成した画像との同一性を判定すれば、文書の内容についての審査が全て自動化できる。／公務員の審査業務は署名押印だけでいい。／このような提案をしたところ、「行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査につい→	→て、その審査方法を一般に規定するものはなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。」という意味不明な回答がされ、「対応の概要」ではさらに関係のない回答が続いている。／しかし、H26年CIO連絡会議決定「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」には「オンライン手続の利便性向上に向けた共通取組事項」として様々な具体案が列挙されている。／そうすると、オンライン手続での書類作成という この提案は「オンライン手続の利便性向上」であることに違いはなく、それに対する回答として、「行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものはない」というのは関連つてないですか？／ナントカ話法。／そもそも「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」にしても、そこに列挙されている改善策は自動審査とはほど遠い目標による処理を前提としていて、これでオンライン利用率を上げても「もはやオンライン」でしょ。／① 基本的考え方には現在の制度の欠点として「利用者の負担や要望が行政手続を所管する府省に届いていない」とされている。／これを具体化すれば、登記相談で必要書類の書き方を教えてもらおうとしても、時間が短い、予約が取りにくい、遠いし電話では伝わらないという障害のために、相談制度が機能していない。／職員が申請人に何度も相談が必要と手間を強請し、司法書士の宣伝がうるさいという苦情が出る。／しかし、オンラインでの書類作成が可能になれば、多くの国民は相談なしで書類が作成可能になって相談件数が減るからそれにかかる人件費も減り、行政効率が改善する。	商業登記ゲンロン	デジタル庁 法務省	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律では、デジタルファーストとして、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結することを原則として定めております。 また、審査業務を含めた行政手続のオンラインについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」においても、「オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。」としており、印刷・署名・押印等は不要となるよう推進しているところです。 なお、審査については、それぞれの行政手続によって、形式的な内容確認のみを行うもの、情報照会を行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等、審査内容を一律に定義することはできないため、各手続において適切な審査方法で審査されているものと承知しております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 第2条	その他	制度の現状に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。	
98	令和5年10月20日	令和5年11月15日	難病患者・障害者への医療福祉サービス多職種連携(個人情報保護法の「公衆衛生例外」を適用拡大)	難病患者・障害者に対しては主治医のみならずリハビリ職や行政（国・都道府県・市区町村の三者間）、雇用等の関係する職種や業種が緊密に情報共有を行いながら患者ごとに個別に施策を検討する必要があるし、かつ個人情報保護により共有どころか各機関がどのような情報をもっているのかも開示されないため、職種ごとにスタンドアローンで動いている。これらに対しては「公衆衛生例外」の対象を医療のみならず公益性の高い民間企業(例:補装具の販社、公共交通機関の運営会社)にも拡大し、多業種・職種連携を進めていただきたい。	厚労省の委託研究事業で難病患者のリハビリについて調査を行っている。 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/%E5%88%86%E6%8B%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EFNBC9A202111067A-buntan6.pdf https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/%E5%88%86%E6%8B%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EFNBC9A202011033A-buntan6.pdf 　この中で医師とリハビリ職の連携が必ずしも十分ではないことが指摘されている。難病や障害の種類によっては希少な症状で特定機能病院等の高度医療機関しか診断や治療ができず、そうした病院はリハビリテーション利用を入院患者のみに限定していることもあり、そういった場合難病患者本人が外来リハビリができる施設を探している現状がある。また現行の保険制度では主治医がリハビリ他方を行わない限り保険適用とならないため、主治医が認めないリハビリは全額自費となり経済的負担が大きくなる(義足、補聴器等の補装具も同様)。こうした苦労は当事者以外には伝わりづらく、リハビリ を行った反動などで日常的に疲労が蓄積されるため日常生活や職場内で「きばっている」と周囲からの誤解を受けることも少なくない。それが原因となり精神疾患などの二次障害が発生している。	個人	個人情報保護委員会	個人情報保護法（以下「法」という。）において、個人情報取扱事業者は、第17条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合、要配慮個人情報を取得する場合及び個人データを第三者に提供する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません（法第18条第1項、第20条第1項、第27条第1項）。ただし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法第18条第3項第2号、法第20条第2項第2号、第27条第1項第2号。）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法第18条第3項3号、第20条第2項第3号、第27条第1項第3号。）（以下、併せて「公衆衛生例外等」といいます。）等には、前述の本人の同意は不要となります。	個人情報保護法 第18条、第20条、第27条	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、個人情報取扱事業者が医療機関でないことをもって、直ちに公衆衛生例外等の適用が否定されるものではありません。	○
99	令和5年10月20日	令和5年11月15日	「送料無料」の表記の規制について	運送業界に携わる者ですが「送料無料」を販売者自らの販売促進の手段として表記する行為が横行しています。 当たり前のことですが、「送料」はどんなことがあっても「無料」にはなりません。 「送料無料」は事実と異なる表記で顧客を集め居ようとする行為であり、運送業界に身を置く者として到底納得がいきません。 兎に角、送料無料の表記は事実と大きく異なっており「ウソの表記」であります。 代替の表記として「送料は品代金に含まれています。」「送料込み」等の表記に置き換えるよう、商行為を行う全ての者に対し規制していただきたい。	運送業界における働き方改革は、運送業界の競争自由化に伴う過当競争の激化による運賃の下落から、業界に働く労働者の時間当たり賃金の低下が進み、どんなに長時間働けども他業界より低い賃金しか獲得できなくなってしまった、という有り難くない状況を改善するために行われていることは分かります。 しかしながら、一般消費者に「無料」でその役務を提供しているかのような誤解を与える表現が横行している状態では、その業界で働こうとする若者が増えるはずはありません。 自由主義経済下における適性な運賃の確保は業界の自助努力で行うべきこと、と考えてはいますが、貨物たる商品を販売、流通する側で「送料無料」と謳う状況が続けば、自助努力による運賃料金額の確保、改善にも限界があると考えます。 物流＝ロジスティクスは、元々軍隊の物資等の後方支援（食料、弾薬、燃料等の前線への供給）が語源と聞きます。 食料や弾薬、燃料の補給無くして戦（いくさ）に勝利はあり得ません。 国の血液となっている物流の健全な発展のため、是非とも送料無料という事実と異なった表現を控えていただけるような規制の改革をお願いする次第です。	個人	消費者庁	「送料無料」表示そのものを規制する制度はありません。	なし	その他	消費者庁では、「送料無料」表示に関する実態や見直しによる影響等を把握するため、運送事業者、荷主事業者等と意見交換会を実施しています。 （意見交換会URL） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_008/	
100	令和5年10月20日	令和5年11月15日	公金受取口座で受領できる地方公共団体の給付金等の拡充	以下の要件を満たすように制度・システム面での整備拡充をお願い致します。 (1) 特別な事情がない限り、国民からの申請を不要にするプッシュ型の給付とすること。 (2) 特別な事情がある場合、電子的な手段で対象の国民に通知し、電子的な手段で申請できること。 (3) 給付の対象となった場合に、電子的な手段で対象の国民に通知可能であること。	最近の事例でも公金受取口座が活用されず、従来からの申請主義が踏襲されていて、行政・民間手続きのワンストップサービス化の実現は未だ現実のものとなっておりません。 事例:東京都で18歳以下の子どもを対象に、毎月5,000円が支給される給付金の受付が、2023年9月1日から始まります。東京都の「018サポート」は、0歳から18歳までの子どもを対象に、毎月5,000円が支給される取り組みです。少子化対策の一環で所得制限はなく、9月1日から、スマートフォンやパソコンでウェブサイトから申し込むことができ、都から対象者に申請開始の通知も郵送します。申請の締め切りは2023年12月15日で、2024年1月に令和5年度1年分を一括支給し、締め切りを過ぎても引き続き受け付け、支給は別途行います。 018サポート　東京都福祉局 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/018/index.html 子育て給付関係｜デジタル庁 https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/benefits/child_realing	個人	デジタル庁	(1)給付にあたり、国民からの申請の要否その他の手続きの仔細については、給付所管行政機関にて判断されるものです。そのうえで、公金受取口座登録制度では、国民それぞれよりご登録いただいた口座情報を給付所管行政機関が利用するにあたり、国民からの申請を必須とする規定はございません。 (2)現在、検討中でございます。 (3)現在、検討中でございます。	(1)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (2)(3)なし	(1)事実誤認 (2)(3)検討に着手	(1)制度の現状でお示しのとおりです。 (2)現在、給付金について、電子的な手段で通知、申請するシステムの構築を検討しております。 (3)(2)の記載のとおりです。	
101	令和5年10月20日	令和5年12月13日	免許証記載事項の変更にかかるマイナンバーカードの活用について	免許証の記載事項変更の際、本籍の変更には住民票が必要となっているが、マイナンバーカードを活用すれば本籍地の確認は可能なため、マイナンバーカードの提出をもって、本籍地の変更も可能とすべき。	住民票の取得による、余計な時間、費用の削減	個人	警察庁 デジタル庁 法務省	免許を受けた者は、運転免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならないこととされています。 運転免許証の記載事項を変更する際に必要となる書類については、道路交通法施行規則第20条第2項各号に規定されており、住民基本台帳法の適用を受ける方が本籍を変更する場合は、本籍が記載された住民票の写しを添付しなければならないこととされています。 現状、マイナンバーカードには本籍情報が記載（記録）されていないことから、上記住民票を提出いただくことによって本籍を確認することが必要となります。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の5第3項第1号（未施行）	対応	道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。 改正法の施行後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に併せてオンラインでの本籍情報の変更が可能となる見込みです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
102	令和5年11月17日	令和6年1月19日	表題部変更登記で附属建物について変更する場合は附属建物の符号を必要的記載事項とすること	申請情報の通則は不登令3条に、申請内容ごとの申請情報は令別表に定めがある。／令に定められた申請情報は必要的記載事項であり、不備がある場合は原則的に却下事由になるはず。／これに対して、規則34条の申請情報は任意的記載事項とされ（小宮山・逐条解説不動産登記規則1p299）、申請書に記載がない場合であっても却下事由にはならない（同前36条4項）。／したがって、規則34条1項4号に規定される附属建物の符号は申請書に記載しなくとも問題ないというのが不登法の立場である。／ところで、不登令8条1項2号は不動産番号を記載した場合の、建物に関する登記の記載事項の省略を定める。／この規定によると、不動産番号を一一記載した場合は登記された情報を丸々省略することができる。／附属建物滅失登記の場合、法44条1項5号の変更として法51条1項の除外事由にあたらないから、別表14申請情報欄イに規定された「変更後又は更正後の登記事項」以外は記載する必要がない。／そうすると不動産番号を記載した場合の申請情報は、種類・構造・床面積が空欄のまま原因欄のみ年月日取壊しとなるはずである。／附属建物が1つであれば足りるが、2つ3つとある附属建物の1つだけ滅失した場合はどのように附属建物を特定するのか？／これは主たる建物への変更にも当てはまる。／そして、仮に不動産番号を記載しなくても、同一種類・構造・床面積の附属建物が複数あった場合は、符号なくして滅失建物の特定は不可能である。／滅失登記であるゆえに滅失証明書は必須ではなく、申請書のみが提出されても登記官は文句を言えない。／もちろん実地調査等を通じて審査は可能であるけれど、申請人がどのような登記を求めているかを明らかにする申請書の記載事項を法令で規定しているのに、こうした事態が出来するはファニーである。／これについて小宮山p304は附属建物の符号を申請情報とする意義が「そこで、本号は、どの建物を主である建物とし、どの建物を附属建物としたいかの申請人の意思を明らかにするとともに、・・・」と説明している。／要するに、立法の構想段階から附属建物の符号の意義として表題登記しか念頭にない。複数ある附属建物の1つを取り壊した場合を想定していなかったものと推測する。／附属建物の記載事項は令と規則と全入れ替え、附属建物を特定する情報として符号を原則とすべきであると考える。	商業登記ガンロン	法務省	附属建物には、符号を付けるものとされており、附属建物に関する変更について、表題部変更登記申請を行う際、附属建物の符号は提供しなければならない申請情報とされているものの、その内容に不備があったとしても、申請の却下事由とはならないものとされています。	不動産登記令第3条、第25条 不動産登記規則第34条第1項第4号、第112条第2項	対応不可	建物表題登記等の際には、建物図面及び各階平面図を添付情報とすることとされており（不動産登記令第7条別表12、13、14、16）、複数ある附属建物の1つを取り壊した場合に、申請情報の附属建物の符号について省略又は不備があったとしても、実質的審査権を有する登記官が実地調査等において建物図面等と突合を行い、変更のあった附属建物を特定することは可能です。 したがって、表題部変更登記で附属建物について変更する場合において、附属建物の符号を必要的記載事項とする必要はないものと考えられます。	
104	令和5年11月17日	令和5年12月13日	特定商工業者法定台帳の作成手続きの改正	商工会議所法で作成が定められている特定商工業者法定台帳は、各商工会議所が作成しており、毎年1回、対象となる企業や個人事業主に対して台帳提出の依頼と負担金の請求が来ます。 しかし、台帳の項目は、企業の所在地、代表者氏名、開業年月、事業内容、前年度年商、従業員数、資本金額などであり、この台帳独自の項目はありません。 そこで、確定申告データの うち、上記データを抽出し、国から各地の商工会議所に連携すれば、わざわざ郵送で事業者に台帳用紙を送り、それを返信してもらい、会議所でデータ入力する作業は不要になります。データ連携の同意を事業者から一度取得するだけで台帳作成が可能です。	年1回、商工会議所から該当する事業者に郵送で台帳の用紙を送り、事業者が手書きし、再び郵便で返信する、それを商工会議所の職員が手打ちでデータ登録する作業が不要になります。 この作業経費として、年間数千円の賦課金が事業者には課されています。 そもそも事業者からの回答率がどの程度あるのかわかりませんので、捕捉率も低いのではないかと思います。また賦課金の徴収率もそれほど高くないのではないかと推測されます。 台帳の項目は、企業の所在地、代表者氏名、開業年月、事業内容、前年度年商、従業員数、資本金額などであり、確定申告データで十分に満たるものと思われます。 確定申告データから台帳に必要な項目を国の方で抽出し、各地の商工会議所にデータ連携すれば、入件費や郵送費が大きく削減でき、事業者側の賦課金負担は不要になると思います。またデータの捕捉率は格段に向上し、さらに商工会議所職員が手打ちでデータ化する作業におけるパンチミスなどの事務ミスによるデータ精度の低下も防ぐことができます。 地方の商工業発展のためにも、商工会議所自身がITIcを推進してほしいです。	個人	経済産業省 財務省	・特定商工業者の法定台帳は、商工会議所法に基づき商工会議所の事業且つ円滑な実施に資することを目的に作成・運用することとされています。なお運用に必要な負担金は、商工会議所は特定商工業者の過半数の同意を得た上で、管理及び運用に直接必要な最小限度の経費であるものとして行政庁の許可を受けることになっています。	・商工会議所法 第10～12条 ・商工会議所法施行令 第1～5条 ・商工会議所法施行規則 第2～4条 ・国税通則法 第127条	・対応不可 ・その他	・ご提案のありました「確定申告において事業者が記載した情報（企業の所在地等）の活用」について、税務職員には国家公務員法上の守秘義務に加えて、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、納税者から提供を受けた申告書等の内容については、原則として、他の行政機関を含め外部に提供することはできないこととされております。そのため、特定商工業者の法定台帳作成のために確定申告に係る情報を活用することはできません。 ・特定商工業者の法定台帳の作成に当たり、一般的には郵送で用紙を送付していますが、入力システムを活用し、台帳を作成する商工会議所も一部存在していると承知しています。	
105	令和5年11月17日	令和5年12月13日	ヘッドライト整備不良車の街頭取締り	路肩や駐車場に設置出来る、可搬型ヘッドライトテスターを作成し、対向車を幻惑するヘッドライト整備不良車を摘減する	ヘッドライトはLED化により明るくなりました。しかし、光軸調整の不良により、照らすべきでない対向車の運転席を照らす車両も増えています。安全のための装備が、対向車の目潰しという逆の機能を果たしています。違法マフラーは街頭検査で取り締まりますが、同等以上の危険行為を野放しにすることは行政の怠慢に他なりません。	個人	警察庁 国土交通省	【国土交通省】 道路運送車両法（以下「車両法」という。）第100条第2項に基づき、国土交通省は警察機関等と協力し街頭検査を実施しているところです。 街頭検査の結果、保安基準に適合していなければ整備命令が発令され、これに従わない場合車両法第109条に基づき50万円以下の罰金に処せられることになります。 このような整備不良車両に対しては、各運輸支局において警察機関等の関係機関と連携して街頭検査を行っています。 【警察庁】 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第62条おいて、車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法等の規定に定めるところに適合しないために交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはならないことされています。これらの規定に違反した者は、法第119条第2項第2号に基づき、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられることとなります。 このような整備不良車両に対しては、各都道府県警察において運輸支局等の関係機関と連携して取締りを行っています。	【国土交通省】 ・道路交通法 ・道路運送車両法 ・道路運送車両の保安基準 ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 【警察庁】 ・道路交通法第62条、同法第119条第2項第2号、同条第3項 ・道路運送車両法第41条第1項第13号 ・道路運送車両の保安基準第32条第5項 ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第198条第6項第1号	【国土交通省・警察庁】 現行制度下で対応可能	【国土交通省・警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
106	令和5年11月17日	令和5年12月13日	難病の特定医療費受給にかかる提出書類の削減(行政連携で手続に必要な情報を保健所が機械的に取得)	国、都道府県、市区町村の3者間の情報連携により毎年同じ書類を提出せずに受給者証が自動更新されるよう制度を整備する	国指定難病の特定医療費助成は疾患研究事業でもあるため1年ごとの更新で、毎年難病指定医が作成した臨床調査個人票（診断書）と住民票の写しおよび課税証明書を添えて住所地を管轄する保健所へ提出しなくてはならない。このうち臨床調査個人票は医師から直接オンライン提出がされることなったが、住民票と課税証明書は紙で提出することとなっている。管轄保健所が都道府県庁運営の場合、市区町村との間で住基及び所得情報の共有が行われていない。それ以外の一部の政令指定都市や中核市等が運営する保健所では庁内連携により患者本人の金銭的な負担なく情報取得が行われる(ただし情報開示の同意書提出が必須※、根拠は地方税法22条等)。 また非課税の年金給付を受けている場合、それの振込通知書等の年間給付額がわかる書類も求められるが、年金は難病と同じ厚労省所管のため省内連携により機械的に支給額が確認が可能なはずだ。 ※新潟市 https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/nanbyo/iryouhijosei.files/kakunindouisho20210401.pdf https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/nanbyo/iryouhijosei.files/nanbyoannai.pdf	個人	厚生労働省	難病の医療費助成については、法律上、1年ごとに医療受給者証の更新が必要であり、臨床調査個人票（診断書）とともに、住民票の写しや課税証明書等、必要な書類を居住地の都道府県等に申請し、その申請に基づき、都道府県等が支給認定を行うことになっています。このように、都道府県等が支給認定を行っているため、申請方法や必要書類の提出方法については、自治体によって異なる場合があります。 臨床調査個人票については、難病指定医がオンラインでデータベースにアクセスして登録できるようにするため、指定難病データベースの改修を進めており、来年度から運用を開始することとしております。 住民票の写しや課税証明書等については、住民基本台帳法第30条の11第1項又は第30条の15第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条等の規定に基づき、都道府県等は住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を活用して、添付を省略することが可能となっています。 また、非課税世帯である場合には、年金等収入額が確認できる資料も必要となりますが、対象者数の極端に少ない一部の年金等収入の情報を除き、情報提供ネットワークシステムを活用して、添付を省略することが可能となっています。	難病の患者に対する医療等に関する法律等	検討に着手	住民票の写しや課税証明書等の必要書類については、自己負担上限額の設定に必要となることから、公費負担医療の適正な給付を行うため、毎年度の提出をお願いしております。当該書類の一部については、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を活用することで添付を省略することが可能となっており、引き続き、こうした仕組みの活用について各都道府県等に周知する等、申請者の負担軽減等を進めてまいります。 また、難病の医療費助成申請のオンライン化について、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）別紙により、「難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。」こととされており、検討を進めてまいります。	○
107	令和5年11月17日	令和5年12月13日	一般用医薬品の分類の見直し	第3類医薬品の内、薬害の状況と生活者ニーズを総合的に考慮した上で、医薬部外品に移行していただきたい。	いつでも開いているコンビニエンスストアにて一般用医薬品を販売して欲しいとのニーズがある。お客様のニーズに応えるためにも、比較的リスクが低く、需要が高い目薬等を医薬部外品に移行していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬部外品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第2項において、その定義が規定されており、これに該当するものを医薬部外品に分類しています。これまで、新範囲医薬部外品や新指定医薬部外品として、医薬品から医薬部外品に移行可能なものについては、移行してきているところです。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	検討を予定	これまで、新指定医薬部外品や新範囲医薬部外品として、医薬品から医薬部外品に移行可能なものについては、移行してきているところです。今後、一定の知見が集まりましたら、製品群ごとに移行の検討をさせていただきます。	◎
108	令和5年11月17日	令和5年12月13日	OTC医薬品のネット販売における規制緩和	現在、医薬品医療機器等法においては、販売業者が医薬品の販売免許を保持している必要があるが、ECを通じた販売及びお渡しについて、販売業者とお渡し場所がフランチャイザーとフランチャイジーの関係性の場合、条件付きでフランチャイザーの販売免許にてフランチャイジーの個店での販売ができるように規制を緩和していただきたい。	フランチャイズ事業におけるECについては、サイトの管理を本部側で一括して行い、重要情報の提供や個人確認等は本部で全て実施しており、店舗では販売・お渡しのみを行っている。他社にて販売した医薬品を、フランチャイズ店舗に限らない店舗がお渡し場所として役務代行（所有権の移転なし、店舗は手数料収入）しているケースは過去から存在しており、消費者にとってECで購入してコンビニエンスストア等をはじめとする実店舗での受け取りという購入習慣は既に理解を得つつある状況である。しかし、医薬品医療機器等法においては、販売業者が医薬品の販売免許を保持している必要があり、前述のような販売・お渡しができないという状況であることから、フランチャイズ事業におけるECを通じたOTC医薬品販売等の規制について緩和していただきたい。顧客ニーズは高まっており、見つ、処方箋薬についてはコンビニエンスストアで受け渡しも行っていることから、国民の医薬品へのアクセス向上の観点からも規制緩和が必要と考える。また、医薬品の拠点が都市部ほど十分に整備されていない地方においても有益であり、地域貢献にも寄与できると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定により、業として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売業の許可が必要です。また、一般用医薬品の販売に当たっては、当該許可を有する店舗に従事する薬剤師や登録販売者が販売可否を判断し、必要な情報提供等を行った上で販売することが必要です。ただし、販売後の配送については、販売を行った薬局・店舗、薬剤師・登録販売者の責任の下で行うことが可能であり、インターネット販売等で販売を行った店舗から発送された一般用医薬品をコンビニエンスストアで受け取ることは可能である旨をお示ししています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項 医薬品の販売業等に関するQ&Aについて（平成26年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
109	令和5年11月17日	令和5年12月13日	オンライン診療における医療提供施設の緩和	医療法で定められている「病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設、医療を受ける者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。)」について、オンライン診療拡大の観点から、医療提供を可能とする対象施設を拡大していただきたい。	令和5年6月18日発表の成長戦略等のフォローアップの遠隔医療に「オンライン診療を受診することが可能な場所や条件に関する方針について令和5年中に検討し、令和6 年度までに当該方針を踏まえ、郵便局等の身近な場所でのオンライン診療の実証を行う。また、令和7 年度までにエビデンス収集・横展の進め方に関する調査・研究を行う。」との記載があるが、消費者にとって身近なコンビニエンスストア等の一角の個室スペースを活用して、第三者に「患者に関する個人情報・医療情報」が伝わることのないよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境であれば、医療提供施設または患者の居宅等に限定することなく、受診できるようにしていただきたい。これにより、国民の医療に対するアクセシビリティを高めることができるのではないかと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医療法第1条の2及び第1条の5に基づき、医療は、病院等又は患者の居宅等で提供されなければならなく、公衆又は特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所とされており、これはオンライン診療であっても同様です。	・医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の2、第1条の5 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月(令和5年3月一部改訂))	対応不可	医療という高度に患者の生命・健康にかかわる場所については、一定以上の衛生水準を確保して安全を担保するとともに、国民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医師が医業を行うことができる場所は医療提供施設か患者の居宅等に限られるとしております。よって、医療提供施設又は患者の居宅等に限定することなく、オンライン診療を提供できるようにすることはできません。	○
111	令和5年11月17日	令和6年1月19日	デジタル技術を活用した医薬品販売の柔軟化	一般用医薬品の購入時に、オンラインにて有資格者に相談し、販売許可のない店舗を含め、予め在庫保管している最寄り店舗で購入できるようしていただきたい。	一般用医薬品は、ドラッグストアやインターネット等でも販売されているが、深夜や早朝等に急な体調変化等があり、お手持ちの薬がない場合や、災害時のライフラインとして、いつでも開いているコンビニエンスストアにて一般用医薬品を販売して欲しいとのニーズがある。お客様のニーズに応えるためにも、コンビニエンスストアにて医薬品販売店舗が拡大できるよう、一般用医薬品の遠隔販売を認めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、業として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売業の許可が必要です。当該許可については、実地に管理を行う管理者を配置し、店舗の従事者の監督及び医薬品その他の物品の管理を行うこと並びに必要な業務体制及び構造設備を有していることが求められており、薬剤師又は登録販売者が従事していない店舗において医薬品の販売を行うことはできません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項、第26条第4項、第28条第1項等	検討に着手	規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。」とされていること等を踏まえ、検討を進めているところです。	◎
112	令和5年11月17日	令和6年1月19日	管理医療機器販売業申請の簡略化(フランチャイズ本部による一括申請及び届出書の統一化)	管理医療機器販売業申請について、フランチャイズ本部としての一括申請を可能とするとともに、届出書フォーマットの統一化及び提出先の一元化をしていただきたい。	管理医療機器販売業申請について、現状は営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所または保健福祉事務所センターに届出をすることとなっており、フランチャイズ展開をする事業者においても、各販売店毎に申請をする旨となっている。また、その届出書については、記載すべき内容はほぼ同一であるにもかかわらず、フォーマットと提出先が異なる状況であり、手続きの負担により、申請を断念する店舗も存在し、結果として取扱店舗が限られている状況である。フランチャイズ本部としての申請が可能となり、且つ、届出書フォーマットが統一されることで、より多くの店舗において迅速に取扱いが拡大でき、国民の利便性向上が図られると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	管理医療機器販売業は、都道府県知事等に対して届出を行うことにより販売が可能となります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項	現行制度下で対応可能	管理医療機器販売業の申請様式については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第163条において、様式第88による届書を提出するものと規定されており、各地方公共団体には、当該様式により提出を行っても差し支えない旨の周知を依頼しているところです。	△
113	令和5年11月17日	令和6年1月19日	店舗納品荷下ろし時の路上駐車規制緩和	店舗納品荷下ろし時の路上駐車について、「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取組んでいただいているが、更なる規制緩和、取組みの拡大をしていただきたい。	首都圏や都市部中心に、店舗敷地に駐車場を構えることができない店舗が多くあり、その場合は駐車が可能な路上に配送用トラックを停め、納品作業を行わざるを得ないケースが多くある状況である。配送車両の駐車場所を確保できないことで、店舗から離れた駐車が可能な路上から納品作業を行うことで作業時間が伸びてしまい、結果として、配送ドライバーの労働時間増加、不要な排気ガス(CO_2)の増加に繋がっている。「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取組んでいただいているが、専用駐車場所の数が少ないこと、駐車可能な時間が限られていること、また、駐車許可自体が下り難いことで、実務で十分に活用できていない状況もある。規制緩和により、配送業務の効率化が図られることは、政府が掲げる成長戦略にもある、「カーボンニュートラル」や「中小企業の労働生産性向上」にも繋がると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。 また、都道府県公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、駐車規制の対象とされる道路の部分に駐車することが可能となっております。	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項	現行制度下で対応可能	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。 他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。 また、駐車許可については、警察庁のウェブサイトに警察行政手続サイトを開設し、過去に許可を受けた同一内容のもの等について、オンラインによる申請が可能となっており、申請者の更なる利便性の向上にも努めているところです。 引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直し等を推進してまいります。	◎
114	令和5年11月17日	令和6年1月19日	駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証の発行	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送において、安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行していただきたい。	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送においては、現状、店舗から離れた駐車が可能な路上に駐車しなければ商品配送が行えない状況である。今後、配送員の労働環境の改善も求められる社会情勢の中、安心・安全及び環境に配慮した配送を行うには、店舗近隣にて駐車が可能な路上に駐車を行う必要があると考える。 コンビニエンスストアをはじめ、日常生活に必要な商品の販売のみならず、災害時の対応等地域の不便を解消し続けることにより、社会・生活インフラの役割を果たす店舗は数多くある。停車時間は5分以内と規定されているが、加工食品等は荷下ろしには時間を要する。安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行していただくことにより、配送効率向上に繋がると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。	道路交通法第4条第1項及び第2項	現行制度下で対応可能	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は不可欠です。 他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。 現在、貨物集配中の車両については、場所の特性に応じて駐車規制の見直しを進めているところですので、引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直しを推進してまいります。	◎
115	令和5年11月17日	令和5年12月13日	運行記録計の装着義務の緩和	現在の運行記録計に関しては、車両総重量が7t以上または最大積載量が4t以上の普通自動車である事業用自動車に対して装着義務がある。アナログ式運行記録計またはデジタル式運行記録計のどちらかを装着することになるが、記録内容の精度が細かくデジタル式運行記録計を導入するのに投資コストが高い状態である。昨今、スマートフォン等の小型デバイスが普及しており、簡易的なスマートフォン運行記録の導入が可能になるよう見直していただきたい。	令和6年4月から適用が開始される自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制も絡み、トラックドライバーの労働時間管理を更に可視化する必要があるため、小型デバイス(スマートフォン等)を導入しドライバーが手持ちすることで労働時間・休憩時間等を明確、且つ、詳細に管理できるようにすることを想定している。そこで、現在は別々になっている、デジタル式運行記録計を小型デバイス(スマートフォン)に取込むことによって、ドライバーの負荷を削減し、業務開始から終了までをiデバイスで管理することができ、ドライバーの管理が容易になると考えている。そのため、デジタル式運行記録計の規制を緩和していただきたい。 ※小型デバイス(スマートフォン)にすることでGPSの導入が容易にできると想定しているため、デジタル式運行記録計の代替になり得ると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	国土交通省では、運行記録計の技術基準を定めるとともに、車両総重量が7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックに対し、その使用を義務付けておりますが、デジタル式運行記録計については、運行管理の基本的な機能だけでなく、ドライブレコーダーや労務管理の機能を備えるものもあり、その仕様は多彩なものとなっております。	道路運送車両の保安基準第48条の2、別添89 運行記録計の技術基準	対応	スマートフォン単体で車両の速度や走行距離を検出する場合、トンネル内などの通信接続が悪い環境で精度が低下する可能性もあるところ、デジタル式運行記録計の使用に際し、車両から取得した データを元にスマートフォンなどのデバイスと連携して運行を記録するようなものなど、デジタル式運行記録計の柔軟性を認める改正を令和6年1月頃に行うことを予定しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
116	令和5年11月17日	令和5年12月13日	市街化調整区域へのコンビニエンスストア出店制限の緩和	高齢化や過疎化対策の一環として、各地域の市街化調整区域へコンビニエンスストアの出店ができるよう建築要件を緩和していただきたい。	一部コンビニエンスストアにおいては、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人の内、防災行政上重要な役割を有するものとして指定公共機関に指定されている等、有事の際には避難場所や飲料、食料等の供給の場としての活用もされており、社会インフラとしての役割を果たしている。しかし、都市計画法34条1号、9号において、各地方自治体ごとの基準により市街化調整区域への出店ができない場合があり（例：都市計画法34条1号では敷地面積1,000㎡規制となり駐車場面積が不足してしまい出店できない等）、過疎地域等への悪影響が出ている。過疎地域等への出店ができることは、地域に重要なインフラとなることに繋がるため、コンビニエンスストア業界の出店制限を緩和していただくことで高齢化社会・買物難民・交通弱者に対しての買い物・お届けができる状況になると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	市街化調整区域において土地の区画形質の変更を伴う建築（開発行為）を行う場合において、当該区域は市街化を抑制すべき区域であることから、原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められております。 この5つ、同条第1号は開発区域の周辺に居住する者の日常生活のために必要な店舗の立地について、また、同条第9号は同法施行令第29条の8に基づき、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第1種特定工作物の立地を認めるものです。 国土交通省としては、各号に関して具体的な敷地や延床面積の基準を定めておりませんが、各号も含めて、開発許可権者が定める開発許可の判断の基準については行政手続法第5条を踏まえて審査基準として定め公にすることが望ましいことと開発許可制度運用指針において示しております。また、あわせて同指針において都市計画法第34条第1号に関して敷地規模、建築物の規模制限、同業種間の距離等の基準を一律に定め運用しているものについて、法の趣旨に照らして行き過ぎた運用とならないよう基準自体の見直しを検討することを助言しております。 なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体に判断することとなります。	都市計画法第34条第1号、第9号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
117	令和5年11月17日	令和6年3月15日	社会保険手続きの性別欄の撤廃	社会保険の各種届出について、性別の入力を不要としていただきたい。	昨今、LGBTQへの関心の高まりから、性別の記載に難色を示す方が増加傾向にある。社会保険の各種届出について性別記載の必要性がないと考えていることから、性別記入欄を撤止していただきたい。LGBT理解増進法も制定されており、本件により性的指向・性自認の多様性に寛大な社会の実現に近付くと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	【健康保険】 医療保険の手続きにおいて、加入者の資格情報を正確に管理する必要があり、そのために加入者の性別を把握しておく必要があることから、一部の届出について、性別の記載欄を設けております。 【年金】 年金の各種手続において、年金制度上の受給要件や受給額の判定において性別を確認する必要がある給付があり、年金記録の管理として性別を把握しておく必要があることから、性別の記載欄を設けている届書等があります。 【雇用保険】 雇用保険の各種手続において、個人番号の適切な管理の観点等から、厳格な本人確認を行う必要があるため、性別の記載欄を設けている届書があります。	【健康保険】 健康保険法施行規則第24条　等 【年金】　国民年金法施行規則、厚生年金保険法施行規則等 【雇用保険】 雇用保険業務取扱要領	【健康保険】 対応不可 【年金】 検討に着手 【雇用保険】 検討に着手	【健康保険】 制度の現状のとおり、加入者の資格情報を正確に管理する必要があることから、全ての性別欄を廃止することは困難ですが、届出ごとに必要性の確認を行い、廃止できるものについては、廃止に向けた検討を進めています。 【年金】 制度の現状のとおり、年金記録の管理として性別を把握しておく必要があることから、全ての性別欄を廃止することは困難ですが、届書ごとに必要性の確認を行い、廃止できる届書等については、廃止に向けた検討を進めています。 【雇用保険】 制度の現状のとおり、個人番号の適切な管理の観点等から厳格な本人確認を行う必要があり、全ての性別欄を廃止することは困難ですが、届書ごとに必要性の確認を行い、廃止できる届書等については、廃止に向けた検討を進めています。	
118	令和5年11月17日	令和6年1月19日	副業・兼業時における「合意書」届出の義務化及び勤務状況報告の義務化	副業・兼業を行う労働者に対し、自身が本業として勤務している企業への副業・兼業の届出書の提出を義務化とすると共に、定期的に給与支払の計算基礎となる勤務時間状況の報告を義務化していただきたい。	収入を増やしたい、自分が活躍できる場を広げる、現在の仕事で必要な能力を活用・向上させる等、様々な理由から、副業・兼業の形態を希望する者は年々増加傾向にある。厚生労働省において「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が発出され、副業・兼業における企業の対応として、労働時間管理が示されており、同ガイドラインイウ 労働時間の通算 ＝ 所定外労働時間の把握」において、「他の使用者の事業場における実労働時間は、ウ（アｊ)の通り、労働者からの申告等により把握する。」とされ、本人の申告で時間外労働の割増等を計算し、支払う状況になっている。しかし、兼業労働実績届出の提出に強制力がないため、兼業を行っていることが多いパートタイム労働者を中心に、実態として正確な勤務実態が掴めない状況である。これにより本来支払うべき正確な割増賃金の把握、労働者の健康状態への配慮が難しく、法令違反に抵触するリスクがあるため、本業として勤務する企業への副業・兼業の届出書の提出及び勤務時間状況の報告を義務化していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む（労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号））とされています。 また、同項の規定による労働時間の通算は、自らの事業場における労働時間と労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間とを通算することによって行う（労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号））とされています。 なお、同通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号）において、副業・兼業において通算される労働時間については、「労働者からの申告等がなかった場合には労働時間の通算は要せず、また、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間が事実と異なっていた場合でも労働者からの申告等により把握した労働時間によって通算していれば足りる」としています。	労働基準法第38条第1項 労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号） 労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号）	その他	制度の現状に記載のとおり、労働者の申告等がない場合には労働時間の通算は要せず、また、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間が事実と異なっていた場合でも、その時間を通算していれば足りるとして、法違反にならないといった解釈を示しているところです。労働政策審議会労働条件分科会においても、労働者のプライバシー保護の観点からも、申告しないことを認め、申告等が強制されることがないようにすることが必要である等の意見があったところであり、労働者に対する副業・兼業の届出書の提出及び勤務時間状況の報告の義務化については慎重な検討が必要です。	
119	令和5年11月17日	令和6年1月19日	事業主を異にする副業・兼業をする者への時間外割増賃金支払いの撤廃	自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合の、労働基準法における労働時間等の規定により発生する、事業主を異にする副業・兼業をする者への時間外割増賃金の支払いを不要にしていただきたい。	副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にあり、労働者・企業ともにメリットがあることは、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」にも示されている通りである。しかし、特に、事業主を異にする場合は、実務的に労働時間を通算するためには、従業員から日々の労働時間を申告してもらい確認しなければならず、労働契約をどちらが先に締結したのか等も含めて、正確な時間外割増賃金の算定が非常に困難であり、事業主が副業・兼業を認める阻害要因になっている。また、従業員も副業・兼業であることを伏せて勤務している場合もあり、実際に労働時間を通算した場合に過重労働になっていたとしても確認できないケースが散見される等、課題がある。そこで、事業主を異にする事業場間で副業・兼業をする場合は、時間外割増賃金の支払を不要にすることにより、正確な副業・兼業の実態把握が促進され、労働者・企業ともにメリットを受けることができると考える。具体的には厚生労働省通達 昭和23年5月14日基発第769号「事業場を異にする場合」とは、事業主を異にする場合も含む。」を「異にする場合を含まない」ように解釈を変更すれば実現可能と考える。但し、過重労働を促進する懸念があるため、労働安全衛生法 第66条の8の3にて、「厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。」とされている厚生労働省の通達において、「「副業・兼業先の労働時間含む）労働者の労働時間を状況を把握しなければならない」とし、事業主を異にする兼業・副業の場合でも労働時間を通算して把握するようにしていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む（労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号））とされています。 また、割増賃金の支払いについては、それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を通算した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分の分うち、自ら労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある（労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号））とされています。	労働基準法第37条第1項、第38条第1項 労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号） 労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号）	検討を予定	令和5年12月26日に開催された第18回規制改革推進会議において会議決定された「規制改革推進に関する中間答申」において、「副増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討」とされたところであり、これに基づく検討を行っていく予定です。	
120	令和5年11月17日	令和5年12月13日	最低賃金の減額特例「試みの使用期間中の者」の適用拡大	最低賃金の減額特例「試みの使用期間中の者」の適用について、「申請のあった業種又は職種の本採用労働者の賃金水準が最低賃金額と同程度であること」等の条件があるが、実際には申請が認められることがほとんどないため、許可要件を緩和していただきたい。	コンビニエンスストアでは、年齢性別国籍問わず幅広い方が勤務しているが、特に、65歳以上の高齢者や、18歳未満にて初めてアルバイトをする方、留学生等の外国人従業員に対しては、研修をするにあたって他の従業員よりも時間と配慮が必要であり、最低限の業務を習得するまで他の従業員よりも時間がかかっている。また、研修期間中に退職するケースも多くある。 昨今の人手不足の状況により、多くの店舗経営者は、パート・アルバイトの人員を年少者や高齢者、外国人に多くを頼らざるをえない状況であるため、研修や教育に時間がかかっており、途中で退職されてしまうこともあり生産性がよくならなくなっている。また、毎年の最低賃金の上昇により人件費の負担が増え、経営が苦しくなっている現状にある。従って「試みの使用期間中の者」について、最低賃金の減額特例の適用をより広く認めていただくことにより、毎年の最低賃金の上昇による経営の圧迫を一部緩和できる可能性があると考える。また、減額特例が認められる高齢者等にとっても、コンビニエンスストアにて働くハードルが低くなることにより、能力を発揮できる機会が広がることで、一億総活躍社会の実現に向けて寄与できる可能性があると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	最低賃金の減額の特例制度は、「試の使用期間中の者」を含む最低賃金法第7条各号に掲げる労働者について、最低賃金額から当該最低賃金額に一定の減額率を乗じて得た額を減額した額により賃金を支払うことについて、都道府県労働局長に許可により、これを可能とするものです。 「試の使用期間中の者」は、その事業又は職業に必要な知識や技能等が十分とは言えず、他の労働者と比較して十分な労働成果が期待されないことから、本制度の許可の対象となっております。 当該許可に当たっては、次の要件を満たす必要があります。 ①試の使用期間の後に本採用が予定されていること ②試験的な使用期間であること ③次のいずれかの要件を満たす場合において、その実情に照らし必要と認められる期間で、最長6ヶ月を限度とすること ・当該地域における当該業種または職種の本採用労働者の賃金水準が最低賃金額と同程度であること ・当該地域における当該業種又は職種の本採用労働者に比較して、試の使用期間中の労働者の賃金を著しく低額に定める慣行が存在するなど減額対象労働者の賃金を最低賃金額未満とすることに合理性があること	最低賃金法第7条	対応不可	最低賃金制度は、低賃金労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定等を目的としており、その趣旨は限定的に扱うべきものです。 そのため、提案理由に記載いただいているような年少者や高齢者、外国人等に対し、「試みの使用期間中の者」として、最低賃金の減額特例の適用をより広く認めるとの要望にお応えすることは困難です。 最低賃金の減額特例許可制度は、一定の要件の下、個別具体的に許可の要否を判断し、最低賃金の減額を許可するものであり、引き続き、厳格な調査に努めてまいります。	
121	令和5年11月17日	令和5年12月13日	技能実習新制度（案）における転籍の在り方	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議にて議論されている新たな制度において、外国人労働者の転籍条件を緩和しつつも、早期退職がなされないような条件を検討していただきたい。	現在、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、新たな技能実習制度について検討されており、中間報告書において、これまで原則不可であった転籍の在り方（技能実習制度）を「人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）」という形が示されている。この転籍制限について、各企業側の意見を踏まえて検討いただき、早期退職がなされないような条件（勤続年数2年以上等）を検討いただきたい。現行の技能実習制度では、日本のより高度で、より精密な技能等を習得でき、母国にその技能等を持ち帰り、母国の発展に寄与できるというメリットがあるものと理解しているが、転籍条件がなくなり、早期に転籍となった場合、本来の主旨である技能等の習得がなされない可能性があると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省	現行の技能実習制度では、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得する観点から、一つの実習先で実習を行うことを原則とし、人権侵害行為等、「やむを得ない事情がある場合」を除き、転籍するなわち実習実施者の変更を認めていません。	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年11月28日）」	検討を予定	令和5年11月30日に法務大臣に提出された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書において、現行の技能実習制度に替わる新たな制度の下での転籍の在り方について、現行でも転籍を認めている「やむを得ない事情がある場合」の範囲を拡大・明確化し、その手続きを柔軟化すること、また、同一機関での就労が1年を超えることなど、一定の要件を満たせば、本人の意向による転籍も認める旨の提言が示されました。 併せて、この本人意向の転籍制限の期間については、人材育成の観点などから、新制度への移行による急激な変化を緩和するため、受入れ分野によっては1年を超える期間を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討する旨の提言が示されています。 引き続き、関係省庁と連携し、有識者会議から提出された最終報告書の提言の内容も踏まえつつ、制度の具体化に向けて検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
122	令和5年11月17日	令和5年12月13日	非自発的離職者への対応	特定技能外国人材の受入れにおいて、非自発的離職者として除外できるケース「労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由」に関して、明確にしていただきたい。	特定技能所属機関は非自発的離職者を出してはならないとされているが、運用要領では除外対象者として「期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合、または当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由、その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）」とされている。しかし、「労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由」が不明瞭であることから、具体的な例示をしていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	特定技能所属機関が現に雇用している国内労働者を特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第2号イないしニの者を除き、非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることは、人手不足に対応するための人材の確保という本制度の趣旨に沿わないことから、特定技能外国人に従事させる業務と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるものです。	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第2号	対応不可	制度の現状に記載のとおり、当該規定は現に雇用している労働者を非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることのないよう設けられたものであるところ、有期労働契約の終了理由は特定技能所属機関によって様々であり、「労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由」について、具体的な例をお示しすることは困難です。	
123	令和5年11月17日	令和5年12月13日	在留資格変更許可申請における希望日までの審査実施	技能実習制度から特定技能制度への在留資格変更について、本人及び特定技能所属機関の希望日までの審査について検討していただきたい。	出入国管理及び難民認定法第20条を根拠に、いずれかの在留資格にて在留している外国人が、在留目的とする活動を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、新しい在留資格に変更するために行う申請として、在留資格変更許可申請が設けられている。技能実習制度から特定技能制度へ在留資格を変更する際、この手続きに沿って申請をしているが、技能実習修了日の翌日での希望を出しながらも、在留資格変更の遅延により、希望日までに変更がなされない事像が発生しており、該当の外国人が在留資格変更の遅延を理由に就日関勤務ができない（就労できない）状況が多く発生している状況である。該当者及び予定している就労先の双方への影響を避けるために、在留資格変更許可申請における希望日までの審査を実施していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格変更許可申請においては、法務大臣が変更が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることとなっており、この判断については法務大臣の自由な裁量に委ねられ、外国人が行おうとする活動、活動の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行われます。	出入国管理及び難民認定法第20条	対応不可	技能実習からの在留資格変更許可申請に限らず、在留資格変更許可申請については、公表している標準処理期間2週間から1か月内に処理するよう努めています。 技能実習については、技能実習計画を修了していない場合は、その活動計画の性格上、計画途中の特定技能への資格変更は認めていないことから、特定技能の変更許可の時期は、原則、技能実習計画上の技能実習終了日以後となり、その上で、適正かつ標準処理期間内の処理に努めています。	
124	令和5年11月17日	令和5年12月13日	在留資格「特定技能」の対象分野へのコンビニエンスストアの追加について政府内検討過程の明確化・推進	現在、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議にて議論している技能実習制度・特定技能制度に関する制度見直しについて、技能実習制度を発展的解消をし、新制度となることが想定されているが、その新制度と特定技能制度に関する分野追加について、その申請プロセスと認可基準を他の分野との整合性を保つ形で明確化・透明化していただきたい。	特定技能制度の分野追加において求められる「中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行なってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）」という要件を満たすための説明について、産業分野により事情が異なるという理由から法務省はその説明を業所管官庁に求めている。しかし、技能の定義を含め何をどこまで説明すれば良いのか明確化、透明化されていないため、産業分野により申請の難易度に関する不平等が発生していると考える。そこで、分野追加を行う場合には政府内での検討過程について明確化・透明化を検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省 経済産業省	特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであり、現在、介護業等12の特定産業分野でのみ受入れが認められています。 特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等を示していただき、議決定）」 それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなります。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日閣	その他	令和5年11月30日に法務大臣に提出された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書では、現行の技能実習制度に替わる新たな制度が人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、新たな制度の受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」が設定される分野に限る旨の提言が示されています。 受入れ対象分野の設定について、有識者会議では、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど、透明性や予見可能性を高める方向で検討が進められました。最終的に、提言では、分野の設定については、有識者や労使団体などの様々な関係者等で構成する新たな会議体が業所管省庁や業界団体等からの説明・情報共有に基づき議論したうえでの意見を踏まえ、制度全体としての整合性に配慮しつつ、政府が判断することとしています。 引き続き、関係省庁と連携し、有識者会議から提出された最終報告書の提言の内容も踏まえつつ、制度の具体化に向けて検討してまいります。	
125	令和5年11月17日	令和5年12月13日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の運用見直し①	コンビニエンスストアの加盟店舗における外国人人材の雇用について、卒業する留学生等が在留資格「技術・人文知識・国際業務」への資格変更を許可いただけるよう、運用を見直していただきたい。	コンビニエンスストアの加盟店舗では、近年、留学生を中心に多くの外国人従業員が勤務している（コンビニエンスストア4社の従業員数約87万人の内、約1割が外国人従業員。また、外国人従業員の内、約7割が留学生（当協会調べ））ことから、店舗にて長年育成してきた外国人人材を社員として、雇用したいとの要望も増加している。しかし、コンビニエンスストアにおいては、加盟店舗による外国人留学生を社員として雇用するための、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への資格変更申請が不許可となる例が多くなっており、理由としては以下の2点が考えられる。 （1）社員として受入れた場合も、業務がアルバイトと同様、単純作業の域を出ないという認識 （2）本邦大学で身に着けた知識・技術と関連している業務内容という認識 但し、単純作業と思われる作業も店舗運営の一環となり、アルバイトの他、社員・店長・オーナーも実施する業務となる。また、少子高齢化による慢性的な人手不足に対し、コンビニエンスストア各社はデジタルを活用した業務簡素化や無人・省人化にて人手不足解消を図っており、店舗での単純作業に人手が不要になるように努力を重ねている。今後は店舗運営の大任を担うような高度人材の受入れを強化していきたいと考えているため、コンビニエンスストアにて多くの高度人材が獲得できるよう、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の決定に係る運用の明確化及び透明性を図っていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、外国人が従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して大学等を卒業し、本邦の公私の機関との契約に基づき、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動を本邦で行うことを認めているものです。 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要であるところ、大学は、学校教育法第83条第1項及び第2項に規定されている教育機関としての大学の性格を踏まえ、業務との関連性について従来より柔軟に判断しております。 なお、専修学校は同法第124条に規定されているとおり、教育機関としての性格は大学とは異なるものの、関連性のある業務に3年程度従事した場合は、その後に従事しようとする業務との関連性について柔軟に判断しています。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（出入国在留管理庁） ・学校教育法第83条第1項、第2項及び第124条	検討を予定	在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、外国人が従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して大学等を卒業し、本邦の公私の機関との契約に基づき、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動を本邦で行うことを求めているところ、本邦にて行おうとする活動が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することになります。 したがって、専攻科目と従事しようとする業務の関連性及び当該業務の資格該当性については、様々なケースによる判断が想定されるため、案件ごとの個別の判断となりますところ、本提案につきましては、現在検討中であり、措置の時期等につきまして明確にお答えすることは困難ですが、引続き対応してまいります。	
126	令和5年11月17日	令和5年12月13日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の運用見直し②	店舗の店長クラスを対象にした、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の適用に関する申請・認可要件を定めた通達を発進していただきたい。	卒業後の留学生等のコンビニエンスストア加盟店での受入れについて、店舗の店長クラスの業務についてはマーケティング・マーチャンダイジング・店舗運営管理の素養が求められ、就学上のIT・ビジネスの専攻と関連性が深いことを説明し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更を際に求められる外国人本人の学術上の素養と、従事できる業務の関連性について、従来よりも幅広く認めていただくことを徴旨と最近認可の事例を伺ることができた。この事例を一般化し、全国展開するため、また、趣旨を踏まえない安易な申請を防ぐためにも出入国在留管理庁にて各地方出入国在留管理官署向けに申請・認可の要件を定めた通達を発進していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、外国人が従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して大学等を卒業し、本邦の公私の機関との契約に基づき、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動を本邦で行うことを認めているものです。 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要であるところ、大学は、学校教育法第83条第1項及び第2項に規定されている教育機関としての大学の性格を踏まえ、業務との関連性について従来より柔軟に判断しております。 なお、専修学校は同法第124条に規定されているとおり、教育機関としての性格は大学とは異なるものの、関連性のある業務に3年程度従事した場合は、その後に従事しようとする業務との関連性について柔軟に判断しています。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（出入国在留管理庁） ・学校教育法第83条第1項、第2項及び第124条	検討を予定	上記回答のとおり、専攻科目と従事しようとする業務の関連性及び当該業務の資格該当性については様々なケースによる判断が想定されるところ、本提案につきましては、現在検討中であり、措置の時期等につきまして明確にお答えすることは困難ですが、引続き対応してまいります。	
127	令和5年11月17日	令和5年12月13日	在留資格「特定活動46号」の条件緩和	現状、在留資格「特定活動46号」の条件は四年制大学卒、公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN1（1級）に合格した者となっているが、これを日本語能力試験のN2（2級）相当に引き下げていただきたい。	日本国内における留学生の就職状況は、37.7%の状況である（JASSO令和3年度 外国人留学生進路状況調査）、特定技能制度等、人手不足対策から導入された在留資格はあるが、日本に興味を持ち、日本で就職したい留学生の就業支援をより強化したいと考える。現状、国内にて働く外国人労働者数における「特定活動46号」の割合は、全体の4.0%（73,663人）とあまり活用されていない状況である（厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ　令和4年10月末現在）。N1レベルの留学生は在留資格「技術・人文知識・国際業務」の資格で就職する例が多く、一方、漢字圏外の留学生にとっては日常会話が問題なくても記述試験でN1を取得することはハードルが高い状況である。特定活動46号は令和元年5月より施行された制度であるが、国内外問わず専門的なスキルをもった人材が益々必要とされてきており、当該在留資格の条件を日本語レベルN2相当に引き下げていただくことで、より多様な人材の活躍に繋がると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「特定活動（告示第46号）」は、留学生の就職支援を目的として、本邦の大学等において修得した広い知識、応用能力のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めているものです。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第46号	対応不可	「特定活動（告示第46号）」は、留学生の就職支援を目的として、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであることから、日本語能力要件を緩和することは困難です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
128	令和5年11月17日	令和5年12月13日	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく各都道府県、市区町村への報告書、計画書の統一化	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、各都道府県、市区町村への報告書、計画書について、様式、書式、報告の範囲の行政毎の違いをなくし、全国統一としていただきたい。	地球温暖化対策の推進に関する法律において、「事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独、または共同して温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない」とされている。各都道府県、市区町村毎の条例等に基づき、報告が求められているが、現状、報告先毎に様式、書式、報告の範囲が異なるため、報告書及び計画書の作成に時間と労力を費やしている。報告すべき内容は重複している点が多いことから、報告の内容が統一されることで、事業者としてはデータの準備を効率良く対応できる。また、行政としては同じ基準を用いることで、行政を跨いだ横比較等、今後の政策立案に資するデータ分析が可能になるのと考えられ、結果として、国全体での計画達成を前進させ、積極的な成果を上げることに繋がるのではないかと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省	地球温暖化対策推進報告書等については、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、国に報告を求めるものではありません。報告書等については各事業者による作成後、各地方公共団体に提出されるものと承知しております。	—	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書等は各地方公共団体で定める条例等に基づくものと承知をしており、環境省として報告書等の様式等を統一できる立場にはありません。なお、事業者の負担軽減に向けた対応について、地方公共団体のご意見も踏まえつつ検討してまいります。	
129	令和5年11月17日	令和5年12月13日	資源循環に伴う廃掃法の運搬及び積替保管に関する許可、マニフェストの記載の緩和	現状、廃プラスチック（容器トレイ等）の資源循環の仕組みを構築する場合、廃掃法の判断から資源物（有価物）としての回収は困難であるとの各自治体の見解があり、廃プラスチックを産業廃棄物として回収、資源化する場合、回収自治体側と受入れ自治体側の双方の許可が必要となる。また、物流効率化の観点から、回収した廃プラスチックを集約する必要があるが、積替保管の許可が必要となることに加え、店舗回収の場合、マニフェストが必要となり、店舗の負荷も大きい。廃棄物の判断基準の緩和と共に、廃掃法の規制を緩和していただきたい。	プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法の施行に則り、環境配慮設計と資源を有効活用するために、サーキュラーエコノミーの実現が急務である。ペットボトルは廃棄物ではなく、資源物（有価物）として資源循環が進んできており、課題はあるもののサーキュラーエコノミーは進んでいる。一方、廃プラスチック（容器トレイ等）の資源循環については、廃棄物が一部混在する可能性もあることから、産業廃棄物もしくは事業系一般廃棄物とする行政見解がある。廃棄物として運搬した場合、回収拠点とリサイクラー（資源拠点）の両方の許可が必要となり、また、物流効率化の観点から中間拠点に集めての運搬が必要だが、中間処理施設の積替保管の許可が必要となる。資源循環を理解し、取組みに参加しようとする店舗も産業廃棄物としての判断の場合は、マニフェスト記載義務が生じ、負荷となっている。限りある資源の有効活用、CO_2削減、行政処理施設への廃棄物搬入削減といった観点から資源循環を積極的に進めていく必要があることから、廃棄物の判断基準の緩和と共に、資源循環の過程を明らかにすることを条件として廃掃法の規制を緩和していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省	「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第1601084号）にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及びと占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。 廃棄物については、その収集、運搬又は処分（以下「処理」という。）を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要ですが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理業者であって都道府県知事の指定を受けたものについては、許可が不要（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項、第6項、廃棄物処理法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号）及び産業廃棄物管理票の交付を要しない（廃棄物処理法第12条の3）という特例が設けられています。 また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）第39条において、製造・販売事業者による自主回収・再資源化事業計画の認定制度が設けられており、同法第41条において、認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けないで、認定を受けた計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として行うことができるとされています。	廃棄物処理法第2条第1項及び第4項、第14条第1項及び第6項、第12条の3 廃棄物処理法施行規則第8条の19第1項第6号及び第7号、第9条第1項第2号、第10条第1項第2号 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第39条及び第41条 「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）	現行制度下で対応可能	廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとずんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な再生利用を推進していく必要があります。 そのよって、廃棄物の再生利用の推進の観点から、再生利用を容易に行えるようにするために、制度の現状欄に記載のとおり、都道府県知事等の指定を受けた者の産業廃棄物処理業の許可を不要とするなどの特例を措置しています。 また、制度の現状欄に記載のとおり、プラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた場合、認定された自主回収・再資源化事業計画に基づく自主回収・再資源化事業について、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。	
130	令和5年11月17日	令和5年12月13日	リサイクルを推進するための食品リサイクルに関する規制緩和	食品リサイクルを進めるための販売期限切れ商品の回収認可を、市区町村単位から都道府県毎に緩和、または認可を不要としていただきたい。	コンビニエンスストアの販売期限切れ商品は少量分散で発生することから、市区町村を跨いで回収を進めなければ十分に資源を回収することができない。また、販売期限切れ商品を回収するための許可は市区町村単位であるため、手続きが煩雑、且つ、市内に食品リサイクルを進めようとする収集運搬許可業者がなければ、そのエリアにて食品リサイクルを行うことはできない。現行法令の枠内（市町村単位）で進めようとしても食品リサイクルを推進していない市区町村も存在しており、販売期限切れ商品を運搬する際の新たな許可を設定する等、食品残渣（販売期限切れ）を収集・運搬する際の規制を見直していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）第19条において再生利用事業計画の認定制度が設けられており、同法第21条第2項において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）をまとして行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるとされています。	廃棄物処理法第7条 食品リサイクル法第19条、第21条第2項	現行制度下で対応可能	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村が、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。よって、一般廃棄物の適正な処理のため、許可等について御提案にあるような一律の緩和をすることはできません。 なお、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。	
131	令和5年11月17日	令和5年12月13日	リサイクルを推進するための電池回収に関する規制緩和	乾電池・リチウム電池等の回収について、製造元・輸入元への返却をルール化していただきたい。効率的な回収が可能になれば、リサイクル促進・コスト削減に繋がり、適正な処理による事故防止にも繋がると考える。	近年では、電子たばこ・モバイルバッテリー等が分別されずに廃棄され、回収車両が火災となる等、社会問題にもなっている。また、産業廃棄物許可を有する業者も限定されており、回収の頻度も低いことから一定期間保管しなければならない状態となっている。保管することと自体が怪我や火災のリスクを伴うと考えられるため、効率的な回収や適正回収を行うためのルールを整備していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省 経済産業省	店舗において廃棄されず、家庭において廃棄される場合は一般廃棄物となり、一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しており、分別回収の方法は市町村の状況に沿って決められております。リチウム蓄電池等についても、市町村の収集・処分体制に応じた回収方法がとられています。 収集・運搬については、市町村が自ら行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき許可や委託を受けた者が実施できます。 これに加えて、廃棄物処理法に基づく「広域認定制度」の認定を受けたリチウム蓄電池等の製造・販売メーカーは、自社製品のリチウム蓄電池を回収・処理することができます。 また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく再資源化事業計画の認定を受けた者は、同法施行令に規定する28品目について、リチウム蓄電池を内蔵した小型家電を回収・処理することができますが、加熱ただばこをモバイルバッテリーは小型家電リサイクル法の対象外となっています。 なお、事業活動により生じた産業用蓄電池が産業廃棄物となったものについては、製造事業者等が広域認定制度に基づき回収する体制を構築しています。	廃棄物処理法第7条第1項 廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（環境省告示） 小型家電リサイクル法第10条 小型家電リサイクル法施行令第1条 資源有効利用促進法第26条 密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	現行法制度下で対応可能	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しております。また、資源有効利用促進法及び広域認定制度による製造・販売事業者による自主回収や小型家電リサイクル法の認定事業者による回収が実施されています。 廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるという国の責務に基づき、環境省では、リチウム蓄電池等を原因とした火災発生状況や、市区町村における先進的な対策事例等をとりまとめたリチウム蓄電池等処理困難物対策集を公表しており、例えば、公共施設において小型家電の回収ボックスを設置するなどの回収事例や、JBRC回収対象外製品は他の乾電池等の回収と併せて水銀含有廃棄物処理委託業者へ引き渡している回収ルートの事例等を紹介しています。	
132	令和5年11月17日	令和5年12月13日	食品寄贈における食品関連事業者の免責	製造・卸での返品商品や、消費期限内の食品をフードバンクへ寄贈する際に、製造者責任を免責としていただきたい。	食品ロスの削減の推進に関する法律（19条）の中に、「未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われる支援」と記載がある。しかし、食品衛生法や製造物責任法に基づき、難ちによる損害が発生した場合、食品関連事業者が商品を販売した時と同等の責任を負うことになっているため、商品寄贈を進める弊害の一部となっている。製造時における異物混入、細菌等の汚染といった最低限の責任を食品関連事業者は負いながら、配送や管理といった観点での製造元の責任を免責としていただきたい。未利用食品に関する寄贈の規制を緩和することで食品ロス削減に寄与できると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁 厚生労働省	【消費者庁】 関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者は食品を仮に営利目的ではなく社会貢献的な目的で無償提供した場合であっても、事故が起きてしまった場合には、製造物責任法に基づく製造物責任等を問われる可能性があります。 食品 【厚生労働省】 食品衛生法（昭和22年法律第233号）は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。 当該目的を踏まえ、食品衛生法第6条に規定されているような、直ちに人の健康を害するおそれが極めて高い食品を販売することや、販売するために製造、加工、調理、陳列することなどを禁止しています。	【消費者庁】 製造物責任法第3条 【厚生労働省】 食品衛生法第1条（目的） 食品衛生法第6条（販売等を禁止される食品及び添加物）	【消費者庁】検討に着手 【厚生労働省】対応不可	【消費者庁】 食品寄附等の促進のための法的措置の検討については、食品ロス削減推進会議の枠組みを活用して、これまでも食品関連事業者、フードバンク、こども食堂など、各方面の御意見を丁寧に お聞きしながら検討を進めているところです。 令和5年10月13日に開催された食品ロス削減推進会議において、食品寄附等に係る法的責任の在り方について検討を進めていく上での論点をお示しし ました。米国のように、善意の食品提供について、一律の民事・刑事上の法的責任を問わないとする制度を日本にいきなり導入すると、関係事業者による食品管理等に係るモラルハザードが引き起こされ、結果として寄附が進まない可能性があり、むしろ、関係する事業者同士の信頼関係や義務受益者からの信頼性を高める枠組みを考える必要があるのではないかといった点が確認されました。 この場で確認された論点等を踏まえ、年末までに取りまとめるべく、各方面の御意見を更に丁寧にお聞きしながら、関係省庁全体で検討を深めます。 【厚生労働省】 食品衛生法に基づき、食品衛生法第6条に規定されているような、直ちに人の健康を害するおそれが極めて高い食品を販売することや、販売するために製造、加工、調理、陳列することなどを禁止しています。 飲食に起因する食品衛生上の事故が発生した場合には、都道府県等の食品衛生担当部局は、食品衛生法に基づき、その原因等について必要な調査を実施し、原因施設の営業の禁停止を含め、事案に応じた対応をとることとなります。これは、健康被害の拡大や再発の防止のために行うものであり、食品ロス削減のために提供された食品であるか否かは関係ありません。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
133	令和5年11月17日	令和5年12月13日	屋外グリストラップ(グリース阻集器)の設置義務緩和	各市区町村の上下水道局から設置を求められる屋外グリストラップ(グリース阻集器)について、全国統一の規制内容としていただくとともに、コンビニエンスストア等の小規模物販店舗については設置義務対象から除外していただきたい。	建築物の排水について、建築基準法施行令にて、建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造として、「配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること」が定められている。また、水質汚濁防止法において、「特定施設」として、いずれかの要件を備える汚水または廃液を排出する施設を定めており、その「特定施設」は水質汚濁防止法施行令別表にて細かく定義され、それら政令に基づき、屋外グリストラップ(グリース阻集器)は設置が必要な場合、所轄の市区町村の上下水道局へ上下水道使用開始申請を行う必要がある。しかし、各自治体の条例により基準が異なり、市区町村毎に設置義務の有無が条例で定められている状況であり、また、全ての市区町村の水道局で設置義務がある訳ではない。特に、コンビニエンスストアにおいては、「飲食店」とみなされる場合もあれば、「ファストフード店」や「物販店舗」等、自治体によって異なる見解が出され、同じ条件下でも異なった判断が下される場合がある。以上のことから、各市区町村の上下水道局から設置を求められる屋外グリストラップ(グリース阻集器)について、全国統一的な規制内容としていただくとともに、シンク下等の屋内にグリストラップを設置しているコンビニエンスストア等の小規模物販店舗については、必要とされる容量を超える過度な設置となることから設置義務対象から除外していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省 環境省	【環境省】 (水質汚濁防止法に基づく特定施設について) 水質汚濁防止法においては、水質汚濁防止法第2条に基づき、事業活動に伴い水質汚濁の原因となり得る汚水又は廃液を排出する施設を水質汚濁防止法施行令第1条においては定めており、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水に対して排水基準を適用しています。 特定施設として、具体的には同令別表1において以下の施設などを定めています。 ・66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。) ・66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。) 【国土交通省】 グリストラップ等の除害施設の設置義務については、下水道法第12条第1項において、下水道の施設保護を目的として、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができるとされています。 また、同法第12条の11第1項において、河川その他の公共の水域や海域の水質保全を目的として、一定の水質基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対しても、除害施設を設けるよう条例で定めることができるとされております。 各下水道管理者は、各々が管理する下水道施設の機能や構造、処理場から河川その他の公共の水域や海域に放流する際の水質基準等を考慮し、下水道法に基づき条例を定め、事業者に対してグリストラップ等の除害施設の設置義務を課しております。 なお、グリストラップの設置目的であるノルマルヘキサン抽出物質については、下水道法施行令第9条第3号及び第9条の11第3号において定める基準に基づき、条例を定めることとされています。	【環境省】 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項 【国土交通省】 下水道法(昭和33年法律第79号)第12条、第12条の11 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条、第9条の5、第9条の11	【環境省】対応 【国土交通省】対応不可	【環境省】 (水質汚濁防止法に基づく特定施設について) 水質汚濁防止法に基づく特定施設のうち、「ちゅう房施設」については、面積要件を示すなど明示的になっており、特定施設に当たるかは一義的に明確なものとなっております。 各市区町村の上下水道局から設置を求められる屋外グリストラップ(グリース阻集器)の設置義務については、汚水を下水道に排除している者に対して定められており、公共用水域へ排出する水に対して規制を行う水質汚濁防止法においては当該規制は行っておりません。 【国土交通省】 地域によって下水道施設の機能や構造、処理区域内における事業場の立地状況、放流先の河川その他の公共の水域・海域の状況などの実情が異なることから、グリストラップ等の除害施設の設置義務については、各下水道管理者がそれらの実情を勘案して条例で定めることとされております。 仮にグリストラップについて、地域の実情を考慮せず、一律の義務を課すこととした場合、地域によっては、下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、例えば終末処理場でノルマルヘキサン抽出物質を十分処理できるにもかかわらず、必要以上にグリストラップの設置を求めることとなるなど、かえって過度な負担を課すこととなります。また、仮に少規模な事業場を一律で設置義務の対象外とした場合、地域における事業場の数によっては、下水道の管渠の閉塞や終末処理場の微生物の死滅による下水道の機能の低下、公共の水域・海域へのノルマルヘキサン抽出物質の流出による水質の悪化が起こる場合があります。 このため、各下水道管理者が地域の実情を踏まえ、条例により設置義務を課すことが適切であると考えております。	
134	令和5年11月17日	令和5年12月13日	菓子製造業免許取得要件の統一	菓子製造業免許について、全国の保健所での見解に相違があるため、要件の統一化を図っていただきたい。	令和3年6月より施行された食品衛生法の一部改正に伴い、実態に即した営業許可制度に見直しが図られているが、菓子製造業免許について全国の保健所での見解に相違がある状況である。コンビニエンスストアを始めフランチャイズ展開している事業者において、製造行為は全国一律の基準に従って油調及び包装のみを行い、冷凍庫の温度、油調温度及び油調時間も細かく設定する等、安全面での差はない状況となっているが、都道府県毎に菓子製造免許の要否が異なるため、県を跨いで複数店経営をする各事業者(加盟店オーナー・法人)等に、個店の各種免許の取得や更新等、管理をする上で問題が生じている。本来、公平平等であるべきフランチャイズ事業において、事業を行う上での免許貴用等に差が生じている状況であり、公平性の担保の観点から、全国で菓子製造免許の要否・要件を統一していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。菓子製造業は食品衛生法施行令第35条第11号において指定されております。	食品衛生法第55条(営業の許可) 食品衛生法施行令35条第11号	その他	平成30年の食品衛生法改正により、食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ営業許可業種の見直しを行いました。この見直しにおいては、単一の許可業種で取扱いが可能な食品の範囲を拡大し、例えば、菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合、これまで求められていたそうざい製造業や飲食店営業の許可を不要としました。また、営業許可業種について、都道府県等が条例で公衆衛生の見地から必要な施設基準を定めていますが、その際、全国平準化が図られるよう、厚生労働省令で定める基準を参酌しなければならないこととしました。 当該許可は自治事務であり、都道府県等においては、業態を見た上で、1施設1許可を原則として対応しているところと承知しています。 その上で、自治体間で生じる個別の課題に関しては、都道府県等の担当者間で許可制度の運用状況に関する会議等の場で情報交換する等により、平準化に向けた取り組みに努めていると承知しており、厚生労働省としては、必要に応じて、都道府県等に対して助言等を行っていきたいと考えています。	
135	令和5年11月17日	令和5年12月13日	食品衛生法一部改正に伴う、営業許可書の届出制度のデジタル化	食品衛生法一部改正に伴う、営業許可書の届出制度について、営業許可証の発行申請をデジタル申請に一元化していただきたい。	食品衛生法の一部改正に伴い、実態に即した営業許可制度に見直しが図られているが、現状、コンビニエンスストア事業を始めるにあたっては、全国の保健所での見解に相違があり、その都度どのような許可証が必要か管轄の保健所に確認をしながら営業許可の申請や更新をしている状況である。作業負担の増加、また営業に至るまでの時間を削減するためにも見解を統一していただきたい。また、申請自体もWEB登録や書類の提出等、様々なため、店舗での対応が慎重になっていることから、可能な限りデジタル申請に統一していただきたい。一部のコンビニエンスストアは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人の内、防災行政上重要な役割を有するものとして指定公共機関に指定されている。出店に係る各種申請の簡素化は、社会インフラを早期に整えるという観点で有効と考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。	食品衛生法第55条(営業の許可)	その他	平成30年の食品衛生法改正により、食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ営業許可業種の見直しを行いました。この見直しにおいては、単一の許可業種で取扱いが可能な食品の範囲を拡大し、また、営業許可業種について、都道府県等が条例で公衆衛生の見地から必要な施設基準を定めていますが、その際、全国平準化が図られるよう、厚生労働省令で定める基準を参酌しなければならないこととしました。 そのうえで、自治体間で生じる個別の課題に関しては、都道府県等の担当者間で許可制度の運用状況に関する会議等の場で情報交換する等により、平準化に向けた取り組みに努めていると承知しており、厚生労働省としては、引き続き、こうした枠組みを利用して対応していきたいと考えています。 営業許可の取得等のための申請については、厚生労働省において食品衛生申請等システムを構築し、これを利用して、許可権者である都道府県知事等に対してオンライン申請できる体制を整備しています。なお、デジタル化に対応できない方々もいると考えられることから、現時点において、デジタル申請のみに統一することは困難であると考えています。	
136	令和5年11月17日	令和5年12月13日	弁当、惣菜へのアレルギー表示の弾力化	消費者にとって見やすく、目立つ箇所にアレルギー表示をしている場合、原材料名表示欄に記載しなくても良い等、弾力化していただきたい。	多くの弁当、惣菜は表面に義務表示項目をすべて表示をすると中身が見えなくなってしまうことから、原材料名表示等を商品の裏面に表示しているケースがある。この場合、アレルギーをお持ちのお客様に不便をかけており、アレルギー表示を見落とす(まうリスクがある。加えて、消費者へ十分な情報提供をするためには、表示の文字数が多くなる傾向もある。以上のことから、アレルギー表示を商品表面に表示することで、「消費者が商品に含まれるアレルギーを確認しやすくなる」、「原材料名表示のスペースを有効活用し、十分な情報提供が可能になる」ことが実現できると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁	一般加工食品におけるアレルゲンの表示は、食品表示基準第3条第2項において、「特定原材料を原材料として含む旨を原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。」ことと規定されており、その表示方法については、同基準第8条第1項第3号の規定に基づいて、各表示事項を一括して表示することとされています。 また、アレルゲンを含む食品に関する表示については、「食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)」において、「特定原材料等を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示すること。」、「個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。」、「原材料表示のうち、特定原材料等に係る表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるように工夫して、復員誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、一括表示の外に別途強調表示する等の任意的な取組を推奨する。」と規定されています。	食品表示基準第3条第2項、第8条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 表示のレイアウトについては、消費者が必要とする表示に一覧性を持たせて確認しやすいように、原則としていわゆる一括表示欄を設けて表示することを基本とし、食品表示基準第8条の別記様式1を定めています。また、提案の具体的内容にある目立つ箇所へのアレルギー表示については、任意的な取組として、推奨しています。	
137	令和5年11月17日	令和5年12月13日	容器包装における再生プラスチック材料の使用における厚生労働省見解についての公表	食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針が公布され、安全性については各種根拠資料を厚生労働省に提出し、照会に対する回答を得ることされた。しかし、照会に対する回答が現時点でないため、安全確保の観点から、食品PETトレーについては表層にバージン原材料を使用することと自主的に決定しており、再生原料の使用率を高める障害となっている。	平成24年4月、食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針が公布され、直後に関連の各企業、各団体が厚生労働省へ照会に対する回答を求めるも、現段階で明確な回答がない状況である。回答がないことをもって、全国清涼飲料連合会は再生PET原料100%のペットボトルの採用を決定。一方、回答がないことを「判断がいただけてない」と捉えたPETトレイ協議会は、表層にバージンPET原材料、中層にのみ再生PET原材料を使用することを自主決定し、再生原料の使用率を高める障害となっている。環境対応がグローバルな潮流となる中、民間の推進力を弱める一因となっており、照会に対する回答を早期に発信いただくか、ポジティブリストにて一括明言していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	平成24年4月、「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)について」を発出しています。厚生労働省への照会なしでも再生プラスチック材料を使用した食品用器具及び容器包装を製造することは可能ですが、食品用器具及び容器包装への再生プラスチック材料を使用するにあたり、個別の安全性について厚生労働省医薬食品局食品安全部長宛に照会することができることとしています。 また今和5年4月13日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、ポジティブリスト制度におけるリサイクル材料の扱いについて、資料1－2及び別紙1－2で示しております。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22172.html)	食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)について	対応	照会のあった事業者から提出された現状の再生処理工程に関する資料について、令和3年11月24日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、ガイドラインに則っていることを確認した旨報告し、その後速やかに関係事業者へ文書回答を行いました。	
138	令和5年11月17日	令和5年12月13日	消防訓練実施届出書の書式統一	消防法上の消防訓練実施届出書の書式が自治体ごとに異なるため、統一していただきたい。	多くの拠点がある場合、拠点毎に消防訓練実施届出書を提出する必要があるが、自治体ごとに届出書の書式が異なるため、届出書の作成に多くの時間を要している。そのため、全国共通の書式にしていただくことにより、届出書作成の負担は相当軽減されると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	消防法施行規則第3条第11項の規定に基づき、不特定多数の者や災害時要援護者の出入りがある防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を消防機関へ通報することを義務付けています。 なお、消防機関への通報の方法については特段の定めがないことから、電話や電子申請により通報することも可能です。	消防法施行規則第3条第11項	検討を予定	各消防本部におけるこの通報に関する運用状況の実状を把握の上、どのような対応が必要か検討を行います。	
139	令和5年11月17日	令和5年12月13日	移設を伴う店舗改装やセットバック等における高圧受電サービスの「複数需要場所・一引込」の要件緩和	令和3年4月に施行された電気事業法施行規則等の改正に伴い、各要件を満たす場合に限り「複数引込並びに複数需要場所一引込等」を行うことが可能になったが、店舗改装やセットバック等にて設備の移設が伴う場合においても、一時的に「複数需要場所・一引込」ができるよう、要件を緩和していただきたい。	令和3年4月に施行された令和3年経済産業省令第11号による電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第7号)の一部改正により、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出抑制等のための措置に伴う設備にあっては、構外にわたる電線路により、一方の需要場所で受電した電力を他方の需要場所へ融通する、「複数需要場所・一引込」が一定の条件の下、可能となった。この一定の条件について、新たに店舗改装やセットバック等にて設備の移設が伴う場合においても「複数需要場所一引込」を可能とするよう、緩和していただきたい。現在、店舗の活性化を図るとて、改装や店舗のセットバックを定期的に実施しているが、その際に高圧受電設備等を移設する場合、同一敷地内に高圧受電をニ系統受電できないため、一旦低圧で引き込、既存設備撤去後に高圧への切り替え等を行うため、手続きに時間と労力がかかっている。複数引込は常設ではく期間限定という前提にて既存・新規のニ系統の受電が可能となることで、移設に係る作業の生産性向上、早期移設を可能にすることによる店舗の売上増加並びに貴上げの原資となる利益の確保に繋がると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	御指摘の改装や店舗のセットバック等により、臨時の受変電設備を設置する必要がある場合については、保安面等実務面の観点から問題がなければ、一般送配電事業者の託送供給等約款に規定されている臨時接続送電サービスを活用することで電気の供給を行うことが可能です。具体的な契約方法等については、各一般送配電事業者にお問い合わせください。 (例:東京電力パワーグリット株式会社の託送供給等約款　20)	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
140	令和5年11月17日	令和5年12月13日	電気事業法に基づくキュービクルの停電を伴う点検について、3年に1回の停電を伴う点検が義務付けられているが、停電を伴わない点検による代替もしくは3年とされている点検周期を見直していただきたい。	電気事業法に基づくキュービクルの停電を伴う点検について、3年に1回の停電を伴う点検が義務付けられているが、停電を伴わない点検による代替もしくは3年とされている点検周期を見直していただきたい。	人口減少の進展に伴い、電気主任技術者の需給ギャップは今後急速に拡大するおそれがあり、また、再エネ設備の導入等により、同技術者の社会的な重要性が高まる中、短期・中長期の両面から、官民一丸となった人材育成・確保の取組みを推進することが必要不可欠な状況。そうした中、電気事業法に基づくキュービクルの停電を伴う点検については、事業場の保安管理業務を外部委託する場合、停電により設備を停止状態にして行う年次点検が義務づけられている。電気設備の信頼性が高く、内規に定める点検と同様と認められる無停電による年次点検が、1年に1回以上行われる事業場については、停電を伴う年次点検を3年に1回以上と定められているが、いずれも人材の不足に伴い、点検周期の見直しが必要と考える。すでに「スマート保安技術」の実装等により、月次点検（1月に1回以上実施）、年次点検（1年に1回以上実施等）について、点検頻度の検討を行うこととされているが、電気設備の性能及び年次点検実施を行う事業場において、3年に1回以上となっている停電を伴う点検の周期についても見直していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	外部委託制度において、電気管理技術者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、主任技術者制度の解釈及び運用4(7)①ニに基づき、年次点検を行うこと規定しております。 また、主任技術者制度の解釈及び運用4(7)③イにおいて、年次点検の要件の1つとして、「1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）」と規定しております。 ただし書きの内容については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4.（7）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について」で要件を明確化しており、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合に年次点検の延伸が認められております。	電気事業法施行規則第53条第2項第五号 主任技術者制度の解釈及び運用4(7)①ニ及び③イ	検討中	外部委託制度における月次・年次点検周期の見直しについては、令和4年6月7日に開議決定された令和4年度規制改革実施計画に掲げられており、現在検討しております。 （令和5年3月31日の第13回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会　電気保安制度ワーキンググループ　資料1参照） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/013_01_00.pdf	
141	令和5年11月17日	令和6年2月16日	公共料金等収納代行サービスにおける払込票への個人情報記載の廃止	公共料金等収納代行サービスにおいて、現行では払込票に個人情報が記載されていることが多いが、情報管理の観点から個人情報記載を廃止していただきたい。	公共料金等の収納代行サービスにおいて、店舗にて預かる払込票には個人情報（氏名・住所等）が記載されていることが多い状況である。振込票は一定期間店舗にて保管することになり、紛失・盗難等の情報漏洩リスクがあると考える。支払いに関する情報は必要最低限に留めることで、個人情報漏洩リスクを低減したいと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の規定により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。 しかしながら、地方自治法及び関係法令上、関係書類に記載する事項についての定めはありません。	地方公共団体の財務規則等	現行制度下で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行う場合の関係書類への記載事項については、地方自治法及び関係法令上の定めはなく、地方公共団体の運用によるものです。 御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。 なお、御指摘のある情報が個人情報に該当するものかどうかは、個人情報保護法等の規定に照らして判断されるべきものであり、その判断に従って、同法に基づき取り扱われるべきものと考えます。	
142	令和5年11月17日	令和6年2月16日	公共料金等代理受領サービスにおける収納票（払込票）の本部控え（済通）の保存義務廃止	公共料金等代理受領サービスにおいて、収納時に顧客から受け取った収納票（払込票）の済通（本部控え）は原本（紙）保管を行っているが、「保管期間の見直し（短期化）」または、データの保存にて代替し、「保管の廃止」を認めていただきたい。	公共料金等代理受領サービスにおいて、収納票（払込票）は原本（紙）保管を行っているが、「保管期間の見直し（短期化）」または、データの保存にて代替し、「保管の廃止」を認めていただきたい。 公共料金等の収納代行サービスにおいて、店舗にて預かる払込票には個人情報（氏名・住所等）が記載されていることが多い状況である。振込票は一定期間店舗にて保管することになり、紛失・盗難等の情報漏洩リスクがあると考える。支払いに関する情報は必要最低限に留めることで、個人情報漏洩リスクを低減したいと考える。 公共料金等代理受領サービスはバーコードデータにて処理されており、EDI取引と考えられることから、収納票（払込票）は法定保存帳票に該当せず、保存の必要はないと認識しているが、地方自治法第二百四十三条及び地方自治法施行令第百五十八条に、ある通り、公金の収納事務の委託を受けた者は、自治体による検査を受けることがあるため、コンビニエンスストア本部において、払込取扱票を原本（紙）にて一定期間保管しており、多額の経費・保管コストが生じている。また、国民の個人情報保護の取り扱いに関する関心が高まる中、原本（紙）を保管することによる管理上のリスクもある。収納後の事務処理や検査等の実務上、電子データ（バーコード等の収納データ、若しくは画像イメージ等）での対応にて支障はないことから、保管期間の見直し（短縮化）、または原本（紙）に代えて、電子データによる保存のみとし保管自体の廃止を認めていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の規定により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、地方公共団体は、必要があると認めるときは歳入の徴収又は収納の事務について検査することができることとされております。しかしながら、検査の方法については地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断にゆだねることとされております。	地方公共団体の財務規則等	現行制度下で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行った場合の検査のため、その関係書類を保存することは、地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共団体の運用によるものです。 御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。 なお、総務省においては、令和5年5月に通知を発出し、公金事務の私人への委託に関し、会計管理者の検査については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、デジタル技術を活用して遠隔地から行うことも可能であることを地方公共団体に助言しています。	
143	令和5年11月17日	令和5年12月13日	景品表示法における景品上限規制の改正	不当景品類及び不当表示防止法に定められる、総付・来店誘因の景品上限200円（税込）を300円（税込）にしていただきたい。	昨今の物価上昇に伴い、商品価格の相次ぐ値上がりが続いており、現行の景品法において1,000円未満の取引価格にて提供できる景品の最高額は200円（税込）とされているが、物価上昇に伴い200円以下の価格帯の商品には限りがある状況である。事業者、消費者の双方にとって有益性が得られにくいため、景品最高額を引き上げていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）における景品類の最高額、総額等の規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために必要なものとして定められています。 このうち、懸賞によらず、商品・サービスを利用したり、来店したりした人にもれなく景品類を提供する、いわゆる「総付景品」の限度額は、景品表示法第4条に基づき定められた「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」において、「景品類の提供に係る取引の価額の十分の二の金額（当該金額が二百円未満の場合にあっては、二百円）の範囲内であって、正常な商習慣に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。」と規定されています。 また、その運用基準についても「「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について」として定められています。	・景品表示法第4条 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限	検討を予定	消費者が景品に惑わされて質のよくないものや割高なものを買わされてしまうことは、消費者にとって不利益になります。また、景品による競争がエスカレートすると、事業者は商品・サービスの内容での競争に力を入れなくなり、これがまた消費者の不利益につながっていくという悪循環を生むおそれがあります。 景品表示法における景品類の最高額、総額等の規制は、このような不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保することを目的として定められています。 具体的な景品類の制限額については、このような法目的の下、社会情勢の変化も踏まえつつ見直しに向けた検討が行われるべきものと考えており、引き続き、物価を含む社会情勢の変化を注視してまいりたいと考えています。	
144	令和5年11月17日	令和5年12月13日	景品表示法の一般懸賞における係数の変更	不当景品類及び不当表示防止法に定められる、一般懸賞における景品類の限度額が懸賞に係る係数（売上予定総額の2%）を5%にしていただきたい。	一般懸賞において景品類の限度額が、景品に係る売上予定総額の2%と定められており、過大景品による不健全な競争を防止する観点から必要な措置ではあるが、売上予定総額が高い店舗と低い店舗において差が生じてしまうという実態もあると考える。また、売上予定総額が高い店舗であっても2%で得られるメリットは少ないと考えるため、係数を引き上げていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）における景品類の最高額、総額等の規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために必要なものとして定められています。 このうち、商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供する、いわゆる「一般懸賞」の限度額は、景品表示法第4条に基づき定められた「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」において、その最高額は「懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の二十倍の金額（当該金額が十間念を超える場合にあっては、十万円）を超えてはならない」と、その総額は「懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二を超えてはならない」と規定されています。 また、その運用基準についても「「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について」として定められています。	・景品表示法第4条 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限	検討を予定	消費者が景品に惑わされて質のよくないものや割高なものを買わされてしまうことは、消費者にとって不利益になります。また、景品による競争がエスカレートすると、事業者は商品・サービスの内容での競争に力を入れなくなり、これがまた消費者の不利益につながっていくという悪循環を生むおそれがあります。 景品表示法における景品類の最高額、総額等の規制は、このような不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保することを目的として定められています。 具体的な景品類の制限額については、このような法目的の下、社会情勢の変化も踏まえつつ見直しに向けた検討が行われるべきものと考えており、引き続き、社会情勢の変化を注視してまいりたいと考えています。	
145	令和5年11月17日	令和6年1月19日	保険業法 第295条第1項自己契約の禁止の緩和	保険業法第295条によって自己契約の募集を主たる目的とする損害保険代理店は禁止されているが、この規制を撤廃または条件を緩和していただきたい。	自社にて保険代理店登録を検討する場合、自己契約比率を一定の割合に抑える必要があるが、外部契約比率を高めることが難しく、参入障壁となっている。撤廃または条件が緩和されることで多くの企業の参入が可能になり、構造改革が進むことが予想されるため、検討していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	金融庁	損害保険代理店（及び保険仲立人）は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「自己契約」という。）の保険募集を行ってはならないこととなっています。 ※「その主たる目的」とはたものとみなす場合は、損害保険代理店（又は保険仲立人）が保険募集を行った自己契約に係る保険料の合計額が、当該損害保険代理店（又は保険仲立人）が保険募集を行った保険契約に係る保険料の合計額の100分の50を超えることとなったとき、と規定しています。	保険業法第295条	対応不可	保険業法第295条に定める自己契約の禁止は、実質的な保険料の割引や割戻し等を未然に防止し、あわせて損害保険代理店（及び保険仲立人）の自立育成を図る目的から設けられているものです。 本規制の導入時から現在に至るまで、特段の事情の変化がなく本規制を変更する理由がないことから、ご提案については対応困難です。	
147	令和5年11月17日	令和6年1月19日	国家資格等情報連携・活用システムでの本人確認を利用して、書面申請を窓口電子申請に置き換える(1／3)	不動産登記のオンライン申請では電子証明書が要件とされる一方で、書面申請が三文判でよいとする制度は本人確認制度の根本的な不整合である。／前者は個人情報が一致するレベルでの本人確認が求められているのに対し、後者は不特定である書類提出者の同一性を求めていると過ぎないからだ。／この不均衡の根源は、デジタル庁のトラストなんとか報告書で述べている「フィジカル空間で紙が持つ真正性・非改ざん性」にあると考える。／しかし、書面が改ざんできないという神話は、訂正印なしの過記や1個の訂正印で複数の訂正が定着している実務によって容易に覆される。／まずは書面手続が適正に行われているという思い込みを捨て、書面による手続→	一を如何にデジタル化していくかを検討すべきである。／そこで、不登法18条2号で書面申請の方法として規定する磁気ディスク申請手続を活用することを提案する。／磁気ディスク申請ができる登記所を告示するとしながら、指定された登記所が全国で横浜の横須賀支局だけなのは、なんで？／地方移管の議論の際、法務省は「登記行政は全国統一した運用が必要である」と主張していたのに、全国で1か所だけ利用できる制度に何が意味があるんですか？／この仮死状態の制度を資格者登録システムと連携させて活用する。／窓口申請では提出者を本人確認するため、窓口で資格者ID カードを読み取って申請情報とセモ付けする。／法律上の「磁気ディスク」が「光ディスク」と読み替えられている点を「フラッシュメモリ」に改正して、／改ざんが容易な書面ではなく、コンビニコピー機のようにUSBメモリ等でデータを提出すると、データを読み込んだシステムがオンライン申請と同じ法務省サーバーへ送信すれば、申請人も審査担当者も改ざんが出来ない仕組みになる。／代理人本人に対しては受領したデータをメールで送信すれば証拠を保全できるし、その同一性に疑念が生じれば、代理人が法務省サーバーから直接データをダウンロードして確認すればいい。／このように、オンライン申請に固執しなくとも申請情報の提出、管理、利用をデジタル化して手続を効率化することは可能であるし、デジタル・ガバメントの方向性として積極的に推進すべきである。／「紙が持つ真正性・非改ざん性」神話は原子力の安全性神話と同様に、行政が従来の制度を否定できない無謬性の上に成り立つ、繰り返されてきた歴史にすぎない。	商業登記ゲンロン	法務省	登記の申請は、申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法により、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記申請に必要な事項としての政令で定める情報を登記所に提供してなければならないとされています。 また、磁気ディスクを提出する方法による申請は、法務大臣が指定した登記所においてすることができます。	不動産登記法第18条2項、不動産登記規則第51条	対応不可	磁気ディスク申請はオンライン申請の過渡期に作られたものであり、窓口電子申請については、ニーズや利便性及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
148	令和5年11月17日	令和6年1月19日	登記手続における電子申請には法務省が電子署名した受領証を交付すること(2/3)	R4規制改革43〔42に変更〕提案は、書面申請でのみ発行される受領証を電子申請でも発行し、受領証欲しさに書面申請がされるインセンティブをなくすことで電子申請率を向上させるというものである。／これに対して法務省は、「申請用総合ソフトや登記・供託オンライン申請システムのウェブサイトの処理状況一覧画面において、申請した事件についての処理状況等を申請人自ら確認することができるために電子申請での受領書発行は必要ないとする。」しかし、この回答は次の点で矛盾している。／巻：「登記申請をする者が受領証を必要とする可能性があると以上、書面申請をした場合に、窓口で受領証を交付する手段についても維持する必要がある」→	→」という理由は書面申請における受領証交付の理由であって、電子申請で受領書を交付を理由しない理由ではない。／弐．電子申請ではオンライン上で確認できるから証明書を発行しないという理由が正しければ、電子申請で登記完了証を書面で交付する施策は矛盾している。／参．商業登記準則44条は電子申請でも書面による受領証発行を規定しているが、これこそムダの最たるものであろう。／以上から、電子申請では受領証を発行しないという理由は成り立たない。／政府のオンライン化政策はオンライン申請率を向上させるとともに、オンライン申請で交付される書面の電子化も推進されるべきである。／そこで、電子申請における受領書は電子署名付きPDFファイルで発行し、オンラインで受領できるようにすることを提案する。／電子署名付きPDFはすでに政府で採用されており、たとえば内閣官房は「内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が発行するPDF資料の一部には、政府認証基盤（GPKI）の証明書による電子署名を付与しており、改ざんが行われていないことを確認することができます。」として、電子署名による公印の代替を実施している。／また、国税庁が令和3年から始めた「PDFファイルによる電子納税証明書の発行」も同様であろう。／すなわち、電子申請であるから受領証は不要であるのでなく、オンラインであるから電子的な証明書を発行して業務を効率化するべきである。／これが政府の方針ではないのか？／法務省が説明する「電子申請における受領証を交付しない」施策は申請人のインセンティブを見誤り、非効率であるだけでなく、技術的に周回遅れとなっている。	商業登記ゲンロン	法務省	登記手続において、申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができます。	不動産登記規則第54条第1項 商業登記法第22条	対応不可	受領証は、登記手続が登記官による審査を要するものであり、申請書等が提出されたときに直ちにその処理を完了することができない性質上、登記が申請されてから完了するまでの外形的に申請がされたことが分かるようになるまでの間、申請に係る登記の申請書及びその添付書面が登記所に提出されていることを申請人との間で明らかにするものです。 オンライン申請をした場合には、申請用総合ソフトや登記・供託オンライン申請システムのウェブサイトの処理状況一覧画面において、申請した事件についての処理状況等を申請人自ら確認することができるため、受領証を交付することを要しないと考えられます。	
149	令和5年11月17日	令和5年12月13日	経営改善普及事業の範囲（経営指導員の業務範囲）の明確化	地域のお祭りやイベント事務局の運営業務や消防団・青年団活動は、経営改善普及事業には該当せず、経営指導員として従事する義務はないことを明確にしてください。	学校の教師がブラック部活動で忙殺されて本業である授業・教育に支障が出ているのと同じように、商工会の経営指導員も本来の目的外のことを多くさせられており、本業である経営相談・経営指導に支障が生じています。 地域のお祭りやイベント事務局の運営業務や消防団・青年団活動は、経営改善普及事業には該当せず、経営指導員として従事する義務はないことを明確にしてください。 また、商工会の活動の全てが経営改善普及事業に該当するものでもないことを明確にしてください。特に、経営指導員は、現場で商工会青年部の世話係のように扱われており、飲み会の幹事・運転手係をさせるのは当たり前、青年部員が選挙に出る際は演説会の設営手伝いをさせるのは当たり前のようにされています。 このような商工会青年部の飲み会の幹事・運転手係等は、経営改善普及事業に該当せず、経営指導員として行うべき仕事でもないことを明確に示していただければ、負担が軽減され、本来業務である経営相談・経営指導に集中でき、地域の小規模事業者の振興に力を入れることができるようになります。	個人	経済産業省	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下、法）」第4条第1項に定められている商工会・商工会議所が実施する経営改善普及事業については、法第3条に基づいて定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下、基本指針）」において、金融、税務、経理等の指導・あっせん等、小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化等に関する事業の実施・協力・指導、経営・技術・各種制度等に関する情報等の収集・提供といったものが、主たる事業として定められています。 なお、「法施行規則」第10条に基づく「経営指導員要領」では、法に基づく経営指導員は、基本指針の定めるところにより、認定された計画の策定、実行の責任者として具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うこと等を目的とする旨定められています。 ○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（抜粋） （基本指針） 第三条　経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。 （経営改善普及事業に係る補助） 第四条　国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下この条において「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。 ○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（抜粋） （経営指導員要領の作成等） 第十条　中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。 ○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（抜粋） 1. 経営改善普及事業の内容 経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。 （1）金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等 （2）小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導 （3）経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供 ○経営指導員要領（抜粋） 第1章（総則） （法に基づく経営指導員の目的） 第3条 法に基づく経営指導員は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年七月十二日経済産業省告示第六十号）の定めるところにより、法第5条及び法第7条に基づき認定された計画の策定、実行の責任者として具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うことを目的とする。 2. 法に基づく経営指導員は、新たな技術情報や支援手法の知識を更新し、事業者支援に際し、対話と傾聴を基本的な姿勢として経営者の自己変革のための内発的動機づけを行い、相手の状況や局面によって支援手法を使い分け、支援の実行に努めることを目的とする。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針、経営指導員要領	その他	「制度の現状」に記載の通りです。	
150	令和5年11月17日	令和5年12月13日	消防法上の危険物を貯蔵する際の同一場所の解釈について	少量危険物にかかる技術上の基準を満たしている場合、建築物内に少量危険物貯蔵所を複数設置し、それぞれの場所の倍数を合算しない（建築物ごとで指定数量を超えることが可能）という運用を可能にする。 指定数量未満の危険物を防火区画や不燃区画といった一定の基準を満たしている場所で貯蔵する場合、上記と同様の運用を可能にする。 これらの運用の可否について消防庁から各市町村に助言する。 もしくは運用基準を策定し公表するように指導する。	新型コロナウイルスの流行以降、大規模な建築物では、建築物内に大量の消毒用アルコールを設置し、建築物内の危険物数量を合算した場合、指定数量を超過しているケースがあると考えられる。 また、塗料等を販売する大型商業施設等でも同様である。 今回提案する内容の運用基準を策定し公表している消防本部もあるが、大多数の消防本部では同一場所の解釈がグレーとなっており、担当者ごとに解釈が異なることもあり、指導を受ける事業者は泣き寝入りせざるを得ないことが多々ある。 市町村により解釈が異なることは当然であるが、危険物貯蔵に関する同一場所の解釈については重大な消防法令違反該当するかを左右する根幹となる要因なので、一定の指針を消防庁等から示していただきたい。 もしくは、運用基準等を公表するように各市町村に改めて通知していただきたい。 このような柔軟な運用が認められなければ、大規模な建築物は違反状態となってしまい、建築物金体を屋内貯蔵所とするといった現実的ではない改修を迫られることとなる。 先進的な運用をしている事例を全国の市町村に共有し、グレーゾーンを解消していただきたい。 市町村が法律、条令を独自に運用することは当然であるが、その運用基準を策定、公表せずに担当者ごとに異なる解釈に事業者は振り回されているのが現実である。 このグレーゾーンにより、特に製造業においては国際的な競争力の足かせとなることが多いため、日本の強いモノづくりの復活のためにもご検討いただけますでしょうか。	個人	総務省	・指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所については、「改正予防条例準則の運用について」（平成元年9月19日付け消防危第57号）により、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地を保有する場合や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で区画されている場合は、別々の場所として差し支えないこととし、この旨消防本部へ示しているところです。	消防法第9条の4. 火災予防条例（例）（昭和36年11月自消甲予発第73号）	対応	・左記のとおり、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の運用方法については、既に示しているところであり、現行制度下で対応は可能と思われます。 ・指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の解釈については、改めて周知することとします。	
151	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.1 出勤日数の実態を反映しやすい標準報酬制度の見直し①	出勤日数が変わることに伴い変動する通勤費については、固定的賃金の変動として解釈し、随時改定の対象に含めるべきである。	標準報酬制度において、出勤日数が変わることに伴う通勤費の変動は、固定的賃金の変動とみなされず、随時改定の対象外とされている。遠方に住む社員にとっては、月每の出勤日数の変動が大きい場合、標準報酬月額が出勤実態と乖離してしまう問題がある。 2022年度の規制改革・行政改革ホットライン回答（出勤日数の変動に伴う通勤費を考慮した標準報酬月額の随時改定の対象拡大）において、労働契約上の労務提供地を自宅に変更すれば、出社にかかる実費は標準報酬月額の算定基礎に含まれないため、現行制度のままで問題が発生しない旨、厚生労働省より回答があった。 しかし、労働契約上の労務提供地を自宅に限定すると、業務命令無しに自由に出社できず、出社と在宅勤務を組み合わせた働き方の多様化を抑制する恐れがある。そのため、労務提供地を自宅及び事業所とすることにも合理性があり、こうした場合にも対応できる制度見直しは必要である。 （要望実現により）出勤実態に沿った標準報酬月額の算定が可能となる。住む場所を問わない働き方の促進にも繋がり、多様な人材が活躍する可能性が広がる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	現行制度においては、報酬月額において二等級以上の変動があり、かつ、その変動が固定的賃金の上昇または下降によって生じたものである場合に、定時決定の時期以外において、標準報酬月額を改定することができることとされています（随時改定）。 当該労働日における労働契約上の労務の提供地が事業所とされている場合であって、自宅から当該事業所に出社するために要した費用を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として、保険料の算定の基礎となる報酬及び賞与に含まれますが、 御指摘の場合において、その額に変動があったときは、固定的賃金に関する変動とは認められず、随時改定の対象外とされています。 なお、ご記載のとおり、当該労働日における労働契約上の労務提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等に一時的に出社し、その移動にかかる実費を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、上記の報酬及び賞与には含まれません。 また、在宅勤務・テレワークの導入に伴い、支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更される等の場合には、随時改定の対象となります。	健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第5項及び第6項、第43条第1項、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第3条第1項第3号及び第4号、第23条第1項、 昭和36年1月26日保発第4号厚生省保険局長通知	対応不可	左記の通り、随時改定については、保険事務の効率化及び煩素化の観点から、固定的賃金の変動等を要件としているところです。出勤日数が変わることに伴い変動する通勤費を固定的賃金の変動として解釈し、随時改定の対象に含めることについては、事業主と保険者の事務負担にも配慮しながら、今後も必要に応じて検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
152	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.1 出勤日数の実態を反映しやすい標準報酬制度の見直し②	4～6月の報酬を基にした標準報酬月額の算定方式そのものを見直し、月毎の報酬額に応じて社会保険料を毎月算出する仕組みの検討にも着手する必要がある。	デジタル化が進展する中、紙ベースの事務を前提とした今の標準報酬月額の算定方式は、保険事務の効率化や簡素化を阻害しつつある。 （要望実現により）月毎の報酬の状況を的確に反映した、被用者・企業の両者にとって納得感のある社会保険料の支払いが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	厚生年金及び健康保険の標準報酬月額については、実際の報酬にできる限り即したものとしつつ、事業主と保険者の事務負担を軽減するといった観点から、毎年4～6月の3月間の報酬を基礎として算定し、その年の9月から翌年8月までの間適用することとされています（定時決定）。 なお、被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定できることとされています（随時改定）。	健康保険法第41条、第42条、厚生年金保険法第21条、第22条	対応不可	ご提案の月毎の報酬額に応じて社会保険料を毎月算出する仕組みについては、左記のとおり、事業主と保険者の事務負担が大きくなることから、慎重な検討が必要と考えております。	
153	令和5年11月17日	令和6年2月16日	No.2 地方公共団体の会計事務における民間委託の円滑化	委託先の適切な選定が行われること、監査委員の毎月例日の検査（地方自治法第235条の2）等によって適切に支出負担行為の管理が行われることを前提に、②審査、③審査結果の取りまとめも含めた民間委託が可能である旨を、技術的助言等によって明確にすべきである。	地方公共団体における事務負担の軽減は喫緊の課題である。なかでも支出事務は、毎年、中核市規模で約10万件、政令指定都市規模で約50万件発生していると推測され、関連する執行課・会計課において多数の起票事務や審査事務業務等が生じている。支出に際しては、地方公共団体の会計管理者による「支出負担行為」の確認が必須となっており、専任職員が30名に上る政令指定都市も存在する。これらを効率化できれば、地方公共団体の事務処理の迅速化と負担軽減に大き く貢献する。 「支出負担行為」の補助的な業務については、現行制度下でも民間委託が可能となっており、スタートアップも参入している。しかし、この補助的な業務の定義が不明瞭であるために、民間委託できる範囲を地方公共団体が最小限に止める傾向にある。実例によれば、執行課から送付された支出内容について生じる一連のプロセス（①事前仕分、②審査（一次～平均3回程度）、③審査結果の取りまとめ、④結果確認・承認）のうち、①のみしか受託できていない。 （要望実現により）地方公共団体サービスを維持したまま組織のスリム化と業務効率性向上が図られる。総務省は、2022年度規制改革・行政改革ホットライン回答において「各地方公共団体の実務に即して判断されるべきもの」として対応しない方針を示している。しかし、全国の自治体における請求書の審査件数は年間計7,300万件超と推測され、仮に職員人件費の時給を2,518円、請求書1枚あたりの処理時間を45分と置くと、年間の業務コストは2億円に上る（人件費は総務省「令和3年4月1日地方公務員給与実態調査」、請求書枚数・処理時間は実例を基に試算。いずれも一部事例を基にした試算値であり、全国調査等は行っていないことに注意）。こうした状況も踏まえ、地方公共団体における事務負担の軽減に向けて、改めて対応を求める。 なお、様々な地方行政のデジタル化促進によって「支出負担行為」の負担軽減も進むことが期待されるが、案件数を踏まえれば、アウトソーシングの活用は引き続き有効である。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第2項第6号の規定により、会計管理者は支出負担行為に関する確認を行うこととされています。	地方自治法第170条第2項第6号、第232条の4第2項	その他	支出負担行為に関する確認に関する事務は地方自治法第170条第2項第6号の規定により、会計管理者の担任する事務とされており、これは、地方公共団体における出納機関による予算執行機関に対する牽制機能の確保のためであるところ、これを地方公共団体に属しない者に委任することはできないものです。 同号の確認に関する事務以外の支出負担行為に関する事務のうち、委託できる事務については、各地方公共団体において、会計管理者の適切な職務の遂行が確保される範囲で、実務に即して判断されるべきものと考えます。	
154	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し①	株式報酬としての1億円以上の株式の発行であっても、例えば時価総額に比して発行価額が僅少である場合や、事業報告で開示された取締役の報酬の決定方針に定められた範囲内で行われる場合等、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微である場合には、インサイダー取引規制上の重要事実に該当しないこととすべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ① 株式報酬の交付に係るインサイダー取引規制の適用除外 上場会社等が株式報酬として1億円以上の株式の交付を行う場合、当該交付がインサイダー取引規制上の重要事実に該当する。そのため、当該重要事実の公表前においては、自己株式取得や自己株式の処分等のコーポレートアクションに支障が生じうる。 （要望実現により）企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	新株発行・自己株式処分の決定は重要事実とされておりますが、払込金額の総額が1億円未満であると見込まれる場合は軽微基準を満たします。	金融商品取引法第166条第2項第1号イ、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号イ	検討を予定	株式報酬の額の決定後その公表までの間、株式報酬としての新株発行・自己株式処分の決定の事実という未公表の重要事実を保有することになり、株式報酬と並行して自己株式取得や自己株式処分を行うことができないという実務上の支障については「公表」の解釈の明確化により対応することを検討しております。	
155	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し②	株式報酬として株式を交付する際に行われる自己株式の処分については、インサイダー取引規制上の「売買等」から除外すべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ② 自己株式の処分による株式報酬におけるインサイダー取引規制の適用除外 自己株式の処分はインサイダー取引規制における「売買等」に該当するため、上場会社等が役員・従業員に報酬として株式を交付する場合や、株式交付信託の受託者に株式を交付する場合において、当該会社の役員等が公表前の重要事実を知っているときは、株式報酬としての自己株式の処分がインサイダー取引に該当してしまうこととなり、株式の交付が困難となる。しかしながら、インサイダー取引規制の趣旨は、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を保護する点にあるところ、株式報酬の支給のために自己株式の処分を行う場合には、会社法に基づく決議を適正に経て行う限り（役員報酬制度は、取締役会の決定に基づき事業報告で開示された報酬の決定方針に定められた範囲内で行われる）、投資者の信頼を害する危険性は小さい。また、株式の割当てに際しては会社法の手続の他、金融商品取引法上の開示や取引所への適時開示が行われていることからも同様に危険性は小さいものと考えられる。 さらに、2017年7月に施行された、株式報酬制度の株式報酬等の柔軟な活用を可能とするための関示府令・取引規制府令の改正にて、インセンティブ報酬を阻害しないようにするという観点から、インサイダー取引の未然防止のための法規制である役員等の売買報告書の提出制度等の対象から、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに株式の交付を受ける場合について、ストック・オプションと同様に除外されたことも整合的と考える。 （要望実現により）企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	株式報酬としての自己株式処分は、職務執行の対価として交付されるため、インサイダー取引規制の対象となる「売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け」に該当するとも考えられます。	金融商品取引法第166条第1項	検討を予定	2022年度よりご要望いただいておりました「株式報酬として譲渡制限付株式を交付する際に行われる自己株式の処分」につきましては、一定の場合にはインサイダー取引規制に遵反しない旨の解釈の明確化により対応することを検討しております。	
156	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し③	持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けない拠出金額の上限を、現状の1回当たり100万円未満から引き上げるべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ③ 持株会による買付けの上限額の引上げ 持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けないようにするためには、各役員・従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満でなければならない。しかし、当該規定の制定時に比べ、株式投資による資産形成の重要性が高まっていることから、持株会を通じて、インサイダー規制の対象とならない自社株式の取得を、1回100万円以上行いたいというニーズが高まっている。 （要望実現により）企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限ります。）、インサイダー取引規制の適用除外とされます。	金融商品取引法166条6項12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令59条1項4号から8号まで	検討を予定	持株会の要件を満たす1回当たりの拠出金額の上限額につきましては、100万円未満からの引き上げの検討を行う予定です。	
157	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し④	拡大従業員持株会の会員の範囲に、実施会社の被支配会社の従業員も含めることができるようにすべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ④ 拡大従業員持株会の会員範囲の拡大 現行法上、上場会社又はその被支配会社の従業員が当該上場会社の株式の取得を目的とする通常の従業員持株会だけでなく、非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を有する上場会社の株式の取得を目的とする持株会（拡大従業員持株会）も認められている。しかし、通常の従業員持株会と異なり、拡大従業員持株会の会員の範囲は実施会社（非上場会社）の従業員に限られており、その被支配会社の従業員は会員となることができない。そのため、例えば実施会社が分社型会社分割を行う場合や他の実施会社が実施会社の子会社となる場合等には、一部の従業員が持株会の会員資格を喪失してしまうことなり、これが拡大従業員持株会の利用拡大の妨げとなっている。 （要望実現により）企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	拡大従業員持株会の範囲は上場会社等の関係会社の従業員に限定されており、上場会社等の関係会社の被支配会社の従業員は含まれておりません。	金融商品取引法第166条第6項第12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第6号・第7号・第8項	検討を予定	持株会の範囲につきましては以下のとおり拡大することの検討を行う予定です。 ・拡大持株会の範囲を発行会社がその財務・事業の方針決定に重要な影響を与えることができる（影響力基準）会社の従業員にまで拡大 ・拡大持株会の範囲を役員にまで拡大 ・（資産運用会社・特定関係法人）役員持投資口会・従業員持投資口会の範囲を特定関係法人の子会社（支配力基準）の役員・従業員にまで拡大	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
158	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し⑤	持株会を通じた株式の売却について、少なくともその単位数が僅少である場合には、主要株主等売買報告書の提出を免除すべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ⑤ 持株会による株式の売付けに関する売買報告書提出の免除 上場会社等の主要株主が当該上場会社等の株式の売買を行った場合、原則として売買報告書を国に提出する必要がある。例外として、持株会による買付けに関しては報告書の提出を免除される一方で、売付けについては提出を免除されないため、持株会の管理者に負担が生じている。しかし、従業員等が持株会を退会する際に持株会名義で売買単位未満の株式の売却をするにあたり、その合計が売買単位に達した場合であっても、その単位数は通常僅少であるため、報告書を提出する意義は乏しい。 （要望実現により）企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員・従業員等の1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限ります。）、売買報告書が免除されますが、売付けは、単元未満株式の売却を除き、売買報告書が免除されません。	金融商品取引法第165条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令40条4項2号から6号まで	対応不可	役員・従業員の退会時に持株会において、それぞれの売買単位相当に満たない持分について、持株会においてそれらの持分をまとめて売却して現金で精算する場合、その持株会の規模によっては、退会者の人数も多くなり、売却単位数も僅少とはいえない場合があり得るところ、売買単位以上の株式の売却については取引所を通じた売買が可能であり、また、買付けとは異なり、売付けには一定の裁量が生じることを踏まえると、売買報告書を提出させる意義が乏しいとはいえないものと考えられます。その上、売買報告書の提出義務の対象となる場合であっても個々の持株会自体の事務手続の負担も著しいものとは考えられず、その緩和の必要性も現時点では高いとはいえないものと考えられます。	
159	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①	ストック・オプションの発行と同様に、譲渡制限付株式の発行においても、「通算規定」の適用を除外すべきである。	新株発行や自己株式処分（以下、新株発行等）における有価証券届出書の開示規制は、有価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因となっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ① 譲渡制限付株式報酬の募集に係る通算規定の適用除外 譲渡制限付株式報酬を発行した場合、「提出不要の特例」を満たさない場合で、発行額が1億円以上の場合には、有価証券届出書の提出が必要になる。ここで、株式報酬の額が1億円未満の場合でも、割当決議から遡って1年以内に払込期日が到来した募集・売出しがあった場合で、当該募集・売出し行為に関して有価証券届出書を提出していないものがある場合には、その金額も通算して1億円以上となれば、有価証券届出書の提出が求められる（通算規定）。 こうしたことから、例えば、5,000万円ペ1億円未満の株式報酬を付与する会社には、「通算規定」が適用され、年度により提出書類が異なることになる（例えば、1年目は有価証券通知書、2年目は有価証券届出書を提出）。 単年度において1億円未満の金額の譲渡制限付株式を発行するという実態が変わらないにも関わらず、年度毎に提出書類が異なるのは、手続が煩雑であり、実務上の負荷が大きい。 （要望実現により）譲渡制限付株式報酬制度の安定的な運用が可能となり、その導入促進に寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出しについては、原則、有価証券届出書の提出は不要で、有価証券通知書の提出で足りるとされています。ただし、1億円未満の募集又は売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる開示規制の潜脱を防止する趣旨から、当該有価証券の募集を開始する前1年以内に行われた同一の種類の有価証券の募集又は売出しの発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が必要です（金額通算規定）。 なお、金融商品取引法施行令第2条の12の要件を満たす株券、新株予約権証券については、その合算対象から除外されています。	金融商品取引法第4条第1項第1号・第5号、第6項、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号	対応	株式報酬として交付される株式が譲渡制限付である場合については、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出で足りるとする特例が設けられております（金融商品取引法施行令第2条の12第1号）。この特例を利用するには株式が譲渡制限付である必要があるところ、社内規定等において、取締役の死亡等の予期せぬ事由が生じた際に譲渡制限を解除する旨を定めている場合であっても、当該特例を利用できることを明確化するため、企業内容等開示ガイドラインを改正し、2023年12月中に適用を開始する予定です。 当該ガイドライン改正により上記特例の対象がより明確化され、特例が使いやすくなると考えられ、この結果、特例を利用すれば左記の金銭通算がで不要となります。 なお、譲渡制限付株式を報酬として付与する場合で、上記特例の要件を満たさないときについても、左記の金銭通算規定の適用除外とするか否かについては、1億円未満の募集又は売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる開示規制の潜脱を防止するという左記の通算規定の趣旨や上記のガイドライン改正後の実務を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。	
160	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和②	以下の通り、RSUの導入円滑化に向け、新株発行・自己株式処分時等における、有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。 【RSUの類型1：権利確定に合わせて新株発行等を行う場合】 RSUにおいては発行する株式が譲渡制限付株式ではないことが一般的であり、その場合、発行価額が1億円以上となる場合には有価証券届出書の提出が求められる。取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであるストック・オプションの発行において有価証券届出書の提出を免除する規定の趣旨を踏まえ、RSUについても、同様の規定を創設すべきである。 【RSUの類型2：信託銀行が企業から株式を取得する場合】 企業から金銭を信託された信託銀行が契約に基づいて当該企業の新株発行等を引き受けて株式の取得を行い、その後、権利確定時に在籍している取締役等の対象者に株式を交付する場合、その新株発行等の相手方が取締役等ではなく信託銀行となるため、発行価額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が求められる。信託を活用したRSUの仕組みであるものの、信託は導管に過ぎず、取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであることは変わらないことから、この場合も、ストック・オプションと同様に、有価証券届出書の提出を免除する規定を設けるべきである。 また、RSUのみならず、信託を活用した株式報酬スキームにより新株発行等を行う場合に、インセンティブ報酬の効果があれば、幅広く有価証券届出書の提出を免除する規定を設けることを検討すべきである。	新株発行や自己株式処分（以下、新株発行等）における有価証券届出書の開示規制は、有価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因となっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ② RSUを活用する場合等の有価証券届出書の提出免除 RSU（譲渡制限株式ユニット）は、一定の在籍期間後に株式を交付される権利であり、権利確定時に株式が対象者に交付（移転）されるもので、米国のIT企業等で導入が進んでいる。RSUは、ストック・オプションのように株価と権利行使価額との差額でなく、株価の全額を付与対象者が享受できるため、企業価値向上に向けたインセンティブ効果、社員のリテンション効果が高い。また、RS（譲渡制限付株式）と比べると、権利確定前に対象者に対して株式を交付（移転）する必要が無く、権利が確定しなかった退職者等から株式を取り戻す必要がないといった利点もあり、日本において導入のニーズが高まっている。 （要望実現により）企業における株式報酬の利用が広がり、人の活躍促進に資するとともに、国内外の優秀な人材の採用競争力強化につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	RSU（譲渡制限付株式ユニット）、PSU（業績連動型株式ユニット）、株式交付信託といった事後交付型株式報酬については、情報開示のタイミングや開示書類に差異がみられます。	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12、会社法第236条第1項第6号	検討に着手	左記の現状を踏まえ、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において議論が行われているところであり、今後、事後交付型株式報酬の開示規制を明確化し、ストック・オプション及び譲渡制限付株式と同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出を認める特例を設けることを検討します。 なお、上記特例の検討に当たっては、産業界を含めた関係者にも意見聴取を行いつつ、実務上の論点についても検討します。	
161	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.6 水素・バイオメタン製造装置に対する規制緩和	必要な安全対策が講じられることを前提に、高圧ガス保安法第2条における高圧ガスの定義を、「1MPa以上となる圧縮ガス」から例えば「3MPaを超える圧縮ガス」に変更すべきである。	日本では、高圧ガス保安法に基づき、圧力1MPa以上を「高圧ガス」と定義しており、水素ガスやバイオメタンの圧力が1MPa以上の場合、同法の適用対象となる。高圧ガスに該当する水素ガスやバイオメタンについては、同法第8条第1項第1号及び第2号において定める通り、製造の方法などに関し、一般高圧ガス保安規則第6条第1項で定める技術上の基準に適合する必要があり、製造装置についても、この基準への適合性について、技術審査を受けなければならない。 高圧ガス保安法の技術要求への適合審査には追加の手間とコストがかかるため、製造装置の開発者は、高圧ガス保安法の適用対象外となるよう、設計上、製造時の圧力や、生成されたガスの圧力が1MPa未満となる製造装置の開発を行う傾向がある。しかしながら、製造時のガスの圧力が高圧であるほど、生成される水素やバイオメタンの体積を小さくできることから、製造装置の小型化ができ、設置スペースも少なくすることができるにもかかわらず、こうした製造装置が十分開発されない現状にある。 （要望実現により）水素やバイオメタンを効率的に製造可能な装置が普及し、日本で製造されたエネルギーの低コスト化と、水素やバイオメタンの製造装置の国際競争力の向上が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	水素又はメタンについて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が100m3／日以上である設備を使用して高圧ガス保安法第2条第1号又は第3号に該当する高圧ガスの製造を使用しようとする者は、同法第5条第1項の製造の許可が必要であり、許可に際しては、同法第7条の許可の欠格事由に該当しない者であって、同法第8条第1号（製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。）、第2号（製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。）、第3号（その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。）に適合していると認められることが必要となります。 なお、そのガスの容積が100m3／日未満の場合、高圧ガス保安法第5条第2項第1号により製造の届出が必要であり、同法第12条第1項により製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持し、同条第2項により経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの製造をする必要があります。	高圧ガス保安法第2条	対応不可	高圧ガス保安法は、ガスが高圧状態となった場合の危険性を踏まえ、その高圧ガスの取扱いによる災害の発生を防止し、公共の安全の確保を目的とする法律であり、高圧ガスの製造に係る許可等における技術基準への適合に係る審査等を通じて、製造設備等の安全性の確認を行っているものです。 本提案は、「必要な安全対策」が具体的に提示されておらず安全の確保が確認できない中で、「技術要求への適合審査には追加の手間とコストがかかるため」という経済性・国際競争力を優先する内容となっており、応じることは困難と考えます。 ただし、安全の確保を前提として、状況を踏まえた規制の合理化・適正化を図っていくことは重要と考えており、業界団体等において、対象とする実態を明確にした上で、安全の確保に必要な安全対策等に係る検証を行い、科学的データ等を踏まえた具体的な提案があれば、その内容について検討を行い、必要な対応を図ってまいりたいと考えています。	
162	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.7 電力の環境価値及びその国際的な証書の活用	電気事業法施行規則第3条の12第2項のもとで、発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証明する証書として、非化石証書のほか、これに準ずるものという項目を追加し、環境価値を証明するものとして適切な他の証書の指定を可能とすべきである。	小売電気事業者が小売供給契約締結を行うにあたり、電気事業法では、小売供給に係る料金やその他の供給条件について、需要家への説明義務が規定されている。小売電気事業者が、販売する電気につき再生可能エネルギーであることやCO2排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある。電気事業法施行規則第3条の12第2項がその根拠であり、販売する電気が「非化石証書」によって環境価値を認められる場合を除いて、当該価値を訴求することなく、供給条件の説明をしなければならない旨、規定されている。 この「非化石証書」は、高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義されるものであり、同法は、国内における非化石エネルギー源の利用の拡大等を促進することを趣旨として制定された背景などから、同施行規則に定める「非化石証書」も国内制度に基づく証書に限定していると考えられている。そのため、I-REC（International Renewable Energy Certificate：海外再エネ電力証書）など、国際的に利用される再エネ証書は、小売電気事業者が需要家に対して環境価値を説明する際、非化石価値を証明するものとして利用することができない。 （要望実現により）小売電気事業者が供給する電気の環境価値を説明する際の利便性が向上するとともに、電気の需要家が国際的に利用される証書で証明される環境価値を取得する機会の拡大に寄与すると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	小売電気事業者が環境価値を訴求する際には、高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義される「非化石証書」以外の使用は認められておらず、したがって国際的な証書の活用も不可です。	電気事業法第2条の13第1項 電気事業法施行規則第3条の12第2項	検討を予定	小売電気事業者が環境価値を説明する際の利便性を向上させるためには、非化石証書制度自体の変更で足り、現時点において敢えてその他の証書の活用を認める必要性は薄いと考えますが、今後のニーズの高まりいかんでは、検討に値すると考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
163	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.8 温対法SHK制度における証書の利用拡大	温対法SHK制度において、排出量からの減算に活用できる証書等に、I-RECなど、国際的に利用される証書を加えるべきである。追加にあたっては、環境価値の化体が認められ、国内の非化石証書の環境価値と重複がないこと、その他、SHK制度への適用にあたって支障がなく、適切な証書の制度設計・運用がなされていること等についての政府による確認を経て、適切な証書を選定すべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、温室効果ガスの算定・報告・公表を求めるわが国のSHK制度のもとでは、調整後温室効果ガス排出量の算定時、「非化石電源二酸化炭素削減相当量」及び「無効化された国内認証排出削減量」について、排出量から減算することができる。しかし、現行のSHK制度において、排出量から減算できる証書等は、非化石証書・グリーン電力証書・グリーン熱証書に限られている。I-RECｘ(International Renewable Energy Certificate：海外再エネ電力証書)などの他の証書による減算は認められず、SHK制度のもとで排出量からの減算を行いたい場合には、現行制度で規定される証書を取得する必要がある。そのため、国際的なイニシアティブにおいて評価される他の証書を取得することを選択する企業は、非化石証書等と重複のない環境価値を取得している場合であっても、SHK制度のもとでは排出量の削減が評価されない。 （要望実現により）国際的に利用される証書が、わが国のSHK制度のもとでも排出量の減算に活用できるようになり、国内企業の利便性の向上に資する。同時に、国際的に利用される証書を取得する企業にとり、SHK制度で報告する排出量の削減と、国際的な評価の向上を両立させることができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省 経済産業省	温室効果ガスの算定・報告・公表制度においては、証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWh やGJ」単位で認証し、購入者は他者から供給された電力や熱の属性を、別途調達した証書で上書きするものとして、非化石証書・グリーン電力証書・グリーン熱証書のみ使用が可能となっております。	—	検討を予定	本制度では国際的な算定ルールの動向等を踏まえ、算定方法の見直しをしております。使用できる証書等の取扱いにつきましては、他の制度における対応状況や、算定事業者のニーズも踏まえ、必要な検討をしてまいります。	
164	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.9 太陽光発電事業におけるFIT・FIP認定取得後の変更手続に係る事後変更届出の対象範囲拡大	以下に記載する調達価格を変更しないなど国民負担の増加に繋がらない項目や、その他軽微な変更につき、変更認定申請が必要とされている現行の扱いを変更し、事後変更届出の対象とすべきである。 ○発電設備の出力 ※ 調達価格が変更とならない出力減少時に限る。 ○太陽電池に係る事項（製造事業者名／種類／変換効率／型式番号／枚数／合計出力） ※ 合計出力においては、調達価格が変更とならない基準である「太陽光パネルの合計出力が3%未満又は5kW未満の増加。もしくは20%未満の減少」時に限る。 ○発電設備設置場所における地番の削除 ○配線方法 ※ 全量配線を余剰配線へ変更する場合に限る。 ○保守点検及び維持管理計画（保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等） ○セキュリティ管理責任者 ※ 保守点検及び維持管理計画・セキュリティ管理責任者については、経済産業大臣に対し、保安規程に基づく届出がなされている。変更したときは、遅滞のない届出によることで足りる。	太陽光発電事業において、FIT・FIPの認定取得後に、認定を受けた事業計画への変更が発生した場合、経済産業省令で定める軽微な変更を除き、再エネ特措法第10条に基づき変更認定申請が必要とされる。事業者の名称及び住所、役員の氏名などの限られた項目の変更は、事後変更届出による申請が認められているが、多くの項目は変更認定申請が必要とされ、当該申請が受理されるまでには長期間を要する。 FIT・FIPの認定取得後、運転開始までの間には、発注予定設備の廃棄といった在庫状況の変化などにより、認定を取得した事業計画に複数の項目で変更が生じ、変更認定申請手続が必要となる現状がある。 変更認定申請が必要とされる項目の中には、電気事業法第42条に基づき、太陽光発電事業者が経済産業大臣に届出を行い、FIT・FIP認定と対応し受理された保安規程に記載される項目も含まれている。この保安規程に記載された項目の変更は、遅滞なく保安規程を届け出ることで足りるとされている。 （要望実現により）太陽光発電事業者は発電設備の運転開始までの工程や期間を短縮することが可能となる。具体的には、FIT・FIPの認定を取得しての運転開始までの間に変更認定申請の手続が必要となった場合は、その審査が完了するまでに更に約2～6か月程度の期間がかかることとなる。変更認定が必要な項目を削減し、事後変更届出とすることで、変更認定にかかる期間が短縮され、太陽光発電の導入拡大につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	再エネ特措法においては、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣が認定を行うこととしています。このため、認定取得後に、再生可能エネルギー発電事業計画の内容に変更が生じた場合には、省令で定める軽微な変更を除き、当該計画の変更の認定が必要となります。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条、第10条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第8条、第9条、第10条	対応不可	再生可能エネルギー発電事業計画の内容に変更が生じた場合には、省令で定める軽微な変更を除き、当該計画の変更の認定を求めることとしています。 例えば、御指摘の「発電設備の出力」の変更が実施された場合には、その変更後も再生可能エネルギー電気の供給について、安定的かつ効率的に実施されるかを改めて確認する必要があります。 このように、再生可能エネルギー発電事業に軽微でない変更があった場合には、認定基準適合性について、改めて審査にかからしめる必要が生じるためであるところ、御指摘の事項については、軽微な変更として取り扱うことは適当ではないと考えております。	
165	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.10 洋上風力発電の作業船の活用に向けた規制緩和①	洋上風力発電の施工にかかる運搬・作業に限定し、航海毎の申請ではなく、促進区域単位や事業単位で、船種、期間等を申請することで複数航海にわたり特許を得られる包括的な特許制度を設けるべきである。なお、本要望は、現行の特許の審査基準（1．当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと。2．日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生ずるものではないこと。3．他法令に反しないこと。）の変更を求めるものではない。	政府は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用）」を2018年に定め、領海及び内水における洋上風力発電の案件形成を進めている。2020年に策定した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」では、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目標に掲げた。また、遠浅の海域の少ない日本では、水深の深い海域に適した浮体式洋上風力発電の大規模な導入が必要になる。 洋上風力発電の建設にあたっては、クレーンを搭載したSEP船（Self-Elevating Platform）やケーブル敷設船、さらに、浮体式においては曳航・係留に用いるAHTS船（Anchor Handling Tug Supply）等が必要である。しかし、昨今の急速な風車の大型化も相まって、日本国内では大型を含むSEP船やAHTS船が不足しており、洋上風力発電の建設に支障が出る可能性がある。 ① カボタージュ制度の包括的な特許 今後、洋上風力発電の建設が本格化するなか、SEP船等の海外からの借船は不可欠である。 しかし、カボタージュ制度（安定的な国内海上輸送を確保するため、自国内における物品や旅客の輸送は原則として自国籍船に限ることが国際的な慣行として確立）により、日本籍船以外の船舶が日本国内において物品や旅客の輸送を行う場合、国土交通大臣の特許を得る必要がある。このため、海外からSEP船等を借船する場合、港から施工海域への資材運搬・作業毎に特許を申請する必要があり、同様の申請を何度も繰り返すなど非効率的な事務手続が生じてしまう。また、借船の予約は施工の数年前から行うことが一般的であるが、予約時点では特許を取得できるか不透明であり、予見可能性の低さは事業参入の妨げにもなる。 （要望実現により）洋上風力発電の円滑な導入につながり、カーボンニュートラルの実現に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	世界の多くの国において、国家主権・安全保障の観点から、国内における物資や人員の輸送を自国籍船に限定する規制が実施されています。我が国においても、船舶法により規制しており、国土交通大臣の特許を得たとき は、外国籍船での輸送が可能になります。（【参考1第4期海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定）第2部5.(3)イ「安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。」）。	船舶法第3条	現行制度下で対応可能	船舶法3条の特許については、一般に輸送が行われる時点で、利用可能な日本籍船による輸送サービスが存在しないか（日本籍船への転籍の可能性を含む）、外国籍船の投入が内航輸送事業者に影響を与えないかといった基準に基づき、個別の事例ごとに審査しております。 なお、特許の審査は、上記に関する直近の状況を鑑みて行う必要がありますが、事前段階において前広に相談頂くことは可能です。	
166	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.10 洋上風力発電の作業船の活用に向けた規制緩和②	SEP船等のより効率的な活用を図るため、マルシップ方式の取扱いにおける日数を延長すべきである。60日以内と定めた2015年と比較して、洋上風力発電の重要性は高まっており、時代にあった形に改善していくべきである。	政府は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用）」を2018年に定め、領海及び内水における洋上風力発電の案件形成を進めている。2020年に策定した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」では、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目標に掲げた。また、遠浅の海域の少ない日本では、水深の深い海域に適した浮体式洋上風力発電の大規模な導入が必要になる。 洋上風力発電の建設にあたっては、クレーンを搭載したSEP船（Self-Elevating Platform）やケーブル敷設船、さらに、浮体式においては曳航・係留に用いるAHTS船（Anchor Handling Tug Supply）等が必要である。しかし、昨今の急速な風車の大型化も相まって、日本国内では大型を含むSEP船やAHTS船が不足しており、洋上風力発電の建設に支障が出る可能性がある。 ② マルシップ方式の期間の延長 SEP船等を海外から借船する場合、現状、カボタージュ制度による規制があるため、手続等にかかるコストや船主へのリスクは生じるものの、実質では外国籍のSEP船等を一時的に日本籍化する方法がある。 その場合、日本籍船に搭乗する船員は日本国籍者に限られるが、現状では海外製の風車を用いており、性能保証等のために外国籍の作業員や技術者の乗船が必要である。このため、マルシップ方式（日本法人等が所有する船舶を外国法人等に貸渡し、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを、貸渡人たる日本法人等がチャーターバックしたもの）を活用して、外国籍の作業員や技術者を日本籍化した船舶に乗せることになる。しかし、同方式の取扱いにおいては、当該船舶が日本の港に初めて入港した後、再び本邦外の地域に向けて出港するまでの期間を60日以内とされている。このため、当該船舶は定期的に海外へ出航する必要があり、運搬や作業の稼働率低下が施工費の上昇につながってしまう。 （要望実現により）洋上風力発電の円滑な導入につながり、カーボンニュートラルの実現に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省 法務省	政府における外国人労働者の受け入れに関する方針などを踏まえ、我が国の内航船には外国人船員を受け入れておりませんが、日本法人が所有する外航船（日本籍）を、外国法人に貸渡し、当該外国法人の外国人を混乗させ、貸渡人たる日本法人がチャーターバックして運航している場合があります（マルシップ方式）。この場合、港に着航して船員の入れ替え等を行う際の外国人船員の上陸及びその期間に係る部分は、出入国在留管理庁所管の出入国管理及び難民認定法第16条で規定されており、その乗員上陸許可の期間は「15日を超えない範囲内」とされています。乗員上陸許可の対象となる船舶は国際運航中の外航船であるところ、外国の港から本邦の港に入港した日本籍船舶で、直入港後30日以内の間の国内運航を行った後に本邦外の地域に走（予定であるものに乗り組んでいる外国人乗員については、乗員上陸許可の対象としています（日本籍クルーズ船等の特殊船舶については、その運航形態を踏まえて国内運航を60日までとする取扱をしている場合があります。）。	出入国管理及び難民認定法第16条	対応不可	マルシップ方式の外航船の実運航にあたって外国人船員の配乗員数等を含む具体的配乗要件については、労使協議の結果などを踏まえて対応してきたところです。 ご提案の対象船舶である洋上風力発電に用いられるマルシップ方式の外航船としてのSEP船等の特殊な船舶については、本邦に入港後、60日以内に本邦外の地域に赴く場合であって、当該船舶の乗員が船舶の乗換え、休憩、貨物その他これに類似する目的をもって15日を超えない範囲で上陸を希望するときには、乗員上陸許可の対象としています。 他方で、DPS（船舶定点保持システム）の操作その他の操船に携わる活動は、当該船舶の運航上必要な活動ですが、ご提案の内容となると実態上、主として本邦内で運航を行う船舶（内航船）の乗員としての活動を行うことになりかねず、外国人労働者の受入れの観点から問題がないとは言えないことから、活動内容に適した在留資格の取得が必要となります。しかしながら、現状、労使合意がなされていないため、このような内航船の活動を行う船舶には外国人船員を受け入れておりません。 このため、ご提案の実現にはまず、労使合意が必要であり、その上で、実現の可否について必要な検討をすることとなります。	
167	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.11 林野庁が設定する保護区域におけるエネルギー開発規制の緩和	保護林設定管理要領を改正し、保護林としての目的を維持しつつ、保護林内における再生可能エネルギー開発について、一定の緩和措置を認めるべきである。	再生可能エネルギー（地熱発電）の調査・開発について、これまで自然公園・国有林は規制改革に基づき一定の緩和措置がなされてきた。これにより、自然公園内における開発は、特別保護区・第1種特別地域を除き、地域合意形成をもとに一定の開発が認められ、国有林内は、作業許可期間等について短縮が進んでいる。 一方、再生可能エネルギーの潜在的可能性があるにも関わらず、開発が認められない区域も存在する。特に、「保護林」等では、現状では開発行為が依然として認められておらず、再生可能エネルギー開発の制約となっている。 （要望実現により）国際的に資源価格が上昇する中、再生可能エネルギー活用範囲を拡大することで、国内の電力供給の一助となることが期待されるとともに、政府の進める脱炭素化にも貢献できると思われる。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」において、以下のとおり記載しており、現状では保護林区域内において風力発電又は地熱発電に必要な施設（発電施設のほか、その他の関連施設を含む）の設置は認めていません。 上記マニュアルにおける保護林に関する記載 第4 貸付け等に係る基準 （5）他に代替地がないこと ① 対象地の条件 （ウ）保護林 保護林が申請地に含まれていないこと。	① 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第1項第1号～第5号 ②「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」（令和3年9月作成、令和4年3月一部改正） ③「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け 27林国経第49号 林野庁長官通知）	検討を予定	保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や、地域固有の生物群集を有する森林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等を図ることを目的に、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から構成される保護林管理委員会を設置し、意見を求めて設定しているものであり、設定区域内の森林は、「原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる」ことと、モニタリング調査等の管理行為を行っています。 今回の要望に対しては関係団体から提案と同旨の要望を頂いており、個別に意見交換等を行い、傾斜掘削を実施した箇所における地表裸地生への影響等に関する情報提供をお願いする等、保護林に影響のない手法について検討しているところです。今後提供される情報や、国立・国定公園における規制の緩和状況等も参考に意見交換を継続して実施してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
168	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.12 農地転用基準の規定と適用対象の拡大及び一時転用許可期間の延長	再生可能エネルギーの導入促進と農地の有効活用に向けて、①荒廃農地となっている農用地区域内農地及び甲種農地については、農山漁村再生可能エネルギー法の適用により転用が認められる第1種農地と同様に農地転用を認めること、②農地転用の手続のさらなる効率化のため、自治体毎の手続に関する統一的なルールを国主導で設定すること、さらには、③オフサイトPPAにおいて営農型太陽光発電事業を行う場合に、農業の継続性が担保されていることを前提にした、一時転用許可の期間延長等を行うべきである。	農地を林地化、もしくは農地に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合、各市町村が管轄する農業委員会の許可を得たうえで農地転用を行う必要がある。 特に、①荒廃農地においては再生可能エネルギーの発電設備の導入や林地化、木質系バイオマス燃料生産地への転用による恩義が高いと考えられるが、荒廃農地の半分近くが転用の認められない農用地区域内農地であるため、再生可能エネルギーの拡大機会の損失が懸念される。なかでも、林業においては国産材自給率の上昇による生伐作業の増加から、伐採可能な森林は奥地になりつつある。同時に伐採コスト・搬送のための運賃も上昇傾向にあり、事業性低下による林業の衰退も懸念されている。 また、②農業委員会の全国で統一的な農地転用の判断基準等が現状では定められていないため、効率的な再生可能エネルギーの発電設備の建設及び林地拡大や木質系バイオマス燃料生産地への転換の妨げとなっている。 さらに、③オフサイトPPAにおいて営農型太陽光発電事業を行う場合、太陽光パネル下部の農地で適切に営農を継続する必要があるが、その一時転用許可期間は原則3年間とされており、更新する際には収穫高が減少していないこと等の条件を満たす必要があり、設置者にとっては投資回収ができないリスクが生じている。 （要望実現により）農林業従事者の減少が加速する中、荒廃農地の半分近くが農用地区域内農地とされていることから、荒廃農地の利活用手続の簡素化は、再生可能エネルギーの導入等を促す効果が期待できる。これにより、再生可能エネルギー拡大と農地の有効活用、及び林業の活性化を通じて、新たな雇用創出に伴う市場拡大にも寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	・農地に再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合、農地転用許可が必要であり、優良農地（農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地）に設置しようとする場合は、原則として許可は認められません。（耕作の見込みがない荒廃農地は、第1種農地であっても農山漁村再生可能エネルギー法の適用により、転用許可が可能です。） ・農地法の事務処理要領や運用通知において、農地法に基づく農地転用許可の手続きの具体の運用や許可基準の考え方を定めております。 ・営農型太陽光発電の一時転用許可期間は、原則3年以内ですが、荒廃農地を活用した取組や下部農地を担い手が営農する場合は原則10年以内としております。	農地法第4条第6項第1号、第5条第2項第1号	①現行制度で対応可能 ②対応 ③対応不可	①　荒廃農地の活用については、再エネタスクフォースの議論を踏まえ、農山漁村再生可能エネルギー法の適用により転用が認められる第1種農地の特例の対象に、従来の再生利用が困難な農地に加え、耕作を行う者を確保できない場合を追加（令和3年7月基本方針及びガイドラインを改正）したほか、既に山林の様相を呈している場合は、非農地判断を促進するよう通知を発出（令和3年4月）したところであり、この場合は農用地区域内の農地や甲種農地についても、農地転用許可の手法によらず、施設整備が可能となっております。 ②　農地転用に係る判断基準や手続きのバラつきについては、令和3年の規制改革実施計画を受け実態調査を行ったところ、自治体によっては法令に基づかない独自の基準を設けているところも散見されました。 　このため、令和4年3月に農地転用許可事務の適正化に向けた通知を発出するとともに、これらの独自基準を設けている自治体の見直し状況について、フォローアップ調査を行っているところです。引き続き、このような取組を推進し、農地転用許可事務全体のバラつき解消に努めていくことを目指しています。 ③　営農型太陽光発電事業における一時転用許可期間については、これまでも、原則3年以内とされている期間の延長の要望を受け、荒廃農地を解消する取組や下部農地での営農を担い手が行う場合は一時転用許可期間を10年以内とすることができるよう見直しを行ってきたところです。また、営農が適切に継続されている場合は、一時転用の再許可も可能としているところです。 　ご要望の、一時転用許可期間をさらに延ばすことについては、 ・　農業振興地域整備計画の計画期間は10年であり、一時転用期間を10年を超えることとすると、当該計画との整合が図れないことなること ・　農業にきちんと取り組んでいただいていることや、太陽光発電設備の撤去に必要な資力を有していることを担保するため、最長でも10年に一度は農地転用許可権者にチェックを受けていただく必要があることから、困難と考えています。	
169	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.13 農地一時使用時における農地転用許可不要用途の項目拡大	電気事業者が農地において送配電施設に係る工事を実施する際の許可不要用途を拡大し、送電用施設の設置及び撤去に必要な装置（作業機械等）の設置、またそれらの工事に必要となる道路・索道（搬入路、工事用モノレール、運搬用キャリア等）、及び工事に付随する施設（資材置場、表土置場、ヘリ用地、休憩所、仮設トイレ、仮設鉄板等）を許可不要用途として認めるべきである。	電気事業者が農地において送配電施設に係る工事を行う場合、農地法に基づき農地転用許可に係る手続が必要である。農地法施行規則第29条第13項に記載の許可不要用途に該当する場合は、「農地転用許可申請書」ではなく、「事業計画書」の提出という比較的簡易な手続での農地利用が認められている。 しかし、同規則に記載されている許可不要用途は、送電線の架設用装置等に限られている。そのため、あくまでも一時的な設置にとどまる施設等について、同一の工事計画においては、許可不要の用途と比較しても農地利用への影響が小さいと考えられる用途であっても、許可不要用途に記載がないことを理由として農地転用許可申請を求められるものが存在し、再生可能エネルギー設備のための送変電設備の着工期の遅延の一因となっている。 　例えば、「事業計画書」であれば求められない添付資料が、「農地転用許可申請書」の場合は要求されるため、書類作成・協議に時間を要する等、追加的な負担が生じている。なかでも、隣地所有者等権利者以外のステークホルダーからの同意書等の承諾を農業委員会から求められた場合、隣地所有者等には何ら補償のないまま土地利用希望者が隣地所有者等から承諾を得る必要が生じることからも支障の難航とともに、場合によっては隣地所有者等から承諾を得られないこともある。 （要望実現により）電気事業者として行政手続の効率化が図られるだけでなく、行政としても事務手続に係る効率化や省力化を見込むことが可能であり、早期の行政手続完了は再生可能エネルギーの拡大に資するものと考える。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省 経済産業省	・電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合は許可不要の取扱いとしている。 ・なお、隣地所有者等権利者以外の者からの同意書については、農地転用許可制度上、添付が必要な書類とはなっておりません。	農地法第4条第1項第8号、第5条第1項第7号 農地法施行規則第37条第13号、第53条第11号	一部事業協認 一般対応不可	農地法施行規則第29条各号に規定されている施設は、事業の公共性や公益性のほか、用地選定の非任意性等から例外として、農地転用許可を受けなくよいこととしております。 　このため、電気事業者が設置する ・　送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る） ・　送電線若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（事業完了後は農地へ復元することが基本） については、農地転用許可を要しないこととしています。 　一方、工事に附随する資材置場、表土置場、ヘリ用地、休憩所、仮設トイレ等の施設については、用地選定に任意性があることから、転用許可を要することとしているところです。 　これらの施設を設置する場合は、まずは農地以外の土地での設置をご検討いただき、やむを得ず農地に設置する必要がある場合については一時転用許可を取得した上で、設置する必要があります。	
170	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.14 省エネ法に基づく工場等判断基準における、小容量ガスタービン発電設備を新設する場合の条件緩和	「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」において、発電専用設備を新設する際、別表第2の2に掲げる基準発電効率を適用しない例外である、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電装置の基準について、条件の一つである発電端効率の下限値を、現行の44.5%から、現在採用可能な最高効率の機種をベースに、36%程度まで緩和すべきである。	今後の国内電力市場においては、再生可能エネルギーが主力電源の一つとなり、電力需給を調整する調整力がますます必要となる。こうした中、ガスタービン発電などの火力発電設備は、短時間で機動的に出力調整が可能であることから、調整力として有望であり、設置の促進が望まれる。調整力としての運転は、年間数回～数十回ほど稼働し、運転継続時間は1回につき2～3時間程度となることが想定される。この場合、常用の発電設備としては極めて稼働率が低くなることから、事業者にとっては、大規模な設備投資が必要な大規模火力発電設備ではなく、小型火力発電設備の設置が望ましい。とりわけ、小型発電設備の一つである航空転用型ガスタービンの場合は、起動から最大出力に達する時間が5分以内と短く、機動性が高いことから調整力としても優れている。 しかしながら、現行では、大容量で稼働率が高く、高効率の運用ができる常用の発電設備としての火力発電設備を念頭に、省エネ対策として、発電効率の基準が設けられている。この場合、調整力としての運転を想定する、稼働率が低い小容量ガスタービンの発電効率では、現行の発電効率の基準が満たせず、新設ができない状況となっている。 （要望実現により）比較的小容量なガスタービン発電設備の新設が可能となり、事業者にとって設置スペース確保や維持管理が容易になる。また、調整力の提供を増やすことができるようになり、電力市場の需給の安定に寄与する。さらに、多くの地点で小型の火力発電設備の設置が進めば、災害などの際に、地域の非常用発電設備として貢献しうる。将来的に脱炭素燃料として期待される水素やアンモニアが供給されれば、燃料として置き換えることでこれらの火力の脱炭素化が可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、基準発電効率以上のものを採用することとされております。 発電専用設備に対する基準発電効率は、エネルギーミックスを実現するために必要な発電効率の水準を基準発電効率として定めており、定格時の高位発熱量基準による発電端効率で、 　石炭による火力発電：42.0% 　可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電：50.5% 　石油その他の燃料による火力発電：39.0% と定めております。 　一方、エネルギーミックスの実現に向けて再生可能エネルギーの導入を拡大するに伴い、電力の需給調整能力の確保が求められている中、この能力を有しながら比較的高い発電効率を持つ、コンバインドサイクルやガスエンジンなど小規模LNG火力発電に限っては、新設を阻害しないよう、配慮措置を講じています。 　具体的には、①発電の開始から最大出力状態まで、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること、②定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であること を満たす、設備容量20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については、上記基準を適用しないこととしています。	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）Ⅰ2-2(4-2)、別表第2の2備考3(2)	検討を予定	太陽光や風力のような出力変動の大きい再エネの導入拡大が進み、調整力の重要性が高まっていると考えており、「制度の現状」に記載の基準発電効率の考え方を踏まえると、備考に記載の発電効率の引き下げによって、エネルギーミックスの実現を阻害しないよう、調整力の確保の状況等も考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えています。	
171	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.15 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、自治体への報告書・計画書のフォーマットの統一	国は、本報告書・計画書の標準様式を策定の上、「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「全国的に共通の取扱いとすべき場合には、前記2．及び3．の考え方に則り、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知すること や、法令改正をすること等の必要な措置を講ずる」を踏まえ、自治体が同様式を使用するよう技術的助言を発出すべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律及び同法を根拠とする地球温暖化対策計画書等に基づき、事業者はその事業所が立地等する自治体に対し、（小売電気事業者の場合、事業所の立地場所に関わらず当該自治体の域内に電力を供給していれば）各種情報（温暖化対策への取り組み、温室効果ガス排出量、供給電力量　等）を提出（報告書・計画書の作成）することが求められている。他方、その提出フォーマットや提出方法が自治体毎に異なることから、事業者の作業負荷が大きくなっている。 （要望実現により）事業者の作業負荷が軽減されるとともに、同じ基準でのデータの利活用を通じて、温室効果ガス削減のための自治体の施策の奏効について検証可能となることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	地球温暖化対策実施報告書等については、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、国に報告をお求めるものではありません。報告書等については各事業者による作成後、各地方公共団体に提出されるものと承知しております。	—	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書等は各地方公共団体で定める条例等に基づくものと承知をしており、環境省として各地方公共団体の条例に対して対応を行うことができる立場にはありませんが、事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	
172	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.16 資源循環を目的とした異なる自治体をまたぐ複数の現場や事業場からの廃棄物回収の円滑化	既に適正に再資源化をする能力を持っている事業者、ないし適正に収集・運搬できる事業者等が、再資源化を行うことを前提に、個別自治体の許可がなくとも、自治体をまたいで収集・運搬することができるような登録または認定制度を検討すべきである。具体的には、再資源化可能な廃棄物を収集・運搬する業務や、収集した当該廃棄物の集積・保管・選別を行い再資源化施設へ搬出する業務について、自治体をまたいで広域的に行える制度が望ましい。	建設業の現場においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）で再資源化が義務付けられている廃棄物以外にも、様々な種類の廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず、繊維くず等）が発生する。そのため、廃棄物の再資源化を行う場合、各現場で廃棄物を種類ごとに分別したうえで、許可を受けた業者が収集・運搬等を行う必要がある。 しかし、このような廃棄物の排出は、不定期かつ不定量のため、再資源化を行おうとすると回収効率が悪く、各事業者で相応のコストを要している現状がある。そのため、再資源化できる廃棄物が、建設混合廃棄物として排出・処分されることもある。 この対策として、複数現場をまたいで、廃棄物を種類ごとに巡回回収することが有効であるが、異なる自治体（都道府県・政令市）に所在する現場から廃棄物を回収する場合は、廃棄物処理法上、収集・運搬業者は自治体ごとに業許可が必要となり、管理・手続の面で容易ではない。 自治体ごとの収集・運搬許可を要しない制度として、既に「広域認定制度」が設けられている。しかし、同制度は、「製造事業者（メーカー）」が自らの製品から発生した廃棄物を回収し、自社工場で再資源化する制度である。様々な資材等を用いる建設業の現場においては、廃棄物を建材等のメーカーごとに分別する必要があること、各メーカーが個別に指定する運搬業者で当該メーカーの工場まで運搬する必要があることから、効率性やコストの観点から、必ずしも活用されているとは言えない。 （要望実現により）建設現場に限らず、複数の自治体に事業場を保有する事業者においても、巡回回収体制の構築が容易となり、廃棄物の再資源化促進が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）においては、産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事務は、法定受託事務とされています。都道府県知事又は政令市（政令指定都市及び中核市）の長に許可権限があり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という同法の目的に照らし、各自治体において許可の判断を行っています。 　なお、製造者等が拡大生産者責任のもと、自社の製品が廃棄物となったものを広域的に処理する場合の廃棄物処理業の許可に対する特例制度（広域認定制度）が存在しています。	廃棄物処理法第14条の1、第15条の1、第9条の9、第15条の4の3	現行制度下で対応可能	廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な再生利用を推進していく必要があります。 　そのうえで、制度の現状で記載した特例制度（広域認定制度）を用いて、一部の住宅建築会社や建築部材製造業者が自ら製造したものについて、環境大臣による認定を取得されている事例があります。なお、提案理由に記載の「自社工場で再資源化する制度」は事実誤認であり、製造者が自ら再資源化するほか、他社に委託して再資源化を行うことも可能です。 　（このほか、製造事業者等により設立された社団法人を申請主体とすることで、当該団体の構成員である複数の製造事業者の製品をまとめて回収する事例もあります。）	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
173	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.17 排出事業場から分別施設への混合廃棄物の運搬可能化	リサイクルを促進する目的での排出事業場から特定施設（分別施設など）への運搬に限り、一般廃棄物と産業廃棄物との混載を認める（「親子特例」の対象を「一般廃棄物（まで拡大する等）よう規制緩和を検討すべきである。	法人や企業の形態が多様化する中で、廃棄物処理法第12条の7の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（以下、親子特例）」により、親子会社間（完全子会社に限る）での産業廃棄物処理等のような、廃棄物の適正な処理に資する体系整備がなされてきた。この「親子特例」により、事業者は、産業廃棄物の収集・運搬・処理等に係る業許可を取得する必要がなく、子会社が所有する施設等への産業廃棄物の運搬が可能になるため、子会社施設等での廃棄物分別が可能となっており、効率的かつ低コストでの分別・資源循環・リサイクル活動に繋がっている。 しかし、この「親子特例」は、あくまで産業廃棄物の処理に係る特例であり、一般廃棄物には同様の特例は無い。このため、駅や大規模商業施設など、産業廃棄物だけでなく事業系一般廃棄物（駅などで利用客が捨てるごみ、及び産業廃棄物の指定20品目を除く、デパ地下やレストラン街のテナントから出るごみ）を大量に排出する事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を、排出事業場で行う必要がある。現状、駅や大規模商業施設等の排出事業場では、分別要員の人手不足等の課題に加え、排出事業場には大規模な分別機械などを導入できないスペース面での制約もあり、今後のリサイクル活動における事業者の課題となっている。 （要望実現により）排出事業者側での一般廃棄物・産業廃棄物の分別に係るコストが低減し、より多くの事業者でリサイクル促進の動きが醸成されることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、適切な方法でそれぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬できるとされています。 なお、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物については市町村の統括的な責任の下、産業廃棄物については排出事業者責任の下、それぞれ処理されており、混合処理においても、これらの処理責任が果たされるよう適正に処理される必要があります。 また、産業廃棄物について事業者自らによる処理（以下「自ら処理」という。）を行ってきた部門を分社化した場合には、産業廃棄物の排出や処理の実態に変わりはないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、当該許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっていたことから、こうした許可の取得や新たな委託先を探す負担を軽減するため、分社化等により法人格が異なる事業者となった場合にも、一定の要件の下で従前の自ら処理を継続できるよう特例を設ける法改正を行いました。	廃棄物処理法第3条、第6条の2、第11条、第12条	現行制度下で対応可能	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理については、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和3年9月30日付け環循適発第2109301号・環循規発第2109302号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない旨周知しています。 なお、廃棄物処理法は、汚染者負担原則（汚染防止等に伴う費用について、汚染者が資金上の責任を負い、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきであるとの原則）の考え方に立ち、産業廃棄物を排出する事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととしています（法第11条第1項）。これにより、産業廃棄物の処理に関しては、まずは自ら処理が原則的な方法として規定（法第12条第1項）され、他者に委託する場合がこれに続いて規定（法第12条第5項等）されており、原則としてこのいずれかの方法による処理が行われることが義務付けられていることから、制度の現状のとおり分社化等の特例を設けることとなりました。 一方、一般廃棄物の処理については市町村が統括的処理責任を有しており、事業者に対して自ら処理が原則的な方法として規定されておらず、市町村による処理又は許可業者への委託によって処理をすることが可能であるため、自ら処理を継続するための特例を必要とする性質のものではありません。	
174	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.18 大規模商業施設等の施設管理者と収集運搬・処理会社との一括契約可能化	各テナントが排出事業者責任を全うする前提で、大規模商業施設等の施設管理者が、各テナントに代わり、一般廃棄物処理業者と一括で廃棄物処理に係る契約の締結をできるよう通達等により明確化すべきである。	大規模商業施設等では、各テナント（事業者）が、廃棄物処理法上の排出事業者責任に基づき、廃棄物処理業者と個別で契約を締結している。このように、各テナントの排出事業者責任を徹底することで、適切な廃棄物処理が担保されている。 一方で、各テナントが個別契約を行うことで、大規模商業施設等の管理者が、各テナントを統括する立場として、各テナントのリサイクル状況を把握することが難しくなっている現状がある。大規模商業施設等の管理者が、廃棄物回収に係るボリューム（施設全体での排出態様・規模）を確保したうえで、GX・脱炭素化等に取り組む場合、各テナントが個別契約を行っていることが制約となり、情報の一元化が難しい実情がある。また、各テナントが、個別で廃棄物処理業者を選定・契約していることで、施設管理上の物理的な制約から、回収が非効率化している事例（大規模商業施設等で、廃棄物処理のトラックなどが、契約テナントごとに回収に来るため、搬出・搬入口等で混雑する等）も見受けられる。 環境省は、各テナントが「契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までも転嫁しうるものではない。ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能」との見解を示している。しかし、この対象は、あくまで産業廃棄物であり、一般廃棄物に関しては、各自治体での見解が分かれている。 （要望実現により）大規模施設の管理者が、リサイクル推進にあたり回収物のボリュームを確保することで、効率的なリサイクルの推進が可能となるとともに、施設全体としての廃棄物のバイオ燃料化に資する活動・検討等が加速することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされております。 また、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければなりません。	廃棄物処理法第3条、第6条の2	現行制度下で対応可能	「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）に記載されている通り、廃棄物処理法上、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければなりません。 排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものです。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではありません。 なお、契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までも転嫁しうるものでは無いことを前提に、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは制度上禁止されていませんが、一括契約を可能とするかは、上記趣旨を踏まえ、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する各市町村において判断されるものになります。	
175	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.19 プラスチック容器トレイの資源循環に取り組む場合の廃棄物処理法の適用除外	各事業者が、資源循環を目的としたプラスチック容器トレイの店頭回収を行う場合には、廃棄物処理法に係る許可取得やマニフェスト記載義務を免除する、廃棄物処理法上の特例を検討すべきである。	プラスチック容器トレイは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、各自治体が収集する場合には、ペットボトル等と同様に、いわゆる「容リルート（指定法人ルート）」にのって、収集・再商品化がなされる。また、スーパーマーケット等で店頭回収された場合でも、同様に「容リルート」にのせられるものと判断する自治体が多く、地域住民の生活に根差した店舗の店頭で回収が行われることにより、広くリサイクルが推進されている。 一方で、プラスチック容器トレイのコンビニエンスストアにおける店頭回収は、異物や食品残渣他が混入する可能性があるとの由で、多くの自治体で「容リルート」にのせられないと判断されることが多い現状がある（同一企業グループにおいても、スーパーマーケット事業において回収したものは、「容リルート」にのせられるが、コンビニエンスストア事業において回収したものは、のせられないとの自治体判断）。このため、各事業者では、廃棄物処理に係るマニフェストの記載義務や、処理・保管・運搬・処分に係る業許可が求められており、事業者側の負担が大きいことから、リサイクルのさらなる推進に向けての課題となっている。 （要望実現により）全国に多数あるコンビニエンスストア等での店頭回収が加速し、わが国における容器包装リサイクルの一層の促進が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第1601084号）にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。 廃棄物については、その収集、運搬又は処分（以下「処理」という。）を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要ですが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理業者であって都道府県知事の指定を受けたものについては、許可が不要（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項、第6項、廃棄物処理法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号）及び産業廃棄物管理票の交付を要しない（廃棄物処理法第12条の3）という特例が設けられています。 また、店頭回収されたプラスチック製の食品用トレイの取扱い（以下「食品用トレイ等」という。）については、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」（平成28年1月8日付け環廃企発第1601085号、環廃対発第1601084号、環廃産発第1601084号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知）において明らかにしているところです。 さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき市町村が当該食品用トレイの分別収集を行い、指定法人に引渡した場合は、容器包装リサイクル法第37条により、指定法人の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者は廃棄物処理法に基づく許可を受けないで当該行為を業として実施することができます。	・廃棄物処理法第14条第1項及び第6項、第12条の3 ・廃棄物処理法施行規則第8条の19第1項第6号及び第7号、第9条第1項第2号、第10条の3第1項第2号 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） ・「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知） ・店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）（平成28年1月8日付け環廃企発第1601085号、環廃対発第1601084号、環廃産発第1601084号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知）	現行制度下で対応可能	廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な再生利用を推進しています。 その上で、廃棄物の再生利用の推進の観点から、再生利用を容易に行えるようにするために、制度の現状欄に記載のとおり、都道府県知事等の指定を受けた者の産業廃棄物処理業の許可不要とするなどの特例を措置しています。 また、市町村が食品用トレイ等を指定法人に引渡す場合、原材料として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと、容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと等を満たしていなければなりません。異物等が入っている場合、市町村が除去や洗浄等の中間処理を行うことなるため、市町村が分別収集する容器包装廃棄物の範囲については、市町村が判断することとなります。	
176	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.20 化学繊維を含む繊維製品に関する廃棄物処理法規制の緩和	「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」は、「廃ら物」における「古繊維」の品目であることを明示し、「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」についても、事業者側の収集・運搬・処理の許可を不要とすべきである。もしくは、「廃ら物」の対象とすることが困難な場合は、「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」を広域認定制度の対象品目に追加することを提案する。	「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物（以下、「専ら物」）」は、収集・運搬・処理等の業を行うに当たっての許可を要しないとの廃棄物処理法上の規定により、対象となる「古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維」については、廃棄物の回収が過去から広く行われるとともに、廃棄物の再生利用と資源循環に貢献してきている。 しかし、こうした中で、「専ら物」の「古繊維」の品目に「化学繊維を含む衣料などの繊維製品」を含むかどうか（「専ら物」への該否）に関しては、各自治体で見解が分かれている現状がある。このため、事業者側が、複数の自治体をまたいだ繊維製品の回収を行う場合、自治体ごとに「専ら物」への該否確認や廃棄物処理の業認可等を取る必要があり、事業者側の管理コスト上昇の要因となっている。また、自治体をまたいだ回収の特例として「広域認定制度（廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3）」が既に存在するが、廃棄衣料などの繊維製品は、対象外となっている。 （要望実現により）各自治体の見解差異など、許認可に関わる社会的な管理コストを抑制すれば、不要衣料などの繊維製品をより効率的に低コストで再資源化・価値転換し、サステイナブルな社会の実現に向けて、新たな需要を喚起できると考えられる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	一般廃棄物に該当する故衣料品を収集・運搬するには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）に基づき、市町村長の許可を受けなければなりませんが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされています。この解釈について、廃棄物処理法の制定時には、繊維製品では既に、反毛や油を拭くためのウエスへの再生利用を行う事業者が存在しており、昭和46年の通達において、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の一つとして「古繊維」が規定されていたことから、一般廃棄物についても古繊維を収集・運搬する際、それが再生利用される場合は、許可は不要となっています。	廃棄物処理法第7条	現行制度下で対応可能	市町村は一般廃棄物の統括的な処理責任を持ち、不法投棄や不適正な処理を防ぐ必要があるため、市町村が当該古繊維を「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできる場合は、その受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術がある場合に限られます。 よって、「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできるかは、「専ら物」における「古繊維」に「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」が含まれるか、ではなく、当該繊維の受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術があるかによって判断されます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
177	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.21 産業用機器を対象とする広域利用認定制度の見直し	産業用機器の製造事業者等が、「広域認定制度」を用いて、事業者及び消費者から廃棄される自社製品を回収する場合において、輸送業者の追加認定・登録削除に係る事務負担の軽減を求める。	家電リサイクル法等の対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機他）は、製造事業者等での廃棄物回収が義務付けられており、資源循環や再商品化が広く促進されている。一方で、同法の対象外である各種産業で使用される機器（例：ATM、計測装置（オシロスコープ）、小型コンプレッサ等。以下、産業用機器）は、事業者及び消費者に廃棄物として処理され、製造事業者等での回収が難しい。 この対策として、製造事業者等は、事業者及び消費者から自社製品を積極的に回収するため、廃棄物処理法上の「広域認定制度」を利用することが可能である。しかしながら、製品を廃棄する事業者及び消費者が、自社の回収拠点及び処理拠点から距離的に離れている場合には、「広域認定制度」の申請時に登録した運送業者以外も活用し、回収拠点・処理拠点までの輸送を行いたいケースがある。 現状においても、「広域認定制度」で、複数の運送業者を登録することは可能である。しかし、「会社名」・「代表者氏名」・「拠点名称」・「拠点住所」等の登録が必要であり、これらの情報に変更があった場合には、当該変更の生じた日から10日以内に「広域認定変更届出書」を環境大臣に提出することが求められる。この点について、日本全国をカバーするための回収拠点・運送業者の登録情報をメンテナンスすることは、製造事業者等（広域認定申請者）における事務的な負担が大きい。 また、廃棄される産業用機器は、製品形状を保った中古品の性状と言える状態であることが多く、廃棄品の部品を再利用する場合もあることから、回収時には、自社製品の取扱いを熟知した運送業者（自社製品の納品、移設、撤去の際に使用する運送業者）に委託したい、との製造事業者等の要望もある。 （要望実現により）製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が、輸送コストを抑制しながら、高度な再生処理等を目的として自社製品の広域処理を行うことが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の収集運搬や処分を業として行う場合、当該事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないところ、拡大生産者責任に基づき製造事業者が自社の製品が廃棄物となったものを広域的に処理する場合には、環境大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を受けずに行うことが可能となります。 この広域認定制度では、処理を行う者が事業を的確に行うに足りる知識等を有するなどの基準に適合することが必要であり、収集運搬を行う者を新たに追加する際には変更の申請が必要となります。また、既に認定を受けた収集運搬業者に変更が生じた場合は、当該変更の生じた日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合は30日）以内に必要事項を記載した届出書を環境大臣に提出することとなっています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3（変更届出） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第8項、第15条の4の3第3項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の21の2、第12条の12の13	検討を予定	広域認定を受けた者にあっては廃棄物処理業の許可が不要となるため、当該認定においても、収集運搬を行う者の登録は必要です。なお、許可を有する廃棄物処理業者を利用して回収することも可能です。 一方で、認定事業者においては、多数の収集運搬事業者を登録している制度の実情を踏まえ、変更の届出に係る事務の負担を軽減すべく必要な届出事項の見直しを行うこととします。 具体的には、提案にあった「回収拠点名」については、他の情報によって代替が可能であると考えられるため、各様式を改正し、当該記載を不要とする方向で検討を予定しているところです。	
178	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.22 運送事業におけるデジタルタログラフ普及に向けた技術基準の見直し	技術革新と通信環境の変化を踏まえて、デジタコの技術基準を見直し、米国と同様に記録の保存をクラウド上で認めるべきである。	2024年4月からトラック運転手の時間外労働時間の上限規制が適用されることから、運行管理の厳格化が求められている。そのためにはトラック運転手の労働時間の可視化が必要であり、政府が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」において、デジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ。以下、デジタコ）の将来的な義務付けが提言された。 運行記録計とは、自動車の運行状況を把握するため、運行時間や距離、速度の変化（法定三要素）などを記録する機器であり、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条により、4t2車以上のトラックには運行記録計の装着が義務付けられている。運行記録計には法定三要素を記録紙に保存するアナログ式、データとしてメモリに保存するデジタル式（デジタコ）があり、それぞれ「道路運送車両の保安基準」にて技術基準が定められている。 近年、技術革新や通信環境の変更によって、テレマティクス端末（自動車と通信システムを組み合わせて行う情報サービスで用いられる端末）はデジタコと同等の機能を持つようになっている。他方、デジタコにおいては2007年以降技術基準の抜本的な改正がされていないことから、技術革新等の変化に対応できておらず、メモリのデータ改ざんや破損を防止する観点から厳格な基準が設定されている。その基準確保のため、デジタコの価格は約20万円と高くなり、国土交通省の事故防止対策支援推進事業予算にて機器代の3分の1が国から助成されているものの、普及にあたっての制約となっている。なお米国では、デジタコの記録をメモリではなくクラウド上に保存することを認めており、低廉な価格（約2万円）で供給されている。 （要望実現により）オーバースペックとなっていたデジタコの機能適性化が進むことでその普及が加速し、適切な運行管理と「物流ネットワークの見える化」が可能になる値か、政府の予算削減にも寄与する。なお、デジタコの接続によって達成する「物流ネットワークの見える化」は、政府が「フィジカルインターネット・ロードマップ」において目標に掲げる「フィジカルインターネット」実現の礎となるとともに物流の効率化や物資の安定輸送にも資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	国土交通省では、運行記録計の技術基準を定めるとともに、車両総重量が7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックに対し、その使用を義務付けておりますが、デジタル式運行記録計については、運行管理の基本的な機能だけでなく、ドライブレコーダーや労務管理の機能を備えるものもあり、その仕様は多彩なものとなっております。	道路運送車両の保安基準第48条の2、別添89 運行記録計の技術基準	対応	メーカーにおける開発の自由度を高め、コスト低減にも繋がるよう、クラウドを活用することやデータの取得方法を限定しないことなど、デジタル式運行記録計の柔軟性を認める改正を令和6年1月頃に行うことを予定しております。	
179	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.23 ダブル連結トラックの特殊車両通行申請手続のワンストップ化・迅速化	①ダブル連結トラックの「特殊車両通行申請手続き」について、事前協議を省略したワンストップ手続化を図るべきである。②加えて、ダブル連結トラックを対象とした標準処理期間を新たに設けるべきである。③仮に事前協議が必要と判断される場合には、ダブル連結トラックの通行許可申請（現状8～14週間）の処理期間が長くなる原因を精査したうえで、手続の迅速化に向けた有効な方策（地方公共団体を含む審査担当者の習熟度向上など）を検討すべきである。	トラックドライバーの人手不足が深刻化するなか、物流効率化の取組みとしてダブル連結トラックの導入が期待されている。2024年6月、政府が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、特殊車両通行制度に関する手続期間の短縮化やダブル連結トラックの導入促進が掲げられた。導入促進にあたっては、「特殊車両通行申請手続き」の負担軽減を図ることが欠かせない。 ダブル連結トラックは運転手1名でトラック2台分の荷物を運搬することができる車両で、道路運送車両法施行規則別表の1によって特殊車両に区分されている。特殊車両は道路を通行する際、道路法第47条の2によって特殊車両通行許可の取得が求められている。特殊車両通行許可申請の標準処理期間は3週間であるにもかかわらず、ダブル連結トラックの申請では通常8～14週間程かかっており、審査が長期化する理由についても不透明なため予見可能性、透明性が担保されていない。また地方公共団体を含む審査担当者によって、管轄度が異なるため個別の説明が必要な場合もあり、申請者の負担となっている。 特殊車両通行申請では2004年からオンライン申請が導入されているものの、ダブル連結トラックに限ってはオンライン申請に先立ち、「地方整備局」ならびに申請経路における各地方公共団体の「道路管理者」との個別の事前協議が必要である（関東から関西での運行の場合、約20者との事前協議が必要）。事前に約20者の公共団体と協議を行うなると、コストと時間（4週間程）がかかるため、ダブル連結トラックの導入が進まない要因となっている。ダブル連結トラックと従来のフルトレーラ連結車（事前協議は不要）は連結金具が異なるだけで、積載重量や構造が異なるわけではないため、事前協議では基本的に交差点などで問題な曲がれることを確認できれば良い。このため、旋回軌跡図（交差点でトラックが問題なく曲がれることを示した図）を申請の際に添付できれば、事前協議を不要とする公共団体は多い。 （要望実現により）ダブル連結トラックの導入が進み、物資の安定輸送や物流の効率化に寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	国土交通省では、1 台で通常の大型トラック 2 台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」を平成31年1月に規制を緩和し導入しているところです。 ダブル連結トラックは車長が大きい（21m超）ことや安全性担保のための車両要件等について他の特殊車両と異なる部分も多いことから、通行審査に時間を要しており、その利用促進に向けた課題として認識しているところです。	道路法第47条の2	検討に着手	国土交通省においては、令和5年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づき、物流効率化に向け、1 台で通常の大型トラック 2 台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の利用促進を図っているところです。 ダブル連結トラックの利用促進に向け、特殊車両通行手続の迅速化等に向けた検討を行ってまいります。	
180	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.25 自筆証書遺言の作成手段及び様式の追加的容認	本人の真意に基づき作成したことを担保することを前提として、Word等の文書作成ソフトや動画、ノートやソフトウェアの規定された欄に遺言内容を書き込む形式等、幅広い手段によって遺言作成が可能となるよう柔軟な制度設計を行うことを求める。本人の真意に基づき作成したことを担保する手段の一策として、自筆証書遺言書保管制度の保管申請時に本人の意思確認を行うことが考えられる。	現行制度において主に利用されている方式には、公正証書遺言と自筆証書遺言がある。前者には作成・修正の都度一定の費用が生じ、また、後者は本文の自書・押印が必要であり、必要事項の記入漏れ、氏名や財産目録の不正確な記載、手書きによる誤字・乱筆等により、結果として法的有効性のない遺言書が作成され、相続トラブルに繋がりやすいという課題がある。 遺言の作成は、相続トラブルの未然防止や相続手続きの効率化、遺言者本人の意思に基づく円滑な資産承継を実現するうえで重要な役割を果たす。法務省の調査では、対象者（55歳以上・約10,000人）の90%以上が遺言を作成したことはないと回答し、一方で、遺言を残したいと考えている人は35%以上との結果を示しており、利便性の高い遺言作成に対する国民のニーズは高い。 2023年6月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、2024年4月から相続登記が義務化されることも視野に、手続の電子化によって相続人や関係機関の負担を軽減する必要があるとしている。この中で、デジタル技術を活用した自筆証書遺言書についても、「現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて（略）検討を進める」と示した。 （要望実現により）遺言に関する知識が十分でなくても法的要件を満たした遺言を容易に作成可能となり遺言の普及促進が図れるだけでなく、様々な生前対策と組み合わせた終活関連ビジネスの市場規模の拡大が期待でき、結果的に遺言者の安心や利便性につながる。加えて、遺言者に対して、遺留分や相続税等、相続トラブルの原因となりやすい課題について情報提供を行う事が可能となり、非生産的な争いを抑止する効果も得られる。 なお、財産目録と実体の資産情報（不動産登記、金融資産等）を電子的に情報連携できれば、不正確な記述による遺言無効の防止だけでなく、相続手続の官民双方の大幅な簡素化、相続登記義務化の実効性向上等が可能となる。相続手続のデジタル完結を可能とするこうした環境整備についても並行して検討すべきである。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	○　現行の自筆証書遺言制度では、全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされており、パソコン等の機器を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解されています。 ○　現行の自筆証書遺言書保管制度では、遺言者本人が遺言書保管所に自ら出頭し、遺言書保管官が申請人が本人であるかどうかを確認することとされています。	民法第968条 法務局における遺言書の保管等に関する法律第4条第1項、第6項、第5条 法務局における遺言書の保管等に関する省令第13条	検討に着手	○　遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じるとされているため、その最終意思を明確に特定し、確定できるものである必要があります。このような観点からすると、遺言者の最終意思を確保することとともに、遺言の偽造・変造等を防止することは、遺言制度における重要な要請であるといえ、そのため、民法は、遺言について一定の方式を定め、これを満たすもののみを有効とすることで、遺言の有効性に関する信頼を確保してその効力をめぐる紛争の発生をできる限り予防し、その法的安定性を図ることとしているものと考えられます。 ○　令和5年10月に民事法の研究者及び実務家等を構成員とする研究会が立ち上げられ、法務省の担当者も同研究会に参加し、現在、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方や保管制度の要否及びその在り方等について、規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）において、「令和5年度中を目途に一定の結論を得る」とされていることを踏まえて、検討が進められています。 ○　御提案いただいた遺言の方式については、デジタル技術の発展等の状況を踏まえつつ、遺言の偽造・変造等を防止する観点、遺言の円滑な執行を確保する観点等から検討が必要であると考えられます。 ○　いただきました御意見は、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
181	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.26 電気用品安全法における遠隔操作規制の撤廃	電気用品安全法別表第八に掲げる要件「ｉ 操作結果のフィードバック確認ができること」「ⅱ 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載」について、削除を念頭に見直しを行うべきである。	電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として、1961年の電気用品取締法から継承されている。しかし、日々技術がめざましく進展する時代において、同法が定める詳細な規制は、企業の技術開発を阻害している。 具体的には、同法「技術基準解釈（別表第八）」において、遠隔操作による動作が確実に行われるよう、「ｉ 操作結果のフィードバック確認ができること」「ⅱ 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載」のいずれかの対応が求められている。このうちについては、「「解釈別表第八に係わる遠隔操作」に関する報告書」（電気用品調査委員会、2019年）において、電気用品の音声操作では、運転内容の確認や反映内容をフィードバックすることが条件として必須との解釈が示されている。 例えば、エアコンの音声操作では、①人が「リビングのエアコンを25℃で運転して」と言う、②スマートスピーカーが「リビングのエアコンを25℃で運転するのですね」とフィードバックする、③人が「はい」と言う、④運転が開始する、⑤スマートスピーカーが「リビングのエアコンを25℃で運転しました」と回答する、という各段階が必要となる。スマートフォンのアプリケーションから遠隔操作を行う場合にも、類似の同意操作が求められている。 しかしながら、グローバル水準ではフィードバック要件は必須とされておらず、これは日本独自の仕様といえる。実際、本法を遵守している日本の国内メーカーは、AppleやGoogleが提供する「定型アクション」機能（作動時間と操作内容を予め設定することで、アプリケーション上から同一の動作を予約可能な機能）から排除されている。 フィードバック要件を外すためには、動作保証試験の実施が必要となる。しかし、動作保証試験の対象範囲・実施の定義は不明瞭で、各メーカーの自発的な取り組みに任されており、厳密に対応するメーカーであるほどコストが嵩む状況になっている。加えて、メーカー外のサードパーティーのスマートスピーカー等は、動作保証試験の適用対象外となっていることから、市場展開もより迅速に行うことが可能となり、イコールフッティング原則に反している。 （要望実現により）ユーザーの利便性が向上するのみならず、国内外の公平な競争環境の整備につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	電気用品安全法は、「電気用品の製造、販売等を規制するとともに、安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止すること」との目的の下、電気用品の技術上の基準を定める省令に基づき技術基準は性能規定化されているため、事業者にとっては、所定の安全性能を満足すれば設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となっています。 本制度は、製造事業者や輸入事業者の責任の下、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任を前提とした制度であり、提案者が必須の根拠として提示している「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」別表第八1（2）ロ（b）（d）及び（h）は必須事項ではなく例示であり、電気用品の技術上の基準を定める省令の規定（主に第14条、第15条及び第1項）を満たしていることが必要です。 経済産業省では、電気用品安全法に関する問い合わせ窓口を設置し、個別製品の製品開発段階における法令解釈に関する問い合わせを受け付けていますところ、問い合わせ窓口に直接ご連絡ください。 【ご参考：経済産業省HP上に公開している問合せ窓口】 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/contact.html また、電気用品調査委員会の報告書「「解釈別表第八に係わる遠隔操作」に関する報告書」は、技術基準省令解釈通達の理解促進のため、民間事業者によって構成される電気用品調査委員会が書籍・発行したものであり、法的拘束力はなく、必須事項ではありません。 本報告書は、電気用品調査委員会が、電気用品安全法の技術基準省令第14条やIEC規格等の国際規格における遠隔操作に関する要求事項を踏まえて検討・整理したものであり該操作の防止については、全ての個別規格（IEC60335－1を含む）に適用することを意図したISO/IECガイド51（IEC60335-1より上位・全体の基礎となるガイド）の要求事項を踏まえて検討・整理された内容であると認識しています。	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈本文及び別表第八1（2）ロ（b）（d）及び（h） 解釈別表第八に係わる遠隔操作に関する報告書	事実誤認	○ご提案内容は、個別製品の製品開発段階における法令解釈に関するご意見と思いますので、担当部署である経済産業省製品安全課（03-3501-1705）に直接ご連絡いただけますようお願いします。 【ご参考：経済産業省HP上に公開している問合せ窓口】 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/contact.html	
182	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.27 非対面取引における本人確認の円滑化	事業者が犯罪収益移転防止法に基づいて非対面取引における本人確認を実施済みであり、かつその情報が当該法令の要件を満たす場合、同一事業者やグループ企業内において、再度の本人確認を不要とすべきである。	古物を取り扱うオンラインプラットフォームでは多くの物品が日々売買されており、事業者において古物営業法上の本人確認が必要な場合がある。 他方で、同じ事業者やグループ企業が提供するサービスにおいて、相手方の住所、氏名、年齢等の身分確認を実施している場合がある。例えばキャッシュレスサービスの利用に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づき実施する取引時確認は、古物営業法が定める本人確認の要件をすべて満たしている。加えて、犯罪収益移転防止法において認められる身元確認書類は、公的機関により発行され、かつ被証明者のみに交付されるものに限定されており、より厳格になっている。 さらに、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日閣議決定）では、今後、犯罪収益移転防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する方針であることから、より安全性・確実性が高まると期待できる。 （要望実現により）本人確認の法目的を確保しつつ実施頻度や手間を削減でき、サービス利用者の利便性を図ることができる。事業者としても、本人確認実施にかかるシステムコストや個人情報管理コストの低減、より使いやすいインターフェースの提供が可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に係る取引時確認について、同法第4条第1項において、特定事業者は、顧客等と特定取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項や職業等同項各号に掲げる事項の確認を行わなければならないこととされています。 本人特定事項の確認方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成19年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第6条に、職業の確認方法については、同規則第10条第1号に規定されています。 古物営業法（昭和24年法律第108号）に係る相手方の真偽の確認について、同法第15条第1項において、古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、同項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならないとされています。 非対面取引における相手方の真偽の確認の方法については、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項各号に規定されています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成19年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第6条第10条第1号 古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項	対応不可	犯収法は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。 他方、古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的としており、両者はその法目的が異なります。 犯収法の取引時確認等が実施済みであり、その方法・内容が古物営業法に基づく相手方の真偽の確認の要件を充足していたとしても、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物商は古物の買受け等の都度、古物営業法に基づく相手方の真偽の確認が必要です。 また、古物営業法に基づく相手方の真偽の確認は各古物商の責任で行うものであり、グループ企業およえども他の事業者からの情報を基に相手方の真偽の確認を不要とすることは法の目的からも認められません	
183	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.29 保険証券の電子化	保険法を改正し、保険証券の電子交付についても原則可能とするよう位置付けるべきである。政府において、デジタル臨時行政調査会を中心に、行政手続のデジタル完結を推進している。こうした任意規定についても、書面原則の見直しを行うべきである。	保険法においては、損害保険契約（第6条）、生命保険契約（第40条）、傷害疾病定額保険契約（第69条）について、「契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、（中略）書面を交付しなければならない」旨を定めている。 これは任意規定であり、保険会社は契約者と事前に合意することで、電子的な契約書を交付することが可能となっているものの、書面交付については事前合意が不要であり、書面が原則、デジタルが例外という扱いになっている。保険会社・契約者とも、電子化するための追加手続が必要であり、電子交付の阻害要因となっている。 （要望実現により）印刷・郵送等の業務コストの削減、契約者の保管の円滑化、紛失対応の削減に貢献する。一例では、保険証券の書面交付は、約400万件／社（個人向け主力商品）で契約全体の8割に及び、制度改革により電子化比率の向上が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	保険法において、保険者は、損害保険契約、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約のそれぞれについて、契約を締結したときは、保険契約者に対して、遅滞なく、保険契約の内容に係る一定の事項を記した書面を交付しなければならないとされています。 保険法上、当該規定は任意規定と解されており、契約当事者の合意に基づき、書面の交付や記載事項を省略したり、書面に代えて電子メール等の電磁的方法によって提供することも可能と解されています。 なお、電磁的方法によって提供する場合には、保険契約者の電子メールアドレス等を確認することなどが必要であると考えられるところ、合意の方式には限定がないため、その際に電磁的方法によることの合意を形成することも可能です。	保険法第6条、第40条、第69条	対応不可	御指摘のとおり、保険法上の契約締結時の書面交付義務は、任意規定とされているため、制度上、契約当事者との合意によって、柔軟な対応が可能とされております。 他方、損害保険契約、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約に係る保険契約者には、様々な方がいることが想定されるところであり、その中には「インターネット等に精通していない方も少なくないと考えられるため、保険者が保険契約者の同意を得ることなく、電磁的方法を用いることができることとすることには、慎重であるべきと思料いたします。	
184	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.30 病院・診療所の開設許可・変更手続の電子化と様式統一	病院・診療所の開設・変更に伴う行政手続について、早期に電子化及び書式・様式の統一を行うべきである。その際、病院開設許可事項の変更手続については、「病院開設許可事項中一部変更許可申請」と「病院構造設備使用許可申請」について同時に提出できるように見直すべきである。規制改革推進会議では、令和5年度答申において、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルールを見直す方針を示しており、本件標準化はその対象に位置付けられるべきである。	国内には約18万の病院・一般診療所・歯科診療所があるが（出所：厚生労働省「医療施設動態調査」）、その開設・変更に伴って各施設から地方公共団体（保健所）に対する行政手続は書面で行われている。具体的には、開設許可申請（医療法第7条第1項）、開設届（医療法施行令第4条の2第1項）、開設許可事項一部変更申請（医療法第7条第2項）、開設許可事項一部変更届（医療法施行令第4条の2第2項）、病院構造設備使用許可申請（医療法第27条）等がある。 これらの手続について、厚生労働省は「オンライン化の費用対効果が小さい又は不明であるため」に、書面手続を存続する方針を示している（出所：デジタル庁「行政手続の簡即結果等」）。しかしながら、本手続は以下の理由により、病院・診療所の負担が大きく、オンライン化・合理化の必要性が高い。 ① 処理時間・回数：診療所の開設許可申請にあたっては、書面の作成、申請、許可書の受け取りをすべて書面・対面で行っており、実例で1件あたり12時間程度かかっている。企業内診療所の場合、年間申請件数が10件を超えるケースもあり、年間120時間以上を費やしている。また、病院の開設許可事項一部変更申請については、一例では年5件程度、年間20時間程度必要となっている。 ② ローカルルールの存在：これら申請書類は、地方公共団体ごとに様式が異なることによって、各都道府県の保健所ごとに取扱い方法の差異が生じている。複数の地域で同様の手続を行う場合には、地域独自の書式・様式にカスタマイズした対応を強いられている。 ③ 手続の煩雑さ：病院開設許可事項の申請は、仮に構造変更を伴わない診療室名の変更等の軽微なものであっても対象となる。加えて病院は、変更した構造設備の使用申請に先立って、変更許可を得る必要があることから、その手順は、第1に、病院等が「病院開設許可事項中一部変更許可申請」を保健所に提出し、保健所が都道府県庁に確認したうえで許可を病院等に通知する（医療法第7条2項）第2に、病院等は、受け取った変更許可の内容を踏まえ、「病院構造設備使用許可申請」を保健所に提出し、保健所が都道府県庁に確認したうえで許可を病院等に通知する（医療法第27条）、と二巡することが求められている。 （要望実現により）病院・診療所、保健所双方の行政手続にかかる時間・コストを削減することが可能となり、業務の効率化と本来業務の時間確保に資する。厚生労働省では、2022年度から「医療従事者届出システム」を実装し、三師（医師、歯科医師及び薬剤師）届・業務従事者届等を電子化しており、これに加えて本要望が実現することで、医療関連手続のデジタル完結に向けて前進する。 なお、病院・診療所のなかには、企業が従業員とその家族向けに設置する企業立病院や、新型コロナウイルスワクチンの職域接種でも使用された企業内診療所が存在することに留意が必要である。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機関から自治体に対する申請等の手続については、申請にあたって記載すべき事項を省令で示し、具体的な様式については自治体で定めるといった対応を基本としています。 また、病院等が開設後に、特定の事項を変更する場合は、医療法第7条第2項による病院等の開設許可事項一部変更許可申請をし、都道府県等による変更内容の許可が必要となります。その後、病院等は構造設備を変更し、医療法第27条に基づく使用前検査（申請後10日以内）を実施しています。	・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項、第27条 ・医療法施行規則（昭和2年省令第50号）第23条	対応不可	医療機関の申請については、複数の保健所に対して同一の開設者から医療機関の開設の申請等が行われる場合は多くないと考えられ、自治体間での様式の統一やオンライン化については、 ・現場の保健所の業務に大きな影響を与えること ・オンライン化を進めるにあたっては費用も必要となること 等から、その必要性も含めて、慎重な検討が必要です。 また、病院等の開設許可事項一部変更許可申請は、構造設備を変更する前に都道府県等に許可申請をする必要があるため、使用前検査の申出と同時に実施することはできません。	○

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
185	令和5年11月17日	令和6年2月16日	No.31 社会保険・雇用保険手続のデジタル完結	2025年度までに書面提出等のアナログ手続を一掃するという政府の方針に従い、紙での申請・提出を廃止し、申請から給付までのデジタル完結を実現すべきである。マイナポータルへの公金受取口座登録によって提出自体を省略可能であるケースは日々増加している。未登録の場合も、コピーによる紙面提出ではなくスキャンデータのオンラインでの提出を可能とすることで、デジタル完結を実現すべきである。 また、通帳の写しの提出は、職業訓練受講給付金の支給要件確認のように資産確認を目的とする場合もあるが、政府は2019年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を策定・公表し、預貯金等照会・回答業務をデジタル化していく方針を示している。したがって、現在において通帳の写しの提出はそもそも不要であり、利用者の利便性を最優先に考えて必要書類から削除すべきである。 ほかにも、通帳の写しの提出や紙による申請が残存している手続はないか、規制を所管する各府省が責任を持って洗い出を行い、一律でアナログ手続を廃止すべきである。	老齢基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金・死亡一時金等の公的年金の給付申請、未支給年金・保険給付申請、雇用保険の職業訓練受講給付金申請等の手続において、紙による申請及び通帳の写しの提出が求められている。デジタル庁が実施している「行政手続等の棚卸結果等」(令和3年度調査)においてオンライン化実施済と回答している関連手続(支給繰上げ請求、支給停止事由該当の届出)においても、結媒体による添付書類等の提出が必要であり、デジタル完結には至っていない。 このように、社会保険・雇用保険手続において紙による申請及び添付書類の紙での提出が残存している。通帳の写しの紙面提出では、コピーミスにより必要箇所が含まれてないとの理由から申請未受理となることもあり、申請者・請求者及び処理する行政機関窓口の双方に負担が生じている。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 デジタル庁	<年金について> 法令上、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を提出することと規定されています。 そのため、預金通帳、キャッシュカードの写し又は金融機関が発行する書類のコピー等の提出を求めておりません。 なお、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、預金通帳等の写しを不要としています。 <職業訓練受講給付金について> 職業訓練受講給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受講給付金支給申請書等を提出することとしています。	<年金について> 国民年金法施行規則第16条第2項第12号、第25条第2項第3項、第31条第2項第13号、第39条第3項第14号、第60条の2第2項第6号、第61条第2項第5項、第63条第2項第4号、第63条の3第2項第9号 等 <職業訓練受講給付金について> 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十七条	<年金について> 検討を予定 <職業訓練受講給付金について> 対応不可	<年金について> 制度の現状欄に記載のとおり、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、預金通帳等の写しを不要としています。 通帳の写し等をスキャンデータでオンライン提出することや添付不要とすることについては、スキャンデータの真正性をどのように担保するのか、記載内容をどのように確認するのか等の課題がありますが、政府全体の方針を踏まえつつ、マイナンバー情報連携の活用などにより、各手続きのデジタル完結の実現に向けて、検討を進めています。 <職業訓練受講給付金について> 求職者支援制度の対象者である「特定求職者」については、就職支援を特に丁寧に実施する必要がある求職者であり、指定した日にハローワークへの出頭を求め、きめ細やかな就職支援を行う必要があるため対面で行っているところです。また、職業訓練受講給付金についても、当該出頭による就職支援とあわせて、訓練期間中の生活支援が必要かどうかの状況について聴取しながら支給申請を受理するため、対面及び書面による手続きを行う必要があり、支給申請をオンライン化することは適当ではないと考えております。	
186	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.32 国民年金第3号被保険者関係届の簡素化	2024年秋以降、マイナ保険証の活用、個人番号を介した行政機関間の情報連携を前提に、第3号被保険者関係届について、事業主による医療保険者記入欄への記載や医療保険者から交付された被扶養者の健康保険証の写しの添付を不要とすることで、簡素化すべきである。	全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)以外の健康保険の被保険者の配偶者が第3号被保険者に該当する場合、医療保険者による被扶養者の認定の確認があることを踏まえ、事業主が「国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構に提出することとされている。 2024年秋に健康保険証がマイナンバーカードに一本化される(以下、マイナ保険証)ことから、個人番号を介して、被扶養者の認定を含め健康保険の加入状況の確認は簡素化することが可能と考えられる。健康保険の加入状況は、医療保険者から地方公共団体情報システム機構を通して情報連携されており、事業主を通さずに、日本年金機構が確認できるものと考えられる。 政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連結を適切に行うことが明記されている。 (要望実現により)国民及び各企業の事務負担の軽減や、届出漏れによるリスクを低減することが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	配偶者である第2号被保険者に係る医療保険の制度が組合管掌健康保険の場合、国民年金第3号被保険者関係届を日本年金機構に届出いただく際に、健康保険組合において被扶養者と認定した場合は、当該届の医療保険者証明欄にその旨の証明を行っていただくことで、添付書類の省略が可能です。なお、健康保険組合において、医療保険の被扶養者であることの証明を行わない場合は、事業主が健康保険組合の扶養認定の結果に基づき、医療保険の被扶養者であることを証明いただくことができます。事業主において証明いただく際には、被扶養者(第3号被保険者)の健康保険被保険者証の写し等を添付いただいております。	国民年金法施行規則第1条の4第2項、第6条の2第2項	検討の予定	国民年金第3号被保険者の生計維持の認定にあたっては、健康保険の被扶養者認定と同様に、厳格な審査が求められております。添付書類の省略化は現在においても、健康保険組合の被扶養者認定があり、3号関係届の医療保険者証明欄に証明がある場合に行っているところですが、これに該当しない場合には、添付書類を提出いただくことがあります。今後、情報連携の活用等をふまえ、添付書類の省略をはじめとした手続の簡素化について、検討してまいります。	
187	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.33 個人住民税の特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載徹底	地方公共団体に対して、同通知へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。	地方税ポータルシステムeLTAXにおける個人住民税の特別徴収税額通知について、所定のフォーマット「処分通知等(税額通知)CSVレイアウト仕様書(総務省通知形式)」には個人番号の記載欄が存在している。 一方で、実際に地方公共団体から企業が受領する通知には、マイナンバーが記載されていないことがある。その際、マイナンバーだけではなく突給者番号に照会しなっていることがある。また、対象者の異動等が生じた場合、地方公共団体から企業が受領する通知において突給者番号も空欄となっていることがある。また、対象者の異動が生じた場合は、「給与所得者異動届出書」によって企業から地方公共団体へ通知するが、同届出書に受給者番号の欄は存在しない。 (要望実現により)企業における事務処理が大幅に効率化するほか、政府が活用を進めるマイナンバーのさらなる利便性向上につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の省令様式(第3号様式)については、各給与所得者のマイナンバーの記載欄が設けられているところですが、平成30年度分以後の個人住民税に係る通知において、当分の間、書面による通知の場合はマイナンバーを記載しないこととし、電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法(又は光ディスク等に記録する方法(令和5年度分まで))により提供する場合はマイナンバーを記載することとされています。 また、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の省令様式(第18号様式)については、受給者番号の記載欄が設けられているところです。	地方税法第321条の4第1項、第7項、地方税法施行規則第2条第1項、第2項、施行規則第10条第1項、施行規則第3号様式、第18号様式	現行制度下で対応可能	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバーの記載については、現行制度下においても、eLTAXを使用する方法により提供する場合には、各給与所得者のマイナンバーを記載することとされているところです。 御指摘いただいた、一部地方団体において、eLTAXを使用する場合の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)に各給与所得者のマイナンバーが記載されていない点については、各地方団体の実務の実態をよく把握した上で、各地方団体へ周知を行いたいと考えています。	
188	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.34 個人情報・仮名加工情報の第三者提供規制の緩和	秘密計算技術等により個人識別性を排除したのちの統計処理やAIモデル作成等を目的とする場合や、研究開発や新たな価値創造などわが国が優先的に取り組むべき分野において必要とされる場合等については、第三者提供に関して異なる規律のあり方を検討すべきである。その際、セキュリティや個人の安心・安全を損なうことのないよう、第三者機関による調査等、適正な利用が行われていることを確認するための規律についても検討する必要がある。	現行の個人情報保護法においては、個人情報の第三者提供にあたり、原則として本人同意を得ることが求められている。また、仮名加工情報(他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報)については、第三者への提供が禁止されている。 他方、DXを推進するうえでは、個人の安心・安全の確保を前提としつつ、様々な主体間で個人情報を含むデータを連携・共有しながら新たな価値を創出することが欠かせない。 (要望実現により)経団連が提言「データ利活用・連携による新たな価値創造に向けて―日本型協創DXのリスタート―」(2023年5月)で提示したとおり、個別事例の特性を十分に踏まえデータを最大限利活用・連携することが可能となり、ひいては政府が掲げるDFFT(Data Free Flow with Trust)の実現にも寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第27条第1項)。また、仮名加工情報取扱事業者は、原則として、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない(法第41条第6項)。	法第27条第1項、第41条第6項	現行制度下で対応可能	個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりませんが、当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(法第27条第1項第7号)や、特定の者との間で個人データを共同利用する場合(法第27条第5項第3号)等においては、本人の同意を得ることなく個人データを提供することができます。 また、仮名加工情報取扱事業者は、原則として、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限ります。)を第三者に提供してはなりませんが、特定の者との間で仮名加工情報を共同利用する場合(法第41条第6項・第42条第2項)等においては、仮名加工情報を提供することができます。 なお、個人データを匿名加工情報(法第2条第9項)に加工した場合、本人の同意を得ることなく当該匿名加工情報を第三者に提供することが可能です(法第44条)。	
189	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.35 森林簿に掲載された情報の取得条件緩和及びオープンデータ化	森林簿情報についても、様式を統一した上で、オンラインで整備されている不動産の登記事項証明書と同様、全国一律で、第三者であってもオンラインによるデジタルデータの閲覧・入手が可能となるシステムを構築(オープンデータ化)すべきである。 実際に、不動産については、登記事項証明書がオンラインでも整備されており、所有者情報を含めて容易に入手可能となっているため、森林簿情報で所有者を秘匿すべき理由は乏しいと考えられる。 森林の所有者の開示・閲覧にあたっては、個人情報保護の観点を十分に踏まえつつ、当該事業を行う企業にとって必要となる情報について、都道府県の関係条件の現状を踏まえの上で、民間事業者が活用しやすい形でのオープンデータ化を進めるべきである。	森林の所有者及び現況等の情報は、森林法第5条に基づき都道府県が「森林簿」として管理している。「森林簿」に記載されている森林情報は、森林の整備(伐採や植栽など)に必要不可欠な情報であるが、現状では、掲載されている森林情報(林班、面積、林齢、樹種等)の様式に統一性がなく、取得制限についても自治体によって規制の内容が異なっていることから、林業事業者が森林の集約化、管理等を行うための森林情報の効率的な収集や分析が困難な状況である。例えば、森林簿の閲覧・取得については、森林所有者もしくはその代理人(委任状が必要)による閲覧及び取得しか認めていない自治体も存在する一方、第三者の取得を認めている自治体であっても、個人情報保護の観点から、所有者に関する情報は公表されていないことに加えて、受付は窓口もしくは郵送のみとしている場合もあり、遠隔地からの取得に支障が生じている。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省 個人情報保護委員会	森林簿は、森林法第5条に基づき都道府県知事が自治事務として策定する地域森林計画の基礎資料として都道府県において作成される資料であり、その作成方法や様式等は林野庁が技術的助言として発出している関係通知において示されています。 森林簿には個人情報である森林所有者についての記載が含まれるため、各都道府県では個人情報保護法(従前は各地方公共団体の個人情報の保護に関する条例)を踏まえた取扱要領を整備し、これに基づく申請により森林簿情報の閲覧や交付が行われていますが、運用方法は都道府県によって異なる状況にあります。	森林法第5条、平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知、平成12年5月8日12林野計第188号林野庁長官通知	検討に着手	林野庁では、森林施業の集約化等に取り組む林業事業体等に対する森林簿情報の提供を促しています。この一環として、森林簿情報の提供範囲やデータ形式を含め、全国的な森林簿情報の利用促進に向けた共通の考え方を示すべく、内閣官房が整備した「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」等を踏まえ、現在、有識者を交えた検討を行っているところです。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
190	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.37 副業・兼業の推進に向けた割増賃金規制の見直し	真に自発的な本人同意があり、かつ管理モデル等を用いた時間外労働の上限規制内の労働時間の設定や一定の労働時間を超えた場合の面接指導、その他健康確保措置等を適切に行っている場合においては、副業・兼業を行う労働者の割増賃金を計算するにあたって、本業と副業・兼業それぞれの事業場での労働時間を通算しないことをすべきである。	現行法では、本業と副業・兼業の労働時間が通算される。そのため、例えば本業の所定労働時間が1日8時間、週40時間の場合、副業先における就労のすべての時間に割増賃金が発生する等の事象が多く発生する。これは、副業・兼業先にとって重い負担となり、国全体として副業・兼業を推進するうえでの大きなハードルとなっている。また、副業に従事している社員からも、割増賃金が適用されることで副業先の他の社員に気を遣ってしまうなどの声がある。 割増賃金規制は、法定労働時間制または遵休制の原則を確保するとともに、長時間労働に対して労働者に補償する趣旨であるが、本人が自発的に行う副業・兼業について適用することはそもそもなじまない。 （要望実現により）副業・兼業が促進され、働き手の主体的なキャリア形成や企業の多様な人材の確保などにつながることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合も含む（労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号））とされています。 また、割増賃金の支払いについては、それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を通算した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分のうち、自ら労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある（労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号））とされています。	労働基準法第37条第1項、第38条第1項 労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号） 労働基準局長通達（令和2年9月1日付け基発0901第3号）	検討を予定	令和5年12月26日に開催された第18回規制改革推進会議において会議決定された「規制改革推進に関する中間答申」において、「割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討」とされたところであり、これに基づく検討を行っていく予定です。	
191	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.38 介護の両立支援等に資する、深夜労働の割増賃金規制の見直し	在宅勤務の普及により、日中に介護等のために中抜けをするなど柔軟な働き方が定着してきている。そうしたなか、夜間も含め就労時間帯を主体的に決めたいという在宅勤務者のニーズがある。企業側としても、個人の自律的で柔軟な働き方を後押しする観点から、上記のような個々人のニーズに応じた働き方を認めていきたいと考えるとろ、現行法では、深夜労働規制が適用されており、深夜労働を認めにくい状況にある。 （要望実現により）労働者の健康に十分配慮しつつ、介護等との両立をはじめとする、個々人の就労ニーズにあわせた柔軟な働き方が広がると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	フレックスタイム制は、一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、労働者が仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能とする制度です。 裁量労働制とは、業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務について、労働時間の状況の把握に基づく労働者の健康確保と、法定労働時間を超える労働について、実労働時間数に比例した割増賃金による処遇以外の能力や成果に応じた処遇を可能としながら、実労働時間規制とは別の規制の下、使用者による実労働時間管理から離れて、業務の遂行手段や時間配分等を労働者の裁量に委ねて労働者が自律的・主体的に働くことができるようにする制度です。 労働基準法においては、時間外、休日及び深夜の労働に対して、割増賃金を支払うべきことを使用者に義務づけています。 また、使用者が午後10時から午前5時までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとしています。なお、厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時までとすることができます。この例外が認められている趣旨は、日本の北東部と南西部とでは日の出・日没に1時間以上の差があることによるものです（※信山社『日本立法資料全集52 労働基準法[昭和22年]（2）』。	労働基準法第32条の3、第37条第1項、第41項、第38条の3、第38条の4	対応不可	労働基準法においては、使用者に対し、労働時間の位置が深夜という時刻にあることに基づき、その労働の強度に対する労働者への補償として、割増賃金の支払いを要求しています（※厚生労働省労働基準局編「令和3年版労働基準法 上巻」）。深夜労働に対する割増賃金規制は、労働強度に対する補償であり、かつ、健康確保のための長時間労働抑制効果も一定あると考えられることから、深夜労働に対する割増賃金規制を適用しないことについては慎重な検討が必要です。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
192	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.39 安全運転管理者等が行う点呼の遠隔実施及び外部委託の明確化	白ナンバー事業者における安全運転管理者等が行う点呼について、酒気帯び確認と同様に、遠隔実施及び外部委託を可能にすべきである。	道路交通法第74条の3に基づき、いわゆる白ナンバー事業者において乗車定員11名以上の自動車を1台以上使用したり、その他の自動車を5台以上使用したりする事業所では安全運転管理者等の選任が規定されている。 2022年で約34万人の安全運転管理者等が選任されており、その数は毎年増加している。この安全運転管理者等が実施すべき業務として、「点呼」が挙げられるが、2022年4月より新たに「酒気帯び確認」が追加された。「酒気帯び確認」は、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合を想定し、警察庁通達（「安全運転管理者制度に関する留意事項について」2022年9月9日付、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者用務の拡充について」2021年11月10日付）にて遠隔実施及び外部委託が認められている。他方、「点呼」については遠隔実施及び外部委託について明文化されておらず、非公式に警察庁に確認したところ、認めない旨の回答があった。 一般的な実務としては、「点呼」と「酒気帯び確認」は一体的に実施されている。そのため、「酒気帯び確認」が遠隔実施や外部委託が可能であったとしても、対面で行う必要のある「点呼」に合わせて「酒気帯び確認」も対面で実施するしかなく、整合性が取れていない規制となっている。なお、いわゆる緑ナンバーのトラック事業者においては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条の第2項に記載されている通り、「点呼」と「酒気帯び確認」は一体のものとして取り扱われており、同時かつ一体的に実施されている。また緑ナンバーのトラック事業者ではIT技術を活用した「点呼」の遠隔実施が2007年から認められており、バス、タクシー事業者においても2018年から遠隔実施が認められている。 （要望実現により）白ナンバー事業者における安全運転管理業務のデジタル化が推進され、34万人に及ぶ安全運転管理者等の働き方改革が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	＜安全運転管理者による運転者に対する点呼等について＞ 安全運転管理者による運転者に対する点呼等については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の10第5号において、「運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び道路、気象その他の状況により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること」と規定されています。 ＜運転前後の運転者に対する酒気帯び確認について＞ 運転前後の運転者に対する酒気帯び確認については、府令第9条の10第6号において、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと」と規定されています。 なお、酒気帯び確認の方法及び実務委託については、以下のとおり解釈を示しています。 ○ 酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、 ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法 ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。 ○ 運転者に対する酒気帯び確認は、業務委託であっても差し支えないが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第5号、第9条の10第6号	検討を予定	安全運転管理者制度は、多数の車両等を使用する事業所等について、運行管理の責任の所在が必ずしも明確でない場合がある上、車両等の安全運転は、その運行管理の適否に影響されることが極めて大きいと考えられるため、車両等の安全運転を確保するためには、その運行管理を制度的なものとして責任の所在を明確にする必要があることから設けられた規定となります。 どのような行為が、運転しようとする運転者に対する「点呼を行う「等」」に該当するかどうかについては、遠隔実施や外部委託を含めて、安全運転管理者が行うものと同視できるかどうか個別の事例において判断してきたところです。 例えば、運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど、安全運転管理者が行うべき業務が確実に実施されていると評価できるものであることを求めてきたところです。 道路交通法施行規則第9条の10第5号に規定する業務を遠隔実施や外部委託により行うことができるかどうかについては、業務の実施の在り方が前記のとおり実効的なものとなり得るかどうかを検討する必要があることに加え、令和5年12月1日から施行されたアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無等の確認の規定について、対面での確認が困難な場合における確認が実効的な方法により行われているかどうかを把握する必要がありますが、どのような行為が「点呼を行う「等」」に該当するか検討を進めてまいります。	
193	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.40 国外滞在中の日本人（留学生等）の帰国後の円滑な就労に向けた職業紹介事業にかかるルールの見直し	有料職業紹介事業の許可要件において、「国外滞在中の日本人（留学生等）を対象にオンライン会議を活用してあっせんサービスを提供する場合」について、手続の簡素化も見据えルールを見直すべきである。	留学生をはじめとする国外滞在中の日本人の帰国後の就業支援を通じ、国際性を備えた優秀な人材を確保する重要性が高まっている。とりわけ、コロナ禍を契機にオンラインでの意思疎通が一般的になるに伴い、国外滞在中の日本人を対象としたオンラインを活用した職業紹介のニーズが拡大している。 現在、国内の有料職業紹介事業者が、日本人を含めた国外滞在中の求職者を対象に職業紹介を行うには、当該相手先国に関する書類（相手先国の関係法令やその日本語訳等）の提出が許可要件として求められている。 オンライン会議を利用した職業紹介は求職者の居住地に関わらず国境を越えて行うことが可能だが、こうした新たな事業形態が同許可要件の中で想定されていない。そのため、国内事業者がオンライン職業紹介を行う過程で、求職者が海外在住であることが判明した場合、許可を得ていない事業に該当する恐れがあることから、結果的に、サービスの提供を中断せざるを得ないといった事案も発生している。 （要望実現により）オンラインを活用した職業紹介事業の活発化を通じ、留学生をはじめとする国外滞在中の日本人の円滑な就労に資することが想定される。また、こうした人材が有する多様な経験や技能が国内企業に還元されることで、わが国の産業競争力の維持・強化に繋がることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	国外にわたる職業紹介を行う場合には、その対象が日本人留学生であっても、以下の添付書類の提出が必要となります。 （様式） ・「有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）」 （添付書類） ・相手先国に関する書類 ①相手先国の関係法令及びその日本語訳 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） ・取次機関に関する書類（取次機関を利用する場合に限る） ①取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 ②相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 ③取次機関に関する申告書（通達様式第10号） なお、様式第6号については、事実が発生した日の翌日から起算して 10 日以内に、事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければなりません。	（職業安定法） 第30条第3項 第32条の12第1項 （職業安定法施行規則） 第18条第3項 第24条の4第1項	対応	国外にわたる職業紹介とて、留学生をはじめとする国外滞在中の日本人の帰国後の就業支援を行うのみである場合（すなわち、典型的には、国外にわたる職業紹介を業として行っていなかった職業紹介事業者が、オンライン面談等の機会に、帰国後の就業を希望する日本人に接し、当該者への就業支援を継続するために、手続を迅速に行う必要が生じた場合）について、以下の通り手続を簡素化します。 （対応策） 職業安定法第30条第3項及び職業安定法施行規則第18条第3項で定める、「国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類」については、通達（職業紹介事業の業務運営要領）で具体的な書類（2種類）を定めていますが、そのうち、冒頭記載の場合については、通達を改正することにより、「相手先国の関係法令及びその日本語訳」を不要とし、「相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。））のみとします。また、これに伴う様式第6号の届出期限については、現行では、事実が発生した日の翌日から起算して 10 日以内に事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に届け出ることとしているところ、同じく通達を改正することにより、事実が発生した時点（職業紹介事業者が求職者の所在地が国外であることを把握した時点）の翌日から起算して（概ね30日以内に届け出ることで可能とします。（迅速な把握のため、事業主管轄労働局あて10日以内に、電話等により、届出を予定している旨の一報をしていただくこともお願いします。） 上記簡素化により、国内事業者がオンラインで職業紹介を行う過程で、求職者が海外在住であることが判明した場合においても、サービスの提供を中断せざるを得ない状況は発生しにくくなるものと考えます。 （実施時期） 通達改正に係る必要手続等が完了次第	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
194	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.41 職業安定法における職業紹介事業と募集情報等提供事業との区分等に関するルールの明確化	テクノロジーの進展による事業形態の多様化を踏まえ、「職業紹介事業」の意義・具体的範囲や、募集情報等提供事業との区分基準を明確にするとともに、雇用主・事業者間にて、職業安定法に則って就職者に関する個人情報の授受をすることは、個人情報保護法に抵触しないことを明確にすべきである。	職業安定法では、有料職業紹介事業は許可制、特定募集情報等提供事業は届出制とされている。近年、テクノロジーの進展に伴い、スタートアップを始めとする多くの企業が、デジタル技術を活用し雇用の需給調整機能の強化に資する様々なビジネスモデルの開発を進めている。 ① 多様な事業が生み出される中、その事業が「職業紹介事業」又は「募集情報等提供事業」のいずれに該当するか、以下のとおり事業者が自ら判断することが困難なケースがあり、円滑な事業活動に支障が生じている。 ａ職業紹介事業の一形態として、自社で開発したソフトウェア等を用いてサービスを提供するものがある。サービスの一部（システムの使用方法の説明業務等）を外部に業務委託する際、委託業務が具体的にどの範囲までであれば職業紹介事業とみなされず、名義貸し禁止条項（職業安定法第32条の10）との関連で問題とならないか、「申し込みを受け」が「あっせん」といった職業紹介の意義（職業安定法第4条第1項）の論拠が不明瞭であるため判断が難しく、業務委託を活用したサービス拡大に躊躇している。 ｂ事業者が、全ての求人に関する情報を全ての求職者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求人に関する情報を一部の求職者にのみ送付することは、「選別した提供相手にのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供をおこなうこと」に該当せず有料職業紹介事業の許可は不要だが、「メール等」に、例えば、自社のツールの全件表示画面以外の画面にて一部の求職者等の情報を表示することや電話による情報提供等が含まれるか、「メール等」としている論拠が不明であるため判断が難しく、メール以外の手段が取りづらい状況となっている。 ② また、有料職業紹介事業者には、事業所ごとに法定の帳簿書類を作成して備付ける義務や雇用主に対しあっせんした無期雇用就職者に関する雇職調査を行う義務が課せられており、当該義務の履行には、事業者が雇用主から無期雇用就職者に係る個人情報の提供を受ける必要があるが、個人情報保護法抵触の恐れがあることを理由に提供されないことがある。 （要望実現により）求人・求職サービスに関わる事業者の迅速かつ適正な事業遂行の推進に繋がり、労働市場におけるマッチング機能の強化ひいてはわが国産業の競争力向上・雇用に繋がることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	職業紹介と募集情報等提供事業との区分については、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働者告示第141号）において、判断の区分を示しています。	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働者告示第141号）第6の6	対応	①aについて 従来より、「自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全件送付する業務のみを行うことは、職業紹介に該当しない」こととしており（職業紹介事業の業務運営要領）、従って、職業紹介システムに求人・求職登録をするよう勧奨することや登録方法を説明する業務は、一般に、職業紹介に当たらず、これを外部委託することは名義貸しに当たりません。（なお、募集情報等提供事業の一形態として、同様の業務を行う場合、職業紹介事業との区分に留意いただくこととなります。例えば、システムを利用する側（求人企業側）において、求人情報の送付対象者を全て決定し、送付文面も作成するのであれば、これに係る送付事務等の受託は、職業紹介事業の一部を担っていることにはならず、名義貸しの問題は生じません。他方、求人情報の送付先の決定にシステムを運用・提供する事業者が関わっている場合には、職業紹介に該当することとなります。） 他方、「求人者と求職者との間でとももって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」は、あっせん（職業紹介）に当たるため、登録に当たって、例えば、勤務条件の設定や、希望する職種の選択等に係るコンサルティングを行うなどの便宜を図ることは、一般に、職業紹介に該当することとなります。 ①bについて 職業紹介事業と募集情報等提供事業の区分については、職業安定法に基づく指針において、 ・当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ求人・求職情報の提供を行う、 ・又は、当該者の判断により選別した情報のみ提供を行う 事業を行う場合は、職業紹介事業の許可が必要であるとした上で、これらに該当するか否かの具体例については、昨今展開されているビジネスモデルも踏まえて、業務運営要領において示しています。（要領中の例２－１～例２－７） 例２－１では、全ての求人に関する情報を全ての求職者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求人に関する情報を、一部の求職者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない、としているところ、今般御指摘いただいたような、インターネット画面上の表示や電話による提供は、一般に、この「メール等」に含まれています。 ②について 個人情報保護法（第27条）における第三者提供の制限については、同法の逐条解説によれば、同条でいうところの「法令に基づく」とは、法令上、第三者提供が義務付けられている場合に限らず、第三者提供の根拠が規定されている場合をも含む趣旨である、とされています。 このため、職業紹介事業者による離職に関する調査については、職業紹介事業者に対して雇用主（求人者）への必要な調査を行うことを求める職業安定法施行規則の規定が、雇用主による第三者提供の根拠になると考えられます。 こうした法令的な整理を通達（職業紹介事業の業務運営要領）で新たに示し、職業安定法施行規則に基づく必要な調査の実施と、指針に基づく雇用主（求人者）における可能な限りの調査協力が適切に行われるよう、周知等に努めていきます。 （実施時期・②について） 通達改正に係る必要手続等が完了次第	
195	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.42 外国人労働者採用時の厚生年金保険等資格取得手続・管理における氏名フリガナ欄の記載緩和	日本国籍を有しない外国人労働者に限り、資格取得届やローマ字氏名届におけるフリガナ記載を廃止すべきである。外国人の本人確認の手続は、エラーが生じにくいローマ字をもとに、氏名・生年月日・個人番号等で総合的に行うことで、円滑に進むものと考える。 なお、フリガナ記載の廃止が難しい場合、通常の日本語には無い多様な氏名を持つ外国人労働者に配慮し、記入ミスや読み取りミスを起こしにくくするため、少なくとも資格取得届やローマ字氏名届における氏名欄・フリガナ欄の幅を拡大すべきである。また、フリガナ記載内容の妥当性について、日本年金機構を所管する厚生労働省は、わが国での就労者の多い国を中心に、在日大使館などを通じて意見照会、確認を行い、企業側へ周知することも必要である。	厚生年金保険法施行規則では、厚生年金保険の適用事業所の事業主は、日本国籍を有しない外国人労働者のうち、個人番号と基礎年金番号が結びついていない者や番号制度の対象外である者を採用した場合、「被保険者資格取得届」とともに、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」を日本年金機構に提出することとなっている。日本年金機構は、これらの届と住民基本台帳との間でフリガナを含む項目を照らし、本人確認を行っている。 しかし、日本国籍を有しない外国人労働者とその被扶養者の氏名には、そもそも正しいフリガナが存在せず、フリガナ記載の必要性が乏しい、ある企業では対象者の7～8割に、住民基本台帳に記載されたフリガナとの相違によるエラーが発生し、届出事務が極めて煩雑化している。 （要望実現により）外国人材の実情に即した、受入れ時に必要となる制度整備の推進、手続の事務負担の軽減が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 総務省	○フリガナ記載の廃止について 日本年金機構では、厚生年金保険の被保険者の記録管理にあたり、氏名については、カナ氏名及び漢字氏名で管理を行っています。カナ氏名については、年金記録が同一人か否かの判断や氏名索引を行う際に必要であり、年金記録の管理を行うシステムにおいて必須の記載項目となっています。 厚生年金保険の資格取得届の審査の際には、届出された者が本人かを確認するため、届書の記載内容と住基情報とで個人番号、カナ氏名（フリガナ）、性別、生年月日が一致しているかをシステム的にチェックし、本人特定の誤りを防いでいます。このため、被保険者資格取得届においては、外国人の方についてもカナ氏名の記載を必須としており、そのカナ氏名は、本人特定の誤りを防ぐために住基上のカナ氏名と一致することを確認しております。（年金のシステムに入力可能な文字数の制限からカナ氏名の全てを入力できない場合は、入力可能な範囲で一致を確認しています。） また、日本年金機構では、厚生年金保険の資格取得時に基礎年金番号を同一人に複数払い出すことを避けるため、外国人の被保険者については、ローマ字氏名及びカナ氏名をシステムで管理し、基礎年金番号が重複して払い出されていないかの確認に活用しています。 ローマ字氏名については、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住基情報を取得できる方については、当該情報の連携により取得していますが、外国人で、当該情報の連携により住基情報を取得できない方（個人番号と基礎年金番号が結びついていない方又は個人番号制度の対象外である方）に係る被保険者資格取得届には、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」を添付いただいております。 当該ローマ字氏名届のカナ氏名についても、本人特定の誤りを防ぐために被保険者資格取得届のカナ氏名と一致することを審査で確認しております。 上記の理由より資格取得届、ローマ字氏名届にフリガナ欄を設けております。 ○氏名欄・フリガナ欄の幅について 厚生年金保険法施行規則において様式を定めており、被保険者資格取得届については、1枚の届書で4名分、厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届については、1名分の届出が可能な様式となっています。	厚生年金保険法施行規則第15条	『フリガナ記載の廃止』は対応不可 『氏名欄・フリガナ欄の幅』は対応	○フリガナ記載の廃止について 「制度の現状」欄に記載のとおり、カナ氏名については、適切な年金記録の管理及び資格取得の際の正確な本人特定のために必要と考えており、年金記録の管理を行うシステムにおいて必須の記載項目となっています。 このため、資格取得届及びローマ字氏名届において、フリガナの記載を不要とする取り扱いとすることは考えておりません。 ○氏名欄・フリガナ欄の幅について 届出様式については、記入や読み取りをしやすいものとする必要があると考えています。 ローマ字氏名届については、厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届については、令和6年1月から様式改正を行いますが、ローマ字氏名のフリガナ欄については、現行よりも記載する欄を拡大する変更を行いました。	
196	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.43 機械器具設置工事の監理技術者となるための技術検定の創設	機械器具設置工事の監理技術者となり得る技術検定を早期に創設すべきである。	建設業の監理技術者の資格を得るためには、建設業法や関連法に基づく国家資格の取得、または、一定の要件を満たす実務経験（但し指定建設業7業種を除く）が必要である。現状、建設業29業種のうち4業種のみ、監理技術者となり得る国家資格にあたる建設業法に基づく技術検定が整備されていない。このため、それら業種の監理技術者の多くは、元請4,500万円以上の工事で指導監督的な実務経験を2年以上経て、監理技術者の資格を取得している。 このうち、機械器具設置工事は、監理技術者の資格保有者数は横ばい傾向であるものの、元請完成工事高は大幅な増加傾向にあり、人手不足が続いている。また、工事の性格上、工事期間が短い場合が多く、2年の実務経験を積むまでに長い期間を要することから、若手の資格取得は難しく、有資格者の高齢化が進んでいる。 （要望実現により）監理技術者の確保が進み、工場の生産設備や港湾の荷役設備をはじめ機械器具の設置工事がより円滑に実施できるようになれば、国内投資の拡大につながることが期待される。また、若手の監理技術者資格の取得を促すことができ、若手の活躍促進にもつながると考えられる。 なお、国土交通省の「適正な施工確保のための技術者制度検討会」（2014年9月～2017年6月）では、機械器具設置工事の技術検定の創設が論点に上がった。しかし、当時、機械器具設置工事の監理技術者の資格保有者数は横ばい傾向で、元請完成工事高は減少傾向にあるとして、具体的な検討は見送られた。また、同検討会の「とりまとめ」では、技術検定の無い業種はその創設の必要性が薄まっていないか適宜検証していくべきとの旨が盛り込まれている。既述の通り、機械器具設置工事の元請完成工事高が増加傾向に転じるなど状況は変化しており、早期に検証を開始することが求められる。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	機械器具設置工事業における監理技術者となるには、国家資格（技術士（所定の分野））の取得、または所定の実務経験を積む必要があります。なお、技術検定第1次検定合格者（種目：建築、電気、管）の場合には、実務経験年数が短縮されます。（令和5年7月1日以降）	建設業法施行令第三十四条 建設業法施行令第四十二条 建設業法施行規則第十七条の二十一 施工技術検定規則第二条	対応不可	『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、 機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』 等と重複するものもありますが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の 工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具 の設置が『機械器具設置工事』に該当します。（許可事務ガイドラインより） したがって、機械器具設置工事業の工事の分野が幅広いため、統一した国家試験を設定するにあたっては慎重な検討が必要なものと考えておりますが、ご提案につきましてはご意見として承ります。 なお、適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）において、実務経験による技術者資格要件の見直しを行い、技術検定第1次検定合格者の実務経験年数を短縮したところです。（令和5年7月1日施行） 特に、機械器具設置工事業の場合には、建築又は電気、管を検定種目とする技術検定第1次検定合格者については、実務経験年数が短縮されます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
197	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.44 大学の卒業要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業により修得可能な単位数の上限の撤廃・緩和	大学の卒業要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業により修得可能なる単位数を60単位とする上限について、撤廃あるいは緩和すべきである。現状、教育課程等における特例制度の活用により、60単位を超えて遠隔授業を卒業要件単位に含めることが可能となっている。しかし、各大学がデジタル化やグローバル化の急速な社会の変化に対応しつつ、特色ある教育を展開するには、特例制度では不十分であり、幅広い大学で認めるべきである。	グローバル化やデジタル化が加速度的に発展するなど、大学をめぐる内外の環境は大きく変わっている。特に、コロナ禍を契機に、世界中の大学でオンライン授業が普及し、教育環境は大きく変化するとともに大学教育の可能性が拡大している。遠隔授業には、空間的・時間的な制約が少ないことから、様々な利点がある。例えば、(1)ライブ配信型の遠隔授業では、教員・学生間や学生同士による双方向のコミュニケーションが可能である、(2)オンデマンド型の遠隔授業では、一度聞いただけでは理解できなかった箇所を理解するまで繰り返し聞くことで習熟度を高められる、(3)オンデマンド型の事前学習で知識を習得した上で、ライブ配信型や対面での授業でグループ討議やプレゼンテーション等を実施することで、学びを深められる、(4)授業を受ける利便性が向上し、時間や交通費の節約につながる上に、課外活動に取り組めやすくなる、(5)海外にいる学生や障がいを持つ学生が授業を受けやすい、などの利点があり、学生の学修効果や教育の質の向上に寄与している。 （要望実現により）大学が教室の設置等に係る設備投資を抑えられる一方で、そのコストを教育の質向上に投資しやすくなる。また、大学がリカレント教育を受ける学生を取り込みやすくなり、授業料収入の増加が期待できる。 社会的効果としては、地方の大学が大都市圏の学生を取り込むことができ、東京の一極集中防止、地方の活性化につながる。 さらに、海外大学の教員による授業を増加させることができ、質の高い教育環境を整備できる。それによりグローバルな交流が可能となり、日本人学生がグローバル社会で活躍するための経験を培うことができるとともに、グローバルな人材獲得競争においてわが国の国際競争力を高めることができる。 加えて、授業のオンライン化の比重を高めることで、データの蓄積やデータに基づく授業改善・教育改革が可能になり、国全体の教育の質向上につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	文部科学省	大学等におけるオンライン授業等の遠隔授業については、大学設置基準等により教育課程の編成等について基準を示しています。例えば、大学の学部段階では、遠隔授業で修得可能な単位数は、卒業要件124単位のうち、上限60単位までとなっています。なお、面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業と遠隔授業とを組み合わせて行う授業科目において、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はないことを各大学に周知しているところです。 また、令和4年10月より、先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合、文部科学大臣の認定を受け、上記上限規定によらないことができる教育課程等特例制度を設けています。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項、第32条第5項、第57条第1項 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程	検討を予定	大学等における遠隔授業の単位上限については、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はないことを各大学に周知しているところです。 また、大学設置基準第57条第1項に基づく教育課程等特例制度の活用により緩和が可能になるものであり、その効果検証等を踏まえ、ご提案のような選択肢も含め、今後の大学設置基準の改善等について検討を行うことが想定されるものですが、令和5年11月現在、当該特例が認められた認定大学は存在しません。認定された場合、当該大学から実施状況報告や教育効果検証報告を求めることになっているため、認定大学における実績が積まれた後に、特例認定後の当該検証等を踏まえ、制度改正について検討するものと考えています。	
198	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.45 届出電気通信事業者の報告負担軽減に向けたBPR（業務改革）	日本全体の届出電気通信事業者に及ぼす経済的・社会的インパクトを斟酌し、事業者の負担軽減ならびに生産性向上という観点からBPRを徹底し、報告頻度と報告プロセスを抜本的に見直すべきである。具体的には、重大事故に該当しない事故の場合には「報告頻度を年1回」とじつつ、各地方総合通信局からの重複的な提出要請を廃止し、受付窓口を完全に一本化すべきである。また、事故報告制度を嗤矢とし、ゆくゆくは、届出事項の変更や利用者数の報告等を含むあらゆる手続を行うことが可能なポータルを整備するなど、BPRの対象を電気通信事業法上の手続全般に拡大していくことが望ましい。	電気通信事業法は、届出電気通信事業者（他人の通信を媒介するが、電気通信回線設備を設置しない電気通信事業者）に対し、通信の秘密の漏洩やサービスの停止等、重大な事故が発生した際、総務大臣への遅滞なく報告を義務付けている。また、「電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故」で、「影響利用者数3万以上又は継続時間2時間以上」に該当する場合、サービスの一時停止・品質低下など重大事故に該当しない事故であっても、四半期ごとの事故報告が求められる。しかしながら、当該四半期報告結果の利用は統計データとしての集計・公表にとどまり、費用対効果（事業者が多大なリソース・工数を割いて、四半期ごとの頻度で提出することの必要性・妥当性等）が明確でない中、スタートアップを含む各事業者に過度な負担を強いているのが現状である。 こうしたなか、当該事故報告の対象となる届出電気通信事業者は約20,000社、報告件数は年間で約7,000件であるが、メッセージングサービスの普及や改正電気通信事業法の施行（月間アクティブ利用者数1,000万人以上の検索サービス、SNSを提供する5事業者が届出電気通信事業者に追加されたところ）に伴い、報告件数のさらなる増加が見込まれている。 （要望実現により）スタートアップを含む事業者の報告負担が軽減されることで、生産性の向上が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	電気通信事業者には「電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故」又は「電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故」であって、「影響利用者数3万以上又は継続時間2時間以上」に該当する事故を生じさせた場合、四半期ごとにその発生状況を報告する義務が課されています。 報告された内容は総務省において集計、分析し、また、機会をとらえてその集計結果を電気通信事故検証会議における検討の対象とし、その概要を公表することにより、総務省や電気通信事業者等における情報通信ネットワークの安全・信頼性確保のための取組に役立てています。 なお、報告の提出先としては、電気通信事業報告規則第11条に、「総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる」と規定のあるとおり、本省又は各総合通信局等に対して提出するものであり、双方に重複的に提出いただく必要はありません。	電気通信事業報告規則第7条の3	検討を予定	今後、事故報告制度の見直しに係る検討を行う際等適当な機会をとらえて、報告頻度の見直しの要否についても検討します。	
199	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.46 退任者・退職者への株式報酬における開示事項の見直し	提出会社等の退任者・退職者に対して、在任中・在職中の職務への対価として株式等の第三者割当を行う場合も、有価証券届出書等において「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とすべきである。それが難しい場合であっても、有価証券届出書等の「第三者割当の場合の特記事項」中の「割当予定先の概要」のうち、氏名、住所、職業の内容、及び提出会社への出資状況の記載は不要とすべきである。	株式の第三者割当にあたって有価証券届出書又は臨時報告書を提出する場合、同書には原則として「第三者割当の場合の特記事項」欄を設けることとされている。例外的に、提出会社等（提出会社又はその関係会社）の役員等に報酬として、一定の方法で株式等（株式又は新株予約権）の第三者割当を行う場合には、同欄の記載が不要となる。 しかし、提出会社等の退任者・退職者（役員等を退任した者又は提出会社等を退職した者）に対して、在任中・在職中の職務への対価として株式等の第三者割当を行う場合には、そのような例外が認められていない。そのため、退任者・退職者の氏名、住所、現在の職業及び提出会社への出資状況（個人の氏名に紐づけた保有株式数）を「第三者割当の場合の特記事項」欄に記載することとなる。これらの情報を公衆縦覧に供することはプライバシーの観点から懸念があり、株式報酬の導入・拡大の妨げになるおそれがある。他方で、退任者・退職者への株式報酬の交付によって、既存株主の権利が希薄化されるとしても僅かであり、また、支配権の不透明な移動が起こることも考え難いため、同欄による開示を求める必要性は乏しい。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	第三者割当の方法による募集又は売出しに係る有価証券届出書や臨時報告書については、割当予定先が個人である場合は、当該個人の氏名、住所及び職業の内容等を記載する必要があります。退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対価として株式やストック・オプションを付与する場合も、退任・退職している以上、「第三者割当」に該当するため、個人の氏名、住所及び職業の内容等を記載する必要があります。	金融商品取引法第5条第1項、第24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第8条第1項第1号、第19条第2項第1号ヲ、第2号ホ	対応	退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対価として株式やストック・オプションを付与する場合には、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」欄の記載を不要とする「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を2023年12月に公表し、パブリックコメントを開始しました。 改正後は、退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対価として株式やストック・オプションを付与する場合には、付与対象者の個人の氏名、住所及び職業の内容等の記載は不要となります。	
200	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.47 株式報酬における無償交付の従業員等への拡大	右記の課題を解決するため、上場会社の取締役・執行役のみならず、上場会社の従業員および子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきである。	2019年会社法改正では、上場会社の取締役・執行役に対して、報酬としての株式の無償交付（金銭の払込み等を要しないこと）が認められた。しかし、上場会社の従業員および子会社の役職員（取締役・執行役および従業員）に対しては、株式の無償交付が認められていない。 上場会社の従業員に対して株式の無償交付ができないため、会社が対象者に対して金銭債権を付与したのち、当該債権の払込みと引き換えに株式を交付するという現物出資形式が採用されている。しかし、現物出資形式では、株式交付の対象者が具体的な内容を理解しにくいという問題点がある。 子会社の役職員への株式報酬については、子会社が役職員に付与する金銭債権に対して、親会社が子会社の債務を併存的に引き受け子会社と連帯して履行する契約を締結している。この契約に基づき、親会社は金銭債権と引き換えに子会社の役職員に株式を交付した後、子会社だけに金銭債務額を求償する必要があり、運用が煩雑である。 また、国際会計基準（IFRS）を適用している上場会社で、上場会社の従業員および子会社の役職員にRSU（譲渡制限付株式ユニット）を付与する場合、権利付与と株式交付の時点が異なるため、上場会社が費用計上すべき金額および子会社に請求すべき金額（株式を受け取る権利が確定したときの株価）と、連結会計においてIFRSに従い計上すべき金額（当該権利を付与したときの公正価値）に差異が生じる。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	令和元年会社法改正により、上場会社は、取締役（指名委員会等設置会社の場合は、取締役又は執行役）の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、募集株式と引換えにする金銭の払込みみ又は現物出資財産の給付を要しないこととされました（会社法第202条の2第1項第1号）。 他方で、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の規律を設けることとはされませんでしたが、現行法の下でも、会社が対象者に対して募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を付与した上で、当該金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、対象者に対して募集株式の交付を実現することは可能です。	会社法第199条第1項第2号～第4号 会社法第202条の2第1項第1号	対応不可	令和元年会社法改正においては、取締役に対してより円滑に報酬等として株式を付与することができるように、すべきであるという強い要請が認められたこと、取締役の報酬等として付与される株式の数の上限等は定款又は株主総会の決議によって定めることとされ（会社法第361条第1項第3号）、既存の株主の保護も図られることなどを踏まえて、上場会社の取締役の報酬等として株式を付与する場合に限り、金銭の払込みを要しないこととされました。 この点、取締役でない従業員、子会社の役職員については、上記の取締役の場合とは事情が異なるため、既存の株主の保護の在り方が問題となりますし、子会社の役職員に親会社株式を付与することは子会社の少数株主の利益を害する不適切なインセンティブにならないかといったガバナンス上の問題などもあると認識しております。 そのため、御指摘の上場会社の従業員及び子会社の役職員に対する株式の無償交付については、慎重な検討が必要なものと思料します。	
201	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.48 RSUの権利確定時における開示書類の提出の不要化等	米国のForm S-8にならい、RSUの付与時に株式の発行または処分に必要な届出を行うことで、権利確定時の届出を不要とする新たな開示様式の創設等をすべきである。	RSU（譲渡制限付株式ユニット）は、一定の在籍期間後に株式を交付される権利である。 RSUの付与がインサイダー取引規制における重要事実に該当しうるため、コーポレートアクションに影響が出ないように、発行登録制度を利用して、事前にRSUの付与について開示している企業がある。その場合、RSU付与時における発行登録書提出と、RSUの権利確定時（株式交付時）における追補書類提出の2度にわたり、開示を実施する必要性が生じている。 （要望実現により）企業におけるRSUの利用が広がり、人の活躍促進に資するとともに、国内外の優秀な人材の採用競争力強化につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	RSU（譲渡制限付株式ユニット）、PSU（業績連動型株式ユニット）、株式交付信託といった事後交付型株式報酬については、情報開示のタイミングや開示書類に差異がみられます。	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12	検討に着手	左記の現状を踏まえ、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において議論が行われているところであり、今後、事後交付型株式報酬の開示規制を明確化し、ストック・オプション及び 譲渡制限付株式と同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出を認める特例を設けることを検討します。 なお、上記特例の検討に当たっては、産業界を含めた関係者にも意見聴取を行いつつ、実務上の論点についても検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
202	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.49 オンライン服薬指導の要件緩和	患者あるいはその介護者から処方箋情報を電送したとき、オンライン服薬指導を経て調剤薬の販売・交付ができるようにすべきである。また、上述の特定条件を満たした場合において、電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等も、薬剤師による訪問確認を前提とせず、「オンライン服薬指導後、薬剤師以外の従業員や配送員が患家を訪問し、処方箋を受領・内容を確認することにより、薬剤師本人による当該処方箋原本の受領・確認なしでも、遡って当該処方箋による薬局での調剤とみなす」ことをすべきである。	患者がオンライン服薬指導を希望する場合、医療機関は、患者に処方箋原本を渡さずに、患者希望に沿った調剤薬局に対して処方情報の送付や処方箋原本を郵送する必要がある。しかし、患者の希望に沿って薬局が選定されたため、医療機関によっては、時間・人的コスト増により、その管理ができず、患者要望に沿うことができないケースが発生している。 一方、患者希望に沿った調剤薬局へ医療機関経由で処方箋原本を送付する以外で、仮に患者が処方箋を受領した後にオンライン服薬指導を実施するためには、患者が処方箋原本を薬局に持参あるいは事前に郵送する必要があるため、オンライン服薬指導のメリットを十分生かすことができない。令和5年1月26日より運用が開始された電子処方箋を活用することで、本課題は解消され得るが、その普及率は依然として低い水準にあるため、患者希望に沿ったオンライン服薬指導を促進するためには、電子処方箋の普及過渡期において、それを補完する対応が必要である。 また、処方箋原本を薬局が回収する手法についても課題が残る。来局困難な患者や遠隔診療の場合においては、薬剤師が患者宅を訪問して処方箋原本を受領し、内容を確認することにより、遡って当該処方箋による薬局での調剤とみなされる。このとき、調剤される薬剤が前回と同一であるために薬剤師が対面により情報提供を行う必要がないと判断し、「ファクシミリを利用し、処方せん受入体制と患家での薬剤の受渡しについて」に規定された患者健康状態等を含めた特定条件を全て満たした場合には、電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等は、（薬剤師以外の）配達を行った従業者が回収した処方箋原本を当該薬剤師が受領して内容を確認することにより、遡って当該処方箋による薬局での調剤とみなされる。つまり、いずれの場合においても薬剤師による処方箋原本の確認が求められている状況である。 一方で、現在では、情報通信技術等の進展により遠隔でも処方箋が電送されたものと同一であることは確認可能であり、処方箋原本が改ざんされたものでないことを確認することは可能である。 （要望実現により）医療機関の負担軽減や患者要望に沿ったオンライン服薬指導をより多く実施することに繋がる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	患者がオンライン診療を受け、その後オンライン服薬指導を行う場合に、対面の場合と同様に医療機関から患者に処方箋を交付する機会が生まれないことから、このような場合においては医療機関から薬局へファクシミリ、メール等で処方箋情報を送信する旨を事務連絡でお示ししています。しかしながら、改ざん防止等の観点から処方箋の原本管理は重要であり、処方箋情報の送信に合わせて、医療機関から薬局へ処方箋原本を郵送することとしています。 一方、令和5年1月26日より電子処方箋の全国的な運用が開始されているところ、電子処方箋を用いれば、ファクシミリ、メール等による処方箋情報の送信や原本の郵送を行うことなく、電子的に医療機関が発行した処方箋を薬局で受信することが可能となっています。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の2、「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」（令和4年3月31日付厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡、令和4年9月30日最終改正）等	その他	政府としては、医療DXの推進に関する工程表等に基づき、電子処方箋の導入を推進しているところであり、電子処方箋の活用により電子的な処方箋を円滑に活用できる環境の構築を進めてまいります。	△
203	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.50 オンライン営業に特化した薬局業態の容認	近年の環境変化に鑑み、清潔に保つなどの医薬品の安全な販売に必要な現行基準は存置しつつも、診療から調剤までオンライン完結できる仕組みを実現すること及びオンラインでのOTC医薬品購入の利便性を向上させるセルフメディケーションの一助とするため、対面機能を持たず、オンラインでの営業に特化した薬局等の業態を容認すべきである。 具体的には、 ① 保険薬局における「公道に面する」規制の撤廃 ② 開店時間の義務付け（週30時間以上）の撤廃 ③ 実店舗内での薬剤師・登録販売者配置等の緩和（オンラインでの相談応需・情報提供を行う者の実店舗以外での配置を可能にすべき） ④ 薬局における調剤室・待合室基準の緩和、薬局等の店舗における医薬品陳列ルールの緩和 が必要である。	2022年にオンライン服薬指導要領（2022年9月30日、薬生発0930第1号）がまとめられるなど、近年オンライン服薬指導は大幅に規制緩和された。また、薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキング・グループが公表したとりまとめ（令和4年7月11日、厚生労働省）では具体的な対策（アクションプラン）として調剤の外部委託の一部緩和（一包化）が掲げられており調剤受託専門薬局という形態も今後想定され得る。 しかし、オンラインでの処方・販売に特化した薬局・店舗販売業（以下「薬局等」）についてはいまだ認められていない。このため、薬局等は患者との対面機能を持たなければならない状況にある。 健康保険法第63条第3項では、（患者が）「自己の選定するもの」から保険給付を受けるものとされているが、これは患者が公道から保険薬局を選定できなければならないと解され、保険薬局開設にあたっては公道からの容易なアクセスを求める行政指導が行われている。厚生労働省保険局医療課長の事務連絡「保険薬局の指定について」でも、公道から容易にアクセスできなければならないとみえる記載がある。 また、同省の「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」では、薬局開設者又は店舗販売業者は開店時間の1週間の総和が30時間以上であることが必要とされている。同ガイドライン及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」では、開店時間中の薬剤師の常駐も求められている。さらに、薬局等構造設備規則（厚生労働省令）においては第1条の第1号（外観）、第4号（面積）、第5号（明るさ）、第10号（調剤室）にて対面での販売、授与のみを前提とした各種の規制が存在する為、店舗としての要件を維持しつづける必要があり、金銭的・人的コスト面において無駄が発生している。加えて、当該規制が医薬品の安全性確保の上でいかなる便益があるか必ずも明らかでない。オンラインでの営業に特化した薬局等には患者が実際に訪れる必要はないため、これらの規制が想定していた事例がそもそもそぐわない状況にある。 2021年度の「規制改革・行政改革ホットライン」における厚生労働省の回答では、「一般用医薬品のインターネット販売に係る制度見直し」の要望に対し、「対応不可」との回答があった。この根拠として「一般用医薬品を販売するにあたっては、薬剤師や登録販売者による情報提供や確実な相談応需を行う体制が必要です。また、当該医薬品の販売を行う店舗の薬剤師・登録販売者が責任を持つことが困難な事態が発生しないよう当該店舗での管理の下、貯蔵、陳列している医薬品を販売することが求められます。」との回答があったが、店舗形態でないとそれらが行えない理由が必ずしも明確でなく、オンラインでの営業に特化した薬局等でも、それに適した構造設備規制を整備することにより、情報提供や相談応需、及び適切な医薬品の管理は対応可能であると考える。 （要望実現によりオンラインでの営業に特化した薬局等を可能とすることで、オンラインに特化した薬局等は合理的な経営を行うことが可能になり、従来発生していたコストの削減と、より多くの事業者による市場参入が期待できる。 これが薬局DXを推進し、ひいては患者の利便性向上や薬剤師の多様な働き方につながるものと考える。なお、貯蔵等に必要なルール（換気設備、冷温設備等）は引き続き適用することにより、適切な構造設備は維持できると考えられる。また、店舗毎の特徴を活かした機能分化・連携を強化し、一包化等の対物業務については、機械化が進む薬局に外部委託するなどして効率化を図ることで、薬剤師は、重複投薬や飲み合わせ等の処方箋内容チェック、医師への処方箋内容の照会、より丁寧な服薬指導、在宅訪問での薬学管理、効果や副作用あるいは服薬状況の有無に関するフィードバック、処方錠剤や残薬の解消等、専門性を活かした対人業務に集中し、患者に寄り添った付加価値の高い服薬指導を実施することが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	調剤された薬剤のオンライン服薬指導はオンライン服薬指導実施要領に基づいて実施する必要があります。当該実施要領に記載のとおり、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であることを求めています。 また、オンライン服薬指導については、薬局内、居宅等において調剤を行う場合に業務を行う場所のほか、薬剤師が調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることのできる場所で行うことが可能です。一方で、一般用医薬品については、販売を行う店舗外から情報提供を行うことはできません。 調剤室の構造設備等については、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）において、薬局の調剤台の上は適正な明るさであること、調剤室は業務を適切に行うことができる面積を有すること、調剤に必要な設備及び器具を有すること等が求められています。当該要件は薬局において調剤業務を適切に行うために求められるものであり、患者に対して対面で対応することを前提としたものではありません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13、「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、薬局等構造設備規則第1条等	③オンライン服薬指導：現行制度下で対応可能、④一般用医薬品の情報提供）検討に着手、（その他）対応不可	調剤された薬剤のオンライン服薬指導を行おうとする場合においても、その過程で薬剤師が対面への切り替えを必要と判断する場合や患者が希望する場合には対面で服薬指導を行うこととなるため、対面で服薬指導を行う体制の整備が必要です。また、オンライン服薬指導を行う場合の薬剤師の場所については、制度の現状欄に記載のとおり、一定の条件の下で薬局の外に従事する薬剤師が行うことが可能です。一般用医薬品の販売における店舗外からの情報提供については、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。」とされていることを踏まえ、厚生労働省の検討会において検討を進めているところです。調剤室の構造設備については、薬局が調剤業務を適切に行うために求められるものであり、オンラインでの対応であるか否かにかかわらず遵守する必要があるものと考えます。	△
204	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.51 オンライン診療における医療提供施設の緩和	医療法で定められている「病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。）」について、オンライン診療拡大の観点から、医療提供を可能とする対象施設・場の拡大を検討すべきである。例えば、図書館や郵便局、薬局、介護施設、駅及びコンビニエンスストアのような空間において自身のプライバシーを確保できる電話ボックス型個別ブース等におけるオンライン受診等、オンライン診療の実施を可能とすべきである。	医療法第1条の2第2項及び医療法施行規則第1条において、「医療は、（略）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）。医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。）において（略）提供されなければならない」とされている。また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和5年3月一部改訂）において、「医療は、医療法上、病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされており、この取扱いは、オンライン診療であっても同様である。」との記載がある。同指針ではオンライン診療の実施に当たっての基本理念として、①患者の日常生活に情報も得ることにより、医療の質のさらなる向上に結び付けていること、②医療を必要とする患者に対して、医療に対するアクセシビリティ（アクセスの容易性）を確保し、より良い医療を得られる機会を増やすことが掲げられている。 こうしたなか、「規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日、規制改革推進会議）」では、「今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めたこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る」とされた。上述の基本理念を実現させるには、患者自身の生活スタイルに合わせた都合の良い時間・場所で受診できる環境を整備する必要があり、こうした検討を加速させていく必要がある。 （要望実現により）上述の指針における基本理念が実現できる。オンライン診療における医療提供施設の緩和を行うことは、患者の定期受診徹底など広い患者ニーズに対応でき、健康寿命の延伸、予防医療の増進にもつながることが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2及び第1条の5に基づき、医療は、病院等又は患者の居宅等で提供されなければならなく、公衆又は特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所とされており、これはオンライン診療であっても同様です。	・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2、第1条の5 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月（令和5年3月一部改訂））	検討に着手	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、通所介護事業所や公民館等の身近な場所における オンライン診療の受診の円滑化について閣議決定されたことを受けて、令和5年までに結論を得られるよう検討しております。	○
205	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.52 D to P with D（患者が医師といる場合のオンライン診療）の実施要件緩和	同指針のD to P with D適用対象のうち、「希少性の高い疾患等」については、難病・希少性疾患がすべて対象となるのか明確化すべきである。また、「患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行うこと」については、患者の早期診断ニーズの充足のみでなく長期的治療を提供するため対象患者に「診断後の治療継続（フォローアップ）が必要な患者」を追加する等対象患者の拡大を要望する。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「同指針」という）において、現在のD to P with D（Doctor to Patient with Doctor）の適用対象は、「希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要することなど等により、患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行うこと」とされている。他方、「希少性の高い疾患等」にどのような疾患が含まれているか明確ではない。また、オンライン診療の目的が「患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行うこと」に限定されており、診断後の治療継続（フォローアップ）については適用が明記されていない。 日本における地域医療の維持、確保、専門医の地域偏在等の課題を踏まえると、特に難病・希少疾患分野ではDXにある課題解決が求められるが、現状では対応が十分ではないと考える。 遠隔連携診療による専門医との連携は、将来の専門医育成と確保にも資する重要な取組かでもある。難病・希少疾患分野は全国的に専門医が少なく、D to P with Dは、完治が困難な難病・希少疾患分野において安定的かつ長期的に患者の疾患管理を行うことで、患者に便益をもたらす選択肢である。 （要望実現により）難病・希少疾患で苦しむ患者の居住地にかかわらず、D to P with Dへの適切なアクセス確保を行うことができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、「情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等」に関し、その適用対象として、「希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要すること等により、患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行うこと。」とお示ししています。	オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月（令和5年3月一部改訂））	検討を予定	令和6年度以降、必要に応じて「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の改訂により対応することについて、検討を開始します。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
206	令和5年11月17日	令和6年2月16日	No.53 医療保険情報取得API利用時の包括同意の容認	マイナポータルの医療保険情報取得APIを活用して事業者が利用者から医療保険情報の提供を受けるにあたり、本人の同意を得た利用目的、関示範囲、開示先、期間に限り、入院・手術や健康診断等を受けた際に医療保険情報が事業者に自動連携されることについて本人の事前同意を得ることを可能とすべきである。具体的には、ガイドラインで包括同意が可能であることを明示するとともに、これと合わせる形でシステム改定を行うべきである。	マイナポータルの医療保険情報等取得APIを活用して利用者の医療保険情報の提供を受ける事業者は、その度に、利用者本人の同意を得ると必要がある。 例えば、給付金支払事由に該当する入院を、期間を置いて複数回した場合において、入院給付金請求をする度に、マイナポータルの画面上で、給付金請求手続に必要となる自身の医療保険情報を保険会社に提供することについて同意する必要がある。 この同意の確認については、手間が煩わしいとして、利用者が医療保険情報等取得APIを用いた民間サービスの利用を躊躇する理由の一つになっている。その結果として、事業者は、医療保険情報取得API等の利用による恩恵を十分には得られなくなっており、利用者も適切なサービスを得る機会を失う恐れがある。 （要望実現により）利用者の利便性向上につながるとともに、本人同意に基づく医療保険情報の民間利用が促され、民間企業による新たなサービスの創出や、既存サービスの利便性向上が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 デジタル庁 経済産業省 総務省	医療保険情報は、要配慮情報（個人情報保護法第2条第3項）であり、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない（個人情報保護法第20条第2項）とされています。	個人情報の保護に関する法律第2条第3項、第20条第2項	検討を予定	マイナポータルの医療保険情報等取得APIにより事業者に提供される医療保険情報は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報です。そのため、当該情報を提供する際には、十分な本人確認が必要と考えており、提供の際、利用者の本人性の確認ができない包括同意については慎重であるべきと考えております。他方で、利用者の利便性の観点から検討する価値のあるものと考えておりますので、今後、実現可能性も勘め、必要な検討を実施してまいりたいと考えております。	△
207	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.54 医療用医薬品の安全性情報の提供・収集のデジタル化促進	緊急安全性情報や市販直後調査の実施において、MR等による対面やオンラインによる面談等を原則とする規制から、MR等による対面やオンラインによる面談等を前提としない規制に改めるべきである。併せて、医療機関に対し確実かつ迅速な情報提供及び情報収集ができる方法であることを説明できる場合には、面談等が未実施である個別医療機関ごとの理由を求めない規制に変更すべきである。	「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正について（令和2年5月15日）において、製薬企業が行う医薬品安全性管理活動のうち、緊急安全性情報等の提供については直接配布（対面での資料配布等）が原則とされている。 また、「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について（令和4年5月31日）」では、医薬品の製造販売業者が販売を開始した時点から6か月間行う市販直後調査の実施において、原則として、納入前に医薬情報担当者（MR）等が医療関係者に対し、対面やオンラインによる面談等によって行うこととされている。これに関連し「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて（令和4年5月31日）」では、代替手段として手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメールが挙げられている（Q22）。 一方、市販直後調査実施報告の際に提出する別紙様式においては、MR等による対面やオンラインによる面談等が未実施の施設がある場合には、その理由が求められており（Q28）、日本国内で製薬企業はMRを介した情報収集・提供を実施していることが現状である。例えば、市販直後調査は、販売開始から2か月間はおおむね2週間以内に一度、その後は概ね1か月以内に一度のペースで調査対象となる納入先医療機関の全件を訪問し当該製品の情報提供・収集を実施している。 昨今、デジタル技術が格段に進歩し、MR等による対面やオンラインによる面談以外の情報提供又は収集のプラットフォームを活用すること等により、多種な働き方が推進される時代になっており、欧米においてはコールセンターによる電話・メールやシステム入力等を利用した医薬品安全性管理活動が一般的である。 （要望実現により）時代のニーズに合わせたデジタル活用を前提とした、医療用医薬品の緊急安全性情報等の提供及び市販直後調査の実施に向けた仕組みがより構築される。その結果、医療関係者等のニーズに合わせた柔軟な対応が出来るようになり、これまで以上に迅速かつ的確な情報収集・提供の実現が可能となる。また、このようなDXを産業界全体で推進することにより、医薬品の有効性、安全性及び品質をこれまでと変わらず担保しつつ、安全性情報の収集・提供の質が向上し、国民の健康増進につながるものと考える。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	＜緊急安全性情報について＞ 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者は、国民（患者）、医薬関係者に対して緊急かつ重大な意味合いや使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、緊急安全性情報を作成し、医療機関、薬局等に対し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を使用した情報提供を行うこととしています。 ＜市販直後調査について＞ 医療用医薬品の製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品について、販売を開始した後の6か月間、定期的に、医療機関に対し対面やオンラインによる面談等のほか、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により、確実な情報提供、注意喚起等を行い、医薬品の適正な使用に関する理解を促すとともに、重篤な副作用等の発生を迅速に把握することとしています。また、市販直後調査期間終了後に作成する市販直後調査実施報告書において、対面やオンラインによる面談等が未実施の施設について、理由や市販直後調査の目的が達せられたかどうか等を記載することとしています。	・「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」（平成26年10月31日付け薬食安発 1031第1号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知） ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第十条 「「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」」 「医療用医薬品の市販直後調査について」（令和4年5月31日付け薬生安発第0531第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知） 「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて」（令和4年5月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）	対応	・令和5年8月10日付け「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」において、緊急安全性情報について、従来、原則として直接配布により情報提供を行うこととしていたところ、迅速性や瞬発性の向上を目的として、ファックスや電子メール、ダイレクトメール等を使用した情報提供も可能とする等の改正を行いました。 ・令和4年5月31日付け「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」において、市販直後調査について、対面やオンラインによる面談等のほかに、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により行うことや卸売業者等による連絡も可能としたところです。 ・市販直後調査は、必要な安全対策を実施して副作用等の被害を最小限にするために実施するものであり、市販直後調査実施報告書において、確実な情報提供、注意喚起等が実施されたかを確認することは重要と考えています。 ・このように、厚労省としては、緊急安全性情報等の提供及び市販直後調査の実施についてDX推進を図っており、引き続き、医療機関等のニーズに合わせた情報提供がなされるよう取り組んでまいります。	○
208	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.55 スイッチOTC医薬品候補の総審査期間の設定	医療用から要指導・一般用に転用する有効成分（スイッチOTC医薬品候補成分）等の標準的事務処理期間を総審査期間として設定することを求める。なお、医療用医薬品の標準的事務処理期間が1年であることを踏まえると、スイッチOTC医薬品候補等においては1年よりも短い期間とすることが妥当である。	行政手続法第6条では、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」ことが定められている。1985年に厚生労働省は通知で、新医薬品の承認の予見可能性向上に向けて、医療用医薬品は1年、要指導・一般用医薬品は10か月の標準的事務処理期間を総審査期間として設定しているが、スイッチOTC医薬品候補の総審査期間は示されておらず、1985年以降見直しもされていない。 スイッチOTC医薬品候補の承認申請の過程では、医薬品医療機器総合機構（PMDA）で承認申請がされた品目であっても、その審査とは別に厚生労働省の実施する「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で審議されることになっている。 他方で、本検討会議での審議時期や進行状況が示されておらず、審査が長期化し、企業における開発の予見可能性が高まらない。例えば、2018年以降にスイッチOTC医薬品として承認された医薬品10成分の総審査期間は10～102ヶ月であり、申請後に本検討会議に掲題、または、審査中に臨床試験等の実施を求められた4成分に限れば、37～102ヶ月であった。開発において他社との契約が必要な場合は、予見可能性の低さを理由に契約締結に支障が生じることがあり、開発上の大きな障害になっている。 （要望実現により）予見可能性向上による企業の開発意欲の向上、審査の迅速化による承認品目数の増加、国民にとって新たな一般用医薬品の選択肢の増加によるセルフメディケーションへの意識醸成に寄与できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	・行政手続法第6条において、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされています。 ・「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号）では、一般用医薬品の標準的事務処理期間は、提出された書類に不備があり、これを申請者側が補正するのに要する期間及び審議会における指摘事項に対し申請者側が回答する不での期間を除いた期間として、10ヵ月とされています。一方、（独）医薬品医療機器総合機構の第4期中期計画では、スイッチOTCを含む新規性の高い品目の申請区分のTO目標について、「各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1.2の申請から承認までの総審査期間について、平成35年度までに50%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で12ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）」という総審査期間の目標が定められています。 ・検討会議に要望が提出されずに承認申請された成分についても、原則、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」でスイッチ OTC化するとの課題点等について議論することとされています。 ・「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」では、年度毎に検補成分の検討状況を報告しています。	行政手続法第6条 薬発第960号　厚生省薬務局長通知	検討に着手	令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品について、原則として3年以内に日本でもOTC化する（令和6年末までに申請されたものに限る）ことを目標として設定し、国内でスイッチOTC化の要望があり申請されたものについては、原則として、承認申請から承認の可否を判断する迄での総期間を1年以内とする（令和5年以前に申請されたものは令和6年末までとする）よう、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講じているところです。	◎
209	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.56 医薬品開発における先端技術利用の促進	先端技術を用いた医薬品開発ツールの適格性認定に関して必要なプロセスを明確にすべきである。	医薬品開発の効率化・促進を目的に、動物実験の代替となり得る生体模倣システム（Microphysiological Systems：MPS）などの先端技術（例：臓器チップ等）を医薬品開発の際の評価等のツールとして利用する動きが世界で加速している。アメリカ食品医薬品局（FDA）や欧州医薬品庁（EMA）では、新薬の承認申請等に必要な試験（薬理試験、薬物動態試験、安全性試験などの非臨床試験）の際の、先端技術利用に関するガイダンスが発出されるなど、先端技術を取り入れたより効率的な創薬環境の整備が進められている。 一方、わが国では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法において、当局の医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務が規定されているが、先端技術の利用に関する具体的な記述に踏み込んでいないために、企業は国内の医薬品開発に関わる申請用試験の評価に先端技術を用いることが困難な状況にある。レギュラトリーサイエンス総合相談／戦略相談といった当局に個別相談できる制度が存在するものの、先端技術毎に相談する仕組みだけでは非効率であり、わが国の先端技術利用の遅れを根本的に取り戻す解決策とはならない。医薬品開発ツールは、科学技術の進歩とともに更新されていく必要があり、医療の進歩と直結することから、わが国においても、先端技術を積極的に導入する仕組みを用意しておくことが求められる。2022年11月に開催された日本学術会議の公開シンポジウムにおいても、複数の委員会から仕組みの必要性が謳われている。 （要望実現により）新たな医薬品開発ツールの開発で求められる性能要件の見通しが立てやすくなる。先端技術の医薬品開発ツールとしての活用は、動物実験と比べて同等以上の精度で安全性・有効性を評価できる可能性を有し、米国における新薬開発における動物実験の義務付け撤廃のためのFDA近代化法2.0の成立で改めて注目されている。国際的な動物実験3Rs（①動物の苦痛の軽減：Refinement、②使用数の減少：Reduction、③代替法の活用：Replacement）の推進などSDGsへの貢献にもつながる。医薬品開発の効率化・促進や、わが国の創薬研究開発力の維持、関連産業の発展に資するものである。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品の品質、有効性及び安全性の評価に用いる試験法については、科学技術の進捗や国際的な規制動向を踏まえ、随時新たなガイドラインの策定や既存ガイドラインの改訂を進めています。また、厚生労働科学研究費補助金やAMEDにより新たな試験法の開発を推進しています。 　例えば、医薬品規制調和国際会議（ICH）では、日本政府を含む各国の薬事規制当局と業界団体が参加し、試験ガイドラインの策定・改訂について活発に議論されており、参加メンバーから新たな試験ガイドラインの提案を行う手続きが整備されています。 　（ICHの概要） 　https://www.pmda.go.jp/int-activities/int-harmony/ich/0014.html （ICHで合意済み又は検討中のガイドライン一覧） 　https://www.pmda.go.jp/files/000263652.pdf 　また、動物実験の代替試験法については、国立医薬品食品衛生研究所に設置された日本動物実験代替法評価センター（JaCVAM）において、公募を含め、提案された試験法のバリデーション等を行い、評価が終了したものについて順次ガイドラインを発出しています。 （JaCVAMで評価された試験法の一覧） 　https://www.jacvam.jp/test-methods.html （試験法の公募サイト） 　https://www.jacvam.jp/offer.html 　なお、生体模倣システム（MPS）による医薬品評価の活用については、AMED医薬品等規制調和・評価研究事業「生体模倣システム（MPS）の 新規ヒト型 in vitro医薬品評価法としての規格化、国際標準化に向けた基盤整備に資する研究」において、将来的なガイドライン案等の作成を視野に入れて、MPSの技術検証等が進められています。	薬発第960号　厚生省薬務局長通知	検討を予定	医薬品の評価に用いる試験法については、その策定や改訂を進めるための仕組みが存在するところですが、提案者の問題意識や具体的な提案を聴きながら、更なる対応が可能かを検討します。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
210	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.57 医薬品の臨床試験における治験薬管理者の要件見直し	該当の治験使用薬（注射剤等）について、調剤経験のある薬剤師であれば、医薬品の適応拡大の場合や該当成分が内服の医薬品として既に販売されている注射剤の場合等において、治験実施医療機関以外の所属でも治験薬管理者として選任できるような改正を検討すべきである。治験薬が新規成分の医薬品でなく、かつ、既に通常診療科において適応症を提携している疾患への投与のための調剤経験が当該薬剤師にある場合は、通常診療と同じプロセスで調剤が可能であり安全性上の問題が生じないと考える。 具体的には、GCP 第39条第2項に記載されている「原則として、当該実施医療機関の薬剤師を治験薬管理者として選任すること。」について、「ただし、該当治験薬の調剤経験のある薬剤師の場合で、実施医療機関の長が治験薬管理者として適格と判断した場合には、当該実施医療機関以外に所属する薬剤師でも治験薬管理者として選任することを可とする。」と追記すべきである。	新しい技術や手法の活用（オンラインでの診療、デジタル機器の活用等）により、患者中心の臨床試験を実現するための取組みとしてDCT（Decentralized Clinical Trial：分散型臨床試験）が注目されている。具体的には、DCTを行うことで、治験参加者の医療機関への通院負担が大幅に軽減できることから、従来は難しかった遠隔地に居住する患者等の治験参加が期待される。 しかし、現在の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（以下GCP）では、治験薬の適切な管理のために選任される治験薬管理者について、原則として治験実施医療機関の薬剤師に限定されている。そのため、治験実施医療機関から離れた場所に居住している治験参加者が治験に参加する場合、注射薬などの治験薬投与のために、治験参加者の治験薬が保管されている遠方の治験実施医療機関への通院を余儀なくされている。 （要望実現により）DCTの推進・治験の円滑化による、医療・製薬・ヘルスケア分野における産業競争力強化、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	治験実施医療機関は、治験薬管理者を選任し、治験依頼者が作成した手順書にしたがって、治験薬を管理する必要があり、治験実施医療機関に交付されたすべての治験薬を適正に管理するため、治験実施医療機関は治験薬管理者を選任することとしております。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP）第39条	現行制度下で対応可能	同一成分であっても、一般的に注射薬の方が血中濃度が早く上昇するなど、内服薬と注射薬では異なる点があり、また、同一成分であっても、適応によって用法用量が異なることも考えられます。また、治験薬の投与に際し、治験実施計画書や治験薬を理解している治験責任医師等が必要であり、治験に係る業務である治験薬投与は、治験実施医療機関が行う必要ものであるため、治験薬管理者の規定を変更することは適切ではないと考えます。 現行のGCP省令において、治験実施医療機関であれば、治験薬投与が可能であり、治験実施医療機関間の業務分担・責任の範囲等を業務手順書等において、予め定めておくことにより、同一被験者に対して、治験に係る業務を複数の治験実施医療機関で実施することは可能です。そのため、例えば被験者宅から遠方の治験実施医療機関に検査等のために通院し、近隣の治験実施医療機関にて治験薬投与を受けることは現行制度においても可能です。	△
211	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.58 医薬品の適正使用に資する情報提供の規制緩和	今後は製薬企業からも必要に応じて、患者や患者団体及びその家族に対し、医薬品の安全性に関わる情報のほか、安定供給に関わる情報を医療関係者に提示するものと近いレベルで提示できるようにすべきである。 具体的には、昭和55年薬務局長通知第1339号「医薬品等適正広告基準について」において、医薬品の安全性に関わる情報、または安定供給に関わる情報である場合は規制対象外とする旨を記載するなど、薬機法・医薬品等適正広告基準に規定された広告行為と見做される要件を必要十分な水準に緩和すべきである。	現在、医療関係者以外の一般人に対する医療用医薬品の情報提供は、法規制のもと、その要件が厳格に制限されている。 しかし、患者及び患者団体を中心に、医薬品の適正使用に資する情報に関しては、医薬品の製造・販売を担う製薬企業自らによる情報提供や関示へのニーズが年々拡大している。一方で、現在の法規制下においては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌といった従来のメディアは勿論、WEBやSNS等といったIT系のインフラに至るまで、一般人に対する医療用医薬品の情報提供に際しては、製品名を使用することが一律に顧客を誘引する行為（広告行為）に該当する可能性が高いと判断されてしまう。 そのため、医薬品に関する不適切あるいは誤った情報がSNSで拡散されているケースにおいてさえ、製薬企業自らが対処していたり、健康被害や不適切な自己判断を阻止しきれないケースが生じている（例：コロナ禍における、イベルメクチンのエビデンスに基づかない情報拡散による健康被害の発生、ワクチン副反応に対する不適切な自己判断による重篤事象の発生）、その他にも、医薬品安定供給に関する不十分な情報のインターネットでの拡散による、患者・家族の不安・恐怖感に繋がるケースも発生している（例：プラキニルの供給停止）。 （要望実現により）医薬品の適正使用推進に繋がることが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品の広告については、その不適正な使用とそれによる危害の発生を防止する観点から、、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）や関連通知である「医薬品等適正広告基準」において必要な規制が設けられています。同基準において、医療用医薬品については、使用に当たっては専門的知識が要求されるものであり、一般人への広告を認めた場合、適正な使用を誤らせるおそれが多いとともに、適切な医療を受ける機会を失わせる結果ともなることから、医薬品製造販売業者等による一般人向けの広告が禁止されています。 また、同法における医薬品の広告の該当性については、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）により、その要件を以下のとおり示しています。 ＜医薬品の広告の該当性＞ 下のいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断する。 ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること ③一般人が認知できる状態であること	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第67条 ・医薬品等適正広告基準について（昭和55年10月9日薬発第1339号各都道府県知事宛厚生省薬務局長通知） （平成29年9月29日薬生発第4号） ・「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載したとおり、医薬品の情報提供については、顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確である場合、広告に該当するものと判断し、医薬品製造販売業者等による一般人向けの広告が禁止されます。 そのため、「提案理由」に記載のあった、「医薬品に関する不適切あるいは誤った情報がSNSで拡散されているケース」や「医薬品安定供給に関する不十分な情報のインターネットでの拡散による、患者・家族の不安・恐怖感に繋がるケース」への対応のため、顧客を誘引する意図なく、当該医薬品の適正使用に係る情報を製造販売業者等が提供する行為は広告行為には該当せず、同基準違反とはならないことが考えられます。 ただし、広告の該当性については、その表現、内容、利用される媒体の性質、表現全体の構成や説明の文脈等から、当該情報提供が消費者に与える効果を総合的に考慮して、個別事例に基づき判断する必要がありますので、当該情報提供を行う場合は、適宜当課や管轄の自治体薬務担当課にご相談ください。	◎
212	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.59 医療機器該当性判断の明確化	どのような疾病の診断や治療であれば医療機器に該当するかをガイドラインにおいて明瞭にすべきである。	近年の科学技術の発展により、患者の健康・医療に係るソリューションが種々開発されているが、これが医療機器に該当するか否かは、開発プロセスや上市後のビジネスの観点で重要である。 特に、その判断に用いられる「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン」のうち、医療機器該当性に係るフローチャート①－2Cの分岐点「疾病の診断・治療・予防に使用されることを目的としているか？」の存在が、新たなソリューション開発の阻害要因となっているケースが存在する。 具体的には、抗がん剤治療に伴う副作用をレポートするソリューションは、その後の治療に影響が及ぶにも関わらず医療機器非該当とされ、一方で間質性肺炎の可能性を早期に検出して受診を促すソリューションは、直接的な確定診断には至らない可能性があるが医療機器に該当する。 前者の例は、いわゆるDigital Patient Monitoringに相当するものであり、こうしたモニタリングを主とするソリューションは、現行フローチャートでは、医療機器に該当しないと判断されてしまう。こうしたソリューションには保険適用がなされなくなることから、医療機関が当該ソリューションを積極的に利用するインセンティブが働かない。そのため、患者が本来享受できるアウトカムにつなげられていないという問題が生じている。 （要望実現により）開発者側にとって、開発しようとするソリューションの医療機器該当性についての予見可能性が高まり、開発が進み やすくなる。結果として、市場により多くの製品が登場し、健康の維持・管理・治療などの促進につながると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）においては、人の疾病の診断、治療、予防に使用されることを等の目的で使用される機械器具等については医療機器として規制を行っており、プログラムについても、その目的性等から医療機器に該当する場合、医療機器たるプログラム（医療機器プログラム）として同法の規制対象となっています。 プログラムの医療機器該当性については、プログラムの開発者に対して、同法における規制の基本的要素と判断の参考となる情報を提供することで、医療機器プログラム開発に係る事業の予見可能性を高めることを目的とし、「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン」を策定・周知し、基本的な考え方や該当性判断の手順、医療機器該当性に係るフローチャート等を示しています。 同ガイドラインについては、医療機器プログラムが新規性の高い分野であり、海外における規制についても随時見直しが行われていることから、薬事規制の国際整合性を図る観点からも海外規制を踏まえた上で国内における規制を見直すことが重要であるため、適宜見直しを行うこととしており、令和5年3月に、厚生労働科学研究班の検討結果を踏まえ、改正が行われました。研究班の検討においては、医療機器業界、事業者、法務専門家、医療従事者等が参画し、さらに、同ガイドラインの改正においてはパブリックコメントも実施することで、関係者から広く意見を求めた上で検討が行われました。 また、同ガイドラインに加え、事業者の予見可能性のため、医療機器に該当すると考えられるプログラム及び医療機器に該当しないと考えられるプログラムの代表的な過去の判断事例については、当省ウェブサイトにて掲載しており、定期的に更新を行っています。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項 ・プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（令和3年3月31日付け薬生機審発0331第1号・薬生監麻発第15号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知） ・プログラムの医療機器該当性判断事例について（令和5年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）	その他	「制度の現状」に記載したとおり、プログラムの医療機器該当性については、プログラムの開発事業者の予見可能性のため、同ガイドラインの策定・周知や過去の判断事例集の公開を行っています。これらについては、今後も適宜改正・更新することとしており、医療機器業界とも継続的に意見交換を行っています。同ガイドラインの改正等に対するご要望がございましたら、意見交換等させていただきたいと思いますので、厚生労働省医薬局宛てご相談ください。	△
213	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.60 医療機器（認証品目）のサーベイランス審査制度の見直し	不具合が生じた場合の人体へのリスクが相対的に低く、クラスⅢ及びⅣに該当する医療機器と同じく、認証品目の医療機器について5年ごとの定期QMS適合性調査のみであったとしても安全性は確保されるため、薬食機参発0401第1号を改正し、認証品目の医療機器についても5年ごとの定期QMS適合性調査のみとすべきである。	当局承認が必要な医療機器（クラスⅢ及びクラスⅣ）に比べ、不具合が生じた場合の人体へのリスクが低いと判断されるクラスⅠに該当する医療機器は自己認証、クラスⅡに該当する医療機器は一部例外があるものの第三者認証での製造販売が可能である（自己認証、第三者認証での製造販売が可能な品目を以下、認証品目とする）。 しかしながら、認証品目の医療機器は、クラスⅢ及びⅣの当局承認が必要な医療機器には対しては求められていない当局調査への対応が求められる。具体的には、厚生労働省令で定める基準に適合し、適正な管理の下に、これら医療機器等を製造しているかどうかを調査するために当局が実施する定期QMS適合性調査の年を除き、「登録認証機関によるサーベイランス審査」を毎年受審する必要がある。 対象となる製造販売業者は、これに対応するためのリソースが追加で必要になっている。サーベイランス審査日の前後で計半年程度、対応のための期間が発生しているほか、審査日は30人程度が対応する必要があることから、新たなリソース調達・開発等に従事すべき人員を、当該対応に従事させる必要がある。 その結果として、上述の規制が、社会にとって新たなる有益な医療機器を迅速に市場に普及させることの障壁となっており、当該サーベイランス審査を医療機器に係るリスク区分に基づいて適正化する必要がある。 （要望実現により）社会にとって有益なソリューションの市場への普及を推進することができ、国民の健康増進が図られる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）においては、医療機器のリスク毎に個別品目をクラス1～4に分類しており、うち、クラス2及び3の品目については、認証基準が存在し、かつ前例品がある場合は、（大臣承認ではなく、）薬機法に基づき大臣が指定する第三者登録認証機関（現在10機関）による認証での製造販売（市場流通）を可能としています。 ○ 登録認証機関の指定に際しては、薬機法での指定要件（第23条の7第1項）を満たす必要があり、その第1号において「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合すること。」を定めているところ、この前段の「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IEC 17021-1:2015）」において、国際的な規格として、以下の要求事項が定められています。 ＋＋＋ 9.1.3　審査プログラム 9.1.3.2　初回認証のための審査プログラムには、二段階で行う初回審査、認証決定後の1年目及び2年目に実施するサーベイランス審査、並びに認証の有効期限に先立って3年目に行う再認証審査を含めなければならない。この最初のサーベイランス審査の期限は、認証の決定から始まる。それに続く期限は、再認証の決定から始まる（9.6.3.2.3参照）。審査プログラムの決定及びその後の調整では、実証したマネジメントシステムの有効性のレベル、及び以前に実施した全ての審査の結果に加え、依頼者の規模、その マネジメントシステムの適用範囲及び複雑さ、並びに製品及びプロセスを考慮しなければならない。 付記3：産業固有の認証スキームがある場合、認証サイクルは3年とは限らない。 9.1.3.3 サーベイランス審査は、再認証の年以外は少なくとも暦年に1回実施しなければならない。初回認証に続く最初のサーベイランス審査の期日は、認証の決定をした日から12か月を超えてはならない。 ＋＋＋ ○ 上記要求事項を踏まえ、登録認証機関は、自らが認証した品目を有する製造販売業者に対して、「サーベイランス審査」を「再認証（5年毎の定期認証）」の年を除き、毎年実施することが求められます。 ○ なお、サーベイランス審査は薬機法改正に伴い認証制度を導入した平成17年より実施しているものですが、過去、調査結果の相互活用や過剰審査の抑制、調査対象の緩和等について関係者（産業界、登録認証機関）と協議し、サーベイランス審査制度の適正運用と平準化の推進を図ってきているところです。	薬機法第23条の7 薬機法第23条の7第1項第1号に掲げる登録認証機関の登録の基準に係る留意事項等について（平成27年4月1日厚生労働省大臣官房参事官通知、薬食機参発0401第1号） サーベイランス審査の運用について（平成27年4月7日三者協議会決定）	検討を予定	○ 認証機関による年次のサーベイランス審査は、国際規格（ISO/IEC 17021-1:2015）での要求事項に合わせて実施しているものであり、ご要望の「サーベイランス審査の廃止（5年ごとの定期QMS適合性調査のみとする）」は国際整合の観点から、受け入れることは困難です。 ○ 一方で、提案理由にある被審査側のご負担に鑑みると、サーベイランス審査の具体的な審査内容について議論する必要があると考えますので、審査側（登録認証機関側）の参画も求めつつ、関係者間で、適切なサーベイランス審査が推進されるよう必要な対応を検討する場を、令和6年度に設けることといたします。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
214	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.61 感染症指定医療機関における第一種病室の設置要件の緩和	感染症指定医療機関の施設基準における第一種病室の要件として「前室」の設置のほか、技術的な指置により「空気の緩衝帯」を設置することも認めるべきである。	第一種感染症指定医療機関の病室（第一種病室）では、隣接する空間との空気の流入出を防ぐ「空気の緩衝帯」として、「前室」の設置が要件である。しかし、スペースの制約から「前室」を設けることが困難な場合があり、第一種感染症指定医療機関における第一種病室設置の妨げになっている。病室の新設が医療機関のスペースによって制限されるため、特にパンデミック時の柔軟な対応が困難となる。また、この要件を定めた感染症指定医療機関の施設基準は、厚生労働省が2020年に公表した「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」でも引用されているため、新型コロナウイルス感染症のまん延時に使われる病室数の制約となった。 2022年に日本医療福祉設備協会が示した「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）」に、「前室以外の対策として、低速の一方向流など気流で空気の緩衝帯を作る技術がある」と記載されているように、スペースに依存しない「空気の緩衝帯」の設置のための技術の開発も進められている。そうした技術が、実験によっても陽接する空間への空気の流入出を防ぐ効果も実証されている。 （要望実現により）第一種感染症指定医療機関において、「前室」を設置するスペースがない場所にも第一種病室を新設できるようになる。また、第一種感染症指定医療機関の指定が増える可能性もある。さらに、「前室」の利用時には「外部と前室、前室と病室の扉が同時に開かないこと」といった運用上の注意点に係る人為的なミスが起こりえる一方、技術的な措置を行った場合はそうしたミスは起こりえないため、特に第一種病室の周辺で働く医療従事者の安全性向上につながる。こうしたことから、次のパンデミック時に、医療従事者の感染リスクを減らしながら医療を継続できる医療機関が増やすことにつながる効果が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	第一種感染症指定医療機関とは、感染力や罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症である一類感染症の患者の入院医療を担当できる基準を満たす病室（以下「第一種病室」と言う。）を有するものとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項に基づき、都道府県知事が指定するものです。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号、以下「指定基準」という。）において、第一種病室の要件の一つとして、一床の感染症病床を設置する個室であり、前室（病室に隣接し、当該病室に外部から出入りする際に常に経由する室をいう。以下同じ。）を有することが規定されています。 また、指定基準の施行に当たり、特に留意いただきたい事項を示している「感染症指定医療機関の指定について」（平成11年3月19日付け健医発第457号厚生省保健医療局長通知）において、第一種感染症指定医療機関の配置基準は、「都道府県の区域ごとに1か所　2床」としているところです。	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号）	対応不可	第一種指定医療機関は、一類感染症の患者の入院医療を担当できる基準を満たす第一種病室を有するものであり、原則として都道府県域ごとに1か所とされています。第一種感染症指定医療機関の指定にあたっては、その数を増やすことではなく、患者の入機・生活の質に配慮するとともに、域実に感染防止の措置を行うための建築的、設備的要件を満たしていることが必要です。 また、一類感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いため、第一種病室においては、空気感染、飛沫感染及び接触感染を考慮して、厳格な感染対策を行うことが必要です。そのため、病室内の気圧制御を容易にし、また、安全かつ厳格な個人防護具の着脱等を行うスペースともなる前室の存在は、厳格な感染対策のために必要不可欠です。	△
215	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.62 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤の包括的な劇物指定の見直し	人体への毒性が懸念されない化合物も含めた包括的な劇物指定ではなく、毒性の確認された、または毒性を有する科学的根拠のある有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のみを劇物指定すべきである。	毒物及び劇物指令第2条第32号において、「有機シアン化合物及びこれを含有する製剤」は、試験等により毒性が否定された一部の化合物及び製剤を除き、劇物相当の毒性が懸念されない化合物も含めて包括的に劇物指定されている。 有機シアン化合物はユニークな薬理特性を有するものが多く、これまで2型糖尿病治療薬ビルダグリプチンなど90以上の化合物が医薬品として使用されている。他にも、化粧品や殺虫剤に活用されるなど、医薬品及び化学製品などの研究開発に極めて有用であるが、劇物指定により劇物相当の毒性が懸念されない化合物についても、必要な管理が格段に増えることで、利活用が著しく妨げられている。具体的には、盗難紛失・漏洩流出防止のための厳格な保管体制の構築、輸送・譲渡時に求められる書登録や表示通知義務への対応、輸入通関に要する手続等が挙げられる。 このようなことが原因となり、わが国では合成化学的及び薬理学的に魅力のある有機シアン化合物であっても、研究開発利用の忌避が発生しており、創薬研究に十分に活用できていない状況である。例えば、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の産学協同スクリーニングコンソーシアム（DISC）事業は、参加企業が保有する化合物を提供し合ってライブラリーを構築することにより、より多様な化合物の中から医薬品の候補化合物を効率的に見出すことを目的としたものであるが、その化合物ライブラリーから劇物である有機シアン化合物は除外されている。こういった利用の忌避による創薬機会の喪失は企業内でも起きており、海外メーカーとの競争における足かせとなっている。 現在も化合物毎に毒性確認のうえ、劇物指定解除を申請することは可能であるが、試験開始から終了までに数か月から年単位の期間を要する。また、製薬企業においては、数千種以上の有機シアン化合物を保有しており、個々の化合物について指定解除を申請することは現実的ではない。 （要望実現により）新薬の候補となりうる有機シアン化合物の特定や製品化にかかる期間が短縮されることで、日本の創薬力・化学力が向上し、国民の健康及び産業力の向上に資すると考えられる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）では、保健衛生上の危害の防止のため、主として急性毒性の観点から特質を毒物又は劇物に指定し、主に流通規制を行っております。そして昭和41年から「有機シアン化合物」を包括的に劇物に指定しています。 具体的な流通規制としては、同法において、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造、輸入又は販売する事業者（毒物劇物営業者）は、事前に製造業の登録を管轄の都道府県知事に行う必要があります（同法第4条）。また、毒物劇物営業者に毒物及び劇物の盗難・紛失を防止すること（同法第11条）や毒物又は劇物の容器及び被包に「毒物」又は「劇物」の表示すること（同法第12条）、譲渡時に記録を取ること（同法第14条）等を義務づけています。 加えて、毒物及び劇物の除外については、原則として事業者が、化学物質ごとに急性毒性等の毒性評価結果等を除外申請の資料として国に提出したが、薬事・食品衛生審議会の専門家による審議を経て、除外手続きを実施しています。なお、医薬品及び医薬部外品については、毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物に該当しません。	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号） 毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号） 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）	対応不可	有機シアン化合物の中にはアクリロニトリルやアミグダリンなどが含まれており、これらは加熱や体内酵素等により分解することでシアン化水素を発生させ、人への毒性を有することが知られています。この特性は既知の化学物質に限られたものではなく、新規に合成された有機シアン化合物についても有している可能性があるものです。 そのため、急性毒性等の毒性評価結果等を経ることなく、毒性が既知のものを除く有機シアン化合物をすべて劇物から除外することは、盗難・紛失防止措置や表示がなくなることにより当該化学物質が適切に取り扱われずに危害発生のおそれがあることや、譲渡時の記録が不要になることにより、事故の発生時に当該化学物質の追跡が困難となりうることから、対応は困難です。 引き続き、急性毒性等の毒性評価結果等を踏まえて、薬事・食品衛生審議会での審議を経て、個別物質ごとに劇物からの除外の妥当性を判断してまいります。	△
216	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.63 新医薬品の毒薬及び劇薬の指定基準明確化	新医薬品における承認時の「毒薬・劇薬指定基準（平成10年3月12日中央薬事審議会常任部会にて了承）」のうち、現状定性的な表記となっている基準②2）から6）の明確化を求める。基準の明確化が難しい場合は、少なくとも他社製品を含め、新医薬品における承認時の毒薬・劇薬指定の根拠の公表を求める。 また、当局の新医薬品に係る承認審査の標準的プロセスにおけるタイムラインのうち、現在初回面談時に品目の販売名変更が必要な場合にはその旨を医薬品医療機器総合機構（PMDA）から情報提示することになっているが（薬機発第1227001号、平成22年12月27日）、毒薬及び劇薬に該当する可能性がある場合においても同様に初回面談時にその旨の情報を提示すべきである。	新医薬品の毒薬及び劇薬については、薬事・食品衛生審議会の医薬品部会に諮問され、厚生労働大臣が指定することになっている。製薬企業は指定結果の公示日である承認日以降、毒薬及び劇薬の指定区分となった場合は、薬価収載後、速やかに当該医薬品を流通させるために約2か月間で劇薬に指定された場合には「劇」の文字が、毒薬に指定された場合は「毒」の文字が表示された容器又は被包（包装）を用意するため、多大な労力を要する。製薬企業にとっては、毒薬及び劇薬に指定される かを含めの判断が事前に予見しやすくなるだけで、このような労力が解消されることも多い。 （要望実現により）毒薬・劇薬指定結果に対応するために製薬企業が割いてきた労力が削減され、当該医薬品流通がより確実なものとなる。ひいては、一日でも早く安定的に患者に新薬を届けることが可能となり、国民の健康増進に貢献できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に規定されている毒薬及び劇薬は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（規則）において指定することとしており、新たな医薬品について製造販売承認申請があった場合は、医薬品医療機器総合機構（PMDA）による審査及び薬事・食品衛生審議会における審議を踏まえ、毒薬・劇薬の指定が必要な医薬品について規則の改正により指定している。毒薬・劇薬の指定基準は「毒薬・劇薬指定基準」（平成10年3月12日中央薬事審議会常任部会了承）により示している。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）	検討を予定	毒薬・劇薬の指定の判断は指定基準に基づきPMDAによる個別医薬品の審査の中で評価を行っているところ、企業の予見可能性を高める観点から、審査のより早い段階で指定の可能性やその根拠を提示することについて、PMDAや関係業界の意見を聴いて検討を行う。	△
217	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.64 低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価の免除	欧州等の他のカルタヘナ議定書締約国と協調し、わが国においても少なくとも医療機器総合機構（PMDA）が公開している生物多様性影響評価書（AAV記載例　令和5年2月版）に事例としてあるAAVベクターのように、承認済みの複数の遺伝子治療用製品等医薬品で安全性が確認されている非増殖性で低病原性のリスクの低いベクター については、治験開始前の評価を免除し、例えば米国と同様に承認申請時に審査を行うこととすべきである。	遺伝子治療用製品の開発においては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、治験開始前に環境影響評価を実施し、主務大臣（厚生労働大臣及び環境大臣）の承認を得ることが求められている。現在、日本では治験開始前の申請書の提出から承認を得るまでの総事務処理期間の中央値が5.0か月（2022年度参考値）である。一方、米国においては原則、治験開始前の申請は不要とされ、承認審査の段階で環境影響評価の情報を添付し同時に審査を受けることとなっている。 このように、日本では米国に比べ治験開始に長い対応時間が必要となる。加えて、申請のための日本独自の資料作成・手続も必要であり、これらの要因が、米国と国内の遺伝子治療薬開発品目数の大きな差の一因となっていると考えられる。 カルタヘナ法は生物の多様性を確保するための国際ルールである「カルタヘナ議定書」を適切に運用するために定められた法律であるが、米国では議定書に批准していない。日本と同様、議定書に批准している欧州では、治験開始前の環境影響評価が求められており、業界団体であるARM（Alliance for Regenerative Medicine）、EFPIA（European Federation of Pharmaceutical Industries and Associations）、EuropaBio（European Association for Bioindustries）から欧州委員会に対し、治験開始前の環境影響評価を免除すべきとの共同声明が公表されている。 遺伝子治療用製品に使用されるアデノ随伴ウイルス（AAV）ベクターは、自己増殖能がなくヒトに対する病原性のないウイルスに由来し、非分裂細胞では遺伝子発現が長時間持続することから、遺伝子治療用ベクターとして有力なベクターである。これまで、AAVベクターを利用した遺伝子治療用製品が複数承認されており、現在も様々な治験が実施されているが、これまでAAVベクターを用いた遺伝子治療による環境リスクは認められていない。 近年、PMDAの取り組みにより、カルタヘナ法関連承認審査の運用改善がなされ、事務処理期間の大幅な短縮が実現した。しかし、治験開始前の環境影響評価を要する欧州や日本よりも米国で遺伝子治療の開発が進んでおり、国内での承認が遅れる、または承認されない、いわゆるドラッグ・ラグやドラッグ・ロスに繋がることも懸念される。 （要望実現により）ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの解消だけでなく、遺伝子治療用製品の開発における国際競争力の強化に資することが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 環境省	臨床研究の段階及び開発初期の臨床試験に用いる遺伝子組換え生物等について、特段の拡散防止措置を取らない閉放系で使用する場合には、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づいて承認された第一種使用規程を遵守することとなっています。また、第一種使用規程の承認については、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等による生物多様性影響についての評価を行い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構での評価、学識経験者からの意見を踏まえ、申請における第一種使用規程に従って本遺伝子組換え生物等の使用等を行う限り、生物多様性に影響が生じるおそれはないことの確認をしなければならないことになっており、これまでカルタヘナ法の対象とされる遺伝子組換え生物等のうち、特定の遺伝子組換え生物等が対象外とされたことはありません。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	検討を予定	生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物等の安全な取扱いを確保することを目的とするカルタヘナ議定書の締約国である日本において、特定のウイルスベクターをカルタヘナ法の対象外として取り扱うことは国際協調の観点から困難です。一方で、これまで独立行政法人医薬品医療機器総合機構における審査の運用の見直し等を通じて、カルタヘナ法に基づく事務処理の迅速化を図ってきたところであり、ご要望の「低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価」については、海外の情報（特にカルタヘナ議定書に批准している他国における状況）等を踏まえ、再生医療等製品に係る業界団体と議論したいと考えています。	○

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
218	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.65 再生医療等製品及び医薬品の製造に使用する生物由来原料等に関わる規制の合理化	以下の規制改革を要望する。 1.「生物由来原料基準」で定められている生物由来原料等の管理について、ウイルス等の感染リスクが低い「ヒト／動物細胞株を用いた遺伝子組換えタンパク質」については、リスクに応じた新たな管理基準の設置を求める。 2.「生物由来原料基準の運用について 1 第1通則関係」に生物由来原料基準の通則9の取り扱いを追記し、原料等の段階での管理に限らず、再生医療等製品や医薬品の製造工程や特徴も踏まえて、欧米で実施されているような包括的なリスクアセスメントも取り入れることを求める。	再生医療等製品及び医薬品（以下、製品）の製造にあたっては、使用される生物に由来する原料等について、細菌・真菌・ウイルス等の感染リスクから、製品の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、製造に使用される際に講ずべき必要な措置に関する基準が定められている（生物由来原料基準）。 1. リスクの管理基準について 生物由来原料基準は、原料等の種類別に基準が設けられているが、原料等の段階で異なる感染リスクを持つものに同じ基準が適用されているものがある。 例えば、ヒト／動物由来原料基準では感染リスクが低いと考えられる「ヒト／動物細胞株を用いた遺伝子組換えタンパク質」（既にウイルス検査等検査が実施され、一般的に使用が認められている細胞株を使用して作成した遺伝子組換えタンパク質）が、それと比べれば感染リスクの高い「ヒト／動物細胞・組織に直接的に由来した原料等」（直接ヒト／動物の血液等に由来するタンパク質）と、製造工程において同等の細菌、真菌、ウイルス等を不活化又は除去する処理が求められている点があげられる。 2. リスクアセスメント手法について 日本においては、生物由来原料基準により原料等の段階で基準が定められ、基準に適合した原料等を使用して製品を製造することが求められる。これにより、感染性物質の製造工程への持ち込みリスクを管理することで、製品の安全性の確保が図られている。一方で、欧米においては、原料等からの感染性物質の持ち込みリスクだけで判断するのではなく、製品製造における当該原材料の使用工程、使用量、除去可能性また感染性物質の検出可能性などを考慮し、それぞれの製品製造工程全体として包括的なリスクアセスメントを行うことで最終的な製品の安全性を確保することが可能となっている。 このため、欧米では包括的なリスクアセスメントの結果、使用可能と判断される原料等であっても、日本では生物由来原料基準に適合しないことから使用不可と判断され、同じ製品であっても日本での開発に当たって生物由来原料基準に適合した原料等への変更を余儀なくされる場合がある。その結果、日本における開発の大幅な遅延や停滞を引き起こすとともに、海外で開発が先行している製品の日本導入の障害となっている。なお、生物由来原料基準通則9に おいて「医薬品等の品質及び安全性について、本基準中の規定により求められるものと同等以上の妥当性を有することが確認され、その旨が、製造販売の承認等の際に交付される承認書に記載されている医薬品等については、本基準の当該規定を適用しないものとする。」という、リスクに基づいた柔軟な運用を許容する記載はあるが、実態としては当局からは生物由来原料基準への準拠が強く求められている状況である。 再生医療等製品及び医薬品における原料等の変更は、有効性や安全性に影響を及ぼす可能性があり、海外製品との同等性を証明できず、日本において開発が遅延するまたは開発されないドラッグ・ラグやドラッグ・ロスに繋がることが懸念される。この一因となりうる日本特有の規制について、海外との整合化を図るよう、基準の改定及びリスクアセスメントを踏まえた柔軟な運用が不可欠である。 （要望実現により）日本のドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの解消だけでなく、再生医療等製品及び医薬品の開発における国際競争力の強化に資することが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	生物由来原料基準の通則9において「医薬品等の品質及び安全性について、本基準中の規定により求められるものと同等以上の妥当性を有することが確認され、その旨が、製造販売の承認等の際に交付される承認書に記載されている医薬品等については、本基準の当該規定を適用しないものとする。」と明記されている通り、実際に、個別の医薬品等の審査においては、生物由来原料基準の規定に適合していない原料を使用している製品であっても、当該医薬品等の製造工程等を踏まえ、安全性が確保されると判断される場合には、承認書の記載を登儘した上で承認されています。	生物由来原料基準（平成15年厚生労働省告示第210号） 生物学的製剤基準の運用について（平成26年10月2日薬食審査発1002第1号・薬食機参発1002第5号）	検討を予定	個別の製品に対する通則9の適用については、PMDAにおける相談・審査において対応しているところ、「生物由来原料基準」及び「生物由来原料基準の運用について」の改正等については、AMED研究班において業界団体からのヒアリングも含めて産学官の関係者により検討が進められているところであり、引き続き検討を進めたいと考えています。	○
219	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.67 農地所有適格法人の要件緩和	わが国農業の振興や農地の荒廃を回避するためにも、農地所有適格法人の要件を緩和すべきである。特に、①一定の要件を満たす公開会社による農地所有の容認や、②上場持株会社（HD）の連結子会社の農地所有適格法人に関しても、農業者以外の者の持株比率を100%まで認めるべきである。	現行の農地法において、農地所有適格法人となる株式会社は「公開会社でないもの」に限られている。そのため、農地所有適格法人になることができない農業法人は、賃貸借形式でしか農地や採草放牧地を確保することができず、また、農地所有適格法人は上場による資金調達が難しい。 特に、このことが農業を大規模かつ安定的に経営していく上で障害となっている。例えば、天候による影響を受けにくい生産施設（農業用ハウス、ICT等の先端技術と販売力を融合させ、かつ地域資源エネルギーを活用した次世代施設園芸）や、アニマルウェルフェアに配慮した大規模な飼養施設などを建設・運営しても、土地に関して期間満了に伴う返却を求められた際は多額の建設費用をかけたものが何ら補償なく原状回復を行わねばならず、資産除去債務を計上する必要があり、損益計算上のコストが増大するという実態が発生する。 また、農業法人の経営にあたって、上場による資金調達を志向する企業も近年増加している中、農地所有適格法人では、農業者以外の者の議決権は総議決権の2分の1未満とされており、株主による牽制機能等ガバナンス面での問題が考えられる。 （要望実現により）上場後も資本政策や資金調達等において不透明な制限を受けることがなくなり、かつ公正な開示ルールに従うことで社会全体による適切な企業統治・牽制も保たれると考える。併せて、わが国の食料自給率の向上に向け、農業の大規模化や6次産業化の推進の観点からも、農地を所有する株式会社に係る株式を上場させることは、ヒト・モノ・カネの側面からも少子高齢化に伴うわが国農業の衰退を回避する上での有力な選択肢になると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	農地所有適格法人とは、①株式会社の場合にあっては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の合計が当該法人の総議決権の過半を占めること等とされています。	農地法第2条第3項及び第3条第2項	その他	農地法においては、法人の農地取得は、農業関係者が議決権の過半を占める農地所有適格法人に限定しています。 一方、農地所有適格法人以外の法人による農地取得については、農業関係者以外の者の意思決定による農業からの撤退、農地の転売等を心配する声が、農業・農村現場にあることも事実であり、慎重に検討する必要があると考えております。 なお、農地所有適格法人の資金調達の柔軟化については、令和4年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、 ① 食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する、 ② 実施時期について、「引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置」する こととされています。 農林水産省としては、当該閣議決定に基づき、農業関係者による決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置について、引き続き検討を進めます。	◎
220	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.68 自動車の保管場所標章の撤廃	保管場所標章を貼付する趣旨を考慮すれば、保管場所標章自体が不要と考えられ、撤廃すべきである。	現状、自動車の保管場所の確保等に関する法律及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則により、車両保有者は、警察署で交付された保管場所標章のステッカーを原則、自動車後面ガラスに貼付し、表示する義務がある。そのため、車両への保管場所標章の貼付のため、標章原本取得のための警察署への出頭及び現地での手続や、レターパックによる郵送手続が発生している。 保管場所標章は自動車保管場所証明（車庫証明）が交付された自動車であることを示すものであるが、ナンバープレートの取得には車庫証明の取得が要件であり、国土交通省もナンバープレートには車庫証明の取得が行われていると推定する機能が付加されていると整理している。そのため、外形的に車庫証明が交付された自動車であるかどうかの判断にあたっては、ナンバープレートの有無を確認することで代替可能であると考えられる。 令和3年度の国内新車登録台数は約268万台、移転登録は約604万台、変更登録は約126万台となる。 （要望実現により）保管場所標章の撤廃による車両登録に係る警察への出頭、郵送対応の業務効率化が進むことにより、自動車ユーザーの利便性向上とともに、警察署内における事務効率化にも繋がることが想定される。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	警察署長は、保管場所証明書を交付したときや軽自動車に係る保管場所の届出を受理したとき等において、自動車の保管場所の位置等について表示する保管場所標章を交付しなければならないこととされています。 また、保管場所標章は、自動車の後面ガラスに、当該保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいようには引付けなければならないこととされています。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条 自動車の保管場所の確保に関する法律施行規則第7条	検討に着手	現在、保管場所標章廃止の検討を進めているところです。	
221	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.69 同一車体を複数種類のバッテリーで運用することを可能にする認証制度改革	UN認証を受けたバッテリーに関しては、仕様差があるバッテリーであっても自動車型式認証時の並行設定（複数型式の部品が使用可能となるよう、予め想定される部品型式（装置認証済みのもの）全てで自動車型式認証を得ること）を可能とすべきである。また、並行設定されているバッテリーの範囲であれば自動車検査登録の変更申請等の手続は不要とすべきである。	現状、自動車技術総合機構が定める審査様式（自動車型式認証実施要領）の通り、車体とバッテリーは一体認証であるため、新しい型式のバッテリーを使用する際は自動車型式認証を再取得する必要がある。また、新しい型式のバッテリーで自動車型式認証を行った場合は、前回認証を受けたバッテリーの使用はできない。このような同一バッテリーの利用を前提とした現状の制度は、脱炭素化への貢献が期待されるバッテリー交換式EVの普及の妨げとなっている。 EVに搭載するバッテリーについては、装置型式指定規則第5条5の17に記載の通り、UN認証を受けているバッテリーであれば、装置型式指定を受けたものとみなされる。 （要望実現により）バッテリー交換式EVの普及拡大につながり、以下の点からの脱炭素化への貢献が期待される。第一に、バッテリー交換式EVのバッテリー交換時間は3分以下であり、EVへのエネルギー充填における時間効率が高い、第二に、バッテリー交換式EVのバッテリーへの充電は時間をかけて行われるため、急速充電と比較してライフサイクルが長いうえ、再生可能エネルギーが発電するタイミングを計って蓄電する使い方が可能である。第三に、車両では使えなくなったバッテリーを回収し、二次用途にリユース・リサイクルすることも容易である。第四に、ステーション内の複数のバッテリーを活用し、分散電源として系統調整力や災害時電源などへ活用可能となる。さらに、ユーザビリティの観点からも、車体とバッテリーが分離できるため、車体を入れ替えることなく新型のバッテリーを導入・入替え可能となり、車体変更せずにEVの走行可能距離等のスペックを維持・向上させることができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	【自動車型式認証時の並行設定】 ・道路運送車両法における自動車型式指定制度（認証制度）では、同一の自動車型式と扱う範囲について、自動車の主要な構造・装置毎に判定基準を設けております。 ・自動車に搭載される駆動用バッテリーにあっては、電池の種類（リチウムイオン電池、鉛蓄電池等）が同一の場合、例えば容量違いのものであっても同一の自動車型式の範囲と扱うことが認められるため、同一の自動車型式に複数の駆動用バッテリーを設定することは可能です。 ・一方、電池の種類が相違する駆動用バッテリーは、その周辺の構造も異なってくることから同一の自動車型式とは扱っておりません。 【自動車検査登録の変更申請等の手続】 ・独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程のうち改造自動車審査実施要領において、改造自動車と定義される改造の範囲を定めております。 ・上記範囲により、原動機用蓄電池の取付位置の変更或いは定格電圧、種類又は総容量の変更を行う自動車は改造自動車となり、事前書面審査が必要となります。	自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号） 自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年自審第1252号） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号） 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年規程第2号）別添4「改造自動車審査実施要領」別表第1（10）	検討を予定	・制度の現状に記載のとおり、自動車型式指定制度においては、電池の種類が同一の場合、同一の自動車型式に複数の駆動用バッテリーを設定することは可能です。 ・一方、現在、同一の自動車型式の取扱い見直しについて、関係団体・業界団体等含めて課題の整理を進めているところです。 ・引き続き、関係者による連携のもと、ご提案の趣旨も踏まえて、制度の見直しに係る検討を進めて参ります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
222	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.70 バッテリーステーションにおける車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵要件緩和	安全性が担保されることを前提に、消防危第295号で示された耐火性布で覆う要件とは別に、一定の要件を満たす場合にも、車載用リチウムイオン蓄電池の指定数量の判断において、合算を不要とすることを明確化すべきである。その要件のひとつとして、蓄電池を地上高3m からコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、蓄電池内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されないこと、などが考えられる。「消防危第303号（平成23年12月27日）」には、リチウムイオン蓄電池の貯蔵・取り扱いに係る運用にあたり、当該落下試験を実施して上記の結果が得られる場合、電気設備を防爆構造とすることや、可燃性蒸気の排出に係る設備の設置などの措置を講ずる必要はないとされている。	車載用リチウムイオン蓄電池を含め、指定数量以上の危険物に係る設備については消防法のもとでの規制に服しており、指定数量未満の場合は、自治体が策定する火災予防条例に服することとなる。自治体の火災予防条例においては、指定数量未満であって、一定の数量以上の危険物の貯蔵に必要な防火設備等に関して規定を設けている。 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に関する運用については、「消防危第295号（令和4年12月26日）」により、車載用リチウムイオン蓄電池を複数置く場合には、特定防火設備と同等の耐火性能を有する布でそれぞれを覆うことにより、当該蓄電池ごとの「指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所」として取り扱うことが可能である旨、自治体に対して通知がなされた。これによって、車載用リチウムイオン蓄電池を複数貯蔵する場合、指定数量については、複数の蓄電池の合計値ではなく、それぞれの蓄電池ごとに判断できることとなった。しかしながら、耐火性布で覆う場合、バッテリーとコネクタ部の接続部分まで覆うことが求められており、頻繁に蓄電池の取り出しや格納を行うにもかかわらず、耐火性布を都度取り外しなければならないため、運用において困難がある。 （要望実現により）車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵にあたり、円滑な取り出しや格納が可能となり、バッテリーステーションの運用の効率化に資する。それに伴い、バッテリー交換式EVやバッテリーステーションの普及が加速し、運輸部門における脱炭素化への貢献が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	・リチウムイオン蓄電池の貯蔵や取扱いに関しては、これまで平成23年12月27日付け消防危第303号通知、令和4年4月27日付け消防危第96号通知及び令和4年12月26日付け消防危第295号通知によりその運用を示しており、これらの通知に基づき貯蔵するリチウムイオン蓄電池については、その数量の算定において蓄電池設備ごとの指定数量を合算しないことができることとしています。 ・なお、令和5年9月19日付けで危険物の規制に関する規則等を一部改正（総務省令第70号）し、蓄電池設備以外では危険物を取扱わない一般取扱所のうち、JIS等の出火・類焼対策の規定に適合した蓄電池設備については、流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制を適用しないこととしたところです。	危険物の規制に関する政令第1条の11、第19条第2項 危険物の規制に関する規則第28条の60の4	その他	・リチウムイオン蓄電池の指定数量の算定等については制度の現状のとおりです。 ・リチウムイオン蓄電池設備以外で危険物を取扱わない施設（リチウムイオン蓄電池の電解液の量が指定数量以上になるもの）のうち、蓄電池設備がJIS等の出火・類焼対策の規定に適合するものについては、危険物の規制に関する規則第28条の60の4第2項に基づき、流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制について適用しないこととしています。 ・なお、消防庁では、有識者による検討会を開催し、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制のあり方について検討しているところです。	
223	令和5年11月17日	令和6年1月19日	司法書士登録していない司法書士試験合格者が試験合格者であることを名乗る場合の方法を明確化すること	縦割り110番301202003 提案は、司法書士登録していない司法書士試験合格者が「司法書士有資格者」または「司法書士試験合格者」と名刺に記載することを認めるべきであるとする。／これに対して法務省は、「司法書士でない者（司法書士となる資格を有する者を含む。）が司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いることは司法書士法第73条第3項に違反することになります。」として、これらの記載は違法であると回答した。／では、司法書士登録していない試験合格者は自らをどのように紹介すればよいのか？／法務省の見解では「司法書士試験に合格している」と記載しただけで司法書士であると誤信させる犯罪行為になるから、こ→	→試験合格者はその事実を公表できず、「隠れ司法書士試験合格者」としての生活を強いられてしまう。／この結論が奇妙であるのは論を俟たないが、理論的にもやはり奇妙である。／巻．まず、司法書士の上位資格である弁護士法には「弁護士と記載してはならない」（74条1項）とあるだけで、類似表示までは規制していない。／実際、廃業した元弁護士が「元弁護士」と表示してウェブライターとして活動しているが、読者がのライターを弁護士登録した者であると誤信することはないだろう。／当然、司法試験合格者や弁護士試験合格者と称しても捕まらないだろう。／なぜ下位資格である司法書士試験の合合格者であると名乗れないのか？／弐．H30の「人づくり革命基本構想」では「リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。」として、厚生労働省が教育訓練給付を実施し、司法書士試験もその助成対象となっている。／この制度におけるリカレント教育は司法書士としての開業や司法書士法人への就職のみが目的ではなく、多様な人材が様々な場所で専門知識を活用する社会のあり方を「生産性革命を推進する」と想定していると思われる。／そうであれば、一般企業での雇用や従業員としての活動において試験合格者であると表示することは「人づくり革命基本構想」の趣旨に沿うものであると考える。／参．無登録者が業務を受任した時点で厳罰を課せば済む話でしょ。／他の士業法の規制と均衡を失した、表現の自由の侵害である。	商業登記ゲンロン	法務省	法務大臣は、司法書士試験に合格した者に合格証書を交付し、その氏名を官報をもって公告することとなっています（司法書士法施行規則第4条）。	司法書士法施行規則第4条	対応不可	司法書士でない者（司法書士となる資格を有するが、司法書士名簿への登録を受けていない者を含む。）は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いることはできません（司法書士法第73条第3項）。 なお、司法書士試験に合格した者は、合格証書の交付及び氏名の官報公告がされることから、これらを用いることにより司法書士試験合格者であることを明らかにすることができます。	
225	令和5年12月15日	令和6年1月19日	都道府県警ごとにバラバラな駐車禁止除外証票の申請手続き及び書式の統一(標準)化	標記手続きは都道府県警察(公安委員会)ごとに手法や書式が異なるためのローカルルールの典型例の一つとなっている。統一したルールの下で運用して欲しい。また個人申請者に歩行が困難な障害者が多いことから、自治体の窓口で関係する制度のワンストップ手続きができるようにもして欲しい。	（警視庁（東京都）） https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.files/chusha018.pdf （愛知県） https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/jogai-shiyou/chusha/images/jyogaisinnsei.pdf （北海道） https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/down_load/14/06.pdf （福岡県） https://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/1000/1/10_hyousyoukoufu.pdf?20210330162518 （新潟県） https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/258667.pdf これらの他にも、そもそも様式をホームページで公開していない大阪府、京都府など)、ホームページにて書式を公開していることも署員は知らなかったし、それで出されても警察署備え付けの紙書式に改めて書いてもらう(新潟県など)など、ローカルルールは47都道府県(さらには警察署ごと)それぞれに存在している。 また障害者は駐車スペースの優先証票である「パーキング・パーミット」を併せて申請することが多い。しかしこちらは自治体が主管なので自治体と警察署の両方で同じような申請を行わなくてはならない。	個人	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するための必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 駐車禁止の除外措置の対象とする車両については、公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中の車両や、身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両について、駐車規制の対象から除外するものです。 パーキング・パーミット制度は、地域の実情に応じた地方自治体の独自の制度であり、申請手続等は自治体が各自で決定しております。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第2項	検討を予定	駐車禁止の交通規制から除外する措置については、道路交通法第4条第2項に基づく都道府県公安委員会が行う交通規制として行われています。 申請書等の様式は各都道府県で異なっているところ、書式の統一や、ウェブサイト上での広報周知の拡大は必要であると認識しており、検討を予定しています。 なお、除外措置の具体的基準は、地域によって、道路交通環境や駐車需要といった交通実態や、駐車規制から除外した場合の交通の障害の程度が異なることから、都道府県公安委員会規則で定めており、その基準に応じた申請手続を定めているところです。 警察庁では、都道府県警察における取扱いが大きく異なることのないよう、運用に関する基本的な考え方を通達により都道府県警察に示しているところです。 他方、申請者の御負担を軽減するといった観点からは、申請手続のオンライン化についても検討しています。 なお、左記のとおり、パーキング・パーミット制度については、地域の実情に応じた地方自治体の独自の制度であり、申請手続等は自治体が各自で決定するものと考えております。	
226	令和5年12月15日	令和6年3月15日	介護目的の体毛脱毛施術の推進	入浴や排泄介助を受けやすくするために体毛脱毛施術を推進する。そのために統一的なガイドラインを定めて、安全な行為について定義する。	高齢者や障害者が寝たきりになる等で、入浴や排泄に介助が必要となった場合、体毛に便やごみが絡まり介護スタッフがそれを除去するために時間をかけざるを得なくなる可能性が非常に高い。そのため中高年者を中心に自身が動けなくなる前に予防策として体毛脱毛を行う事例が増えている。しかし脱毛は保険適用外の自由診療であるため、脱毛施術を実施する医療機関は技術の習熟度に差が顕著にあり、近くに脱毛施術を行う医療機関が少ないもしくはゼロな地方在住者は東京に行ってまで脱毛施術をうける実態がある。またこうした保険外の美容脱毛施術は規制の範囲外でもあるため、医療機関以外にエステサロン等も脱毛施術を実施しており、技術が稚拙な割に多額のクレジットローンを組まされるなどの消費者トラブルも起きている。 介護職に人材が集まらない原因の一つに排泄物のトラブル対応への嫌悪感がある。介護を受ける側の事前対策としてトラブルを軽減させる取り組みをすることで介護職に対するイメージが向上する。	個人	厚生労働省 消費者庁	入浴や排泄の介助を含む介護について、例えば指定介護老人福祉施設においては、「入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない」とされており、介護が必要になった方の体毛の有無にかかわらず、適切にサービスを提供することが事業者に義務づけられているところであり、介護保険制度においては、必要な方が必要な介護サービスを受けられるよう、体毛の有無を含め、介護を受けるに当たって身体上の要件等は設けておりません。 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて（医政医発第105号）」においては、用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為を医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する旨を周知しています。 また、美容医療サービスや「脱毛エステ」等に関する消費生活相談は多く寄せられていることから、消費者庁や独立行政法人国民生活センターにおいて、関係省庁とも連携して注意喚起を行っています。	・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第13条等 ・医師法（昭和23年法律第201号）第17条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
227	令和5年12月15日	令和6年1月19日	No.24 死亡・相続に係る手続のデジタル完結	死亡・相続に係る手続のエンドツーエンドでのデジタル完結及びワンスオンリーを実現すべきである。具体的には、以下4点を求める。 ① 死亡届の届出をデジタル化する。 ② (1)を踏まえ、公的個人認証サービスの失効理由を「死亡」と「海外転出」に切り分け、民間事業者が確定的に死亡の事実・死亡日情報を把握できるようにする。 ③ マイナンバーを中核とする行政機関同士のバックヤード連携により情報を取得可能であることから、マイナンバーを利用して相続人であることの確認ができた場合には、死亡・相続に係る手続において、死亡届、被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本及び住民票、法定相続一覧図の写し、相続人全員の印鑑証明書の提出を不要とする。一部の改製原戸籍は電子化されずに紙で残存しているが、これらもマイナンバーの利用及び行政機関同士のバックヤード連携による一括での情報取得の対象となるよう、自治体に対し電子化の技術的助言を行う。その他にも、マイナンバー制度の活用によって取得可能な書類・情報はすべて提出を不要とし、相続人の本人確認のみですべての手続が可能となるよう見直しを行う。 ④ 民間企業に対して行う銀行・証券口座や電話通信契約の名義変更・解約等においても、行政手続と同じく相続人の本人確認のみで完結するよう、マイナンバー制度の活用を認める。 エンドツーエンドでのデジタル完結は、現在必要な各種手続を単にデジタルに置き換えていては実現しない。真に必要な手続のみとなるよう簡素化し、サービスデザインの観点から設計しなおすBPRを行うべきである。 なお、現行の制度において既に、第三者であっても、自己が法定相続人となる遺産相続などの権利行使を目的とする場合には、請求理由等の確認を条件に、委任状を必要とせずに戸籍謄本・住民票の交付を請求できることとなっている。したがって、本要望で実現を求めるマイナンバーの活用においても、使途が死亡・相続に係る手続であることの確認を前提に、現行の制度と同様とすべきである。	デジタル庁では、行政手続だけではなく民間手続を含めて死亡・相続ワンストップサービスを推進することとしている。しかし、起点となる死亡届及び死亡診断書(死体検案書)は法制度上、電子化を阻害する規制はなく、行政手続等の棚卸結果等の調査結果でもオンライン化実施済と公表されているにもかかわらず、いまだオンライン手続の採用自治体はなく、紙での提出となっている。 土地・不動産の相続登記・登録免許税納付・名義変更、相続税申告、未支給年金申請、銀行・証券口座、クレジットカード、電話通信契約・サブスクリプションサービス等の利用停止・解約・名義変更等、行政・民間の様々な手続においても、同じ書類(死亡届、出生から死亡までのすべての戸籍謄本、遺言書情報証明書、法定相続一覧図の写し、相続人の住民票、印鑑証明書等)を再三提出する必要がある。さらに、手続によって必要な書類が異なり、自身で調べて都度書類をそろえなければならないことが、相続人・遺族の大きな負担となっている。 また、公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認することができるが、回答は「死亡又は海外転出」に留まり、確定的に死亡の事実を把握することができない。 (要望実現により)相続人・遺族の書類の収集・提出の負担を軽減できるだけでなく、必要書類の不備等、手続自体に不慣れであることに起因する手続不能の事態を回避できるようになり、相続人・遺族、地方公共団体・法務局等の行政機関、銀行・保険会社等の事業者の三者にとって利便性が向上する。 民間手続においても、事業者が顧客の死亡情報を確定的に把握できることで、保険金請求手続やサービス利用料徴収の適時停止等、遺族に対する案内を円滑に進めることが可能となる。故人が契約していた各種サービス等の情報を把握していない場合においても、遺族が自身で契約先の特定等を行う必要がなくなり、負担軽減につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	① デジタル庁 法務省 ② デジタル庁 総務省 ③ デジタル庁 1パラ 3パラ 法務省 2パラ ④ デジタ庁 総務省	① 死亡届を電子的に提出することは可能です(戸籍法施行規則第79条の2第2項)が、提案理由のとおり、電子的な死亡届を受理できる市区町村は現時点では存在しません。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。 ② 現在、電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」には、死亡や海外転出、職権消除が含まれています。 ③1パラ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。 2パラ 改製原戸籍を含む除籍簿につづられた除籍については、イメージデータ化を実施し、当該データを原本として取り扱うことが現行制度下において認められており、各市区町村の判断により順次イメージデータ化が進められています。 3パラ 行政機関等間における情報提供ネットワークにおけるマイナンバー連携については、不正な情報提供の防止等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二において、情報提供のパターンごとに、情報提供の求めができる機関(情報照会者)、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる機関(情報提供者)、利用事務及び提供される特定個人情報が限定列挙されています。 ④ 番号利用法第2条10項において、マイナンバーを利用可能な者は「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者」とされており、マイナンバーの利用範囲は同法第9条各号において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとするものです。	① 戸籍法施行規則第79条の2第2項 ② なし ③ 1パラ なし 2パラ 平成8年9月24日付け民二第1700号民事局長通達 3パラ 番号利用法第19条8号(別表第二) ④ 番号利用法第2条10項・第9条	① 検討に着手 ② その他 ③ 1パラ 検討に着手 2パラ 現行制度下で対応可能 3パラ その他 ④ その他	① 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡届・死亡診断書提出のオンライン化に向けて検討してまいります。 ② 電子証明書の失効理由「affiliationChanged」に「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、難しいと考えられる一方で、「affiliationChanged」に含まれる「海外転出」が、令和6年5月以降、失効理由でなくなることにより、「affiliationChanged」における大宗は自然と「死亡」となることから、このことを署名等検証者に周知し、事業の効率化に活用いただきたいと考えています。 ③ 1パラ 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討してまいります。 ご提案の内容については、検討に当たっての参考とさせていただきます。 2パラ 制度の現状欄に記載のとおりです。 3パラ マイナンバー連携による各事務手続に係る書類の提出の有無や省略の可否等については、「制度の現状」にあるように、まず番号利用法別表第二において、情報連携を行う機関、事務及び提供を受ける情報を規定する必要があるが、各事務等を規定の対象に含めるかは当該事務を所管する制度所管省庁においてまず検討されるものであるため、その状況を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。 ④ マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあるところ、将来的な個人番号の民間での利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。	
228	令和5年12月15日	令和6年1月19日	No.28 差押通知書の送達のデジタル完結	行政機関が金融機関に交付する差押通知書の送達について、行政機関・金融機関双方にとって円滑な実務の実現を前提に、書面による持参あるいは郵送を廃止し、データでの送付を認めるよう法改正すべきである。また、データの送付や取扱による差押実施が問題ない旨、地方公共団体及び事業者に対して明示的に周知すべきである。このとき、法制審議会において民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに向けた議論が進んでいることから、送達の効力が発生する時期や行政機関・金融機関間で利用するシステム等について平仄のそろった制度とすることを求める。 デジタル庁が実施している「行政手続等の棚卸結果等」(令和3年度調査では、財務省は差押通知書の送達や差押解除の通知について「オンライン化の検討は可能だが、性質上電子化すべきでなく、書面で扱うことが望ましいため未実施」と回答している。しかし、デジタル庁は2023年4月に「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定し、デジタル手続法第7条第1項により処分通知等についてはデジタル化が可能であると示している。)加えて、差押通知書や解除通知と同じく本人への到達が重要である民事訴訟法上の公示送達制度のデジタル化についても、デジタル臨時行政調査会において検討を進めているところである。 したがって、性質上書面で扱うべきという結論ありきではなく、デジタル5原則に沿ってアナログ手続を一掃するという政府の方針に従い、データの送付を認めるようデジタル化することを求める。	税金や各種保険料等の滞納処分の財産差押えにあたって金融機関が行政機関から受領する差押通知書は、現行法規制により書面の持参あるいは郵送による送達が必須となっている。このため、受領する金融機関側は1件ごとに手作業で対応しなければならず、業務の効率化やリモートワーク推進を阻害している。加えて、行政機関からの差押依頼は給料日等の特定日に集中する傾向があり、窓口での行員対応が集中化・属人化し、処理速度の低下が差押執行率の低下をもたらしている。 (要望実現により)金融機関における窓口業務を削減でき、デジタル化による自動処理も可能となることで対応の平準化を図ることができる。行政機関職員にとっても、店舗窓口への差押訪問や郵送処理が不要となり、年間90万通以上と想定される郵送費の削減及び業務効率化につながる。1件ごとの手作業からデジタル対応へと変わることで、金融機関・行政機関双方の業務効率の向上に伴う差押執行率の向上と税収未済額の圧縮が見込まれる。ひいては、郵送費の削減・税収未済額の圧縮による財政安定化と住民サービスの向上が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	財務省 総務省 デジタル庁 厚生労働省 法務省 警察庁	国税庁及び地方自治体等が執行する預金債権の差押えについては、第三債務者(金融機関)に対して債権差押通知書を送達することにより行うこととされています(国税徴収法第62条第1項)。 なお、債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときにその効力が生じることから(国税徴収法第62条第3項)、債権差押通知書を郵便もしくは信書便による送達又は交付送達することとされています(国税通則法第12条)。 また、上記により差押えた債権を解除する場合は、第三債務者(金融機関)に対して差押解除通知書を送達することとされています(国税徴収法第80条第1項)。	国税徴収法第62条第1項、第3項 国税徴収法第80条 国税通則法第12条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条 地方税法第48条第1項等(各税目の規定に「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」旨あり。)	検討に着手	預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。	
229	令和5年12月15日	令和6年2月16日	No.36 地方公共団体のデジタルインボイス対応の推進	日本においても公共領域での対応の遅れが、国全体のデジタルインボイス普及・定着のボトルネックにならないよう、中小・小規模事業者などデジタルに対応できない事業者に十分配慮したうえで、率先して官庁、とりわけ地方公共団体が、事業者の要望に応じて発行・受取の両面においてデジタルインボイスに対応するよう国として通知・通達を発出すべきである。	2023年10月のインボイス制度開始以降、消費税の仕入税額控除を受けるためには、適用税率や消費税額の記載など、一定の要件を満たした適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になる。デジタル庁においては、事業者のバックオフィス業務のデジタル完結による効率化を実現するために、デジタルインボイスの国内の標準仕様を整備し普及・定着に向けた取組が行われている。これらを受け、企業向け統合基幹業務システムであるERP(Enterprise Resource Planning:企業資源計画)や会計パッケージ事業者、国においても政府電子調達システム(GEPS:ジープス)等で、デジタルインボイスの標準仕様に対応するための準備が進められている。なお、ここで言うデジタルインボイスとは、電磁的に記録された消費税の適格請求書全般を指す電子インボイスの中でも、標準化・構造化され、システム等による自動的な処理を可能にするものを指す。 一方、地方公共団体については、インボイスの交付には対応するものの、多くは紙での交付等の対応に留まる見込みである。 欧州では2019年から行政機関が請求書を標準形式で電子的に受け取り処理することが義務付けられているなど、公共領域がDXの観点だけでなくGXの観点からも電子インボイスの普及をリードし、手作業による請求書の処理に係るコスト削減等につなげている。 デジタルインボイスを普及させることでDXの推進に寄与し、インボイスの発行者・受領者双方の書面の発行・処理のコスト削減を行うことができるとともに、GXの観点からも紙の使用量や郵送に伴う炭素排出量等を削減することができる。 (要望実現により)デジタルインボイスの普及に資することとなり、ひいては日本全体のDX、GX双方を促進することとなる。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省 デジタル庁	デジタル庁は、政府機関・地方自治体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、Peppol e-invoice*(デジタルインボイス)の普及・定着に向けた取組を行っています。現在、民間のサービスプロバイダーによりPeppol e-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム(GEPS)等によるPeppol e-invoiceの受領が可能となっています。 *Peppol e-invoiceとは、電子インボイス(e-invoice)の国際標準仕様であるPeppolに対応した請求データ。日本におけるPeppol e-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority(管理局)であるデジタル庁が開発・公表している。	なし	対応	総務省から地方公共団体に対して発出する事務連絡「令和6年度税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」及び「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」において、デジタルインボイスについての政府の取組等の状況(制度の現状欄のとおり。)を周知し、地方公共団体における積極的なデジタルインボイスの導入を働きかける。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
230	令和5年12月15日	令和6年1月19日	No.66 遺伝子組み換えバイオ系次世代食品原料・食品添加物における安全性評価基準の緩和	食品安全委員会決定「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日）」に規定されている、遺伝子組み換え食品の高度精製添加物と認める定義について規制緩和すべきである。具体的には、通常、ゲノム編集技術応用添加物を輸入する場合、例外なく安全性審査が必要となる。現状は微生物を利用した精密発酵技術等により精製された添加物に、外来遺伝子や由来タンパク質が存在しない場合でも、微生物自体に組換遺伝子が使用されている時点で安全性審査の対象となっているが、このような製品は溶媒であるPG（ポリプロピレングリコール）と香気成分（既に指定添加物として認可済み）しか製品中に残存しないため、安全性について問題無いと言えることから、安全性審査の対象外とすべきである。	これまで比較的容易かつ安定的に調達できていた海外産食品原料や天然由来の食品添加物が、昨今の地球規模での気候変動の影響を受けるようになっている。年を追うごとに原料農産物の品質面・供給面における不安定性が高まる一方で、日本における小売のコスト削減圧力を前に、所謂日本勢の"買い負け"が海外において以前にも増して顕著となっている。 このような中、一つの解決手段として農産物の海外からの調達リスクに晒されることなく、バイオ技術により既存の食品原料、食品添加物に取って代わる、もしくは供給をサポートする次世代食品原料の開発が世界中で進んでいる。特に海外各国のスタートアップ企業は代替タンパク生成、精密発酵、培養肉のようにこれまでにない技術を獲得し、着実に資金調達を進め、海外大手食品メーカーとのタイアップが加速度的に進行している。 原料トレーディングの現場では、既に様々な食品原料において物量面での"買い負け"が起きているにも関わらず、質的な面で、新規性の高い科学技術によって開発された製品の導入が安全性審査の一部規定によって妨げられることがあってはならない。上述の次世代技術は、原料となる農産物を不要とすることから、その栽培にこれまでであれば要していた水資源の保全、原料保管・流通にかかるCO2削減等、環境負荷低減にも寄与し、ひいては**SDGs**の「目標**6** 安全な水とトイレを世界中に」や「目標**13** 気候変動に具体的な対策を」の消費者へのさらなる啓蒙が進むことが期待される。 膨大な時間を要する安全性審査に起因する、国内の研究開発スピードの鈍化による日本の競争力低下や、日本の規制が厳しいがために海外から輸出困難なマーケットとして日本が位置付けられることは、世界の潮流に後れを取るリスクにもなり得る。 （要望実現により）現行の輸入・上市までの手続に要する膨大な時間（1～2年）の短縮が可能である。米国（FEMA GRAS List）や欧州（Regulation (EC) No 1334/2008）では、精製された添加物に外来遺伝子や由来タンパク質が残存しない場合で、かつ香気成分が既存の登録添加物であれば、安全性審査の対象外とされており、残存しないことを証明できれば承認されるというプロセスになっている。そのため、収益化を急いでいる新規バイオ技術を有する海外メーカーの日本市場への進出優先度にも影響しかねない。 この規制緩和により、日本国内に高品質な食料原料を安定的に供給することが可能となる。また、水資源の保全、原料保管・流通に掛かるCO2削減等、環境負荷低減にも貢献することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	内閣府 厚生労働省	【内閣府】 添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合に安全性審査が必要であることは、食品衛生法第13条に基づく（昭和34年厚生省告示第370号で規定されています。 また、組換えDNA応用食品及び添加物への該当の判断を含む安全性審査の手続きについても平成12年厚生省告示第233号により規定されています。 上記に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会における食品健康影響評価が必要であると判断し、食品安全委員会に対して食品健康影響評価が要請された際には、食品安全委員会において「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）」及びその附則に沿って個別に食品健康影響評価を行います。 食品安全委員会の評価結果を踏まえ、厚生労働省において安全性審査を行い、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた物について、市場流通させることができます。 【厚生労働省】 遺伝子組換え食品及び添加物については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会からの意見を聴いて、その安全性について確認を行っています。 また、安全性審査手続きの中で食品安全委員会が安全性を確認する必要がないと認めた食品又は添加物については、遺伝子組換え食品又は添加物に該当しないものとみなしています。なお、上記の規定により遺伝子組換え添加物に該当しないとみなされた添加物と比較して、一定の要件を満たす旨の届出が提出されたものについては安全性審査を不要としています。	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条 昭和34年厚生省告示第370号 平成12年厚生省告示第233号	その他	【内閣府】 食品安全委員会では、リスク管理機関から高度に精製された非タンパク質性添加物の評価要請を受けた際には、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、成分の純度、タンパク質及び非有効成分の残存について確認し、個別品目ごとに食品健康影響評価を行っています。 御提案の「微生物を利用した精密発酵技術等により精製された添加物」が具体的に何を示すのかが不明ですが、平成12年厚生労働省告示第233号に規定する届出の対象であると判断されず、厚生労働省から食品健康影響評価が要請された際には厚生労働省から提出された資料及び試験データ等をもとに、専門家により審議された上で安全性について判断されるものであり、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物に該当するか否かについても専門調査会の中で個別に判断することとなります。 現在、食品安全委員会においては、これまでの評価実績や新たな科学技術の進歩等を踏まえ令和4年度から「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」及び附則の改正を進めるとともに、各評価項目について基本的な考え方や技術的な基準、申請において省略できる事項等を文書化した技術的文書を作成しているところです。 【厚生労働省】 遺伝子組換え食品及び添加物については、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等を確認するため、個別品目毎に食品安全委員会の意見を聴いて安全性審査を行っています。 また、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物については、食品安全委員会の評価基準において、組換え体をそのまま食する遺伝子組換え食品とは異なり最終産物としての添加物製品の安全性評価を行うことが適切であるとされており、外来遺伝子やタンパク質の存在を含め、安全性審査が必要と考えています。なお、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物（いわゆる高度精製添加物）については、その安全性が確認されたと判断される基準が食品安全委員会により示されおり、食品安全委員会により安全性が確認されたと判断されたいわゆる高度精製添加物と比較して、一定の要件を満たす旨の届出が提出されたものについては安全性審査を不要としています。 厚生労働省としては、引き続き、安全性審査を積み重ねる等科学的知見の集積を踏まえて、食品安全委員会からの意見を聴いた上で、適切なリスク管理手法を検討してまいります。	
231	令和5年12月15日	令和6年1月19日	市街中心地への特別支援学校(および盲学校、聾学校)設置促進	障害者に対する社会的理解促進のため、人口が多い市街地への特別支援学校設置を促す。それにより周辺の地価等不動産価値や風評に悪い影響を与えないよう税金優遇等住民へのインセンティブを設けることで、設置に反対する住民の抵抗感を軽減させる。	国内の特別支援学校(聾学校、盲学校含む)の8割以上は児童養護施設や精神科単科病棟と同様に、郊外地や山奥といった交通の便が悪い場所に設置されている。義務教育段階より健常者と障害者の隔離がとられていたため、両者の相互理解が進まない原因となっている。また小学校入学前の集団検診(入学前年の12月までに実施)の結果で特別支援学校への入学を打診される児童の親は、特別支援教育に対する漠然とした不安や特別支援学校への交通アクセスの悪さにより普通の小学校への入学を希望する。そのため市区町村は小学校への特別支援教室の増設を年度末から入学までの非常に短い期間で行っている(その場合国等からの補助金はなく全額自主財源から支出。同時に普通教室の増設対応も行うため自治体における財政困窮の原因の一つとなっている)。 東京都港区が青山地区に児童養護施設を含む複合施設の設置を計画したところ周辺住民から反対運動が起きた。反対理由はおおむね「地区の価値が下がる」こと への危惧だった。危惧が生まれたのもこれまで身近なところにこう言った施設が無かったことに由来する。設置者である港区は施設設計の段階で最大限の配慮を行ったが、イメージがわきにくい施設設置に反対の声が上がるのはどうしても避けられない。これは特別支援学校に対しても同じことが起こる可能性が極めて大きい。	個人	文部科学省	特別支援学校の設置につきましては、学校教育法第3条及び学校教育法施行規則第1条に基づき、設置者が判断しております。	学校教育法第3条 学校教育法施行規則第1条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
232	令和5年12月15日	令和6年1月19日	パイドール報告にかかる府省庁・FAごとに不統一なローカルルールを統一してください	産業技術力強化法第17条に基づき、政府資金を供与して行う委託研究開発又は請負によるソフトウェア開発（特殊法人等を通じて行うものを含む。）から生まれた特許権等の知的財産権について、資金供与元の府省庁・FAに対して報告（通称：パイドール報告）を行っているところです。 しかし、府省庁・FAごとにローカルルールが構築されており、申請者側に混乱を招いています。バラバラな内容については、政府として一元的に統一いただき、申請側にとっても分かりやすい報告内容としていただきたい。	パイドール報告に関して、各経費を所管する府省庁・FA（JST・NEDO・AMED・農水省・環境省等）ごとにルールが併存しており、いつ（例：欧州広域特許移行時の要否等）誰（例：JSTでは共同出願人全員に求めるのに対して、AMED・NEDOでは共同出願人のうち誰かからあれば足りる）が報告するか・報告内容・報告方法・特許出願時に記載すべき契約年次（例：「●年度、国立研究開発法人A：B委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受けて特許出願」の●）への記載指示に至るまでバラバラです。 本件、産業技術力強化法第17条を根拠とする「特許出願・特許査定」という同じ事象に関する報告であるにもかかわらず、研究資金ごとに異なる内容での報告を求められるため混乱が生じ、結果として研究開発を行う民間企業・大学等において過度な負担が生じています。 こうした異なるルールを統一することにより、研究機関における対応コストの軽減、ひいては伴い発生する研究者へのヒアリング等の減少により統合イノベーション戦略2023」が掲げる「研究者が研究に打ち込める研究環境の実現」に貢献できると思われます。 なお、府省庁・FA側においても、制度統一により、他省庁の制度と混同した誤った申請の減少が見込まれるため、結果として対応コスト削減が見込まれます。 加えて、政府として把握する情報が一意に定まるため、特許願書のパイドールに関する記載も定まることから、知財に関する分析精度をより高めることができ、結果として「統合イノベーション戦略2023」が掲げる「エビデンスシステム（e-CSTI）の活用による分析機能強化」にも貢献すると考えます	個人	経済産業省 内閣府 文部科学省 農林水産省 環境省	日本パイ・ドール制度において、特許出願及び特許査定に関して求める報告について、各省庁・FA毎に、報告のタイミング、報告する者、報告内容・報告方法及び特許出願時に記載すべき契約年度が統一されていません。	産業技術力強化法第17条 ・法令自体の改正ではなく運用の変更	検討に着手	令和7年度までに、JSTを所管する文部科学省、NEDOを所管する経済産業省、AMEDを所管する内閣府、農林水産省及び環境省において、特許出願及び特許査定に関して求める報告について、報告のタイミング、報告する者、報告内容、報告方法及び特許出願時に顧書に記載すべき契約年度を統一する方向で検討を進めます。	
233	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国民がワクチンに関する情報を正しく理解し、適切な判断に繋げていくための広告規制の緩和	医師による診断・処方が必要となる医療用医薬品とは異なり、ワクチンは治療を必要とする患者ではなく健康な方が対象となる。そのため、日常的に医療従事者と接点があるとは限らない中でワクチン接種を検討することになるが、接種可能なワクチンの特徴や違いを知る環境は整っていない。現在、医薬品等適正広告基準でワクチン含む医療用医薬品は国民向けの直接の広告が認められていないが、感染予防を目的としたワクチンはその対象外とし、国民が個々のワクチンの特徴を正しく理解したうえで、接種を判断する環境にすべきである。	Covid-19の蔓延下、イノベーションの結実としてmRNAワクチンという新たなモダリティのワクチンが登場した。従前はワクチンの種類が限られており、接種可能なワクチン間でまな相違点はなかったが、今後は同一の感染症に対して、有効性や安全性、接種経路等特徴の異なるワクチンの中から、被接種者のニーズに合うワクチンが選択できる時代に変遷する。一方、ワクチンの被接種者は日常的に医療従事者と接点があるとは限らず、特徴の異なるワクチンの違いを知る機会は限られている。事実、Covid-19に対して、mRNAワクチンは2種類、それ以外に組み換えタンパクワクチンが供給されているが、これらの存在を認識し、実には各々の違いを正しく認識している国民が多くないため、正しく自己判断するには情報が不足している状況が危惧される。また、ワクチン全般に通ずるが、個別製品でみられるワクチン副反応が一般化されてしまい、ワクチン自体に対する誤解や偏見を生むことで、最悪のケースでは接種忌避が生じることに繋がる。WHOは2019年に10の健康への脅威を発表し、ワクチン忌避に対する警鐘を鳴らしている。国民への正しいワクチンに関する情報提供や啓発は、公衆衛生の悪化、医療システム・医療費への負担、ワクチン開発・生産の停滞を引き起こさないための重要な取組である。そこで、ワクチンの適正使用推進を確保すべく一定の基準等を設けた上で、製薬企業から国民へワクチンに関する情報を直接に提供できるよう医薬品等適正広告基準を見直してはどうか。なお、EUや韓国等、医療用医薬品の一般向け広告は禁じているが、ワクチンをその例外規定とする国は既に存在する。	民間企業	厚生労働省	医薬品の広告については、その不適正な使用とそれによる危害の発生を防止する観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）や関連通知である「医薬品等適正広告基準」において必要な規制が設けられています。同基準において、ワクチンを含む医療用医薬品については、使用に当たっては専門的知識が要求されるものであり、一般人への広告を認めた場合、適正な使用を損なうおそれが大きく、適切な医療を受ける機会を失わせる結果にもつながることから、医薬品製造販売業者等による一般人向けの広告が禁止されています。 また、同法における医薬品の広告の該当性については、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）により、その要件を以下のとおり示しています。 ＜医薬品の広告の該当性＞ 以下のいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断する。 ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること ③一般人が認知できる状態であること	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） ・医薬品等適正広告基準について（昭和55年10月9日薬発第1339号各都道府県知事宛厚生省薬務局長通知 改正平成29年9月29日薬生発第4号） ・「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）	現行制度下で対応可能	『制度の現状』に記載したとおり、ワクチンを含む医療用医薬品については、使用に当たっては専門的知識が要求されるものであり、一般人への広告を認めた場合、適正な使用を損なうおそれが大きく、適切な医療を受ける機会を失わせる結果にもつながることから、行政や医療従事者等から情報提供や普及啓発活動が行われるものであり、医薬品製造販売業者等による一般人向けの広告が禁止されています。 ただし、「制度の現状」に記載したとおり、医薬品製造販売業者等による情報提供であっても、顧客を誘引する意図なく、当該医薬品の適正使用に係る情報を製造販売業者等が提供する行為は広告行為には該当せず、同基準違反とはならないことが考えられます。また、広告の該当性の基準については、既に明確化しています。なお、広告の該当性については、その表現、内容、利用される媒体の性質、表現全体の構成や説明の文脈等から、当該情報提供が消費者に与える効果を総合的に考慮して、個別事例に基づき判断する必要がありますので、当該情報提供を行う場合は、適宜厚生労働省や管轄の自治体薬務担当課にご相談ください。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
235	令和5年12月15日	令和6年1月19日	電力供給契約の深夜割引を原則化し、働き方改革で労働時間を分散させてピーク需要を分散させる(2/3)	資源エネルギー庁の「2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証」では地震によって火力発電所が停止した際の電力需給の検証である。／この中で「国民生活や経済活動への負担が大きいため、極力回避することが望ましい」としながら、「更に取り得る需要側の対策」として使用制限令や計画停電を挙げている。／実際、東日本大震災でも実施されている。／しかし、「極力回避することが望ましい」ならば、それ以前に電力需要のピークを分散させる政策を採るべきではないか？／電力各社は午後11時から午前7時までの電気料金を安くするプランを用意しているが、これらは巷、特別な契約をしなければ深夜の割安な料金が適用されず→	→、弐、深夜が安くても日中が高くなるため契約プランの変更が躊躇され、参、そもそも電力会社が新規受付を停止しているという問題がある。／こういうところでは私企業を舐めてる。／日本の電力需要は最小である午前2時が最大である午後2時の55%しかなく、生活時間帯のシフトによって需要のピークを分散させることができる。／たとえば、在宅勤務は業務効率が低下するため、操止する官庁や企業が多くみられる。／しかし、在宅か事業所かという二元論が問題ってあって、在宅勤務の可能性をコロナ対策としてしか検討しない硬直的な発想である。／必ずしもすべての業務を出勤して行う必要はなく、一部を在宅で一部を事業所で勤務する勤務形態もあり得る。／この方法は通勤時間をなくすメリットがない反面、勤務時間の調整がしやすく、働き方改革の実現にも寄与する。／たとえば、午前2時から午前8時まで自宅で仕事をして、午前10時から昼12時までを事業所で勤務する。／こうした勤務形態が増えれば生活時間帯がシフトして、多数の国民が午後時に就寝するようになかもしれない。／両一的な社会生活によって生じる電力需要のピークを分散させるには、国民の生活サイクルを分散させる環境を整備すべきではないか？／その意味で、両一的な計画停電という発想がそもそも多様な価値観を実現する社会と矛盾する。／為政者は人々を両一的に管理して成功した20世紀モデルから抜け出せない。／計画停電を計画する前に、国民一人ひとりが非計画的に合理的行動ができる社会を実現する政策として、深夜電気料金をすべての電力供給契約で引き下げ、上記の勤務形態を在宅勤務として普及させるべきである。	商業登記ガンロン	経済産業省	現行の制度下では、小売電気事業者は、ご指摘の深夜電気料金が引き下げられたメニューを含め、独自の創意工夫に基づく料金メニューを自由に提供することが可能となっております。	なし	その他	電気料金メニューについては、深夜が割安となっているメニューも含め、小売電気事業者が自由にメニューを設定することが認められ、需要家はこれを選択することが可能となっております。また、需要の分散の観点では、民間事業者による節電プログラムや再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取り組みなどが行われており、多様な生活様式や需給状況を踏まえた対応が進められております。	
236	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国民年金納付の免除・追納の規制	学生の場合は国民年金納付の免除・追納ができますが、これは国内の大学等に在籍する学生に限られているようです。 私は、海外の大学で学位を取得し帰国後に追納を申し出ましたが、海外留学期間は免除期間には該当せず追納できないと年金事務所より回答がありました。 無収入あるいは低収入で年金の納付が困難学生は、在学先が国内外を問わず、納付免除・追納の対象にするべきです。	学生ビザ及び学位取得の証明をもっても、海外留学生は「学生」という位置付けにはならないのは不合理です。 留学経験は国の進展に大いに役に立つはずです。免除は留学の機会の経済的ハードルを下げ、帰国後の追納は本人の将来の利益、及び国の利益になると思います。追納させないことにメリットを見出せません。	個人	厚生労働省	国民年金法第7条第1項1号、第90条の3第1項、第94条第1項、第109条の2の2第1項、附則第5条第1項3号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 日本国籍を有する者で日本国内に住所を有しない方については、保険料の納付義務がなく、任意で国民年金に加入していない場合、保険料を納付することはできません。 また、保険料の納付義務がないにもかかわらず、任意加入する方については、本人の意思で保険料を納付するとしていることから、保険料の納付義務の免除や学生納付特例による猶予はなじまないと考えており、学生納付特例の適用を受けた被保険者と同様に追納を認めることも困難と考えています。	
237	令和5年12月15日	令和6年1月19日	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保	法人である生命保険募集人等（以下「法人生保代理店等」）による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。	法人生保代理店等は、母体企業の従業員等（密接な関係を有する者）に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等（法人代理店が密接な関係を有する法人を含む）の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該被害事項を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法施行規則第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
238	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険募集法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
239	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	銀行等による保険募集に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい（平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方）」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顧客化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合（保険業法第275条）」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の現点に立って弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する（平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方）」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠であることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
240	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについて、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
241	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	法人である生命保険代理店がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルール(いわゆる構成員契約ルール)について、消費者の権利保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募 集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に 立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
242	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	銀行等による保険販売に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不 適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の 観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
243	令和5年12月15日	令和6年2月16日	定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い	・定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更は、法令上、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、規約変更時に給付減額の同意手続が必要だが、旧定年時の給付額が下がらない等の場合においては、減額に該当しない取扱いを可能とすること。 ・受給権保護の観点を踏まえた一定の要件を満たす場合において、規約変更時の同意手続の簡素化を可能とすること。具体的には、不同意申出方式による減額同意等を可能とするよう、規約変更の申請書類を柔軟化する。	・確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、労働組合や加入者等の慎重な同意手続きが必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面からも、簡素な同意手続きとすることが考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。 また、加入者の給付の額を減額する場合には、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときその組合同意が必要となり、受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づく最低積立基準額を一時金として支払う措置を設ける必要があります。 減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在価値と最低積立基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第1の2	検討を予定	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な意見が示されていることも踏まえ、引き続き検討します。	
244	令和5年12月15日	令和6年1月19日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合や合併等に限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。 ・特に合併等においては、現状では既存の確定給付企業年金にのみ移行が認められているが、合併後の一定期間内に新たに実施する確定給付企業年金への移行を認めるなど、合併時における移行における制限を緩和すること。	・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった場合や合併等を伴う場合のみに限定されている。 ・老後の所得確保に向けて多様な選択肢を与えるよう、上記要件に限定することなく、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。 ・合併等においては、退職金制度を統一するにあたって中小企業退職金共済を解約し確定給付企業年金を導入したいというニーズが存在する一方、現状では既存の確定給付企業年金への移行のみ可能である。例えば、合併後の人事制度を再構築するためにやむを得ず必要となる期間として、合併後1年以内に設立された確定給付企業年金への移行を含めるなど、当該制限を緩和することは確定給付企業年金の普及に有用と考える。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合や合併等の場合のみ、確定給付企業年金等への資産移換が認められています。	中小企業退職金共済法第6条第2項第2号、同法第17条第1項、同法第31条の4第1項 中小企業退職金共済法施行規則第69条の15、同規則第69条の17第1号	対応不可	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣旨や税制のあり方が大きく異なるため、合併等のやむを得ない場合に限り資産移換を認めるものです。	
245	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金の年金支給義務等を移転させる仕組みの導入	確定給付企業年金について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入すること。	・確定給付企業年金では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利(割引率)の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性があるが、年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転する仕組み(バイアウト、バイイン等)を活用することで、将来リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大の影響を消滅・削減させることが可能となる。 ・また、事業主が終身年金や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度を有し続けることが困難となった場合であっても、当該仕組み等を活用して財務リスクや運用リスクの移転・軽減、事務負荷の軽減等を行うことが可能となれば、制度が約する給付と同等の給付が維持できる可能性が増すほか、加入者(受給者)は年金受取りが維持されることが期待できる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、事業主等が確定給付企業年金を終了するまでは給付に関する支払義務を負っています。	確定給付企業年金法第88条	検討を予定	閉鎖型DBのバイアウト等のような年金支払義務を社外に移転させる仕組みについては、受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点を考慮しつつ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	
246	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金の非継続基準の掛金拠出の基準の見直し	・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、非継続基準に抵触し「積立比率に応じた方法」により特例掛金を算定する場合において、継続基準による掛金を考慮した算定方法とすること。 具体的な措置としては、 ・非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特例掛金の算定基準に、「(1):非継続基準による掛金額」と「(2):(1)と同一拠出年度の継続基準による掛金額(例えば特別掛金額とリスク対応掛け金額の合計額)」との「丈比べ」を行うた結を導入し、(1)が(2)を上回る場合に当該上回る額のみを特例掛金として拠出させることとすること。	2018年6月の省令改正は、非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特例掛金の計算において、翌事業年度拠出の場合と翌々事業年度拠出の場合の算定基準の均衡を図る意義深いものと考える。一方、改正後の算定基準は、特例掛金の拠出年度において、すでに拠出することが予定されている特別掛金等だけで非継続基準の積立水準が回復することが見込まれる場合でも、特例掛金の拠出が必要になることが起こり得る。これは、積立不足を継続基準の観点から把握し、標準掛金に追加して拠出する特別掛金等により対応している部分を、重複して非継続基準の掛金拠出の対象としていることに要因がある。本提案は、非継続基準による掛金を合算した掛金を拠出しなかったとしても、非継続基準と継続基準のそれぞれで求める積立不足の解消に向けて拠出水準は確保で き、受給者保護は図られることから、見直しを求めるものである。なお、2021・22年度における同様の提案に対する回答は、特例掛金を翌々事業年度に拠出する場合における翌事業年度末の不足額の見込み方について懸念されているものと理解している。一方、今回の提案内容は、翌事業年度末の不足額の見込みは平成28年の改正後の算定基準のまま、当該不足に対応する特例掛金の計算において、特例掛金と同時期に拠出される特別掛金等を考慮することを意図している。特例掛金は、原則その拠出年度の前事業年度末の不足に対して拠出されるものであるため、その拠出年度における特別掛金等を考慮した場合でも、平成28年の改正前に生じていた掛金収入以外に起因する積立金の増減を考慮できていない問題は再起しないものと思料する。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	事業主は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、その不足額を基準として、積立比率に応じ算定した額を、掛金として拠出しなければならないとされており、当該算定額は翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することとされています。 ・積立不足に伴い拠出すべき掛金を翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務を分割して償却することを可能としています。 ・積立不足に伴い拠出すべき掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務に翌事業年度中の最低積立基準額や掛金の変動による積立金の増減を加味した債務を分割して償却することを可能としています。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	対応不可	積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法については、平成28年の改正により、翌々事業年度における拠出の際に債務に加味する額を「翌事業年度中の掛金収入」から「翌事業年度中の積立不足額の増加見込額」に変更することで精緻化を図った経緯があります。 拠出する事業年度における他の掛金との相殺は、積立不足の発生時点と拠出時点のタイムラグに伴う積立不足額の変動を掛金収入分のみ考慮するものに相当すると考えられ、平成28年の改正前に生じていた問題を再起することになりかねないことから、慎重な検討が必要です。 なお、慎重な検討が必要な点として、ご提案の内容では特例掛金の額が拠出年度における他の掛金収入のみで考慮されており、平成28年の改正前に生じていた、掛金収入以外に起因する積立金の増減を考慮できていない問題を再起させてしまうという点も挙げられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
247	令和5年12月15日	令和6年2月16日	リスク分担型企業年金の取扱い柔軟化	・リスク分担型企業年金について、制度普及の阻害となりうる事項について柔軟な取扱いを可能とすること。 ・具体的な措置としては、確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する場合に、制度移行前の確定給付企業年金での最低積立基準額を上限として一括拠出を可能とすることが考えられる。	・確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する際に、将来の財政状況が良好（積立金額と掛金収入現価の合計が通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の2分の1の合計を上回る場合）である場合であっても、積立金額が移行前の最低積立基準額より小さな場合、リスク分担型企業年金では最低積立基準額が積立金額と同値となるため、移行後の最低積立基準額が減少すると解釈され、加入者等から減額同意が必要となる。このことは、事業主がリスク分担型企業年金の導入を躊躇する要因のひとつであると考えられる。 ・リスク分担型企業年金は、新たなタイプの企業年金として、企業年金の普及に資する制度と期待される一方、2017年1月の導入以降、採用件数は23件にとどまっている（2023年4月1日時点）。 ・本要望の実現により、移行前後の最低積立基準額が一致することから減額同意が不要となるため、企業においてリスク分担型企業年金の更なる普及が期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時に、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者がいる場合には、給付減額となります。	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	検討を予定	リスク分担型企業年金における給付減額の取扱いについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
248	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金、確定拠出年金における申請・届出手続きの電子化	・確定給付企業年金や確定拠出年金の規約申請時に必要な書類（過半数代表等の同意書等）について、自署だけでなく「電子証明書付ファイル」による提出も可能とすること。 ・「減額同意書」は電磁的方法が可能であり、実例も出ているため、正式な通知で具体的な方法も含めご連絡いただくこと。 ・また、確定給付企業年金（基金型）の場合、各申請・届出時に代議員会会議録の抄本又は謄本の写しを添付するが、代議員会会議録については「署名」が前提となっているため、記名等でも可能とすること。	確定給付企業年金において、「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）」内の「事務処理簡素化にかかる照会及び回答（Q&A）」において、規約申請時に必要な「過半数代表の同意書」から押印は省略された。一方で、e-Gov等紙以外の方法で提出する場合、同意書原本に「自署」のうえスキャナ読込み等でファイル化する必要があり、在宅勤務等、必要機材が整わない環境においてはファイル化が困難であり、電子申請等が実現出来ない状態となっている。（加入者個人から取得する「減額同意書」は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類で対応可能。）減額同意に関しては、同（参考）別添1の確認事項の詳細内容」「12減額理由書・同意書」に、給付減額における加入者の3分の2以上の同意に関して「電磁的方法」が可能とされているが、具体的な方法の記載がなく、都度当局照確認しなければならない。（「Microsoft Forms」及び「Adobe Sign」は利用可能と認められたことがある。）なお、確定拠出年金においても同旨の状態である。 また、確定給付企業年金（基金型）の規約変更等の手続きにおいて作成する代議員会会議録について、確定給付企業年金法施行令第18条第2項では「署名」を前提とした手続きが残存する。昨今の在宅勤務等でも対応ができるように、上記同意書と同様に、「署名」を前提とした手続きが必要と思料する。 本要望の実現により、申請書等の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金及び確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金及び確定拠出年金における同意取得手続に関する押印は省略可能としております。 両制度において、労使合意手続きにおける同意書に自署を求めておりますが、電子化等に際しては、 ・その同意は、真に本人が同意したことが推定できると認められる方法によるものであること ・その同意を記録した書類を提出すること の要件を満たす場合に、電磁的方法による同意も認める取扱いとしているところです。 確定給付企業年金法施行令第18条第2項で、「議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない」とされていますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、当面の措置として、企業年金基金における代議員会の会議録について署名がなくても差し支えないものとして取り扱っているところです。なお、この場合、代議員会において何らかの形で各委員の了承を得てから実施することが望ましいです。	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」 平成22年4月28日事務連絡）、平成13年9月27日企国発第1816号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令、確定給付企業年金法施行令第18条第2項	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。	
249	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化①	・規約変更において、以下事例のように届出で足りる、届出不要の範囲を拡大するとともに、届出・申請書類、届出・申請手続の簡素化を図ること。 ―合併等に伴う従来の加入者範囲を変更しないための規約変更は、届出不要とする。 ―規約変更理由書、労使協議の経緯の添付を不要とする、または記載要件を明確化・様式化する。 ―提出申請書類数を一律1セットにする。 ―様式A2／A3の区分を廃止して一本化する。 ―各申請書類の宛名は「厚生労働大臣」又は「○○厚生（支）局長」の併記を可能とする。 ―実施事業所追加等をする際の新規適用届等の写し提出の代替として、当局にて適用事業所検索システムでご確認いただく。	・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも1，800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、令和3年3月末時点で12，000件以上存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。 ・これまでも事務処理の簡素化等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を得なければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更に該当しない変更については、厚生労働大臣の承認が必要です。確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定給付企業年金法第4条、第6条、第7条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条、第9条、第10条、第15条、第17条、第18条	検討を予定	確定給付企業年金に関する手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者等の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。	
250	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化②	規約変更について、現在厚生労働省（地方厚生局）への申請、届出を実施しているが、適格退職年金制度のみなし承認制度」のような仕組みを導入し、受託機関（生命保険会社、信託銀行などの業務委託会社）が自主的に審査を行い、その審査書（届出書）を提出することで変更を可能とする。	・適格退職年金制度では、生命保険協会等が「適格退職年金契約の自主審査要領」（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/071029/03.htm）を制定し、制度変更等においては、受託機関が当該要領に従って審査を行ったうえで、その結果を規約変更日の翌月末までに監督官庁に提出する運営を行っていた。確定給付企業年金制度は、その制度開始から20年程度経過した中で受託機関において十分な経験を蓄積しており、受給権保護を前提としつつ、当該運営に似た形で手続きを完結させることができるのではないかと考えている。 ・確定給付企業年金に関する手続きの簡素化については、届出で足りるもの、または届出不要となるものの拡大が図られてきたが、申請スケジュールは3か月前までの事前相談、2か月前までの承認申請が必要となっている。受託機関では、このスケジュールに間に合わせるために事前相談の時期よりさらに2～3か月以上前（規約変更日の5～6か月以上前）に労働協約等の変更内容を事業主等から聴取し、数理計算の実施や規約変更案の作成等を行っているが、その時点では労働協約等の変更内容が確定していないような事例が多くあり、内容が確定してからでは申請スケジュールが間に合わず、労働協約等の変更日までに規約変更手続きが間に合わないケースがある。こうしたケースでは、労使合意を基本とする確定給付企業年金の健全な制度運営を必要以上に困難なものにしていると考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金における規約変更については、その内容に応じて、管轄する地方厚生（支）局への申請や届出を必要としています。	確定給付企業年金法第3条、第5条、第6条、第7条、第16条、第17条	対応不可	適格退職年金制度は、受給権保護の点で課題があることから平成24年に廃止することとされ、これに代わる制度として労使合意の年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受けて実施する確定給付企業年金制度が作られたところです。そのため、受給権保護の観点から、引き続き現状の取扱いと致します。	
251	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金における組織再編に伴う受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和	実施事業所の受給権者に関する権利義務移転を申し出る際の同意取得について、個別で同意取得をするのではなく、受給権者に十分な情報提供を行ったうえで、例えば、不同意（不承諾）申出方式での取得を可能とする等の緩和をすること。	・受給権者の権利義務移転の申し出にあたっては、対象者の個別同意が必要とされているが、既に退職等している受給権者の同意取得に要する負担は大きく、受給権者は移転の対象外とすることが多い。 ・権利義務移転・承継を理由として受給権者の給付減額を行うことは法令で認められておらず、その他移転時の不利益がないことを受給権者に明らかにすることで、同意取得の手続きとして、不同意申出方式での取得を認める等の簡素化をしても受給権者の不利益とはなりにくいものと考える。加えて、分割・統合等によるその他の確定給付企業年金間の移行等は労働組合等の同意取得で対応可能であり、受給権者の同意は求められていない。 ・企業の事業再編が進む中、確定給付企業年金制度においても権利義務移転・承継の手続きを簡素化する選択肢を設ける事により、受給者保護に配慮しつつ、事業主にとって制度運営の負担を低減させることができるものと考える。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	事業主等が受給権者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、受給権者の同意を得なければならないとしています。	確定給付企業年金法施行令第50条第7項	検討を予定	受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和については、事業主等の制度運営の負担を低減させることに加え、受給権者の給付を支給する確定給付企業年金の実施主体が変更となることへの影響等を踏まえつつ、検討します。	
252	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金の支払終了企業年金における残余財産分配に関する手続きの柔軟化及び明確化	・確定給付企業年金の支払終了企業年金として残余財産を事業主返還するための規約変更申請について、直前以外でも受付・承認する（最後の加入者・受給者等には通常の給付を行い、並行して残余財産を事業主返還するための規約変更申請を行う等）など緩和いただきたい。 ・また、複数事業主で実施している場合は当該規約変更申請を行う際に、併せて各事業主に対する残余財産の返還に係る規定を明記するように規定を明確化いただきたい。	・事業縮小等により、確定給付企業年金の加入者・受給者等及び厚生年金保険の被保険者が0名となり、制度終了となる場合、残余財産分配方法は以下のとおり。 ・確定給付企業年金の加入者・受給者等の給付前で制度終了し、その時点の残余財産全額を該当の加入者・受給権者等が受け取る。 ―ただし、規約変更申請を直前に行い承認を待ち場合には、最後の加入者・受給者等には通常の給付をし、その後支払終了企業年金として残余財産を事業主返還することが可能。 ・前者の取扱いの場合、残余財産の状況、加入者・受給権者の数や給付水準等から、既に給付が完結している者との間での公平性を著しく欠くことがある。 ・そのため、後者の取扱いを希望するも、制度終了の相談時期等から規約変更の事前の承認申請が間に合わず、認められないケースがある。 ・規約変更手続きを緩和することで、不公平な分配を生み出さない仕組みの構築が必要と考える。 ・また、DB多複数事業主で実施している場合、残余財産を事業主返還する際の各事業主に対する返還割合が規約に明記されておらず、取扱いが不明瞭になっている。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	終了した確定給付企業年金の残余財産については、終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者（終了制度加入者等）に分配し、当該残余財産を事業主に引き渡してはならないとしています。 ただし、例外的に全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、加入者が存在しない、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金（支払終了企業年金）となる場合には、終了するときの残余財産の取扱いとして、例えば、事業主に返還する方法があるとしています。	確定給付企業年金法第89条、平成14年3月29日年発第0329003号・年運発第0329002号「確定給付企業年金の承認及び認可の基準等について」	対応不可	確定給付企業年金法第89条第7項では「残余財産を事業主に引き渡してはならない」としており、これを原則とした上で、支払終了企業年金となった場合のように加入者・受給者等への残余財産の分配が困難となる特殊な事例に関しては、例外的な場合として事業主に返還する方法を示しています。事業主に残余財産を返還することは慎重に判断すべき事案であると考えており、個別の状況に応じて丁寧に相談に応じ、個別事例ごとに判断してきたところ。 引き続き、このように取り扱うものとします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
253	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金から企業型年金へ移行時の同意要件の緩和	・確定給付企業年金から企業型年金へ積立金の一部を移換する場合において、法令上、「移換加入者となるべき者」・「移換加入者以外の加入者」のそれぞれ二分の一以上の同意が必要だが、定年直前の同月得喪等により移換の対象となれない等の理由で移換加入者以外の加入者と区分される者について、同意の取得においては、移換加入者以外の加入者ではなく、移換加入者となるべき者とみなす取扱いを可能とすること。 ・同様の場合において、移換加入者以外の加入者について、積立金の移換をせず給付の減額に該当しないことから、個別同意ではなく代表者同意とすること。	・加入者全員を移換加入者となるべき者としたい場合でも、以下の例のように移換加入者以外の加入者となるケースが存在する。 （例：2023年4月1日移行　定年：60歳の誕生日） 誕生日が1963年4月20日の場合、移行日時点は在職中だが、月末時点では定年退職となり、移換加入者以外の加入者となる。 ・当該ケースの対象者は事業主側が意図して他の「移換加入者となるべき者」と区別するものではなく、法令上の要件からやむを得ず移換対象外となるものであり、職種等により企業型年金へ移換する者、しない者を区分した結果として発生する「移換加入者以外の加入者」とは状況が異なる。同月得喪のような、移換の対象者を限定しないことが明白である場合には、全員を移換加入者となるべき者として取り扱うことが考えられる。 ・移換加入者以外の加入者は当該移換による給付の減額に該当せず、また、積立金のうち当該移換に係る分が移換加入者に係る確定拠出年金対象移換相当額の合計額を下回るときは、当該下回る額を一括して拠出する必要があり、存続確定給付企業年金の財政に影響を与えないように対応されている。 ・当該移換により移換加入者以外の加入者には大きな影響がないと考えられることから、個別に同意取得するより簡便な方法として、通常の規約変更等の同意と同様に、移換加入者以外の加入者の過半数を代表する者の同意としても、加入者保護が図られると考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金から確定拠出年金への移行に関しては、当該年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（「移換加入者」）となるべき者の2分の1以上の同意と、加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（「移換加入者以外の加入者」）の2分の1以上の同意の双方を得る必要があります。	確定給付企業年金法第82条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の3	対応不可	制度移行時の加入者の同意は、加入者の受給権の保護の観点から行われています。そのため、制度の移行日と脱退日が近い等特定のケースについて例外的に取扱いを変えることは困難です。引き続き現状の取扱いと致します。	
254	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件の柔軟化	・確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件を柔軟化すること。具体例は以下のとおり。 ・確定給付企業年金の年金給付の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限を20年から30年へ延長すること。 ・確定給付企業年金において、同一の加入者又は加入者であった者について、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することを可能とすること。 ・退職金制度から確定給付企業年金制度への移行範囲を現在よりひげることが可能となるよう、退職金制度の一環である早期に脱退した者の給付の額が有利である給付（転職支援制度・早期退職優遇制度等）についても、確定給付企業年金制度への移行を可能とすること。	・社会情勢の変化等に伴い、確定給付企業年金や確定拠出年金に現在課されている給付設計要件について見直しの検討が必要となっているものと思料する。 ・例えば、平均寿命、健康寿命の延伸に伴い、年金の支給期間や支給開始年齢等に関するニーズは多様化している。また、高齢期における生活の多様化により、転職支援や早期退職優遇等は老後の所得確保手段として確定給付企業年金制度の目的に反しないものと考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の年金給付の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限は20年としています。また、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することや、早期に脱退した者の給付の額を有利に設定することは制度上認められていません。	確定給付企業年金法施行令第25条、確定拠出年金法施行規則第4条第1項第1号ニ・第2号ニ、確定給付企業年金Q&A番号30、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第3の1	検討を予定	ご指摘の点も含めた確定給付企業年金制度の環境整備に関する課題については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	
255	令和5年12月15日	令和6年2月16日	関連法令の改正に伴う確定給付企業年金の規約変更申請に係る手続きの簡素化	関連法令の改正に伴う規約変更により給付減額が発生しうる場合であって、当該規約変更が給付減額を意図するものでないと認められる場合にあっては、当該関連法令の改正時に、給付減額手続きを簡素化することを可能とする旨を通知すること。	・関連法令の改正に伴う確定給付企業年金の規約変更については、事業主の意図ではなく社会情勢等の要請であるケースが多いため、確定給付企業年金上は給付減額に該当する場合であっても、通常よりも簡素な手続きで問題ないものと思料する。 ・例えば育児介護休業法の改正は当該改正に伴い給付設計の変更が必要となるケースが多く、規約変更により給付減額が発生しうるが、当該規約変更は確定給付企業年金における給付設計を従業員にとって不利なものに変更することを意図しており、従業員の社会保障制度を拡充するものであるため、これを妨げることとならないよう、手続きの簡素化を求めるものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の規約変更については、その内容に応じて所定の手続きが必要です。また、給付減額においては、労働組合の組織率に応じて、労働組合や加入者の同意が必要です。	確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条、確定給付企業年金法施行令第4条、第7条、確定給付企業年金法施行規則第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条、第16条 平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第1の2	対応不可	確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受ける制度です。 特定の法改正や人事制度見直しに伴う給付設計の変更などに伴う減額であっても、加入者等にとっては減額であることに変わりなく、減額となる際に特定のケースについて例外的に取扱いを変えることは困難です。	
256	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金における支給要件の緩和	企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合の脱退一時金について支給要件を緩和すること	・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額（1．5万円以下）である場合は受給可能 ③個人型確定拠出年金の加入資格がなく、通算拠出期間が短い（5年以下）または資産額が少額（25万円以下）の場合は、受給可能。 ・上記(2)に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行されたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないことや等から、退職時において脱退一時金を受け取りたいという強いニーズがある。また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがある。以上をふまえ、企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 なお、年金資産が15,000円を超える場合であっても以下の要件を満たしていれば、脱退一時金を受給することができます。（2022年5月改正） ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 ・60歳未満であること ・個人型に加入できない者であること ・日本国籍を有する海外移住者（70歳以上60歳未満）でないこと ・障害給付金の受給権者でないこと ・企業型年金加入者及び個人型年金加入者として掛金を拠出した期間が5年以内又は年金資産が25万円以下	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条　確定拠出年金法施行令第59条、第60条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。 脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。	
257	令和5年12月15日	令和6年2月16日	保育所入所保留通知書における育児休業給付金の延長要件を証明する内容の記載の必須化および様式の統一	・各市区町村が発行する保育所入所保留通知書について、育児休業給付金の延長申請における「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」の要件を証明する内容を必須項目とした統一様式を作成していただきたい。 ・各市区町村において、上記統一様式に基づく保育所入所保留通知書を使用するよう徹底いただきたい。	・満1歳以降も育児休業給付金の支給を受け続けるための要件は「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」であり、具体的には、以下①～③の全要件を満たす必要があるとされている。この確認には各市区町村の発行する保育所入所保留通知書が用いられている。 ①(保育所への入所申込みを1歳の誕生日の前日以前（または1歳0か月に達する日以前）に行っていること ②入所希望日（利用開始日）が1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日の翌日）の属する月であること。ただし、入所希望日が誕生日の翌日以降でないこと（1歳6か月も同様） ③1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日の翌日）以後の期間において、当面保育の実施が行われないこと ・保育所入所保留通知書は、平成28年8月31日付「保育所入所不承諾通知書の名称等の変更について（通知）」にて様式変更が通知されているが、上記①～③を証明する内容（入所申込日・入所希望日等）の記載は必須とされておらず延長要件を証明する事項が未記載のこともあり、追加書類の提出が必要となっている。また、同通知において各市区町村による記載事項の追加が可能とされているため、保育所入所保留通知書は市区町村によって様式や記載事項が異なり、確認負荷も生じている。 ・この状況を踏まえ、延長要件を証明する内容を必須項目とした保育所入所保留通知書の統一様式を作成いただき、各市区町村における使用を徹底いただきたい。これにより、従業員・事業主・ハローワークの負荷が軽減され、こどもまんなか社会の実現にも資する。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省 こども家庭庁	保育所入所保留通知書については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年9月25日付通知）及びご指摘の通知において、市町村が保育の実施を行わない場合に保護者に交付するよう求めているところです。 保育所入所保留通知書は、これらの通知において標準的な様式が定められており、入所が認められない旨及びその理由等が記載事項とされています。 育児休業給付金については、原則として子が1歳に達する日前までの期間について支給することと、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが当面その実施が行われない場合など雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、例外的に子が1歳6か月（又は2歳）に達する日前までの期間について支給することとしています。	雇用保険法61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25、101条の26	対応不可	保育所入所保留通知書については、その交付について法令上の根拠は無いものの、法律上保育所等を利用するに当たっては、保護者が各自治体に対して利用申込みをし、利用調整等を経た上で、入所の可否が決定されることとなっていることから、各自治体に対し、保護者に入所の可否等を伝達するための手段として、保育所入所保留通知書の交付をお願いしているところです。 そのため、保育所入所保留通知書に育児休業給付金の延長要件を証明する内容の記載を必須化することは、各自治体に対し保育所等の入所の可否を伝達するための手段として保育所入所保留通知書の交付を求めていることとは異なる目的で、各自治体に法令上の根拠なく新たな事務負担を求めるものであることから、対応することは困難です。 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定です。	
258	令和5年12月15日	令和6年1月19日	マイナポータルへの健康診断結果情報の連携	マイナポータルへの健康診断結果情報の連携について、現在連携範囲に含まれていない健康診断結果情報を洗出し、あらゆる健康診断結果情報がマイナポータルを通じて確認・連携できる仕組みを構築いただきたい。	・マイナポータルへの健康診断結果情報の連携については、令和3年6月11日公布の健康保険法改正等を経て、その範囲が順次拡大しているが、国民健康保険法第82条に基づき自治体が実施（努力義務）する健康診断や、自由診療で行う健康診断については連携範囲に含まれていないため、40歳未満の無職の方や個人事業主の健康診断結果情報についてマイナポータルを通じ確認・連携することは出来ない状況にある。 ・生命保険会社では保険加入希望者の健康状態を確認するため健康診断結果情報を活用しており、現在は、お客さまより健康診断結果等の現物（または写し）を提出いただいている。こうした手続きはデジタル化を阻害するだけにとどまらず、健康診断情報のすべてを提出いただけない場合は、複数回お客さまへ確認が必要となる等、お客さま利便性を低下させている。また、保険会社においても、提出いただいた健康診断結果情報の各数値を手入力でデータ化する必要があるなど、デジタル化の阻害要因となっている。 ・今後、マイナポータル経由で健康診断結果情報の閲覧、活用が進むことにより、当該データを取得することが可能になれば、保険手続きのデジタル化およびマイナポータルの利用促進（それに先立つマイナンバーカードの発行拡大を含む）が期待できると考える。さらに、保険会社以外でも健康医療サービスの提供は進んでおり、あらゆる健康診断結果情報がマイナポータルを通じて確認・連携できる仕組みの構築は、国民全体の健康寿命延伸にも資すると考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省 デジタル庁	厚生労働省を中心とした医療DX等の取組の中で、公的な健（検）診情報について、健康増進を目的として、個人がマイナポータルを介してワンストップで閲覧できる仕組みの整備に取り組んでいます。マイナンバーと紐付けできる情報は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で規定されており、その中に含まれない法令上の根拠を持たない健（検）診情報とマイナンバーとの紐付けは行っていません。	健康増進法 高齢者の医療の確保に関する法律 労働安全衛生法　等	対応不可	マイナポータルを介して厚生労働省が提供を行っている、又は検討を行っている健（検）診情報は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で規定されている法令上の根拠を持つ公的な健（検）診情報についてのみであり、利用者の健康増進を目的に実施しているものです。そのため、法令上の根拠を持たない情報をマイナンバーと紐付け、高い安全性を担保している閉域網の中に取り込んで管理することは、制度面・技術面のいずれについても困難です。現在、政府全体で医療DXの推進に取り組んでいるところであり、関係省庁と連携しつつ、必要な取組を行っていきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
259	令和5年12月15日	令和6年2月16日	住所照会の申請方法の電子化	確定拠出年金の運営管理機関や確定給付企業年金の受託機関については、全国一律に電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすること。	・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる場合があり、その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書・郵送にて行っている。 ・その際には、各市区町村の役所にて、取寄せ方法や必要書類が異なるとともに、照会の都度、免許書等の本人確認書類の添付が求められる。 ・これら多効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主で認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。 ・特に、確定拠出年金については、事業主義定ではなく受給権取得後75歳までの間に運営管理機関経由で受給権者本人から請求いただく取扱であり、事業主に対し企業年金運営会への情報収集等業務の委託を依頼することが困難な状況のため、引き続き検討いただきたい。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省 総務省	企業年金運営会は、住民基本台帳法に基づき、住基ネットによる住所照会が可能とされていますが、確定給付企業年金（DB）を実施する事業主・基金や企業型確定拠出年金（DC）を実施する事業主は、自ら住基ネットを活用することはできません。 このため、住基ネットを利用できる企業年金運営会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主から情報収集等業務の委託を受けて住所情報を照会し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主に対して、住所情報の提供を行うことしています。 また、令和5年5月から、事業者については、顧客申込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、本人からの同意を得ることにより顧客の変更後の住所等を、プラットフォーム事業者を介して、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得できる「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（基本4情報）提供サービス」が利用可能となっています。	住民基本台帳法第30条の9、別表第一77の4 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条第116項第9号から第16号 確定拠出年金法第48条の2 確定給付企業年金法第93条	対応不可	運営管理機関や受託機関が自ら住基ネットを活用することについて、個人情報保護の観点から、住民基本台帳法による情報提供を受けることのできる主体は住民基本台帳法において、行政機関等に限られております。利用可能者の拡大については、上記の観点から、十分な検討が必要です。 なお、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主が、企業年金運営会に情報収集等業務の委託を行い取得した住所情報については、委託業務の範囲内でかつ適正な管理を前提として、受託機関や運営管理機関に提供することは可能です。 また、制度の現状に記載のとおり「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（基本4情報）提供サービス」を利用いただくことで、本人同意は必要になりますが、変更後の住所等を取得することが可能ですので、事業主等が必要な手続を行うことで、対応いただくことも考えられます。	
260	令和5年12月15日	令和6年1月19日	住所照会における請求および交付方法の電子化	住民基本台帳法12条の3が定める「本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付」（以下、住所照会）について、電子的な方法による請求および交付を可能としていただきたい。	・生命保険会社において、顧客が住所変更手続きを行わずに転居するなどにより、顧客の住所が不明となり、電話連絡もつかない場合、生命保険会社は自治体に対して原則として郵送で住民票の写し等請求書を提出し、自治体は申出を相当と認めた場合に郵送で住民票の写し等を交付する。郵送による住所照会は回答が得られるまで数週間を要し、顧客においては適時にサービスを受けられない場合があるほか、保険会社・自治体においては都度郵送の手間と費用が発生している。 ・また、保険会社によっては住所照会は年間数千件発生することもあるため、各自治体窓口における請求も現実的ではない。 ・そこで、電子的な方法による住民票の写し等の請求および交付を可能としていただきたい。これにより、顧客は適時にサービスを受けられるようになり、保険会社・自治体にとっては業務効率化・経費削減が見込まれる。 ・なお、2023年5月16日より、公的個人認証サービスにおいて、事業者は「最新の利用者情報（基本4情報）提供サービス」をオンラインで利用可能となった。これにより事業者は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）がプラットフォーム事業者に対し基本4情報を提供することに係る同意を顧客から取得した場合において、オンラインで顧客の最新の基本4情報を取得できることとなる。しかしながら、基本4情報の提供に係る本人同意をまだしていない、または情報提供に同意しなかった顧客が住所不明となった場合においては、依然として郵送による住所照会が必要なため、基本4情報提供サービスの有無にかかわらず、本件要望実現の必要性は高いと考える。	一般社団法人生命保険協会	総務省	提案理由に記載の「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス」について、本人同意は必要になりますが、顧客の住所変更等を逐やかに把握できる、いつでも照会できる、郵送による手間が無くなるといったメリットがあり、まずはこちらをご活用いただきたいと考えます。	住民基本台帳法第12条の3	対応	御提案の電子的な方法による住民票の写し等の交付につきましては、改ざん防止の観点や情報漏洩の防止等の課題があると認識しており、引き続き検討してまいります。	
261	令和5年12月15日	令和6年1月19日	民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	行政が保有する個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号につき、顧客本人の事前同意を前提に、電子証明書の発行番号の更新を自動的に民間事業者に連携されるようにしていただきたい。	・民間事業者向けの付加サービスとして、平成29年1月から公的個人認証サービスへの問い合わせ時に更新前と更新後それぞれの電子証明書の保有者の同一性を確認可能とするサービス、令和5年5月より署名検証者の求めがあった場合に本人同意があるときは、直接本人に照会することなく、住民票の最新住所情報等の取得を可能とするサービスが提供されている。 ・しかしながら、基本的に長期間の契約となる生命保険契約においては、上記サービスを利用したとしても、顧客が保険会社に対し個人番号カードの情報を登録した後、最長でも10年ごとに、電子証明書の有効期限を迎え更新手続きを行った後に再度保険会社に対し個人番号カードの情報を登録し、個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号の更新情報を連携しないと保険会社における個人番号カードの利活用（生存・死亡情報の取得や最新基本4情報の取得）ができない仕様となっている。 ・今後、個人番号カードの利活用を保険会社にて進めていくにあたり、本人の事前同意を前提に電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようになれば、顧客からの申出がなくとも生存・死亡情報の取得や最新基本4情報の取得が可能となり、国民の利便性向上に資する。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省	署名用電子証明書を利用する署名検証者は、住所や氏名の変更等により署名用電子証明書が再発行された利用者について、本人の同意に基づき、再発行された署名用電子証明書に記録された最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別の4情報。）及び最新の署名用電子証明書のシリアル番号が地方公共団体情報システム機構からプラットフォーム事業者へ提供されます。これをもとに、最新の基本4情報がサービスプロバイダ事業者に提供されます。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構による認証業務に関する法律第18条第3項、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第31条第3号	対応不可	「制度の概要」に記載のとおり、現状でも、最新の基本4情報照会時に最新の署名用電子証明書のシリアル番号がプラットフォーム事業者に連携されております。 他方、サービスプロバイダ事業者は署名用電子証明書のシリアル番号を取得・保持してはならないこととされており、シリアル番号の連携を受けることは想定されておりません。	
262	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子会社における役員選任議案の議決権行使にかかる行為時事前届出についての免除制度の新設	子会社における取締役又は監査役の選任に係る議案の議決権行使にかかる行為時事前届出について、例えば取得時事前届出に代わるような届出を最初に提出することで、以降は行為時事前届出が免除されるような制度をご検討いただきたい。	・現行ルールでは、取得時事前届出の承認を経て50%以上の株式を取得している子会社については、取締役又は監査役の選任に係る議案にかかる行為時事前届出が免除できるとされているが、外為法上の「外国投資家」に該当するに previous 前から保有している子会社等においては当該免除事由に該当せず、届出を実施し続ける必要がある。 ・取締役又は監査役の選任に係る議案について、都度、事前届出を実施し続けることは、取得時事前届出を一度提出することに比してコストや事務的な負担が大きい。また、生保会社のように多くの投資先を有する投資家は、議決権を株主総会当日ではなく、事前行使することが一般的であり、議決権行使実務に一定の影響が生じる。 ・子会社となった時点の差異により、このような負担の差が生じることは合理的ではないと思われるため、取得時事前届出に代替する免除事由を設けていただきたい。 ・この点、昨事務年度の同要望に対して「新たな株式の取得等を伴わずに株式取得時の届出を代替する届出を、制度上、設けることは困難」との二回答をいただいたが、外国投資家となる以前から子会社であった会社については、基準日を定めて取得時事前届出と同内容の審査を行い、これを満たした場合にのみ都度の同意を不要とすることは可能ではないか。当該審査により、取得時事前届出を行った場合と同等に国の安全等の観点から問題が無いことを確認可能であり、また、子会社となった時点による手続上の差異を無く平点でも合理的であると考える。	一般社団法人生命保険協会	財務省	外国為替及び外国貿易法（以下「法」といいます）に基づく投資審査制度は、外国投資家からの株式取得等の対内直接投資等により、国の安全等を損なうことがないよう、これを審査する仕組みです。 具体的には、株式取得等に係る届出審査を通じて、外国投資家が本邦企業に影響力を行使し、国の安全等に係る技術情報の流出や事業活動の萎失等につながることを防ぐ目的から、同意の都度審査を行うことが原則です。株式取得等の事前届出を行って、50%以上の議決権を保有する会社について、例外的に同意を不要としているのは、すでに株式取得時の届出審査において、当該会社を支配したとしても、国の安全等の観点から特段問題がないと判断したものであり、新たに取締役等の選任に係る同意を行っても、国の安全等の観点から問題がないと類型的に認められるからです。 この点、外国投資家となる以前から子会社であった指定業種を営む会社に対して、親会社が、外国投資家となった後に行う取締役等の選任に係る同意については、上記のような株式取得時の審査を経ていないことから国の安全等の観点から問題がないと類型的に認められるものではなく、あらためて国の安全等の観点から審査を行う必要があり、届出手続きを不要とすることは困難です。 また、ご指摘の「基準日を定めて取得時事前届出と同内容の審査を行い、これを満たした場合にのみ都度の同意を不要とする」制度については、現行制度の根幹に関わる内容であり、その実現の可否については慎重な検討が必要ですが、いただいたご意見は今後の制度改正における参考にさせていただきます。	外国為替及び外国貿易法第26条第2項第5号、対内直接投資等に関する政令第2条第11項第1号、対内直接投資等に関する政令第3条第2項第7号	対応不可	取締役等の選任に係る同意は、会社の経営に重要な影響を与える議案であり、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失等につながることを防ぐ目的から、同意の都度審査を行うことが原則です。株式取得等の事前届出を行って、50%以上の議決権を保有する会社について、例外的に同意を不要としているのは、すでに株式取得時の届出審査において、当該会社を支配したとしても、国の安全等の観点から特段問題がないと判断したものであり、新たに取締役等の選任に係る同意を行っても、国の安全等の観点から問題がないと類型的に認められるからです。 この点、外国投資家となる以前から子会社であった指定業種を営む会社に対して、親会社が、外国投資家となった後に行う取締役等の選任に係る同意については、上記のような株式取得時の審査を経ていないことから国の安全等の観点から問題がないと類型的に認められるものではなく、あらためて国の安全等の観点から審査を行う必要があり、届出手続きを不要とすることは困難です。 また、ご指摘の「基準日を定めて取得時事前届出と同内容の審査を行い、これを満たした場合にのみ都度の同意を不要とする」制度については、現行制度の根幹に関わる内容であり、その実現の可否については慎重な検討が必要ですが、いただいたご意見は今後の制度改正における参考にさせていただきます。	
263	令和5年12月15日	令和6年1月19日	クリーニング業法改正による個人間洗濯代行サービスの合法化	クリーニング業法の第三条における「営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。」という規定を改正し、アプリを通じた個人間の洗濯代行サービスを合法とする提案です。具体的には、ユーザー と一般の人々をマッチングし、一般の人々がコインランドリーや自宅で洗濯を行い、それをユーザーに返すという「洗濯代行のUber」とでも言うべき、新しいビジネスモデルを可能とします。また、サービスの質を保証するため、双方向のレビューおよび評価システムを用意し、一定の基準をクリアした個人のみがサービス提供を行えるように仕組みを作ります。	近年、海外で増えている「洗濯代行のUber」型ビジネスは、アプリを利用して個人同士をマッチングし、洗濯代行サービスを提供しています。例えば https://www.laundryheap.com/ や https://poplin.co/ は、1ヵ月国以上でサービスを展開しており、新しい事業モデルとして成功を収めています。しかし、日本における現行のクリーニング業法は、このような新しいビジネスモデルの導入を阻害しており、イノベーションの阻害となっています。 提案が実現した場合、次のような経済的及び社会的な効果が期待できます： 雇用の創出：個人が洗濯代行サービスを提供することで、新しい雇用が生まれ、雇用機会が広がります。 新しい市場の形成：これまで存在しなかった新しい市場が形成され、経済の活性化に寄与します。 時間の有効活用：忙しいビジネスパーソンや家事に追われる家庭など、時間が限られているユーザーが洗濯の手間を省き、もっと創造的な活動やリフレッシュなどに時間を使うことができます。 コストの削減：ユーザーがコインランドリーを利用する際の移動コストや時間コストが節約できます 以上から、クリーニング業法の改正は、経済の活性化、新しい市場の形成、そして多くの人々にとっての新しいビジネスチャンスや利便性の向上をもたらします。	会同会社メモリーリーク	厚生労働省	○クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第2条第2項において、「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）、同条第4項において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設と定義しています。 ○法第3条第1項において、営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならないとされており、法第5条第1項において、クリーニング所を開設しようとする者は、あらかじめ都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）に届け出る必要があります。 ○また、法第4条において、営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないとされています。	クリーニング業法第三条、第四条及び第五条	対応不可	クリーニング業は、人が着用する衣類等を取り扱う業であることから、クリーニング業法（昭和25年法律第207号、以下「法」という。）は、公衆衛生等の見地から必要な指導等を行い、利用者の利益の増護を図ることを目的としています。 法の目的を踏まえ、営業者は、法第3条に規定する衛生措置等を講じる必要があり、洗濯物の処理を適正に行うために必要な衛生措置等が講じられていることが確認できない場所でクリーニング業を営むことは、公衆衛生の観点から適切ではないと考えます。 さらに、法第4条において、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないとされており、クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に感する専門知識等を有する者として、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであり、クリーニング師が置かれていない場所で洗濯物の処理を行うことについても、公衆衛生の観点から適切ではないと考えます。	
264	令和5年12月15日	令和6年1月19日	任意認知手続には子の承諾書を添付するか、父がDNAを提供して鑑定費用を支払った場合にのみ認める	「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」には認知に子の承諾を要するとの項目があるのに対し、「要綱案」にはそれがない。／「中間試案の補足説明」は「裁判実務において、認知無効の訴えの件数が少ないことが紹介され、このような事情に照らせば、濫用的な認知を防止する観点からの方策を検討する必要性はそれほど高くないのではないかとの指摘があった。」とする。／しかし、他方で、パブコメ案には「子に国籍を取得させる目的での認知を無効とする」ともあり、不実の認知がされていることも窺わせる。／不実の認知が子の国籍取得のためであれば当事者間に争いはなく、認知無効の問題にならないはずがない。／なぜ不正な国籍取得を俎上に載せ→	→ながら「認知無効の訴えの件数が少ないこと」を理由に対策を取らないのか？／また、認知手続に子の承諾を要件とすることは「補足説明」で「認知を希望する父による認知の手続の負担が重くなる」とするが、これでは「手続的負担」を父から子に押し付けただけの部分最適である。／認知無効件数が少ないから全体のコストを圧縮する方針であれば、その数少ない虚偽の認知届書に連ったその認知無効訴訟は国費で賄われるべきではないか？／制度的欠陥の被害は国民全体の責任だからである。／「認知無効の訴えの件数が少ない」という理由は、裁判費用を支払えずに不実認知が放置されている可能性を検討しない「強者の論理」である。／「公共の福祉」を理由に個人に負担を押し付けていた時代であればともかく、虚偽の婚姻届や戸籍の公開制度に代表されるように、「行政が固定観念として持ち続けている戸籍制度の建前」と「個人の尊重という時代の要請」とが齟齬きたしていると考える。／現行通り父の意思のみで認知する前提であれば、手続コストは父が負担すべきである。／そこで、巻 日本国籍を有する子の承諾がある場合は承諾書を添付した届出のみで可能とし、弐 1）承諾書がないか、2）子が日本国籍を有しない場合は「認知が生物学上の父子関係に合致する蓋然性を担保するための規律」として、父が指定医療機関にDNAを提供して子の検査費用も予納する制度を提案する。／ここで必要な手続は「蓋然性」であって、父子関係の証明ではない。／すなわち、一定費用で実施可能な検査を行い、明らかな人違いを排除することを目的とする。／低頻所得者には補助すればよいし、虚偽の届出には罰則で対応する。	商業登記ゲンロン	法務省	○　民法第779条は、嫡出でない子はその父又は母がこれを認知することができると規定しており、その要件や方式については、民法第780条から第783条までに規定されていることろ、父が未成年の子を認知する場合には、母や子の承諾は要件とされておらず、また、DNA鑑定結果など生物学上の父であることを証明する文書の提出は求められていません。 ○　現行民法第786条は、子その他の利害関係人は認知に対して反対の事実を主張することができると規定しており、子その他の利害関係人は、期間制限なく認知が事実に反することを理由に認知の無効を主張することができるとされていましたが、令和4年12月に成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号。以下「改正法」といいます。）により同条が改正され（施行日は、令和6年4月1日。）、生物学上の父ではない者が認知をしたことを理由とした認知無効の訴えにつき、訴えを提起できる者が子、認知をした者（父）及び母に限定され、また、上記訴えを提起することができる期間が所定の時点から原則として7年間に制限されました。	民法第779条～第786条	その他	○　令和4年の民法等の改正に先立ち法制審議会に設置された民法（親子法制）部会では、未成年の子の認知に関する規律の見直しについても議論・審議がされ、認知について子の承諾を要するものとするとの考え方も検討されました。しかし、事実に反する認知がされる事態を少なくするための見直しを行う必要性が従前より高まるような事態は生じないことなどから、最終的に、「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」において、上記の考え方は盛り込まれませんでした。 ○　なお、国籍法第3条第1項及び第2項は、認知された子の国籍の取得について規定しているところ、改正法は、民法の規律の見直しによっても虚偽の認知による国籍取得が認められることなどはないものとされていることを明確にし、この点に関して疑義が生じることがないようにするため、認知について反対の事実があるときはこれらの規定を適用しないものとした旨、虚偽の認知による国籍取得は認められないとの従前からの解釈運用を明文化しています（改正後の国籍法第3条第3項）。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
265	令和5年12月15日	令和6年1月19日	障害者差別解消法の「障害者」の定義をバリアフリー法の「高齢者、障害者等」に一致させて意味を明確化する	障害者差別解消法の障害者概念は、障害者基本法と一致している。／障害者の権利に関する条約締結に向けた国内法整備の一環として制定されたという経緯からすれば、障害者の定義を関連法の間で統一したほうが運用上の支障は少ないだろう。／しかし、R3.5.27参議院内閣委員会で障害者に高齢者を含むかという質問がされたように、障害者の定義が漠然としていることで個別的な社会的障壁の除去に支障が生じる場合もあり得る。／制度上、障害者の申出から事業者との対話を経て個別的な対応がされるプロセスを想定すれば、事業者にとって障害者の定義が明確でなければ、合理的配慮以前に、申出者が障害者ではないとして対話を拒否する事態も想→	→定されるからである。／障害者の定義が明確でなければ、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく」という法の目的も達成されない。／政府はこの点をなぜか曖昧にしていて、R6.4.1施行のリーフレットでも「よくあるご質問と回答＜国民向け＞」でも、障害者の定義についてはは明確な線引きをしていない。／上記質問に対する答弁でも、「御指摘のありました読み書きに不便が生じている方につきましても、心身の機能の障害が生じており、その障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」として、高齢者を「障害者」概念に変換して法の対象に加えている。／しかし、「高齢者」に身体的な機能の制約が生じるのは自然の摂理であって、わざわざ「障害者」に分類するのは「健常者」のおごりである。／障害者だから配慮されるのではなく、「人」であるから「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」のである。／この点、バリアフリー法は「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう」として、その対象を明確にしている。／曖昧の表現は捨てるして、障害者差別解消法の、障害者を定義して障害者に対する合理的配慮を求める演繹よりも、裏初から障害者と等価の対象として高齢者や「その他」の人々を位置づけたほうが一般人にも法の趣旨が理解されるのではないか？／公共交通機関の優先席のように。／障害者だから合理的配慮が必要だという発想が、脱却しなければならない一つの偏見であると考える。	商業登記ダンロン	内閣府	障害者基本法において、「障害者」は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものと捉えるいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえてお り、障害者差別解消法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所有者に限られないとされております。 政府としましては、「社会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることにふって、国民一人一人の障害に関する正しい知識の取得や理解を促進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、より一層の取組を推進してまいります。	障害者基本法第2条 障害者差別解消法第2条第1号及び第2号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
266	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商工会地域では商店街振興組合を設立できない規制の廃止	商工会が存在する地域では商店街振興組合を設立することができないという規制を廃止していただきたい。	商店街振興組合法の附則第2条により、商工会が存在する地域では商店街振興組合を設立できないことになっている。 商店街振興組合法制定時には何らかの合理的な理由があったのかもしれないが、令和の時代において合理性を残していると は考えられないし、規制の必要性について明確な説明もなされていない。 この規制があることにより、商工会地域で商店街を形成しているが規模事業者は商店街振興組合という法人化手段をとれないという不利益を被っている。 他の法人化手段として、中小企業等協同組合法による組合を選択した場合、寺社仏関等の非企業が組合員になれず、寺社仏関の門前に形成された商店街の場合、不都合がある。（商店街振興組合では定款に定めれば寺社仏関も組合員になれる） また、構成員要件のない一般社団法人を選択した場合、設立時に定款認証費用が余分にかかる。（商店街振興組合の場合、行政庁認可なので公証人に定款認証を依頼する必要がない） 商工会地区で商店街を形成しているが規模事業者に不利益を与えて本で商工会という組織に対する過剰配慮・忖度規制を残す合理性は見いだ すず、廃止していただきたい。商店街組織の法人化に影響が出ている。	個人	経済産業省	商店街振興組合法第6条においては、商店街振興組合は市（特別区を含む）の区域にのみ設置できることが規定されています。また、同法附則第2条及び附則第3条第2項においては、法律の施行の際に現に市の区域に商工会が設置されている場合には、商店街振興組合を設立できないことが規定されております。	商店街振興組合法附則第2条	その他	商店街振興組合は、市（特別区を含む）の区域にのみに設置できることとしており、地方公共団体の規模として狭いであり、かつ商工業者のうちの多くが小売業・サービス業に属する町村部は、ほぼ同趣旨の地域性を有する団体を2つ認めると、商工会による効率的な事業実施の確保や運営に支障が生じるおそれがある等を理由に、商店街振興組合の設立ができないこととしています。 そのよて、商工会は原則として町村の区域をその地区とするものですが、市町村の廃置分合等により、市の区域をその地区とする場合もありうることから、商店街振興組合と商工会との調整を図るため、商店街振興組合法附則第2条において調整措置を講じています。 なお、市の区域内における商工会との調整は、同法の施行の際現に市である区域内に商工会が存在する場合に限定しており、同法の施行後に町村が市になった場合における当該市の区域内においては、その市の区域内に既に商工会が設立されていると否とにかかわらず、商店街振興組合を設立することは差し支えないとしています。 ご提案のありました本規定の廃止については、様々な関係者の意見や、商工会地域の実態などを踏まえながら慎重に検討することが必要と考えています。	
267	令和5年12月15日	令和6年1月19日	時間単位年休の40時間の壁の撤廃について	平成22年4月施行の改正労働基準法により導入された、事業場の過半数代表との労使協定により、1年に5日分を限度として、時間単位での年次有給休暇の取得を認める制度（時間単位年休は一年で40時間（8時間×5日分）が上限となっています。それを超えると、必要なくとも1日単位または半日単位での年休しか取得できなくなるので、40時間という上限を撤廃し、柔軟な働き方ができるようにしていただきたい。	子育てや闘病後の通院をしながらフルタイム勤務で仕事をしています。 子育てをしていると、学校参観、保護者会、個人面談等で、平日に数時間早退したり、遅刻をしたりしなければならないことが多く、1時間単位の休暇で対応をしています。また私は闘病後の通院をしています。3ヵ月に1度検査を受け、その結果を聞きに通院するということもあり、度々時間休を取得しています。もちろん、自分のプライベートな用事のために時間休をとって早退をしたり遅刻をすることもあります。 そのように働いていると、1年経たないうちに上限の40時間になってしまい、それ以降は、1時間単位の休暇はとれないので、必要ないのに1日単位、または半日単位でお休みを申請しなければなりません。でも実際は仕事もあるので、半日休を申請しながらその時間も働いております。そして、必要ない一日休や半日休をとるようになると、有給休暇もあっという間になくなり、欠勤扱を出さざるを得なくなる年もありました。 今や、働き方改革で自分の生活に合わせて、働く場所や時間が決められたり柔軟な働き方ができるようになってきてはいますが（それも大企業だけの話になると思いますが）、この40時間の壁があることでその柔軟な働き方に制限ができてしまっています。 40時間の壁の撤廃をお願いします。 以前一度、同様の意見を提出しましたが、改善がなく、毎年同じことで本当に困っています。	個人	厚生労働省	時間単位年休については、労働基準法第39条第4項において、労使協定を締結した場合に、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることができるとされており、また、労働基準法で定める上限を超えて各企業において特別休暇として時間単位年休を設けることができます。	労働基準法第39条第4項	検討を予定	「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得る」とされたことを受け、労働政策審議会労働条件分科会において議論の上、令和4年12月に取りまとめられた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」において、「年5日以内とされている年次有給休暇の時間単位での取得について、年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組を促すことが適当である」とされたところです。これを受けて、法定された有給休暇とは別に時間単位で取得可能な特別休暇を設ける企業を支援する取り組みを厚生労働省で行っているところです。 また、年次有給休暇制度については、年5日の使用者による時季指定義務が平成31年4月に施行され、令和6年4月に働き方改革関連法施行後5年を経過することから、この施行状況等も踏まえつつ、年次有給休暇の在り方について検討してまいりたいと考えています。	
268	令和5年12月15日	令和6年2月16日	可動式ブース等への感知器やスプリンクラーヘッドの設置義務の明確化	令和5年3月30日付消防予第211号(以下「通知」という。)において、可動式ブース内への感知器及びスプリンクラーヘッド設置緩和について通知されているところですが、防火対象物の床や壁に固定されていない可動ブース等は自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置義務の対象となるのかを明確にしていただきたい。 また、このような固定されていない物件」についても消防用設備等の設置対象になるのかを明確にしていただきたい。	通知では、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものを可動ブースと定義し、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても一定の条件を満たせば消防法施行令第32条を適用し、これらの設置を要しないとされています。 消防法施行令第12条及び第21条において、スプリンクラー設備、自動火災報知設備は「スプリンクラー設備(自動火災報知設備)は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。」と規定されていますが、このような防火対象物に固定されていない可動ブースは「防火対象物又はその部分」に該当するという認識になるのでしょうか。 このような可動ブースも防火対象物又はその部分と捉えられることになると、ホームセンターで売られているような小さな物置や机の下といったあらゆる箇所が感知器やスプリンクラーヘッドの設置対象とみなされ、最低基準であるはずの法令のハードルがとがり、防火対象物関係者の負担が大きくなると考えられます。 人の出入りするような箇所であれば、火災危険を鑑みて設置義務があるという解釈ができるかもしれませんが、これを基準に防火対象物に固定されずに設置や陳列されている棚や箱までもスプリンクラーヘッドや感知器等の設置の義務と指導が始まることを懸念しています。	個人	総務省	スプリンクラー設備は消防法施行令（以下「令」という。）第12条、自動火災報知設備は令第21条において設置対象が定められています。また、スプリンクラーヘッドの設置及び維持に関する技術上の細目は消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条の2、自動火災報知設備の感知器等に係る基準は規則第23条に定められています。 可動式ブースについては、事務作業のほか、様々な使用形態（休憩、喫煙等）のものや、火災時の安全性等が確認された様々な性能・仕様を有するものが開発されるなど、その活用に係るニーズが拡大していることを踏まえ、令和5年3月30日付け消防予第211号(以下「211号通知」という。)において、可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いを通知しており、可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、一定の要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして差し支えないことを示しています。	消防法施行令第12条、第21条 消防法施行規則第13条の2、第23条 可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）（令和5年3月30日付け消防予第211号）	現行制度下で対応可能	可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められるかどうかについては、規則第13条の2や第23条等に基づき、各消防本部が個別の事案ごとに判断することとなります。 なお、スプリンクラーヘッドや感知器の設置対象となりうる可動式ブースは、「天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するもの」であり、ご懸念のような「小さな物置や机の下」等は設置対象とはなりません。	
269	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。	・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している（いわゆる「構成員契約ルール」）。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
270	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資売販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
271	令和5年12月15日	令和6年1月19日	映像送信型性風俗特殊営業の届出について	映像送信型性風俗特殊営業の届出を提出する際に、営業の本拠となる事務所とサイトのURLを提出する必要がありますが、映像送信型性風俗特殊営業における営業の本拠とするのはネットワーク上のｻｲﾄのURL」であり、物件ではありません。例えば、大型商業施設内で商売を始める場合、何らかの営業許可届出を提出するのはテナントを借りる側であり、テナントを貸す側ではないはずです。映像送信型性風俗特殊営業においては、テナントに該当するのが「サイトURL」であるため、「営業の本拠となる事務所」は不要であると考えます。 「営業の本拠となる事務所」が必要であることに対する現状の問題点としては以下の2点です。 1. 個人で営業を行う場合、アパート等に住所をおいている者はその物件のオーナーから許可を得る必要がありますが、ほとんどのオーナーは許可を出しません。したがって、別物件を契約する他ないため、営業開始までの初期費用が掛かる。 2. 1の理由により、実際は映像送信型性風俗特殊営業の届出を出さずに営業している方がネット上には多く存在しており、法律を遵守し、別物件を契約している者が損をしている 法律を遵守している者が損をしない為にも映像送信型性風俗特殊営業の届出を提出する際に、「営業の本拠となる事務所」の事項を除き、サイトURLのみの提出で可能とすることを提案します。 難しいようであれば、法律を遵守している者が損をしない取り組みをお願い致します。	個人	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の7第1項において、映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならないと規定されています。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称 三 事務所の所在地 四 第二条第八項に規定する映像の伝達の用に供する電気通信設備（自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の三に規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。）を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの 五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項	対応不可	映像送信型性風俗特殊営業については、都道府県公安委員会がその営業実態を把握した上で、必要な指導等を行うために、これを営もうとする者に対して届出義務を課しています。かから規制の目的を踏まえれば、営業の本拠となる事務所の所在地の把握は必要不可欠であり、これを届出事項から削除することはできません。 また、届出をせずに映像送信型性風俗特殊営業を営む者については、取締りも含め適切に対処してまいります。	
272	令和5年12月15日	令和6年1月19日	就労証明書フォーマットの標準化やオンライン申請の推進	自治体への保育所等の利用申請手続きの際、添付書類として求められている就労証明書の様式やオンライン申請の可否については、各自治体によって対応が異なっており、企業や就労者の負担が大きな課題となっている。そのような課題を解消するため、各自治体において「標準的な様式の統一化」や「雇用主によるオンライン申請等の整備」がもれなく果たされるよう手当てをお願いしたい。具体的には、法令上の措置に加え、それにもとづく自治体業務の実施を後押し・支援するような、自治体等に対する更なる各種施策の検討や情宜をお願いしたい。また、企業等がいち早く対応できるよう、自治体の対応方針等が前広に開示されるよう後押しをお願いしたい。	一企業の例で言えば、各証明書の発行は年間4000枚程度あり、紙の発行には1枚あたり1時間要することもある。この点、企業では自主努力により社内手続をデジタル化するなどの効率化を進めているが、標準様式を活用していない自治体は38.2%にものぼるという調査研究（日本総研）もあり、実際に在住社員が多い市区町村を含む自治体に標準様式の受取りを拒否されることによって、再度紙に転記せざるを得ないといった二重の労力が発生するケースも多い。 こうした課題に対し、全ての市区町村において、就労証明書の標準化が実現し、かつオンライン申請の環境が整備されれば、企業の労働力効率化（出社・経収集・転記等の削減）や、就労者の手続効率化（手書・訪問・郵送等の削減）が図られるとともに、紙・郵送等の減少によりCO2削減等の環境面の効果も期待できる。加えて、制度が定着すれば、自治体職員の労働力効率化にも効果があると考える。 一方、政府では、令和6年4月入所に間に合うよう、「就労証明書は国が定める様式を原則使用」「原則オンライン化の実現」といった法令上の措置を進められているものと承知している。もっとも、自治事務については地方自治の観点から地域特性に応じた対応が求められるため、上記法令や制度はあくまで「原則」とされているものと認識している。この点、上記の課題解消やそれによる効果を見出すため、自治体がそうした制度改革に障害なく取り組めるよう、法令上の措置に加え、自治体等に対する更なる各種施策・支援の検討や情宜をお願いしたい。また、企業等がいち早く対応できるよう、自治体の対応方針等が前広に開示されるよう後押しをお願いしたい。	一般社団法人日本損害保険協会	こども家庭庁	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項等において、就労事由によって保育の必要性の認定を受ける場合に、就労していることを証明するために提出する書類（就労証明書）については、原則として様式第一号（就労証明書の標準的な様式）によることと定められています。 また、就労証明書の提出方法については、「法令上特定の方法が定められているわけではなく、各自治体の裁量に委ねられているところです。	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項、第11条第2項、第28条の3第2項、第28条の8第2項、「令和6年度入所分の就労証明書提出について」（令和5年9月1日付事務連絡）	対応	上記の様式第一号（就労証明書の標準的な様式）の原則使用を定めるため、「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項等において法令上の措置を行ったところです。 また、マイナポータルを通じた企業等事業者による就労証明書の直接提出などのオンライン化については、令和6年度入所分に係る提出については対応を見送ることとしましたが、今後、申請者及び企業等事業者並びに市町村において、より負担軽減となる提出方式が実現できるよう引き続き検討していくことといています。 また、各自治体の対応方針等の開示については、各自治体に対して様式第一号による書類の提出を求めているか否か等の調査を行っており、その結果の公表についても検討いたします。	
273	令和5年12月15日	令和6年1月19日	漏えい時本人通知義務の緩和	個人情報保護法26条2項の「本人への通知」につき、通知義務の対象となる事態の範囲の限定を要望する。 具体的には、個人情報保護法についてのガイドライン（通則編）3-5-4-5の「本人への通知が困難な場合」の例示に、GDPR14条3項同様に「個人情報取扱事業者に過大な負担を要する場合」を追加することを要望する。 加えて、事業者の負担が過大かの判断にあたっては、漏えいによる権利利益侵害の蓋然性を考慮要素とし、蓋然性が低いと考えられる場合として以下を例示することを要望する。 (1)報告対象事態が生じたものの、個人データの流出の事実が確認できない場合 (2)漏えい可能性のある情報だけでは本人の特定ができない場合	個人情報保護法26条第1項に規定する報告対象事態が生じた場合には、その旨を本人に通知することが、個人情報取扱事業者に義務付けられている（法第26条第2項）。この通知の目的は、本人に権利利益を保護するための措置を講ずる機会や損害賠償請求の機会を与えることに加え、類似事案の発生防止等の観点から思われるが、漏えいの事実が明らかでない場合等、通知を受けても本人が権利利益を確保するための措置を採ることが難しい場合には、通知の本来の目的を達成することができず、単に本人の不安を惹起してしまうおそれがある。 ・実際に、当協会の会員会社が過去に通知をした際に、「漏えいの「可能性」を通知されても本人は何ができるのか。単に不安になるだけではないか」、「漏えいの事実が判明してから通知してほしい」と、通知を受けた本人から一定数の苦情が寄せられた。しかし、現行法令・ガイドライン上、公表等の措置で代替できる場面は、本人への通知が困難な場合に限られている。 ・こうした現状の規制による事業者の負担は過大であり、個人情報の保護と利活用のバランスという法の趣旨と整合性を欠くもので、事業者における個人情報の利活用を委縮させかねない。 ・ついては、個人情報保護法についてのガイドライン（通則編）3-5-4-5「通知の例外」について、【提案の具体的内容】に記載の通り見直すことを要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	個人情報保護委員会	個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして、次の（1）から（4）まで に掲げる事態（以降「報告対象事態」といいます。）が生じたときは、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければなりません。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するための必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。 （1）要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第1号関係） （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第2号関係） （3）不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第3号関係） （4）個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第7条第4号関係）	個人情報保護法第26条第2項、個人情報保護法施行規則第7条、第10条	対応不可	個人データの漏えい等が発生した際（発生したおそれがある場合を含みます。）、本人においては、漏えい等事案の発生を認知することができなければ、その権利利益を保護するための措置を講じることができないことから、個人情報取扱事業者に対し、報告対象事態の発生時における本人への通知を義務付けています。 個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければなりませんが、漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合については、その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられます。もっとも、その時点で通知を行う必要があるとはいえないとしても、「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはありません。 また、本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであり、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知は不要です。 なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、本人への通知は不要です。	
274	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険子会社に対する与信金額を同一人与信規制（＊1）の対象外とすることを要望する。（＊2）	保険子会社に対する与信金額を同一人与信規制（＊1）の対象外とすることを要望する。（＊2） （＊1）保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。 （＊2）昨年までは保険子会社に対する債務保証に限定した要望を提出していたが、今回から保険子会社に対する与信金額に要望の範囲を拡大するもの。	・2011年12月の「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方WG」報告書で、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、（中略）問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受け、株式は2012年7月に同一人与信規制から除外された。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付を受ける場合があり、高格付は、他社対抗上、競争力の源泉となっている。こうした中で、親会社による債務保証が規制上の限度額に達し、制約が生じる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招く惧れがある。 ・加えて、グローバルなグループ経営の高度化に伴い、保険子会社に対する貸付けなど、債務保証以外の与信の活用事例も出ている。近年の海外拠点の事業拡大や為替相場の振れ幅に鑑みると、これらも将来的に限度額に達する可能性がある。 ・また、銀行業界では、2020年4月に改正銀行法施行規則が施行され、子会社等への与信規制は撤廃されている。 ・さらに、保険業界では、2025年度から経済価値ベースのソルベンシー規制が導入され、リスク管理が高度化される。保険子会社への与信についても、経済価値評価導入によって、より子会社の実態に即したリスク評価が可能となり、その結果を踏まえたアクションが可能となる予定である。 ・これらの理由から、保険子会社に対する与信金額について規制撤廃を要望するもの。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号ニ、第2項第1号イ	検討を予定	保険会社の同一人与信規制の対象から保険子会社に対する与信を除外することについては、保険会社が保有する信用リスクに対するモニタリングに係る必要性に留意しつつ、今後、国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入も踏まえ、検討してまいります。	
275	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金制度における拠出限度額の引上げまたは撤廃	退職給付制度は企業の人事政策や財務状況によって決まるべきものであるが、拠出限度額があるために複数の制度を組み合わせた複雑な制度とせざるを得ない場合が生じており、制度の普及・推進の観点から、拠出限度額の撤廃またはさらなる引上げを要望する。 iDeCoについても、国民の高齢期の所得の確保を支援する観点から、拠出限度額のさらなる引上げを要望する。	・企業型DCの事業主掛金は当該企業の給与制度、退職給付制度や財務状況によって掛金額を設定するものであるが、拠出限度額があるために企業型DCのみで退職給付制度を構築できず、他の制度と組み合わせて構築されるために、加入者にとって理解の難しい制度となっている場合がある。 ・企業型DCの制度設計の自由度を高めることは、同制度の普及に資すると考えられることから、企業型DCに係る拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討していただきたい。 ・iDeCoについても、さらなる普及・拡充を図ることや、国民が高齢期における所得の確保に係る自主努力を行うにあたっての支援の充実を図る観点から、拠出限度額のさらなる引上げを検討していただきたい。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直されます。 ・企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2.75万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（事業主毎に算出）を控除した額とする。 ・iDeCoについて、企業型DCのみの加入者の拠出限度額は月額2.0万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額1.2万円であるところ、DB等の他制度の加入者の拠出限度額も月額2.0万円とする。 既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとしています。	確定拠出年金法第20条、確定拠出年金法施行令第11条	検討を予定	確定拠出年金の拠出限度額のあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
276	令和5年12月15日	令和6年2月16日	企業型DC年金規約に記載する事項の簡素化	企業型DC年金規約に記載すべき事項が多く、制度導入時および制度変更時における事業主、運営管理機関ともに負担が大きくなっていることから、事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から除外することを要望する。	企業型DCを導入する際に承認申請する規約に記載すべき事項が多く、事業主、運営管理機関ともに負担が大きい。また制度導入後に制度変更する場合も、規約に記載している事項が多いことから規約変更が必要な事項となってしまい、一部変更申請の簡素化は進められているものの、依然として負担が大きい。 事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から削除し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を軽減するためにも規約に記載する事項の削減を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約変更等については、その内容に応じて、管轄する地方厚生（支）局への申請や届出を必要としています。	確定拠出年金法第6条、確定拠出年金法施行規則第5条・第7条	検討を予定	企業型年金の規約変更時における手続きのあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
277	令和5年12月15日	令和6年2月16日	企業型年金規約（変更）の承認申請・届出手続きのペーパーレス化（電子化）	「企業型年金規約（の変更）の承認申請」「同変更の届出」に添付する書類 のペーパーレス化（電子化）を要望する。	現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が図られている中、企業型年金規約（の変更）の承認申請や変更の届出は、（変更）承認申請書以下添付書類全てが紙での提出を求められている。これらをペーパーレス化（電子化）し、電子申請を認めることを要望する。電子申請の導入により紙資源の消費量削減、保管スペースの削減、申請・承認手続きの効率化が図られると考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	・現状では、一部の手続きについてe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。	
278	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業型年金における中退共からの資産移換要件の緩和	企業が中退共を任意で脱退した場合に、資産を企業型DCに移換できるようにする。	・中退共に加入している企業が、ポータビリティの拡充による従業員からの要望等により企業型DCを導入するケースが増加している。このような場合、確定拠出型である中退共から脱退し、中退共で溜まっている資産を企業型DCへ移換したいとの要望は大きい。 ・現行法制度では、中退共からの資産移換は法的要件を満たす場合（共済契約者が中小企業者でない事業主となったとき）のみ認められているが、要件を満たさず資産移換ができないことを理由に企業型DCの導入をあきらめるケースが発生している。 ・従業員に対して老後の資産形成マインドの醸成には企業型DCを活用するのが有効と考える中小企業のニーズを満たすためにも、中退共から企業型DCへの資産移換の要件緩和を希望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合や合併等の場合のみ、企業型年金等への資産移換が認められています。	中小企業退職金共済法第8条第2項第2号、同法第17条第1項、同法第31条の4第1項 中小企業退職金共済法施行規則第69条の15、同規則第69条の17第2号	対応不可	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣旨や税制のあり方が大きく異なるため、合併等のやむを得ない場合に限り資産移換を認めるものです。	
279	令和5年12月15日	令和6年2月16日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度（マッチング拠出）があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	検討を予定	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものでもあることから、事業主拠出が基本です。このため、企業型確定拠出年金における加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようなことがないように、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲内とするとしているものです。 なお、マッチング拠出のあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて検討します。	
280	令和5年12月15日	令和6年2月16日	iDeCoの拠出限度額の統一	iDeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額（月額2.3万円に統一）とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金（企業型DC・DB）加入者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、（企業型、DBの有無に関わらず）第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを要望する。 ・上記により、第1号被保険者は月額6.8万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	iDeCoの掛金については、確定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。 また、令和3年度税制改正において、企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額の上限を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することとなりました。	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第36条	検討を予定	iDeCoの掛金の在り方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
281	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金「DC＋DBの掛金合算管理」からiDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC法改正の「DC＋DB合算管理」において、DCの掛金額からiDeCoの掛金額を除外することを要望する。	2024年12月のDC法改正により「DCとDBの合算管理」が行われる予定だが、このDCの中にはiDeCoも含まれ、かつiDeCoには経過措置が適用されないこと、iDeCoの最低掛金額は月額5,000円であることから、iDeCoの掛金拠出が行えない加入者が発生することが考えられる。 22年度の法改正では、企業型DC加入者のiDeCo加入が年金規約の変更なしで可能になるなど、iDeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりiDeCoへの拠出、iDeCoを活用した将来資金の形成が出来なくなる第2号被保険者が発生する。 iDeCoは公的年金の補完及び個人の自助努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人毎の算出、管理が困難な中では、「企業型DC＋DB」のみを管理対象として、iDeCoは除外することが望ましいと考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直されます。 ・企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2.75万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（事業主毎に算出）を控除した額とする。 ・iDeCoについて、企業型DCのみの加入者の拠出限度額は月額2.0万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額1.2万円であることから、DB等の他制度の加入者の拠出限度額も月額2.0万円とする。 既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとしています。 また、DBごとの掛金相当額を個人型DCの拠出限度額に反映すると、DCの拠出限度額を使い切ってしまい、個人型DCの掛金拠出ができなくなる場合、企業型DCに加入していれば、いつでも個人型DCの資産を企業型DCに移換し、引き続き、資産を積み増しながら運用することができます。また、DBのみに加入する者であって個人型DCの掛金拠出ができないものについては、資産額が一定額（25万円）以下である等の脱退一時金の要件を満たした場合に脱退一時金の受給を認めることとしているほか、DB規約に受換の定めがある場合には、個人型DCの資産をDBに移換することが可能です。	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令	対応不可	企業年金に加入している方と加入していない方との公平性を確保しながら、私的年金制度全体で一定額の非課税限度額を設けております。そのため、iDeCoの掛金額のみを拠出限度額管理の対象外とすることは、企業年金加入者のみをさらに税制上優遇することにもつながりかねず、公平性確保の観点から、困難です。	
282	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商店街振興組合から認可地縁団体への組織変更の解禁	商店街振興組合について、森林組合と同じように、認可地縁団体への組織変更を解禁してください。	組合員の大半が廃業しシャッターを降ろしたシャッター商店街の商店街振興組合です。 店は営業してないので商工業者とは言えませんが、引き続き旧店舗兼住宅に居住しています。 商店街振興組合は街路灯や防災用品など地域の共有財産と言えるものを所有しており、商店街としての活動はなくなった今も財産管理してます。しかし、これもいつまで続く什分かりません。 旧商店主、農工業者以外も活動に参加しやすくなるよう、認可地縁団体に組織変更したいのですが、商店街振興組合では組織変更は許されていません。解散しかできません。 解散して新たに設立した認可地縁団体に財産を譲り渡す場合、譲り受けた団体側に費用負担が発生してしまいます。 森林組合と同じように、認可地縁団体への組織変更を解禁し、地域の共有財産を維持しやすくしてください。	個人	経済産業省	商店街振興組合法は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行うとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うために必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的としています。 商店街振興組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めたときはこれらの者以外の者と規定しており、商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の2/3以上が組合員となり、かつ、総組合員の1/2以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営むものであるものでなければ設立することができないと定めています。 なお、商店街振興組合を設立する場合は、法第36条に基づき行政庁による認可を受ける必要があり、解散にあたっては法第72条に基づき行政庁に届け出なければならない旨規定しています。行政庁における認可を受けた商店街振興組合が組織変更できる規定は措置しておりません。	商店街振興組合法	その他	商店街振興組合法においては、商店街振興組合の組合員について、小売商業者及びサービス事業者が中心となりますが、それ以外の事業者や一般人も加入できることとしています。 他方、ご指摘のとおり森林組合法のように組織変更の規定を措置している法律もあるところ、ご提案のありました認可地縁団体への組織変更の解禁については、様々な関係者の意見や、地域の実態と振興組合におけるニーズ等を考慮した上で、慎重に検討することが必要と考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
283	令和5年12月15日	令和6年1月19日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権（委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。）について、規制の対象から除外していただきたい。	・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部緩和等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和を お願いするもの。 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内）。 ・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担は重いものがある。特に、議決権保有割合の管理事務のために職員が出社せざるを得ないケースもあり、アフターコロナにおける働き方改革に伴う在宅勤務推進の観点からも望ましくない状況（最大数千に及ぶ保有銘柄について管理するため、通信機器の環境等の問題により在宅での取扱いが困難）。 ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。 ・以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。 ・直ちに対応が困難な場合、銀行勘定と信託勘定における議決権の分別行使体制について予め認可を受けることで、以後銘柄毎に5%を超過した場合にも都度の認可を不要としていただきたい。	一般社団法人 信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第１項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社（以下「株式発行会社」という。）の株式に係る議決権をその総株主の議決権の5%（保険業を営む会社にあっては10%）を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等（信託勘定での議決権の保有）については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第１項第3号の場合にあっては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、株式発行会社の議決権（信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの）をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。当該認可に当たっては、ガイドラインにおいて、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていることなどの要件を満たせば、期限を付さず認められます。	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであることが等の信託勘定の特性については、現行の独占禁止法においても既に考慮されており、1年間は認可を要せずに総株主の議決権の5%を超える議決権（信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの）を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。 加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところです（平成26年4月）。<br　一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないため、株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、認可制度を通じて、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を株式発行会社ごとに審査する必要があります。<br　また、当該規制は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進することが目的であるところ、議決権の取得又は保有と無関係に事前に認可することは適当ではありません。	
284	令和5年12月15日	令和6年1月19日	増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	①信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。	・信託会社ならびに信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。 ・一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合については届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。 ・銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められない」ことが挙げられている※。 ・また、信託契約代理業を営んでいる銀行は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法に基づく届出は不要とされているものも既5す、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法と信託業法の平仄がとれていないことにより一定のコストが発生している。 ・ついては、①信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 ・また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。 ・この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※　金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」（平成28年12月27日公表）	一般社団法人 信託協会	金融庁	信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。	信託業法第12条、信託業法第71条、兼営法第8条	検討を予定	信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、免許・登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところですが、その必要性を踏まえつつ検討してまいります。	
285	令和5年12月15日	令和6年2月16日	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付に限られている電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めること	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付に限られている電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めていただきたい。	・顧客や利用者から金銭の預託を受ける業者には、顧客資産の分別管理が義務付けられており、その管理方法として金銭信託も認められている。 ・上記のうち、殆どの業種について、元本補填契約のない金銭信託での管理が認められているが、電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業にかかる分別管理を目的とした信託については、依然として「元本補填付」であることが求められている。 ・預金保険制度の対象である元本補填付信託は、合同運用を前提とした定型的な取扱いが一般的で、委託者の属性や保全対象取引の特性を考慮して個別に契約条件を定める必要がある保全信託には不向きな点が多い。 ・特にマイナス金利環境下では元本補填付信託の積極的な受託は難し、顧客資産保護の意識が高い業者であっても信託保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。 ・第二種金融商品取引業者は取扱業務の種類によって保全信託にかかる元本補填の要否が異なり、制度が複雑化している。 ・第一種金融商品取引業者向けの顧客分別金（区分管理）信託のように運用財産を安全資産に限定することにより、元本補填のない信託でも安全性に富んだ設計は十分可能であるため、取扱い可としていただきたい。 ・この見直しにより、投資家保護の堅確性向上が見込まれる他、多種な金融商品取引等にかかる分別管理方法の差異を解消できる。 ・さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。	一般社団法人 信託協会	金融庁	組合や信託等のビークルを利用するスキームでは、当該ビークルではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性があり、これを第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも適当ではないという観点から、本規定は、第二種金融商品取業を行う法人が、信託受益権及び集団投資スキーム持分の募集・私募の取扱いに関して金銭の預託を受け行為について、①資本金等の額が5000万円以上である第二種金融商品取引業を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法（第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・元本補填付金銭信託等）に準ずる方法により分別管理される、といった特定の要件の下、「金融商品取引業」の定義から除外するものです。	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号	検討に着手	第二種金融商品取業者によるソーシャルレンディングの取扱いの広がりにより第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場面に変化が生じたことや、昨今の経済状況の変化を踏まえつつ、他の金融商品取引業者の金銭信託義務を参考にしながら検討を行います。	
286	令和5年12月15日	令和6年2月16日	相続手続きのデジタル化	・広域交付におけるオンライン申請及び戸籍謄本等の電子交付を実現していただきたい。加えて、電子化の対象範囲を可能な限り拡大していただきたい。 ・法務省の新システムにおける電子的な相続関係一覧図の作成に加え、戸籍謄本等に代わる証明書として交付する仕組みを検討していただきたい。 ・なお、上記については法制審議会戸籍法部会第6回（平成30年7月27日開催）でも議論されている。 ・戸籍謄本等の電子交付が実現した際には、法定相続情報証明制度のオンライン申請および電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付を実現していただきたい。	＜戸籍謄本等（除籍・改製原戸籍を含む）の収集にかかる負担軽減＞ ・相続人は、自らが法定相続人であることを証明するため、行政・金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍謄本等を提出している。 ・現在、戸籍謄本等は本籍地ごとに交付を申請する必要があり、それぞれの市区町村ごとに出頭または郵送で手続きしている。 ・行政では戸籍謄本等をより負担感なく収集できるよう、令和8年3月より、本籍地以外の市区町村で取得が可能（以下、「広域交付」という）となる見込みであるが、電子化されていない戸籍謄本等※は対象外となっており、この場合、市区町村に出頭または郵送での交付申請が必要である。 ※電子化されていない戸籍謄本等（戸籍法施行規則第69条各号） ・電子情報処理組織による取り扱いに適合しない戸籍 ・除籍・改製原戸籍のうち除かれた戸籍 ＜法定相続人の特定にかかる負担軽減＞ ・行政・金融機関では、相続人から提出された戸籍謄本等一式をもとにそれぞれで法定相続人を特定しており、事務の重複が生じている。 ・また、相続人も戸籍謄本等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。 ・上記の問題を解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所にて「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの際には認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになった。相続人は、戸籍謄本等と法定相続情報一覧図を準備のうえ登記所に出頭または郵送にて申し出ることで、認証済みの法定相続情報一覧図の交付を受けることができるが、戸籍謄本等を原本で提出するため、登記所への出頭または郵送での申出が必要であり、相続人にとって負担がかかっている。 ＜規制改革の効果＞ ・以上の見直しにより、相続人おける相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍謄本等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。	一般社団法人 信託協会	法務省	（1ポツ目前段） オンライン申請について、戸籍法施行規則第79条の2第1項 戸籍電子証明書について、戸籍法第120条の3第1項 （1ポツ目後段） 戸籍法第118条第1項、戸籍法施行規則第69条及び平成6年11月16日付け法務省民二第7000号民事局長通達第1の2（4） （2ポツ目） なし （4ポツ目） 不動産登記規則第247条	（1ポツ目前段） 現行制度下で対応可能 （1ポツ目後段） 検討を予定 （2ポツ目） 検討を予定 （4ポツ目） その他	（1ポツ目前段） 制度の現状欄に記載のとおりです。 （1ポツ目後段）<br　電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を促す予定です。 （2ポツ目）<br　調査に要する予算が確保できた場合には、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、検討する予定です。 （4ポツ目）<br　電子認証を付した一覧図の写しを電子的に交付することとした場合、その提出先となる各種機関においても、付与された電子署名の検証等が確実にできる体制・環境をあらかじめ整える必要があります。したがって、御提案の内容については、各種機関の体制・環境の整備状況や需要等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
287	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商品除外時における事業主あて商品保有者情報の連携	・除外運用方法指図者に係る情報を、確定拠出年金法第22条に定める事業主の責務を果たすための必要な範囲の情報として、運営管理機関から事業主に連携することを可能としていただきたい。	・現状、除外運用方法指図者への同意取得の案内は、確定拠出年金法第26条に基づき、運用関連運営管理機関が行っているが、加入者等が運営管理機関をあまり認識していない等の理由で、同意取得手続きがスムーズに進まない、あるいは同意取得手続きに関する多数の照会が、運用関連運営管理機関や事業主に寄せられている。 ・そこで、加入者の資産形成支援の観点から、除外運用方法指図者に係る情報（氏名、加入者番号、保有する除外運用方法等の案内に必要な情報）を運用関連運営管理機関から事業主に連携することにより、事業主の社内連絡・社内イントラネット等通じて、よりスムーズな除外手続きの案内が可能となると思料。 ・なお、事業主から同種の要望を受けることが多い。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省 金融庁	除外する運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等への同意取得は、運用関連運営管理機関が行う必要があります。	確定拠出年金法第22条、第26条、第99条	検討を予定	商品除外時の手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
288	令和5年12月15日	令和6年2月16日	iDeCoの最低掛金額5,000円の制限撤廃	・個人型年金規約第73条第2項に定める、iDeCoの最低掛金額の5,000円の制限を撤廃していただきたい。	・現行制度上、個人型年金規約第73条第2項のとおり、iDeCoにおける最低の掛金額は毎月拠出の場合、5,000円を下回ることができない。 ・確定拠出年金制度への早期加入は、老後に向けた長期投資が可能となることに加え、投資教育を受けられることにより、金融リテラシーの向上に繋がることも期待される。 一方、若年層を中心とした給与所得水準が低い層においては、最低拠出額(5,000円)がネックとなりiDeCoへの加入を諦める ケースも相応にあると考えられることから、5,000円未満での拠出を可能とすることが必要と思料。 ・また、2022年10月施行の企業型加入者のiDeCo加入要件緩和や2024年12月施行の他制度掛金相当額の反映等により、iDeCoへの拠出可能額が5,000円を下回り、制度への継続加入が不可能となるケースも想定されるが、最低拠出額(5,000円)の撤廃により、当該加入者の継続的な資産形成も可能となると思料する。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省	個人型年金規約において、拠出期間の加入者掛金額の単位は、5,000円に当該拠出に係る拠出期間の月数を乗じた額以上と定めています。	個人型年金規約第73条第2項	検討を予定	iDeCoの掛金の在り方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
289	令和5年12月15日	令和6年2月16日	中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）の実施条件の見直し	・中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）の実施条件は「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主」とされているが、確定給付企業年金を実施している厚生年金適用事業所の事業主についてはiDeCo＋の実施を可能とするよう要件を見直していただきたい。	・現行制度上、確定拠出年金法第55条第2項第4の2号にて中小事業主の定義、また同法第68条の2にて中小事業主のみが中小事業主掛金を拠出することが可能である旨が定められていることから、確定給付企業年金実施企業である場合、中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）の導入ができない。 ・確定給付企業年金の実施企業であっても中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）の取組を可能とすることで、中小企業の従業員の自助努力に報いることとなり、iDeCo＋の加入促進に資するものと思料する。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省	中小事業主掛金納付制度（「iDeCo＋」）については、事業主の要件として、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員が300人以下の事業主としております。2020年10月に、従業員要件が100人以下から300人以下に拡大されました。	確定拠出年金法第55条第2項第4の2号、第68条の2	検討を予定	中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）の要件について、令和2年改正法附帯決議及び私的年金制度の普及・促進の観点から、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
290	令和5年12月15日	令和6年2月16日	他制度掛金相当額の経過措置の継続適用について	・「企業型DCの掛金又はDBの給付設計の見直し」を行う場合、他制度掛金相当額の経過措置を適用することができなくなることから、次に該当する給付の変更については、経過措置を継続適用できるよう見直していただきたい。 ①定年延長に連動させる範囲での変更 例えば、定年延長前の他制度掛金相当額を上回らない等の基準を設け、その基準内で給付設計の見直しを行うケースを想定している。 ②物価・賃金上昇に連動させる範囲での変更 例えば、物価上昇率及び賃金上昇率(いずれも国の公表する統計値)の範囲でポイント制やキャッシュバランスプランのポイント単価を見直すケースや、基準給与の算定基礎が「給与」である(引用している)制度において給与のベースアップを実施するケースを想定している。	・現行制度上「企業型DCの掛金又はDBの給付設計の見直し(掛金の額を再計算した場合に限る。)」を行う場合は、他制度掛金相当額の経過措置の継続適用が不可となる取扱いとされている。(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第13号)附則第2条) ・定年延長による雇用継続等や物価・賃金上昇に対する企業・従業員の聞のは近年ますます増してきている。このような環境の変化を反映する形で、確定給付企業年金制度は柔軟に運営されるべきと考えているが、企業型DCの拠出上限額引き下げが、定年延長や物価・賃金上昇に伴う給付改善等の制度変更の実施を阻害する可能性があるため、見直しを提案するもの。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に見直されます。 また、確定給付企業年金（DB）等の他制度掛金相当額の算定については、経過措置が設けられております。	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)附則第2項 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第13号)附則第2条	対応不可	企業年金に加入している方と加入していない方との公平性を確保しながら、私的年金制度全体で一定額の非課税限度額を設けております。 そのため、経過措置に関する政令の施行日以降に所定の事項を変更した場合にも経過措置を継続的に適用することは、企業年金加入者のみを税制上優遇することにもつながりかねず、公平性確保の観点から、困難です。	
291	令和5年12月15日	令和6年2月16日	登記事項証明書の請求方法として、「不動産所在事項又は不動産番号」に「〇番〇の元地」を加えること	R4規制改革56提案[55に変更]は、分筆によって元地に枝番号が付される場合は新地の原因欄に変更後の元地地番も併記するとしたものである。／不動産登記法が定める証明書の請求方法としては、「不動産所在事項又は不動産番号」(規則193条1項2号)を提供しなければならないとされている。／しかし、分筆新地の原因欄を元に請求しようとすれば登記記録上は枝番号なしの地番しか知り得ず、不動産所在事項を正しく記載することが出来ない。／「〇番〇の元地」という記載は地番ではなく、「不動産所在事項」ではないからだ。／法務省は変更後の分筆元地地番が分からなくても「分筆元地の手がかりが全くなくなるということはありません」→	→と回答するが、枝番号を順番に請求していけば元地にたどり着けるという発想で現状肯定する政策立案者は危険である。／元地にたどり着くまでに、いったいいくらかかるんですかね？／分筆新地の原因欄に変更後の分筆元地地番を記載することが「現行制度下で対応可能であり、御指摘の対応は要しない」ならば、法務省が想定する証明書請求手続は「総当りで請求せよ」でしょ。／変更前の元地地番を「手がかりと呼んでいる時点で、政策立案者は手続利用者と発行窓口の手間をイメージできていない。／こんな非効率な証明書発行手続でどうやって「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資する」(1条)のか？／したがって、法務省今である不動産登記規則に、証明書請求用紙の記載方法として「不動産所在事項又は不動産番号」のほかに「〇番〇の元地」を認めるべきである。／もっとも、この方法にしても高コストであり、国民負担は大きい。／民間委託されている証明書発行業務で受託業者に元地地番の調査を強いることになるから、その人件費が受託費として上乗せされるからだ。／また、登記情報提供サービスにしてもプログラム修正が必要になり、民事法務協会は1件あたりの分け前を増やすよう要求するだろう。／そして、この両者の手続に対応するため、法務省は登記情報システムに「〇番〇の元地」を検索可能とするプログラム修正とデータ登録が必要になる。／手づる式にコストが嵩んでいく。／しかし、分筆新地より若い枝番号を総当たりで請求させるのを回避するには「〇番〇の元地」という請求方法を認めるしかない。／この高い手続コストは、現状追認な政府を抱える国民が支払うツケである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記事項証明書の交付の請求には不動産所在事項又は不動産番号を提供しなければならないとされています。	不動産登記規則第193条第1項第2号	対応不可	御提案の「元地」が具体的に何を示すのかが必ずしも明らかではないため、対応は困難です。	
292	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商工会解散時の商店街関連財産譲渡の円滑化・負担軽減	商工会が解散する時に残余財産を処分しますが、アーケード設備・防犯灯等の商店街関連財産を後継となる商店街組織への譲渡が円滑に進むようにしてください。	商工会が存在する場合、商店街組織は商店街振興組合として法人化することができないという規制がありました。このため、商工会地区の商店街組織は、便宜上、財産購入等を商工会名義で行うしかありませんでした。商工会は、商店街から拠出した資金をもとに購入した実質的な商店街関連財産を多く保有しています。 しかし、商工会が解散した場合、これまで保有してきた商店街関連財産を、商工会が存在しなくなることでようやく法人化できる商店街組織に引き渡す際、商店街組織側に受贈益が発生する形になり、とても大きな税負担が生じます。元々、規制により法人化できずに、仕方なく商工会名義で取得した財産を戻してもらうというだけなのに、なぜ商店街は最後まで商工会に困らされなければいけないのでしょうか。 過去の規制によって生じた不利益をこれ以上拡大させることのないよう、商工会解散時に商店街関連財産を商店街組織に帰属させる場合の手続き円滑化・費用負担が発生しないような制度に変えてください。 例えば、商工会法に法人分割・組織変更の規定を設けて、解散時に、商店街相当部分を分離し、残余財産の譲渡という形をとらないようにしたり、商工会解散時の財産譲渡に税制の特例を設けるなど、色々と方法はあるはずです。 ただ商工会から商店街関連財産を負担なく商店街に返してもらいたいだけなのです。	個人	経済産業省	商店街振興組合法第6条においては、商店街振興組合は市（特別区を含む）の区域にのみ設置できることが規定されています。また、同法附則第2条及び附則第3条第2項においては、法律の施行の際に現に市の区域に商工会が設置されている場合には、商店街振興組合を設立できないことが規定されています。 商工会法第52条の2においては、合併の手続きが規定され、同法第52条の6第2項に、合併によって消滅する商工会の権利義務を存続する商工会が承継する旨規定されています。他方、他の法人への組織変更等については、規定されていません。そのため、商工会同士の合併と比較すると、その他法人への資産の移転には、税負担が多くかかる場合があります。	商店街振興組合法、商工会法	対応不可	商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図る等のための団体であり、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていることから、たとえば、商工会法に法人分割・組織変更の規定を入れ込むことは馴染まないと考えます。なお、商工会同士の合併については商工会法において規定があり、法人税法等における税負担の軽減が図られます。	
293	令和5年12月15日	令和6年1月19日	農協への出資額減額の自由化	農協への出資は、増額は容易に行えるが、減額は理由が制限されている。 農協と組合員の関係が変化するなか、農協への増減資が(一定の手続きのもと)自由に行えるように法律の改正を願いたい。 特に、最近では農協の広域合併が行われ、支店の統廃合が頻繁に行われており、農協支店との距離が物理的にも、機能的にも疎遠くなっており、農協との関係の変化に応じた出資額の増減が自由に行えるように願いたい。	農協法26条では、 （1）組合員が出資口数を減少できる場合を次のように法定している。 Ⅰ. 事業の休止 Ⅱ. 事業の一部を廃止 Ⅲ. その他やむを得ない事由 Ⅲのやむを得ない事由は、個々の場合に応じて理事会が認定することになるが、通常は、(自己破産等の)一身上の重大な理由が発生した場合に出資口数を減少し得ると解釈されている。 しかしながら、最近の農協の広域合併後には、組合員との接点である支店の統廃合が頻繁に行われており、当地区でも営農指導部門の撤退、支店機能の縮小、統廃合が行われることとなった。さらに当農協では組合員への事前説明会も開催されず、総代会で決定後の報告だけで済まされている。 このように出資当時の従前と比較し、広域農協と組合員の関係が希薄になっているが、これは農協側の都合にほかならない。このような情勢下にあって、なお従前の出資額を維持する理由は見いだせない。農協の利用状況、農協との信頼関係が変化する中にあって、適正な出資額に変更することの自由化を求めたい。 なお、完全な自由化を求めるものでなく、自由脱退に準じた予告制度や事業年度の終わりの時期の減額など、農協法の他の条項に準じたものであってもよい。 これらが達成できれば、生活用品などの共同購入では生協等への増資、金融・共済でも農協以外の金融を通じての増資等が可能となり、農協と他の協同組合との適当な緊張関係の維持につながる。 さらには、組合員が減資という農協への対抗手段を得ることで農協と組合員の一定の緊張関係ができ、慢心した農協経営から脱却し、農協改革の一層の推進につながる。	個人	農林水産省	農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第26条第1項は、「出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。」と定めています。 ここでいう「その他特にやむを得ない事由」が認められる例としては、組合員に一身上の重大な理由が発生した場合（破産など）があると解されています。	農業協同組合法第26条第1項	対応不可	広域合併した農協における事業運営の決定プロセスについての問題提起と出資口数を減少させることによる農協への意思反映についてのご提案をいただきましたが、農協法第26条第1項は、出資口数の減少が農協の出資総額を減少させるものであって、農協の事業運営にも、農協の債権者に対しても影響を与えるものであることから、組合員の出資口数を減少することができる場合は、真にやむを得ない場合に限るべきとの考え方の下で定められた規定であり、必要なものと考えております。 その一方で、農協は、農業者の相互扶助を目的に、農業者が組合員となって設立される人的結合体であり、組合員が農協の構成員として組合の事業運営に参画するための組合員の権利として、議決権（出資口数に関わらず正組合員は各々一議決権を有する。農協法第16条第1項）、役員・総代の選挙権（農協法第18条第1項）、臨時総会招集請求権（農協法第43条の3第2項）、役員改選請求権（農協法第38条第1項）などが認められております。 広域合併を行った農協において総代会を設けている場合、組合員は自ら選挙によって選出した総代を通じて、農協の事業運営に対する意思反映を行うことができることとされております。 農協の事業運営に対する組合員の参画については、こうした法的な権利に基づく意思反映のほか、意見聴取や座談会など農協が組合員の意思反映の任意の機会を設けていることも多く、こうした意思反映の機会も活用されているものと認識しております。 また、理事の定数の少なくとも3分の2は正組合員でなければならない（農協法第30条第11項）ことされており、組合員として自ら理事になることにより、農協の事業運営に携わることも可能となっています。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
294	令和5年12月15日	令和6年1月19日	外国の資産運用会社に出資する際の業務範囲規制緩和	・「外国特定金融関連業務会社」が主として営む業務（銀行法施行規則1条の4の4）に、資産運用業を追加していただきたい。	・「貯蓄から投資」の促進が重要とされる中で、我が国における資産運用業高度化の必要性が増加。 海外資産の運用力を強化しつつ、我が国の顧客ニーズに沿った質の高い商品ラインナップを拡充する方法の1つとして、我が国AM会社及び我が国主要AM会社を保有する金融グループによる、海外AM会社の買収を促進することは有効と考えられる。 しかしながら、海外においては、資産運用会社本体が投資資産の価値の維持・向上のため、投資資産の性質に応じ、一部他業を営んでいるケースも多く、現行法の下では日本の銀行又は銀行持株会社が海外のAM会社を子会社等にすることができない事が多い。 ・また、近年、資産運用の領域における利益は堅調に増加傾向。そのため、外国の資産運用会社へ出資・買収することは、「海外で稼ぐ力」という令和3年改正銀行法の趣旨にかなうものである。	都銀懇話会	金融庁	外国特定金融関連業務会社は、金融関連業務のうち法令において規定されている業務を主として営む外国の会社に限られており、資産運用業については当該業務に含まれておりません。	銀行法第16条の2第6項第1号 銀行法施行規則第17条の4の4	検討を予定	外国特定金融関連業務会社は、銀行グループの「海外で稼ぐ力」の強化の観点から、2021年の銀行法等改正により新たに設けられた制度であり、当該会社が主として営む業務に新たな業務を追加するには、当該制度趣旨や制度の運用状況、具体的なニーズを踏まえて慎重に検討する必要があります。	
295	令和5年12月15日	令和6年2月16日	クレカ積立の上限10万円の撤廃もしくは引上げ	・同一人に対する信用の供与の上限10万円の撤廃もしくは引上げ（～60万円等※） ※新NISAの投資枠は最大360万円/年につき、30万円/月積立、クレジットカードの引落しを勘案し上限60万円/月の想定のもと記載）	・クレジットカード決済に伴う過当取引への対策は、金融商品取引業等に関する内閣府令第148条に初めて「2か月未満の期間内の一括決済」「業積投資契約」等の規定があること、また、クレジットカード会社には割賦販売法により支払可能見込額の調査等の、信用供与に係る規制が課されていること等、別途講じられていることから、過剰な投資に伴う顧客の財務状況悪化等の懸念を抑制する枠組みは既に存在。 ・足許では、「貯蓄から投資へ」の流れ、NISA制度における年間投資枠拡大等を受け、個人投資家の資産形成は一層堅調が高まる見込み。 ・そのような中、カード積立の上限が実質5万円となる現状の制度は二重規制となっており、投資機会の損失が生じ得る。 ・顧客にとってカード積立は利便性・利得性が高く、利用者数は年々増加傾向にあり、上限引き上げにより顧客の投資機会の更なる捕捉、「貯蓄から投資へ」の資産形成トレンドの加速に寄与できるもの。 ・投資家の利便性向上、国民の安定的な資産形成の促進への寄与が考えられることから、上限撤廃もしくは引上げ（～60万円等※）を要望する。 ※新NISAの投資枠は最大360万円/年につき、30万円/月積立、クレジットカードの引落しを勘案し上限60万円/月の想定のもと記載）	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、原則として、金銭の貸付けその他信用の供与を条件として有価証券の売買の受託等をする行為が禁止されていますが、①証券業を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であって、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を2月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者等に交付されること、②同一人に対する信用の供与が10万円を超えることとならないこと、③当該有価証券の売買が業積投資契約によるものであること、といった特定の要件の全てを満たす場合等は例外とされています。	金融商品取引法第44条の2第1項第1号 金融商品取引業等に関する内閣府令第148条第2号、第149条第1号、第149条の2第2号、第150条第1号	対応	金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和5年12月12日公表）における提言を踏まえ、令和5年12月19日に、「「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）」を公表しました。	
296	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金運営管理機関及び営業職員による運用商品推奨・助言規制の緩和	・確定拠出年金運営管理機関及び確定拠出年金運営管理機関である金融機関の営業職員による加入者等への運用商品の推奨・助言の許容。	・政府による「新しい資本主義」の主要施策である「資産所得倍増プラン」では、家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要であるとされ、その手段として「中間層がリターンの大きい資産に投資やすい環境の整備」が図られている。 ・また、金融庁が2023年4月に公表した「資産運用業高度化プログレスレポート」では、わが国の企業型DCにおいて、元本確保型商品（預金や保険等）の割合が高い状況にある点が課題として挙げられている。また、わが国の投資信託の販売において DC等運営を通じた顧入者が少ない点も課題として挙げられ、「貯蓄から資産形成の流れを促すには、投資信託等の販売チャネルが多様化し、国民が金融サービスをより身近に感じられるようになること、また、様々な販売チャネルでアドバイス等のサービスの質を競い合うことが重要」と整理されている。 ・上述の背景を踏まえれば、営業職員や加入者等向けサイトを通じた運用商品の推奨・助言を可能とする本要望は、税優遇のメリットや資産形成の機会の活用を促進することを通じて、政府方針や行政が認識している課題解決にも資すると考えられる。 ・なお、個別の運用商品に係る推奨・助言を可能とすることについては、例えば高い信託報酬手数料の商品を優先的に推奨するといった顧客本位でない商品提案がなされる虞もあるところ、加入者等から具体的な運用商品に関する推奨・助言の要請があった場合に当該承認に限定して対応することや、推奨・助言を行う場合には合理的な根拠等を明示する等の措置を講じることで対処可能であると考える。	都銀懇話会	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関が加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること、は認められていません。	・確定拠出年金法第100条第6号・第7号 ・確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第2号	対応不可	確定拠出年金は、運用結果に対する責任は個々の加入者が負う年金制度です。そのため、加入者が自己責任を負うことを前提に、事業主や確定拠出年金運営管理機関等の関係者が負うべき義務や禁止される行為等を明確化しており、関係者は加入者の利益のみを考慮して忠実に業務を行う義務があります。 確定拠出年金運営管理機関は、運用結果に対する責任を負う個々の加入者に対して忠実義務があるが一方で、個々の加入者に対して個別の運用方法を勧誘・推奨することは利益相反の懸念が排除できないため、困難です。	
297	令和5年12月15日	令和6年1月19日	「のれん」の規則的償却の見直し	・日本の会計基準において、「のれん」の規則的償却を行わず、毎期ごとに価値を評価し、必要な減損処理を行う方法も認めていただきたい。	・日本の会計基準では、「のれん」の処理について、規則的に償却することが定められている。そのため、のれん償却費が買収企業の収益を継続的に圧迫することになるため、スタートアップ同士のM&A戦略並びに中堅・大企業による買収の阻害要因になっていると的指摘がある。 ・また、M&Aを通じてグローバルに展開しようとした場合でも、「のれん」の償却負担も踏まえて価格設定をする必要があり、他国の企業との入札競争で競り負ける可能性も高く、グローバルな成長の阻害要因にもなる。 ・「規則的償却を行う方法」と「減損のみを行う方法」との選択適用を認めることで、スタートアップのM&A促進に繋がることが期待される。 ・尚、IFRSを導入すれば、規則的償却は不要となるが、一方で、導入負担等の観点で国内スタートアップにはハードルが高い。	都銀懇話会	金融庁	のれんの会計処理については、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第32項において、「のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することとされている」とされています。 また、同基準第108項において、「規則的な償却を行う」方法と「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用は、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされています。	なし 〔参考：企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項他〕	その他	左記「制度の現状」にも記載のとおり、「規則的な償却を行う」方法と「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用は、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされています。 また、国際的にも信頼性の低下などを理由として、のれんの会計処理に係る選択適用は認められておりません。 さらには、2023年6月に開催された企業会計審議会会計部会においても、のれんの会計処理に係る選択適用については投資家などから否定的な意見が付されています。 こうしたことに鑑みると、のれんの会計処理に係る選択適用については慎重な検討が必要であると考えられます。 他方、本件に関しては、M&Aを慎重にさせる要因となっているとの指摘があるところ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、「M&Aの成果に関する情報開示の在り方」として、「のれんの償却額を調整した利益（Adjusted EBITDA ベース）を決算短信において開示する等、投資家がM&Aの成果をより理解できる方策を検討する。」とされており、23年12月、東京証証券取引所において「パブリックコメントに付された決算短信の作成要領（案）では、「経営成績に関するその他の指標」として、「のれん償却前利益」の開示が可能であることが明示化されています。 なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会（ASBJ）において定めることとされています。	
298	令和5年12月15日	令和6年2月16日	登録金融機関における非公開融資等情報の適即の撤廃	・非公開融資等情報の授受禁止規制を撤廃し、顧客からの同意書有無に関わらず銀行内の融資業務従事者・金融商品仲介業務従事者間での顧客に係る情報共有を可能にする（但し、法人関係情報を利用した勧誘の禁止等の規制は撤廃せず）。 ・【提案理由】 ・顧客利便性が損なわれ、かつ規制遵守に伴う行内手続負荷も相応であり、規制撤廃を提案するもの。 ・今般の社会背景や、企業代表者等による個人資産の証券関連投資運用需要の高まりを受け、銀行では法人営業担当（≒融資業務従事者）と個人営業担当（≒金融商品仲介業務従事者）の垣根をなくし、取引先企業の資産及び代表者等個人の資産状況双方把握の上で最適な提案の必要性が高まっている。	＜提案理由の続き＞ ・同一行員において、ある会社（A社）以外の有価証券に係る金融商品仲介業務と A社の融資業務は兼務可能。ただし現実的には、法人担当と個人担当を分離せざるを得ず、本規制は、顧客の財務状況を踏まえた最適な提案を行うための障害となっている。実際には融資担当者はA社のみの融資を行っていることはなく、自らの融資担当先に係る金融商品仲介業務を行うことはできず、仮に兼務させるとすれば、融資担当者毎に金融商品仲介業務として取扱い可能な有価証券を変更する等を管理する必要があるが容易ではない。 ・事前に顧客書面同意等があれば非公開融資等情報の授受は可能とされるが、オプトアウトは個人に適用できない等、必ずしも容易ではなく、またオプトアウトがあった場合に担当者や管理体制の変更を余儀変更することから、遵守に伴う手続が煩雑であり、顧客の投資運用ニーズ等を無図した融資業務従事者から金融商品仲介業務従事者へのスムーズな連携が阻害。 ・そもそも規制趣旨が非公開融資等情報を用いて勧誘を行うことによる不公正な取引防止や顧客保護にあるとすれば、法人間係情報に係る規制、優越的地位悪用に係る規制、金融機関における守秘義務、個人情報保護法等で手当て済。また、利益相反行為の虞についても懸念される事態は上記規制遵守により防止される。また、登録金融機関は利益相反管理体制の整備を求められており、管理対象には金融商品仲介業務も含まれている。本規制は、重要的・抽象的な危険に対して予防的に規制を課すものとなっており、顧客利便・顧客保護両立に向けた各金融機関の実情に鑑みた創意工夫による取組み余地も許さないものとなっている。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関において、金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を、融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人に提供することは禁止されています。	金融商品取引法44条の2第2項第3号 金融商品取引業等に関する内閣府令150条第5号 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅵ－１－１(８)	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行いました。 ファイアーウォール規制に関するその他の事項については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制の為り方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
299	令和5年12月15日	令和6年2月16日	資産運用業の高度化に向けた顧客等への情報提供手段・内容の見直し	①＜投資信託の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書＞ 委託会社等の経理状況の記載等を不要とする。又は直近事業年度の委託会社等の経理状況の届出・報告が必要とされる経過日数について、直近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して例えば4月とする。 ②＜マザーファンドや投資先に関する記載事項＞ファンドの運用報告書中ではなく、委託会社HP等での掲載情報を組込・参照する方式の許容、 ③広告記載事項のPDF等別媒体への記載、及び販売用資料等において当該別媒体での掲載情報を組込・参照する方式の許容。 ④＜投資信託販売促進用の景品等＞広告等に該当しないものに必要とされる表示事項を記載不要とする。	① ・信託財産は分別管理されており、株式投資と比べ、投資信託における委託会社の財務内容の重要度は劣後。 ・制定当初から「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」は「企業内容等の開示に関する内閣府令」に準拠しており、投信の特性等に即した開示規制に改正すべき。 ② ・マザーファンド等に関する記載事項が大部となり、受益者の情報検索等を阻害。 ・運用報告書（全体版）の作成・委託コスト等の負担大。 ・「資産運用業高度化プログレスレポート2023」での指摘(全保有銘柄の開示頻度の低さや開示データのデジタル化の遅れ等)や、令和5年3月「金商法等の一部を改正する法律案」の国会提出等、本件は政府・行政の課題認識や方向性とも合致。 ・投信協の規制に定める適時開示情報では、広告記載事項が大部となり、情報検索阻害や閲覧コスト負担増の要因。 ・過時開示情報の作成負担が近年増大。 ・顧客保護が損なわれる虞は僅少:当該情報を除外しても目論見書や委託会社のHP等を通じ広告記載事項の提供手段は確保可能。また、投信購入時は目論見書での広告記載事項同様の重要事項確認が必須であり、複数書類において顧客へのリスク情報等提供手段が用意。 ④ ・景品等制作に際し、記載事項検討・書面作成等の業務負荷、デザイン面・包装面での制約、資源浪費・費用増加等が発生。 ・投信の販売勧誘プロセスでは、法令上、リスク許容度確認、交付目論見書・重要情報シート等を用いた説明等を行うこととされている。そのうち投資リスク・手数料等説明は、目論見書を主体に行うため、景品等から上記必要事項を除外しても、リスク情報等提供手段は確保可能。	都銀懇話会	金融庁	① ・ 内国投資信託券に係る有価証券届出書や有価証券報告書といった開示書類については、【委託会社等の経理状況】欄において、委託会社等（すなわち、発行者である、内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第１項に規定する信託会社等をいいます。）の財務諸表又は中間財務諸表を記載することが求められています。 ・ また、当該有価証券報告書については、特定期間（すなわち、内国投資信託証券の場合は、当該証券の発行者の事業年度をいいます。）経過後３月以内に提出する必要があります。 ②投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、計算期間の末日ごとに運用報告書を作成しなければならないとされています。運用報告書は、投資信託委託会社にかかるコストを考慮し、受益者が運用状況を正しく把握するために必要な情報を提供する観点から、運用状況に係る重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な運用状況を記載した運用報告書（全体版）に分けられています。また、マザーファンドへ投資するファンドについては、運用報告書（全体版）、交付運用報告書ともに当該マザーファンドにかかる事項も表示しなければならないとされています。 ③金融商品取引業者等は、金融商品取引業の内容について広告等をするときは、当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名等のほか、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして、顧客が支払うべき手数料等に関する事項や元本損失・元本超過損が生じるおそれがある場合にはその旨等を表示する必要があります。 ④金融の周知・宣伝を目的とした販売促進用の景品を提供する場合において、、商品名・業者名・元本損失が生ずるおそれがある旨・契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨のすべての事項のみが景品に表示されていれば、当該景品の提供は、広告等から除外されるとされています。	①金融商品取引法第4条1項、第5条5項、第24条第5項、第24条の5第3項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第10条第1項、第22条第1項、第28条第1項 ②投資信託及び投資法人に関する法律第14条、投資信託財産の計算に関する規則第58条第2項 ③金融商品取引法第37条第1項、金融商品取引法施行令第16条第1項 ④金融商品取引法第37条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第72条第3号	①対応不可 ②その他 ③検討を予定 ④検討を予定	①・ 発行者の保有する資産をその価値の裏づけとする資産金融型証券として特定有価証券を規定しているところ、特定有価証券については、投資判断を行うためにはその価値の裏づけとされる資産の運用等に関する情報が重要であると考えられることから、特定有価証券に係る有価証券届出書等において、そのような情報の開示を求めています。他方で、投資家の投資判断にとって、発行者の経理に関する情報も重要であると考えられるため、【委託会社等の経理状況】欄において、発行者である委託会社等の経理に関する状況の開示を求めている以上、当該欄自体の開示を不要とすることは困難であると考えられます。 ・ また、特定有価証券に関する有価証券報告書の提出期限を現状よりも延長することについては、現在の投資信託に係る開示実務や、特定有価証券以外の有価証券に係る有価証券報告書の提出期限との平仄を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。 ②　運用報告書は受益者が運用状況を把握し、投資判断を行うに当たって重要な情報を提供するものであり、運用報告書（全体版）については、必要な情報を詳しく記載することとされています。なお、当該情報提供については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース」中間報告の提言を踏まえ金融商品取引法を改正し、金融商品取引業者等が書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにするための見直しを行ったところです（令和5年11月20日成立）。運用報告書上、マザーファンドに関する記載について委託会社HP等から組込・参照する方式を許容することに関する二提案については、顧客への適切な情報提供の観点から慎重に検討する必要があります。 ③　広告等においては、広告表示事項が金融商品取引業等に関する内閣府令第73条の表示方法等に従い一体として提供される必要がありますが、広告表示事項が1つの媒体にすべて表示されている必要はありません。一体として提供されているか否かは個別事例ごとに実質的に判断されるべきものですが、たとえば、ウェブサイト上に商品名等の表示があるページとは別に、当該ページからダウンロードできるPDFファイル等に広告表示事項を表示する場合については、一体として提供されていると考えられます。他方、商品名等を紙媒体に表示し、他の広告表示事項については、当該紙媒体に表示したQRコード等をスマートフォンで読み取ることでインターネットよ で確認できるといったような場合には、広告表示事項が一体として提供されているか、また、投資者の投資判断を歪めるおそれがないかどうかについて、慎重に検討いたします。 ④　当該景品が、商品の販売促進のために利用される以上は、不特定多数の者に対して情報提供・金融取引への誘引をなすものであり、投資者の投資判断に影響を及ぼすものであるため、投資者保護の観点から、慎重に検討いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300	令和5年12月15日	令和6年2月16日	資産運用立国を支えるアセットクラスの多様化（投資法人法制の見直しに係る所要の措置）	・我が国における魅力的な投資対象を創出するため、米国はじめとする主要国同様に、投資法人が特定資産として投資可能なインフラ資産の範囲を拡大（データセンター・海底ケーブル・航空機・携帯基地局・道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）していただきたい。	・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。 ・一方、経済成長を支えるインフラ整備の重要性が高まるなか、これらは投資規模も大きいことからオリジネーターのB/S負担増加によるオフバランスニーズや、投資家の（マイナス金利環境下で比較的高い利回りが期待できる）インフラへの投資ニーズもあり、昔々のインフラファンド市場拡大が期待されている。 ・このように、インフラ資産について、有価証券・不動産同様に投資を容易にする必要性が高まる一方、投信法が規定するインフラ資産（①再生可能エネルギー発電設備②公共施設等運営権）は今なお限定的であり、投資法人の市場参加（インフラ市場拡大）の足枷となっていることから日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等（①同②同③道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）をはじめ、今後成長が見込まれるデータセンター・海底ケーブル・携帯基地局等のデジタルインフラや航空機等までの対象資産拡大が必要。 ・データセンター・航空機等、投資対象として期待されているインフラに関しては、セキュリティトークンを活用した新しい運用商品としての検討も進められており、インフラ投資への旺在的な投資ニーズは実際に存在。 ・また、海外においても株式会社・信託・組合等のSPCを通じてインフラを保有するケースがよくみられることから、投資対象の取得・売買の容易さ、運用コストの削減等の観点で、株式保有制限の見直しも望まれる。	都銀懇話会	金融庁	① 投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令で限定列挙されています。 ② 投資法人は同一法人の発行する株式の取得割合については50%以下とされています。	①投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条 ②投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同施行規則第221条	①検討を予定 ②対応不可	① 投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性や個別性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。このため、提案の内容や提案理由で列挙されているインフラ資産について、資産としての独立性や個別性、投資適格性等を検討するとで必要となる事実や具体的なニーズ、優先順位等が明らかにされる必要があり、それを踏まえて対応していく必要があると考えております。 ② 投資法人は、運用資産を保有し収益を分配する器（ビークル）であり、資産の運用以外の行為を営業としてすることができないとされています。また、投資法人による事業支配を制限する趣旨から、同一法人の株式に係る過半以上の議決権保有が禁止されているところです。 このような投資法人の性質及び趣旨などに鑑みれば、過半議決権保有制限の見直しは困難です。	
301	令和5年12月15日	令和6年1月19日	金融サービス仲介業の取り扱い可能商品の拡大	・金融サービス仲介業において、消費者向けカードローンの仲介にかかる規制解除もしくは規制緩和	・本件は、個人向け金融事業に新規参入を検討する法人顧客（一般事業者）から要望あったもの。我々金融機関においても、近年は一般事業者と協業した新たな価値創造・価値提供を模索する中、本件提案内容がネックとなり、ビジネス機会の逸失に繋がる可能性があることから要請を提出。 ・当該顧客は、新規参入手段として、銀行業・銀行代理業・金融サービス仲介業のうち、参入障壁や提供商品の範囲等を勘案し、「金融サービス仲介業」の登録の取得を検討している一方、消費者向けカードローンが提供できない点がネックになると考えている。 ・本件については、過去に金融庁から「カードローンの返済方法の多様性や安易な借入れ等を通じた多重債務の発生防止が求められる現状等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考える」とのパブリックコメントを発信。 ・銀行各社は多重債務の発生防止に向けた活動として、カードローンの審査基準や広告見直しによる自主規制のほか、金融教育等を通じた啓蒙活動を実施。 ・足元、カードローンはWEB申込完結が主流となっており、WEB申込フローにおいて一定の注意喚起を行うことを前提として、態勢の整備は可能であるものと考えられる。 ・また2020年6月の参議院・財政金融委員会における附帯決議においても、国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて検討を加え、必要な措置を講ずることとされていることから、今回金融サービス仲介業のカードローン仲介における規制解除もしくは規制緩和を求めたい。	都銀懇話会	金融庁	預金等媒介業務のうち、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」として、個人顧客に対する極度方式の貸付け等（当座貸越しを除く。）については金融サービス仲介業者が行える行為から除外されています。	・金融サービスの提供に関する法律第11条第2項 ・同法施行令第17条第2項	検討を予定	消費者向けカードローンについては、カードローンの返済方法の多様性や安易な借入れ等を通じた多重債務の発生防止が求められることから、左記のとおり「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」として政令で定め、金融サービス仲介業者の取扱商品から除外しています。 金融サービス仲介業者の取扱商品の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや、金融サービス仲介業者等による顧客保護のための取組全般や業務運営の実態等を踏まえつつ、業界等の意見も伺いながら、見直しの要否を検討してまいります。	
302	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子会社の変更や役員の異動時等に係る銀行代理業変更申請の簡略化 新規事業開業時の事前承認の撤廃	①「支配関係にある会社の届出と異動時の報告」「役員の兼職届出と異動時の報告」の撤廃 ・撤廃が困難である場合、異動報告は「変更のあった時から30日以内」ではなく、「年1回の現況を報告。有価証券報告書提出会社は報告省略可」等柔軟な対応ができないか。 例えば「グループ会社の役員を兼職している場合は報告対象外」「社外取締役は報告対象外」とすなど、報告を必要とする要件を絞っていただきたい。 ②新規事業開業時の事前承認の撤廃 ・撤廃が困難である場合、年1回の報告等柔軟な対応ができないか。	・銀行代理業者の管理負担を軽減させることで、金融機関としては既存事業者との協業施策の運営安定化、協業範囲の拡大の他、新規事業者の参入を後押しすることによる、新たな事業価値創造・価値提供が見込まれる。 （一般事業法人にとって、銀行代理業は本業ではなく、限られたリソースしか割くことができない現状がある中、管理業務負荷が重い実態あり。人事異動等発生の都度、関係部署や関係子会社への確認を行うため、本件報告の関係者が増えている現状。また金融事業に関する新規事業開業に際しては、細分類での報告となるため、定款の変更なども報告が必要。 ・平成18年施行の銀行法等の一部を改正する法律により新たに銀行代理業制度が創設されたことで、一般事業者の銀行代理業への参入が可能となり、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されることとなった。一般事業者が銀行代理業へ参入した場合、抱き合わせ販売や情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取り扱いが生じることのないよう、銀行代理業者の業務運営体制の整備等が強く求められていることは留意しつつも、実情として管理業務負荷が一般事業法人にとって重いと感じている点も事実。 ・また、金融制度WG（平成28年12月）の報告では、銀行代理業制度の課題として一部の届出義務等、実務上、対応コストに比して十分な必要性が認められない指摘のある項目に対し、その見直しについて検討を進めるべきであるとされ、平成30年6月に銀行代理業者の営業所の所在地の一時的な変更について届出が不要とされた。	都銀懇話会	金融庁	①銀行代理業者が許可申請時に提出した申請書に記載した事項（役員や子会社等の状況等）に変更（役員が他の法人の常務に従事することなった場合を含む。）があった場合には、当該変更のあった日から30日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。 ②銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を行う場合は、予め内閣総理大臣の承認を受ける必要があります。	①銀行法第52条の37第1項、第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39、別表第二 ②銀行法第52条の42第1項及び第3項	①検討を予定 ②対応不可	銀行代理業制度は一般事業者による銀行の代理等の形態による銀行業への参入を認める制度であるところ、一般事業者やその子会社等が行う他の事業との間で利益相反等が生じる懸念もあることから、銀行代理業の許可にあたっては、予め、銀行代理業に参入しようとする者の役員や子会社等の状況を把握した上で、銀行代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないか等を審査することなっており、申請書に記載された事項に変更があった場合には、届出を受け、その内容を確認することとなっております。届出の簡略化については、その制度趣旨も踏まえて検討を行って参ります。 また、銀行代理業者が新たな事業を営もうとする場合も同様の趣旨で事前の承認制としておりますが、事前承認制の撤廃等については、制度趣旨や現在の運用状況を踏まえると、直ちに措置することは困難です。	
303	令和5年12月15日	令和6年1月19日	海外の組合へのLP出資に係る議決権保有制限緩和	・海外の団体への LP 出資を通じて取得・所有する国内の事業会社の株式等についても、日本の組合への LP 出資を通じた場合と同様に、議決権を行使できず、かつ、業務執行組合員等に対し議決権行使についての指図ができない場合には、銀行法上の5%ルール等の分子から除いてよいとさえる、または5%超取得する際の当局承認を不要とする。 具体例：銀行からLP出資した海外VCが、日本企業へ投資を行い、その結果、海外VCの設立準拠法によって、銀行がその日本企業の議決権を5%超保有すると見做される場合においても、当局承認を不要とする。	・議決権を行使できず、かつ、業務執行組合員等に対し議決権行使についての指図ができないにもかかわらず、日本と海外とで規定が異なっていることで、海外の団体へのLP出資を通じた株式等の取得にあたって障害となり得る。	都銀懇話会	金融庁	投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合等を除く。）等については、議決権保有制限の対象となる議決権には含まれない旨の規定がありますが、海外における同種の契約に基づき取得し、又は保有する株式等の取扱いに係る明示的な規定はありません。	銀行法施行規則第1条の3第1項第3号、第4号及び第5号並びに第3項	検討を予定	子会社の判定を行うにあたっては、親会社となる会社が実質的に子会社に対して議決権を行使しうるか否かという点を考慮することとしていることから、株式等に係る一定の議決権については、銀行法の議決権保有制限の対象となる議決権に含まないこととしております。 海外の組合へのLP出資を通じて取得し、又は保有することとなる株式等に係る議決権の取扱いについては、制度趣旨も踏まえて検討して参ります。	
304	令和5年12月15日	令和6年1月19日	産業競争力強化法に基づく「革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度」の拡充	・大型の設備資金等以外に、ベンチャーキャピタルからのエクイティによる資金調達時における短期のつなぎ資金を対象とした貸付についても、一定の要件（※）を満たした場合に債務保証が可能な制度設計を提案するもの。 （※）例：1年以内に払込が完了するエクイティファイナンスに向けたつなぎ資金 （「革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針」における資金使途に上記要件を追加）	・同制度に基づく債務保証制度は、研究開発型スタートアップ企業における大型の設備投資等を念頭に置いており、原則3年以上の長期資金が対象。 ・未上場のスタートアップ企業における資金調達手段としては依然ベンチャーキャピタル等からのエクイティによる資金調達が大宗を占めるも、資金調達ニーズ発生から投資契約締結・出資金額の払込みに係る期間の所謂つなぎ資金に対するニーズは依然旺盛。 ・かかる資金ニーズに対しても、本邦金融機関の審査ノウハウ等は概して発展途上であり、一定の政府支援を得ながらの知見蓄積・対応力強化による円滑な資金提供環境の確立を目指すべく、制度の拡充検討を依頼するも。	都銀懇話会	経済産業省	本制度は、ディープテック（大規模研究開発型）スタートアップの量産体制整備のための資金等に係る民間金融機関からの融資を対象としています。	産業競争力強化法 第21条の5 ・革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針 ―イ―(2)―③、④	対応不可	産業競争力強化法第二条第十一項において、「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。」とされております。 このことから、本制度はスタートアップが革新的技術研究成果を活用して事業活動を実施するために資金の借入れを受けることが特に必要なものに債務保証を行うものとなっており、資金用途を限定しているところ、つなぎ融資に係る費用は対象外と整理されています。 なお、つなぎ融資に係るニーズはディープテック（大規模研究開発型）スタートアップに限定されるものではなく、仮にディープテック以外のスタートアップへの適用を検討する場合は、革新的技術研究成果活用事業活動の制度趣旨の範囲を超えることになります。	
305	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行グループに属するベンチャーキャピタル及びその出資先ファンドによる暗号資産取得の柔軟化	・銀行法上の銀行グループに属するベンチャーキャピタル会社並びに当社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合が、事業への投資の目的を持った結果として暗号資産を取得する場合は、上記態勢整備の対象から除外することを提案するもの。	・現在、政府において、2024年にも投資事業有限責任組合法(LPS法)を改正し、投資事業有限責任組合が、出資の対価として出資先より暗号資産の受領を可能とすることが検討されていると認識。 ・他方、たとえLPS法改正が行われたとしても、上記監督指針により、銀行グループに属する投資事業有限責任組合は、斯かる企業への出資が想定し難い状況。少なくとも、銀行グループに属さない投資事業有限責任組合対比では、出資の対価として暗号資産を付与する企業への出資が加速しない可能性が高い。 ・然しながら、欧米と比べ、我が国では従前から、銀行グループに属するベンチャーキャピタル会社や当社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合が、ベンチャー企業や他のベンチャーファンドに対する出資の主な担い手となっている。そのため、仮にLPS法改正されたとしても、同監督指針が存在する状況下では、国内でベンチャー企業等が暗号資産を発行して行う資金調達や、配当としての暗号資産付与が、実際にはハードルが高いものとなる懸念が存在。 ・斯様な懸念が生じることは、LPS法改正の趣旨と合致しないと思料されることから、上記要望を行うもの。 ・典、2020年5月に監督指針が施行された時点では、暗号資産発行による資金調達や配当としての暗号資産の付与を行っているベンチャー企業等は僅少であったが、足許数年でこれらのニーズを持つ企業は急増。「出資への対価の一部として、我社で発行する暗号資産を付与したい」という声なども顧客から実際に寄せられている状況であり、上記規制緩和に対する社会的要請も高まっているものと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、銀行グループの業務において、暗号資産の取得、保有又は処分等（暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含む。以下「暗号資産の取得等」という。）が生じる場合には、銀行の固有業務の運営への支障や銀行グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要があります。 銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、施行規則第13条の6の9及び第13条の6の10に基づく態勢整備がなされている必要があります。	主要行等向けの総合的な監督指針V－6	検討を予定	銀行グループによる暗号資産の取得等に関しては、LPS法改正の動向に加えて、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスク、価格変動リスク、システムリスクのほか、銀行グループが保有する暗号資産の取扱いに関する国際的な議論等の動向を踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
306	令和5年12月15日	令和6年1月19日	投資専門子会社の業務範囲拡大	・投資専門子会社による、出資先等以外へのコンサルティング業務も可能とする （※）コンサルティング業務には、投資専門子会社による出資先案件のほか、銀行投資案件に関する業績や株価評価、助言、モニタリングに関する各種サポートを含む	・投資専門子会社には投資管理のノウハウが集約・蓄積されることから、投資業以外にも、銀行本体からの直接出資先の案件ソーシングや期中管理（モニタリング）を受託して欲しいとのニーズあり。もっとも、ニーズに応えるためには、現状、投資専門子会社の定義から外さざるを得ない。 ・投資専門子会社では投資管理のノウハウが集約・蓄積されていることから、銀行や他業態からの業務委託は今後も増加していくと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 投資専門子会社の業務は、出資等とそれに附帯する業務及び出資先等に対するコンサルティングなどの一部業務に限定されています。	銀行法第16条の2第1項第12号 銀行法施行規則第1条の2第14項	検討を予定	投資専門子会社の業務範囲については、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（2020年）の議論を踏まえて2021年に業務範囲を拡大する改正を行ったところですが、当該議論やその後の運用状況を踏まえ、更なる改正の必要性について検討して参ります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
307	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集の再委託・使用人兼務禁止規制の緩和	・再委託者及び再委託を受ける者が同一の銀行持株会社グループに属する場合に限り、保険募集の再委託及び保険募集に従事する使用人の兼務を許容いただきたい。	・銀行の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、経営統合の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、複数の銀行が共同で営業所を設置し、一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて登録金融機関業務等の業務を行う等の取組みが進められている（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-4-1-2）。 ・一方、保険募集行為については各銀行（生命保険募集人）に所属する職員を配置する必要があり、顧客へのサービスの質向上を目的とした効率的な経営資源配賦の阻害要因となっている。 ・保険募集の再委託が原則として禁止されている主旨は、保険会社の管理・監督が及ばない再委託が制限なくなされることにより不適切な保険募集等を防止することと理解。 ・銀行には既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、加えて同一の銀行持株会社グループに属する銀行においては、保険会社との間で直接に委託契約を締結していなくとも、委託者である同一グループ内の銀行や銀行持株会社による方パナンスの下で保険募集の適切性を確保することは充分可能であると考える。 ・保険募集に従事する使用人の兼務については、保険募集行為の責任の帰属先が不明確になるという懸念が生じ得るが、例えば、銀行代理業制度では複数の所属金融機関の銀行代理業を営むことを制度上認めた上で責任の帰属先を明確にする仕組みを導入することで弊害の防止が図られており、保険募集行為についても同様の仕組みを導入すれば責任の帰属先が不明確になることは回避可能であると考える。	都銀懇話会	金融庁	保険会社等を再委託者とする保険募集の再委託に関しては、同一グループ内の所属保険会社等の許諾等を要件に、内閣総理大臣の認可を受けたときに限り行うことができます。 また、原則として、生命保険会社又はその委託を受けた者は、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して、保険募集の委託又は再委託をしてはならないほか、生命保険募集人は、所属生命保険会社以外からの委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行うこと等はできないこととされています（一社専属制）。ただし、例外として、保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合には、一社専属制を適用しないこととされています。	保険業法第275条第3項、第282条	対応不可	保険業法において、再受託者の指導監督責任は保険会社が負うこととされているところ、ご提案における再委託者たる銀行は代理店であり、再受託者に対する適切な指導監督を確保する観点から、ご提案については対応困難です。 また、保険業法第282条第3項の規定に基づき、複数の保険会社からの委託を受けることにより、ご提案において期待される効果を得ることは可能と考えられます。	
308	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行グループに属するリース会社に係る収入制限規制等の撤廃又は緩和	・収入制限規制・附帯業務規制の撤廃 ・不動産オペレーティング・リースの解禁	・金融領域に留まらず、顧客ニーズが多様化・高度化する中、銀行系リース会社にのみ、オペレーティング・リースに係る顧客サービス提供に制限があり、適正な競争環境が整備されていない状況。 ・規制格差の是正により、イコールフッティングが確保され、顧客ニーズに沿った柔軟なリース条件設定が可能となることは、顧客本位の業務運営に資するのみならず、金融リース業界の健全化にも寄与するもの。 ・リースを主たる業務としない子会社にも現行の規制が適用されるため、顧客ニーズへの柔軟な対応が困難となっており、規制の趣旨を踏まえても、当該規制を適用する合理性は乏しいと考えられる。 ・リース子会社は現行規制においてもオペレーティング・リースの取り扱いが認められており、物件の保有リスクを管理する態勢やノウハウも蓄積出来ていることから、本規制の撤廃に伴う物件保有リスク等についてはコントロール可能と考える。	都銀懇話会	金融庁	銀行、銀行持株会社の子会社が営むリース業務について、融資と同様の形態（いわゆるファイナンス・リース）に係る収入を総リース収入に占める割合の50%以上とすること、及びリース業務に附帯する業務による収入がリース業務による収入を上回らないようにすることという制約があります。 また、不動産を対象とした リース契約に当たっては、銀行がリース形態をとって一般向け不動産業務を営むといった他業禁止の趣旨の潜脱を防ぐ観点から、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、いわゆるファイナンス・リースに限って認められております。	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第2条 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－３－１(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－７－１(2)	検討を予定	銀行、銀行持株会社の子会社が営むファイナンスリース以外のオペレーティング・リースについては、様々な形態があり、銀行業務との機能的な近接性やリスクの同質性の確保の観点から検討を行う必要があります。 また、銀行子会社であるリース会社が、不動産を対象とした オペレーティング・リースを営むことについては、銀行に他業禁止が課せられている趣旨に鑑み、銀行の健全性確保の観点から、慎重に検討を行う必要があります。	
309	令和5年12月15日	令和6年1月19日	証券専門会社の業務範囲規制の緩和（現物決済される外国商品市場取引の媒介業務）	・証券専門会社が商品を決済終了後に保有せず、かつ、商品の保管・運搬に伴い発生しうる危険を負担しない外国商品市場取引については、証券専門会社が媒介を行うことができるよう緩和して頂きたい。	・証券専門会社が従事できる外国商品市場取引は差金決済取引に限られており、現物決済取引についての顧客ニーズに応えられない状況となっている。証券専門会社が取引当事者とはならず媒介のみを行うケースにおいては、取引決済方法に拘わらず証券専門会社として現物に係るリスクを負うものではない。異種リスク混入等阻止という子会社等業務範囲規制の趣旨も踏まえ、証券専門会社の観点から、（1）当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと、（2）当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと、の要件を満たす現物決済取引の媒介が許容されるよう緩和頂きたい。 ・なお、銀行本体が媒介する場合についてもリスクの状況に変わりはないと考えられる。	都銀懇話会	金融庁 経済産業省 農林水産省	銀行及び銀行の子会社が代理又は媒介を行うことができる外国商品市場取引は、差金決済取引に限られています。	銀行法第10条第2項第15号、第16条の2第1項3号 銀行法施行規則第13条の2の3、第17条の2第2項第3号、第17条の3第2項第3号	検討を予定	銀行及び銀行グループの経営の健全性に与える影響等を踏まえ、銀行及び銀行の子会社が媒介等を行うことができる金融等デリバティブ取引は一定の要件を満たすものに限られていますが、制度趣旨を踏まえ、改正の必要性について検討して参ります。	
310	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行及び金融関連業務会社で営む経営相談等業務の拡充	・銀行及び金融関連業務会社が営む経営相談等業務に「経営相談の実施を前提として営む、事業者等の経営の改善に資する電子計算機のプログラムの販売の代理・媒介」が含まれることの明確化。	・アフターコロナやサステナブルな社会の実現を見据え、業務効率化や生産性向上はあらゆる事業者等の重要な課題となっている一方、業種や規模によってその取り組みには進捗差が見られる。 ・特に中小企業においては、人口減少等による人手不足への対応、生産性向上や競争力強化の観点から業務のデジタル化が課題となっている一方、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の調査（2021年7月）によれば、デジタル化の取り組みが進んでいない中小企業や、デジタルツールを導入済みではあるものの充分に利活用されていない中小企業が多く見受けられる状況。 ・こうした状況に対し、日常的に事業者等との対話を通じて多様な課題を把握できる銀行グループが事業者等の業務のデジタル化をワンストップで支援することができれば、実効的かつスピード感をもって業務効率化や生産性向上を促すことが可能となる。 ・具体的には、銀行や金融関連業務会社が事業者等へのコンサルティングを通じて確認された課題に対し、提携先ベンダー等のハブとなって事業者等の受発注・請求・決済、在庫管理、生産管理、人事管理等の向上に資するプログラムの販売代理・媒介を行うことを想定。 ・経営相談の実施を前提とする（「関連する事務の受託」として許容する）ことで、プログラム販売の代理・媒介が無限定に広がることは回避できると考えられる。 ・なお、現行規制下においても、銀行や金融関連業務会社が営む経営に関する相談等に関連する「事務の受託」として、事業者等の委託を受けて適切なプログラムを選定・代理購入して導入・構築を支援することは可能であると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行の子会社は顧客企業等に対し経営相談の実施や経営相談内容に関連する事務の受託を行うことができます。	銀行法第10条第2項第21号、第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第13条の2の5第1号、第17条の3第2項第15号	現行制度で対応可能	銀行及び銀行の子会社は顧客企業等に対し経営相談業務を行うこと、あるいは、経営相談内容に関する事務の受託が認められています。 経営相談や助言として、顧客企業等に対してデジタル化の観点から助言等業務を行うことは経営相談業務において実施することが、当該助言を受けた顧客企業等に対して適切なプログラムの選定等を行うことは経営相談内容に関する事務の受託として実施することが可能であり、また、その一環として、当該プログラムの販売の代理・媒介等を行うことも可能であると考えられます。 なお、プログラムの販売の代理・媒介等の実施が可能であるのは、あくまでも経営相談等業務の一環として行われる場合に限られます。	
311	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀行本体によるスタートアップ等株式に係る売買の媒介・勧誘行為の解禁	・スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、①金融商品取引法において、一定の弊害防止措置（情報提供義務や、監督指針への優越的地位の濫用・利益相反の防止に係る態勢整備の明記、複数銀行による株価算定の原則化等）を講じた上で、相手方の対象範囲を限定（J-Startup選出先、産業革新投資機構又は中小企業基盤整備機構から出資を受け入れている先等）し、銀行本体による非上場株式の売買の媒介・勧誘行為を許容頂きたい。 ②投資家保護に配意しつつ、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲を拡大するよう日証協自主規制の見直しを引き続き進めて頂きたい。	・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 ・一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するスタートアップ等へのマイナー出資ニーズが存在する。加えて、個人のいわゆるシリアルアントレプレナーやエンジェル投資家についても、スタートアップへの投資ニーズがある。 ・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、スタートアップ企業等の株式の譲渡に関する媒介・勧誘が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考える。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 ・弊害の発生リスクについても、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務（金融商品取引法第43条の5）に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定（いわゆる外形基準の導入）することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することで対処可能と考えられる。	都銀懇話会	金融庁	（要望事項①） 登録金融機関は、株券等について、私募の取扱いや金融商品仲介業務（金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売買の媒介等）を行うことができます が、売買の媒介を行うことはできません。 （要望事項②） 日本証券業協会の自主規制ルール（店頭有価証券に関する規則）で原則禁止されています。	（要望事項①） 金融商品取引法第33条第2項第4号 （要望事項②） 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条	（要望事項①）その他 （要望事項②）その他	（要望事項①） 登録金融機関が、スタートアップ企業等の株式の売買の媒介を行うことは、優越的地位の濫用や利益相反等の弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、現時点で検討することは困難です。 （要望事項②） ・金融商品取引法において、特定投資家向け有価証券に係るPTS取引が解禁されたことに伴い、日本証券業協会において、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲の拡大が図られています（令和5年7月1日施行）。 ・勧誘可能な非上場株式の取引範囲については、投資者保護の観点から、日本証券業協会において引き続き慎重な検討が必要と考えられます。	
312	令和5年12月15日	令和6年1月19日	ベンチャービジネス会社への議決権保有制限（5%-15%ルール）	・投資専門子会社を通じたベンチャービジネス会社への出資における条件の緩和。 ・具体的には、「設立後又は新事業活動開始日以降10年未満」の条件を緩和すること。	・銀行グループ内のベンチャーキャピタルを活用しつつ成長企業支援を促進しているが、当該ベンチャーキャピタルは投資専門子会社を活用した場合、上記条件があることで投資先・投資規模の制約が生じるため、投資専門子会社化を採択できない。 ・2021年11月の業務範囲規制緩和は、金融機関に対して有望な成長企業への積極的な資金供給を促しているものと理解。一方、日本経済を支える成長企業は必ずしも「中小企業等経営強化法」で定められた「中小企業」に該当しないこと、及び創薬分野等の特定領域においては企業が成長するまでに10年以上の期間を要する場合もあり、必ずしも一律10年以内という基準が妥当ではない事様も存在すること を踏まえると、政策目的に対して効能が機能しない場面があるものと考えられる。 ・更なる規制緩和は、金融機関の広範囲な成長企業に対する投資専門子会社を活用し資金供給を促すことに繋がり、翻って日本経済活性化に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、一般事業会社の議決権の保有制限の例外として、投資専門子会社を通じて、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社の議決権を保有することができます。	銀行法第16条の2第1項第12号、第52条の23第1項第11号 銀行法施行規則第17条の2第5項、第34条の16第3項	検討を予定	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（2023年6月閣議決定）、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（2023年11月閣議決定）等に基づき、成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、議決権の保有制限の例外となるベンチャービジネス会社の要件の緩和の検討をします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
313	令和5年12月15日	令和6年2月16日	株式投資型クラウドファンディングに係る規制の見直し	①少額電子募集取扱業が「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」※を取扱う場合の投資運用業規制について特例を設けて頂きたい（例えば（ア）投資運用業の登録を不要とした上で必要な範囲で少額電子募集取扱業に投資運用業の行為規制等を課す、（イ）投資運用業の新たな類型を創設、又は（ウ）投資家ヤイドの限定） ②欧米の動向を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにより発行可能な有価証券の総額に係る上限（1億円未満）の引上げあるいは投資家一人当たり投資上限額は維持しつつ発行可能総額の上限は撤廃頂きたい ※個々の投資家がシンジケート（SPV等）への匿名組合出資を通じ、特定企業に株式出資する形態	（要望理由①） 「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」は、通常の投資運用業と異なり、①第一種・第二種少額電子募集取扱業が取扱うことを想定しているため、対象となる投資家や一人当たりの出資額に一定の制限があること、②本件スキームでは投資先の選定は投資家判断によるものであり、電子募集取扱業者は、事業上、投資家の出資に係る取次を行っているに過ぎない（投資運用業のように「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて」有価証券等への投資を行うわけではない）こと、一方で電子募集取扱業者には一定の財産要件や義務（情報提供、発行体審査、投資家保護等）が課せられていることを踏まえると、本件スキームにおいて、電子募集取扱業者に対し、さらに加重的に投資運用業の行為規制（含む善管注意義務および忠実義務）や財産要件（投資運用業の場合は最低資本金および純資産額が5,000万円以上）を求めるのは過剰であり、一定の緩和的な適用も許容されうると考えられる。（例えば、（ア）投資運用業の登録を不要としたうえで必要な範囲で少額電子募集取扱業に投資運用業の行為規制等を課す、あるいは（イ）投資運用業の新たな類型を創設、等） （要望理由②） ・わが国株式投資型CFにおける発行体の調達上限額（1億円未満）は、当時の未国規制における年間107万円を参考にした旨われるが、現在、同上限は年間500万円に引き上げられている。また、英国における投資型CFは、一般投資家一人あたりの投資上限は純資産額（本人の居住用不動産や年金資産等を除く）の10%以内と定められている一方で発行体ごとの年間調達上限はない。	都銀懇話会	金融庁	（要望事項①） 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、匿名組合契約に基づく権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うことを業として行う場合は、投資運用業の登録が必要になります。 （要望事項②） 第一種少額電子募集取扱業務として募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算した額が、一億円未満であることが要件とされています。	（要望事項①） 金融商品取引法第2条第8項第15号ハ、第29条第4項第3号、第29条 （要望事項②） 金融商品取引法第29条の4の2第10項、金融商品取引法施行令第15条の10の3第1号、金融商品取引業等に関する内閣府令第16条の3第1項	（要望事項①） 検討を予定 （要望事項②）対応	（要望事項①） ・電子募集取扱業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う場合は、投資者保護の観点から、投資運用業の登録が必要と考えられます。 ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和5年12月）等も踏まえ、投資運用業の参入要件の緩和等を検討することが考えられます。 （要望事項②） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書において、企業の発行総額上限を5億円未満にまで引き上げることが提言されています。 ・今後、当該報告書を踏まえ、政省令改正など必要な対応を行ってまいります。	
314	令和5年12月15日	令和6年1月19日	提携教育ローンに対する割賦販売法の適用除外	・提携教育ローンを割賦販売法の規制の対象外とすること	・平成20年改正後の割賦販売法下において、学校法人は加盟店として直接の法的義務を負うことなり、借入人に対する取引条件の事前説明や契約に際しての書面交付、情報管理・苦情対応等に関するコンプライアンス体制整備等の対応負担が発生。 ・現在は①法令解釈の明確化等の実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性があり、かつ、②ラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状態に至っており、提携教育ローンについて、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直し要否を再度検討する必要があるものと認識。 ・「経済財政諮問会と改革の基本方針2022」（2022年6月7日閣議決定）においても、貧の高い教育の実現に向けて「若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める」とされている一方、金融機関側でも、割賦販売法に基づく対応負担が発生することから、一部金融機関においては改正のタイミングで、提携教育ローン取扱を停止・縮小した事例もあり、法令対応のためのシステム開発コスト等負担とした法令解釈の明確化等の実務的な取組では対応できない問題により、上記ニーズの高まりに対応できないことを懸念。 ・令和5年6月13日「子ども未来戦略方針」の公表等、少子化が「我が国が直面する最大の危機」と位置付けられ、就学支援体制の充実に資する未来望は政策方針にも合致。 ・提携教育ローンは営業活動の側面は限定的であり、学校法人による就学支援の性格が強い一方、学生・親権者に対する学校法人側の勧誘行為に係る銀行による調査等一連の法令対応負担が双方の提携教育ローン導入（提供）のハードルとなっている。	都銀懇話会	経済産業省	銀行等の取扱う提携教育ローンに関し、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校法人・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当し、学校法人は割賦販売法第35条の3の2に基づく取引条件の表示や第35条の3の8に基づく書面の交付を行うことが求められています。 なお、「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の2、第35条の3の8第2項）	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要する様な具体的な必要性が示されていると思い入ません。」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。 なお、割賦販売法における加盟店に対する義務は取引条件の表示及び契約内容を記載した書面の交付のみであり、提案理由にある情報管理・苦情対応等に関するコンプライアンス体制整備を義務付けておりません。また、学校法人側が行う取引が特定商取引に関する法律に規定する取引（通信販売は除く）でない限り、金融機関に対して、学校法人による勧誘行為に関する調査を義務付けてはおりません。加盟店による取引条件の表示や契約内容を明確にした書面の交付は、提携教育ローンが支払関係が長期にわたって継続され、契約内容が複雑になることに鑑みれば、消費者保護の観点から必要であると考えます。	
315	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産セキュリティトークンの受益証券における引受主幹事会社規制の除外規定について	・除外規定に規定される株券等に、「受益証券」を加え、「受益証券」の引受について、独立引受幹事会社が発行価格の決定に適切に関与する場合に、金融商品取引業者が親法人等又は子法人等の引受主幹事会社となることを許容して頂きたい。	・主幹事会社規制は、証券会社と発行会社に親子関係がある場合には、引受審査が甘くなり、その結果問題がある有価証券が出回ることになれば、投資者保護に欠け、公正な市場機能を害する恐れがあることから、規制されているものの。 一方、主幹事会社が発行会社の親法人等であっても、独立引受幹事会社が発行価格の決定に適切に関与する場合には、株券等の引受については、価格決定の透明性が確保可能であることから、平成21年には、独立引受幹事会社が発行価格の決定に適切に関与する場合において、金融商品取引業者が親法人等又は子法人等の引受主幹事会社となることができる除外規定が創設された。その後、第次に除外規定の対象となる株券等の範囲が拡大され、平成26年に、J-REIT又は私募REITにおいて活用されている、投資証券、投資法人債券等についても、除外規定の対象となる旨の改正が行われた。 ・いわゆる「不動産セキュリティトークン」を発行する際に活用される「受益証券」についても、除外規定の対象となる株券等に含まれるJ-REIT又は私募REITの投資証券等と概ね同様のプロセスで発行価格が決定されるものであり、独立引受幹事会社が発行価格の決定に適切に関与することにより、「受益証券」の価格決定の透明性を確保することが可能。また、2021年7月以降、16件/355億円の「不動産セキュリティトークン」が発行されており、市場の拡大により「受益証券」の価格決定の透明性は高まってきている。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社（以下「引受主幹事会社」）となることは禁止されています（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号）。 上記の主幹事会社規制には、引受主幹事会社及び有価証券の発行者との資本及び人的関係において独立性を有さないわゆる独立引受幹事会社が発行価格の決定に適切に関与する場合に、金融商品取引業者が親法人等又は子法人等の引受主幹事会社となることができるとする例外規定があります。その対象となる株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券）には、受益証券発行信託の受益証券は含まれていませんが（同府令第153条第1項第4号二）。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号	対応	親子法人等が発行する有価証券の主幹事会社規制の適用除外対象に受益証券発行信託の受益証券を追加するとともに、金融商品取引業者がその親子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となる場合における有価証券届出書の様式等について所要の改正を行うべく、令和5年12月19日に、「「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）」を公表しました。	
316	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	・銀証間での法人顧客情報の共有（金商業等府令153条1項7号）及び勧誘規制（同項8号）に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。顧客等の利益を害するような非公開の情報の利用等については、利益相反管理体制や優越的な地位の濫用防止等の規律が既に定められている。 ・また、兼職制度については銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容（外務員の二重登録規制撤廃）していただきたい。	・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。FW規制は、顧客にはこうした複数のファイナンス手段の円滑な比較・検討の妨げとなっている。 ・また、大手金融グループでは、各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的な提供やグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、金融グループ間の顧客情報の共有が重要なテーマとなっているが、銀証間のみに課される特異なFW規制は、これらの妨げとなっている。 ・欧米主要国では、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされているほか、わが国でも、個人情報保護法に基づき（法人の場合はこれに準じて）共同利用制度により、一定の条件の下、銀証間以外はグループ会社間の顧客情報の共有が可能。 ・今般、上場企業等を対象として新たなオプトアウトが導入されたものの、企業群の多くを占める中堅・中小企業には適用されず、同規制の見直しの踏まである多様で質の高い金融サービスの提供を阻害要因となっては逆半ばの状況。 ・FW規制の見直しは、我が国金融機関の国際的な競争力の強化、我が国金融・資本市場の発展、国際金融都市の実現、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対する銀証一体でのより多様で質の高い金融サービスの提供など、金融界のみならず、我が国経済・金融市場全体としての将来の在り方にもつながる問題。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。 ① 証券会社が、その親子法人等との間で、事前に発行者等（有価証券の発行者又は顧客）の書面又は電磁的記録による同意を得る場合を除き、非公開情報を授受することは禁止されています（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第2項）。 ② 銀行の金融商品仲介業務に従事する役職員による以下の行為が禁止されています（同府令第154条第4号）。 ・ 親子法人等に、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得る場合等を除き、非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の勧誘その他の特別な情報に限る。）を提供すること。 ・ 親子法人等から、一定の場合を除き、非公開勧誘等情報を受領すること。 ③ 銀証兼職者は銀行及び証券会社それぞれが管理する非共有情報にアクセスすることができますが、業務遂行上必要性がある場合に限られます（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅵ- 3- 1- 4）。 上記①-②については、新たなオプトアウト制度として、上場企業等である発行者等の求めに応じて情報の共有を停止する場合、その旨について、ホームページ等を通じ、上場企業等が知り得る状態に置いているときは、情報共有の停止の求めがあるまで情報共有が可能となっております。 また、外務員については、一の役職員が二以上の金融商品取引業者・登録金融機関等の外務員としての登録を受けることができないこととされております（金融商品取引法第64条の2第1項第3号）。	金融商品取引法第40条第2号、第44条の3第1項第4号、第2項第4号、第64条の2第1項第3号 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号、第24号、第2項 第153条第1項第7号、第2項、第154条第4号 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅵ- 3- 1- 4	検討を予定	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプト・アウト制度の導入等を行いました。 その他の法人顧客情報の共有に係る規制等については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
317	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀証間における個人情報共有に係る規制の緩和	・グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、個人情報保護法に基づくオプトアウト制度の利用を許容していただきたい。 ・法人と同様の金商法に基づくオプトアウト制度とする場合には、①顧客情報を共有する個人に対する通知に加えて、個人情報保護法（第23条第2項及び第4項第3号）に準じた「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法を許容、②金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加、を措置していただきたい。 ・それらも直ちに措置困難であれば、少なくとも、同意取得方法は「書面」を必須とせず、「口頭」による確認と「記録保存」を許容していただきたい。	・個人の顧客情報を銀証間で共有するためには、書面による同意取得（オプトイン）が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑感・負担感が生じている。個人情報保護法上、グループ内における共同利用が認められているにもかかわらず、銀証間にのみ個人情報保護法を超える規制は過剰と言わざるを得ない。 ・金融審議会における過去の議論でも、個人についてオプト・インを要する根拠はあるとも明確にはされておらず、専門委員から「ファイアーウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社だけに個人情報保護法を超えるレベルの保護措置を講じるということに若干の疑問を感じる。個人のお客様に対して、規制を維持する目的は何なのか、グループ特有の弊害等は何かといったことろは不明確な部分がある。今後しかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有についての重要な規制の撤廃について議論がなされることを期待」との指摘があった。 ・ファイアーウォール規制の導入以降、大手金融グループでは、大手証券会社をグループに有するに至り、銀・証を含めたグループ経営が進展しているほか、個人顧客でも、こうした動きを映じて大手金融グループへの総合的な金融サービスに対する期待、ニーズが高まっている。また、個人情報保護法に基づく個人データの保護に関する制度整備も進展したほか、近年では、金融分野における情報の利活用がさらなるテーマとなっている。 ・以上のように我が国金融機関、利用者、我が国の金融・資本市場を取り巻く環境は大きく変化しており、これらを踏まえて制度設計の見直しを改めて検討をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面又は電磁的記録による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第4号	その他	手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、事前同意手続の簡素化（電磁的方法利用時の事前承認を不要とする等のデジタル化対応）等を行いました。 個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
318	令和5年12月15日	令和6年2月16日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為（登録金融機関業務）の対象拡大（例えば、引受の媒介）によって許容。	・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なリリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等（下記）ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 ①証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 ②上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと ③上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州諸国はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。 ・また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の裾野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止としていますが、これは金融商品取引業を業とすることにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。 この点に関しては、これまでにも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。 さらに、平成21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。 なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ－２－５において明確化されています。	金融商品取引法第33条第1項（解釈） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針VIII-2-5 銀行法第12条	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日からから月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
319	令和5年12月15日	令和6年2月16日	バックファイナンス規制の緩和	・規制が金融グループにおいて一体での運用・調達ニーズへの対応をワンストップで提案することに対する障害となっていることから、規制の緩和を要望。	・本規制はあくまで調達を希望する顧客の資金使途が「有価証券の購入」として借入申込みを受けた場合を対象としたものではあるが、他の資金使途が目的であっても流用が懸念される場合には、顧客にとってより具体的に資金使途を疎明するための準備負担を課すことに繋がっている。 ・また、6か月という比較的長期の間、当該銀行での同有価証券の購入にかかる資金調達が不可となるため、弾力的な投資運用の妨げとなっていると言える。 ・結果として、調達を希望する顧客は必要に応じて別グループでの銀行・証券を使用することに繋がっており、顧客の手間及びコスト増加が懸念される状況となっていることが理由として挙げられる。 ・FW規制緩和をテーマとして市場制度WGの中で第二次報告が纏め上げられたが、継続して行われるとされる「弊害防止措置の実効性」に係る議論動向を踏まえて、利益相反防止等の措置が備わったとされる際には、顧客目線に立った運用の観点から本件緩和を求めたい。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に信用供与をしていることを知りながら当該金融商品取引業者が当該顧客にその有価証券を売却することや、登録金融機関がその親法人等又は子法人等が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、信用供与を約束してその顧客に当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うことを禁止しております。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第5号、第154条第3号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されました。 本提言の趣旨を踏まえ、ファイアーウォール規制における情報授受規制以外の諸規制の一つである本バックファイナンス規制は、金融商品取引業者による引受有価証券の売り捌きを親法人等または子法人等が支援するための当該有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与を行うことを規制するものであることから、本規制の緩和についても利益相反防止等の観点から慎重に検討していく必要があります。	
320	令和5年12月15日	令和6年2月16日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	・同規制の廃止若しくは、一部緩和（制限期間の短縮化等）	・有価証券の取引公正性を図ることによる経済発展と、投資家保護を目的とした規制だが、法制定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度陳腐、若しくは一定の緩和余地有りと思料。 ・PO1方式による起債が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境下であること、また、銀行およびその関連金融商品取引業者はアームズ・レングス・ルールを遵守していることに鑑み、第三者との通常の取引と異なる条件での金融商品取引が行われることは考え難い。 ・金商法第15条2項では、目論見書交付期間は6ヶ月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリーとセカンダリー市場の区別を3ヶ月間と規定している。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキンググループにおいて慎重に検討していく課題です。	
321	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行の海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	・銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提とした、有価証券関連業務の一部（発行市場に関する業務（引受・売出し））の解禁。	・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両脱みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。 ・現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考える。 ・銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること（監督指針V-3-1(1)）。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること（同V-3-1(2)）とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 ・仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。	銀行法第10条第2項、第11条	検討を予定	銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、優越的地位の濫用等の顧客保護上の観点や競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があり、直ちに措置することは困難です。	
322	令和5年12月15日	令和6年1月19日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、賃借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等（宅地建物取引業第50条の2第1項）を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。	・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 <メリット・ニーズ> ①国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 ②今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり、個人投資家を含むREITエクイティ投資家の保護に繋がる。 ③都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り（上場REITの資産運用会社からの賃貸不動産売買情報提供ニーズなど） ④都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
323	令和5年12月15日	令和6年1月19日	新しい店舗の在り方やコミュニティハブ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸要件緩和	・「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和。容積未消化物件の建替えを行う場合についても、規模による制限を撤廃し、第三者宛に賃貸できるよう規制を緩和。	・昨今のデジタリゼーションの進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗網構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を巡る動きが活発になることが想定される。 ・このような展望を踏まえ、現状、売却・処分できない遊休不動産に加え、業務効率化・店舗軽量化等により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建替時に能動的に生み出した余剰スペースについても、公的要請等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域のにぎわい創出・地域創生、持続可能な社会に向けた多様な貢献に繋がる他、店舗維持コスト低減にも寄与するもの。 ・また、容積未消化の自己所有ビルの建替えにあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰区画の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える築古物件の建替えが進み、地域のにぎわい創出・地域創生に繋がるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-３-２-２(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-４-２-２(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
324	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	・「保険募集制限売規制」、「担当者分離規制」、「タイミング規制」、「知りながら規制」の撤廃、若しくは認知症保険・介護保険に係る同規制の撤廃、又は、第二分野の保険商品の保険募集制限売規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー（FD）に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害 ②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性 （例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。） ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 ・加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
325	令和5年12月15日	令和6年1月19日	コロナ禍における非対面保険募集の推進を目的とした保険事前同意取得規制及び保険募集時の制限に関わる規制等の撤廃	・保険募集時の事前同意取得規制の撤廃 （非公開金融情報保護措置、銀行等の他の取引への影響を与えない説明義務） ・保険募集時の制限に関わる規制の撤廃 （保険募集制限先規制、担当者分離規制、タイミング規制、知りながら規制）	・コロナへの感染対策の長期化が予想される中、保障の重要性を改めて考える顧客も多く、保障性ニーズは一層高まっている状況。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを提供することは社会的使命であり、フィデューシャリーデューティー（FD）の観点からも重要である。然しながら、コロナ禍、対面で面談することは自体にリスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではなく、非対面での保険募集を希望する顧客も多く存在。銀行でも、顧客本位の営業を実現するべく、保険ニーズのあるお客さまへの非対面でのアプローチを検討しているが、上記規制もあり、スムーズな保険提案の実施が困難。また、特にネット完結のフローを検討する際に対して、各種規制を担保する開発等で、大きなハードルとなっている状況。 ・非対面での募集フローを構築することで、対面同様に顧客ニーズに対応したく、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による提示（リモート面談時における共有画面での表示を含むパソコンやタブレット等での画面表示や電子メール送信など電子媒体での提供）でも可能とすることは検討いただきたい事項として挙げられる。 ・尚、令和3年1月21日公布・施行された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」にて「契約概要」と「注意喚起情報」の電磁的交付が可能となるも、上記課題を解消するものには至らないと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集時に銀行等から保険契約者等に対し情報提供が必要な事項について、電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加する「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました（令和3年1月21日公布・施行）。	保険業法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項、同第234条の21の2等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
326	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。	・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない（銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外）。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、手続きが煩雑となっている（実務上、保険募集上他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害）。 ・平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」であり、顧客のライフスタイルの多様化を踏まえ、保有する情報を最大限活用して、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。 ・2020年8月の「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」および2021年1月15日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）の原則6のとおり、「複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において「投資信託等他の金融商品との比較」を求められているにも関わらず、本制度の対応を挟むことで、他商品に比べ情報提供のタイミングが他商品に劣後し、適切なタイミングでの分かりやすい情報提供の機会が阻害されている。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集業務以外の業務（融資等）において取り扱う顧客の情報（非公開金融情報）の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面又は電磁的方法による説明を行い、事前に顧客の同意を得ることなく、保険契約の締結の代理や媒介をすることは禁止されています。また、保険募集において取り扱う顧客の情報（非公開保険情報）を保険募集業務以外の業務に利用する場合も同様です。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
327	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃（スマートフォンアプリ等を通じた非対面募集時限定）	・スマートフォンアプリ等を通じた非対面での募集時における「保険募集制限先規制」、「担当者分離規制」、「タイミング規制」、「知りながら規制」、「構成員契約規制」の適用除外。 ・もしくは、圧力販売への誘引が乏しい商品性を持つ保険商品（「海外旅行保険」に準ずるもの）について、上記規制の適用除外。	・規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス（ウェブページやスマートフォンアプリ等による完全非対面での募集行為）により客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合にも上記各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営（フィデューシャリーデューティー）に反する。 ・また、FinTech進展により、スマートフォンアプリ等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響遮断措置の説明項、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 ・加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比して契約期間が短期間かつ比較的少額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえると、信用供与の条件とした保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制を措置することは過剰である。 ・規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日）においては、「デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生産性・効率性の向上、個のエンパワーの実現につなげていく必要がある」とされている。また、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理」（令和4年6月22日会表）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）におけるデジタル化方針にも資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	（弊害防止措置） 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 影響遮断措置についての説明等、保険募集時に銀行等が保険契約者等に対し実施しなければならない手続において、書面の交付に代えて、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法による説明事項の提供を可能とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました（令和3年1月21日公布・施行）。 （構成員契約規制） 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項及び第4項、同第234条の21の2等	検討を予定	（弊害防止措置） 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 （構成員契約規制） 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、非対面での保険募集時においても同様です。その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
328	令和5年12月15日	令和6年1月19日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・構成員契約規制の撤廃（当該企業及びその企業と密接な関係を有する者の役員・従業員に対する保険募集を禁止している規制の撤廃）	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー（FD）に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」（特定関係法人）の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が伴われないケースが多い。直近のケースでいうと、従業員1万人超の大企業に対して、銀行から1名業務出向となった場合に、一律特定関係法人とみなされ、当該従業員1万人に対して保険提案が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力がかかるはずもない場合にも適用されるため、フィデューシャリーデューティーの観点からも課題。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4－2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
329	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の「知りながら規制」の緩和	・保険募集時の「知りながら規制」について、手数料不受領の場合における募集受付の許容。	・特定関係者が「知りながら規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制限先規制」の潜脱を防止することにあると考えられる。 ・銀行等に対する「保険募集制限先規制」においては、手数料を受領しない場合、不適切な圧力募集が行われることがないとの理由から。特段の事情がない限り手数料を得ないで保険募集を行うことが認められている。 ・募集制限先への不適切な圧力募集を防止する観点から、銀行の特定関係者による保険募集においては募集制限先に対する影響力がより小さいと考えられることから、特定関係者の「知りながら規制」についても、募集に係る手数料を受領しない場合の保険募集を許容頂きたい。 ・顧客とっては、その勧誘先に関わらず、他の金融商品（例えば投資信託やファンドラップ）との比較説明を踏まえた商品選択が可能となる等、顧客本位の業務運営の観点でも充実した販売体制の構築に寄与するものである。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為については、禁止されています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為を禁止する趣旨は、銀行等による、自らが保険募集できない顧客に対し特定関係者を利用して保険募集を行うといった、融資先への販売規制（保険業法上の規制）の潜脱を防止することです。 銀行等による融資先への販売規制の潜脱については、銀行等の特定関係者が手数料を受領しない場合にも起こり得ることから、手数料を受領しない場合における保険募集の許容については慎重に検討を行う必要があります。	
330	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行業高度化等会社「グループ」の取得の許容	・認可を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許容頂きたい（ただし、当該「グループ」内の「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人については、一定の時限（例えば、5年）を設けた上で、現行規制に適うべく処置（※）を行うことを条件とする）。 （※当該法人の議決権の銀行グループ外への売却、「資する業務」や「見込まれる業務」以外の業務の廃止など）	・「銀行業高度化等業務」を営む会社のノウハウ等を円滑に銀行グループに取り込み、有機的な統合を図り、銀行業の高度化を推進する観点では、当該会社を傘下に保有する一般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収めることが有効となり得るものと考えられる。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請はますます加速しており、国にはいてはデジタル庁が設置されるなど、さらなる取組みの促進が必要な状況である。そうした中、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる、かかる状況において、国内銀行グループにおいてはインオーガニックな手段（買収）によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えている。 ・一般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収める場合、当該一般事業会社グループ傘下には「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人が含まれることが想定されることから、時限（例えば、5年）を設けた上で、現行規制に適うべく、当該法人の議決権の銀行グループ外への売却や、「銀行業高度化等業務」以外の業務の廃止等を条件とすることで、業務範囲規制や議決権保有制限規制の趣旨に適う運用を行うことは可能と思料される。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られており、また銀行の一般事業会社の議決権の保有については、銀行とその子会社で合算して5%以下とする上限規制が、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、銀行持株会社とその子会社で合算して15%以下とする上限規制が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためであるところ、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の更なる緩和については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
331	令和5年12月15日	令和6年1月19日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	・銀行のグループ会社が、銀行本体および当該銀行グループの他の会社が行う事業性融資に対して保証を行うことを許容頂きたい。	・銀行グループ会社間の事業性融資保証については、①グループとしてのリスク管理の適切性、銀行等の経営の健全性の観点から問題を悪起するものがあること、②依然として、事業性ローンは消費性ローンに比べ、リスク管理が複雑かつ多様であること、等から禁止されてきたと理解。 ・事業性融資を行う銀行または銀行グループ会社とこれに対して保証を行う当該銀行グループ会社それぞれの融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえ、リスクを適切に管理可能な態勢から段階的に見直し を進めていくことも検討頂きたい。なお、保証業務を行う銀行グループ会社は、当該保証業務についてグループ外で既に十分な実績があり、一定のノウハウの蓄積があることを前提としている。	・銀行グループ会社が事業性融資保証が可能となれば、グループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となる。 ・例えば、事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社とでは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者などとも多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。銀行の事業性融資に対してグループのクレジットカード会社等が保証を行うことで、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供が可能となる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。（銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16） 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社（他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う事業者を行う会社）が認められています。（銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号）	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の点から、原則として禁止されています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
332	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	・「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者（すなわち貸金業者・クレジットカード業者・保証業者）についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を許容。	・金融グループ内のカード会社、貸金業者（以下、「貸付等を主たる業務とする者」）等において貸出対象としていない顧客（例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客）から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考える。 ・現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 ・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。	都銀懇話会	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」に限定されています。	銀行法第52条の36第1項、第52条の38第1項 銀行法施行規則第34条の37第7号	検討を予定	銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が置かれているところです。 このため、利益相反の弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。	
333	令和5年12月15日	令和6年1月19日	貸金業登録の無い企業（事業法人、日本に支店のない外国銀行）のシンジケートローン組成時及び債権譲渡時の）貸付許容	・貸金業登録の無い企業（事業法人等）のシンジケートローンへの参加を認めること。（ただし、一方無制限に貸金業登録のない事業法人の参加を無制限に認めてしまうと、貸金業法の規制が形骸化し、資金需要者の利益を損ねるおそれがあることから、事業法人の規模等の条件を満たすこと前提とする。） ・若しくは、貸金業法第2項第1項第2号の対象に外国で日本の銀行法又は貸金業法に相当する法律により貸付けを業として行う規定があるものも含めることにより、日本に支店を有しない外国銀行が貸金業法上の登録を行わずとも日本でシンジケートローンに参加することが可能かを明確化。 ・尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方位的に緩和するのではなく、貸金業法の目的に鑑み、一部（シローン組成時及び債権譲渡時）について限定するものであり、個人向け貸付等まで拡大することは意図していないものの。	・現状、投資家層が金融機関等に限定されており、マーケットが伸び悩んでいるため。 ・国内に営業所・事業所のない外国法人による貸金業登録が制度上予定されていない現行貸金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。 ・昨今のグローバル化により本邦企業による海外企業の大型買収が増加する中、ネドル等の外貨建のファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で組成するシンジケートローンに本邦に支店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達力に限界を生じさせている。 ・本邦企業がネ本規制の影響を受けない海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場間競争において劣位に立つことなり、本邦金融市場の国際競争力強化の為に上述の規制緩和が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	貸金業法において「貸金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣総理大臣の、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされております（貸金業法第3条第1項）。 また、貸付けを業として行うにつき他の法令に特別の規定のある者が行うものは貸金業法の対象外とされております（同法第2条第1項第2号）。	貸金業法第3条第1項 貸金業法第2条第1項第5号 貸金業法施行令第1条の2第1項	検討に着手	日本国内に営業所・事業所のない外国の会社等が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付に係る制度については、実態を踏まえた上で、関係法令の趣旨等も勘案し、引き続き検討する考えです。	
334	令和5年12月15日	令和6年1月19日	独禁法上の5%ルールの緩和	・銀行等の議決権保有規制の適用除外事由から除かれる場合として規定されている独禁法第11条第1項第4号の「政令で定める期間を超えて保有する場合」を撤廃。 （※10年を超えて保有する場合は公正取引委員会の承認可が必要とされている。）	・銀行が、ファンドへのLP出資を通じた株式出資により企業に資金供給している場合において、平成26年4月の銀行法施行規則の改正により、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はなくなった。 ・一方で、独禁法においては、引き続き同様の制約が残っており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権として合算する必要があり、5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに銀行が含まれる場合において、組合の存続期間を10年以内とすることや、組合の存続期間が10年を超える場合であっても特定の期例につき10年を超えて保有しない旨定めることが一般的とされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%超であったとしても10年経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かはファンド組成段階では不明確である。 ・独禁法上の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止と解されるが、ファンドの投資先の会社の議決権を行使する権限を有するのはGPのみであり、LPは当該権限を有さず、また、（独禁法11条1項4号に おいて除外されているとおり）議決権行使についてGPに指図することができないことが契約書に定められている。よってたとえ10年を超えてLP出資をしていても、ファンドの投資先の会社に対しLPである銀行の支配力が生じることはないことから、所有期間の制限は設けなくとも規制の実効性は十分に確保できるものと考えられ、銀行法との齟齬は解消して頂きたい。	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行等又は保険業を営む会社（以下「銀行等」という。）が他の国内の会社の株式に係る議決権（以下単に「議決権」という。）をその総株主の議決権の5%（保険業を営む会社にあっては10%）を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得等することにより議決権を取得等する場合については、同項の適用が除外されています。 しかしながら、当該議決権を有することとなった日から政令（独占禁止法施行令第17条）で定める期間（10年）を超えて当該議決権を保有する場合等については同項が適用されるため（同項第4号ただし書）、当該期間を超えて議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります（同項ただし書）。 当該期間を超過する議決権の保有に係る認可の運用において、キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると認められる等の要件を満たせば、一定の期限を付して認められます。	独占禁止法第11条 独占禁止法施行令第17条	対応不可	独占禁止法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項本文に規定する議決権保有規制の適用を除外する期間を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使及びその指図を行うことができない場合であっても、議決権保有を背景とした実質的な影響力の行使等により、事業支配力の過度の集中等の問題が生じるおそれが否定できないことから、期間制限を撤廃することは適当ではありません。 なお、当該期間を超過する議決権の保有に係る認可の基準については、「「日本再生加速プログラム」について（平成26年11月30日閣議決定）」を踏まえ、予見可能性を高める観点から明確化が図られたところであり（平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可について の考え方」を改正）、対応済みです。	
335	令和5年12月15日	令和6年1月19日	投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、出資先企業が銀行グループの子会社に該当しない旨の規定（銀行法・会計規則上）	＜提案の具体的内容＞ ・投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、出資先企業が銀行グループの子会社に該当しない旨の規定の新設又は解釈の明確化（銀行法・会計規則上） ＜提案理由＞ ・既存の規制を適用した場合、投資先が連結子会社に該当する可能性もあるなかで、銀行グループとしては投資先企業の事業そのものに成果を期待して投資するものでなく、あくまでも有期かつベンチャーキャピタル業務としての投資である。	＜提案理由の続き＞ ・当該出資により50%超を取得した場合、会計上は「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（以下、「適用指針」）16（4）（以下、「VC条項」）により子会社該当性を検討することになる。 ・なお、VC条項2には、子会社該当性の基準として、「当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引が従たるものでないこと」が規定されており、銀行グループは会計上も形式的に子会社と判定され得る。 ・また、適用指針16は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合」の規定であるところ、人員派遣も論点となり得る。投資専門子会社が投資先に対して人員（代表取締役、業務執行取締役含む）を派遣するケースがあるなかで、投資専門子会社から行う人員派遣は、一部の監査法人より、「企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準」上の「他の企業の意思決定機関を支配している」状態と見なされ、会計上も子会社と判定されかねず、人員派遣を制約しなければならないケースが想定される。この結果、投資先へのガバナンスを効かせづらくなる可能性、投資専門子会社がスピード感を持った業務執行が困難となる可能性が生じ、将来のEXITを見据えたハンズオンでの投資先の支援に制限がかかってしまうことに繋がる。	都銀懇話会	金融庁	我が国における連結の範囲に関しては、金融機関に限らず全業態において支配力基準が採用され、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」として連結財務諸表に関する会計基準第7項に列挙されている他の企業は原則として「子会社」とされ、例外的に「他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業」について連結の範囲から除外することが認められています。 企業会計基準適用指針第22号第16項では、この適用除外の類型について例示列挙され、同項(4)において、いわゆるVC条項と呼ばれる類型が示されているところ、当該規定の趣旨は当該取引のために議決権を行使していても、投資先である他の企業と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、他の企業の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるか否かという観点から要件が定められており、ご指摘の箇所についてもこのような趣旨から一定の制限が付されているものと考えられます。 そして、実際の運用にあたっては、同条項を形式的に当てはめるのではなく、個々の案件の実態に応じて当該条項の該当性について判断されているものと認識しています。	なし （参考：企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項（4）他）	その他	左記「制度の現状」にも記載のとおり、本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取扱いとして、「他の企業の意思決定機関を支配しているか否かを基準に連結の範囲に含まれるか否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にとっても重要な情報であるため、当該要件の見直し（緩和）については慎重に検討する必要があると考えられます。 また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されていることから、一律に要件を定める（明確化する）ことについても慎重な検討が必要であると考えられます。 なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会（ASBJ）において定めることとされています。	
336	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀行持株会社における共通・重複業務実施の実効性を高めるための例外措置について	・非公開情報授受規制の例外規定（金融商品取引業等に関する内閣府令153条第1項7号イ以下）として、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が銀行持株会社に対して共通・重複業務にかかる業務を委託する場合における、委託業務の遂行に必要な情報の授受を行う場合を追加する（委託先における他の情報と混じるといったような弊害を防止することを前提とする）。	・金商法上の非公開情報授受規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から設けられた規制である。一方で、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社との間の情報授受に関しては、①銀行持株会社は銀行法上の業務範囲規制の観点から発行者等との関係で業務活動を実施することはなく、②銀行持株会社にその子会社等から提供される情報について銀行持株会社内において適切な分別管理（たとえば証券会社の顧客情報が他のグループ会社の情報と混在しないような措置等）等を講じることができるのであれば、上記規制の趣旨に反するものでもなく、銀行など他の親法人等又は子法人等と同等の規制を及ぼす必要はないとも思われる。現行法においても、一部の従属会社等に関しては親法人等又は子法人等から除外されており）、このことは、委託業務の遂行に必要な情報の授受に関して、必ずしも非公開情報授受規制などの弊害防止措置を取る必要がない場合を念頭に置いたものと理解している。 ・以上のとおり、銀行持株会社が共通・重複業務を実施することによる効率的な業務運営や金融仲介機能の強化という2016年銀行法改正の趣旨を没却させないため、また、その一方で銀行持株会社に関しては優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等の観点から有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者との間で情報授受することのリスクが必ずしも高くないと思われることを踏まえ、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社間の情報授受に関する規制緩和を要望する。	都銀懇話会	金融庁	有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等又は子法人等との間で発行者等に関する非公開情報を授受するには、基本的に、当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意が必要であり、銀行持株会社が有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者の親法人等に該当する場合も、この規制の対象となります。 ただし、内部の管理及び運営に関する業務を行うために必要な情報を第一種金融商品取引業者がその親法人等である持株会社へ提供する場合等が例外とされております。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行いました。 ファイアーウォール規制に関するその他の事項については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制の あり方について、利用者利便の具体的な向上にどのように つながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
337	令和5年12月15日	令和6年1月19日	グループ会社の事業性借入に対する親会社による債務保証の許容	・金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項の「事業者」の範囲から、「当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等がその子会社等の債務の保証を行う場合における当該子会社等」を除外して頂きたい。	・本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性や債務者の適格性が規格化されていない事業性融資について、銀行のグループ会社が実として債務保証することにより、銀行の融資規律が弱まり、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念が生じることを未然に防止するものと理解。 ・一方、企業の一般的な資金調達において自らの子会社の借入に対して親会社が債務保証し信用補完を行うことは元来広く行われているものであるところ、銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社としての債務保証を行うことまで禁止することは、法が意図するものではないように思われる。 ・平成10年の本邦告示制定以降の動きとして、子会社等が進出する海外の一部法域においては、本邦とは逆に、新たに制定された現地法令により親会社保証等の悪入れが必要となる場合が生じているところ、たとえ親会社としての通常の債務保証であってもグループ会社間の事業性融資の保証を認めないことは、親会社による信用補完が必要な海外現法の設立時やビジネス拡大時において資金調達の制約となり得る。 ・現在、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連業務子会社であるリース会社やコンシューマーファイナンス会社等でもグローバル化を進めており、かかる展開を後押しする観点からも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らした例外や射程の明確化・柔構造化をご検討いただきたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。（銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16） 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社（他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社）が認められています。（銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号）	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の点から、原則として禁止しています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえて、検討してまいります。	
338	令和5年12月15日	令和6年1月19日	地域の活性化等の実現のための大口信用供与等規制の非適用範囲拡大	・銀行法施行規則第14条6の2（法第13条第1項及び第2項の規定を適用しない信用供与等の相手方）に「当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行（当該銀行を除く）」を追加いただきたい。 ・もしくは、銀行法第13条第1項に規定される、銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由として、「同一銀行グループ内の銀行間での信用供与であり、地域の活性化等に資する場合」を追加又は明確化いただきたい。	・2020年4月1日施行の大口信用供与等規制の見直しにより、銀行グループ内取引については大口信用供与等規制の対象から非対象となった。しかしながら、国際ルール上の「グループ」は子法人までが対象となるため、同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は規制の適用対象となっている。 ・また、2020年の本規制見直しでは、経過措置とされていたコールローンを規制の適用対象に含めることとなり、親子関係でないグループ内商業銀行間でのコールローンに係る信用供与は規制対象となった。 ・銀行持株会社の下に地域に根差した複数の銀行が存在するケースも想定され得るところ、銀行持株会社のガバナンスにより銀行グループとしての最適な運用、調達を行うことで、結果として地域の活性化等にも資するものと考えられる。「経済財政運営と改革の基本方針2022」（2022年6月7日閣議決定）においても「東京一極集中の是正、多極集中、社会機能を補完・分散する国土構造の実現に向け（中略）従来の地方創生にも取り組むとともに、分散型国づくりを進める。地方発のボトムアップ型の経済成長を通じ、持続可能な経済社会の実現や個人と社会全体のWell-beingの向上」「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す」とされており、本要望の実現は政府方針とも合致すると考えられる。 ・また、銀行法の趣旨も踏まえ、国内銀行グループでは、銀行持株会社によるグループベースでの信用供与のコントロール・リスク管理・経営管理を行っているケースも多く、規制対象と認識しなくてもよい程度に与信者である銀行と同一と認め得ることも可能。	都銀懇話会	金融庁	同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は、大口信用供与規制が適用されます。 なお、銀行法施行令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、大口信用供与規制の適用を受けないことができます。	銀行法第13条第1項及び第3項 銀行法施行令第4条第9項及び第14項 銀行法施行規則第14条の3第2項、第14条の6の2	対応不可	大口信用供与等規制は、銀行等の資産の危険分散、銀行等の信用の広く適切な配分との目的の下、国際的な議論を踏まえた枠組みとされているところ、同一銀行持株会社グループ内における子銀行間の信用の供与等について、一律に規制対象外とすることは、上記の規制目的に照らし困難です。	
339	令和5年12月15日	令和6年1月19日	クラウドサービスの利用と個人データの「取扱い」の明確化	・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」その他適宜の方法により、クラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを閲覧しないこととしていれば蓄積、更新、加工・編集等を行いうる場合であっても、個人データを「取り扱う」ことにはならず、かつ、「アクセス制御」していると評価できる旨の明確化。 ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」その他適宜の方法により、契約条項においてクラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを原則として閲覧できないこととしていれば、保守目的で閲覧する場合や特定の従業員のみが閲覧できる場合等、一定の場合に閲覧することが許容されているとしても、「適切な」アクセス制御と評価できる旨の明確化。 ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」その他適宜の方法により、クラウドサービス提供事業者が個人データを「取り扱わない」場合は、個人データがクラウドサービス提供事業者のサーバに保存されていることの一事をもってクラウドサービス提供事業者による個人情報の「取得」や「利用」に該当することとはならないことの明確化。	・クラウドサービス提供事業者が個人データを閲覧しないことをもって、「取り扱わない」（もしくは「アクセス制御」）といえるのか、または閲覧しないとしても機能的に蓄積、更新、加工・編集等を行いうる場合には「取り扱わない」とも「アクセス制御」とも評価できないのかが現行のガイドラインでは明らかでない。また、災害時を含む障害時等の一定の場合に外部事業者がアクセスできる場合や、特定の限定された従業員であればアクセスできる場合において、それが「適切な」アクセス制御と評価できるのかも明らかでない。 ・同ガイドラインQ2-3においては、「利用」について「取得及び廃棄を除く取扱い全般を意味すると考えられます。したがって、保管しているだけでも利用に該当します。」との解釈が示されているが、当該外部事業者のサーバに保存されている場合、当該外部事業者において、個人情報の「取得」や「利用」は行っているが、個人データは「取り扱わない」という状態が観念されるのか、それとも、個人データを「取り扱わない」場合は、当該外部事業者にとっては、個人情報の「取得」「利用」とも評価されない趣旨なのか明らかでない。	都銀懇話会	個人情報保護委員会	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ＆A」7－53において、個人情報取扱事業者が、外部事業者の提供するクラウドサービスを利用してその管理するサーバに個人データを保存する場合において、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は当該クラウドサービス提供事業者に対して当該個人データを提供したことにはならないため、個人情報保護法第27条第1項の「本人の同意」を得る必要はないことを示しています。	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ＆A」7－53	対応不可	個人情報取扱事業者が、外部事業者の提供するクラウドサービスを利用してその管理するサーバに個人データを保存する場合において、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は当該クラウドサービス提供事業者に対して当該個人データを提供したことにはならないと考えられます。 当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを「取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該クラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。 他方で、個別の事案毎の判断が必要となりますが、一般論として、当該クラウドサービス提供事業者が、サーバに保存された個人データに対して編集・分析等の処理を行う場合には、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを「取り扱わないこととなっている場合」には該当しないと考えられます。 なお、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを「取り扱わないこととなっている場合」、当該クラウドサービス提供事業者は、当該個人データを「取得」「利用」していないと考えられます。 また、個人情報取扱事業者が、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合において、当該保守サービスを提供する事業者が単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、当該個人データを提供したことにはならないと考えられます。例えば、保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等すること等をいいます。）を防止するための措置が講じられている場合は、当該個人データを提供したことにはならないと考えられます。 なお、クラウドサービス提供事業者等が「取り扱わないこととなっている場合」に該当するかについては、上記の点も踏まえ、クラウドサービスの具体的な仕様や契約条項等を考慮した上で個別の事案毎に判断する必要があります。	
340	令和5年12月15日	令和6年1月19日	実質的支配者リスト制度の拡充	・（要望1）登録機関への登録の義務化 ・（要望2）実質的支配者情報へのアクセス権限の拡大 ・（要望3）手続きのオンライン化 ・（要望4）対象法人の拡大	・（要望1）欧州諸国では登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によって情報の拡充や本制度の利用向上といった効果が期待できると考えられるため。 ・（要望2）欧州諸国にはアクセス権限を制限していない国もあるところ、マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策の重要性に鑑みれば、同対策の一端を担う金融機関が実質的支配者情報を積極的に利用できる環境を整備することが適当と考えられるため。 ・（要望3）実質的支配者情報の登録、写しの請求・受領はすべて書面で手続が行われているところ、利用者法人の利便性向上および上記のアクセス権限の拡大と併せることで本制度の実効性向上に寄与するものと考えられるため。 ・（要望4）マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策の遂行の観点からは現行制度の対象法人では充分とはいえず、犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第2～4号に規定される実質的支配者の類型も対象とすることが適当と考えられるため。	都銀懇話会	法務省	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。 この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。 この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公表した今後3年間の行動計画（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）	（要望1及び4）その他 （要望2及び3）検討を予定	（要望1及び4） 『実質的支配者リスト制度』が広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。 法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、政府全体として検討すべき課題と認識しております。 なお、当省における本制度の周知・広報に加え、一部の金融機関においては、口座開設等の際に実質的支配者リストの提出を求めているものと承知しており、実質的支配者リストを求めることを各金融機関のホームページ等で明らかにしていただくことで、本制度の更なる利用促進につながるものと考えます。 （要望2及び3） 令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、今後、同研究会における議論を踏まえて検討を進めていく予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
341	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商業銀行によるセキュリティートークン（電子記録移転有価証券表示権利等）取扱い	・商業銀行がセキュリティートークン（電子記録移転有価証券表示権利等）の決済、保管等の取扱いを可能とする為、主に以下の関連法制の整備または明確化を要望するもの。 <銀行による取扱いを可能とする法整備> ・銀行法（第10条第2項10号）、金融商品取引法（第28条第5項、33条2柱書） STにつき、銀行がカストディ業務（保管）を行うことは、有価証券の保護預かりおよびそれに付随する業務として、または登録金融機関業務としての有価証券等管理業務として許容されていることの確認、明確化。 <関連法制の明確化> ・社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」）（第8条等） STを含めること。或いは振替法と同等の効果のある法制整備。 口座管理機関・（国内・外国）間接口座管理機関の概念においては、振替法を準用しているとろ、STに関わる原簿についても、同等の概念の適用が必要。 ・会社法、信託法、民法等 STに於ける第三者対抗要件の具備に関する明確化。 ・租税特別措置法（第9条の3の2、施行令第4条の6の2、施行規則第5条の2第1項） 上場株式・特定公社債等について、振替法上の口座管理機関である証券会社や銀行等が源泉徴収義務者・支払の取扱者となる特措法規定が、STについても同様である旨の明確化。 ・外為法（報告省令第14条）及び所得税法等（第224条、第225条等） STに係る外為報告や支払調書等の提出に於いて、既存証券と同等の提出義務を追うことの明確化。	・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年5月1日施行）により金商法が改正され、金融機関によるSTの取扱いが可能となった。一方、現時点（令和3年7月1日現在）で、日本STO協会に正会員として登録している金融機関は、証券会社（金融商品取引業者）と信託銀行のみであり、2021年にSTを発行した実績も証券会社と信託銀行に留まっている。 欧米を中心に企業の資金調達は（不正取引等の問題が残る）ICOから関連法整備の行われたSTOへと移行して来ており、これまで証券化の難しかった資産についても、トークン化することで個人投資家等への販売が可能となっている。 日本に於いても、2022年春には大規模な私設取引所［PTS］の設立（ODX）が予定されるなど、セカンダリー市場やグローバルな対日市場投資に向けての整備が急ピッチで進んでいる。 米国に於いては、既に関連法整備が進み、暗号資産やSTの発行、決済、保管等について、商業銀行や投資銀行による参入が相次いでいる。日本に於いても本件の関連法整備は急務。	都銀懇話会	金融庁 財務省	【金融庁】 ①いわゆる「セキュリティートークン（ST）」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があります。金融商品取引業等に関する内閣府令に定められる「電子記録移転有価証券表示権利等」もいわゆる「セキュリティートークン（ST）」に含まれると考えられます。 「電子記録移転有価証券表示権利等」については、銀行法では銀行が営むことのできる付随業務として「有価証券の保護預り」が規定されています。 ②いわゆる「セキュリティートークン（ST）」が社債や株式等の権利を表示している場合、社債等振替法上の振替機関として指定を受ける者は振替社債や振替株式等の振替に関する業務を行うことができます。 ③いわゆる「セキュリティートークン（ST）」の譲渡の第三者対抗要件については、その権利の内容に応じて会社法や民法等が適用され得ます。 【財務省】 ・一般に、いわゆる「セキュリティートークン（ST）」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があると認識していますが、外国為替及び外国貿易法においては、居住者と非居住者の間で証券の取得・譲渡が行われた場合、当該取引に係る支払、資本取引、外国為替業務に関する事項について、一定の場合には事後に報告を行う義務が課せられています。	【金融庁】 銀行法第10条第2項第10号 金融商品取引法第2条第1項・第2項、第2条第8項第16号・17号、第28条第1項第5号、第29条の2第1項第8号、第33条の2 金融商品取引法施行令第1条の12第2号 金融商品取引業等に関する内閣府令 第1条第4項第17号、第6条の3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2 社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項、第3条、第8条 会社法第130条、第688条、 民法第467条 信託法第94条 【財務省】 外国為替及び外国貿易法第55条、第55条の3、第55条の7	【金融庁】 ①対応 ②その他 ③その他 【財務省】 検討を予定	【金融庁】 ①いわゆる「セキュリティートークン（ST）」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があります。少なくとも、「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当するSTのカストディ業務について、銀行は、銀行法上の「有価証券の保護預かり」として営むことが、現行制度上可能であると考えられます。 なお、登録金融機関業務として「電子記録移転有価証券表示権利等」の預託を受ける場合には、金融商品取引法上の登録を受ける必要があるところ、現行法上、電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項に定める場合に該当するものについては、登録金融機関が預託を受けることができません。ただし、2023年11月に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行により、当該預託が可能となる予定です。 ②いわゆる「セキュリティートークン（ST）」に係る権利は様々なものがあると考えられます。これらのうち、振替機関は現行制度上、株式・社債・信託受益権・新株予約権等の幅広い権利を取扱うことができます。一方、これら以外の権利を新たに振替制度の対象とすることについては、権利ごとのニーズも踏まえて個別具体的に検討する必要があります。 ③また、「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当するものを含め、券面不発行の記名社債については、取得者の氏名、住所等を社債原簿（電磁的記録をもって作成することも可能です。）に記載等することによって第三者対抗要件が具備されることが、会社法上規定されています。また、信託受益権の場合には信託法、それ以外の債権の場合には原則として民法の第三者対抗要件の規定が適用されます。 【財務省】 ・一般に、いわゆる「セキュリティートークン（ST）」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があると認識しています。そのうえで、外国為替及び外国貿易法に基づく報告については、市場動向の的確な把握及び国際収支統計の作成等を行う観点から求めていることに鑑み、いかなるものについて報告を求めることが適切かについては、当該報告制度の趣旨をふまえ、必要に応じ、必要な見直し及び明確化に係る検討を行ってまいります。	
342	令和5年12月15日	令和6年1月19日	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し	・銀行の営業時間の柔軟化（顧客のライフスタイルに合わせた自由な営業時間設定の許容）。 ・国内における支店等の設置等に係る規制の廃止。	・産業のあらゆる分野でデジタル技術が活用される時代となった。個人においてもスマートフォンの保有世帯の割合が8割まで増加する等、生活に欠かせないものとなっている。銀行の提供するサービスも、デジタル技術の進展とともに変容してきており、一部では曜日、時間、場所に関わらず利便性の高いサービスが見られるようになってきている。 ・他方、既存の店舗を前提とした事業展開から脱却し、いっそう顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフォワードルックに見通して新たな銀行像を形成していく上では、規制面からも後押しする必要がある。技術革新等の環境変化の速度がいっそう加速する昨今の状況に鑑みれば、ルールベースで詳細まで規定する現在の規制体系を、プリンシプルベースで金融機関の自律的な取組みを促す規制体系に変革することで、顧客本位の店舗運営を深化していく契機とすることが重要であると考えられる。 ・一般事業法人は、基本的に自社の経営判断において自由に営業日、営業時間、店舗のあり方について戦略展開を図ることが可能であり、デジタル戦略と合わせた総合的な経営資源配分を自由度高く行うことができるが、銀行においても、より柔軟な店舗戦略を可能とする規制とすることで、リアルチャネルとデジタルチャネルを組み合わせ、総合的に顧客利便性を高めるチャネル戦略を実現するための経営資源配分を実現することが可能となる。 ・令和4年7月に銀行等の休日承認・臨時休業等に係る諸手続きの見直しが施行されたところであるが、営業日や営業時間といった概念の柔軟化に向けた更なる規制緩和への期待を念頭に置いた上で要望を継続するもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行の休日、営業時間については法令に定められます。 また、国内における支店等の設置、位置の変更等をしようとするときは、内閣総理大臣に届け出ることとされています。	銀行法第8条第1項、第15条、第16条、第53条 銀行法施行令第5条 銀行法施行規則第15条、第16条、第17条、第35条	対応	銀行の休日、営業時間、国内における支店等の設置、位置の変更等に係る届出は、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 そのうえで、銀行監督との必要性等を踏まえた届出等の見直しを行うことと、2023年10月に「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」について公表したほか、同年中に関係規則の改正案を公表しました。	
343	令和5年12月15日	令和6年1月19日	事業者が銀行との API連携を通じて口座番号をエンドユーザーに表示することについて、電子決済等代行業の対象から除外	・口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい ・もしくは、銀行法2条17項では、1号・2号に該当する行為あってもし「その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為」については電代業の対象から除外されているが、口座番号のAPI連携については「利用者の保護に欠けるおそれが少ない」と整理して頂きたい。	・家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用のニーズは高い。 ・具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、eKYCの方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う（プレ入力）といったニーズがある。 ・このような入力補助への利用情報のラインナップとして、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行からAPI連携を受けた口座番号をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。 ・他方、口座番号は静的な情報であり一回取得すれば十分であることから、事業者に情報が蓄積する（流出時のリスクが大きくなる）ことは懸定がたい。 ・制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要ということになるが、口座番号は静的な口座の識別子であって、そのためにスクレイピングを行うことは考え難く、性質としては属性情報に近いものであると思料する。 ・また、口座番号のAPI連携ニーズがある場面は、事業者サービスに係る決済等のために利用者の口座番号が必要とされている ケースであり、仮にAPIを使えない場合には事業者は利用者に口座番号の直接入力を求めるなど、APIの利用有無に関わらず利用者の口座番号を取得することが懸定され、口座番号情報の漏洩にかかる実質的なリスクは不変。	都銀懇話会	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が整備されています。これは、 ①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安全性を害するおそれがあること ②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあること といった理由により、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものです。	銀行法第2条第21項第2号	検討を予定	口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の観点から適当ではないと考えられます。 ただし、具体的なニーズ等を踏まえつつ、どのような行為類型であれば利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかどうかについては、引き続き検討致します。	
344	令和5年12月15日	令和6年1月19日	貸金業法上の書面交付義務を情報提供義務へ変更	・割賦法と同様に、書面交付義務から情報提供義務へ転換し、顧客の同意なくして電磁的方法による情報提供を可能とする。 ・ただし、顧客から書面による情報提供の求めがある場合には、当該求めに従うべきことを前提とする。	・近年、パソコンやスマートフォンは広く普及・浸透し、個人保有率は高い。 ・こうした環境変化及びキャッシュレス決済推進の観点を踏まえ、2020年、割賦法において、クレジットカード事業者が利用者に対して行う書面交付義務を、情報提供義務に変更する（顧客同意なしの電磁的方法による情報提供を許容する）改正がなされた。 ・割賦法は、契約の相手方への情報提供の充実や、利用者保護（過剰与信防止等）を主眼とし、貸金業法とは目的を共通にするところもある法令。 一方、貸金業法においては書面交付義務が情報提供義務に変更されておらず、平仄が合っていない。 ・特に、貸金業も営むクレジットカード業者にとってはその影響は顕著で、改正割賦法を踏まえ、クレジットカード商品に係る書面交付を廃止し、全面的に電磁的情報提供を実施したいところ、キャッシング機能を有するクレジットカード商品は、顧客の承諾がない限り、電磁的な情報提供に踏み切ることができず、依然として書面交付によらざるを得ない。 ・なお、書面交付を電磁的情報提供に代えたとしても提供される情報量は不変であり、利用者保護の観点から問題はないと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	貸金業者は、貸付けに係る契約等を締結しようとするときなどにおいて、顧客が借入れ条件等を十分に理解したうえで、借入判断を行えるよう十分に情報提供を図る目的から、当該契約の内容を説明する書面等を交付しなければならないこととしております（貸金業法第16条の2、16条の3、第17条、第18条）。 なお、顧客の承諾を得た場合、これらの情報提供は電磁的方法によりすることができます。	・貸金業法第16条の2、16条の3 ・同第17条 ・同第18条 ・割賦販売法第30条、30条の2の3、30条の2の4	対応不可	割賦販売法と貸金業法は、いずれも信用供与のための仕組みを規制している点では類似するとも評価できます。しかし、クレジットカードを含む割賦販売は、財・サービスの対価の後払いとして利用される一方、貸金業は、収入の補てんや逆興資、他人の債務保証・借金の肩代わりなどにも利用されている点で異なります。 このため、貸金業の利用に限しては、割賦販売の利用時に比べ、契約の要否や内容を熟慮する機会をより確実に保障する必要があると認識しています。したがって、貸金業法は資金需要者等の保護の観点をより重視していることから、契約締結前及び締結時には書面による交付を原則とする必要があると考えます。	
345	令和5年12月15日	令和6年1月19日	健康保険料納付の電子化	・健康保険法施行規則138条は、任意継続被保険者の保険料納付に関し、「納付書により納付しなければならない」（同条1項）、「前項の規定による納付書は、保険者の定めるところによる。」（同条2項）と定めているが、電子納付が認められるか否かが必ずしも文言上明らかでないことから、紙の私製振込依頼書廃止（保険料納付の電子化）の阻害要因となっている。 ・上記保険料の電子納付が可能となるよう、規則改正又は当該規則の解釈・運用の明確化を行っていただきたい。	・保険料納付の電子化、来店不要の電子納付（インターネットバンキング）利用推進	都銀懇話会	厚生労働省	○　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）には、以下の通り規定されており、任意継続被保険者の保険料について電子納付を禁止する規定とはなっておりません。 第百三十八条　任意継続被保険者は、法第百六十四条第一項又は第百六十五条第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、納付書により納付しなければならない。 2　前項の規定による納付書は、保険者の定めるところによる。 ○　実際に、協会けんぽ（https://www.kyokaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sb3180/sbb3180/1978-6172/）や一部の健康保険組合では、保険料の電子納付を受け付けております。	健康保険法施行規則第百三十八条	現行制度下で対応可能	左記の通り、任意継続被保険者の保険料については、現行制度下で電子納付可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
346	令和5年12月15日	令和6年1月19日	公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報の提供内容拡充及び本人同意の有効期間の取扱い変更について	・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第7条33項に定める署名用電子証明書の記録事項、および第18条33項に定める特定署名用電子証明書記録情報について、氏名の読み仮名及び住所のカナ情報も追加頂きたい。 ・利用者から取得した同意に関しては、利用者から同意の取消しの申し出がない限り有効として頂きたい。	・金融機関においては、顧客漢字氏名・漢字住所に加えて、氏名の読み仮名やカナ住所の情報も併せて管理している場合あり（口座名義のカナ情報は内国為替取引の振込取引にも利用） ・23年5月16日開始の基本4情報の取得サービスにはカナ情報が含まれないため、取得した漢字情報をもとにカナ情報へ変換の上、顧客情報の更新を行う必要がある。カナ情報を含めて頂くことで、住所情報等の円滑な更新を行うことも可能となるもの。 ・また、利用者から取得した同意の有効期間が10年後に失効することになるが、利用者で10年間の有効期間情報を期日管理することは困難であり、利用者の認識のないまま同意が失効していた、ということになりかねず、住所が不更新であるとの苦情が金融機関に寄せられる可能性がある。このため、利用者から取得した同意に関しては、利用者から同意の取消しの申し出がない限り有効として頂きたいもの。	都銀懇話会	デジタル庁 総務省	【総務省】（提案の具体的内容ーポツ目） ・現状、本人同意に基づく最新の利用者情報提供サービスでは、氏名、生年月日、性別及び住所が提供されており、氏名の振り仮名及び住所の振り仮名は提供されておりません。 ・氏名の振り仮名については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日より署名用電子証明書の記録事項とされるほか、特定署名用電子証明書記録情報に追加されます。 ・これにより、本人同意に基づく最新の利用者情報提供サービスにおいても、氏名の振り仮名が提供されることとなりますが、当該施行日については今後検討してまいります。 ・なお、住所の振り仮名を署名用電子証明書の記録事項及び特定署名用電子証明書記録情報に追加する予定はありません。 【デジタル庁】（提案の具体的内容ニポツ目） 署名用電子証明書を利用する署名検証者は、住所や氏名の変更等により署名用電子証明書が再発行された利用者について、本人の同意に基づき、再発行された署名用電子証明書に記録された最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別の4情報。）を地方公共団体情報システム機構より提供を受けることができます。この同意の有効期間は、利用者から同意を受けた翌日を起算日として 10 年となっております。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第7条第3号、第18条第3項、電子署名等に関する地方公共団体情報システム機構による認証業務に関する法律施行規則第35条の2	（提案の具体的内容ーポツ目）その他 （提案の具体的内容ニポツ目）対応不可	【総務省】（提案の具体的内容ーポツ目） 「制度の現状」欄記載のとおりです。 【デジタル庁】（提案の具体的内容ニポツ目） 「制度の現状」に記載のとおり、署名用電子証明書に記録された最新の基本4情報を提供する際の署名利用者からの同意については、有効期間が10年となっております。 仮に、ご提案のように本人から撤回がない限り同意を有効なものとした場合、本人の意思が変化しているにもかかわらず、自らが最新の基本4情報を提供することについて同意したことを忘れることも想定されるため、本人の権利利益を保護する観点から、一定期間ごとに本人の同意を取得することとしています。	
347	令和5年12月15日	令和6年1月19日	営業所の臨時休業に係る届出手続き等の緩和・営業所等の設置等に係る重複的な手続きの簡素化	（要望1） ・テナントビルや商業施設等に入居する営業所が、当該入居建物の法定点検対等による休業に伴い臨時休業する場合は、ウェブサイト等でその旨周知することを前提に、臨時休業・業務再開等に係る届出等を不要とする。 （要望2） ・重複的な手続きについて、添付書類含めた一本化等簡素化。	（要望1） ・スマートフォンの普及やオンライン取引の進展等を背景として、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングへの場」へと再定義する動きが進んでいる。それに伴い、単純な手続きはオンライン化・セルフ化の上営業所の事務スペースを減らし、テナントビルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。 ・こうした銀行の営業所の入居を前提としていない建物への入居が今後も進展することが想定される中、当該建物における法定点検等や心疾等止むを得ない理由に伴う営業所の臨時休業においても届出等を求められることは、顧客ニーズに即した多様な営業所新態の展開を阻害することにならかねず、結果として顧客利便性を損なうことになりかねない。 ・臨時休業を行う場合、重要なことは、法令の定め如何にかかわらず、顧客の混乱を招かないよう適切な方法で周知を図ることと認識。入居建物が休業となる場合、天災等と異なり外部から見て建物自体が営業していないことが明らかであること、銀行による周知に加えて当該建物の運営主体等による周知も行われることから、顧客の混乱を招かない措置は充分講じられるものと考える。 （要望2） ・信託業務や信託契約代理業務を営む銀行は、営業所等の設置・位置の変更・廃止や役員等の選退任時に銀行法・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律・信託業法の定めに基づく届出が必要。これら届出事項は、根拠法令は異なるものの届出内容は同質のものであり、生産性向上等の観点から見直しを要望するもの。	都銀懇話会	金融庁	①銀行の営業所について臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、一定の場合を除き、内閣総理大臣への届出が必要となります。 ②信託業務や信託契約代理業務を営む銀行は、営業所等の設置・位置の変更・廃止等を行う場合には、銀行法のほか、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律及び信託業法の定めに基づき内閣総理大臣への提出が必要となります。	①銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第2項 ②銀行法第8条第1項、第53条 銀行法施行規則第35条 金融機関の信託の兼営に関する法律第8条第1項及び第2項 信託業法第71条第1項	①対応不可 ②対応不可	①銀行の営業所が臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、顧客利便への影響等があることから、原則、事前に当局が把握するために内閣総理大臣への届出が必要とされているものであり、直ちに措置をすることは困難です。 ②各法律における規定は、それぞれの法律の目的に沿って整備されているものであり、他の法律に同様の手続きがあることをもって廃止をすることは困難です。	
348	令和5年12月15日	令和6年1月19日	合併、会社分割及び事業譲渡等に係る認可対象外要件の見直し	・合併、会社分割及び事業譲渡等について、認可対象外となる要件を見直して頂きたい。具体的には、銀行法施行令第6条・第16条の2の4・第16の3に要件を追加すること（合併については新たに施行令を追加）。銀行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡等について、総資産・総負債等に占める割合が一定基準以下の取引の場合には認可を要しないこととする等が考えられる。	・銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併、会社分割及び事業の譲渡等の効力要件として内閣総理大臣（金融庁長官）の認可を要するとしている趣旨は、合併等が当事者間の合意等のみに委ねられると、信用秩序の維持、預金者等の保護、地域における健全な競争環境、金融の円滑その他について支障を来す虞があることによると認識。 一方、近年のDXの広がりや地方創生の必要性の高まり等を背景として、銀行グループが営むことができる業務範囲は拡大。 ・銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPI活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいる中で、民間事業者の新規事業を銀行が継承することで、銀行の広範な顧客基盤へ先進的なサービスを提供することも想定される。一方、現状の規制では、銀行本体への影響が僅少な事業であっても、銀行本体での合併には認可を要するため、銀行グループによる機動的なイノベーションの継承を躊躇させる要因になりかねず、結果として顧客への非金融含めた多様なサービスの提供機会を損なうことに繋がりかねない。 ・また、上記緩和に加え、顧客の期待・ニーズの多様化にあわせ、銀行本体で取扱う商品・サービスも多様化。然しながら、銀行による新規事業が当初想定通りに成長しないケースもあり、経営資源を顧客の真に望む商品・サービスに配賦するためには、成長が望めない事業からの早期の撤退も肝要。技術革新等の環境変化が一層加速している状況では、機動的な撤退が求められる中、事業が肥大化していない段階での会社分割・事業譲渡であれば、当該事業の分離による銀行本体への影響は自ずと小さくなる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併、一定の場合を除く会社分割、事業の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣の認可を受けなければその効力が生じません。	銀行法第30条、第52条の35 銀行法施行令第6条、第16条の2の4、第16条の3 銀行法施行規則第34条の30の2	対応不可	銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併等の効力発生要件として内閣総理大臣の認可を要することとしている趣旨は、銀行等の合併等により、銀行等が不良資産を承継することで経営が悪化し、ひいては、信用秩序の維持等への影響が懸念されるためです。そのため、銀行等を当事者とする合併等において、その規模や業務の内容に関わらず、引き続き認可を効力発生要件とする必要があり、直ちに措置することは困難です。	
349	令和5年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体歳入金の口座振替納付対象金融機関の拡充	・地方公共団体の歳入について、指定金融機関等以外の預金口座振替による納付の許容。	・税・公金の多くは独自のフォーマットの紙で金融機関に持ち込まれるケースが多く、納入義務者・金融機関それぞれの手続・処理負担が従前からの課題となっている。令和5年6月に取り纏められた「規制改革推進に関する答申」（規制改革推進会議）では「令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始する」とされる等、行政も上記課題を認識し税・公金収納効率化に向けた取組みを進めているものと理解。 ・口座振替による税・公金納付は一度手続きすれば納付時のスマートフォンの操作等が不要であり、収納効率化に加えて納入義務者の利便性向上の観点でも有効な手段の一つと考えられるところ、相続により遠隔地居住者が納入義務者となった場合等において口座振替が利用できなくなることは、効率化等の阻害要因になりかねない。 ・eLTAXを活用した税・公金収納への取組みと併せて本件要望を措置頂くことで、社会的コスト削減の更なる加速が期待される。	都銀懇話会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第3項の規定により、普通地方公共団体の歳入は、同法第235条の規定により金融機関が指定されている場合においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の定めるところにより、口座振替の方法により納付することができることとされています。	地方自治法第231条の2第3項 、第235条 地方自治法施行令第155条	その他	御提案のことは、指定金融機関等の権能に関わるものであることから、地方公共団体における公金の取扱いに関する事務の実態を十分に把握するとともに、指定金融機関等側の意向を十分に踏まえながら、その必要性も含めて、検討されるべきものと考えています。 他方、公金の納付方法については、住民・事業者の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、多様な方法により行うことができるようにすることが重要であると考えており、これまでも地方自治法を改正し、指定納付受託者制度や指定公金事務取扱者制度を設け、スマートフォンアプリによる納付等を可能にしてきたところです。 また、地方税については、地方税統一QRコード（eL-QR）を用いたeLTAXを通じた納付の仕組みが導入され、全国のいずれの地方公共団体の納付書であっても、eLTAX操作、スマートフォン操作による電子納付が可能となるとともに、多くの金融機関の窓口でも納付が可能となっており、地方税以外の公金についても、令和8年9月までにeLTAXを通じた公金納付が可能となるよう、取組を進めているところです。	
350	令和5年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体との電子契約における電子署名日付の取扱い	・地方自治法234条5項において地方公共団体の電子契約は電子署名をもって契約成立する旨定められている。 一方、予算年度初日（4月1日）に契約日付が集中し事務負荷が過剰になりつつある。加えて、4月1日が休日となり、地方公共団体における対応が困難となる年もある。 ・そのため、契約書内に遡及条項を定めれば置けば4月2日以降に電子署名による契約を行うことが認められるよう法令改正または総務省からの通知を行ってほしい（いわゆる「バックデート」の許容） ・もしくは、前年度末に翌年度予算成立を停止条件として、先日付で契約締結しても構わないことを、総務省から通知してほしい（いわゆる「フォワードデート」の許容）	・地方公共団体にも電子契約が普及しつつあり、本件は実務上大きな課題となっている。 ・紙の契約書に印鑑を押印する従来のやり方では、実務上の工夫で予算年度初日（4月1日）付の契約書を作成させることができたが、電子契約に移行するに際し、実務上の工夫が困難になってきた。予算年度初日（4月1日）に大量の電子署名を実施することは事実上不可能に近いので規制緩和を要望する。	都銀懇話会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づき、地方公共団体が契約につき契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、契約内容を記録した電磁的記録に当該地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されていないかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないこととされています。	地方自治法第234条第5項	その他	御提案のことについて、地方公共団体が締結する契約において、契約書に実際に記名押印（電子署名）した日までに行われた行為を追認する旨を定めることについては、地方自治法上、制限がないところであり、各地方公共団体において適切に判断されるものと承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
351	令和5年12月15日	令和6年1月19日	カントリー・リスクが高い債権に対する追加引当の計上についての見直し	・「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」における特定海外債権引当勘定の計上に関する記載の見直し。	・カントリー・リスクが高い債権について、当該実務指針の記載により、特定海外債権引当勘定の計上が必須とされる一方、制度の現状に記載の通り、一般的な貸倒引当金に追加して計上する取扱いとなるため、同一債権、過度に保守的な引当計上がなされることで、金融機関の正確な資産実態等の把握に支障を来す懸念あり。	都銀懇話会	金融庁	今般ご要望いただいた背景については、特定海外債権引当勘定での計上を止め、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金に含めて見積ることで問題ないのではないか、もしくは一般貸倒引当金や個別貸倒引当金での見積において当該リスクを考慮済みの場合に、特定海外債権引当勘定を計上することは二重で見積ることとなり不合理ではないかとの問題認識であると理解しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(以下「実務指針」)における特定海外債権引当勘定の記載については、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」において、金融検査マニュアル別表に基づいて定着している実務が否定されていないことから、実務指針でも当該記載を残しております。 他方で、実務指針は監査の留意事項等について規定したものであり、当該実務指針には「貸倒見積高の算定は、経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価することが求められている」と規定されていることから、ご指摘にあるように「当該実務指針の記載により、特定海外債権引当勘定の計上が必須とされる」ものではないと認識しております。このような点について、金融機関と監査人の双方に周知することが適当であると考えております。	「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」第6項	現行制度下で対応可能	都銀懇話会と日本公認会計士協会から、金融機関と監査人に対して、以下の点に留意しながら適切に協議を行ってもらうよう周知する。 ・「当該実務指針の記載により、特定海外債権引当勘定の計上が必須とされる」ものではないこと ・貸倒見積高の算定は、会計基準等に基づき経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、実務指針等に基づき、クレジット・リスクやカントリー・リスク等の金融機関の貸出金の評価に関する重要な虚偽表示リスクを評価した上で経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価することが求められていること	
352	令和5年12月15日	令和6年1月19日	太陽光発電設備を資金使途に含む住宅ローンについて「事業のために負担した貸金等債務」に該当しないことの明確化	・太陽光発電設備を資金使途に含む住宅ローンについては、「事業のために負担した貸金等債務」に該当しない旨を明確化していただきたい。	・一般的に住宅ローンは「事業のために負担した貸金等債務」に該当しないが、住宅の屋根の上に設置する太陽光発電設備が融資対象に含まれている場合、判例等が無い現状においては(住宅ローンに売電目的での太陽光発電設備の取得資金が資金使途に含まれていれば、「事業のために負担した貸金等債務」に該当すると見做さざるを得ない。(家庭用太陽光発電の場合であっても、売電を行うためには、"事業者"として所管省庁(経産省)宛の事業計画認定申請等を行う必要があるということが理由。) ・また、1個の貸金等債務に「非事業目的」が混在する場合についても、上記同様、判例等が無い現状においては、当該貸金等債務は全体として「事業のために負担した貸金等債務」であると判断せざるを得ない。 ・この点、民法465条の6の趣旨は「安易に保証人になってしまうことにより生活の破綻に追い込まれる事態を抑止する」ことであるが、"家庭用"太陽光発電による売電の失敗により、保証人が生活の破綻に追い込まれる事態は一般的に想定しがたく、(住宅ローンに売電目的での太陽光発電設備の取得資金が貸金使途に含まれていることのみをもって、「事業のために負担した貸金等債務」に該当すると解釈するのは非合理的。 ・上記踏まえ、太陽光発電設備を資金使途に含む住宅ローンが、「事業のために負担した貸金等債務」に該当しない旨が明確化されれば、顧客および銀行双方において、契約締結前の保証意思宣明公正証書の作成関連の手続負担解消に繋がることから本件要望するもの。	都銀懇話会	法務省	事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じません。	民法第465条の6第1項	対応不可	民法第465条の6第1項は、制度の現状欄のとおり規定していますが、これは、事業のために負担した貸金等債務についての保証契約については、その保証債務の額が多額になりがちであることから、個人がリスクを自覚せずに安易に保証人になることを防止する趣旨です。 ある債務が同項に規定する「事業のために負担した貸金等債務」に該当するかどうかは、このような趣旨に照らして、個別具体的な事情に照らして判断されるものであり、その該当性について一概に申し上げることは困難です。	
353	令和5年12月15日	令和6年1月19日	督促連絡先の見直し	・顧客の自発的な承諾等がなくとも、携帯電話への連絡を可能とする。	・貸金業法上は、取立行為規制として「正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけてはならない」とされており、顧客が借入申込書へ居宅の固定電話番号と携帯電話番号を記載した場合は居宅への電話のみが認められている。 ・平成30年7月13日付「広く共有することが有効な相談事例(貸金業法関係)」において、「債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合等には、「正当な理由」に該当する可能性が高く、携帯電話への連絡も認められる余地はある」とされ、例外的な場面においては携帯電話への連絡が可能との考え方が示された。 ・貸金業者との取引を家族や勤務先に秘匿したいとの意向から、携帯電話への連絡を顧客が希望していても、督促承諾が得られていない場合、居宅固定電話の届出があれば、携帯電話への架電前に、固定電話へ架電する必要あり(結果、携帯番号を知っているにも関わらず固定電話に架けたことに対すると苦情が寄せられる場合も存在)。却って顧客の私生活及びプライバシー保護という法制定時の目的を満たせないと考えられる。 ・また、延滞の慣れがある場合、居宅への架電では顧客へ連絡がつかない場合が多く、単に返済を失念していた際にも延滞利息が発生してしまう等、顧客にとって不利益が生じる。 ・上記の通り、近年の携帯電話の普及率・保有率や上記のような顧客意向には、現行規制はそぐわないため、顧客の自発的な承諾等がなくとも、携帯電話への連絡を可能とすべき。	都銀懇話会	金融庁	貸金業を営む者又は債権の取立てについて委託を受けた者は、正当な理由なく債務者等の居宅以外の場所に電話をかけるといった、人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならないこととしております(貸金業法第21条1項3号)。 また、正当な理由とは、『貸金業者向けの総合的な監督指針』において、債務者等の自発的な承諾がある場合などが挙げられている(貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-19-(2)②)。	・貸金業法第21条1項3号 ・貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-19-(2)②	対応不可	貸金業法第21条第1項第3号において、債務者等の居宅以外の場所に電話をかけるといった場合には、正当な理由が必要とされています。 また、「 正当な理由」については、その解釈として「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合等については、「正当な理由」に該当する可能性が高いとしています。 上記を踏まえれば、一定の要件の下、取立てのために携帯電話へ架電することは認められております。 しかしながら、当該留保は、貸金業者による悪質な取立てを防止することにより資金需要者等の保護を図る観点から盛り込まれたものであり、債務者等の自発的な承諾などを含む「正当な理由」がないにもかかわらず携帯電話への連絡を可能とすることについては、資金需要者等の利益を損なうおそれが否定できないことから、慎重であるべきと考えております。	
354	令和5年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体のクレジットカード利用に際するカード名義人の緩和	・総行行第46号(令和3年2月24日)通知における「当該カード利用職員が名義人となるクレジットカードを利用させるものとすることが適当」との内容を変更し、「部署(課・室・所等)名義によるクレジットカードの利用を許容する旨、総務省から改めて通知を出して頂きたい。	・地方公共団体では物品購入等についてクレジットカードの利用が可能となり、各購入先からの請求に対してそれぞれ支払を行わず、カード会社への支払に一本化することで業務効率化が進みつつある。 (一方で、総行行第46号(令和3年2月24日)通知により、クレジットカードの利用名義人はカードを利用する職員個人とする必要があるが、利用する職員全員を個人会員とするための手数料が必要である等、人事異動等で名義変更に伴う事務が発生するという点でクレジットカード普及の妨げとなっている。より一層クレジットカード利用を普及させるために規制緩和が必要。	都銀懇話会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)及び関係法令上、地方公共団体が物品の購入、役務の提供等を受けるために、これらに係る契約の締結に限して、職員をして店舗等においてクレジットカードを提示するとともに、その支払方法をクレジットカードサービスによることを制限する規定はありません。	地方公共団体の財務規則等	その他	御指摘の通知「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードを利用させることにおける場合の留意事項について(通知)」(令和3年2月24日付総行行第46号)において、運用の適正性を確保する観点から、クレジットカードサービスを利用し支払を行う場合には、いわゆる個人カードによることとするのではなく、いわゆる法人カードによることとしたうえで、クレジットカードを利用させる職員ごとに、当該職員が名義人となるクレジットカードを利用させるものとすることが適当であることを助言しています。 なお、地方自治法上、部署名義のクレジットカードの利用を制限する規定はございませんが、部署名義のクレジットカードを利用する場合には、各地方公共団体において、法令に抵触しないよう、運用の透明性及び適正性の確保に留意しつつ、適切に御利用いただくものと承知しています。	
355	令和5年12月15日	令和6年1月19日	自己資本比率算出におけるマーケット・リスク計測過程に対する内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める計測過程の運営状況が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和(効率化、負担軽減等)を図る趣旨、具体的内容としては、下記2点。 ①実施頻度の緩和(原則年1回以上実施から2～3年毎実施に緩和)。 ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。	・マーケット・リスク計測過程の運営については、金融庁告示以降、長期に亘る監査の実施と1・2線による検証態勢構築の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルな発見・指摘事項が出ておらず、実施要件の緩和(効率化、負担軽減等)により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できること。	都銀懇話会	金融庁	① 緩和要望の対象である内部監査の頻度については、平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項15号において、『モデル検証部署は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。」と規定されています。 また、同項第22号において、内部モデル方式を採用する場合のシステムの検証については「内部監査を行う部門及びモデル検証部署又はか部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであること。」と規定されており、内部モデル方式を使用する金融機関においてはいずれも1年に1回以上の頻度での検証が求められているところです。 ② 緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項15号において、『モデル検証部署は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。」と規定されており、内部モデル方式を使用する金融機関においては、内部部署による検証が求められています。 また、同項第22号において、内部モデル方式を採用する場合のシステムの検証については「内部監査を行う部門及びモデル検証部署又はか部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであること。」と規定されており、外部監査による検証も認められているところです。	平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項第15号及び第22号	①対応不可 ②事実誤認	① 内部モデル方式採用行は、マーケット・リスク相当額の算出にあたって、自行の内部モデルを活用することが認められており、モデルの頑健性を内部統制により担保させる必要があります。その一環として、内部モデル方式の設計・運用を行う部署から独立した部署であるモデル検証部署による検証は非常に重要なものとして位置づけられております。 ご提案があった「実施頻度の緩和」に係るご指摘につきましては、かかる制度趣旨のほか、自己資本比率規制に係る国際合意においても、内部モデル方式採用行に対して、少なくとも年1回以上の検証が求められており、実施頻度を緩和することは困難と考えます。 ② 「外部監査等の第三者検証の可能性」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンピューティング(共同業務実施)対応も見られる中、自己資本比率規制告示(平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項第22号)において、内部モデル方式を含むマーケット・リスク計測に関連するシステムの検証に、外部監査を活用することも認められているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
356	令和5年12月15日	令和6年1月19日	証拠金規制における内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める算出過程の運営状況が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和（効率化、負担軽減等）を図る趣旨、具体的内容としては、下記2点。 ①実施頻度の緩和（原則年1回以上実施から2～3年毎実施に緩和）。 ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。	・証拠金規制における定量的計算モデルを用いる方法による算出過程の運営については、2017年以降、長期に亘る監査の実施と1-2線による検証態勢構築の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルな発見・指摘事項が出ておらず、実施要件の緩和（効率化、負担軽減等）により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できること。	都銀懇話会	金融庁	①　緩和要望の対象である内部監査については、平成28年金融庁告示第15号第6条第6号に、「定量的計算モデルを用いる方法による潜在的損失等見積額の算出過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が実施されること。」と規定されています。 定量的計算モデルを用いた潜在的損失等見積額を算出する場合には、定量的計算モデルの管理に関する体制が告示第6条に掲げる基準に適合していることが求められています。 ②　緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成28年金融庁告示第15号第6条第6号に、「定量的計算モデルを用いる方法による潜在的損失等見積額の算出過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が実施されること。」と規定されており、定量的計算モデルを使用する金融機関においては、外部監査等の第三者検証ではなく、各金融機関の内部監査による検証が求められております。	平成28年金融庁告示第15号第6条第6号	①対応不可 ②検討を予定	①　当該告示における当初証拠金に係る潜在的損失等見積額の算出に用いる定量的計算モデルには業界共通モデルが利用されており、業界共通モデルの更改頻度が、現在の年次から2025年以降2年2回に変更されます。これは、金融機関傾斜枠の他金融機関への影響を最小限にとどめるといった証拠金規制の趣旨を踏まえ、急変する市場動向を迅速に業界共通モデルに反映することで、当該モデルから算出される潜在的損失等見積額の適切化を図ることを目的としたものです。 このように市場動向が迅速に反映された業界共通モデルに基づき、適時適切に潜在的損失等見積額を算出することが国際的に求められている中、内部監査によって当該モデルの管理の適切性を定期的に検証することの意義も同様に高まっております。そのため、実施頻度の緩和は困難と考えます。 ②「外部監査等の第三者検証の可能性」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンソーシング（共同業務実施）対応も見られる中、定量的計算モデルを使用する金融機関における独立した第三者による検証の実施に関し、当該検証に際しての最終的な内部監査部署の責任等も考慮した上で、慎重に検討してまいります。	
357	令和5年12月15日	令和6年1月19日	内部格付手法の最低要件遵守状況に対する内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める最低要件遵守のための運営が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和（効率化、負担軽減等）を図る趣旨、具体的内容としては、下記2点。 ①実施頻度の緩和（原則年1回以上実施から2～3年毎実施に緩和）。 ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。	・内部格付手法採用の最低要件遵守については、告示が制定された2006年度以降、長期に亘る監査の実施と1-2線による検証態勢構築の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルな発見・指摘事項が出ていない。内部監査実施要件の緩和（効率化、負担軽減等）により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	①　緩和要望の対象である内部監査については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能を有する内部の監査部署は、年1回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない」と規定されています。 内部格付手法の使用について金融庁長官の承認を受けようとする銀行は、承認書書において、告示第7章「信用リスクの内部格付手法」第4節第1款から第6款までに規定されている要件に沿った内部格付手法を、当該承認に先立って3年以上に渡り使用していることが必要となります。第203条は第4節「最低要件」の第3款「内部統制」に規定されており、既に承認を受けた金融機関においても、内部格付手法を使用する限り、第203条を充足することが求められます。 ②　緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能を有する内部の監査部署は～略」と規定されているため、内部格付手法を使用する金融機関においては、外部監査等の第三者検証ではなく、各金融機関の内部監査部署による検証が行われています。	平成18年金融庁告示第19号第203条	①対応不可 ②検討を予定	①　自己資本比率算定における内部格付手法採用行は、自行の格付制度や推計パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められており、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があります。その一環として、内部格付手法に対する内部監査の実施が非常に重要なものとして位置づけられております。 ご提案があった「実施頻度の緩和」に係るご指摘につきましては、かから制度趣旨のほか、自己資本比率規制に係る国際合意においても、内部格付手法採用行に当該手法について、最低年1回以上の監査を求められており、実施頻度を緩和することは困難と考えます。 ②「外部監査等の第三者検証の可能性」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンソーシング（共同業務実施）対応も見られる中、内部格付手法に対する独立した第三者による検証の実施に関し、当該検証に際しての最終的な内部監査部署の責任等も考慮した上で、慎重に検討してまいります。	
358	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商業登記電子証明書による電子署名利用促進に向けた利便性向上	・また、商業登記電子署名の普及と利用拡大に向けて、当該電子署名の発行を個別に法務局に申請する運用から、新規会社設立や変更登記申請があった際には、登記完了と同時に商業登記電子証明書を発行する運用を検討いただきたい。 ・金融機関における電子契約の利用推進と、それによる顧客利便性向上の観点から、商業登記電子証明書に基づく電子署名により作成された文書は電子署名法3条の要件を満たすことを法務省・総務省・経済産業省によるQ＆A等により明確化していただきたい。 ・なお、商業登記電子証明書が印鑑証明書の代替機能を果たしうる点を踏まえると、印鑑証明書に記載されている代表者の生年月日について、商業登記電子証明書においても記載の検討をお願いしたい。現在、印鑑証明書をもとに現行の金融取引実務が行われており、金融機関の事務効率化や健全な取引を維持する観点から要請するもの。	一部金融機関においては、民間の電子契約サービスを導入しているが、利用開始の手続において押印が必要など印鑑レスの実現には至っていない。 ・印鑑レスの実現方法として、電子署名の利用を想定した場合、商業登記電子証明書の電子署名は、商業登記ほか、税金・保険・特許等の行政手続での利用が進んでおり、他の民間業者のサービスに比べ導入にかかる障壁が低いと考えられる。	都銀懇話会	法務省 デジタル庁	（1）商業登記法第12条の2第1項及び第3項による証明の請求については、設立登記申請や変更登記申請と同時に電子証明書の発行申請を行うことが可能です。 （2）電磁的記録の真正な成立の推定につき、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定により電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの…は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名…が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」ことされております。 （3）商業登記電子証明書により証明される事項は、商業登記法第12条の2第3項の規定により…被証明者は…自己に係る登記事項であってデジタル庁や・法務省令で定めるものの証明を請求することができる」こととされております。	（1）商業登記法第12条の2第1項、同条第3項 （2）電子署名及び認証業務に関する法律第3条 （3）商業登記法第12条の2第3項、商業登記規則第33条の5	（1）対応 （2）対応不可 （3）対応不可	（1）制度の現状欄に記載のとおりです。 （2）電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論として、商業登記電子証明書に基づく電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたと認められる場合には、電子署名法第3条の規定により、当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなると考えられることは明白であり、Q＆A等により明確化することになじまないと考えます。 （3）商業登記電子証明書に記載されている情報は、その性質上、印鑑証明書と異なり、電子文書と一体となってより広く流通することが想定されているところ、商業登記電子証明書の記載事項には適さないと考えます。	
359	令和5年12月15日	令和6年2月16日	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充	・目論見書以外の契約締結前交付書面についても、電話その他の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正されたい。	・家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるとろ、社会的な要請や近年の新型コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の勧誘・販売体制を整備しているが、一部、煩雑な勧誘ルールが法令に定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不満を非起していたため、簡素化を要望する。 ・2009年の金商法改正時におけるパブリックコメントにより、目論見書の電子交付手続が簡素化された背景は請求目論見書の電子交付を促進するためであると承知していらが、上記のとおり非対面取引の拡大が極めて重要である環境を迎えていることも踏まえ、目論見書に限定せず、契約締結前交付書面の電子交付手続も可能な書面から随時簡素化されたい。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手段が変わるだけであって同意を取得することには変わりなく、大きな課題は見当たらない（仮に、顧客が同意したことの記録が残らないことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能）。	都銀懇話会	金融庁	現状、金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付について、あらかじめ、顧客に対して、使用する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾を得た場合、電磁的方法により提供することができるとされています。	金融商品取引法第34条の2第4項、第37条の3 金融商品取引法施行令第15条の22 金融商品取引業等に関する内閣府令第56条、第57条	対応	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和4年12月9日公表）における提言を踏まえ、より分かりやすい情報提供がなされるよう、令和5年11月20日に、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする改正法が成立しています。 本改正法の施行後は、契約締結前交付書面等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる予定です。	
360	令和5年12月15日	令和6年1月19日	ペーパーレス化・印鑑レス化に向けた預金為替事務に関する各種要望	・納税の電子化推進 〇申告のみではなく、電子納付までを義務化して欲しい。併せて取扱税目を拡大いただきたい。 〇公金受取口座を任意ではなく、必須化することで、送金通知書を廃止し、振込に変更いただきたい。 〇請求明細は全てDVD媒体に集約し、紙納付書による口振センター や各口座店宛ての依頼を取り止めて欲しい。	・お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印鑑レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化、金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。 ・かかる状況下において、法令による定めやこれまでの商慣習等がペーパーレス化・印鑑レス化の進展の阻害要因となっている。 ・上記の背景を踏まえて、官民一体となってペーパーレス化・印鑑レス化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を変革すべく、各種要望を提出するもの。	都銀懇話会	財務省	（1）電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日財務省HP公表（最終更新：令和5年10月20日））において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。 （2）逓付金の受取は、振込による受取か、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取方法があります。 （3）国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式（DVD又はe-Tax）と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約24%で全体の約99%を電子化しており、残りの約1%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。	国税通則法第34条、34条の2	その他	（1）電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしていきます。 （2）ご提案いただきました件につきましては、行政コスト削減の観点も踏まえ、振込による逓付金の受取を選択していただくよう納税者に広く広く願いしているところですが、送金通知書による逓付金の受取については一定程度、納税者のニーズがあることから、公金受取口座の在り方に関するデジタル庁の動向も踏まえた上で検討していきます。 （3）紙の納付書を送付しているのは、消費税中間申告に係る各納期限のうち、比較的中間申告件数が少ない納期限に限って金融機関に送付しておりますが、これをDVDによる集約をした場合は、官民双方で相応のランニングコスト（媒体作成・運送等）が必要になってきます。当庁においては、これらの課題に対応するとともに、口座振替に係る納付書の送交付事務のデジタル化を進める観点から、平成27年にe-Taxを活用したデータ交換を導入しました。手続のデジタル化を更に推進させる観点からe-Taxを活用したデータ交換に御協力いただきますようお願いします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
361	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行法及び独占禁止法の5%ルールに係る報告基準日の緩和要望	1. 銀行法5%ルール ・発行体による自己株式の取得のケースと同様に、発行体や他株主の行為によって総議決権数が変動し、かつ株主がその事を認識し得ないケース(※)はすべて、認識日を含む月の翌々月末営業日までに届け出ればよいことを認めて頂きたい。また、当該届出日を「基準議決権数を超えて取得又は保有した日」として頂きたい。 2. 独占禁止法5%ルール ・上記と同様、発行体や他株主の行為によって総議決権数が変動し、かつ株主がその事を認識し得ないケースはすべて、認識日を保有期間の起算日とし、その翌「11条ガイドライン」等に記載頂きたい。 ・なお、発行体による自己株式取得や単元未満株数変動のケースなど、現状、銀行法では認識(可能)時点での起算が認められているが独占禁止法では認められていないケースがあり、あわせて取扱いの見直しをお願いしたい。	＜提案の具体的内容欄続き＞ ・なお、発行体による自己株式取得や単元未満株数変動のケースなど、現状、銀行法では認識(可能)時点での起算が認められるが独占禁止法では認められていないケースがあり、あわせて取扱いの見直しをお願いしたい。 ＜提案理由＞ ・現行ルールのもと、出資者である銀行は5%超過の事実を認識し得ない状況で5%ルールに抵触することが無いよう、顧客である発行体に株式の発行状況・保有状況等を定期的に確認しているが、他の株主の保有状況等の確認や調査には手間や時間を要する為、顧客に負担が生じている状況。また法令上、顧客には当該情報を提供する義務がないため、総議決権数の変動を適時に捕捉できないリスクがある。 ・本要望の対象としたケースは、公正取引委員会規則第7号において「他の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合」として定められているところであり、本要望は、銀行経営の健全性確保や銀行による事業支配の防止といった規制の趣旨に反するものではない。	都銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	【金融庁】 銀行又はその子会社は、国内の一般事業会社の議決権について、合算して、その基準議決権数(国内の一般事業会社の総株主等の議決権に100分の5を乗じて得た議決権数)を超える議決権を取得し、又は保有することはできません(いわゆる「5%ルール」)。(銀行法第16条の4第1項) 5%ルールは、担保権の実行による株式等の取得等の一定の事由により、やむを得ず基準議決権数を超えて議決権を取得し、又は保有することとなる場合には適用されませんが、その場合であっても、5%超過分の議決権については、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有することはできません。(銀行法第16条の4第2項、同法施行規則第17条の6第1項各号) 【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社(以下「株式発行会社」という。)の株式に係る議決権をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあっては10%。以下同じ。)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、株式発行会社が自己の株式の取得を行ったこと(同項第2号)又は一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加したこと(同項第6号)による総株主の議決権の5%を超えた保有等については、同項の適用が除外されています。 しかしながら、この場合において、銀行等が、株式発行会社の総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています(同条第2項)。	銀行法第16条の4第1項、第2項 銀行法施行規則第17条の6第1項各号 独占禁止法第11条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則	対応不可	【金融庁】 銀行法における5%ルールについては、銀行経営の健全性確保や銀行による産業支配の防止のほか、他業禁止規制の潜脱防止といった観点から規定されているものです。 そのため、銀行が保有する議決権の保有割合は適時に把握する必要があり、銀行が認識をした日(もしくは認識日を含む月の翌々月末営業日)を基準として届出を行うことを認めることは困難です。 【公正取引委員会】 株式発行会社が自己の株式の取得を行う等、銀行等が当該株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなったことを直ちに把握することが困難な場合があることも踏まえ、「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日」から直ちに認可を必要としてはおらず、当該日から1年以内は、公正取引委員会の認可を要さず当該議決権を保有することができることとなっています。	
362	令和5年12月15日	令和6年1月19日	業務報告書の作成義務の緩和	・業務報告書の作成義務を緩和頂きたい。 ・具体的には、銀行法で作成が義務付けられている業務報告書および経営実態報告は、互いに重複する記載項目が散見されることから、重複する記載項目について見直し頂き、経営実態報告に一本化するなどの効率化に向けた対応をお願いしたい。 ・もしくは、有価証券報告書を提出している銀行持株会社・銀行に対する業務報告書提出義務を免除頂きたい。仮に免除がなされないとしても、今後金融商品取引法下の特定事業会社の第2四半期報告の開示ルールなどの見直しが実施された際には、中間(連結)業務報告書の開示項目の見直しを検討頂きたい。	・銀行法で提出が義務付けられている業務報告書は、有価証券報告書、統合報告書および経営実態報告の内容と重複している内容が散見される。 ・業務報告書について、他書類との重複した記載項目の例としては、以下があげられる。 「第1事業概況書」における「事業の概要」、「子会社等の状況」、「株主の状況」など 「第2連結財務諸表」、「第2中間連結財務諸表」 ・また、有価証券報告書については業務報告書と同様に内閣総理大臣へ提出しており、その内容には上記同様重複がみられる。 ・そのため、重複感のある業務報告書と経営実態報告との間での一本化、または有価証券報告書を提出している銀行持株会社・銀行に対する業務報告書提出義務の免除についてご検討頂きたい。これにより重複的な事務作業が削減され、例えば行内リソースを非財務情報開示の充実等にシフトすることが可能と考える。 ・本要望は令和5年3月14日に国会提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所の四半期決算短信に一本化する内容と整合する要望であると考えられる。 ・なお、現在銀行などの特定事業会社は、第2四半期に中間財務諸表の作成が求められているが、この点も上記四半期開示の見直しに合わせて改正がなされた場合には、当該改正に合わせる形で中間(連結)業務報告書の記載内容の見直しをお願いしたい。当該見直しがなされない場合、改正の趣旨である重複的な対応の効率化が図られない懸念がある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条、第52条の27 銀行法施行規則第18条、第34条の24	検討に着手	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難です。他方で、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか検討を行ってまいります。	
363	令和5年12月15日	令和6年1月19日	特定事業会社における中間(連結)財務諸表作成義務の見直し	・特定事業会社における中間(連結)財務諸表作成義務の見直し(特定事業会社の第2四半期も、四半期(連結)財務諸表を作成すれば足る、とする等)。 ・上記見直しに際して、業法が求める各種開示書類、連結業務報告書、ディスクロージャー誌などの開示項目についても、四半期連結財務諸表規則等と整合的な内容に見直して頂きたい。	・四半期報告制度が導入された際に、銀行・保険会社等の特定の事業を行う会社(「特定事業会社」)については、第2四半期連結会計期間にかかる四半期報告書について、通常の一般事業会社に求められる四半期報告書記載事項のほか、中間(連結)財務諸表の記載が必要とされた。 ・他方、中間(連結)財務諸表そのものを作成せずとも、必要な自己資本比率等に関する開示に基づき投資家や監督当局と適切な対話を行う等により、規制の目的は達成できるとも考えられる。加えて、中間監査は、四半期報告に対して行われるレビューと比べて作業負担が重く、監査法人側での作業が増加し、監査報酬が高止まりする返因ともなっている。また、年度とは異なる中間監査制度は、国際的にみても日本特有の考え方であり、国際的には第2四半期もレビューであることが一般的であり見直しの余地がある。 ・金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)では、「法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、四半期決算短信への一本化を進める」等、四半期報告制度の見直しについて、「引き続き、議論を深めていく」こととされている。特定事業会社に関しても、上記の要望趣旨を踏まえ、ディスクロージャーWGでの議論とも整合する数で(一般事業会社対比、必要以上の開示義務を課さない方向性で)、この機を捉えて規制の見直しをして頂きたい。 ・また、IFRSへの円滑な移行を促進する観点から、特定事業会社の中間(連結)財務諸表作成義務も見直していただきたい。	都銀懇話会	金融庁	・銀行、銀行持株会社、保険会社、保険持株会社及び信金中金(金商法上「特定事業会社」と定義)は、現在、第2四半期報告書において、四半期連結財務諸表に代えて、連結及び単体の中間財務諸表と中間監査が求められています。	金商法第24条の4の7第1項、金商法施行令第4条の2の10第4項、関示府令第17条の15第2項、第4号の3様式記載上の注意(30)、監査証明府令第1条第1項第12号	対応不可	特定事業会社における中間(連結)財務諸表の作成義務は、銀行、保険会社等の単体かつ半期ベースで自己資本比率に係る規制を受ける会社については、こうした情報も重要な投資情報であると考えられることを踏まえたものであり、この趣旨から、中間(連結)財務諸表から得られる情報は引き続き必要です。また、特に銀行等においてどうわけ重要な勘定科目である貸倒引当金や有価証券の減損損失等について、検証手続が質問や分析的手続のみとなることで信頼性確保の水準が不十分になることへの懸念があるため、金融機関の健全性を確保するという監督上の観点から、現在の枠組みは維持される必要があると考えられ、こうしたことも踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
364	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行法と独禁法における出資規制の統一	・銀行業高度化等会社を、独禁法10条2項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社に追加し、金融庁の認可を もって、公正取引委員会の審査を不要として頂きたい。 ・あるいは、株式の統一や、窓口の一本化によって所管省庁が異なるという理由で事業者の事務負担が増えないよう配慮頂きたい。	・銀行法と独禁法とは、法の趣旨が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当局による二重の審査負担が生じており、直接銀行を監督する金融庁が、公正取引委員会と連携して事業支配力の過度な拡大等を一括して審査することが効率的。 ・少なくとも、銀行持株会社グループ傘下にある銀行については、対象外にしていただきたい。	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあっては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。 この制限を超過する議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があり(同項ただし書)、認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。	独占禁止法第11条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則	対応不可	独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び金融に関連する業務を営む会社に限られています。これに対し、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社(以下「銀行業高度化等会社」という。(銀行法第16条の2第1項第15号))には、一般の事業会社も含まれます。 このような事情を踏まえると、銀行持株会社グループ傘下にあるかどうかとは関係なく、銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有等しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。 また、銀行法と独占禁止法は法の趣旨が異なるため、認可にあたっての審査の内容が異なり、銀行等による事業支配力の過度の集中等の防止という独占禁止法第11条の規制趣旨の観点から当委員会が審査をする必要があります。	
365	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適用勘予	・買収時に、子会社対象会社の業務以外の業務について、銀行法の業務範囲規制を一定期間(例えば、5年)猶予して頂きたい。	・買収対象となる会社が子会社対象会社(または子会社対象会社を主たる子会社とする持株会社)であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の子会社が営むことができる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、買収そのものが認められない。 ・そのため、現行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時までの当該事業の撤退や売却を条件として入札せざるをえず、同制限のない国内銀行グループ以外の企業対比入札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となっている。 ・また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてはイノオーガニックな手段(買収)によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えているなかで、足下では、外国のITプラットフォーマーにふる国内決済サービス事業者を買収する事例も見られ、銀行法が阻害要因となって銀行による入札条件が劣位するなど、将来的には国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社(孫会社を含む)の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行持株会社とその子会社で合算15%以下)が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためであるところ、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の更なる緩和については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
366	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	・子法人等・関連法人等新規取得時等における重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化	・重複的な行政手続きを簡素化することにる負担軽減、手続き漏れの防止	都銀懇話会	金融庁	銀行法上、銀行又は銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要です。 また、銀行が登録金融機関である場合や証券会社は、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合には、届出が必要です。 更に、証券会社が銀行代理業者である場合、銀行法上、その子法人等、親法人等、親法人等の子法人等に異動があった場合には、届出が必要です。	銀行法第52条の39第1項、第2項、第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第34条の39、第35条第1項第15号、第16号、第3項第12号、13号 金融商品取引法第50条第1項第8号 金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第3号、第200条第4号	検討を予定	各業法に基づく届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めているものでありますが、その要否については引き続き検討してまいります。 なお、各業法等に基づく届出内容に重複がある場合については、手続きの簡素化の観点から、運用上の課題として引き続き検討してまいります。	
367	令和5年12月15日	令和6年1月19日	健全なカバードボンド市場の発展の為のルールの明確化	・銀行法上の監督指針において、以下に関するカバードボンド発行に係るルールを明確化していただきたい。 ○発行体の適格性に関するルール ○カバープール（裏付資産）に関するルール ・適格担保 ・担保として差し入れる額（総資産対比） ・超過担保の金額 ・担保評価の回数 ○カバープールの管理に関するルール ・独立の監理人によるモニタリング ○カバープールや主要契約の開示に関するルール ○当局宛発行報告に関するルール	・本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカバードボンドの発行が行われ、今後も、邦銀が海外展開の拡大を図るとて、重要な資調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 ・現在、本邦ではカバードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上記バーゼルⅢコンプライアントなカバードボンドとみなすことができず、邦銀は、①欧銀対比高い調達コストとならざるを得ないほか、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点から不利が生じている。実際とも、現に邦銀においてカバードボンドの発行事例が出てきている中で、当局の監督対象とすることは、預金者・カバードボンド債権者、金融システムの安定等の観点から意義があると考えられる。 ・以上の状況を踏まえ、カバードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要望する。	都銀懇話会	金融庁	日本においては、諸外国で見られるようなカバードボンド発行に係る特別のルールは整備されておりません。	なし	検討を予定	カバードボンドは発行体の資産の一部を倒産隔離して、発行体が破綻した際にカバードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を通じた損失を与える可能性も否定できず、預金者保護の観点から検討する必要性があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカバードボンドにバーゼル適格が認められた場合には、投資家のすそ野の拡大により発行体の安定した外貨調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。	
368	令和5年12月15日	令和6年1月19日	資本関連規制（自己資本比率等）の適用対象の整理	・自己資本比率およびレバレッジ比率の適用対象の整理。 G-SIBsに関しては、主要子会社である傘下銀行に対する損失吸収力はTLAC規制により確保されていることから、銀行連結と銀行単体を並列に規制対象とすることは過剰であり、少なくとも銀行連結が規制対象である上は銀行単体への規制は廃止すべき。 ＜整理案＞ 自己資本比率：持株連結、銀行連結（銀行単体を廃止） レバレッジ比率：持株連結、銀行連結（銀行単体を廃止） 資本バッファー比率：持株連結（不変） 外部TLAC比率：持株連結（不変） 内部TLAC額：銀行連結（不変）	・持株会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）アプローチでの破綻処理態勢の整備等、持株会社および傘下銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、既存規制の枠組みに新たな規制を単に追加するのでなく、それぞれ規制の目的や意図を踏まえつつ、重複する枠組みに関しては、随時整理を行っていく必要があり。	都銀懇話会	金融庁	持株連結・銀行連結・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	銀行法第14条の2、52条の25 関連施行令・施行規則・告示	対応不可	銀行法の目的である信用維持、預金者等の保護及び金融の円滑を図るためには、連結規制のみならず、単体の規制を組み合わせて銀行の健全性を確保する必要があるところ、自己資本比率及びレバレッジ比率における銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。	
369	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負荷軽減（川下連結規制によるIFRS適用解禁）	・金融商品取引法上の証券連結規制（財務報告）のうち、川上連結規制では認められているIFRSの適用を、川下連結規制適用会社にも許容して頂きたい。また、IFRS適用にあたり、厳格な要件を課すことが無いようにご留意頂きたい。	・銀行／銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の決算関連業務負担の増大がある。 ・銀行系証券会社が子会社を持つ場合、金商法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本規制対応が必要な状況である。 ・川下連結規制に用いる会計基準に関しては、現行法上、日本基準のみが認められており、条文上IFRS適用は不可。 ・現行法のまま銀行系証券会社の親会社である銀行持株会社（以下、FG）がIFRSを任意適用した場合、証券子会社では、FGグループの連結はIFRS、証券サブ連結（＝川下連結）は日本基準となり、二重の連結決算が必要となり、業務負担が極めて大きい。(※) ・銀行系証券会社の業務負荷軽減のため、川下連結規制における財務報告においては、IFRSの適用も許容していただきたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行系証券会社は、金商法上連結財務諸表の監査を受けておらず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をベースに計算が行われる（現在の日本基準も同様）。したがって、川下連結規制上、IFRSの適用を容認するにあたっては、「連結財務諸表等規則上の特定会社要件を適用する」といった、厳しい要件を課すことが無いようご留意頂きたい。 (※)FGの子銀行の場合には、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。	都銀懇話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書（連結）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（日本基準）に従い作成することとされています。	金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の12、第208条の13、別紙様式第11号の4 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（金融庁告示第128号）	対応	特別金融商品取引業者に係る各種連結規制においてIFRS等で対応できるようにすべく、令和5年11月28日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を改正しました（当該府令等は、同日付けで公布されており、令和6年3月31日から施行されます。）。	
370	令和5年12月15日	令和6年1月19日	海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料は、利息制限法施行令第2条で定める「利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の額」に制限されるものではないことを明確化していただきたい。	・訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料は、利息制限法施行令第2条で定める「利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の額」に制限されるものではないことを明確化していただきたい。	・将来的な訪日外国人増加を見据え、主要行等では、政府の要請等も受けて、海外金融機関が発行するカードでも現金自動機（ATM）から現金を引き出せるサービスを開始。 ・一方、当該カードの保有者である非居住者が出金した際に当該者の海外金融機関の預金残高が不足する場合、当該海外金融機関において当座貸越や貸出等が行われる可能性あり。ただし、かかる貸付行為はあくまで当事者間の取引であって、邦銀は、当該貸付を関知せず、約定条件も不知。 この場合、当該海外金融機関に対しては、貸金業法や利息制限法が適用され得るものと理解。また、ATMの利用手数料が政令で定める範囲（1万円以下の額：110円、1万円を超える額：220円）を超える場合には、当該手数料は利息とみなされ、約定金利とあわせ計算した利率が利息制限法の上限を超えるときは、その超過部分が無効となり得るものと理解。 ・しかし、これらの法令の名宛人はあくまで貸出当事者である海外金融機関であって、邦銀は取引に関与せず、約定内容についても不知であることに鑑みれば、海外金融機関が発行するカードの利用手数料は、利息制限法施行令で定める利息とみなされない額に制限されるものではないと考えるのが合理的と考えられる。 ・仮に、斯かる取引において当事者でもない邦銀が徴求するATM利用料が利息制限法に制限されるとすれば、本サービスにおいて、海外ブランドのネットワーク利用、国際セキュリティ基準の準拠等により、収益対比、多額のコストが発生するなか、適切な収支の維持が不可能となり、海外発行カードのキャッシュポイントの拡大に大きな制約になることが危惧されるもの。	都銀懇話会	金融庁 法務省 消費者庁	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料が利息制限法の適用を受けるか否かは、ATMを設置している金融機関と海外金融機関との契約の内容や具体的な金銭の流れ等に応じて個別に判断されるべきものであり、一律に見解をお示しすることは困難です。 なお、 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
371	令和5年12月15日	令和6年1月19日	（マイナンバー）本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて	・本人確認書類（【要望理由】欄に掲載の図をご参照）について、本人確認を対面で行う場合は、本人確認書類（原本）の「提示」を受けることが原則とされているが、郵送で行う場合と同様、本人確認書類の写しの「提出」で可としていただきたい。	・マイナンバーカードの普及率が低く、マイナンバーの提供を受ける取引について、対面（店頭・渉外等）での円滑な申込受付等に支障をきたしている。有効性（住所変更の有無等）を確認したうえであれば、郵送の場合と同様に、本人確認書類（写し）の提示でも取扱可能と考えられる。 ・特に中小法人の役職員は、総務部署にマイナンバーの写しを提出しているケースが相応にあり、写しの提示で取扱が許容されれば、原本を持たない役職員からの急な投信取引等の申出にも対応が可能となるもの。 （実際、法人取引先への訪問時、法人オーナーや当該取引先の役員から投信口座開設等の申出を受けるも、「原本はないが会社に写しならある」という事例が散見。現行ルールでは、先方に当日取引の意向があっても、翌日以降の手続を案内せざるを得ず、顧客利便にも一部支障のケースあり） ・また、非対面チャネルでの投信口座開設時においても、撮影された本人確認書類が写しの場合、取扱不可としている現況。 上記要望が実現すれば、円滑な非対面取引の普及にも繋がるもの。	都銀懇話会	デジタル庁	マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐことができなくなるため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー法に基づき、 ・個人番号カード 又は ・マイナンバーの記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明証など身元確認を行うことができる書類 の提示を受けること等の方法により本人確認措置をとることとされています。 なお、書面の送付によりマイナンバーの提供を受ける場合には、上記書類の写しの提出による本人確認措置を認めなければ、事務に支障が生じるおそれがあることから、マイナンバー法施行規則第11条により、上記書類の写しの提出による確認が認められています。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条、第2条及び第11条	対応不可	制度の現状に記載のとおり、なりすましを防止する観点からは、原本による本人確認措置を実施するべきであると考えますので、ご理解いただけますと幸いです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
372	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	・外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。	・銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定変託者に該当しない場合であっても、特定当業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 ・また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 ・わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 ・一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。）第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の行う登録を受けなければならず、一度登録を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる（6年ごとに更新を受けなければならない）とされています。法第200条第5項の規定により、主務大臣は、法第201条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わなければなりません。	商品先物取引法 （昭和25年法律第239号） 第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
373	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商品先物取引法における6年ごとの商品先物取引業者の許可更新の撤廃	・商品先物取引業者が行う法第190条第2項の規定に基づく6年ごとの許可更新の撤廃。	・商品先物取引業者が通常提出している書類（届出事項）と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複がある。 ・許可を受けてから次回許可更新までの6年間の間にも、商品先物取引業者に問題があった場合には、許可取り消しがなされることが法第236条に規定されている。 ・許可申請時提出書面はその変更があれば提出がされており、また、主務大臣による商品先物取引業者の処分規定があることから、6年ごとの許可更新を撤廃していただきたい。 ・もしくは、許可更新の簡素化を次の観点で検討いただきたい。具体的には、年次での事業報告の基準日（前年度末）と6年ごとの許可更新の基準日を合わせたうえで、重複する事項はどちらかの書類に片寄せし、年度作業と6年ごとの作業を統合いただくことを検討いただきたい。また、提出書類が会社HP上にあるものについては、HPアドレスでの提出を認めていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。）第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引業を行うためには主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けなければならず、一度許可を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる（6年ごとに更新を受けなければならない）とされています。主務大臣は、法第193条各号に掲げる基準全てに適合していると認めるときでなければ、許可（許可の更新）をしてはなりません。	商品先物取引法 （昭和25年法律第239号） 第190条第2項	検討を予定	商品先物取引業者許可の更新制度については、商品先物取引業者の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
374	令和6年1月23日	令和6年2月16日	一般企業から行政官庁へ出向する際の標準報酬月額の算定	第1号厚生年金被保険者について、行政官庁への出向となる際に、出向先の報酬水準に応じて従前の標準報酬月額から変更になっているが、第1号厚生年金被保険者の二以上勤務者と同様に、標準報酬月額の合算を可能にしていただきたい。	厚生年金保険の適用拡大に併せ、厚生年金・健康保険の適用対象である国等に勤務する短時間労働者等に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）が適用となる（健康保険→各共済）、適用拡大に併せ、各共済制度における標準報酬月額表について、長期給付は厚生年金保険に合わせる改正、短期給付は健康保険に合わせる改正となっているが、標準報酬月額は出向先の報酬水準に応じて変更となるため、健康保険法の給付等において不利益になるケースが生じている。企業から行政官庁へ多数の人材を出向させられるよう、第1号厚生年金被保険者の二以上勤務者と同様に、標準報酬月額の合算を可能にしていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省 総務省 厚生労働省	国家公務員共済組合制度、地方公務員共済組合制度において、同時に2以上の事業所で報酬をうける組合員について、報酬月額を合算する規定等はありません。	【財務省】 国家公務員共済組合法：報酬月額の算定の特例規定なし 【総務省】 地方公務員共済組合法：報酬月額の算定の特例規定なし 【厚生労働省】 健康保険法第44条第3項、厚生年金保険法第24条第2項	その他	本件提案は、令和4年10月施行の短時間労働者への共済短期給付の適用拡大により生じた検討課題であると思われるところ、まずは当該制度改正を着実に施行実施する必要があることから、現時点においては、慎重な検討が必要と考えています。	
376	令和6年1月23日	令和6年2月16日	公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現	公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、プラットフォーム事業者経由で電子証明書の失効状態及び失効理由を地方公共団体情報システム機構（ＪＩＬＩＳ）に確認することができるが、「死亡又は海外転出」という失効理由の把握までしかできないため、確定的な死亡事実の把握ができない。このため、電子証明書の失効時に顧客の同意に基づいてＪＩＬＩＳから提供される特定署名用電子証明書記録情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第１８条第３項）の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにしていただきたい。	現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、民間事業者は顧客の死亡証義（死亡又は海外転出）を把握することができず、確定的に死の事実を把握することができない。このため、民間事業者が公的個人認証サービスを用いて顧客の死亡証義情報を取得した場合でも、遺族に対して改めて死亡事実の有無について確認を行う必要がある。 とりわけ生命保険会社では、現在、公的個人認証サービスを通じて年金保険の被保険者の生存情報（死亡証義が無いこと）を能動的に捕捉することで、被保険者の住民票等の公的書類を受領することなく生存確認を行い、年金等の支払手続きを簡略化・自動化するといった取組みを行っている。しかし、現行の仕組みでは、生命保険会社は顧客の死亡証義情報を取得した場合、被保険者の現況確認を行い、被保険者が死亡しておらず海外転出していた場合には、年金を支払う必要がある。 加えて、公的個人認証サービスでは死亡日情報を取得することができない。年金保険における残余年金支払期間の未払年金の支払いに関し、生命保険会社は被保険者の死亡日が、年金支払日より前であることを確認する必要があるため、生命保険会社は遺族に対して被保険者の死亡が確認できる書類（戸籍抄本、住民票等）の提出を求めている。 公的個人認証サービスにおいて、死亡の事実及び死亡日情報のデータ連携が実現されれば、生命保険会社が被保険者の生存情報及び死亡情報を確定的に把握することができ、生命保険会社は住民票等の公的書類を受領することなく、年金・残余年金支払期間の未払年金の支払事由該当の確認ができるため、年金等の支払手続きを一層簡略化・自動化することが可能となる。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省	死亡の事実及び死亡日は、署名用電子証明書はもちろん、そもそも認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第４４条第１項）にも含まれていないことから、提案をそのまま実現することは困難です。 一方で、公的個人認証サービスを活用した死亡の事実等の把握については、本年５月から、海外転出が「affiliationChanged」の失効理由でなくなり、失効理由のほとんどが死亡となるため、これを積極的に活用いただけたいと考えています。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第１８条第３項、第４４条第１項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
377	令和6年1月23日	令和6年2月16日	基本4情報提供に関する同意の管理要件の緩和	個人番号カードに紐づく基本４情報の提供について、民間事業者は本人同意を取得した後に同意の管理が求められている。デジタル庁・総務省の、民間事業者向けガイドラインによると、①利用者に対する同意状況の情報提供を少なくとも１年に１回程度リマインド連絡を行うことに加え、②同意の有効期限を10年として更新管理が必要とされている。②の有効期限設定と更新管理を不要化または要件の緩和をご検討いただきたい。	・基本的に長期間の契約となる生命保険契約においては契約の大部分が更新管理の対象となることが想定される中、サービス利用者個々に同意の有効期限を管理して、個々のタイミングでの更新案内と同意の取得を行うことのシステム構築のコストや管理の負荷が非常に高い。サービス導入における障壁にもなっている。 ・サービス利用者側としても、マイナンバーカードの有効期限（10年）、電子証明書の有効期限（5年）といった、関連する他の有効期限もあり混乱も生じやすいものと思われる。 （上記①の、定期的な同意状況のリマインド連絡の際に、同意の取消希望の場合の案内も添えるなどを徹底することで、同意の管理としては十分ではないかと考える。 この要件緩和により事業者側の負荷を軽減することは、マイナンバー制度利活用の普及促進にも資すると思われるため、是非検討をお願いしたい。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省	【同意の有効期間（10年）について】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第204回国会閣法第27号附帯決議において、地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこととされたことから、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）において、最新の利用者情報（4情報）提供サービスの同意の有効期間は10年と定められています。 【電子証明書の有効期間（5年）について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）において、電子証明書の有効期間は5年を超えないものであることと定められています。 【利用者に対する同意状況の情報提供について】 民間事業者向けガイドラインにおいて、消費者保護の観点から「利用者に対する同意状況の情報提供を少なくとも1年に1回程度リマインド連絡を行うこと」と記載しているところです。	【同意の有効期間（10年）について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号） 【電子証明書の有効期間（5年）について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）	その他	次期個人番号カードタスクフォースにおいて、電子証明書の有効期間（5年）をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長することを検討しているところです。 ※なお、18歳未満の場合は現行どおり、カード本体並びに電子証明書の有効期間は5年とすることを検討しております。 ガイドラインの記載についても、検討してまいります。	
378	令和6年1月23日	令和6年2月16日	障害者の職能開発	ハローワークが主管する職業訓練で、障害特性および地理的事情により移動等が困難な障害者向けの訓練メニューを拡充して職能開発に努める。また高等教育卒業程度の学力を有する（一般就労中も しくは高校・大学在学中に障害者認定を受けた障害者も多いことから、健常者向けの訓練に合理的配慮が可能なメニューを増やし多様化するニーズに対応する。	障害者向けの職業訓練は清掃やクリーニングといった主に特別支援学校を卒業した障害者向けの現業系の集合訓練が全国的に実施されている。しかし大都市圏以外の道県は訓練施設が県内に1～2か所だけ、かつ通学（あるいは寄宿舎での集団生活）が前提の施設である場合がほとんどのため、遠方からの参加（あるいは集団での行動が特性上できない障害者の参加）が不可能となっている。 https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/23115/ 在宅就労を希望する障害者向けにe－ラーニングによるリモート訓練も実施されているが年1回の実施かつ少人数となっている県が大多数なため需要を満たせているとは言い難い。 このうちリモート訓練の実施者は必ずしも居住する都道府県の訓練機関で無くても可能なはずだ。リモート訓練をはじめパソコンを用いた IT系の訓練(障害者対象でないものも含む)は労働局や都道府県の労政部門(以下、労働局等)が県内の民間企業に委託しており、民間の採算ラインで受講人数や実施地の調整をしているので需給バランスは不安定となっている。IT系の求人数は大都市圏が圧倒的で、それの業界情勢を踏まえた就職指導も地方より大都市圏の訓練施設のほうが実情に沿ったものが期待できる。それに地方独自の要素を地元の労働局等が補完する形が就職訓練として理想的なのではと考える。	個人	厚生労働省	障害のある方に対しては、国と都道府県が委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用して多様なニーズに対応した訓練を実施しております。 当該障害者委託訓練においては、インターネットを活用したe－ラーニングコースも年複数回行われているほか、一般就労を含めた在職障害者や、大学及び高等学校等を含めた特別支援学校の内定未就職者を対象とした訓練コースなど、障害特性に応じた職業訓練を実施しているところです。	職業能力開発促進法第15条の7第3項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、e－ラーニングコース等、各地域での職業訓練に係るニーズも踏まえつつ、必要な職業訓練機会を提供できるよう、委託先の確保や周知について、各都道府県と連携して取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
379	令和6年1月23日	令和6年2月16日	猛暑時のオフィスビル(行政庁舎含む)における空調管理	夏季の空調温度は事務所衛生基準規則等に基づいて「室温28度(上限)」が推奨されている。しかしビル中庁舎の管理者によっては「設定温度28度」と間違った認識で冷房運用しているため、そういったビルでの労働者には空調がある部屋にいるのに熱中症で救急搬送されるケースが毎年発生している。執務環境の変化に対応した基準にアップデートしてもらいたい。	一般的に建物等の構造物は熱が高層に滞留しやすいため、高層階の執務室の室温と地上最下層もしくは地下に設置されることの多いビル管理部門が認識する室温に顕著に差が出る、こうした空気のメカニズムについて知見のある庁舎管理者(光熱費の責任者である幹部職員)は稀であるため、「室温28度」を拡大解釈して運用している。 「室温28度」の科学的根拠についても再考が必要なのではと思う。先述した事務所衛生基準規則は1966年に発表された厚生科学研究「ビルディングの環境衛生基準に関する研究報告書」が基となっており、半世紀以上前の研究結果がいまだに大手を振っていることとなる。 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/seikatsu-eisei/gjutukensyuukai/dl/h23_3.pdf 発表当時と執務環境は激変しており、従業員一人に一台はパソコンを配置することが当たり前でパソコンの排熱ファンでテスク周りは非常に高温となっている。室温はパソコンからの排熱を考慮して測定していないため、従業員が感じる室温と差が生じる。パソコンなど電子機器は暑さに非常に弱いため(データセンター・ウサーバールームが冷温環境に置かれる理由の一つ)、たとえ室温28度を維持していてもパソコンの動作が重くなり作業効率は低下する。また一部の空調機メーカーは機器の設計段階で冷房の設定温度を28度にすることを想定しているため、そうした空調設備のある建物で設定28度にすると光熱費が高くついてしまい本末転倒となってしまう。	個人	厚生労働省 環境省	事務所における温度について、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が18度以上28度以下になるように努めなければならないと事務所衛生基準規則第5条第3項に規定されております。	事務所衛生基準規則第5条第3項	現行制度下で対応可能	事務所における空調管理につきまして、事務所衛生基準規則第5条第3項において、室の気温は18度以上28度以下になるよう努めなければならないとされております。 当該規定については、国際機関の動告等を踏まえているものですが、その範囲内で、職場の個々の事情を踏まえて、適切な室温を設定することが望ましいです。	
380	令和6年1月23日	令和6年2月16日	耕作放棄地(およびその見込みがある農地)の国庫帰属無害化	農家の高齢化(それによる運動機能および認知機能の低下)や後継者不足により所有する農地での耕作が継続不能となることが今後爆発的に増える。しかし農地法の規制により営農資格を持った農家もしくは農地所有適格法人以外へ譲渡することが厳しく制限されており、相続土地国庫帰属制度も登記地目への原状回復(要地)することが条件となっているためどちらもハードルが高い。耕作放棄地であっても農地を所有する限り固定資産税や相続税の納税義務、および相続登記義務が重くのしかかるため農地を取り巻く規制を変えていただきたい。	耕作放棄地は山間部だけではなく、海岸部や平野部でも発生しており30年以上耕作がされていないため大木が生えるなど原生林もしくは密林に近い状態となっている。かつて新潟市などの海岸・平野の砂地の畑ではたばこの葉の耕作が盛んであったが、専売公社の民営化等でたばこの生産が減ったため耕作継続を断念した農地が多くあり、それが前述した耕作放棄地となっている。また海岸部の畑は砂丘による急勾配の丘陵地帯となっており、農地内に崖が存在するなど農機具を投入した大規模耕作には不向きだ。 農地の譲渡・売買および転用は農地法等により制限されているが、同法3条により市街化区域内の農地なら住宅やアパートなど集合住宅の建築が農業委員会の許可を得れば可能であるため、遊休農地となっている土地には集合住宅が固定資産税対策として建築されている(特に大東建託やレオパレスが開発請負をしている集合住宅)。しかしその後の維持費用の捻出が困難となり、入居者がゼロで空き家となる集合住宅が増加しているのも事実だ。	個人	農林水産省 法務省	農地法に基づく農地の権利移動の許可に当たっては、農業委員会が機械の所有状況、労働力、技術等の確認を行い、 ① 取得する農地の全てを効率的に利用して耕作すること ② 必要な農作業に常時従事すること ③ 周辺の農地利用に支障がないこと ④ 権利取得者が法人の場合は農地所有適格法人であること 等の点について要件を満たした場合に許可がなされることとなっております。 また、相続土地国庫帰属制度について、法律上、建物がある土地など一定の要件に該当しない限りは帰属を承認しなければならないとされており、この制度により国庫へ帰属した農地の事例も増えている状況です。	農地法第3条 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	現行制度下で対応可能	農地の権利取得に係る許可要件については、権利取得後の農地の効率利用を担保するために設けられているものですが、営農資格を持つ(現に営農している)といった要件はなく、新規就農希望者(個人・農地所有適格法人)についても要件を満たせば、許可を受けて農地を取得することは可能です。 このような中、令和5年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域計画を策定し、耕作放棄地も含めて、地域の農地利用の将来像を明確化し、農地バンクを通じて、担い手に農地の集積・集約化を推進することとしており、こうした農地の有効利用推進施策を通じて、耕作放棄地の解消・発生防止を図って参りたいと考えております。 また、令和5年4月から開始した相続土地国庫帰属制度については、農地に限らず相続した土地を処分する際の選択肢として社会に定着していくよう、引き続き適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。	
381	令和6年1月23日	令和6年2月16日	警察署に提出する書類のうち車検証のコピーを廃止する。	警察署に提出する書類のうち車検証のコピーを申請者が添付することを廃止して、警察署が車検証の情報を入手する制度に改める。	車に関する申請などを警察署にする際に、ほぼすべての手続で車検証のコピーを要求されますが、よくよく考えると、車検証に記載されている事書は、国内で唯一無二もしのなので、車書と車検証を紐づければ、申請する人が車検証のコピーを提出する必要はなく、警察署が車検証のデータベースにアクセスして車検証の情報を入手すればいいだけだと思います。 電子車検証が導入されていますし、すでにマイナンバーと保険証の紐づけも可能になっているし、車のマイナンバーでこれる車書と車検証を紐づけるのは簡単だと思います。 このように車検証のコピーを提出することを廃止すれば、申請する人のコピー代が節約できますし、添付書類がなくなるため警察署への電子申請も容易となり、スマホで簡単に手続ができるようになります。 警察庁と国土交通省の縦割りを排除して、日本の遅れた行政のデジタル化を進めて便利な生活を実現してください。	個人	警察庁 国土交通省	交通警察に関する各種行政手続の中には、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)、その他個別法令、都道府県公安委員会規則等の規定に基づき、申請等に当たって自動車検査証(以下「車検証」といいます。)の提示又はその写しの提出を求めているものがあります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)、その他個別法令、都道府県公安委員会規則等	その他	車検証の写し等、交通警察に関する各種行政手続の申請等に係る提出書類については、各都道府県警察において、個別の状況に応じ、審査に当たって真に必要なものを求めているところですが、引き続き申請者の負担軽減に向けた検討を行ってまいります。	
382	令和6年1月23日	令和6年2月16日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	銀行等による保険販売については、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和されたと以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。	銀行等による保険販売には弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにも関わらず、2012年4月に「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。 しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している事業主を含む一般消費者約1000名をが対象としたモニターアンケート(全11回・直近2022年9月実施)では、いずれにおいても一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声も数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然発生していることは明らかで、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め「融資先販売規制」を強化願いたい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
383	令和6年1月23日	令和6年2月16日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人、以下同じ)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。	生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直近でも「お客さまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を強要された」等の声が多く寄せられている。 一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、強者(企業、上位役職者等)への苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者(従業員等)が泣き寝入りを強いられる。このような雇用関係に基づく使用者の使用人に対する影響力が強い状況下では問題が深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性は高いと考える。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険金等の支払までには長期間経過していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集には消費者ニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
386	令和6年1月23日	令和6年4月12日	国・地方公共団体のリース取引について③ 地方公共団体の入札手続きの電子化	地方公共団体の入札手続きについて、早急に電子化を図ること。	電子化・統一化に向けた検討を早急に進め、これらを実施すること。 上記が実施されるまでの間は、地方公共団体のホームページに入札関係の申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受ける手続きを取り止めること。	公益社団法人リース事業協会	総務省	地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	地方公共団体の財務規則等	検討を予定	総務省においては、令和2年に、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総行行第169号)により、地方公共団体に対して通知を発出し、国における事例を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組むことを要請したほか、令和3年には、地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等を定め、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知)」(令和3年10月19日付け総行行第369号総務省自治行政局行政課長通知)により、その積極的な活用を図ること等について、地方公共団体に対して地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言として要請をしているところです。 また、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、令和5年12月に、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性について、報告書を取りまとめたところであり、本報告書の内容を踏まえ、引き続き必要な取組を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
387	令和6年1月23日	令和6年4月12日	国・地方公共団体とのリース取引について③ 手続きの合理化	国・地方公共団体とのリース取引において、指定請求書（契約に用いた印鑑の押印）が用いられる等、民間事業者に過重な負担が生じていることから諸手続きを合理化すること。	指定請求書の廃止、入札仕様書等の書類の統一化・明確化、指名競争入札の辞退届の省略又は電子化、入札参加資格の緩和、再リース契約の手続き簡素化、官公庁リースにおける不合理な手続きを改善すること。また、官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化すること。	公益社団法人リース事業協会	総務省 財務省	【総務省】 請求書への押印及び請求書、入札仕様書、辞退届、契約書の様式等については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。 また、入札参加資格は、地方自治法施行令第167条の4等の規定により、地方公共団体が必要に応じて定めるものとされています。 【財務省】 ①指定請求書の廃止について 国の契約に関する請求書は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 また、国の契約に関する文書について、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです（電子契約書の場合、押印は不要）。 ②入札仕様書等の書類の統一化・明確化について 国の契約に関する入札仕様書は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 そして、契約担当官等が個別の事情に基づいて仕様書を作成しています。 ③指名競争入札の辞退届の省略又は電子化について 国の指名競争契約において、会計法令上、辞退届の提出に関する定めはありません。 ④入札参加資格の緩和について 国の契約において、競争参加者の資格は、会計法令に基づき定めることとしています。 ⑤再リース契約の手続き簡素化について 会計法令上、再リース契約についての個別の定めはありません。 ⑥官公庁リースにおける不合理な手続きを改善することについて 「不合理な手続き」がいずれの手続きを指しているのか不明であるため、回答できません。 ⑦官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化することについて 国の契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。 また、契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定していますが、契約の性質・目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。	【総務省】 地方公共団体の財務規則等 【財務省】 会計法（昭和22年法第35号）第29条の8第1項 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70～73条・第100条第1項	【総務省】その他 【財務省】①・③行制度で対応可能 ②・④・⑤・⑥・⑦対応不可	【総務省】 請求書における押印の廃止については、総務省では、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号）により、地方公共団体に対して通知を発出し、国における事例を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組むことを要請したほか、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総行行第369号）により、標準項目の廃知に併せて見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直しに取り組むよう促しているところですが、引き続き、国における取組や上記通知等の趣旨を踏まえて、押印見直しの取組を進めることについて、様々な機会を捉えて地方公共団体に促してまいります。 なお、地方公共団体における押印の見直し等については、内閣府においても、令和2年に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成し、地方公共団体への助言やホームページにおける事例公表を行うなど、取組を行っているものと承知しています。 入札仕様書等の書類の統一化・明確化、官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化について、地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約及びその仕様書を作成するに当たっては、当該OA機器等は当該地方公共団体以外の市町村に属するものについて当該市から貸借を受けて地方公共団体が利用することになるものであることから、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、運用に当たっての保守管理の方法等を個別の契約ごとに明確に定める必要があり、そのように各地方公共団体において運用されているものと承知しています。 また、地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約・その仕様書については、当該OA機器等の機能や性質、その設置場所の環境、使用形態・頻度、各事業者ごとに提供する保守管理等についての個別のサービスの内容等を十分に踏まえて個別に定めるべきものと認識していますが、OA機器等の賃貸借を受けるための仕様書等、特定の分野においては、地方公共団体ごとの契約の共通性や公正性の確保の観点から標準が作成されている場合もあるため、地方公共団体の各行政分野における実情も踏まえ、個別の契約の実情を把握している業界団体や所管省庁等における取組にあわせ、必要に応じ総務省も連携していく必要があると考えています。 指名競争入札の辞退届の省略又は電子化、再リース契約の手続き簡素化、入札参加資格等について、制度の現状に記載のとおり、地方公共団体の調達関連手続の具体の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて運用していることから、地方公共団体ごとに大きく異なっています。 こうした状況を踏まえ、当省で開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、地方公共団体における調達関連手続について、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、現状と課題について議論し、共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性について、報告書を取りまとめたところであり、本報告書の内容を踏まえ、引き続き必要な取組を検討してまいります。 【財務省】 ①指定請求書の廃止について 国の契約に関する請求書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 また、国の契約に関する文書について、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみであり、請求書への押印は、制度上求めていません。 ②入札仕様書等の書類の統一化・明確化について 国の入札にかかる仕様書については、契約ごとの条件に応じて詳細かつ明確に記載する必要があり、その内容は契約担当官等が個別に検討等することなります。そのため、仕様書の統一化をすることは困難と考えます。 ③指名競争入札の辞退届の省略又は電子化について 国の指名競争契約において、会計法令上、辞退届の提出を定めたものはありません。 ④入札参加資格の緩和について 国の契約において、競争参加者の素質の適否は契約履行の成否に重大な影響を及ぼすものであることから、会計法令において競争参加者の資格を規定しているところです。具体的には、予算決算及び会計令第70条及び第71条に定める「一般競争に参加させることができない者」及び「一般競争に参加させないことができる者」については、入札参加者に契約履行能力があるか等を判定する基準を掲げており、適正な契約の履行を確保するために必要な規定であると考えます。 また、予算決算及び会計令第72条及び第73条に定める「一般競争参加者の資格」については、各省各庁の長等又は契約担当官等が、適正な契約の履行を確保するために必要に応じて定めるものであり、適切に運用されているものと考えています。 ⑤再リース契約の手続き簡素化・⑥官公庁リースにおける不合理な手続きを改善することについて ご指摘の手続きがいずれの手続きを指しているのか不明であるため、回答できません。 ⑦官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化することについて 契約の性質・目的等は多種多様であるため、契約書に記載する事項については、契約担当官等が個別に検討等することとなります。 また、国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、案件ごとの内容に応じてなるべく詳細に規定することが求められますので、統一的な契約書のひな形を作成することは、困難と考えます。	
388	令和6年1月23日	令和6年2月16日	国・地方公共団体とのリース取引について④ 長期継続契約	国のリース契約について地方公共団体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。	現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。 国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	公益社団法人リース事業協会	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。	財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2	対応不可	複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」（財政処理権限の国会議決原則）とされていること、財政法第15条において、「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。他方、会計法に基づく長期継続契約は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に（国庫債務負担行為や国会の議決を経ることなく）複数年度契約を締結できるとしているものです。 上記の電気やガス等といった省庁が活動する際に不可欠な最小限度の生活インフラに係る継続的給付契約と2提案のOA機器や車両のリース契約とは、その性格を同一視することは難しいと考えます。 したがって、各省各庁が、それぞれの契約内容等を踏まえた上で、必要に応じて複数年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経るという財政処理の基本原則に従うべきであると考えます。 仮に、OA機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、競争が十分に働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれがあることから適当ではないと考えております。 よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。	
389	令和6年1月23日	令和6年2月16日	EV用充電設備の設置規制の緩和等	充電設備の普及促進をするため、設置に係る規制の緩和を更に推進するとともに、充電設備の設置を後押しする補助制度を拡充すること。	企業・官公庁において脱炭素の取組みが進められている中、電気自動車（EV）の需要増加が見込まれているが、充電インフラの整備が進んでいない。この背景の一つとして、充電設備の設置に関する規制があり、特に急速充電設備（200kw以上）は現状「変電設備」とされていることから設置に係る規制が厳しく、ビル等への設置が困難な状況にある。 「変電設備」とする規制は緩和される方向にあるものの、充電インフラを整備するためには更なる規制緩和が必要となる。 充電設備をマンションに設置する場合、区分所有者の過半数の賛成が必要となるなど設置するための障壁が高い。	公益社団法人リース事業協会	総務省 国土交通省 経済産業省 法務省	急速充電設備について、令和5年2月に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を改正しました。これにより、現在最も普及しているコネクター型の急速充電設備は全出力200kwを越えるものも含め、変電設備ではなく、急速充電設備として消防法令上取り扱うこととしています。 区分所有建物であるマンションの共用部分への EV用充電設備の設置については、共用部分の形状又は効用の著しい変更を伴うものでない限り、規約に別段の定めがある場合にはこれに従うことにより、そのような定めがない場合には区分所有者及び議決権の過半数による集会の決議により、これを行うことができます。	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条第20号 火災予防条例（例）第11条の2 建物の区分所有等に関する法律第18条第1項、第39条第1項	対応	急速充電設備の設置に係る消防法の規制については、制度の現状欄に記載のとおりです。 充電設備をマンションに設置する場合については、充電設備の導入前に使用上のルールや費用について明確にしておくことが望ましい旨などについて、令和6年にマンション標準管理規約コメントの記載の充実化を図ることにより、区分所有者の合意形成の円滑化に取り組んでまいります。 なお、充電・水素充てんインフラ導入支援補助金として、令和5年補正予算・令和6年当初予算案で合計500億円を計上しており、引き続き導入を促進してまいります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
390	令和6年1月23日	令和6年3月15日	産業廃棄物処分業者の優良認定制度の運用	優良認定を受けた産業廃棄物処分業者については、排出事業者の実地確認（年1回）を免除する等の措置を講じること。	産業廃棄物処分業者の優良認定制度（都道府県が認定）が実施されているが、排出事業者が当該業者に産業廃棄物の処分を委託した場合であっても、当該業者の実地確認（年1回）を求める地方公共団体がある。 当該業者の実地確認等の整備は、認定をした地方公共団体の責務である。また、実地確認義務がある限り、優良認定を受けた処分業者を活用するインセンティブがない。	公益社団法人リース事業協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされております。 また、排出事業者に対して、産業廃棄物（以下「産廃」という。）の処理を委託する場合、当該産廃について、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務が規定されています。ただし、具体的措置としての実地確認等の義務は、都道府県、政令指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）によって自主的に設けられたものであり、廃棄物処理法上に規定されているわけではありません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第12条第7項	現行制度下で対応可能	廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保する必要があります。 そのため、制度の現状に記載したとおり、廃棄物処理法において排出事業者による処理責任が規定されており、たとえ優良産廃処理業者に産廃の処理を委託した場合であっても、当該責任が処理業者に転嫁されることはありません。 廃棄物処理法において、排出事業者が産廃の処理を委託する場合、当該産廃について、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務が規定されています。御指摘の排出事業者に対する実地確認等の義務付けは、都道府県等による自主的な規制であると承知しています。 既に、「優良産廃処理業者認定制度の運用について」（令和2年4月1日廃棄物規制課長通知）にて、優良産廃処理業者に対する行政手続の簡素化・免除等の優遇措置を独自に設けるよう、都道府県等に対して呼びかけており、都道府県等による自主的な規制が、優良産廃処理業者による適正処理を阻害することがないように要請を行っています。 なお、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年3月31日廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により、排出事業者による処理状況の確認について、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨を都道府県等に周知しました。デジタル技術を用いた実地確認を行うための環境を整備した産廃処理業者に処理を委託することも検討ください。	
391	令和6年1月23日	令和6年2月16日	金属くず商の廃止	金属くず商に係る規制を廃止すること。	金属くずを売買する場合（例：金属素材として物件を売買する場合が該当）、道府県条例により、営業所ごとに「金属くず商」の許可の取得が必要となるが、第二次大戦後に制定された条例であり、時代に合わない等を理由として、31都府県では「金属くず商」に係る条例を廃止している。 リース会社が不要となった金属製設備等を買取りする際に、都道府県ごとに運用や許可の有無が異なり、日本全国で統一的な運用ができない。	公益社団法人リース事業協会	警察庁	いわゆる金属くず条例については、当該道府県がその実情を踏まえて制定しているものと承知しています。	各道府県条例	対応不可	制度の現状にも記載のとおり、いわゆる金属くず条例は、各道府県がその実情を踏まえてその必要性を判断し、制定しているものであり、国としてこれを廃止することは困難であると考えています。	
392	令和6年1月23日	令和6年2月16日	古物営業法の各種手続きの電子化について	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	2022年度の当協会の提言に対し、「検討に着手」する旨の回答をされているが、電子化の検討を実現すること。	公益社団法人リース事業協会	警察庁	古物営業に係る申請等については、古物営業法（昭和24年法律第108号）等に基づき、都道府県公安委員会に申請することとされています。	古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第1項、第7条 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第1条の3、第5条	検討に着手	警察庁では国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察行政手続サイト」を、令和3年6月1日から試行的に運用をしているところ、古物営業法に関しても令和6年1月から仮設店舗における営業の届出の手続を追加しています。 また、令和7年末までには、より利便性の高いシステムを整備することとしており、古物営業法に係る手続について、当該システムにおけるオンライン申請等が可能となるよう検討を進めているところです。	
393	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車税（種別割）の納付通知書の電子化について	現状、自動車税（種別割）の納付については、電子データでの対応が可能となっているが、通付通知についても電子データにて受領できるようにして頂きたい。	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図ることができる。	公益社団法人リース事業協会	総務省	自動車税（種別割）の通付通知に関する手続については、各地方団体において定める規則等に基づいて行われていますが、現状の運用では通付通知書を書面により送付して行うことが一般的であると承知しています。	地方税法（昭和25年法律第226号）第17条	検討に着手	通付通知等の地方税関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その実現方策等について検討を行っているところです。	
394	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車ナンバープレートの返納について	自動車関係手続のオンライン化が進む中、一時抹消登録の場合はナンバープレート返納を免除する等の措置を講じること。	自動車OSSによるオンライン申請において、一時抹消登録では現自動車検査証とナンバープレートを返納しなければ『登録識別情報等通知書』が受領できない。 行政手続きにおいて、各種申請のOCR用紙による「紙申請」から「オンライン申請」に替わる一方、自動車検査証やナンバープレートの取り回しは現状と変わらず、オンラインでの一時抹消時のナンバープレート返納免除等の措置を講じること。	公益社団法人リース事業協会	国土交通省	一時抹消登録した際のナンバープレートについては、道路運送車両法第20条により、破壊、廃棄、返納が必要となっております。具体的な破壊方法等は、道路運送車両法施行規則第9条に定められております。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第16条第1項、第20条第1項第2号 道路運送車両法施行規則第9条	現行制度下で対応可能	自動車ユーザーの利便性の向上の観点から電子化を推進するため、交付書面を情報化することとして登録識別情報制度が導入されておりますが、自動車の取引の主体がディーラー、個人間まで様々であり、書面として用いる取引があることを踏まえ、流通の現場に混乱が生じないよう、一時抹消登録をした場合においては、登録識別情報等通知書を交付することとしております。 ナンバープレートについては、別の自動車に付け替える等の不正使用の防止や、自動車が一時使用停止状態であることを明瞭にし、趣旨の徹底を図る観点から、一時抹消登録時にナンバープレートの返納を求めておりますが、道路運送車両法施行規則第9条により、切断又は直径40mm以上の穴あけによる破壊を行えば返納の必要はありません。	
395	令和6年1月23日	令和6年2月16日	健康保険などの申請書に氏名と住所を記載することを廃止する。	健康保険などの申請書にマイナンバーを記載することが義務付けられたので、氏名と住所を申請書に記載することを廃止して、個人情報の保護を高めて行政サービスを向上させる。	マイナンバー情報総点検本部の資料を読みましたが、今年9月から健康保険、船員保険、児童福祉法の療育の給付、身体障害者手帳、生活保護、私学共済、厚生年金、共済年金、国民年金、母子父子寡婦法の給付金、母子保健法の給付、地方公務員災害補償、労働手当、難病患者の給付に関する申請について、氏名、住所のほかにマイナンバーの記載を義務付ける改正がされたとあります。 しかし、マイナンバーは、住民基本台帳と完全にリンクしているはずなので、最新の氏名、住所を知るためには、マイナンバーが分かれば済むはずです。なぜ、国民に無駄な負担をさせる改正をしたのでしょうか。 窓口で対面で申請する際に、氏名が分からないと窓口の役人が対応しづらいでしょうから氏名を記載させることは理解できますが、住所を記載させることは無駄だと思います。特に、電子申請でしたら、マイナンバーを入力させれば済むはずです。 これらの申請について、書面で申請する場合には氏名のみの記載を義務付け、かつ、電子申請の場合にはマイナンバーだけを入力させればいい制度に改めてください。 そうすれば、国民が無駄なことをする必要がなくなってプライバシーも高く保護されて、行政も余計な個人情報を管理する必要がなくなり、一石三鳥で行政サービスが向上します。	個人	デジタル庁 厚生労働省 こども家庭庁 総務省 文部科学省 財務省	今般実施した「各制度の申請時におけるマイナンバー取得の明確化のための省令改正」については、申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、紙付け実施機関側で申請者のマイナンバーを取得する必要があり、その際の手作業によって紐付け誤りが発生した事案があったため、再発防止対策の一環として、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務のうち、利用者の申請が必要なもの全てについて、申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（一部、事務によっては、省令改正ではなく、通知の発出や要領の改正で対応）を行ったものです。 なお、各事務における申請書の記載項目については、各事務の性質やその運用方法等に応じて必要な項目が定められており、申請者には最新の情報を記載していただいているものと承知しております。	なし	対応不可	制度の現状にあるとおり、今般の対応はマイナンバーと個人情報の紐付け誤りに対する再発防止対策を目的としております。 マイナンバー登録事務のデジタル化については、デジタル技術を用いてマイナンバーカードからマイナンバーを読み取り、収集を行う方法の普及を進めるための検討を行っております。	
396	令和6年1月23日	令和6年2月16日	銀行口座開設で公共料金領収書の原本の提出を不要にしてほしい	日本国籍と外国籍で対応が異なるかもしれませんが、銀行の口座開設で公共料金領収書の原本の提出が求められることがあります。電力会社・水道局・電話会社など、特に都市部ではデジタル化(Web 化)されて、紙の検針票や領収書が発行されないのが当たり前の時代になってきています。金融庁は金融機関に対して、公共料金領収書の原本の提出のような時代遅れの要求をやめるように指導すべきだと思います。	紙の領収書が無いケースが当たり前の時代に、紙の領収書を要求するのは時代に合っていないため、代わりにマイナンバーカードの提示を必須とするなど、時代にあった方法で、不正行為を防止できる手順に見直しをお願いします。	個人	金融庁 警察庁	銀行は、顧客が口座開設等を行う際、取引時確認として顧客の「本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）」を確認することとされております（犯罪収益移転防止法第4条第1項）。 また、銀行が口座開設等の際に行う本人確認方法及び本人確認書類については、犯罪収益移転防止法施行規則第6条及び第7条に記載ありますが、公共料金の領収証書の原本を必ず求めるとする規定とはなっておりません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項及びに同法施行規則第6条及び施行規則第7条	事実誤認	各銀行における口座開設等を行う際の本人確認書類については、当該銀行に個別にご確認願います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
397	令和6年1月23日	令和6年2月16日	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制について、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止し、営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）に見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法（2021年11月22日施行）において、銀行本体の付随業務として、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への一層積極的な取り組みを進めていくため、銀行に課されている業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止していただきたい。 ○営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）となれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たせると考える。 ○また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内閣総理大臣の認可を得る必要がある。 ○さらに、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は未知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23	対応不可	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反取引の防止等のためです。そのため、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲をネガティブ方式にするなどの緩和については、直ちに措置することは困難です。	
398	令和6年1月23日	令和6年2月16日	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸優先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスクとの問題はないと考える。 ○昨年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。 （a）事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を含んだ事業承継の相談が多く寄せられている。また、銀行が提供する遺言信託および遺産整理業務の申込者・相続人からは、相続人名義の不動産の売却・整理等を含んだ相続の相談が多く寄せられている。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 （b）事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 （c）担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 （d）地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第11条、第16条の2、第52条の23	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念することによる銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
399	令和6年1月23日	令和6年2月16日	2. 不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取り扱いが認められていることは不合理である。 ○2002年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフッティングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
400	令和6年1月23日	令和6年2月16日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も碍健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、銀行が賃貸を断念し、次のようなニーズや提案に応えられないケースがある。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２－２(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２－２(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
401	令和6年1月23日	令和6年2月16日	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（「その他の付随業務」の範囲）と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行持株会社の業務範囲は、グループの経営管理及びこれに附帯する業務に限られており、銀行持株会社が保有する不動産を外部の事業者に賃貸することは認められておりません。なお、銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２－２(４) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２－２(４)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
402	令和6年1月23日	令和6年2月16日	5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（2021年8月30日公表）においては、継続的顧客管理について、2024年春までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、（中略）取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができる」と回答しているが、特定取引（注）がなされる機会は限定的である。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、定期的な顧客情報の増加等を図ることを含めて、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされている。このため、当該機会における取引時確認だけでは不十分なケースがあり、別途、銀行は継続的顧客管理に係る調査を行っている。 （注）200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引。 また、警察庁・金融庁は「約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなる」、「顧客からの回答がないという事実をもって顧客リスク評価を見直すことも可能」と回答している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」とされ、同ガイドラインのFAQにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な状況になった場合、当該顧客に対してどのような制限を行うことが必要かということを、リスクに応じて、総合的に検討する」とされる中、顧客からの回答がないことのみをもって取引制限をすることは困難である。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じることとされています。 また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、 ・取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること等を含めた、継続的な顧客管理を実施すること ・必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること 等を求めるとともに、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設け、各業態団体を通じて、各金融機関等に態勢の整備を要請しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条及び第7条 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	現行制度で対応可能	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えています。 これらの点については、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなるほか、特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができると考えています。 また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」にもありますとおり、「調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずること」にあり、顧客からの回答がないという事実をもって顧客リスク評価を見直すことも可能と考えます。同FAQにおいては、「調査に応じてもらえない場合や、郵送物が届出住所に到達しない場合には、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえて、例えば、顧客リスク評価を高リスクとすることが考えられるとしており、回答のない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示していますので、ご参照ください。	
403	令和6年1月23日	令和6年2月16日	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握するために、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化する。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・実質的支配者情報が変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。 ・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されている。 ○したがって、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化することにより、行政が全法人の実質的支配者情報（注）を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。 （注）出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第2～4号に規定する類型）を含む。 ○「商業登記所における実質的支配者リスト制度の利便性向上に関する研究会」において、「申出会社以外の者（銀行等）が、オンラインにより実質的支配者リストの写しの交付を受けることができる仕組みを構築すること」については、検討が進められている。 ○昨年度要望に対し、法務省・警察庁・財務省・金融庁は「法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、（中略）マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	法務省 警察庁 財務省 金融庁	番号14の回答をご参照ください。				
404	令和6年1月23日	令和6年2月16日	7. 本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し	本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一する。また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。	○住民票、印鑑登録証明書は、発行する地方公共団体によりフォーマットが区々である（例えば、住民票について、続柄の欄が性別の右にある住民票があれば、性別の下にある住民票もある）。 ○こうした本人確認書類は、OCR処理等の機械的な読み取りが難しく、手入力が必要になっており、デジタル化の支障となっている。 ○住民票、印鑑登録証明書は、住民記録システム標準仕様書および印鑑登録システム標準仕様書においてフォーマットが示されており、適合基準日は2026年4月1日とされている。しかし、それまでの間も、銀行の本人確認手続において引き続き煩雑な事務が発生するため、できるだけ早期に地方公共団体における各標準仕様書に対応したシステムの実装を促進していただきたい。 ○また、政府は、本人確認書類として、マイナンバーカードの取得を推進している。マイナンバーカードに掲載する顔写真は一定の規格が定められているものの、画像加工（目を大きくしたり、顔のパーツを変形させる等）してはいけないという定めはない。地方公共団体によっては加工した写真であっても発行を認めているところがあり、対面取引におけるマイナンバーカードによる本人確認に支障をきたす場合がある。マイナンバーカードに掲載する写真の規格および運用を、旅券（パスポート）用写真と同水準にする等、厳格化していただきたい。 ○現在、デジタル庁「次期個人番号カードタスクフォース」において、次期マイナンバーカードの仕様に関する検討が開始されており、掲載写真の規格の厳格化についても、併せて検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 総務省	【住民票】 住民票については、住民基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示ししているところですが、あくまで例示であることから、各自治体がそれのレイアウトでこれを作成し、住民に写しを交付しているところです。 【印鑑登録証明書】 印鑑登録証明書については、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために技術的助言として「印鑑登録事務処理要領」を作成しており、印鑑登録証明書についても、記載すべき事項等について市町村に通知しています。 【顔写真】 マイナンバーカードに表示される顔写真の取り扱いについては、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（総務省作成）において、「個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。（中略）当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。」とており、市町村においてこれに沿った事務運用を行っています。	【住民票】 住民基本台帳事務処理要領 【印鑑登録証明書】 印鑑登録事務処理要領 【顔写真】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号） 第二十一条　令第十三条第一項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。	【住民票・印鑑登録証明書】対応 【顔写真】その他	【住民票・印鑑登録証明書】 住民票の写し、印鑑登録証明書については、住民記録システム、印鑑登録システムの標準化後においては様式が統一されることとなりますが、その時期については、移行に係る自治体の事務負担も鑑み、標準化移行期限までとしております。 【顔写真】 次期個人番号カードタスクフォースにおいて、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討を行うこととしています。	
405	令和6年1月23日	令和6年2月16日	9.「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	「疑わしい取引の届出」の捜査機関における活用状況等について、銀行への情報提供を拡充する。	○銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢や、これに呼応して進化する他の金融機関等の対応に強く影響を受けるものであり、銀行においては、こうした動向やリスクの変化等に機動的に対応していく必要がある。 ○銀行がより高度なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施するために、例えば、警察庁が公表している「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の頻度の引き上げや掲載情報の拡充（時期や地域性、活用類型（注））等により、疑わしい取引の届出に関する情報提供を拡充してほしい。 （注）活用類型は、詳細な活用状況ではなく、例えば、照会・捜査着手・検挙といった大まかな類型で提供していただくことを要望する。 ○また、銀行は、疑わしい取引の届出の対象となるかの判断について、法令に従うほか、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」、警察庁が公表している「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」等を参考にしている。疑わしい取引の届出の精度を向上させ、捜査機関に自行の届出をより有効に活用してもらうためにも、銀行内の事務効率化のため、自行が届け出た「疑わしい取引」の活用状況（届出番号、活用類型）について情報を提供していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁 警察庁	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をはじめとする各種法令の改正内容、特定事業者から届け出られた疑わしい取引の件数の集約や捜査機関等における活用状況、マネー・ローンダリング事犯の検挙状況、特定事業者による取組、国際的な活動状況等多岐に渡る内容を記載しており、警察庁内外の機関とも連携の上、各種調査等を行い作成しております。 また、JAFICでは、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表しているほか、金融庁では「疑わしい取引の参考事例」を公表しております。 さらに、JAFICにおいては、関係省庁等と連携して特定事業者を対象とした研修会を実施しているほか、特定事業者に体して個別訪問を行っており、これらの機会を通じて活用事例等の情報提供を実施しております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条第1項、第3項、第8条第1項及び第2項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第16条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第25条、第26条及び第27条	その他	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、現在の内容の質や量を維持しつつ、作成の頻度を引き上げることは困難であると考えます。 一方で情報提供の拡充については、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」や「犯罪収益移転危険度調査書」、「疑わしい取引の参考事例」の発出、各研修会や特定事業者への個別訪問等によって、今後も努めてまいりたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
406	令和6年1月23日	令和6年2月16日	10. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和する。	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和する。	○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」と回答している。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォンアプリ等による完全非対面で契約が完結する保険等では、圧力販売は生じ得ないと考える。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいというた要望が増えている。 2019年7月16日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靭化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。 (b) 融資先(従業員50人以下)の従業員を融資先販売規制の対象外とする 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。 (c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する 特例地域金融機関(注)は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限(小口規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 (注)特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特例地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。 (d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する 非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており(例えば証券会社等は対象外)、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
407	令和6年1月23日	令和6年2月16日	11. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となってなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより、顧客に無用な不信感を悪起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「10. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
408	令和6年1月23日	令和6年2月16日	12. 保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	保険募集における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 ○ 一 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注)銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約までに他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、あらかじめ、顧客に対し、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことが求められます。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、銀行等による優越的地位の不当利用を禁止する等の観点から、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことを求めるものであることから、口頭説明のうえ事後の書面交付を認めることについては慎重に検討を行う必要があります。 なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取り扱うことはできません。	
409	令和6年1月23日	令和6年2月16日	13. 銀証間の情報授受規制の撤廃	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有について、事前の同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法(利益相反管理体制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)、金融商品取引法(優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備)による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資収益にもつながるため、政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものと考える。 ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(2023年6月16日閣議決定)において、「銀証ファイアウォール規制(金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制)の在り方や必要とされる対応につき検討を行うとされている。銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃するよう、検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第4号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプト・アウト制度の導入等を行いました。 中堅・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理(令和4年12月21日公表)における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上に どのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
410	令和6年1月23日	令和6年3月15日	14. 確定拠出年金運営管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	確定拠出年金の加入者等の安定的な資産形成を図る観点から、加入者等からの求めに応じて、確定拠出年金運営管理機関が個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とする。	○確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運営管理業務を行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供は行えるものの、個別の運用商品の推奨は禁止されている。 ○現状、確定拠出年金運営管理機関である銀行において、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的にどの商品で運用するかについて相談に応じてほしいとの声が寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に応じることができない状況にある。 ○確定拠出年金運営管理機関が加入者等の適合性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことが可能となれば、運用相談に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、「資産所得倍増プラン」(2022年11月28日、新しい資本主義実現会議策定)の掲げる安定的な資産形成を図ることにもつながる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという確定拠出年金運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関が加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること、は認められていません。	確定拠出年金法第 100 条第6号、第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第2号	対応不可	確定拠出年金は、運用結果に対する責任は個々の加入者が負う年金制度です。そのため、加入者が自己責任を負うことを前提に、事業主や確定拠出年金運営管理機関等の関係者が負うべき責務や禁止される行為等を明確化しており、関係者は加入者の利益のみを考慮して忠実に業務を行う義務があります。 確定拠出年金運営管理機関は、運用結果に対する責任を負う個々の加入者に対して忠実義務がある一方で、個々の加入者に対して個別の運用方法を勧誘・推奨することは利益相反の懸念が排除できないため、困難です。	
411	令和6年1月23日	令和6年2月16日	15. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納業等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない「現場の混乱を招いている」。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係ない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年4月1日から納付書に地方税統一QRコードが付されている。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する金品の納付または納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニにおいては収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要としている。犯罪による収益の移転防止の観点から、両者の扱いに差を設けている理由を明確に示していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。対応の概要欄において「法」という。)第4条の特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第22条、第23条及び第24条	対応不可	国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い(以下「公金納付等」といいます。)であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があります。 また、金融機関が取り扱う公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。 FATF勧告(マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準)においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し、迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところです。 したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えています。 なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないところですが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要であると考えています。	
412	令和6年1月23日	令和6年2月16日	16.「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下の取引について、「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程とで一律一ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「無償な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、その対象となっている大学等に附属する場合であっても、幼稚園あての支払いは対象となっていないことが顧客の理解を得られにくい。 幼稚園は学校教育法において入園資格の定めが設けられており、また、その設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であって、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁 文部科学省	金融機関等の特定事業者は、顧客との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小学校等に対する入学金、授業料その他これに類するものの支払に係る取引は、無償な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条及び第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	対応不可	(a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が定められており、生徒の実在性が担保されていることから、無償な顧客管理が認められております。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、専修学校自体の実在性は担保されていても、他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていないことから、無償な顧客管理を認めることは困難です。 (b) 幼稚園については、法令上、幼稚園自体の実在性は担保されていても、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、学齢簿の作成や義務教育学校の卒業等を入学資格とする他の学校と比較して園児の実在性が担保されていないことから、無償な顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知しているところです。	
413	令和6年1月23日	令和6年2月16日	17. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化	銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、当該出資先企業が銀行グループの子会社に該当しない旨を明確化する。	○銀行の投資専門子会社による出資先企業が子会社に該当しない要件については、企業会計基準委員会の「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、当該出資先企業との間で、「営業取引として行っている投資又は融資以外の取引が ほとんどないこと」とある。 ○日本公認会計士協会が銀行等監査人あてに出状した通達(2022年5月13日付)において、連結財務諸表における子会社の該当性判断については、銀行法等で議決権保有期間の上限が定められていることを考慮して、実態を踏まえた判断が必要とされている。 ○こうした中、出資先企業に対し、銀行グループがソリューション提供(コンサルティング、人材紹介等)等の取引を行うことについて、監査法人から「「投資又は融資以外の取引がほとんどない」とは言えず、子会社に該当する」と機械的に判断されるケースがある。 ○銀行の子会社に該当する場合、出資先企業に四半期毎の決算情報の提供や、銀行の子会社として一定水準のガバナンス(社内規程の整備等)を求めることとなる。議決権保有期間に時限があるが、出資先企業に一時的にこうした対応への負担を強いることなり、出資先企業の業務運営に支障が生じる可能性があるため、将来の成長・株式売却を見据えたソリューション提供等を断念せざるを得ない。 ○銀行法において、投資専門子会社が議決権保有制限を超えて出資できる要件には、出資先企業の議決権を保有する期間の上限が規定されており、支配目的ではなく、キャピタルゲイン目的の議決権保有であることは明らかである。また、2021年11月に施行された改正銀行法では、ハンズオンによる支援を強化するため、投資専門子会社が営める業務としてコンサルティング業務が追加されている。 ○出資先企業に銀行グループがソリューション提供等の取引を行った場合であっても、出資先企業が連結財務諸表における子会社に該当しないよう(実態に応じて柔軟に子会社の該当性判断を行うことができるよう)、解釈を明確化していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	我が国における連結の範囲に関しては、金融機関に限らず企業態において支配力基準が採用され、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」として連結財務諸表に関する会計基準第7項に列挙されている他の企業は原則として「子会社」とされ、例外的に「他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業」について連結の範囲から除外することが認められています。 企業会計基準適用指針第22号第16項では、この適用除外の類型について例示列挙され、同項(4)において、いわゆるVC条項と呼ばれる類型が示されているとろ。当該規定の趣旨は当該取引のために議決権を行使していても、投資先である他の企業と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、他の企業の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるか否かという観点から案件が定められており、ご指摘の箇所についてもこのような趣旨から一定の制限がされているものと考えられます。 そして、実際の運用にあたっては、同条項を形式的に当てはめるのではなく、個々の案件の実態に応じて当該条項の該当性について判断されているものと認識しています。 なお、ご指摘の日本公認会計士協会が銀行等監査人あてに出状した通達につきましては、企業会計基準適用指針第22号第16項(4)のうち「営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」ではなく「売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」に関する考え方を示したものであると理解しております。	なし (参考:企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項(4)他)	その他	左記「制度の現状」にも記載のとおり、本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取扱いとして、「他の企業の意思決定機関を支配しているか否かを基準に連結の範囲に含まれるか否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にとっても重要な情報であるため、当該要件の見直し(緩和)については慎重に検討する必要があると考えられます。 また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されていることから、一律に要件を定める(明確化)ことについても慎重な検討が必要であると考えられます。 なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会(ASBJ)において定めることとされています。	
414	令和6年1月23日	令和6年2月16日	18. 成年後見制度の見直し	顧客が成年後見制度の利用を検討する際、申立て手続に係る手間や費用等から利用を見送るケースがあるため、地方公共団体において申立てを受け付ける(家庭裁判所に申立てを取り次ぐ)等、成年後見制度の見直しを行う。	○銀行では、職員が認知症等について十分に理解し応対できるための研修等を実施しており、認知判断能力の低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から、親族等に成年後見制度等の利用を促すのが一般的となっている。 ○成年後見制度の利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要となっており、その手続きに要する時間や費用の負担、第三者に資産を委ねることへの抵抗感等を理由に、顧客が利用を躊躇するケースがある。成年後見制度の利便性が高まるよう、見直していただきたい。 ○例えば、地方公共団体において申立てを受け付ける(家庭裁判所に申立てを取り次ぐ)、成年後見人の選定への不服申立てを可能とする、審理期間の短縮、申立手数料や登記手数料の引き下げ等を検討していただきたい。 ○なお、「成年後見制度利用促進専門家会議」において、本制度の利用促進に向けた検討が進められている。上記のような見直しも含めて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	成年後見制度のうち、法定後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、支援するために、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が成年後見人、保佐人又は補助人を選任し、これらの成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。 成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表します(民法(明治29年法律第89号)第859条)。 成年後見制度の利用は、本人やその親族等による申立てに基づき、家庭裁判所が審判をすることによって開始されます(民法第7条等)。後見開始事件の場合、申立手数料は800円とされ(民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第3条第1項、別表第1の15の項)、このほかに、郵便費用の予納が必要とされています(東京家庭裁判所後見センターにおいては、後見開始事件の場合3,720円。同法第11条第1項第1号、第12条第1項、第13条)。 成年後見人等の選任の審判に対する不服申立ての制度は設けられていません(家事事件手続法第123条等参照)。 また、登記手数料の額は、物価の状況、登記に要する費用、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならないとされており(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第11条)、後見等の開始の審判に基づく登記手数料は、2,600円とされています(登記手数料令(昭和24年政令第140号)第13条)。	民法第7条、第859条、家事事件手続法第123条、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、第11条第1項第1号、第12条第1項、第13条、別表第1の15の項、後見登記等に関する法律第11条、登記手数料令第13条	検討に着手(一部(申立手続に要する時間や費用の負担)について対応)	成年後見制度については、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきなどの指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされており、有識者等によって構成される「成年後見制度の在り方に関する研究会」に法務省の担当者が参加して、見直しに向けた論点整理の議論に加わっています。引き続き、成年後見制度がより利用しやすいものとなるように、成年後見制度の見直しに向けて必要な検討を行ってまいります。 なお、手続に要する時間に係る負担を軽減する観点から、裁判手続である家庭裁判所に対する申立てを行政機関である地方公共団体が受け付けることとされることは困難ですが、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)によって、成年後見制度に係る申立てを含め家庭裁判所に対する申立てをインターネットを利用してすることを可能とする法改正がされており、この改正法の施行後は、インターネットを利用して申立てをすることにより、申立人において手続に要する時間に係る負担を軽減することが可能になると考えられます。また、手続を要していた郵便費用は申立手数料に一本化され、一本化後の申立手数料は2,000円(インターネットを利用した申立ての場合は1,900円)となります。申立手数料については、インターネットを利用した申立ての利用状況等を踏まえ、見直しの要否も含めて検討してまいります。 また、登記手数料の額は、「制度の現状」欄記載の事情を考慮して定めていますが、現時点においては、訴今の物価の状況を含めたこれらの要素を考慮しても、登記手数料の引下げは困難です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
415	令和6年1月23日	令和6年3月15日	20. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況に変更があった場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これについて内閣総理大臣への届出等を行っており、確定拠出年金運営管理機関となっている銀行は、重複した行政手続きを行っている(「No.36」参照)。 ・認定経営革新等支援機関は、事務所の所在地や役員に変更がある場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、認定経営革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣総理大臣に届出を行っている(「No.37」参照)。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・経済産業省・厚生労働省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 厚生労働省 経済産業省 法務省	以下のように、現状、「役員の兼職状況」「事務所の所在地」「役員」等に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に、届出を行う必要があります。 銀行は、銀行法第53条等に該当する場合には、内閣総理大臣に届出を行う義務があります。 確定拠出年金運営管理機関は、「役員の兼職状況の変更」に関する事項の変更が生じた場合には、厚労大臣に届出を行う必要があります。 認定経営革新等支援機関は、「事務所の所在地」「役員」に関する事項の変更が生じた場合には、経済産業大臣および内閣総理大臣に届出を行う必要があります。	なし	検討に着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略＝ワンスオンリー(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステムの論点の検討を進めております。 【デジタル関係制度改革検討会】 (第1回) https://www.digital.go.jp/councils/digital-system-reform/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e 具体的には、現状は、法人の名称や本店所在地、役員が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を求めているところ、法人の名称や本店所在地など、制度間で共通する商業法人登記に関する情報について行政機関がバックオフィスで情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的な法整備やシステム整備の検討を進めています。 これまでの検討も踏まえ、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向け、引き続き取り組んでまいります。	
416	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(a)。	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(a)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (a) 税務署からの納税に係るロ座振替依頼 国税の振替納税(注)については、納税者がロ座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行のロ座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 (注) 納税者名義の預貯金口座から、ロ座引落しにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 しかし、申請期限を超過したロ座振替依頼については、税務署から該当ロ座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されている。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。 ○なお、(a)の昨年度要望に対し、財務省は「紙の納付書を送付している消費税中間分についてオンライン化を検討」と回答している。また、規制改革推進会議において、2024年夏を目途に答申の取りまとめに向け、重要課題のひとつに「公金納付のデジタル化」が挙げられており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	国税のロ座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約24%で全体の約99%を電子化しており、残りの約1%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。	国税通則法第34条、34条の2	検討を予定	国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引き落しを行っているものの、消費税中間分のように件数が少ない場合については、紙の納付書の処理を行っていることから、税務署・金融機関共に事務コストがかかっていると認識しております。 この課題を解決するためには、税務署と金融機関がオンラインで納付書情報のやりとりを行うことが重要であると考えるため、従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組んでおりますので、引き続きご協力いただきますようお願いします。	
417	令和6年1月23日	令和6年3月15日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(b)。	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(b)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係るロ座振替依頼 高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係るロ座振替依頼については、一部の年金事務所から該当ロ座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係るロ座振替については、年金事務所において、ロ座振替用納入告知書を作成の上、該当ロ座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付している。	厚生年金保険法第4条の3第7項、第83条の2	対応不可	現状、ロ座振替事務は、社会保険料のロ座振替納付に係る契約において、「社会保険料の預金口座振替取扱委領」(以下「取扱委領」という。)に基づき行うところである。 ロ座振替依頼を行う場合の電子媒体の仕様は取扱委領で定めており、当該仕様どおり電子媒体を作成するにあたっては、日本年金機構の社会保険オンラインシステムによって作成するほかないが、現在、日本年金機構においては、システムの刷新を行っているため、現段階においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付にかかるロ座振替依頼の取扱の変更に係るシステムの改修を行うことは難しい。	
418	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(c)。	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(c)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼) 自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される(委託国庫送金の書面での依頼)。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	防衛省	○　国の支出は、各省各庁の長の委任を受けた支出官が行う支出官払が原則ですが、自衛隊においては、その運用や任務の特殊性を踏まえて、資金前渡官吏による支払(振込または現金による資金前渡払)が行われております。 ○　支出官払においては、官庁会計システムを用いて債権者へ電信振込で支払うことが通常ですが、資金前渡払の場合には、ご提案理由に記載のように、ロ座振替・振込依頼が書面においてなされております。 ○　これに関して、会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)においても、資金前渡払から支出官払への移行が示されております。	なし	対応	○　既に給与等の一部の経費については、支出官払へ移行済みです。 ○　その上で、制度の現状にも記載のとおり、政府の方針に従い、今後、支払単位の見直しやシステム構築・改修も含めて、支出官払への移行を進めてまいります。 ○　なお、制度の現状にも記載のとおり、自衛隊においてはその運用や任務の特殊性を踏まえて資金前渡官吏による支払が必要な場合が一定程度残るため、完全な支出官払への移行(資金前渡払の廃止)は難しいものと考えております。	
419	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(d)。	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(d)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (d) 防衛省共済組合からの各種振込依頼 防衛省共済組合からの各種振込依頼については、銀行の営業店に対し、書面で送付される。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	防衛省	○防衛省共済組合において、振込依頼等の方法に係る制度として規定しているものはございません。	なし	対応	○防衛省共済組合では振込依頼等の方法について、制度として規定しているものはなく、全国47支部において、既に電子化を導入しております。(令和5年12月末時点) 残りの支部においても、インフラなど環境が整い次第、逐次ネットバンキングの導入を開始するものと承知しております。	
420	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(e)。	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(e)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (e) 戦没者等の遺族等に対する記名国債(特別弔慰金国庫債券)の交付 戦没者等の遺族等に対する弔慰金は、記名国債(特別弔慰金国庫債券)をもって交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記名国債の交付や償還金の支払いに係る事務負担が重くなっている。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。また、戦没者等の遺族等に対する弔慰金が記名国債の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、受取人(遺族等)の利便性も向上すると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	・先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会を捉え、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族に対して特別弔慰金を支給しております。 ・支給は無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受けることとしております。 ・平成27年から、御遺族の高齢化等を踏まえ、5年償還の国債を5年ごとに2回交付するとともに、償還額を年5万円に増額いたしました。 ・平成27年改正分の2回目の交付分は、令和2年4月1日より請求受付を開始し、令和5年3月31日に請求受付を終了しております。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)第5条	対応不可	・現行の特別弔慰金については、既に請求受付を終了しており、今後の特別弔慰金の支給等については、現時点では未定です。 ・いずれにしても、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いを致し、国として弔慰の意を表すために支給しているものであり、国としての弔慰の意が、受給者の方々に一層実感いただけるよう、制度創設以来、交付国債という形あるもの(有価証券)で支給し、毎年償還を受けていただいているものです。 ・これまで、受給者であるご遺族など関係者からは、国債による支給が良いというご意見を多くいただいており、昭和40年の創設以来慣れ親しんでいる仕組みを変更することは、受給者に混乱を与えかねないものと考えております。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
421	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(f)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担（現物保管、期日管理等に係る負担）が課題となっている。例えば、以下のような7ケースがある。 (f) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼 地方公共団体からの各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下、国保連）への振込については、地方公共団体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。また、振込人名の前に、指定の10桁の番号を入力して送金することを求められ、銀行が当該10桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまとめ金融機関あてに、納入済通知書を郵送する必要があり、事務負担となっている。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	地方公共団体からの国民健康保険連合会（以下、国保連）への振込方法については、国保連ごとに現状が異なっているため、今回いただいたご提案について具体的な回答はできかねますが、いくつかの国保連に確認したところ、国保連指定の振込用紙はあるが、使用を必須とはしていない、また、インターネットバンキングの導入やロ座振替等への手続きへの移行を進めている国保連もあると承知しております。	なし	その他	いただいたご提案については、国民健康保険中央会より国民健康保険団体連合会へ情報提供させていただきます。	
422	令和6年1月23日	令和6年3月15日	21. 行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する(g)。	○現状、行政機関等からのロ座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担（現物保管、期日管理等に係る負担）が課題となっている。例えば、以下のような7ケースがある。 (g) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼 地方公共団体からの各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地方公共団体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があり、事務負担となっている。 ○ロ座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、ロ座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	地方公共団体は、地方公務員共済組合法第115条及び第116条に基づき、掛金等及び負担金を地方公務員共済組合に払い込むとされていますが、その具体的な方法は法令上示されていないところです。	地方公務員等共済共済組合法第115条及び第116条	その他	まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握した上で、その対応の可否について検討してまいります。	
423	令和6年1月23日	令和6年4月12日	22. 地方公共団体等における小切手振出の廃止	地方公共団体や都道府県警察における小切手振出を廃止し、インターネットバンキングによるロ座振替への切替等を推進する。	○「成長戦略実行計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ○総務省からは、インターネットバンキングによるロ座振替の方法により支出することが可能である旨、地方公共団体あて通達が発出された。同通達に基づき、銀行から地方公共団体に対し、小切手の廃止およびインターネットバンキングによるロ座振替を依頼しているが、地方自治法第232条の6第1項の記載（指定金融機関等を指定している地方公共団体の支出は、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付して支出すること）を理由に、応じてもらえないケースがある。 ○地方公共団体が、総務省による法令解釈や銀行からのインターネットバンキングによるロ座振替への切替依頼を受け入れず、小切手の振出しによる支出を続けることは、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているローカルルールであると考える。地方公共団体がｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸによるﾛ座振替の方法により支出すること」が可能である旨を地方自治法に明記するとともに、その促進活動を行っていただきたい。 ○また、各都道府県警察においても、給得金等の返還または引き渡しについて、過失物取扱規程等で、小切手を振り出して行うことと規定している場合があるこの返還等の取り扱いは、都道府県警察に異なっており、地域の差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールであると考えられる。銀行界が2026年度末までの手形・小切手の交換枚数をゼロにする取り組みを進めているところ、行政機関サイドにおいても、このような規程等を見直し、小切手振出を廃止していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 総務省	【警察庁】 現金又は売却による代金の預託について、警察署長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第1項の規定により当該警察署の属する都道府県の公金の収納若しくは支払の事務を取り扱う者に預託するか又はこれに準ずる確実な方法でしなければならないと規定されています。 旧遺失物法施行規則においては、現金又は売却代金を預託する場合は当座預金とすることとされていましたが、平成19年に全部改正された現行の遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）においては、当座預金に限定していません。 【総務省】 地方公共団体の支出は、小切手による振出に限らず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の2の規定により、ロ座振替の方法により支出することができることとされています。	【警察庁】 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第17条 【総務省】 地方自治法第232条の5第2項、地方自治法施行令第165条の2	【警察庁】 現行制度化で対応可能 【総務省】 その他	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、現行の遺失物法令においては必ずしも当座預金を用いる必要はありませんが、都道府県警察の遺失物事務に関する規程において当座預金や小切手について定めているものがあることから、都道府県警察に対して預託する場合は当座預金に限定していない旨を周知します。 【総務省】 地方公共団体の支出は、小切手による振出しに限らず、ロ座振替の方法によりすることができることとされておりますが、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に係る経費負担の見直しの状況に係る調査及び公金収納等事務の効率化・合理化に係る取組に関する留意事項について」（令和5年6月13日付け総行行第232号）により、「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「小切手の全面的な電子化を図る」こととされたことを等の小切手の廃減に向けた取組を周知するとともに、インターネットバンキングによるロ座振替の方法により支出することが可能である旨を通知し、インターネットバンキングによるロ座振替の積極的な活用を地方公共団体に促してきたところですが、今後も、様々な機会を捉えて、インターネットバンキングによるロ座振替の活用を促してまいります。	
424	令和6年1月23日	令和6年4月12日	23. 地方公共団体における定額小為替証書の利用を廃止する。もしくは定額小為替証書の銀行への持ち込みを取り止める。	地方公共団体における定額小為替証書の利用を廃止する。もしくは定額小為替証書の銀行への持ち込みを取り止める。	○住民票や戸籍謄本を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれており、枚数精査や電子交換所へ送信するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ○「成長戦略実行計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ○自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いは、「関係者（ゆうちょ銀行）と削減に向けた協議を継続していく」とされ、同検討会はゆうちょ銀行と継続的に意見交換しており、ゆうちょ銀行より、定額小為替証書の取扱枚数は減少していると報告されている。 ○引き続き、定額小為替証書の廃止・削減に向けた検討を進めるとともに、すぐに廃止・削減が困難な場合、地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取り扱いを変更する。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省 法務省	住民票等の手数料は、事務に要する経費と、役務の提供を受ける住民の利益とを勘案しつつ、当該団体における他の手数料等との均衡を考慮して市町村の条例で定めるものですが、その納付の方法については、各市町村において検討頂き、適切に判断されているものと承知しております。 自治体における公金納付については、住民の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、キャッシュレス決済を含む多様な方法により行えるようにすることが重要であり、地方自治法に基づく指定納付受託者制度等により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等による決済を可能としてきたところです。 これに加え、現在、納付書を発行して納付を行う地方税以外の公金について、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した納付が可能となるよう取組を進めているところであり、こうした取組を着実に進めることにより、自治体の公金納付のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。	—	その他	制度の現状に記載のとおり。	
425	令和6年1月23日	令和6年4月12日	24. 地方公共団体における公共料金以外の費目（手数料支払い、元利金返済等）についての口座引落による支出の許容	地方公共団体における公共料金以外の費目（手数料支払い、元利金返済等）について、口座引落による支出を可能とする。	○地方公共団体による公共料金の支払いは、口座引落により支出されている。 ○一方、地方公共団体から振込手数料の支払いや元利金の返済等を受ける場合、銀行は、1か月毎、半期毎など一定期間の取扱件数を管理し、まとめて請求書を発行している。その後、請求書を受けた地方公共団体が振込を指図（小切手の振出等）し、銀行がその振込処理を行っている。 ○2024年10月より、内国為替制度運営費が、地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出にも適用開始されると、地方公共団体による手数料支払のケースが増えていと想定される。 ○銀行が徴求する手数料や元利金返済は、地方公共団体が銀行サービスを利用したことに伴い、定期的に発生する支払いであり、口座引落による支出を許容すべきと考える。 ○地方公共団体における公共料金以外の費目（手数料支払い、元利金返済等）について、口座引落による支出を可能とすることは、銀行の事務負担軽減、行政の効率化に資すると考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項により、普通地方公共団体の支出は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の2の規定により、口座振替の方法により支出することができることとされていますが、地方自治法及び関係法令上、口座振替を行うことができる経費についての定めはありません。	地方自治法第232条の5第2項 、地方自治法施行令第165条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、地方自治法及び関係法令上、口座振替を行うことができる経費について特段の制限はありません。	
426	令和6年1月23日	令和6年2月16日	25. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。また、特定業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。	○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省は、申込みのオンライン化については、書面以外の方法によるロ座振替依頼への対応と併せて検討する必要がある旨を回答しているが、オンラインによるロ座振替は押印不要である。オンラインによるロ座振替への対応と併せて、申込受付のデジタル化に向けて検討していただきたい。 ○また、特定業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジー または口座振替）による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	○中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口に提出して行います。 ○特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者（事業主）が金融機関窓口で共済証紙（日額）を購入し、被共済者（労働者）に賃金を支払う都度、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によることとされておりましたが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジーまたは口座振替）による納付が可能となっています。	中小企業退職金共済法第44条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日厚生労働省告示第191号	その他	○契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識しています。 中退共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリース以降に具体的な検討を進めていきたいと考えています。 ○　特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への証紙貼付の方法を設けています。建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかったところです。 　また、建設業以外の特定業種についても、電磁的方法を導入する場合、システムの構築及び運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要となります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
427	令和6年1月23日	令和6年3月15日	26. 捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結要請の電子化	捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結要請について、書面の郵送やFAXによる方法を廃止し、電子化する。	○金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、捜査機関等からの外部照会の状況や警察からの凍結要請等の分析が求められている。 ○現状、捜査機関等からの外部照会の状況や警察からの凍結要請等は紙を媒体として各金融機関に通知されている。照会や凍結要請に対し、行内の状況確認・回答作成、効率的な分析等の対応のため、通知情報を銀行でデータ化している。 ○「規制改革実施計画」(2022年6月7日閣議決定)において、「デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、2026年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す」とされている。捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結依頼の電子化が実現すれば、銀行の事務・管理負担の軽減に加え、マネロン等対策の高度化・効率化に資する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁 金融庁 デジタル庁	【捜査関係事項照会】 警察からの捜査関係事項照会については、捜査関係事項照会書を各金融機関の本支店等に郵送送付し、書面にて郵送回答いただいています。 【口座凍結の依頼】 警察においては、特殊詐欺等の犯罪に利用されえるとの疑いがある預貯金口座を把握した際、当該預貯金口座が開設された金融機関に対して、当該預貯金口座の凍結を依頼しています。	【捜査関係事項照会】 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項	【捜査関係事項照会】 検討に着手 【口座凍結の依頼】 その他	【捜査関係事項照会】 関係省庁及び金融機関等で構成する「金融機関×行政機関の情報連携検討会」の「課題検討ワーキンググループ」における結論も踏まえ、警察において、現状や課題を具体的に把握した上で、電子化に向けて検討しています。 【口座凍結の依頼】 金融機関に対する預貯金口座の凍結依頼の運用方法については、金融機関側の事務負担等も考慮しつつ、口座の凍結依頼を行う際の緊急性等も踏まえながら、より効果的かつ効率的な運用ができないか引き続き検討してまいります。	
428	令和6年1月23日	令和6年2月16日	27. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 ― 2011年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている(会社法上は、2005年の改正により措置された)。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行(例えば、銀行持株会社傘下の銀行)。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書(大会社の場合)を公告するのみでよく、中間事業年度や連結の決算公告を求めていない。 ○昨年度要望に対し、金融庁より銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、廃止は困難である」旨の回答が示されている。しかし、銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公衆縦覧に供しており、十分な情報開示を行っている。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、その中間事業年度ごとに中間貸借対照表等を作成し、また、その事業年度ごとに貸借対照表等を作成し、それらを公告する必要があります。 なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に依ることとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、預金者等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであること、また、貸借対照表等の公告と説明書類の縦覧の開始期限が異なることなどを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。	
429	令和6年1月23日	令和6年4月12日	28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する、または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 ○総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地方自治体から出納(収納)取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。 (注)2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および熊島水道事業(以下、重点事業)について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。 ○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。 ○昨年度要望に対し、総務省は、「収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	番号30の回答を参照ください。				
430	令和6年1月23日	令和6年3月15日	29. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 ― 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ― 昨年度要望に対する総務省の回答は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。(中略)立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができなくなる。」 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○行政のデジタル化を進める中で、電子納付へ一本化(日銀代理店での供託事務を廃止)していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省 法務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。	公職選挙法 第86条、第86条の2、第86条の3、第86条の4、第92条 公職選挙法施行令 第86条、第88条の3、第88条の5、第89条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面(供託書正本)の添付が必要とされています。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、供託がなされていることを確実に確認せずに立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくなり、また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなりますが、そのような取扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難と考えます。 なお、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しています。 また、全ての無記名国債証券の消滅時効の完成に伴い、令和6年3月22日以降は、地方選挙のうち当該選挙において、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不要となります。	
431	令和6年1月23日	令和6年2月16日	32. 業務報告書等の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能である。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行っていく」と回答しており、例えば、以下の簡素化について早期に検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため)、決算状況表と重複する事項(自己資本比率の状況等)を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称(事業報告、有価証券報告書等)を記載するのみでよいこと(参照箇所の記載を不要)を明確化する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条、第52条の27 銀行法施行規則第18条、第34条の24	対応	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難です。 他方で、業務報告書の作成方法について現状認められている「添付方式」に加えて「参照方式」も認めることとする「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を令和6年1月18日に公表 (https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240118/20240118.htmlし)しました。	
432	令和6年1月23日	令和6年2月16日	33. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役が、グループ内の会社の常務に従事する場合の認可を不要とする。	○銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ○他の一般の会社の常務に従事する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制としていることは理解できるが、グループ内の会社の常務に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「利益相反等の観点から制限がかけられているもの。(中略)銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難」との回答が示されたが、別途、銀行法において利益相反管理態勢の整備が求められていることを踏まえれば、認可制は過剰な規制であると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされています。	銀行法第7条、第52条の19	対応不可	銀行の取締役の兼職については、本業専念による効率性の発揮や利益相反防止等の観点から制限がかけられているものです。取締役の兼職がグループ内会社であってもその趣旨は当てはまるものであるため、こうした観点を含め、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 また、銀行持株会社の取締役の兼職についても、法令上、認可を受けることが前提とされていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスが不要とまではいえず、措置は困難です。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
433	令和6年1月23日	令和6年2月16日	34. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知（候補者の氏名、選任理由等を記載）を金融庁に送付することで、代替可能であると考える。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難」と回答しているが、適時開示や有価証券報告書等で銀行が開示している情報により、適切なモニタリングは可能であると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第3号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、当局への届出により、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。	
434	令和6年1月23日	令和6年2月16日	35. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。	○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。 ○当該届出書には、「営業所の新所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。 ○特に、「新営業所の概要」（土地の面積、建物の延面積、営業室の面積等）、「開発費用」（土地取得費、建物建築費等）、「業績実績・予想」（預金・貸出・損益・人員の実績と予想）の作成負担が重く、記載事項の簡素化（削減）を検討していただきたい。 ○店舗内店舗方式の移転の場合は、既に届出を行っている支店内への移転となるため、上記に加え、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」の記載および変更後の営業所の場所を示した地図・営業所の略図の添付も不要としていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第8条第1項 銀行法施行規則第9条第1項、第2項 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3－7－2(4)、別紙様式4－2、4－2の2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－1、別紙様式4－2、4－2の2	対応	銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要がございます。 そのうえで、銀行監督上の必要性等を踏まえた届出の見直しを行うこととし、2023年12月15日に「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」等を公表（https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231215/20231215.html）しました。	
435	令和6年1月23日	令和6年3月15日	36. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の兼職状況」および「役員の電話番号」の届出を廃止する。	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があり、この申請書には、「役員の兼職状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職状況」の記載を不要としても問題ないと考える。本届出の廃止、または、「No.20 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。 ○また、登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考える。昨年度要望に対し、厚生労働省・金融庁は「役員の電話番号については、廃止する予定」と回答しており、早期に対応していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名や当該銀行の役員の兼務状況等を記載する必要があります。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	その他	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条、確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく規定とはその内容が異なることから、ご提案に対応することは困難です。 なお、登録申請書に添付する役員の履歴書の記載事項とされている役員の電話番号については、令和6年4月1日から廃止されます。	
436	令和6年1月23日	令和6年2月16日	37. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所の所在地、(b)統括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 (b) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえると、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 経済産業省 金融庁 法務省	経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所の所在地」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」について申請書に記載して提出する必要があります。 また、その認定を受けた以降に「事務所の所在地」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」に関する事項の変更が生じた場合には、変更届出を行う必要があります。 なお、「事務所の所在地」の変更届出の際には登記簿謄本等の添付資料が必要であるところ、金融機関については銀行法等の各業法に基づき本店所在地等を届出していることから、令和5年10月より資料の添付を省略可能とし、取扱いを改定したところです。	銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第9条及び第35条第1項、 中小企業等経営強化法第31条第1項、第3項及び第4項、中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第2条及び第3条	検討に着手	経営革新等支援機関に関する申請・届出については、提出そのものを直ちに廃止することは困難であると考えておりますが、金融機関から二度出いただくものについては、金融庁において、申請内容（役員等）の省略や添付書類（登記簿謄本等）の削減等で合理化を進めてきたところです。 そのほか、事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めている制度に関し、現在、デジタル庁において、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略ーワンスオンリー（再提出不要）を実現するために必要な制度やシステムの論点の検討を進めております。 【デジタル関係制度改革検討会】 （第1回） https://www.digital.go.jp/councils/digital-system-reform/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e 具体的には、現状は、法人の名称や本店所在地が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を求めているところ、法人の名称や本店所在地など、制度間で共通する商業法人登記に関する情報について行政機関がバックオフィスで情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的な法整備やシステム整備の検討を進めています。 ご指摘いただいている点は、中小企業等経営強化法の変更届出等において共通する項目については、届出等の省略ができるのではないかという御要望であると認識しております。 事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めている制度に関し、デジタル庁としては、これまでの検討も踏まえ、制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談してまいります。 また、統括責任者、統括責任者を補佐する者に関しては、認定経営革新等支援機関制度の適切な運用を担保するため、統括責任者、統括責任者を補佐する者として、専門的知識及びこれまでの実務経験により、当該法人の中核となって、自らの監督と責任の下に、下部組織を活用しながら法定業務を担うことができる人材を配置することが重要であると考えており、統括責任者や統括責任者補佐についての届出を求めているものです。このため、統括責任者及び統括責任者補佐の登録等に係る届出について直ちに廃止することは困難であると考えておりますが、いただいた御要望については、今後の制度設計においての参考とさせたいと考えています。	
437	令和6年1月23日	令和6年2月16日	38. 役員名簿の任意提出の停止	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を停止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で提出を依頼されているものではあるものの、役員名簿をそれぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況表等で確認することができるため、停止しても問題ないと考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。規制報告一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一されました。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の適格性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難です。引き続きご理解いただけますと幸いです。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
438	令和6年1月23日	令和6年2月16日	39. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、添付している計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載する、もしくは「財産に関する調書」に代えて、添付している計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみを報告する様式を設けることにより、作成・提出を不要とする。	○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（注）のみ、事業報告書に別途記載する、もしくは「財産に関する調書」に代えてこれらの資料で代替できない科目のみを報告する様式を設けることにより、調書の作成・提出は不要として問題ないと考える。 （注）これらの資料で代替できない科目は、以下のとおり。 ・売掛金（割賦販売に係る売掛金、前払式特定取引に係る売掛金、包括信用購入あっせんのカード等に係る未収債権、個別信用購入あっせんに係る未収債権） ・前払式割賦販売に係る繰延費用（1年以内、1年超） ・前払式特定取引に係る繰延費用（1年以内、1年超） ・現金による営業保証金及び前受業務保証金 ・有価証券による営業保証金及び前受業務保証金 ・買掛金（包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務、個別信用購入あっせんに係る未払債務） ・前受金、会員前受金（前払式割賦販売に係る会員前受金（1年以内、1年超）、前払式特定取引に係る会員前受金（1年以内、1年超）） ・割賦販売に係る未実現利益 ・前払式特定取引に係る未実現利益 ・包括信用購入あっせんに係る未実現利益 ・個別信用購入あっせんに係る未実現利益 ○例年、経済産業省は「計算書類や有価証券報告書の提出に加え、これらの資料には記載のない費目を個別に事業報告書に記載する方法は、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報を把握できない」と回答しているが、上記の代替できない科目添付資料の提出に加え、その資料に記載のない費目を個別に事業報告書に記載すれば、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報は把握できると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	経済産業省	番号39の回答をご参照ください。				
439	令和6年1月23日	令和6年2月16日	40. 「中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等の実施状況」に係る報告の廃止	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、顧客の求めにより柔軟に条件変更に応じている実態（影響は限定的であること）を踏まえ、本報告を廃止する。	○新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある。 ○金融機関における貸付条件の変更等の状況（銀行分）をみると、2020年3月分の報告開始以降、条件変更の申込みを謝絶せず、条件変更に応じた割合は高位で推移している。足元（2023年9月末時点）、中小企業者が98.9%、住宅資金借入者が96.6%、と高い実行率となっており、条件変更やその他の資金繰り支援策を柔軟に検討・実施する体制が定着していると考えられる。 ○新型コロナウイルス感染症による影響が限定的になっていること、顧客の求めにより柔軟に条件変更等に応じている実態が定着していることを踏まえ、銀行の事務負担軽減のため、同報告を廃止する。もしくは、「債務者が中小企業者である場合」の報告の頻度を、「債務者が住宅資金借入者である場合」と合わせ、四半期毎に変更する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者支援等の資金繰りの状況について確認する必要があることから、令和2年3月末より、債務者が中小企業者である場合と、住宅資金借入者である場合の「貸付条件の変更等の実施状況」について、銀行法（昭和56年法律第59号）第24条第1項等の規定に基づき、銀行業態は月次の報告を求めています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行されたことや条件変更等に応じている実態が定着していることを受け、金融機関の事務負担を鑑み、住宅資金借入者である場合の報告は、令和5年6月末より四半期毎の報告に変更しています。	・銀行法等	検討を予定	これまでも報告頻度等の見直しを行ってきましたが、足元で民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、貸付条件の変更等の申込件数の進捗状況を確認の上、引き続き金融機関の事務負担軽減の観点から報告頻度の変更や報告の廃止について検討して参ります。	
440	令和6年1月23日	令和6年2月16日	小動物（愛玩動物）向け遠隔診療の実施における法的安全性の担保について	小動物のオンライン診療実施に関する指針は日本獣医師会作成の「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」しか存在していないため、農林水産省に確認したところ、「同指針は農林水産省がオブザーバーとして関与しているので実施の際は同指針に準拠する形であれば問題ありません」との説明を受けております。 同指針が法的に参考にできるのであれば、地方公共団体が論拠として参考にできるように農林水産省としての公式見解を発表して頂きたいです。仮に法的に参考にできないのであれば、厚生労働省のように農林水産省主導でい動物のオンライン診療実施に関する指針を作成し公表頂きたいです。	小動物の遠隔診療実施にむけて、2023年2月15日に農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課に対面にて「日本獣医師会の指針は農水省発ではないがオブザーバーとして作成に関与しているので、同指針に準拠する形の実施であれば問題ない」との説明を受けたため、弁護士とも確認した上で同指針に準拠する形で同年4月17日より小動物の遠隔診療事業を開始。同年10月10日に東京都産業労働局 農林水産部 食料安全課が農水省より依頼を受け当方に立入検査を行い、12日には当方の事業が獣医師法18条に抵触しているとの説明を受けたため事業を停止しました。 東京都からは「農水省の担当者からは同指針を参考にするように言われているが、同指針はあくまで民間団体が作成したものであり、同指針に関して農水省が公式な見解を明らかにされていない現状では、一都道府県として法令解釈の材料にはできない。」とのことた。 日本獣医師会に確認したところ、「同指針の内容は農水省と逐一確認しながら作成しており、完成した指針は農水省にも受領頂いている。」とのことで、指針には「「最低限遵守すべき事項」として掲げる事項を遵守して遠隔診療を行う場合には、獣医師法第 18 条の規定に抵触するものではないと考える。」との記載があります。獣医師法を所管している農水省として民間に指針が「参考になる」と伝えているにも関わらず、指導担当の東京都としては指針が「参考にできない」と判断されているため、法的安定性を担保していただきたく今回の提案に至りました。	民間企業	農林水産省	獣医師法第18条において、自ら診察をせずに、診断書を交付することや医薬品の処方等を行うことが禁止されています。 遠隔診療については、令和4年7月1日に（公社）日本獣医師会が、「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」を策定したところです。	獣医師法	検討を予定	「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」は法令に則って作成されていると理解しており、その認識のもとで都道府県や一般向けに周知を行っているところです。 農林水産省としては、愛玩動物における遠隔診療の円滑な運用に向けて、引き続き検討していきたいと考えております。	
441	令和6年1月23日	令和6年3月15日	健康サポート薬局（健サポ）の取得について	健サポの取得について、薬局で要指導医薬品等を利用者自らが選択できる供給体制が要件として求められ、全てのカテゴリの医薬品を1種類以上薬局に置くよう行政から指導されている。昨今、営業時間の違いにより、同一薬局であっても、薬局と店舗販売業で許可をわけて取得することが多い。この場合、薬局は最小限の広さで、健サポが求める全医薬品を陳列するスペースがない。また、2、3類医薬品や介護用品、衛生材料は、店舗販売業側に多数陳列しており、利用者が十分に選択できる状況となっている。同じ営業者の併設する店舗販売業があるのであれば、要指導医薬品等の供給を、その店舗販売業と連携して、相談販売出来ることを認めてもらいたい。	健康サポート薬局の取得のハードルとなっているため、健康サポート薬局の取得がしやすい、実効性のある現場に即した方法をとっていただきたい。 多くのチェーンドラッグストアが一つの薬局を、薬局と店舗販売業に分けて取得している。2、3類医薬品は、店舗販売業側で特化し販売しているため、薬局単独で健サポを取得しずらい実態がある。これがクリアされれば、多くのチェーンドラッグストアが健サポを取得できる体制が整い、国民に対してメリットとなる。	個人	厚生労働省	健康サポート薬局の認定の基準については、薬局利用者自らが要指導医薬品等を適切に選択できるよう、その供給機能及び助言を行う体制を有していることが求められています。また、供給する医薬品については、基本的な薬効群（例：解熱鎮痛薬）を原則としつつ、地域の実情に応じて当該薬局において供給することとしています。	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成28年厚生労働省告示第29号） 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日付け薬生発0212第5号）	対応不可	健康サポート薬局については、当該薬局における医薬品等の供給機能のほか、薬剤師の体制その他の薬局としての機能を評価し、届出内容を確認しています。このため、別に許可を考しており、管理等の体制が異なる店舗販売業の状況を踏まえて薬局が必要な健康サポート機能を有しているとみなすことは困難です。	
442	令和6年1月23日	令和6年2月16日	3Dプリンタ住宅に対応した建築基準法の改正	建築基準法の改正. 構造耐力上主要な部分におけるモルタルなどの3Dプリンタ特有の素材使用を許可する法改正が必要である。 強度基準の見直し. モルタルの強度や耐久性に関する基準を再評価し、3Dプリンター建築に適合するように する。 安全性評価の枠組みの確立: 3Dプリンター建築に特有の安全性評価基準を設け、建築確認手続きの合理化を図るべきである。 実証実験の推進: 改正後の基準に基づく3Dプリンター建築の実証実験を推進し、データ収集と分析を行うことが求められる。	建築基準法におけるモルタルの使用に関する規定の見直しを目的とする。特に3Dプリンターを用いた建築物における「構造耐力上主要な部分」へのモルタル使用を可能にするための法改正を提案する。 現在の建築基準法は、モルタルが壁や柱などの構造耐力上主要な部分に使用されることを想定していない。このため、3Dプリンター建築におけるその使用が限定されている。 3Dプリンターによる住宅建築は、工期短縮や省人化、省資源化など多くの利点をもたらすほか、現役世代の住居コスト低減にも繋がる。 現状では建物ごとに認定を受ける必要があり、低コスト化のメリットを国民が享受できない。	個人	国土交通省	・建築基準法（以下「法」という。）では、コンクリート、鉄筋といった指定建築材料を柱や基礎などの構造耐力上主要な部分等に使用する場合、原則として、指定のJIS/JASに適合させるか、法第37条第2号の規定に基づく大臣認定（材料品質）を取得する必要がある。 ・指定建築材料以外の材料については、法第20条の規定に基づく大臣認定（構造耐力）のプロセスの中で品質・強度等を含めて審査することにより、建築物に使用可能とされている。	建築基準法第20条 建築基準法第37条 平成12年建設省告示第1446号	対応	「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制のあり方について検討会を設置して議論し、令和8年度結論を得て、順次措置することとしているところです。	
443	令和6年1月23日	令和6年2月16日	狩猟者登録における記章の廃止	狩猟者登録における記章を廃止する。	狩猟者登録証の携帯が義務付けられており、記章をさらに付ける意味は無いのでは。 例えば鳥獣保護員や警察が狩猟者登録を確認する際は、番号を確認するために書類を見ると想定され、記章のみを確認するケースは無いと思われる。 狩猟者登録のコストや事務負担が削減できる。	個人	環境省	申請者が狩猟者登録を行った際は、都道府県知事より狩猟者登録を受けたことを示す狩猟者登録証と記章（狩猟者記章）とが交付されます。狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用しなくてはいけません。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十条、第六十二条	対応不可	狩猟者登録証と狩猟者記章は、狩猟の現場において違反行為を防止する目的で携帯及び着用が義務づけられています。狩猟者記章は、一見してその人が狩猟者登録を受けているか、どの種類の免許で狩猟者登録を受けているか、狩猟の現場において鳥獣の捕獲等が合法的になしえる者によっておこなわれているかどうかを確認することができるため違反行為の抑止につながります。このため、狩猟者記章を廃止することはできません。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
444	令和6年1月23日	令和6年4月12日	不登規100条の宅地・鉱泉地以外の土地で10平米を「超える」ものの規定を「以上」に改める(1／4)	不登規100条の宅地・鉱泉地以外の土地の地積について、10平方m未満は1平方m0.1／100未満の端数を、10平方mを超える場合は1平方m未満の端数を切り捨てると規定する。／H17不登法改正前の令4条の規定を引き継いだものである。／しかし、この規定は基準点として変である。／たとえば、面積10.00平方mの畑は10平方mを超えないから地積は10.00になり、面積が10.01であれば地積は10になる。／他方、測量面積が10.001であれば1／100未満を切り捨てることができず、10平方mを超えるものとして地積は10になる。／10.0001も10.00001も同様。／すなわち、登記簿上の地積が10.→→0の2公示されている場合は面積が10.000…と続く、およそありえない数字を表していることになる。／登記手続上も、面積が10.00であれば、申請人はどこまでものが続いているかを確認して申請するという意味不明な手続になってしまう。／しかし、「超える」を「以上」に改めれば10.00は10になり、面積が2桁以上はすべて小数点以下を切り捨てるシンプルな制度にできる。／そもそもこの規定は、S60の地積法(条が宅地・鉱泉地以外の土地は1アールの1／100未満を切り捨てられと面積が1／100アール未満であれば1／10000未満を切り捨てるという比例関係になっていた表現を、S22の土地台帳法8条に引き継いだにもかかわらず、不登法に取り込んだ際に原則と例外とを入れ替えたらしい。／ここで表現を変えていなければ、「宅地及び鉱泉地以外の土地は、平方メートルを単位として定め、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル未満のものについては一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる」となっていたはずである。／宅地及び鉱泉地以外の土地の面積が10平方mであれば、地積は10になっていたはずである。／したがって、立法の経緯からしても、10.000の畑は10とするのが正しい。／変すらに、10平方mを10.0とする現在の取扱いは、法務省が不登法に取り込んだ時点での立法ミスが延々と引き継がれているだけではないか？／上述のように10.0という地積はほぼあり得ず、登記されていれば間違いだろう。／すなわち、地積10.0を存続させる意味はなく、実務上の影響も全くない。	商業登記ゲンロン	法務省	地積について、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てることとされています。	不動産登記規則第100条	対応不可	現行制度下における公示方法においても、土地の地目や一定の地積で分け、地積を正確に公示するという目的は達成されており、また、現在の公示方法が社会に浸透しているなかで、基準を変更することにより、無用な混乱を招くおそれがあることから、対応は困難です。	
445	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車名義変更申請について	現在は　申請に実印及び印鑑証明書が必要とされているが　これを運転免許証のコピー等に変更すること	本人確認の為に　実印等を必要としていると思うが　運転免許証等で十分可能 省力化簡素化に強力に資すると思料する	個人	国土交通省	軽自動車等を除く自動車（以下「登録自動車」と言います。）は、「登録」をすることにより、その自動車の所有権が申請人である所有者にあることを第三者に主張することができ、自動車自体が高い財産的価値を有する不動産と同等の扱いとなります。所有権の得喪を審査する登録申請では、当該所有者自身が登録し管理している印鑑登録証明書や実印の押印で、厳格かつ簡便な本人確認を行う必要があります。 厳格な本人確認ができるスピーディーな申請到来として、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」を利用することで、印鑑に関する証明書の添付を省略することが可能となっています。	自動車登録令（昭和26年政令第256号）第15条第1項、第16条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」を利用することで、印鑑に関する証明書の添付を省略することが可能となっています。	
446	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車保管場所標章の廃止について	そもそも　普通車の駐車場所は　車庫証明により確保されている 逆に言えば　普通車は駐車場所がないと　登録できないので　今ある普通車は全て保管場所がある　一部離島や山間部は車庫証明不要のものがあるが…… 以上から　標章の作成コストは　全くの無駄であり削減の見地から廃止を提案するもの	同上	個人	警察庁	番号220の回答をご参照ください。				
447	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車登録における地域事務所管轄の撤廃について	同一県内地域の自動車登録申請は　どの陸運支局や事務所においても　取扱いを可能とすること	地域外だと譲渡人が　登録手続きをする際　遠方まで出かけなくてはならないので　時間コスト負担が大 どこの支局でも取扱い可能とすることで　利便性向上及びコスト削減に資する	個人	国土交通省	軽自動車等を除く自動車（以下「登録自動車」と言います。）については、高い財産的価値を有する動産である自動車の取引の安全を確保するため、「登録」により所有権の公証を行うこととしております。 自動車の登録においては、各申請行為について厳格に審査・確認等を行い、地域ごとにしっかりと管理する必要があることから、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において自動車登録官により審査が行われております。 登録手続きの真正性を担保するため、名義変更においては、譲渡人及び譲受人双方による共同申請となっておりますが、申請のための出頭が難しい場合には、申請手続きを代理人に委任する委任状を発行することで、権限を証する書面（委任状）により譲渡人等本人の出頭を不要としております。 また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」を通じた申請を利用することで、運輸支局等に出向くことなく登録申請手続き等をを行うことが可能となっています。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条第1項、第105条第2項 自動車登録令（昭和26年政令第256号）第10条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、委任状により譲渡人等本人の出頭を不要とし、代理人が申請を行うことも可能となっています。 また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」を利用することで、運輸支局等に出向くことなく手続きすることが可能となっています。	
449	令和6年1月23日	令和6年2月16日	消火栓標識の新基準追加	消火栓標識は法令により標準的な基準が示されている。道路進行方向と並行に設置される標識が多く認識性が低い。また、設置コストも高いため、自治体によっては設置更新が進んでいない場合もあると思慮される。近年シリコン製の道路ソフトポールの技術を活用し、視認性が高く低価格な標識が導入できれば、地域防災力の向上につながると考えたため提案したい。	消火栓標識基準 https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/072/79000178/79000178.html シリコン製の道路ソフトポールの技術の一例 https://www.sekisujushi.co.jp/products/traffic/product/preservation/ 四角柱で作成すれば四方からの視認性が高まる。 柱に「消火栓」の蛍光文字で表示することで夜間視認が高まる。 縦石ブロックの上にも簡易に設置でき、設置範囲も広まりコストも低価である。 積雪が多い場所等は現在の標識が有効なので、追加基準とする。	個人	総務省	【水利標識にかかる法令等について】 ①標識標示が義務化されている水利標識 消防法第21条第1項で定める水利（指定水利※）については、消防法第21条第2項に記載のとおり、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならないとされています。また、「総務省令で定める標識」は、消防法施行規則第34条の2により、形状や色彩等が定められています。 （※指定水利・・・池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利） ②標識標示が義務化されていない水利標識 消防法第20条第2項で定める水利（消火栓等）にかかる標識については、標示が義務化されてはおりませんが、統一標識の設置を進めるため、昭和45年8月19日 消防防第442号 消防庁防災救急課長通達により、形状や色彩等が示されております。	消防法第20条第2項 消防法第21条第1項 消防法第21条第2項 消防法施行規則第34条の2	対応不可	消火栓標識については、標示が一般住民の認識を十分に得られず、遠反駐車等により消防活動上支障となる場合があったことから、統一標識の設置を進めるため、昭和45年8月19日に消防庁防災救急課長より、標識の規格や図案等について通達をしております。このことにより、一般住民の認識向上はもちろんのこと、東日本大震災等の大規模災害発生時に、他県から被災地に緊急消防援助隊として出動した消防隊員が、土地勘のない場所においても迷うことなく消火栓の位置を特定することができるようになりました。 ご提案の道路ソフトポールについてですが、標識の種類が増えることで、以前のように一般住民の認識低下が危惧されます。また、緊急走行中の消防車内からでも、一目で消火栓標識であると識別できるのかという懸念があります。さらに、豪雪地帯においては道路ソフトポールが雪で埋まってしまう可能性があり、そういった地域で設置する場合はポールを高くする必要がありますが、ポールが高くなった場合に雪の重みに耐えうる耐久性があるのかなど、実用化に向けての課題が多いため、現状での対応が難しいと判断いたしました。	
450	令和6年1月23日	令和6年2月16日	レジ違算金問題の自爆営業の一つとして対策を推進してください。	コンビニやクリーニング屋などでレジ違算（記録されている売上と、レジに残っお金がおかしくなる）が生じた場合に、従業員に差額を補填させることが横行しています。特に、立場の弱いアルバイトに支払わせるケースが多いです。ぜひ、対策を講じてください。	「レジ違算問題」を検索していただくと、いかにこの問題が多数あるかということがご理解いただけると思います。 レジ違算を支払わせるということだけなら、民事問題であって、労基法の問題ではないとして労働基準監督署は取り扱げてくれませんね。 一つ一つは小さな金額であることがほとんどですが、安い賃金で働いているアルバイトにとっては決して小さな問題ではないのです。 ぜひよろしくお願いします。	個人	厚生労働省 法務省	労働基準法において、使用者が現実に生じた損害について賠償を請求することは禁止されておりませんが、労働契約の締結に当たり損害賠償額を約定する場合には、債務不履行による実損賠償額の如何にかかわらずあらかじめ定められた損害賠償額を支払うべき義務を労働者が負うこととなり、労働者の自由意思を不当に拘束するため、同法第16条により禁止されています。また、現実に生じた損害について労働者が損害賠償を行わければならない場合であっても、労使協定なくして法融賠償額を賃金から控除することは同法第24条に違反します。 一般に、労働者が使用者に現実に損害を与えた場合には、債務不履行（民法第415条）または不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償責任が生ずる可能性があるとっろ、使用者がその事業の執行につきされた労働者の加害行為により、直接損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、労働者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防策しくは損害の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、労働者に対し損害の賠償の請求をすることができると解されています。	労働基準法第16条 労働基準法第24条	現行制度下で対応可能	御指摘の「レジ違算」については、労働契約の内容等個別の実態にもよりますが、労働基準法第16条又は第24条に違反する場合もあると考えられるところ、同法違反が疑われる場合には、労働基準監督署において監督指導等を行っています。 また、労働基準法違反が認められない場合であっても、民事上の個別労働紛争として都道府県労働局に設置している総合労働相談コーナーにて相談に応じているところです。 今後とも、個別の事案に応じ、これらの機関において、適切に対応してまいります。	
451	令和6年1月23日	令和6年2月16日	水道給排水工事申請書類の様式を統一してほしい	宮城県で水道設備会社に勤務しています。 新築等給排水工事の役所への申請書類様式を各自治体で統一してほしい。 私が住んでいる地域では、各自治体で申請書類の様式が異なります。 また、ある町はホームページからダウンロード可のところもあれば、未だ原紙指定や、複写式の指定用紙であったり、申請書類をそろえることにかなりの時間がかかり、工事以外の部分での負担が大きいです。 同じ県内でも地域によっては広域で同じ様式を使用している自治体もあるようです。水道工事業者が減る中、工事以外の負担を減らすために各自治体の申請様式を統一するよう助言していただき、改善してほしいです。	上記と重複しますが、長年申請書類を作成していますが、各自治体の申請様式が異なるので、確認作業やプリンター印刷等に手間がかかり、仕事の効率が良くないことに気づきました。各自治体同じ様式に統一されれば、申請に係る負担が減り、工事に割ける時間も増え、働き方改革になると思います。 同じような内容を申請するのに、なぜ各自治体書類様式が異なるのか理解できません。ライフラインでもある水道工事にかかわる現状を把握していただき、ぜひ書類の統一をご検討していただくよう、よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省 国土交通省	【厚生労働省】 指定給水装置工事事業者が行う給水工事の手続については、水道法施行規則第12条の3第2号ホに規定される「供給規程に掲げる項目「給水装置の設置又は変更の手続」が該当します。「供給規程」は各水道事業者に定めることとなっており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮していると認識しております。 【国土交通省】 排水設備指定工事店が行う排水設備工事の手続については、下水道事業を運営している各地方公共団体において、条例に基づき定めており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮していると認識しております。	なし	検討を予定	【厚生労働省】 給水装置工事の申請手続等については、水道事業を運営している地方公共団体等の条例等に基づくものと承知しておりますが、指定給水装置工事事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。 【国土交通省】 排水設備工事の申請手続き等については、下水道事業を運営している地方公共団体等の条例等に基づくものと承知しておりますが、排水設備指定工事店の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	
452	令和6年2月20日	令和6年3月15日	19. 個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○2021年5月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布（ともに3年以内施行）された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○最新の住所等の基本4情報の提供が2023年5月に開始されるなど、政府等においてマイナンバーの活用が進められているが、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・総務省は「対応」と回答しているが、要望の一部に対応されたものと認識している。 社会保障・税・災害対策の分野に限らず、個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とするよう、検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	・番号利用法第2条10項において、個人番号を利用可能な者は「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者」とされており、個人番号の利用範囲は同法第9条各号において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができるものです。 ・令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」により、預貯金者は当該預貯金者を名義人とする口座にマイナンバーを付番することで、災害時や相続時において、預貯金者又はその相続人が、マイナンバーを用いて当該預貯金口座の情報の提供を求めることが可能とされました。また、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項（氏名、住所及び生年月日）及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保ったのに必要な情報の提供を求めることが可能とされました。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	対応	個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとのご意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念するご意見もあるところ、ご提案にあるような銀行業務における将来的な個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。 現在、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に沿って、相続時又は災害時に、預貯金者又は相続人が付番された預貯金口座の情報の提供を金融機関に求めることが可能なサービス等を導入するべく、金融機関他の関係者とともに準備を進めています。当該サービス等の導入の後は、付番の状況や付番に係る各種ニーズ等を踏まえつつ、必要に応じて、国民の理解を得ながら適切に対応してまいります。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
453	令和6年2月20日	令和6年3月15日	災害を考慮した店舗型風俗店の改築規制見直し	既得権を有する店舗型性風俗特殊営業に対して、特定の基準下での改築を許可する。 具体的基準は以下のとおり。 1. 改築は現在の耐震基準に従い、消防法等の安全基準を満たすものとし、顔面数増は認めない。 2. 営業主体の法人格は同一であることとし、既存の営業内容との同一性を保持する。 3. 禁止区域内での営業を継続するための例外規定は維持する。	風営法の現行規制においては、既得権を持つ店舗型性風俗特殊営業の増改築が厳しく制限されていますが、この規制が安全基準の向上を阻害しています。 特に首都直下地震の発生が予想される現状を鑑みると、既存の建物の安全性を確保するための改修や耐震化が急務となります。 現行法下では、これらの店舗が必要な安全対策を行うことが制約されており、災害発生時のリスクが無視できない高さを持っています。 風俗業従事者だからといって、耐震性の低い建物で働いて、圧死したりしてよいはずがありません。	個人	警察庁	店舗型性風俗特殊営業の禁止地域に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第28条第3項において、「これらの規定の施行又は適用の際現に第27条第1項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。」とされており、また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（令和4年4月1日付け警察庁丙保発第13号、丙人分発第6号）第1の1（2）において、「法第28条第3項の規定の適用対象となる「当該店舗型性風俗特殊営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に営んでいる店舗型性風俗特殊営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その店舗型性風俗特殊営業については同項の適用はなくなる。」とされています。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第3項	対応不可	店舗型性風俗特殊営業は、その周辺の善良の風俗や清浄な風俗環境が害されるおそれがあるばかりでなく、少年の健全な育成にも悪影響を及ぼすことも憂慮されることから、営業制限地域での営業が禁止されており、例外的に、風営適正化法第28条第3項により、現に営んでいる店舗型性風俗特殊営業の範囲内で、営業制限地域において営業することが認められているものです。 その上で、「営業所の建物の新築、移築又は増築」、「営業所の種別に応じ営業所内の一定の部分の改築」、「営業所の建物につき行う大規模の修繕若しくは大規模の模様替又はこれらに準ずる程度の間仕切り等の変更」、「営業所の建物内の客の用に供する部分の床面積の増加」、「営業の種別又は措置の変更」が行われた場合は、同項の適用がなくなることとしているものであり、これらに該当しない工事が否定されているものではありません。	
454	令和6年2月20日	令和6年3月15日	自賠責保険証の電子化	自賠責保険証明書または自賠責共済証明書（以下自賠責保険証）のスマートフォン等のデジタル機器での提示を認める債付け義務・提示義務の緩和をすること。	2023年6月1日施行予定の『自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則』において、債付け困難自動車に限定されているものの、自賠責保険証の債付け義務及び提示義務について、電磁的記録を用いる方法により履行可能となっている（同第三条括弧内）状況を踏まえ、自賠責保険証の電磁的記録による債付けおよび提示について、債付け困難自動車以外の全ての車両に対して、早期に対象を拡大していただきたい。 2023年1月より、車検証電子化が開始されたものの、自賠責については、自動車損害賠償保障法第8条による自賠責保険証の債付け義務があるため、紙による発行・保管が必要である。そのため、損保会社での専用用紙への印刷・発送、期限更新や紛失・破損の際の再発行処理等が発生している。 また、自賠責保険証紛失時には、車両所有者や使用者は、損害保険会社に直接訪問しなければ、再発行が出来ないなど、紙による債付けのための非効率な手間が発生している。 以上から、車両所有者や使用者の利便性向上及び、関係事業者の業務負荷軽減やペーパーレスによる環境負荷軽減の推進の観点から、電磁的記録での代替を推進するべきである。また、すでに債付け困難自動車に限定して電磁的記録を用いる方法は運用されていることから、早期に対象を全ての車両に拡大することが技術的にも可能と考えられる。 なお、損害保険料率算出機構によれば、2021年度の自賠責の契約台数は約4,200万件となっており、電子化による業務負荷軽減にとんでも社会的な便益は相応の規模になるものと推察される。 （参考）https://www.giroj.or.jp/databank/cali.html	公益社団法人リース事業協会	国土交通省	現在、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠証」という。）の電子化は以下のとおりの状況です。 2023年6月1日から新たに、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号。以下「自賠法ｰ文書省令」という。）を制定し、自賠証の債付けが困難な自動車（電動キックボード等を想定）に限って、自賠証をスマホ等で撮影することで紙の画像データを電磁的記録として保存し、当該画像を提示するという方法で、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）第8条の債付け義務及び同法第85条第1項の提示義務を履行可能となっております。	自動車損害賠償保障法第8条、第85条第1項 自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条	検討を予定	自動車損害賠償責任保険証明書は保険会社が発行するものであり、その電子化に向けた対応に当たっては、保険会社を始めとした関係機関・団体における準備・措置が不可欠です。 この点、損保協会が2024年度頃の運用開始を目途に自賠証の電子化に必要な自賠責保険の共同システムを構築していると聞いております。 国交省においても、自賠責証明書の債付義務等について損保協会等の関係者との意見交換を踏まえ、必要な法令対応の検討を進めてまいります。	
455	令和6年2月20日	令和6年3月15日	自動車（普通車）の登録手続きの改善について	・今般、自動車（普通車）の名義変更（移転登録）を実施することになったが、その手続きの煩雑さに閉口している。 以下、改善点を記載する。 1 実印（印鑑証明書）の押印を不要とする。軽自動車の場合は、印鑑不要。本人確認及び意思確認の為に実印を要求していると思われるが、運転免許証やマイナカードで十分。印鑑偽装は、車が財産資産と思われていた昭和30年代頃の発想。現実を鑑みるべきと思料。 2 委任状は、行政書士等の代理人に手続きを委託する場合のみとする。譲渡人や譲受人が手続きをする場合は、代理人ではない当事者なので不要と思料。 以上	・手続きの簡素化に資する。 ・国民のコスト削減（印鑑証明書発行手数料）に資する。 以上	個人	国土交通省	（1．について） 軽自動車等を除く自動車（以下「登録自動車」と言います。）は、「登録」をすることにより、その自動車の所有権が申請人である所有者にあることを第三者に主張することができ、自動車自体が高い財産的価値を有する不動産と同等の扱いとなります。所有権の得喪を審査する登録申請では、当該所有者自身が登録し管理している印鑑登録証明書や実印の押印で、厳格かつ簡便な本人確認を行う必要があります。 厳格な本人確認ができるスピーディーな申請形態として、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」により、印鑑に関する証明書を添付することなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書機能によって、本人確認を行うことが可能となっています。 （2．について） 自動車の譲渡譲受に係る手続きは、所有権の移転についての登録申請であることから、その真正性を担保するため、新旧所有者が出頭し共同申請することとしています。 しかしながら、代理人が申請する場合にはその権限を証する書面（委任状）により譲渡人等本人の出頭を不要としております。	自動車登録令（昭和26年政令第256号）第10条、第14条第1項第3号、第15条第1項、第16条第1項	現行制度下で対応可能	（1．について） 制度の現状欄に記載のとおり、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」を利用することで、印鑑に関する証明書の添付を省略することが可能となっています。 （2．について） 制度の現状欄に記載のとおりです。	
456	令和6年2月20日	令和6年3月15日	民法111条の代理権消滅原因から本人・代理人の合併を除外する（共／参）	民法111条1項は、本人または代理人の死亡を代理権の消滅原因とする。／この死亡には法人の合併が含まれ、消滅会社が合併前に授権した場合、その代理権は消滅する。／この問題に対処するため平成5年に不登法が改正され、本人の合併により代理権が消滅しない規定が加えられた。／しかし、不登法改正は適用範囲が狭く、根本的解決には民法を改正して、合併による消滅を除外すべきである。／参．合併により法人が消滅しても新設・存続法人がその権利義務を包括的に引き継ぐから代理権のみを消滅させても意味がない。／当事者意思としても、一方当事者が吸収合併されたからといって代理権が消滅するとは想定していないだろう。／委任状の再発行と	→いう社会経済上の非効率が生じる。／仮に当事者間で代理権不消滅の合意をしても、代理権の性質上、委任状に明文化する必要がある。／そもそも当事者間の合意で問題が解決するなら委任状に代理権不消滅と書いておけばよく、不登法を改正した意味がない。／不登法と同様の規定は民訴法にもあるが、手続法ごとに代理権不消滅規定を設けるのは無駄である。／→共．民法は合併による代理権消滅を本人と代理人の双方について規定しているにもかかわらず、不登法は本人についてのみ代理権不消滅を規定する。／この結果、代理人たる司法書士法人が合併により消滅すると代理権も消滅するため、委任状の再交付が必要になる。／この本人と代理人との奇妙な非対称は、法改正の経緯に原因がある推測する。／平成14年司法書士法改正で制度化された司法書士法人は平成5年の不登法改正当時には想定されておらず、それが平成14年以降も放置されたため思われる。／しかし、司法書士法にも司法書士法人の合併規定があり、会社法と同様に包括的な権利義務の承継が定められている。／不登法改正が権利義務の包括承継がある場合の不消滅を目的としていたのであれば、少なくとも代理人たる司法書士法人や弁護士法人の合併についても規定すべきだろう。／「身近な法律家」をアピールする司法書士が「合併したから他人です」は笑てしょ。／参．そもそも民法が代理権消滅を原則としている合理性が疑わしい。／自然人の死でも法人の合併も人格の消滅という形式論から制度趣旨を正当化しているけれど、明治時代の想定を現代まで引き継ぐ必然性はなく、市民生活の一般法として不都合があるなら、さっさと改正すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	民法上、本人又は代理人の死では代理権の消滅事由とされており、法人が本人又は代理人である場合には、その合併による解散・消滅によって代理権が消滅します。	民法第111条	対応不可	本人又は代理人の死亡が代理権消滅の原因とされる理由は、任意代理においては、本人と代理人との間における特別の信任関係が代理権の基礎となっているため、本人又は代理人が死亡した場合にも相続人との間で代理権を存続させるのは不適当と考えられることによるものであり、ご指摘の通、本人又は代理人である法人が合併により解散・消滅した場合にも妥当するものと考えられます。したがって、一律に、本人又は代理人である法人が合併により解散・消滅したことによっては代理権が消滅しないとする規律を設けることは困難です。	
457	令和6年2月20日	令和6年3月15日	労働時間の考え方（研修・教育訓練等の取り扱い）の見直し	意欲ある者が希望する研修・教育訓練やエントリーレベルの労働者に対する研修・教育訓練は時間外労働の適用除外としていただきたい。	いまだ新卒・未経験者採用が多数を占める日本において、研修・教育訓練を一概に時間外労働として取り扱うことは、労働者のスキル向上、エンプロイアビリティ向上の阻害要因となる。 意欲ある者が研修・教育訓練を希望しても、企業が時間外労働の抑制を優先して受講を認めないことがある。 基礎的な教育訓練は「ティーチング、しつけ」といった厳しい部分もあり、エントリーレベルの労働者はそれを避ける傾向にある。 一概に時間外労働適用とすると、企業が費用対効果の判断のもと、業務命令ではなく自主参加の訓練とし、結果として必要な研修・教育訓練が行われなくながある。 日本国全体の労働者の質を上げていくためには、労働者の健康障害を予防しつつ、研修・教育訓練に関しては、労働時間、とりわけ時間外労働の規制緩和が必要と思料する。	団体	厚生労働省	労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たることとされています。なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであり、また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものです。	労働基準法第32条	対応不可	労働基準法における労働時間は、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たることとされています。なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであり、また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものです。 なお、厚生労働省においては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、研修等に関しての考え方を示しており、「研修・教育訓練」等が労働時間に該当するか否かについて、実際の相談事例をもとに解説をしたリーフレットを作成し、周知を行っています。また、「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」において、職場における学び・学び直しを進めるに当たって「労使の協働」が重要であることや基本的な考え方として示すとともに、活用できる公的支援策を分かりやすく整理し、経営者や労働者に対して広く周知を行っています。	
458	令和6年2月20日	令和6年3月15日	正社員の解雇規制緩和（金銭解決制度の導入）	「使用者が一定の金銭を支払うことにより、労働者との労働契約を終了させる仕組み」（解雇の金銭解決制度の導入）の法的整備をお願いしたい。	労働契約法第16条には「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と定められている。 解雇は原則自由といった前提はあるものの、労働者保護の観点から、その要件（客観的に合理的な理由、社会通念上相当）について法会社側にとって厳格に定められており、キャリア採用における「地位特定者」以外の普通解雇は相当にハードルが高い（契約解消に至る前に改善の機会を付与することが必要等）状況にある。 一方で、雇用の流動化は加速しており、容易に転職しやすい環境下において、企業としても退職リスクの高いアンマッチ人材に対して「改善の機会を付与する」だけで解決策とするのではなく、金銭で解決できる選択肢も設けることで、企業側の雇用に関するリスクを低減したい。	団体	厚生労働省	労働契約法第16条では「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と定められており、金銭の支払いによって解雇を可能とする制度は現状存在しておりません。	労働契約法第16条	対応不可	現在、政府が進めている三位一体の労働市場改革は、働く個人の立場に立って、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保しようとするものであり、金銭を支払えば自由に解雇できる制度を導入することは考えておりません。	
459	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不登法161条が規定する登記識別情報の不正提供罪の目的をはずし、「正当な理由」がない場合とする1／参	不登法が規定する登記識別情報の提供は、登記所に対する場合と、不正使用者に対する場合の2通りの意味で使用される。／このうち後者は、不正登記の申請目的で取得した者に情を知って提供した場合が処罰の対象となっている。／ここでの疑問点は、なぜ「不正目的の取得者」に対して「情を知って」提供した場合という二重のフィルターをかけているかである。／登記識別情報は通知を受けた者が厳重に管理し、たとえ申請代理人に対しても封筒に入れて見せないかぎ、特別な委任をして教えるとか、使い回しをするパスワードにしては常軌を逸した厳格な管理を想定している制度である。／そうであれば、暗号化や復号化の委任によって他人の登記識別情報→	→を知った者は「不正目的の取得者」の「情を知って」いようがいまいが、他人に教えてはならないのではないのか？／同様に、委任をせなくてもたまたま他人の登記識別情報を知った者が面白半分でネット社会に拡散させた場合も、充分に処罰に値する行為というべきである。／拡散させた登記識別情報を利用して第三者が不正な登記申請をするかもしれず、この場合に拡散させた行為者の刑事責任を問えないのは不当である。／厳重に管理しなければならない登記識別情報の漏洩に対する罰則がどうしてこうもザルなのか？／司法書士法の秘密保持義務があっても代理人が司法書士とは限らないし、漏洩させるのは代理人とは限らない。／不動産登記法自体に罰則規定を備える以上は、その規定は不動産登記制度の円滑な運営に資する仕組みを構築すべきである。／この点、刑法の秘密漏示罪や司法書士法の秘密保持義務は「正当な理由なく」秘密を漏えいした場合を処罰対象としているけれど、なぜこれと平仄を合わせなかったのか理解不能。／不動産登記法も「正当な理由なく」登記識別情報を他人に教えた行為を処罰すべきではないか。／登記識別情報を権利者証明として制度を組み立て、しかも再発行しないという前提では、他人に知られた登記識別情報は事実上失効させるほかく、法務省視点では事前通知などの代替手段があるから問題ないとなるけれど、本人が登記識別情報を失効させるとは限らないし、代替手段の不便は避けられない。／そもそも失効させることが対策であるなら、最初から登記識別情報制度などが必要ないわけで。／したがって、その前段階としての漏洩防止を徹底するため、罰則の適用範囲を拡張すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記簿に不実の記録をさせることなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的がありことの情を知って、登記識別情報を提供した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するとされています。	不動産登記法第161条	対応不可	不動産登記法第161条は、公正証書原本不実記載罪（刑法第157条）の予備的な行為のうち、相手方に登記簿に不実の記録をさせることなる登記の申請等の用に供する目的があることの情を知って登記識別情報を提供した場合に限って、特に処罰するものであり、その処罰範囲を拡大する見直しをすることについては、慎重な検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
460	令和6年2月20日	令和6年3月15日	インターネット版官報における告示の永続的公開について	官報の発行に関する法律第3条及び第4条の規定の趣旨に鑑み、同法第3条第2項に規定する告示については必ず、同法第4条第1項第一号及び同条第2項に規定する事項に関する記事については可能な限り広い範囲について、それぞれインターネット版官報における永続的公開の対象とするように運用を改めるとともに、今後制定される同法施行規則等において同法第8条第4項に定める「内閣府令で定める事項」に含めることにより永続的公開の対象として法令で規定することを検討いただきたい。 その際、既に公表が終了している電磁的記録についても、電磁的記録が存在するものについては趣旨を同公開することを検討いただきたい。	現在のインターネット版官報においては、法律、政令、省令に該当する公示事項については永続的公開の対象とされる一方で、それ以外の記事については、官報掲載から90日間に限り公開の対象とされているところである。 https://kanpou.npb.go.jp/pdf/target_article.pdf そのため、上記の文書に記載がある通り、官報掲載から90日を経過した告示については、例えそれが処分等の要件を定める もの であっても国民が必要に応じて電磁的手段により参照することが困難となっている。有料会員制の官報情報検索サービスであれば閲覧は可能であるが、国民の権利義務に関することにもかかわら ず万人が閲覧できるわけではない状態に置かれていることに変わりはないことに加え、官報情報検索サービス非契約者が閲覧をしようとする際には契約開始まで時間を要することから適時の閲覧が阻害される状況であることを踏まえれば、告示については インターネット版官報における永続的公開の対象にすることが望ましいと思われる。 なお、秘匿者情報等、個人の権利義務に関する公告事項について期限を限る必要性があるとしても、官庁公告をはじめとする公告事項については引き続き90日で公開を終了することにより対応すれば足るものと考える。	個人	内閣府	官報の発行に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定により、電磁的官報記録は内閣府令で定める期間、ウェブサイトで閲覧できる状態に置くこととしているところ、同条第4項の規定により、官報に掲載する事項のうち、内閣府令で定める事項については、閲覧期間経過後も引き続き閲覧できる状態に置くこととしています。	官報の発行に関する法律第8条第1項及び第4項	①検討に着手 ②検討を予定	①法に規定する「閲覧期間」経過後において引き続き公開する事項については、御提案も踏まえ、引き続き検討した上で、今後、官報の発行に関する内閣府令（仮称）において当該事項を適切に定めることとします。 ②公開が終了している記事の遡及的な公開については、法施行以後、システム改修に必要な費用やシステム改修の時期等も考慮しながら、適宜検討を進めてまいります。	
462	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公課債権者が国税徴収法141条の例により税務署等に照会する場合の守秘義務について	財務省又は総務省として、公課債権者の国税徴収法141条の例による照会は、回答者の守秘義務を解除することを周知してほしい。 なお、国税徴収法141条の例による照会については、当該その例によることを定める法律によって、不応答時の罰則を定めるものと定めないものとがあるが、罰則規定のないものであっても守秘義務が解除されるかについて、疑義があるので、この点も明らかにしてほしい。	税務署等又は市（区）町村は、いわゆる租税債権者として、国税徴収法141条3号の例による照会の対象となりうるものと考えられる。 また、過去の「検討要請に対する所管省庁からの回答」で、強制徴収公債権については、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等が財産に関する必要な質問及び検査への応答が義務づけられることから、同条の規定に基づく情報提供の求めに対して税務当局が当該税務情報を提供しても、地方税法第22条に規定する罰則は科されないことが明らかにされており、このことは、公課についても同様と考えられる。 公課債権者が国税徴収法141条の例により税務署等に照会する場合、上記回答にもかかわらず、守秘義務を理由として回答を拒否されることが少なくない。 また、市（区）町村については、従来照会に応じていたところを含め、税務署等の取扱いを踏まえたものか、守秘義務を理由として回答を拒否するところが増えている。 特に、実態調査や固定資産調査については、滞納整理を行う上で重要な情報であり、公課の公平な負担を確保する上で、これらの情報が回答されないことは、適当でないと考える。	個人	財務省 総務省	【財務省】 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者その他の特定の者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができることとされています。 【総務省】 地方税に関して、徴税吏員が滞納者の財産を調査する必要があるときは、地方税法において、税目ごとに、国税徴収法に規定する滞納処分の例により行うものと規定されております。	【財務省】 国税徴収法第141条 【総務省】 地方税法第68条　ほか	【財務省】 対応不可 【総務省】 対応不可	【財務省】 提案者は、何らかの公課の滞納処分等について規定する法令に基づき、国税徴収法第141条の規定の例により、税務署等に質問検査等を行う場合の適用関係等について明らかにすることを提案しているものと思われますが、当該法令の詳細が不明のため回答することができません。 なお、国税徴収法第141条第3号に規定する「滞納者に対し債権者（以下「債務」）がある等について」は、同法第146条の2の規定等も踏まえれば、通常、取引関係の有無等のことを指すものと考えられ、国が租税債権者であることのみをもって、直ちにこの規定の対象となるとは考えていません。 また、一般論として、税務署等の国税当局が、法令の規定に基づき情報照会等を受けた場合は、個々の事案ごとに、守秘義務によって得られるべき公益と情報提供によって得られるべき公益とを比較衡量し、提供の可否や提供する情報の内容を極めて慎重に判断することとしています。 【総務省】 提案者は、何らかの公課の滞納処分等について規定する法令に基づき、国税徴収法第141条の規定の例により、地方団体に質問検査等を行う場合の適用関係等について明らかにすることを提案しているものと思われますが、当該法令の詳細が不明のため回答することができません。 また、一般論として、地方税法第22条（及び地方公務員法第34条）によって守秘義務が課せられる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当と解されています。	
463	令和6年2月20日	令和6年3月15日	商業登記でも死亡者情報を取得し、代表者死亡を職権登記する、取締役会設置会社は5年で解散に(一／三)	商業登記は、法人の申請か裁判所の嘱託によってされる。／したがって、不動産の表示登記のような、登記官が積極的に職権登記する仕組みはない。／他方、商業登記には原則2週間以内の申請義務があり、申請されない場合は12年で職権解散される。／この制度が導入された当初はカサぼる紙の登記簿を整理するためとしていたのに、コンピュータ化された現在では、実体を伴わない法人格が犯罪等に悪用されたりもする。／しかし、法人格の悪用リスクは登記申請の有無とは無関係で、形式的審査権しか有しない登記官はそのリスクを判断できない。／まして、取締役会非設置会社の最長任期を基準とした12年という期間は手作業で紙の登記簿を抽出し→	←ていた制度を漫然と続けていると言ざず、登記された機関設計に応じ任期を基準とするべきではないか？／最長任期2年の取締役会設置会社を行政が10年間も放置しておいて、悪用リスク云々は矛盾している。／登記申請されない会社の株主リストなんて意味ねえじゃん。／取締役会設置会社は5年で職権解散とすべきである。／そして、不動産登記の死亡者情報取得制度を商業登記にも導入し、代表取締役が死亡した場合は職権で登記をすることで、代表者が不在であることを積極的に公示すべきである。／現行制度の不合理である理由は、次の通り。／巻、毎日出勤するとは限らない役員が死亡して2週間以内に登記申請しろというのはカサぼる紙の登記簿を整理するためとしていたのが原因である。／そして、不動産登記の死亡者情報取得制度を商業登記にも導入し、代表取締役が死亡した場合は職権で登記をすることで、代表者が不在であることを積極的に公示すべきである。／現行制度の不合理である理由は、次の通り。／巻、毎日出勤するとは限らない役員が死亡して2週間以内に登記申請しろというのは原因である。／取締役会設置会社は5年で職権解散とすべきである。／そして、不動産登記の死亡者情報取得制度を商業登記にも導入し、代表取締役が死亡した場合、招集に2週間以上かかる株主総会の決議を要するのに2週間以内に登記申請させるのは矛盾である。／国民に履行不可能な、罰則付きの義務を課すという制度設計が問われるべきである。／また、代表者がいないから申請できないのではなく、代表者がいないことを公示する必要がある。／参、取引の安全と円滑を目的とする商業登記において会社の自己申告でしか登記しないのは会社に不利益な事実が公示されないインセンティブが生じる。／四、死亡については過料を課さない運用をするとしても、それを除外事由として制度化していない会社法は行政に与えるべきでない権限を付与して、国民に無用な不安を与えている。／国民に義務を課す前に、行政が取引の安全と円滑という法律の目的を実現できるよう、役員の死亡登記を自動化する仕組みを作るべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法第915条第1項において、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされており、同法第472条第1項において、休眠会社（株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したもの）は、法務大臣が休眠会社に対し2週間以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなされます。 また、解散したものとみなされる休眠会社に係る解散の登記については、商業登記法第72条において、登記官が、職権でしなければならないこととされています。	会社法第332条第2項、472条第1項、915条第1項 商業登記法第72条	対応不可	前段の御提案の件については、死亡者情報取得制度を創設することの必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えます。 また、後段の御提案の件については、公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名等委員会設置会社を除く。）については、取締役設置会社であっても、会社法第332条第2項の規定により、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することも可能であることから、取締役会設置会社であることをもって、5年で職権解散とすることはできません。	
464	令和6年2月20日	令和6年3月15日	同一市区町村内での本店移転登記申請には一律に株主総会議事録の添付を不要とする(二／三)	本店移転登記申請には、定款変更がなければ取締役会議事録・取締役決定書が唯一の添付書面である。／市区町村をまたいで本店を移転する場合は必ず定款変更をするため、登記申請には株主総会議事録が必要になる。／他方、同一市区町村内での移転では、定款変更の有無は当該会社の定款規定による。／定款で本店所在地を字や地番まで定めていれば定款変更が必要になり、定款の本店規定を市区町村にとどめていれば定款変更は不要である。／言い換えれば、同一市区町村内で本店を移転する場合、定款変更が必要であるか否かは登記官に明らかでない。／すなわち、同一市町村内本店移転登記申請に際して株主総会議事録の要否は、事実上、申請人の自己→	→申告による。／同一市区町村内での本店移転に定款変更があっても、申請人が株主総会議事録提出ルールを知らなければ「知らないふりをすれば」株主総会議事録なしで登記され、申請人が株主総会議事録提出ルールを知っていて、かつ、申請人に違法精神があれば株主総会議事録を提出することになる。／このような自己申告手続は、審査として機能していない。／正直者ほどバカを見る仕組みであり、申請人のインセンティブを無視した制度設計である。／虚偽登記の罰則云々といっても、株主総会さえまともに開かれない「名ばかり株式会社」が多発あるこの国では机上の空論である。／また、株主総会議事録作成者が申請人となる会社登記では代表取締役が議事録を容易に偽造できたため、議事録を提出しようがしまいが犯罪のメニューが変わるにすぎない。／政府は会社HPで公開された定款を審査担当者が確認して定款提出に代える案を示していたけれど、同一市区町村内本店移転は定款変更の有無がそもそも明らかでなく、定款変更の事実を申告しない会社には意味がない方法である。／同一市町村内での本店移転は、あらかじめ政府が役来する定款情報を確認する制度を確立して初めて自己申告の間違いを指摘することができる。／したがって、政府が添付書類を添付する要件の充足性について確認できない現状では添付書面省略の原則に立ち返るべきで、同一市区町村内での本店移転については一律に株主総会議事録を提出不要とする制度に改めることを提案する。／行政機関に審査能力がないにも拘わらず添付書面を提出させる手続は、政府の統一方針では省略対象になってないんですか？／これこそ無駄の極致だと思います。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法第915条第1項において、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされています。 また、商業登記法第46条第2項において、登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならないこととされています。	会社法第915条第1項 商業登記法第46条第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、株主総会等の決議を要するときは、当該議事録の添付が必要であり、当該議事録の添付を不要とすることはできません。	
465	令和6年2月20日	令和6年3月15日	定款提出サイトを作り、株主等が定款を閲覧できるようにする＋行政手続での提出を不要とする(三／三)	デジタル・ガバメント実行計画は定款提出を求める行政手続では、会社がHPで公開する定款を確認することで提出不要とする方針を示している。／この方法は確かに提出書類が簡素化されるけれど、HPで公開されている定款が真にあるべきであるとは言っていないし、／法律で義務付けられた決算公告は行わず、株主総会さえ開かない同族会社が多いにもかかわらず役員変更登記がされているのは、虚偽の株主総会議事録が提出されているからである。／刑罰強制事件がそうであったように、形だけ簡素化してもいずれはリスクが現実化する。／政府が打ち出す行政手続簡素化は、どうしてこうもイーブなのか？／そこで、登記官の審査を経た登記簿公開に凍じて→	一、会社の自己申告による公示手段として、会社が定款を登録できる仕組みを整えるべきである。／登記が第三者への対抗力を有するのと同様に、提出された定款もその内容と矛盾する定款の効力を否定すればよい。／「世界最先端」なデジタル・ガバメントならば、内容の真実性と行政手続効率化との両立を目指すべき。／これにより株主等への定款開示手続も効率化される。／法務省は株主等の閲覧請求について「デジタルの手法によって対応することを禁じているものではないと解されます」としているし、政府サイトで公開すれば取引先や金融機関も最新定款を安心して確認できる。／そしてその先には、テキストデータを提出すれば、会社の機関設計を前提にしてあるべき行政手続が救示されるサービスも可能になる。／たとえば、定款に記載された役員任期と登記簿上の就任年月日とを比較して、次の株主総会での改選が必要であるとアドバイスするとか。／単純な計文を組み立てても実装可能なのに、現在の日本政府はこの程度も実現できていない。／「世界最先端デジタル国家創造宣言」は「世界最高水準のIT社会を「利活用」において実現する」ことを目指していたはずで、役所が「会社HPの閲覧」して「IT利活用」では理想からずいぶん隔たっている。／「我が国GDPの約7割を占めるものの低い水準にとどまっているサービス産業の生産性の改善」するためにも、政府がAIを活用して行政手続のコンサルティング機能を提供すべきである。／会社設立ばかり宣伝して、その後のアフターサービスをしない発想が理解できない。／こんなとろくてコストがかかるから、日本の生産性は低いんじゃないですか？	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、株式会社の定款は、本店等に備え置くこととされ、株主や債権者の者には定款の閲覧等請求権が認められています。この閲覧等の方法については、デジタル的手法を活用することも可能と考えられます。	会社法31条1項、2項	対応不可	定款は会社の根本規則であり、株主や債権者の保護を図るために、これらの者には閲覧等の請求権が認められているところですが、請求権者からのアクセスを確保するために定款は本店所在地等に備え置くこととされているものです。他方で、会社が定款をウェブサイト上に掲載することは否定されておりませんし、定款に記載される事項のうち重要な事項については登記事項ともなっていますので、御提案のような仕組みを整える必要はないものと認識しています。	
466	令和6年2月20日	令和6年3月15日	宅配ロッカー等、店内への設備設置時のサポート	店内の設備設置時に、各管轄消防署より設置に関するアドバイス等のサポートをしていただきたい。	過去、宅配ロッカーの店内設置時に消防法の観点から「ロッカーの設置場所に問題がないか」を店舗ごとに管轄消防署に事前に確認をしていた。その際、消防署ごとで対応が異なり、消防署から設置可否に関する具体・回答を得ることができた場合と否答がいただけない場合があった。今後、設置店舗を拡大していく際には、各消防署からアドバイス等のサポートをいただくことにより、非常に効率的に作業が進み、迅速なお客様へのサービス提供に繋がるため、対応を検討していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省	宅配ロッカー等を店内に設置するに当たり、消防法令への適否を確認するため、事業者から管轄消防本部に事前相談が行われる場合があります。	消防法第17条等	検討を予定	宅配ロッカー等の設置について、消防本部への相談事例の情報収集を行い、円滑な対応がなされるよう検討を行います。	
467	令和6年2月20日	令和6年3月15日	定款に書類閲覧と株主総会をオンライン化する規定を設けた会社は本店規定を日本国内も可能にする(B／4)	R5規制改革7提案は、株式会社の定款で定める本店を「日本国内」とすることにより、取締役会で迅速な本店移転を決定できるようにすべきであるとしたものである。／世界的な大企業であっても取締役会が本店を同一市町村内でしか移転させられないのは不合理で、日本のビジネス環境として支障になりかねない。／これに対して法務省は、巻、会社の住所、共、専属裁判管轄、参、登記の管轄、四、各種重要書類の備置き場所等の点で本店規定が必要であるとし、対応不可の回答をした。／しかし、これらの問題は理由として成立しない。／巻「会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする」（会社法4条）に過ぎず、会社の住所とは登記された本店→	←所在地の言い換えである。／なぜ株主が住所を決めなければならないのか？／法務省の論法では、具体的な番地まで定款で規定しないと違法になるだろう。／共、専属裁判管轄の「会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する」（835条）と、参、登記の管轄の「株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない」（911条）も、本店所在地の言い換えに過ぎない。／株主自身が決議する必然性はなく、会社の意思決定として具体的場所を決定すれば足りる。／片っ端から条文を列挙すると、勉強していない学生の答案ですか？／四、各種重要書類の備置き場所に至っては、法務省自身が「会社法等の規定による閲覧等の方法について」と題するページで、「閲覧等の方法について、デジタル的手法の活用を御検討ください」として、株主が定款を閲覧することを否定する発奇をしている。／縦割り担当者はこれを読んでないんですか？／ついでに、株主総会の開催場所は、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けてバーチャルオンリー株主総会を実施する会社であれば株主総会などに関催しても支障がない。／要するに、会社法で定款の本店規定を最小行政区画とする必然性は全然なく、この規制は類似商号や株主総会開催場所、定款等閲覧場所といった旧法の規定から導かれた、過去の遺物に過ぎない。／したがって、定款において閲覧書類と株主総会のオンライン化を規定し、バーチャルオンリー株主総会の確認を受けた会社については、本店規定を「日本国内」とすることを認めるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、株式会社の定款には、本店の所在地を記載又は記録しなければならないとされています。	会社法27条3号	対応不可	会社の本店は、各種重要書類の備置き場所であるだけではなく（31条1項、125条1項、318条2項、371条1項、442条1項等）、会社の住所（4条）、専属裁判管轄（835条1項、848条等）、登記の管轄（911条1項、915条等）等の多数の重要な法的効果と結びつけられています。 このような本店所在地の意義に鑑みると、会社の本店所在地の最大区画を「日本国内」とすることは相当ではないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
468	令和6年2月20日	令和6年3月15日	技術の活用で支出軽減を	Apple社のiPhoneの山岳遭難時の人工衛星との連絡で救助と、Apple Watchの不整脈などの検出機能の解禁	Appleのi<wbr>Phoneシリーズの最新の機能に、山岳などで遭難した場合に携帯電波が繋がらなくても、人工衛星を通じて居場所を伝えて助かるシステムが用意されている。しかし、日本国内では電波法の関係で使用できず、助かる命も助からなくなっている場合が散見される。また、遭難救助に多額の公金支出がかかり、遭難救助での二次災害も懸念されたため速やかに機能を使えるようにすべきである。 iPhoneと連携するApple Watchの不整脈検知機能など、本来携わっている機能が使えなくて助かる命が助からない場合がある。医療費増大の抑制につながるので、至急に検討していただきたい。	個人	総務省 厚生労働省	【総務省】 （衛星通信機能について） ご提案の件については、令和5年10月に関係する省令等を改正し、導入に必要な制度整備を完了しています。 【厚生労働省】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） 第23条の2の5の規定に基づき、医療機器（一般医療機器並びに同法第23条の2の23第1項の規定により指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く。）の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととされています。	【総務省】 （衛星通信機能について） ①特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号） 第2条第2項第2号 ②平成15年総務省告示第344号（外国の無線局等の無線設備が電波法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件） 第1条第3号 ③電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号） 別紙2 第３１（９） 【厚生労働省】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	【総務省】 （衛星通信機能について） 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 不整脈の診断をされたことがない使用者が、スマートウォッチを利用し、スマートウォッチで得られたデータから洞調律又は心房細動を示唆する波形を分類して、使用者に通知するプログラム医療機器は既に製造販売承認されています。 今後も、スマートウォッチ等によって不整脈を検知し使用者に知らせるプログラム医療機器が製造販売承認申請された際には、その品質、有効性及び安全性を審査した上で承認の可否を判断することとしています。	
469	令和6年2月20日	令和6年3月15日	マイナ保険証	マイナンバーカードの紐づけに保険証の他に医療証も紐づけれるようにして欲しい。	医療機関を受診する際に、現在はマイナンバーカードと医療証を提示しないといけないがいっしょにすることによって利便性が上がる	個人	デジタル庁 こども家庭庁 厚生労働省	公費負担医療及び地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度について、その受給者証とマイナンバーカードは一元化されておりません。	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成七年法律第百二十三号） 等	検討に着手	公費負担医療及び地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（地方単独医療費等助成）に係る患者等の資格情報については、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに、希望する地方公共団体及び医療機関において一部の制度について実証を行い、実施に向けた課題を整理することとしています。その上で、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていきます。	
470	令和6年2月20日	令和6年3月15日	ミニカーの排気量を50ccから増やしてください。	ミニカーの排気量上限を50ccから増やし、150cc程度とする。	環境性能規制への対応として、125cc（低出力）の原付バイクが原付一種として登録できるようになりました。 依然、ミニカーの排気量は50ccですのでこちらも150ccとしてください。 原付一種バイクの規制緩和が排気量125ccなのに対し、ミニカーは排気量150ccと提案するのは、ミニカーは3輪、4輪車と車輪・車重が多いため、馬力が必要だからです。 なお、原付一種バイクが125ccへ規制緩和したものの低出力とされる理由は、二輪車という操作が難しい車両に対して、普通自動車免許や原付免許者は 技能試験をクリアしてないことへの対応のためです。 ミニカーの場合は、普通自動車免許の試験において技能が証明されているので、低出力の規制を掛ける必要はないと考えます。	個人	警察庁	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第1号は、普通自動車で、内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するものを「ミニカー」としています。 そして、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第7条の11において、ミニカーの内閣府令で定める大きさについて、総排気量については0.050リットル（50cc）、定格出力については0.80キロワットと規定しています。	道路交通法第57条第1項、道路交通法施行令第22条第1号、道路交通法施行規則第7条の11	事実誤認	ミニカーは、普通自動車に位置付けられることから、ミニカーを運転しようとするときは、普通免許を受けなければなりません。 令和5年12月にとりまとめられた「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会報告書」において、現行の一般原動機付自転車の総排気量の基準を超える総排気量125cc以下の二輪車でも、現行の一般原動機付自転車と同等程度に最高出力を抑えたものは、現行の総排気量50ccの原動機付自転車同様、原動機付自転車免許で運転できることとなるよう、二輪車の運転免許区分等に関して見直しを進めるという方向性が適当であるとされたところです。 一方で、ミニカーについては、道路交通法施行規則が定める総排気量の基準を引き上げたとしても、上記二輪車の免許区分の見直しのように、必要な運転免許証の種類は変わらず、普通免許のままとなります。 したがって、ミニカーの総排気量の基準を引き上げることは、上記二輪車の免許区分の見直しのように、運転できる免許区分が拡大されるといった利点はありません。	
471	令和6年2月20日	令和6年4月12日	合同事務所を共同経営する司法書士と土地家屋調査士とが互いの補助者になれるようにする(あ／え)	司法書士と土地家屋調査士が互いの補助者になることは禁止される。／その理由は、登録した資格者が他の資格者の補助者となると、登録資格者としての品位に欠けるというものらしい。／補助者は資格者の指示に基づいてその業務を補助するため、資格ごとにテリトリーを定める士業法としては他士業の支配下に登録者がいることは体面が悪いのだろう。／しかし、資格者登録をしているという理由で資格者としての業務以外の業務が禁止されるのは士業法の規制として過剰ではないか？／事務員よりも高度な専門的補助業務をするのが補助者制度のタテマエである。／では、合同事務所で司法書士が土地家屋調査士の依頼者に対して電話応対や来客接遇のような→	→事務員業務をすることは資格者として品位に欠けるのか？／専門性のある補助業務が品位を汚し、専門性のない補助業務が品位を汚さないのは矛盾している。／そして、互いに協力して運営する合同事務所でこの協力を禁止しては、経営が成り立たないだろう。／特に最近の利用者目線なワンストップサービスを称賛する風潮からすると、互いの領分について「我、関せず」という態度は明らかに時代の流れに反している。／資格者が他の国家資格者の補助者になることを禁止する発想が間違っている。／補助者業務が資格者としての品位を汚すとするのは法務省が補助者を隷属と位置づけているからで、それはただの偏見にすぎない。／差別意識に満ちた昭和のなごりであって、職業に貴賤はない。／むしろ、本人確認や報告方式などの制度で国家資格者を特別扱いする不動産登記法の下では、無資格者より知識を有している司法書士や土地家屋調査士が他方の補助業務をすることは業務の適正処理という点で望ましい。／より実際的な問題としては、司法書士が代理人として登記申請した登記識別情報の受領を合同事務所を共同経営する土地家屋調査士が行う場合、どうすればよいのか？／委任状で共同受任者とするのはまずいだろうし、補助者としても受領できない。／登記識別情報受領についての復代理だろうが、これも士業法の規制として微妙であろう。仮に可能であっても復代理の委任を必要とする点で万能ではない。／専門性のない補助者を置くことが望ましいのか？／そこで、従来の規制を根本的に改めて補助者登録を可能にするか、新たに「ハイスペック補助者」制度を創設して国家資格者の専門性を活用できるようにすべきである。	個人	商業登記ゲンロン	司法書士及び土地家屋調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができます。	司法書士法施行規則第25条 土地家屋調査士法施行規則第23条	対応不可	司法書士又は土地家屋調査士（以下「司法書士等」という。）が他の司法書士等の補助者となること並びに司法書士等が相互にその補助者となるとすると、その他の司法書士等の指揮命令に服することになりますが、このような状態は、当該司法書士等の業務の独立性を害し、ひいては司法書士等の品位を欠くおそれがあるほか、司法書士等又はその補助者が単独で、又は相談って法を逸脱するおそれもあるため、相当ではないと解されます（昭和35年8月29日民事甲第2087号民事局長回答）。 そのため、御提案に対応することは困難です。	
472	令和6年3月19日	令和6年4月12日	高齢者の運転免許更新時の検査項目に運動機能検査を追加	高齢ドライバーによる自動車事故が後を絶たないが、アクセルとブレーキを踏み間違えるという原因が多く報道される。高齢となると足の位置を切り替えるような動作が散漫となるなど、運動機能の衰えが認知機能とも密接に関連すると、そのため従来の認知機能検査に加えて、運動機能の検査も実施していただきたい。	現行検査は数年おきの更新時に行われるが、高齢者の能力衰退は急速なペースであることから検査実施は毎年実施によるデータ蓄積(過年度との比較)が望ましい。それにより認知症や各種疾病の早期発見にも寄与し、医療費や介護保険施出金の圧縮につながる見込みがある。	個人	警察庁	令和2年の道路交通法の一部改正により、令和4年5月13日から、普通自動車を運転することができる運転免許を保有する者のうち一定の違反歴がある75歳以上の高齢運転者に対し、運転技能検査が義務付けられています。運転技能検査では、コース内を走行し、一時停止や信号通過、段差に乗り上げた後に直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて停止できるか等の課題が課され、普通自動車の運転に必要な技能について検査を行っています。 また、70歳以上の高齢運転者については、高齢者講習の実車指導において、運転操作に関する同様の指導を実施しています。 さらに、75歳以上の高齢運転者については、運転免許証の更新時や一定の違反行為を行った場合に、認知機能検査の受検が義務付けられています。	道路交通法第97条の2第1項第3号イ及びハ、同項第5号、第101条の4第3項 道路交通法第108条の2第1項第12号 道路交通法第101条の4第1項、第2項	対応	「制度の現状」欄に記載のとおり、現在、運転技能検査や高齢者講習の実施により、運動機能の検査や指導を既に実施しています。 運動機能や視力等の身体的能力は、時の経過に従って変化すると考えられることから、できる限り頻繁に検査や指導を行うことが望ましい一方で、免許保有者の負担等の問題もあることから、今後の交通事故情勢等を踏まえて検討してまいります。	
474	令和6年3月19日	令和6年4月12日	大型免許及び中型免許の受験資格の明確化	大型免許及び中型免許の受験資格において、失効など、事情のある受験生にも配慮し、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている場合、各項に規定する第一種免許を有していない場合でも、直接、大型免許・中型免許の受験が可能となるようにする。	道路交通法第96条で運転免許試験の受験資格が規定されているが、同条第2項では、大型免許の受験資格として、「大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者」と規定されており、同条第3項では、中型免許の受験資格として、「中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者」と規定されている。 一方で、同条第4項においては、牽引免許の受験資格として、「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない」と規定されている。 このことから、道路交通法第96条において、第一種免許と第二種免許は明確に区別されており、例えば、失効などの理由により普通二種免許しか現に有していない場合、同条第2項又は第3項に規定する受験要件を満たさず、大型免許・中型免許の受験にあたっては、大型免許・中型免許の取得に先立って準中型免許又は大型特殊免許を取得しなければ受験資格を満たさず、受験にあたって非合理的になっている。 (万が一、現状でも可能であるならば、法律上の語句を統一して誤解がないような明確にする)	個人	警察庁	道路交通法第84条において運転免許の種類について定められており、免許は第一種免許、第二種免許及び仮免許に区分されます。第一種免許と第二種免許の区分は、それらによって運転する自動車等の種類が異なるという政判的な区分ではなく、第二種免許は、第一種免許によって運転することができる自動車が特定の状態にある場合にこれを運転することができるという、言わば第一種免許の上位免許に相当する運転免許です。 運転免許試験の受験資格は、道路交通法第96条に定められており、例えば、同条第2項においては、大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている必要があると、同条第3項においては、中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている必要があると規定されています。	道路交通法第84条 道路交通法第96条	事実誤認	受験資格を定めた道路交通法（以下「法」という。）第96条の規定により、第二種免許を取得する前には、例外なく第一種免許が必要とされているところ、仮に普通免許と普通第二種免許を有している者が免許を失効し普通第二種免許を再度取得しようとする場合には、法第96条の規定から、まず普通免許を取得する必要があり、免許失効後、現有免許が第二種免許のみになることは法律上想定されていません(なお、一部の失効者に対しては運転免許試験の一部が免除されますが、適性試験は免除されることがないため、一度免許が失効した後に再度取得するには、必ず運転免許試験を受験する必要があります。)。 また、法第104条の4において、免許を受けた者が、免許の取消しを自ら申請することができる規定されれ、当該免許が取り消された場合に、政令で定める種類のものに限り、他の種類の免許を受けることができる旨が定められていますが、この規定を受けた道路交通法施行令第39条の2の4では、取り消す免許の上位免許を受けている者は、その免許の取消しを申請することができないと規定されており、第二種免許のみを残して第一種免許を取り消すことはできません。 このように、第一種免許の上位免許である第二種免許を現に有している者は、何らかの第一種免許を受けていることを前提とした法体系になっており、ご指摘のような「第二種免許を現に受けているが第一種免許を有していない場合」は、法体系上観念し得ないものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
475	令和6年3月19日	令和6年4月12日	第一種中高層住居専用地域における規制緩和について	福岡県福岡市の第二種住居地域に接する第一種中高層専用地域のマンションテナントFにて畜舎15m2以内の動物病院を開設したい。	市の条例で規制されているわけではなく記載がないからだめだとのこと。建築基準法第四十八条の但し書き許可を取らずとも15m2以下の畜舎を有する動物病院であれば現行の法の解釈の中で許可が得られると思うのだがどうか？四十八条の但し書き許可をとるには賃貸の場合コストパフォーマンス並びにタイムパフォーマンスが悪すぎる。ちなみに国土交通省から具体的に許可可能との助言が得られれば可能になる可能性が高いと言われた。大阪や東京ではすでに基準が明確になってきており許可が得られている例も増えているので九州が遅れているとはいえ利例集に記載がないから許可できないと言われ少々納得がいかない。くだんの物件は高校や駐車場に隣接しており、道を挟んだ第二種住居地域には幼稚園も存在する地域であり騒音については理解があると考えられるし個人でも防音防臭対策は十分に行う所存である。	個人	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。 これによらない場合には、特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがない等と認めて個別に許可した場合には建築が可能です。	建築基準法第48条第3項、第14項 法別表第二	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
476	令和6年3月19日	令和6年4月12日	電子決済手段による払込が現物出資にあたらないことの明確化	日本円建1一3号電子決済手段はキャッシュフロー計算書上も現金扱いとなる等、現金類似性及び要求払預金類似性を有するとされている。 また、リスクに関しても要求預金払預金と同等とされている。 従って金社法を改正するかガイドラインで、電子決済手段による出資は金銭での払込にあたることを明確化し、合同会社型DAO等の出資時に特定ステーブルコインで払込ができることを明確化すべきである。 仮に現物出資にあたる場合も、金額に関わらず検査役の調査が不要であることを明確化すべきである。 改正に際しては登記に支障が無いよう周知徹底されたい。	一般社団法人型DAOやスタートアップに対して海外居住者から電子決済手段による出資が容易に行えるようになり、DAOによる地方創生等志ある資金を滞りなく循環させることができるようになる。	JPYC株式会社	法務省	会社法上、募集株式を引き受ける場合には、金銭以外の財産を出資の目的とすること（いわゆる現物出資）も認められています（会社法第199条第1項）。 現物出資を行うためには、原則として裁判所が選任する検査役による財産の価額の調査が必要とされていますが、一定の条件を満たす場合には、検査役調査を経ないことも認められています（会社法第207条）。	会社法199条、207条	対応不可	資金決済に関する法律第2条第5項各号に定める電子決済手段は、金銭そのものではないと考えられますが、現行の金社法においても現物出資による出資は可能と考えられます。 資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号に規げられた電子決済手段の全てについて現時点で法定通貨と全く同じ扱いとすることは困難であると思料いたしますが、今後、実務において実際に普及する電子決済手段の内容やその安全性等を注視してまいりたいと思います。	
477	令和6年3月19日	令和6年4月12日	「サブスク等の IT サービスは解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要です	「サブスク等の IT サービスは解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要です。サービスを解約する手順が全社統一されておらず、消費者保護が不十分なのが現状です。	従来からある銀行・証券・保険などの金融サービスも IT サービス化されてきていますが、大変混雑しているコールセンター に平日の日中に電話して解約申込書を郵送してもらい、署名捺印して返送するといった煩雑な手順を強要されることも多く、消費者保護の観点で問題が多いと思います。サブスク等の IT サービスについても、サービスを解約する手順がメールやチャットで申し込むなど全社統一されておらず、消費者保護が不十分なのが現状です。「解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要です。	個人	消費者庁	通信販売についての広告として、特定商取引法第11条においては、販売業者又は役務提供事業者が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときにおいて、契約解除に関する方法について広告をすることが義務付けられています（同条第5号）。 また、令和3年6月16日公布の改正特定商取引法（令和4年6月1日施行）により追加された第12条の6において、ウェブサイトやアプリでサブスクリプションサービスを申し込む際の「最終確認画面」において、有料プランへの移行時期やその価格、解約に関する事項等の表示、無期限・自動更新であればその旨の表示が事業者に義務付けられるとともに、事業者側が上記事項について消費者に誤認を与える表示を行った場合は、特定商取引法違反として行政処分の対象となるとともに、誤認して契約申込みをした消費者は、取消権を行使できるようになりました。 加えて、消費者契約法第3条第1項第4号（令和5年6月1日施行）により、事業者は、消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた消費者が有する解除権の行使に関して必要な情報を提供する努力義務を負います。	特定商取引法第11条、第12条の6 消費者契約法第3条第1項第4号	その他	仮に御提案のような、全社統一されたサービス解約手段であるとすると、より消費者にとって分かりやすい、解約しやすい手順といった手段まで認められないおそれもあるよ、新たな手段を用意することなれば事業者にとってコストも要する問題があります。 特定商取引法においては、左記のとおり令和3年に改正を行ったところであり、引き続き令和3年改正法の内容の周知に努めるとともに、速反する事案がある場合は、厳正に対処していくことにより消費者保護を図ってまいります。 改正消費者契約法が令和5年6月1日に施行されたことを踏まえ、引き続きパンフレット等を用いて消費者及び事業者に対して改正内容の周知を行っていきます。	
478	令和6年3月19日	令和6年4月12日	農地法第5条第2項の農地転用許可基準の見直し	農地法第5条許可基準のうち、申請に係る用途に供することが確実と認められない場合の事由として施行規則で列記されている「土地の造成のみを目的とするもの」に関する農林水産省の例示について、限定的な表現を改めるとともに許可権者が法律の趣旨に照して個別に柔軟な判断ができるよう助言する。	農林水産省は技術的助言として「「農地法の運用について」の制定について」を地方公共団体に通知しているが、その中で「土地の造成のみを目的とするもの」の例示として「申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は「土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするもの」に該当する。」とし、申請者が建築主である場合以外は認められないとしている。しかしながら建築条件付き宅地分譲方式によれば建築を担保でき、また、施設完成後に土地を処分する対応も可能であり申請者が建築主であることを必須条件とする必要性は認められない。本規制は事業者の経済活動の阻害要因となっている。規制見直しにより多様化する施設ニーズに対応が可能となり地域経済発展の促進につながる。	個人	農林水産省	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、転用後の具体的な利用目的の達成が確実でない場合には、転用を認めないこととしております。	・農地法第４条第６項第３号及び第５条第２項第３号 ・農地法施行規則第47条第１項第５号及び第57条第１項第５号 ・「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」（平成31年３月29日30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）	対応不可	宅地造成のみを目的とする農地転用については、 ①最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること ②農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的など不要不急の土地取得につながるおそれがあること から、原則としてこれを認めないこととしております。 他方で、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」（平成31年３月29日30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）に基づく場合は、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結して一定期間内に建築請負契約を締結する、また、土地を販売することができなかった場合は自ら住宅を建設するといった立地の確実性を担保するための措置を講じていることから、土地の造成を目的とする転用であっても、例外的に許可できることとしているものです。 ご提案のように、許可権者により個別柔軟に判断することは、立地の確実性が確保されないことから、提案の実現は困難であると考えます。	
479	令和6年3月19日	令和6年4月12日	農地法第5条第2項の農地転用許可基準の見直し	農地法施行規則第57条第1項第5号ト について住宅以外の施設も対象に加える。	用途地域が定められている土地の区域については住宅以外の施設も含めて「土地の造成のみを目的とするもの」が認められており、いわゆる宅地分譲が可能である。一方、地区計画が定められている区域については住宅に限定して宅地分譲が認められる。地区計画は用途地域よりもより厳格な用途制限を行うものであり用途地域が定められている土地の区域と同等の基準とすべきである。本規制は事業者の経済活動の阻害要因となっている。規制緩和によりエンドユーザーの多様なニーズへの対応が可能となり地域経済発展の促進につながる。	個人	農林水産省	農地法施行規則第57条第1項第5号ト以外、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域については、住宅に限定して宅地分譲が認められております。	・農地法第４条第６項第３号及び第５条第２項第３号 ・農地法施行規則第47条第１項第５号及び第57条第１項第５号ト	対応不可	農地法施行規則第57条第1項第5号トの規定（市街化調整区域における住宅建設を目的とした宅地分譲特例）は、元々、市街化調整区域内の大規模開発基準（旧都市計画法第34条10号ハ）に該当するものを対象としており、これは人口増加等により住宅用地の確保が必要であったことから住宅に限定して措置していたものです。 その後、平成18年の都市計画法の改正により当該規定が廃止され、市街化調整区域内の相当規模の開発行為については、地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合するものについて許可することができることとされたことに伴い、市街化調整区域における住宅建設を目的とした宅地分譲特例を継続するため、平成19年に農地法施行規則を改正し、地区計画に定められたものを対象とすることにしたものです。 このように、当該特例はその政策目的から住宅用地に限定しているものであることから、ご提案の住宅用途に限らず全ての施設を対象とすることについては、実現は困難です。	
482	令和6年3月19日	令和6年4月12日	電話での服薬指導の恒久化について	薬機法施行規則を改正し、電話での服薬指導を恒久化していただきたい。	薬機法第九条の四では、対面・映像及び音声による方法以外の「その他の方法」を省令で定めることを委任しているにも関わらず、現行の省令は当該委任に基づき「その他の方法」を定めていない。 また、コロナ禍において発出された通知0410事務連絡により保険適用外においては現状も電話による服薬指導が実施可能な状況であり、且つ、調剤報酬の対象であった問も電話による対応で問題があったという事実を示すデータは出されておらず、電話を服薬指導の手段として恒久化しない合理的根拠が示されていない。 電話は映像及び音声による現行のオンライン服薬指導と比べて利便性が高く、患者の医療アクセス向上や薬剤師の働き方改革に貢献できるものである。現行のオンライン服薬指導を利用している患者の中にも、プライバシー保護のために映像背景が気にならない電話を望む方や、仕事や子育て、介護等で服薬指導にかけられる時間が限られるためより手軽な電話を望む方が存在する。電話という手段を根拠なく否定することは、患者の利便性向上や薬剤師の働き方改革に反するだけでなく、経済的、身体的又は精神的理由により テレビ電話等の情報通信機器を利用できない国民には対面以外の選択肢を与えないという不当な差別（憲法14条）にあたると考える。	民間企業	厚生労働省	医薬品、医療機機等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第9条の4第1項の規定により、調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等を対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により行うこととされており、当該規定による厚生労働省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第15条の13第2項に規定されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第9条の4第１項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第15条の13第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、薬機法第9条の4の規定による薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものが薬機法施行規則に規定されており、映像及び音声の送受信により対面と同等程度に相手の状態を相互に認識しながら通話をすることにより、薬剤の適正使用等が確保されると考えています。「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年４月10日付け事務連絡）については、あくまで新型コロナウイルス感染症にかかる特例であり、令和6年４月１日に終了しています。 なお、令和４年９月に、調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場合等に限り、薬局以外の場所においてもオンライン服薬指導を可能とするなど、これまでも必要な検討を行っています。	
483	令和6年3月19日	令和6年4月12日	薬局に係る40枚規制について	40枚規制（「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」の第一条第一項第二号関係）を撤廃していただきたい。	薬剤師業務に係る技術は日々発展し、また、薬剤師の働き方改革も進む中、40枚規制によって調剤の質を担保するという考え方は合理的ではない状況であるため、40枚規制を撤廃いただきたい。 40枚規制のような古色蒼然とした規制ではなく、デジタル技術の活用やタスクシェア等により薬剤師業務の効率化及び質向上を目指す改革を推進することが必要であると考える。	民間企業	厚生労働省	薬局において調剤に従事する薬剤師の員数については、薬局における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、薬歴管理、服薬指導、疑義照会などの薬剤師としての業務量を織り込んで、最低基準を定めています。	薬局並びに店舗販売業および配置販売業の業務を行う体制を定める省令第１条	検討を予定	薬局における調剤に従事する薬剤師の員数については、令和4年7月の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループのとりまとめ」において、「現状の診療報酬の体系が処方箋受付時の評価が中心であることを踏まえれば、単純に40枚規制を撤廃又は緩和すると、処方箋の応需枚数を増やすために、処方箋受付時の対人業務（服薬指導等）が軽視される危険性がある。このため、処方箋の40枚規制の見直しを検討する場合は、厚生労働省においては、診療報酬における評価等も含めて、対人業務の充実の方向性に逆行しないように慎重に行うべきである。」と提言されたことを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
485	令和6年3月19日	令和6年4月12日	不動産投資に関する職場への電話による勧誘行為の禁止	投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘行為について、個人の職場における固定電話や社用の携帯電話に電話をかけることによる方法を禁止する。	投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘行為については、以前から消費者トラブルが問題となっており、2011年には宅地建物取引業法施行規則が改正され、「再勧誘の禁止」などが明記されたが、2019年には国民生活センターが20歳代で投資用マンションに関する相談件数が増えているとの注意喚起を公表したほか、インターネット上には今なお、しつこい勧誘による心理的ストレスなど迷惑であるとの声が多くあり、問題の解決には遠く及ばない状態であると考えられる。 本来であれば、問題の抜本的な解決のためには、様々なリスクを伴う不動産投資について、不招請勧誘（本人の望まない勧誘）の全面的な禁止が望ましいが、少なくとも、「職場の固定電話や社用の携帯電話に電話をかけることによる勧誘行為」については、本人が本来行うべき業務を妨害するものであり、当該行為を禁止することは過度な営業規制には当たらないと考えられるため、施行規則に禁止行為として明確に規定することご検討いただきたい。	施行規則にある「再勧誘の禁止」などについても、突然受けた電話のやりとりで明確に拒否を伝えることは難しい場合も多いと考えられ、曖昧な返答だと勧誘を続けられてしまうなど、消費者保護の観点から不十分であると考える。 投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘に際して、個人の職場における固定電話や社用の携帯電話に迷惑を覚えさせるような時間に電話をかけることや業務の平穏を害するような方法により当該個人を困惑させることは、上記の法令に違反するものと考えております。 なお、法令に違反する事実が確認された場合には、免許行政庁において指導監督を行っているところです。	個人	国土交通省 消費者庁	宅地建物取引業者は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘に際し、取引の相手方等に対し、迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問すること及び深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させることが禁止されています（法第47条の2第3項並びに規則第16条の11第1号ホ及びヘ）。 投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘に際して、個人の職場における固定電話や社用の携帯電話に迷惑を覚えさせるような時間に電話をかけることや業務の平穏を害するような方法により当該個人を困惑させることは、上記の法令に違反するものと考えております。 なお、法令に違反する事実が確認された場合には、免許行政庁において指導監督を行っているところです。	宅地建物取引業法第47条の2第3項 宅地建物取引業法規則第16条の11第1号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
486	令和6年3月19日	令和6年4月12日	産業施設現地確認業務の分担について	産業廃棄物を排出する事業者は、廃掃法第十二条第7項より、「事業者は（中略）その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、（中略）、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とあり、実地調査は努力義務（平成23年2月4日の環境対発第110204002号に記載のみ）となっているが、条例で義務化している自治体もある。排出事業者が共同（委託者が構成員となっている同業者団体等で分担して実地調査を行い、調査結果を共有することで調査に係る時間を削減し生産性向上、業務の効率化を図れるようにしたい。	処理を委託する場合には当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる義務があるが、実地調査は通知に記載のみで、法的には処理の状況に関する確認を行うように努めなければならない。 実地調査を行っている排出事業者は、委託者が構成員となっている同業者団体（法人格）等から調査委託として、共同で分担して実地調査を行えば、排出事業者、産業廃棄物に時間が削減され、生産性向上が期待できる。例えば、構成員会社、1社が同一のチェックリストを用いて実地調査を行い、その調査結果を構成会社で共有すれば、事業者の調査負担は実地調査を行った1社となる。毎年複数の処理施設へ実地調査を行うことは時間と人員の負担が大きく、同施設に複数の全ての排出事業者が確認を行うことは非効率的である。また「さんぱいくん」に掲載の自治体優良認定業者処理施設においては、実地調査を行わず、インターネット公表による確認を行っても問題ないと思われる。 また、令和5年の「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」では、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、複数人の排出事業者が共同してデジタル技術の活用により確認することも可能であることが記載されており、複数会社による構成員で1社の確認したら情報を共有することも可能と思われる。実地調査に係る時間および人員の省略化ならびに効率化を図っていただきたい。	一般社団法人大阪建設業協会	環境省	廃棄物 の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされております。 また、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する場合、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務が規定されています。ただし、具体の措置としての実地確認等の義務は、都道府県、政令指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）によって自主的に設けられたものであり、廃棄物処理法上に規定されているわけではありません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第12条第7項、第14条第2項、第14条第7項、第14条の4第2項、第14条の4第7項	現行制度下で対応可能	廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことを定めています。これは、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではないということを意味しています。また、平成28年9月の中央環境審議会において取りまとめられた答申においても、「そもそも、廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造の特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、（中略）廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある。」等が指摘されております。 このように、廃棄物の排出事業者は当該廃棄物の適正な処理について非常に重要な責任を有しており、昨今においてもその重要性が指摘されているところ、この責任を分うする一つの方法が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するための施設の実地確認です。よって、当該確認行為は排出事業者として非常に重要な責務です。 なお、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法が考えられます。 また、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年3月31日付け環循適発第23033125号・環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知。）により、排出事業者による処理状況の確認について、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨を都道府県等に周知しました。デジタル技術を用いた実地確認を行うための環境を整備した産業廃棄物処理業者に処理を委託する方法も考えられます。	
487	令和6年3月19日	令和6年4月12日	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）における対応OSについて	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を MAC PCやスマートフォンでも手続き可能にする。	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）はオンラインで車検証の変更登録等ができ便利であるが、利用するために必要なPCの対応するOSがWindowsのみであり、MAC PCやスマートフォンでの申請は不可となっている。 PCの所有率（7割程度）、Windowsのシェア率（7割程度）を考慮すると5割の人間が本サービスを利用できず、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の誰一人取り残されない、人に優しいデジタルセトゥ趣旨にそぐわないと考える。	個人	国土交通省	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）を利用する場合、PCからのみ申請が可能であり、OSについては一般的に広く普及しているWindowsのみ対応しています。	なし	検討を予定	OSの追加については、windows以外のOSの普及状況及び要望が一定程度あると認められれば、OSの追加に向けた検討を進めたいと考えております。なお、変更登録及び一時抹消登録の手続きにおいては、スマートフォンを用いて申請を可能とする機能を令和6年度中にリリースする予定とします。	
488	令和6年3月19日	令和6年4月12日	240127ST03[3/3]非公開会社の株式を相続人が相互に譲渡承認請求した場合の対策	R3規制改革610提案は、株主1000人以上の取締役会非設置会社で譲渡制限株式の譲渡請求があった場合、承認機関が会社法のデフォルトルールである株主総会であった場合は書面による議決権行使が義務付けられる結果、招集手続に2週間以上かかって「みなし承認」にならない。定款の譲渡制限規定が無意味になると指摘したものである。／これに対して法務省は、「会社としては、定款変更を通じて、承認権者を株主総会以外の者（例えば、代表取締役など）にしておくことで対応することが考えられます」から、現行制度で対応可能であると回答した。／しかし、この回答には次の2点で問題がある。／巻. デフォルトルールを採用している会社はそ→	→のような矛盾があるとは知らないだろうから、譲渡承認請求がされて初めて矛盾に気づくことになる。／矛盾を作った張本人として、注意喚起くらいするべきだろう。／弐. 相続登記未了で問題となっているように、1人の被相続人から何十人もの相続人に権利が分割されるケースがどこで発生するかは予測ができない。／会社法には相続人に対する買取請求権があるけれど、譲渡制限株式が相続されれば権利承継自体は否定されないため、会社の把握しないところで株主が1000人以上になっているかもしれない。／そうすると、譲渡制限のある取締役会非設置会社はすべて潜在的に株主1000人以上の会社である。／したがって、法務省の回答にある「必ずしも多くない」ことは対策が不要である理由にならない。／会社は株主の死亡の事実を把握できないから、相続人への買取請求権制度は「知ったときから」という規定がされている。／しかし、会社が相続の事実を把握しないうちに相続により株主が1000人以上となり、相続人相互から譲渡承認の請求がされれば「みなし承認」になるため、相続人への買取請求制度は機能しないだろう。／結局のところ、バズルのように組み立てられた会社法の諸制度には矛盾があることを認めるべきだ。／そしてその発端は、みなし承認となる期間が2週間しかないという点にある。／法務省は承認機関を代表取締役に変更しろと言うけれど、巻. 株主の同質性を維持するのは株主自身が判断すべきであるし、弐. 矛盾を認めているならデフォルトルールを代表取締役にすればいい。／そもそもの問題は承認期間が短すぎることであり、これを3週間にしても請求株主の不利益にはならないと考える。	奔業登記ケンロン	法務省	会社法上、非公開会社の株主が会社に対して株式の譲渡承認を請求した場合、当該会社は、原則として、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によってその決定をしなければならないとされています（会社法第139条第1項本文）。ただし、定款に別段の定めがある場合には、株主総会又は取締役会以外の者を承認の決定権者とすることも認められています（同項ただし書）。 譲渡承認請求を受けた会社において、その請求の日から2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）以内に請求者に対して承認の有無を通知しない場合には、会社は当該譲渡承認請求を承認したものとみなされます（同法第145条第1項）。 非公開会社においては、原則として、株主総会の1週間前までに株主に対して招集通知を発送することが求められますが、当該会社の株主数が1000人以上である場合には、2週間前までの通知が必要とされています（同法第298条第2項、第299条第1項）。	会社法第139条第1項、第145条、第298条2項、第299条第1項	現行制度下で対応可能	会社法139条は、譲渡承認請求に対する承認権者について、別途定款で定めることを可能としていることから、仮に御指摘のような状況が生じる場合には、会社において定款を変更することを通じて、承認権者を代表取締役などの株主総会以外の者としておくことで対応が可能です。	
490	令和6年3月19日	令和6年4月12日	浄化槽法のBOD規制値緩和	合併処理浄化槽管理における浄化槽法のBOD規制値（20mg/ℓ）を水質汚濁防止法の規制値（25mg/ℓ）に合わせ緩和されたい。	水質汚濁防止法においてBOD規制値は25mg/ℓであるが、かつて浄化槽全般で定期検査の実施率が低く、適正な維持管理が徹底されてない課題があったため、合併処理浄化槽の規制値は浄化槽法と、20mg/ℓ以下と厳しい規制値となっている。 下記の通り、合併処理浄化槽の維持管理を徹底している場合、浄化槽法の規制値を20⇒25mg/ℓに緩和されることを要望する。 (1)簡易点検(毎週木曜日) (2)放流水のBOD・CODの濃度計量測定(毎月1回) (3)汚水処理施設保守点検(毎月1回)	団体	環境省	浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質については、浄化槽法第4条第1項及び環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2により技術上の基準が定められており、「浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上であること」とされています。	浄化槽法第4条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2	事実誤認	水質汚濁防止法上、放流水質についてはBODを25mg/ℓ以下とする基準等はございません。その上で、浄化槽は下水処理場並みの処理性能を有する汚水処理施設であるところ、その放流水の技術上の基準は浄化槽法第4条第1項及び環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2によりBODについては20mg/ℓ以下と定められており、浄化槽の維持管理が、浄化槽の機能を正常に維持し、その放流水の適正な水質を確保するために行われるものであることから、維持管理が徹底されているならば浄化槽放流水の水質は技術上の基準に則ったものになると考えます。	
492	令和6年3月19日	令和6年4月12日	省エネ法の定期報告書におけるエネルギー消費原単位の算出方法及び報告書式の見直し	現在のエネルギー消費原単位は、事業所全体の総消費エネルギーを主に生産量で割って算出しているが、生産に直接関わるエネルギーと環境対策（労働環境改善）や研究開発等に関わるエネルギーに区分して原単位を評価できるよう、定期報告書の書式も含めた見直しを検討願いたい。	省エネ法では、工場全体としてエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減、事業者クラス分け評価制度では5年間平均原単位を1%以上低減することとの基準になっている。 工場では、近年の延長対策としての空調機増強や新規開発品テストラインの設置等において、消費エネルギーの増加となるが、生産量を直接増やすことには繋がらないため、原単位の悪化を招くことになり、ひいては本件のような設備投資に対して躊躇させる大きな要因の一つとなってしまう。また、事業者クラス分け評価でBクラスと判定された場合には、事業者名の公表や現地立入り調査対象になり、事業者にとって非常にマイナス面が大きい。 消費エネルギー原単位の算出においては、生産に直接関わるものと、そうでないもの（環境対策や研究開発等）に区分けして原単位を評価できるよう、定期報告書の書式を含めて見直し改善を お願いしたい。	団体	経済産業省	省エネ法では工場、事業場単位でのエネルギー使用量の把握等の規制を基本としており、エネルギー消費原単位は、工場や事業場単位で一つに設定することとしています。また、省エネ法に基づく定期報告書において、エネルギー消費原単位やその変化状況等について 報告することになっています。 このエネルギー消費原単位の算出は、現行の運用においても、以下のように事業者による柔軟な算出方法の設定が可能です。 ①工場、事業場単位でのエネルギー使用量÷エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（以下「原単位分母」という。）という計算式が基本ですが、適切な原単位分母を選択することは、省エネルギーの推進状況を把握するための 第一歩です。この原単位分母は事業者が任意に設定できます。 ②複数の品種を生産する工場においては、品種ごとに原単位分母が異なったり、生産数量の単位が異なったりすることが多いため、これらを勘案したエネルギー消費原単位の算定も事業者が任意に設定できます。	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第36条、第37条	現行制度下で対応可能	省エネ法では工場、事業場単位でのエネルギー使用量の把握等の規制を基本としており、エネルギー消費原単位は、工場や事業場単位で一つに設定することとしています。また、省エネ法に基づく定期報告書において、エネルギー消費原単位やその変化状況等について 報告することになっています。 このエネルギー消費原単位の算出に当たっては、現行の運用においても、以下のように事業者による柔軟な算出方法の設定が可能です。 ①エネルギー消費原単位は、エネルギー使用量÷エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（以下「原単位分母」という。）という計算式が基本ですが、適切な原単位分母を選択することは、省エネルギーの推進状況を把握するための 第一歩です。この原単位分母は事業者が任意に設定できます。 ②複数の品種を生産する工場においては、品種ごとに原単位分母が異なったり、生産数量の単位が異なったりすることが多いため、これらを勘案したエネルギー消費原単位の算定も事業者が任意に設定できます。 例えば、研究開発施設の場合、自社の製造部門のエネルギー使用量に対する生産量の割合を研究開発施設のエネルギー使用量に当てはめ、これをみなし生産量として、原単位分母に用いることが考えられます。ただし、このみなし生産量が、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値として適切かどうか、他の原単位分母の候補を含めて相関を見ててなどしてよく確認ください。 エネルギー消費原単位の算定方法を見直す場合には、定期報告書を提出している所管の経済産業局にご相談ください。	

規制改革・行政改革ﾎｯﾄﾗｲﾝ検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
493	令和6年3月19日	令和6年4月12日	2回目の意見具申連絡	浄化槽に必要なし尿清掃運搬の件 実務経験が2年を有すると規制をしています	お世話になります 日本環境整備教育センターの規制 清掃(し尿)浄化槽の件 受講資格規制 浄化槽の実務経験が2年以上の経験を有する事と成っていますので 受講出来ません 経験は年数は2年以上現場にて立ち合い何度も作業を行っています バキュームホースを持っていないだけです 極めて簡単な作業です、2年の経験は全く必要有りません 衛生業者既得権益の為新規の業者を守り　新規業者を作らせない様に 規制をしているのが現状です 浄化槽推進室では、浄化槽設置を多く取り付ける様にと補助金にて基数を 増やしていますが、汚泥抜き業者を新規に作らせないように妨害をしているのが、現状です 今回の、能登半島地震にもバキュウーム車有れば応援作業に行けるのですが 大変残念です 御健闘宜しくお願い申し上げます	個人	環境省	公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会については法令の定めに基づき行われるものではありません。	なし	事実誤認	公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会については法令の定めに基づき行われるものではありませんので、当該講習会の受講資格に関しては当該法人へお尋ねください。	
494	令和6年3月19日	令和6年4月12日	地域未来投資促進法を適用する場合の宅建業法上の特例措置	デベロッパーと進出企業が共同して地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画を提案する場合の宅建業法の各種規制（広告の開始時期の制限、契約締結等の時期の制限、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限）については特例扱いとして適用除外とする。	地域へ進出を希望する企業は自ら土地の取りまとめを行うことは困難なためデベロッパーがその役割を担い必要な基盤整備を行ったうえで完成宅地として提供するのが一般的な事業スキームとなっている。デベロッパーが土地利用調整等の支援を受けるために地域未来投資促進法を適用する場合、デベロッパーと進出企業は地域経済牽引事業計画を策定する前段階から共同で取り組む必要があるが、宅地建物取引業者としてのデベロッパーには宅建業法の各種制約があり、本取組みの阻害要因となっている。地域未来投資促進法の趣旨に基づき自ら進出する企業と開発デベロッパーも共同で地域経済牽引事業申請をする事で、当該関係行政庁への5年間の報告義務も設けて状況把握できるため、宅建業法に関する特例措置を適用することにより波及効果の高いより大規模なプロジェクトの実施が可能となり地域が必要としている業態企業の誘致を誘導することにより地域経済活動の牽引に寄与できる。	個人	国土交通省 消費者庁 経済産業省	宅地建物取引業法においては、国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない売主や買主等に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業者に対し、広告の開始時期の制限、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限及び契約締結等の時期の制限の規制等を課しているところです。 具体的には、広告の開始時期の制限及び契約締結等の時期の制限は、法令に基づく許可等の処分の前においては、売買の目的物の完成の可能性が極めて不確定な段階であることに鑑み、大幅な設計変更等による取引紛争の発生を防止し、また、買主等が不測の損害を被ることを防止するため、未完成物件について、法令に基づく許可等の処分があった後でなければ、売買その他の業務に関する広告及び売買契約の締結をしてはならないとするものです。 また、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限は、当該宅地又は建物の所有権を取得できず買主に所有権を移転できないことにより、不測の損害を与えることを防止するため、宅地建物取引業者が自己の所有に属しない宅地建物について、自ら売主として売買契約を締結する行為を原則として禁止するものです。	宅建業法第33条、第33条の2、第36条	対応不可	地域経済牽引事業に係る宅地及び建物の取引についても、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない売主や買主等が不測の損害を被ることを防止する必要があることから、同事業計画の提案を行う場合における宅地建物取引業法の規制について、特例扱いとして適用除外とすることは困難であると考えております。	